

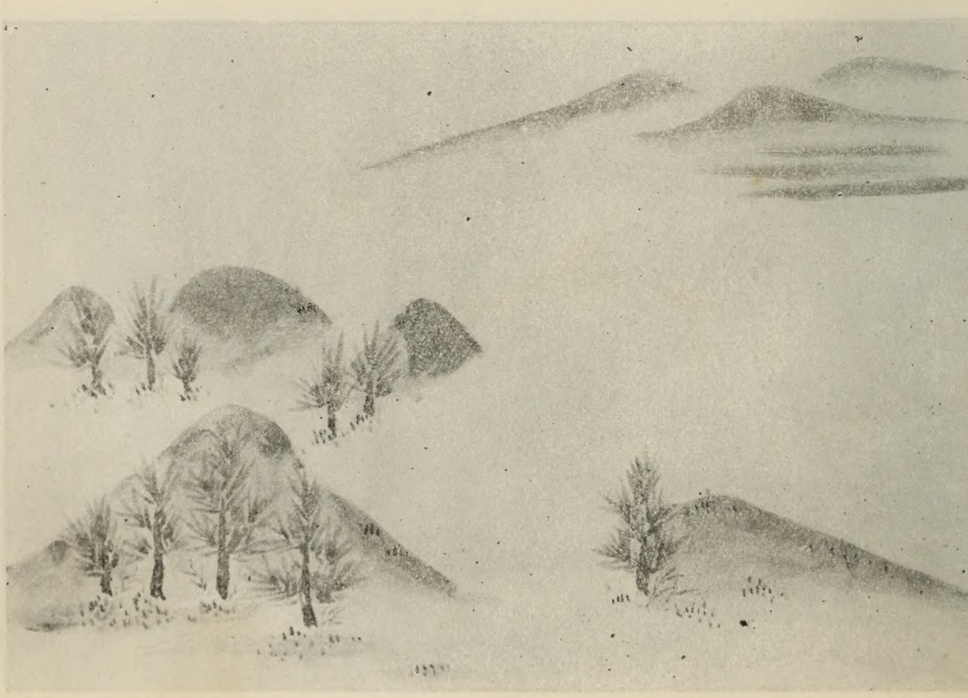
吉備群書集成

第八輯

吉備温故秘録　亨之巻



第一圖　簑里



第二圖　簑山



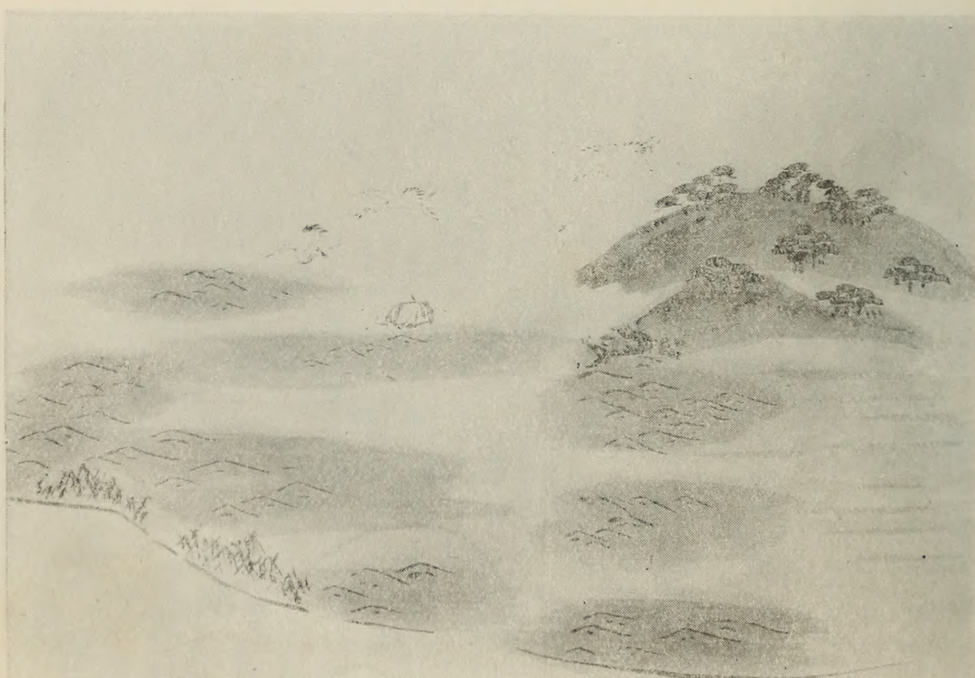
第三圖　笠目山



第四圖　大河



第五圖　大島



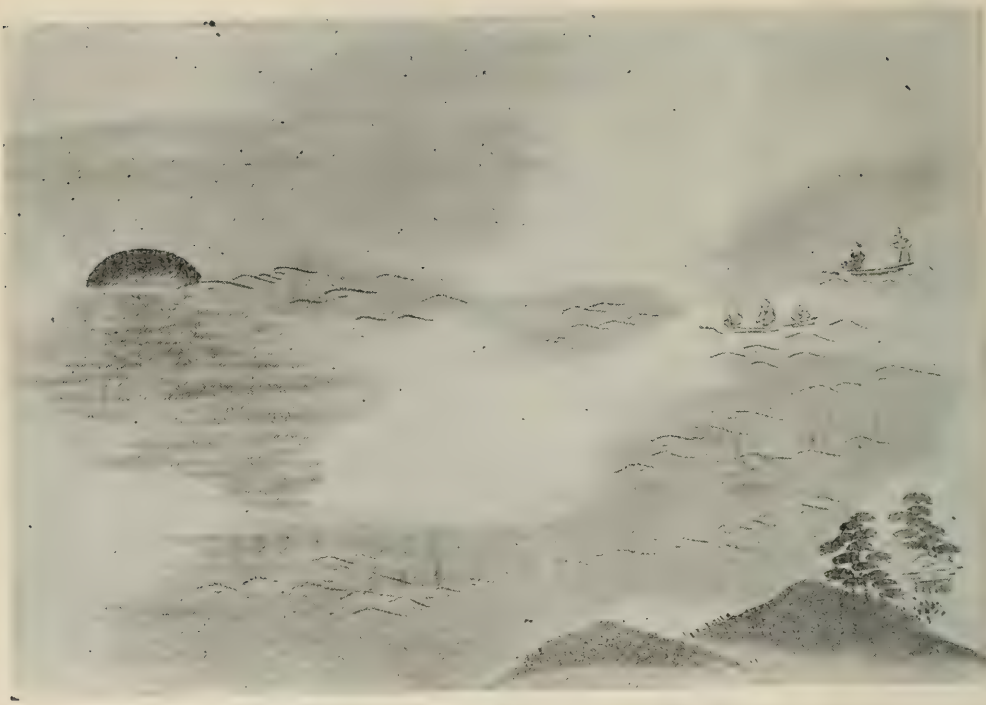
第六圖　岩井島



第七圖　春湊



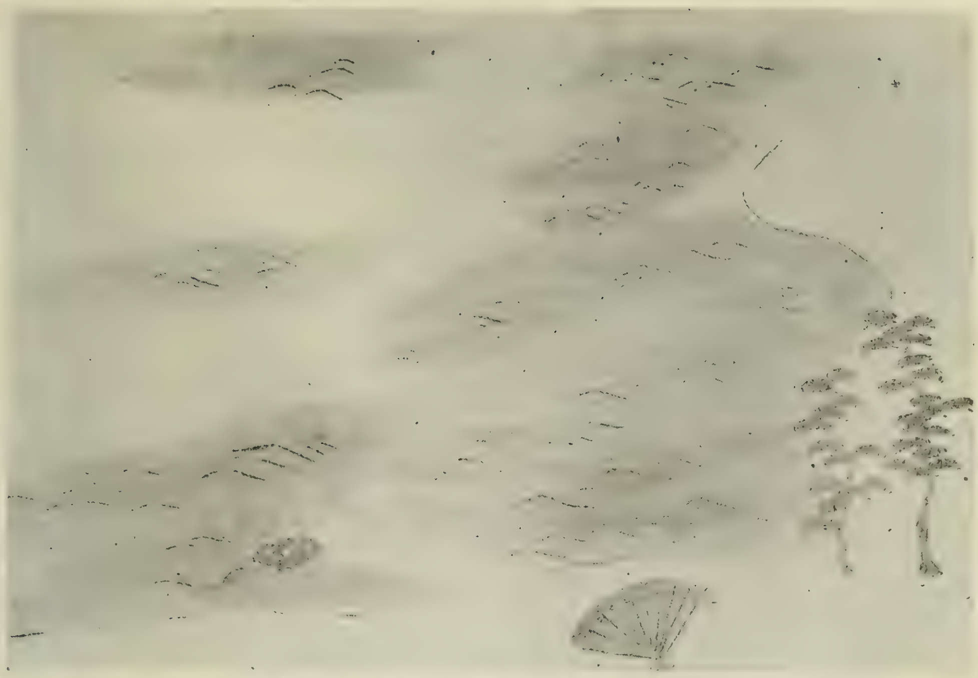
第八圖　神村山



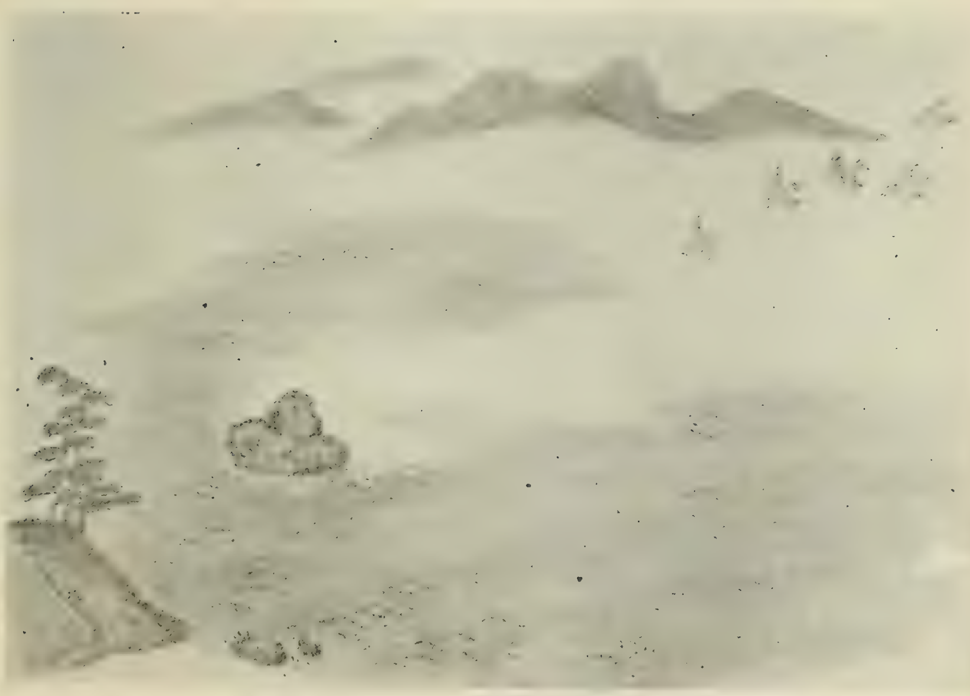
第九圖　虫明



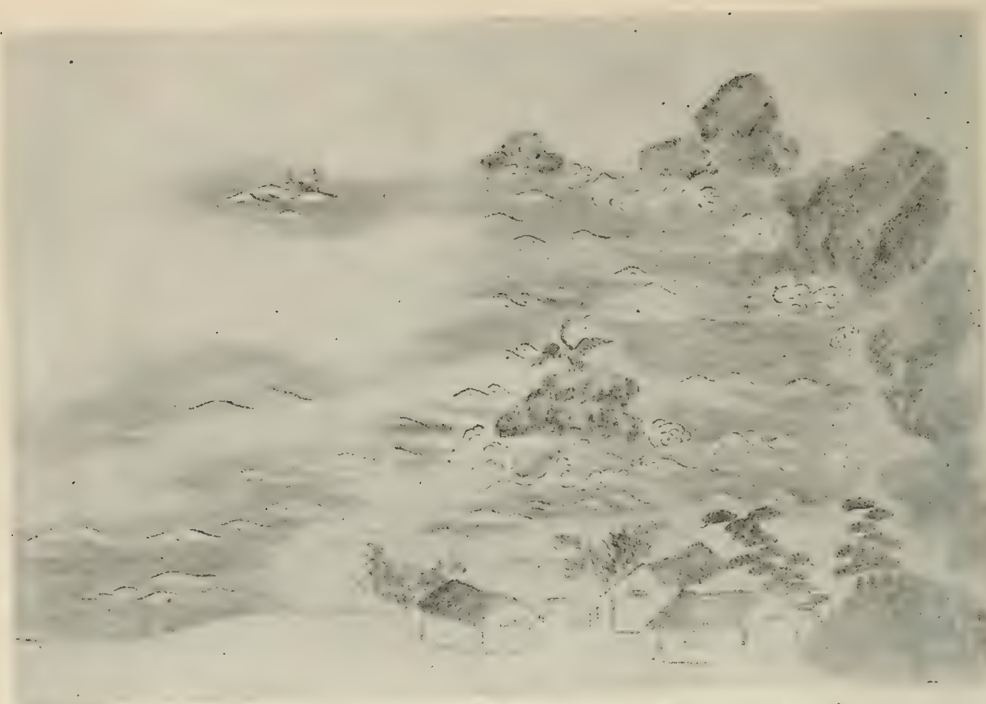
第十圖　韓泊



第十一圖　扇の濱



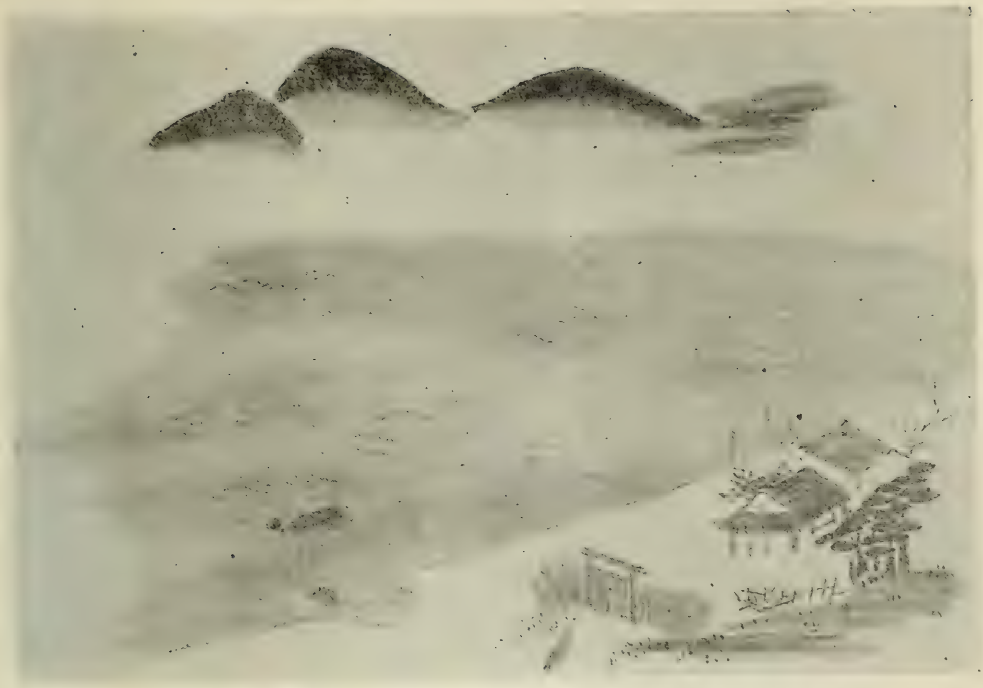
第十二圖　裟掛石



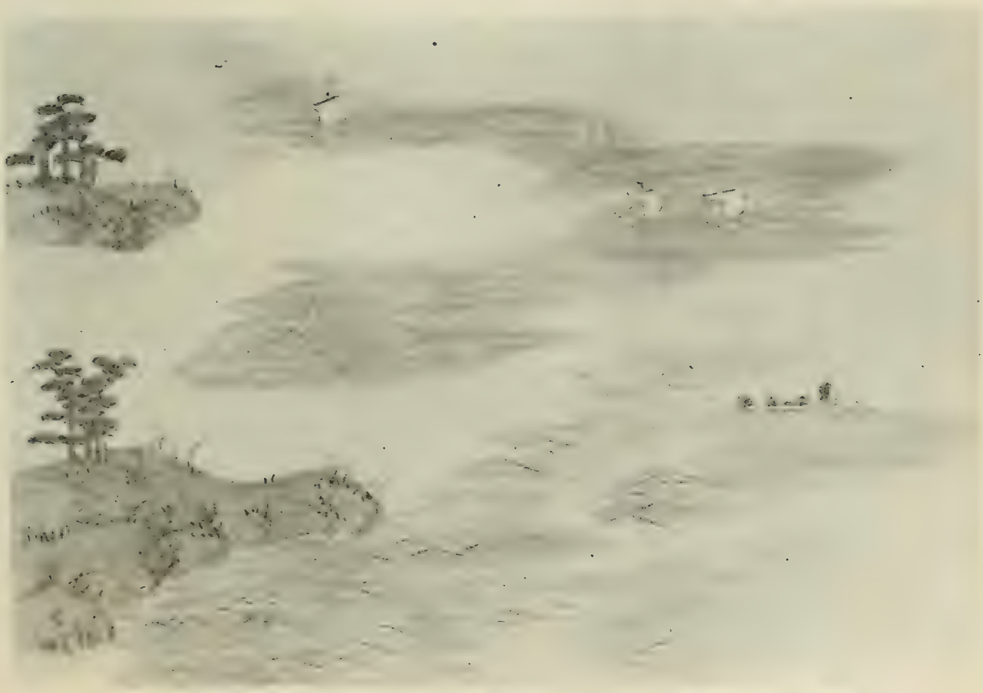
第十三圖　大伯海



第十四圖　楯ヶ崎



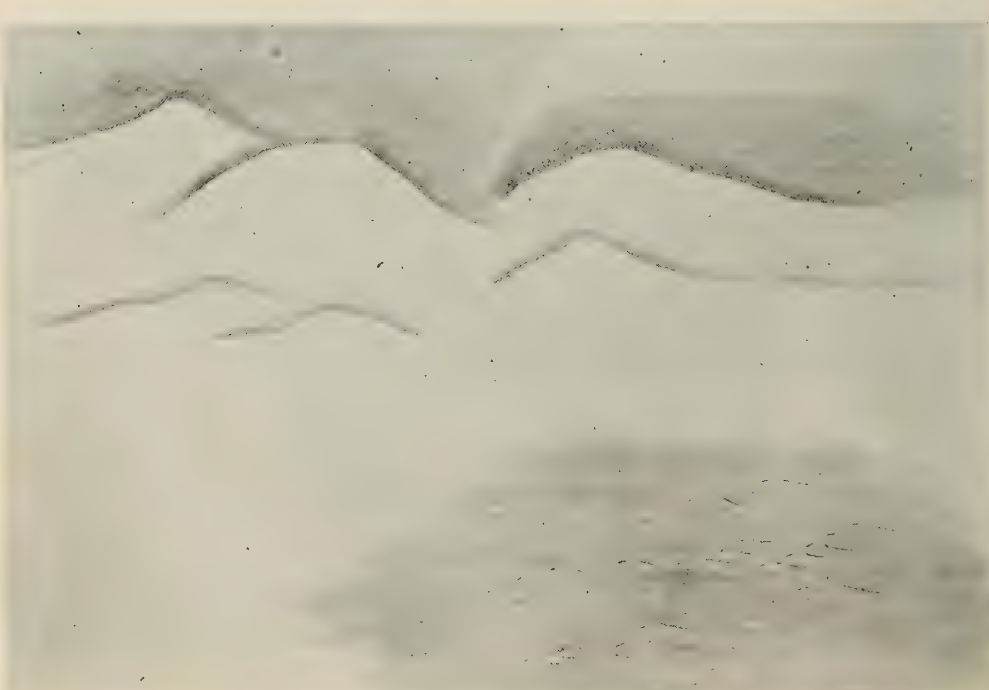
第十五圖　牛窓



第十六圖　逢ケ崎



第十七圖　藤戸



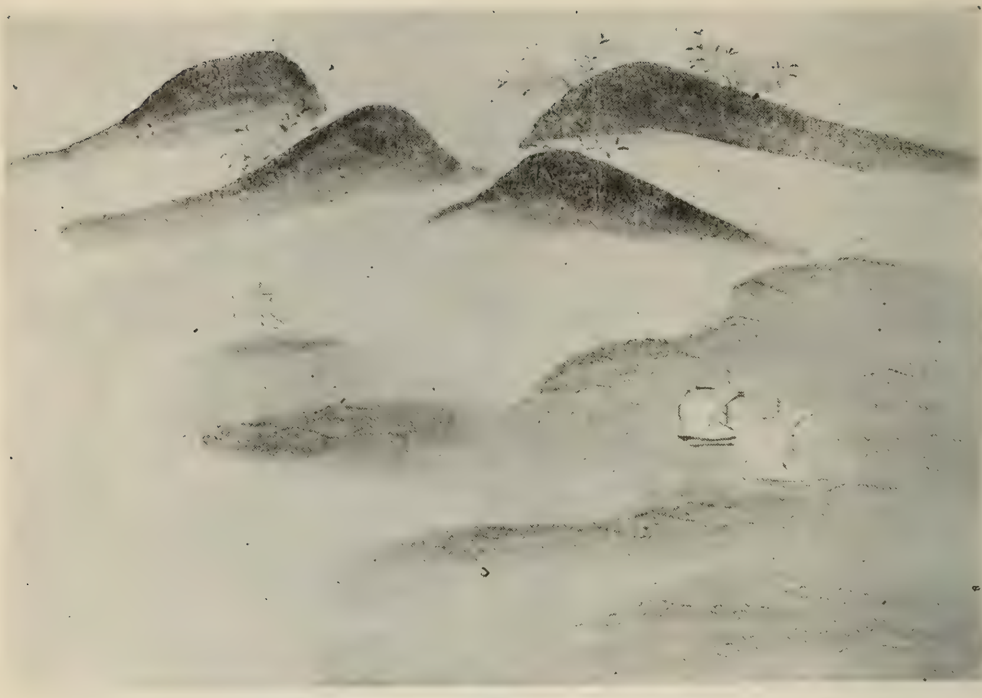
第十八圖　小島



第十九圖　玉浦



第二十圖　高島



第二十一圖　響灘



第二十二圖　比々手



第二十三圖　浦田



第二十四圖　唐琴浦

凡例

一、本書の編纂に就ては、既に吉備溫故秘錄(元之卷)に詳敍したから、今更ら玆に贅する迄もない。則ち、本書も亦東京帝國大學史料編纂所本を底本とし、沼田博士校閱の後ち、岡山縣立圖書館本を以て、其圖(名所上・中・下、古蹟上・下、城趾上・中、人物上・下)を補ひ、更らに縣立圖書館本に漏れてゐたもの(城趾下)は、池田侯爵家本を以て補ひ、玆に吉備溫故秘錄卷之二十七より卷之五十までを、本集成第八輯に蒐載した。

一、本書中、卷之四十二が闕本となつてゐるが、之れは帝國大學史料編纂所本にも、岡山縣立圖書館本にも、池田侯爵家本にも、總て闕漏となつてゐる爲めに、本書に收錄することの出來なかつた事は、寔に遺憾に堪へない。

一、本書採錄の古簡は、實に難解のものであり、虫害も亦尠少でなかつたから、その正鵠を期する爲めに、史料編纂所本と岡山縣立圖書館本とを照合校正し、更らに、永山卯三郎氏所藏の原古簡の寫本によつて校訂し、且つ、縣立圖書館本の模字を引用し、再四校合覈査した結果、遂に難解讀み得ざるものは、底本の文字を複寫し、木版及凸版に印刻して、本書欄外に、或は本文中に採錄した。

古簡の照合に就て、殊に河本一夫氏・荒木誠一氏・永山卯三郎氏を勞したことを附記する。

一、本書の卷首に揭げた名所圖繪二十四葉の原圖は、凡て色彩を用ひてゐたが、本書は、印刷の關係上、色彩を施さぬことゝした。

一、本書古文書中氏姓の下に[華押]の記號ある箇所には、書判があつたけれど編輯の都合によつて、それ等の華押は全部を纏めて原本の二分一に縮寫し、各卷の始めに揭出し、番號を附して參照の便とした。

昭和六年六月中浣

森田敬太郎 識

吉備群書集成第八輯目次

吉備温故秘録 自卷之二十七 至卷之五十 享之卷

吉備群書集成第八輯（吉備温故秘錄 亨之卷）目次終

吉備溫故秘錄

（佛刹）

吉備温故秘錄　卷之二十七

大澤惟貞輯錄

佛刹　一

岡山

禪萬歳山國清寺　門田屋敷。本尊釋迦。本寺景川派京都妙心寺。

〔寺領〕二百石　上道郡今在家にて賜はる。

當寺は、興國公禪學を好たまひ、京都妙心寺寺中、護國院の住僧天猷を招き、一寺を備前に造立したまはんと思しけるが、天猷已に年老ぬれば、其弟子大華を召す、かくて慶長十四年（一説に慶長十五年の事ともいふ）上道郡に法源院といふ古寺あるを再興ありて、法源寺とし、大華住職たり、慶長十八年、國清公かくれ玉ひて、興國公姫路に入らせ玉ひ、又、一寺建立あつて、國清寺と號し、大華移轉す、當時は左衛門督殿逝去後、宮內卿の指圖にて、左衛門督殿の御法號を取て、龍峯寺と改めらる。元和二年、興國公薨じ玉ひ、烈公因伯に移封ありしかば、鳥取城下に國清寺を建てられ、大華の弟子傳外住職す、（此時大華隱居して、京都護國院にいり、其後備前に來り、格岩寺に住せりといふ。）寛永九年、烈公當國に移封し玉ひて、後、龍峯寺を國清寺と改められしといふ。

清泰院　國清寺塔頭。本寺同斷。

國清寺塔頭見桃庵・伴松庵と云二庵なるを、國清寺達源が住職の時、兩庵を合せて一院とし、法源院と號せり。當寺に龍峯院殿の御墓あり。此寺の墓守宗把、慶安四年三月十三日死しければ、達渡の弟子絕外を以て住職としけるが、萬治元年因幡侯の命に依て、清泰院と改め、今に至る迄、因州の御菩提寺となりぬ。

此宗把といふ者は、北條氏直之弟十郎の家臣八萩十右衛門が子也。幼き時伯父野口半右衛門の子となり、宮內卿に仕へ、法師

武者とそめされける。清東院殿逝去の後、墓所守と成て遁世す。其子は立退次男の治兵衛家継て、百五十石をはむ、其子孫平兵衛烈公に召出されてより、今に至れり、尤因州にも嫡流の家は有也。

鳳祥山三友寺　門田屋敷。本尊觀音。本寺東陽派　同斷。

播州野里慶雲寺の住職、南景和尚故有て同所を去り、同所男山の下旦越を頼み、小庵を結び、三要庵と言しが、國淸公或時御野遊の時、此小庵に大勢の僧業隨身せしを見玉ひ、奇特として右の庵號御改、三友寺と被成、烈公因伯へ御移封之時は、二世孤峯隨行くと言、因州にて寺地被下、三友寺といふ。又、當國へお移りの時は、牧翁といふ住僧なりしが、是も岡山に移り、寺地を御堂屋敷にて賜はりしが、延寶元年丑年、洪水の時大破するによりて、爰に移す。

大樹山隱源寺　瓦町。觀音。悟溪派　同斷。〔寬永九年創造之內〕

獅子山妙德院　蔭源寺內之小庵也。

小林山安禪寺　富田町。釋迦。同斷　同斷。〔慶安年中創造〕

慈雲山國恩寺　鹽見町。藥師。同斷　同斷。

寬永十年、因州より移る、高德山東安山といひしが、寶曆七年丁丑、寺僧之變〔伊木家の臣倉知眞介が妻と姦通して、眞介に被切殺されし〕によりて廢寺に及べき處、保國公の高恩を蒙り、その儘建置るゝに付、今の號に改めらる。烈公の尊女本多下野守殿の御婦人慈雲院殿の御爲の御心にて、慈雲山なり、下野守殿の御家斷絕せし故なり。

龍德山大隣寺　東山町。觀音。景川派　同斷。〔慶長年中創造〕

洞家　瑞松山慶福寺　瓦町。釋迦聖德太子之作。丹波國永木寺。

元和二年丙辰、龍峯寺殿にしたがひて、播州より移る。開山通幼靈和尙といふ。寺內に瓢庵君の御墓あり。

虎溪山東寺　磨屋町。聖觀音春日作。備中舟木山洞松寺。〔慶長十八年とも〕

元和年中淸東公より、國淸公の御爲に御創立といふ。

淨土豊光山養林寺光岳院　鹽見町。本尊阿彌陀安阿彌作。本寺西山派京師禪林寺・光明寺。

當寺開山脱空快應（姓中村京師禪林寺果空俊或上人の弟子）は、福照院殿御歸依にて、寛永年中當寺建立あつて、御父榊原康政殿の院號を以て、寺號となさる。かゝりければ福照院殿・圓乘院殿の御位牌を御安置あるべきため、貞享四年六月九日、修造の事命ぜられ、早々其普請取かゝり、御靈屋一棟土藏作りにし、兩佛殿に仕切、御祥月の御忌日に前扉ひらくべしと命ぜられ、十月七日同廿六日、初めて御參詣あるやうに作事すべしとの仰也、奉行は石原茂兵衛也、七月十七日より普請にかゝり、如來入佛御兩殿御入牌、十月七日同廿六日也、兩日とも法會あり、同十二月七日、圓泰院殿（本多中務大夫忠刻圓盛院殿の御父也）位牌新製ありて、圓盛院殿御相佛殿に安置、養林院殿（柳原康政福照院殿の御父也）位牌は、福照院殿と御相佛也、今日則少々の佛會あり、同月廿五日、毎年當寺へ御參詣の日を定めらる、正月八日、五月七日、七月七日、並に盆十月七日、同廿六日、十二月八日也、是より先、貞享二年曹源公光岳の二字の額を賜はりてより、光岳院と號す、當寺にこの外御位牌安置せられし。寺領貳百石御折紙の寫、左に記す。

備前國磐梨郡稗田村之内百斛、備中國都宇郡矢尾村之内百斛、都合貳百斛、福照院殿・圓盛院殿靈牌、依令安置候に付、與畢可爲領納者也。

寛永六己丑年七月十六日　　少將　御名御書判

養林寺

かく御尊心深かりしに、寛政六年甲寅七月廿三日曉八ツ時前より出火、御靈殿・本堂・客殿・庫裡とも、悉く燒失、什物皆烏有せり。さて跡は其儘御建立なく、牌位皆常念佛寺へ御安置となる。

報身山正覺寺　高砂町。阿彌陀。鎭西派洛陽智恩院。

創造時代いまだ詳ならず、古へは中嶋町にありしが、いつの頃にや、今の處へ移るといふ。當寺へは遊行上人備前

正の上又は下脱字有か今の處へ移りて小庵を結びしが、其時の住僧當傳和尚は大徳其上奈森法印の弟にてありしが、當寺を再興せしによつて、是を中興開山とぞ云なり

へ來りし時は、旅宿たりしが、今は常念佛寺へ山宿也。

契道山淨蓮院　濱田町　貢稅地。阿彌陀。正覺寺。〔元和年中創造之由〕

天秀山超勝寺　仁王町　貢稅地。阿彌陀。正覺寺。〔寛文年中創造之由〕

智耀山報恩寺　尾上町。阿彌陀如來惠心作。京都智恩院。

選擇山本願寺　山科町　貢稅地。京都智恩院。

法澤山大雲寺　大雲寺町。阿彌陀如來阿彌陀作。亞山派禪林寺・光明寺。

寺僧の說に、古へは西大寺町に有て、龍開山大蓮寺と云て、正年中此寺を再興にて法澤山大雲寺と改め、宇喜多直家の時、寺領三百石を寄附ありしが、金吾中納言秀秋卿の時、寺領沒收して今の處へ移さる。されども寺內は廣く此寺ばかりにて、近邊人家まれなりしが、追々商家多くなりて大雲寺町と云。さて寺內西手に長屋を建、借家とせしが、其後外へ店を向け商家となしけり。されども、今に其處を大雲寺長屋と唱へ、地子德米とて當寺へ出す、寺中以心庵といふ。委しくは府下大雲寺町の條下に記す、合見るべし。

松風山靈巖寺　東中島町。阿彌陀如來。京都智恩院。〔慶長年中創造といふ〕

無量山光明寺　難波町。阿彌陀如來。京都智恩院。

天台金剛山常住寺圓務院　不動明王。江戶東叡山。

〔廓內寺領〕百五十石。

御祈願所建立あるべきによつて、津高郡の廢寺玉泉寺を再興ありて、圓務院と名付らる。一品公辨法親王、令旨の趣は、

備前國津高郡玉泉寺、往古雖爲同國圓城寺末寺、中古寺院退轉、今般大寺左少將綱政朝臣移玉泉寺舊跡於岡山城下、改舊名稱圓務院、再造立寺院、以請爲叡山末寺、仍以圓務院被補東叡山末寺。

かくて廓内石山の地をトし、寺院草創のため、寶永四年十月廿七日の斧初ありて、諸役人を定めらる。惣奉行稲川左内・淺野瀬兵衛・見屆奉行龜井孫三郎・若林傳三郎（兩人共徒目付）。下奉行江見藤九郎・柴岡傳吉・矢吹吉右衛門・近藤六郎左衛門（各徒）。棟梁大工權左衛門也。此石山の地に、鷹部屋ありしが、過し年鷹方を停止せられし後、廢宅と成居けるをも、此度壞打取、併て寺地と成し、凡坪數千貳百七十八坪餘（畝にして四反二畝十八歩餘、此内八歩は鷹部屋の地也と云。按ずるに、鷹部屋の外は、六姫君の御屋かたにてありしなるべし。さりながら委しくしるしたるものをみねば、それと必定しがたし。）同十一月十八日、曹源公土木御覽の爲わたらせ玉ふ、同廿七日巳の上刻、地祭あり、圓務院・明辨院・見明院の貳大貳等其役を勤む、稲川・淺野其外諸役人出座す、同十二月十二日辰上刻柱立あり、其數は不動堂（五間半四面椽側付共に七間四面）、鎭守社拜殿鳥居御供所、同廊下、延命堂（此堂は圓山曹源寺にありしを、此度またこゝに引移されし也）、表門・裏門等なり。同四年正月十日午上刻上棟、左内瀬兵衛其外役人出づ、同廿一日閏正月廿日、二月十一日、同廿四日度々曹源公もわたらせ御才判あり、同三月四日戌上刻入佛（圓山より爰に移さる。）前駈加々野傳助、後乘門田市郎兵衛、其外徒目付一人、歩行六人、圓務院・觀音際・見明院・兵部・氏部などいふ僧相隨ふ、供養出座の僧には、時靜坊・善仕坊・教觀坊の貳等相加る、同五日の朝開白によつて、曹源公御參詣（御直衣）、御拜畢て、住僧を御前にめされ、池田主殿を以て、御判物を賜ふ。

金剛山常住寺圓務院者、爲國家安全武運長久子孫繁榮所修造也、仍以備前國御野郡西古松之内地高百五十斛寄附之、宜禱祠致誠倍以永不可有怠愕之牒如件。

寶永五年戊子三月五日　　少將　御名判

圓務院

同日西丸に於て、此度普請の役勤し者に料理を賜ふ、此日より七日迄、初て祈禱あり、僧の數は圓務院・觀音坊・光珎寺・寶成院・福聚院・光乘院・松壽院・壽量院・善住院・神力寺・圓城寺・德之院・淸鏡寺・一乘院・圓明院・松林坊・少貳・式部・兵部等也。祈禱執行の間は、本堂東の方假番所に石黑後藤兵衛・村山又左衛門、次の間、徒三人、足輕十七

人、見廻りの徒目付三人等警固せり、火廻りは瀧縫殿なり。扨、家老小仕置稲川左内・澤一學、其外、昵近の輩、代る〳〵相詰ける。結願の日なればとて、七日には罪人大赦あり、此度御寄附品、並、諸士より寄附左に記す。

一、花鬘十二。　三左衛門君より。

一、戸帳一張。　一條政所君より。

一、幡一流づゝ。　只姫君。菊姫君・彌姫君。内匠頭君。主繕君・保國公。長千代君・善太郎君（丹波君の御養子也）より。

一、釣燈籠一對。　幸品（曹源公の侍女、保國公の御母、後榮光院殿といふ）より。

一、磬一つづゝ。　菊野みよしより。

一、石手火鉢一つ。　池田左兵衛・池田七郎兵衛。服部圖書より。

一、小佛具一面。　瀧川縫殿より。

一、鰐口壹つづゝ。　稲川左内・澤一學。淺野瀬兵衛より。

一、鐘の緒一筋づゝ。　善貞（幸品の兄也）水原久兵衛・水原庄八郎。

一、三具足一通り。　藤岡甚右衛門。小堀彦左衛門。八木惣兵衛・今田茂太夫。茨城右太夫。水野權太夫・薄田兵右衛門・南條八郎。森半左衛門。安藤孫九郎。

一、□□（缺損り）壹つ。　宮城武兵衛・中野甚太夫。河瀬源兵衛・大口平左衛門。八田彌惣右衛門・上島彦兵衛・八田市兵衛。

一、三具足二通り。　鈴木新兵衛。小島權内富田彌左衛門。寺澤藤左衛門。阿岐九一郎。津川又六郎。野間五左衛門。横井文次郎。荒尾長兵衛。林武太夫。市浦清七郎。安田孫七郎・八田左介。今井文左衛門。奥山久兵衛・石黒後藤兵衛・村山又左衛門。瀧川久三郎。中野九郎左衛門。

一、佛具面一。　榎宗節・津川友古・野崎川節。田中意徳（過し年出奔、其後召歸さる。）。田中元折。森不干。柴岡宗知・岡田玄

朴・山中淳安・大鷹一齋・柴岡久志・入江玄長・完時宗仙・岩田元東・村田秀仙。

一、小佛具一面。　輕部圓次郎・青地藤四郎・河村淺之丞・近藤久兵衛・玉井平之助・松本藤介・稲川鍋次郎・小森喜太郎・水野梶之丞・志水藤兵衛・青地亦吉・南條七郎・吉崎忠三郎・八田門平・渡邊左太郎・星野道齋・林崎了圓・澤井宇右衛門・林崎清左衛門・村井八郎右衛門・石川七兵衛・立入殿十郎。

一、花皿一通り。　龜井孫兵衛・若林傳兵衛・江見藤九郎・柴岡傳吉・屋明吉右衛門・近藤六郎左衛門。

御城内の御祈禱、去年の夏までは利光院つとめ候が、十二月十七日より圓務院に命ありて、爾後御城内にて、大磐若經轉讀し、寛政の今に至る迄、正月・九月はいふに及ばず、御禱の事は(マヽ)ツル此寺大寄詞なり。

柴岡山岡山寺　磨屋町。阿彌陀三尊慧心作。銘金山觀音寺。〔天平勝寶年中、報恩大師創造〕

〔寺領〕五十石。　院主　光珍寺。

古へは柴津岡山にありしが、天正元年癸酉、宇喜多和泉守直家、城郭を築くによりて、寺を森下御堂屋敷に移す、宇喜多興宗露月光珍の位牌在によつて、光珍寺と號す。其後、今の處へ移る、年號不詳慶長年中、宇喜多中納言秀家卿の時分、岡山寺など號す。同六年辛酉、金吾中納言秀秋卿の時、寺領百石寄附、御當家御代々九十石、岡山寺へ御寄附ありしが、慶安五年壬辰承應改元より、柴岡山金光山の兩寺へ分つて當寺へ五十石御寄附私に曰、此年兩寺訴起りマノ配分ありし事は、變事部に記すゆへに、爰に略す。

備前國津高郡一宮村之内高五十石令寄附畢、右之内圓明院月(マヽ)窓なく如先規可遣候者也。

古・人・判・物・

宇喜多中納言秀家卿寄進狀一通、文祿四年十二月。

同卿より寺領圓明院への寄進狀一通、同年四月。

金吾中納言秀秋卿在判寺領百石寄附折帋三通、慶長六年六月五日。

〔寺中〕圓明院 圓明の位牌あり。月窓院 月窓圓心の位牌あり。

金光山岡山寺觀音院　同斷。千手觀音。本寺同所。〔天平勝寶元年報恩大師創造〕

〔寺領〕四十石。

四十八ヶ寺の內なり、いにしへは、御城內岡山の傍にあり、宇喜多直家岡山城築し時、寺を本城の西に移す。天正元年癸酉の年なりされどもいづれの地といふこと不詳。其後、同十八年庚寅中納言秀家卿、當寺を郭外山崎町一說に藤の町に移す。按ずるに光珍寺觀音坊の二寺の說違ひあり、何れが是なるか事を知らず。當寺に直家の嫡子龜松童子の位牌あり。慶安の頃までは、光珍寺と共に一剎なりしが、承應元年壬辰、一山爭論の事ありてより以來、柴岡山金光寺と改て、二剎に分れり。當寺へ四十石御寄附となる。

備前國津高郡一宮村之內高四十石令寄附訖右之內清鏡寺如先規可遣之者也。

延寶二年二月朔日　御印

觀音坊

古人判物

關白兼平公在判國定一通、建治二年七月三十日。

〔寺中〕清鏡寺 當寺に直家の息女、清月明鏡の位牌あり、故に寺號とす。賦元院・一乘院・本住院。

勝利山普源寺光乘院　大工町。觀音。播州清水寺・光輪坊大佛宮・妙法院。

古へは圓壽院といふ。眞言宗なり、因州より天瀨荒神町に移り、寛文三年此所へ移る。其時天台宗に改宗といふ。

一說に、元は播州清水寺光輪坊の明秀といふ僧、毎年祈禱札を持來りて、清東公へ捧りしが、天瀨荒神町の內、氏の邸宅の明たるを借て、こゝに逗留せしが、後には自然と寺となりて、烈公御移封後も、其儘にてありしが、寛文三年癸卯大工町大圓坊の今國留村に法輪寺の事跡へ移りしといふ。

〔寺內〕稻荷社あり、實相坊といふ。

平福院　石關町。如意輪觀音。金山觀音寺。

實成院　同。同。同。

福聚院　同。藥師。同。

三院共に酒折宮の社僧也、社領の內。

古へは御城內にありしが、天正年中酒折宮と共に今の處へ移る。

平福院は、宇喜多和泉守直家法名淩雲星友大居士といふの廟所にて、位牌肖像等此寺にあり。寺僧の說に、直家、沼の城主にありし時は、上東郡東平嶋村に在り、平福寺といふ、岡山城築の後爰に移るといふ。

眞言 平醫山圓覺寺藥師院　磨屋町。藥師。高野山多門院。〔創造時代不詳〕

〔寺領〕三拾七石。

寺僧の說に、三代實錄に圓覺寺の名あり、此寺の事といふ。按ずるに、御城內吳服藏に鐘あり。此銘に左田山經森圓覺寺院主仙遊享祿四年辛卯六月一日とあり。若此鐘は當寺の鐘なるか、されども寺僧の說に、古へは平井山圓覺寺といひしとあり。山號不合なれども、初め左田山といひしを、中頃平井山と改めしや、未詳、平井山と號せし時、いづれの地にありしや、後南方村に移りて、寺號を德光寺と改めしか慶長四年己亥宇喜多中納言秀家卿、出石鄉今の處なりを寄附して、伽藍建立し、又平醫山藥師院と號せり。同十年乙巳、興國公より寺領御寄附ありしより、御代々御領を賜はる。

備前國御野郡出石鄉之內、藥師堂屋敷拾七石、津高郡芳賀村之內貳拾石、都合高三拾七石令寄附畢、可寺納者也

延寶二年二月朔日　御印

藥師院

當寺の書院は、上道郡沼城の書院なりしを、宇喜多家より給はりて、爰に移せしといふ。故に普請等、格別美を盡せりといふ。

惣福寺　烈公の御時より、別に貳拾石御寄附あり。備前國津高郡一宮村之內高貳拾石令寄進訖、可寺納者也といふ御折帋を賜はる、惣福寺當也。當時本坊より兼帶。

正善院・安樂院・彌勒院・不動院。

金剛寺いかなる故にや、播州須摩寺櫻の制札、此寺にあり、古簡部に記す、合見るべし。

吉祥院・寶嚴院・明星院・成就院・明王院。

日蓮宗 佛住山蓮昌寺龍華樹院　仁王町。釋迦。京都多寶。

〔寺地〕六十二石五斗餘、御折帋。

古僧の說に、當國の守護津高郡金川の城主、松田左近將監元賢の創造なり。元賢の法號によつて、蓮昌寺といふ。西國日蓮宗最初の道場なり。天正年中、宇喜多直家の時、當國に於て、本寺として此寺を再興す、寺內三光堂も、直家の建立にて棟札今に存せり。

古へ創造の時は、郭內にあり。今の拔馬場の所といふ。其後、天正元年、岡山城を宇喜多再築の時、大川の東森下に移し西國第一の道場故御堂と唱へしによつて、今に其跡を御堂屋敷といふ。後又今の處へ移す此移りし年號不詳。古へより、寺領五百石、寺中も四十八刹有しに、寛文年中、不受不施御制禁の時、末寺並寺中とも多く退轉し、寺內も取あげられて衰微し今蓮昌寺墻擴の士の邸宅も寺內なりし。寺領も沒收せられて、やうやく今は寺地ばかり、寺領となりしといふ。

〔寺中建物〕本堂・祖師堂・三光堂・千體佛・三重塔。鐘樓堂。番神堂。七面堂・仁王門。

當寺に大覺僧正の勸書あり。又、大發多羅一幅あり、此外什物品々あり。

〔寺中〕妙善院・覺善院・大乘院・不染院・本成院・實如院・林正院。

峯林山妙應寺　難波町　貢稅地。釋迦多寶。京都妙國寺。〔慶長の頃創造といふ〕

明光山妙勝寺　二日市町。同斷。京都妙覺寺。

〔寺地〕御覺の折帋。

創造時代詳ならず。能勢修理太夫・宇喜多直家等崇敬によりて、建立あり。按ずるに、今に能勢氏の墓、妙勝寺屋敷にあり、能勢氏の建立ならん。又、寺僧

の説に、天正年中創造かといふ。

智光山正福寺　瓦町。釋迦多寶。京都妙顯寺。〔元和年中因州より移る〕

惠日山妙福寺　小原町　貢税地。同斷。同斷。〔寛文年中因州より移る〕私に曰、此地は小原町にあらず、内田村分なり、岡山分にあらず、在分に屬す。

黄門山瑞雲寺　三番町。同斷。尾州小湊誕生寺。

寺僧の説に、暦應年中、能勢太郎左衞門賴仲、建立せし、寺領も三百石を寄附せしと云。初は、本行寺などいひしが寳暦年中より、黄門山瑞雲寺と改め、金吾中納言秀秋卿の法名瑞雲院殿といふに依て寺號とす。則秀秋卿の墓も、寺内にあり。

康松山營能寺　船頭町。同斷。京都本能寺・尼崎本興寺。〔慶長年中、菅若狹創造と云〕

此若狹は元來岡山中納言に仕へ、後御家に召出され、三千石を領せし人なり。此所は若狹の別業なりしといふ。門内の偃松は、同人の知行所、播州曾根ゆへに、曾根天神社地の松の實生を植しよし傳へ語れり。

本湧山本行寺　鹽見町。同斷。京都妙滿寺。

本門山寶仙寺　同町。同斷。同斷。〔寛永年中創造といふ〕

一向宗長源寺　野田屋町。阿彌陀。東本願寺。〔寛永年中因州より移る〕

西寶寺　紙屋町。同斷。同斷。

淨福寺　磨屋町。同斷。同斷。

改觀寺　紺屋町　貢税地。同斷。同斷。

聞德寺　野田屋町　貢税地。同斷。同斷。〔老臣森寺藤左衞門創造なり〕

天正二年、甲戌。本願寺念佛修業の僧ども國政を蔑如にて法度を用ひず、尾州長島に城をかまへて一揆を起す、信

長公これを攻めて、九年九月廿日城に火をかけ、思ふまゝに本意を遂げられける。其後、信長公より一向宗門禁制ありしに、森寺藤左衛門は、毎年軍忠ある者なれば、此宗門をゆるされ、森寺の領地いづれの地といふこと詳ならずに、開徳寺といふ此の一向宗の寺を建立せし也。其後、因州へ移し、又、備前へ御移封の時も、岡山野田屋町へ移して、其儘開徳寺といふ。本尊阿彌陀は、名作といふて、今に此寺に安置せり。藤左衛門法名釋淨原と云。かくの如く、森寺の建立なれども、子孫は此宗門を信ぜず、改宗して今禪宗と成といふ。

正恩寺　平野町　貢税地。同斷。同斷。〔元和元年創造のよし〕

淨覺寺　小畑町。同斷。同斷。

光清寺　小原町。同斷。西本願寺。

古へは、榮町にあつて千阿彌といふ。時宗門なりしが、天正の初より一向宗に改めしといふ。古へは榮町を千阿彌町といひしも、此寺所にありしによりてなり。南の端に石橋あり、千阿彌橋と公儀への御繪圖に記せり。　朝鮮征伐之時、神君の御旅館となりしなり。其後、住僧順知より、大高檀紙を 神君へ奉りしが、其御返翰拜領して、今に此寺に祕藏せり。寛文五六年の事にや、時の住僧重き罪ありて獄に下りて、寺も廢せらるべかりしを、本寺京都西門跡より、段々申さるゝに依て、廢せられざれども、同八年戊申七月十六日、命ありて、光清寺の堂宇を、小原町明恩寺といふ廢寺の跡へ移さる。奉行は瀧川仁左衛門・磯邊喜兵衛なり。かくて、此千阿彌跡は、町會所寺習所とぞなりける。千阿彌寺を光清寺と改めし年號しれず。

按ずるに、もしこの小原町へ移りし時にや、といへどもさにはあらず、一向宗となりし時より、光清寺と改めしならん、神君の御書に、光清寺とあり、されども世人千阿彌光清寺と唱へしにや、小原町へ移りし後、世人千阿彌と唱へしなりとも、古老は千阿彌と唱ふるものあり。

淨教寺　西大寺町　貢税地。同斷。同斷。

源照寺　東中島町　貢税地。同斷。同斷。〔寛永十八年創造といふ〕

年の上叉は下脱字有るか

敎德寺　同所。同斷。同斷。同斷。〔寛永十年創造といふ〕

御野郡

天台 銘金山観音寺遍照院　金山寺村。千手觀音。本寺輪王寺御門跡。

〔御朱印領知〕高百八十六石六斗餘、金山寺村一圓諸役免許。寺記曰、孝謙天皇天平勝寶元年報恩大師詔によりて創造、同御宇、勅によりて國中四十八ヶ寺を建立す、當山を以て四十八ヶ寺の本寺とす。今は四十八ヶ寺或は他宗となり、或は廢止して不全。

延久元年火災。

當山は堂舍古へは今の寺地より、西南妙見の峯（俗に此所を一本松といふ）にあり、山風烈しく、火災繁きによりて、近衞院の御宇、法性寺關白殿を以て言上し、奏聞を經て、今の地へ移す。弘治年中、松田左近將監、日蓮宗を信仰して、當寺をも日蓮宗にあらためんことをすゝむ。寺僧きかず、これによりて放火す。

天正年中、宇喜多直家岡山城築の時、立願によりて、寺領先規のごとく、五千九百を寄附す、國中の寺社へ配當せり。

宇喜多直家卿の時、國中の寺社領を沒收す、然を秀吉公寺領先規のごとく、遍照院豪圓僧正へ附せらるべき旨、上意によつて、文祿三年先規の如く、當山の寺領を寄附す、又、國中の寺社へ配當す。

慶長年中、金吾秀秋卿、國中の寺社領を沒收す。此時當時より先規の趣を訴るによりて、三千石を寄附す。又、國中の寺社へ配當す。

慶長九年、興國公（寺時照直と奉稱）御代、當山、並、國中の寺社領先規の如く御寄附、然る上は、寺代の社人歸伏の僧といへども、遍照院をさし置、自餘の人を以て訴訟をくはだつといへども、聊承伏すべからざる旨、御墨書あり。

古へは、國中の寺社、當山より支配すといへども、寺務繁多ゆへ、烈公の御時、請て一宗の末寺のみ是を支配す。

將軍家御朱印頂戴中絶す、故に天譽法印言上して、寛永年、大猷院様の御朱印頂戴し、それより御代々頂戴之。

龍珠院・安禪院・妙音院・壽量院・善住院・智增院。

古人判物

目代在判一通　仁安三年二月廿日。
八條殿在判下知狀　壽永二年四月　日。
左近衛權少將兼大助朝臣在判一通　元曆二年八月　日。
月代對馬守在判國定一通　文治元年八月廿一日。
建久三年六月　日之判物一通。
右大將賴朝公在判一通　建久四年六月　日。
月代狀一通　承元四年八月　日。
同　建曆三年十月廿六日。
別當相模守平朝臣義時在判一通　建保二年九月廿六日。
月代雅樂亮狀一通　同三年十二月。
武藏守平泰時在判一通　貞應元年十月　日。
前陸奥守平義時在判一通　同二年二月三日。
掃部介平時盛駿河守平重時在判一通　貞永元年壬九月廿六日。
越後守時盛相模守重時在判一通　仁治二年六月十一日。
寬元四年正月廿九日之判物一通。
左近將監平長時在判一通　建長七年五月廿一日。
弘長三年十一月十一日之狀一通。
清原淸三郎在判一通　久永七年十二月廿六日。
同　同八年三月十七日。
左近將監平下知狀一通　建治二年四月廿四日。
左近將監平朝臣時村陸奥守平朝臣業時狀一通　弘安三年四月十七日。
月代左衛門尉藤原狀一通　同年五月二日。
攝政太政大臣兼平在判大學助下知狀一通　同七年七月廿四日。
月代左衛門尉藤原下知狀一通　同年八月七日。
攝政太政大臣兼平在判掃部介盛信下知狀一通　同十一年二月十八日。
同在判月代沙彌狀一通　同年二月廿三日。
大塔宮執當殿法印良忠在判二通　正應二年三月十一日。
地頭沙彌在判寄進狀一通　德治二年二月二日。
平政有在判寄進狀二通　正和元年十一月廿三日。同二年三月十八日。

丹治宗行在判寄進狀一通 同三年四月十一日。
左近將監平朝臣陸奥守平朝臣兩判之制札一枚 元亨三年二月十三日。
左近將監越後守兩判一通 元德三年五月廿日。
沙彌尙西法眼定昇比丘尼善阿等三人之在判寄進狀一通 嘉曆三年六月 日。
公文狀一通 曆應五年三月 日。 月代判物一通 正平六年十一月四日。
左兵衞尉在判一通 應安三年三月十八日。 沙彌聖信在判一通 應永十一年十月八日。
若狹守須々木大之進狀一通 文安五年六月一日。 基景在判一通 文明四年十月三日。
因幡守豐後守兩判一通 同十五年十二月 日。
須々木備中行景大淵修理進等一通 長享三年卯月 日。 筑前寺叅吉判物一通 天正十年三月 日。
浮田秀家在判制札一枚 同十七年六月廿九日。
女鎚津高郡すけ村之內五十石寄進狀一通 文祿三年九月十三日。
下板表高野五十石寄進檢地帳 同五年十一月十八日。
金吾中納言秀秋卿之家臣伊藤雅樂守・杉原紀伊守兩制札一枚 慶長六年六月五日。
石山明神古へは岡山城内に鎭座ありしを、寬文五年ゆへ有て此山へ遷す。

笠井山妙法寺

畑村。藥師。銘金山觀音寺壽量院司之。〔天平勝寶年中報恩大師創造〕
弘治年中松田左近將監堂舍燒拂ふ。

龍燈松

藥師堂の前にあり、此山上に燈見ゆる事あり、俗に是を龍燈の此松にかゝりしといふ。其處にては見ゆる事なし、遠方よりよく見ゆるといふ、しかれども、他より見ゆるのみにあらず、近邊にても今は見ゆる也、古墳一つあり、墳墓の部に記す、依て爰

に略す、笠日山といふて名所なり、今笠井といふは誤りなり、委しくは名所部に記す、合せ見るべし。

高光山清照寺上興院　河本村枝宮本。弘法大師御願。三野村法界院。〔報恩大師の草創といふ〕

西谷山法萬寺　原村。阿彌陀。同斷。〔天平勝寶年中、報恩大師創造といふ〕

日蓮宗花用山妙龍寺　竹田村。釋多寶。岡山蓮昌寺。

寺僧の說に、永祿年中創造、其比はこの村の北方に有て、岳光寺といひし由、慶長年中此所へ遷て、右の號に改むといふ。一說に、武田某といふ者、建立しけるが、法號を妙龍といふ故に、寺號に改むといふ。此武田が子孫、岡山中の町に居て、武田東庵と云醫者なり。明和年中、此妙龍の年回を弔ふ時に、府下の詩歌連誹を集めし事あり、追善の爲也。

法昌山大林寺　西河原。同。京都妙覺寺。〔延文年中創造〕

寺中に帝釋堂あり、俗に此寺を呼て、河原の庚申といふて、大森寺と唱へず。

眞言金剛山遍照寺法界院　三野。正觀音聖德太子作。御室仁和寺。〔天平勝寶年中、報恩大師創造〕

〔寺領〕十石。

實相坊　本尊藥師春日作。

藥園山長泉寺　醫王院。南方藥師。三野村法界院。

青王山覺雲寺歸命院　同。帝釋。同斷。

日蓮岩根山大然寺寂禪院　大安寺村枝正野田。釋迦。京都妙覺寺。

古へは禪宗なり、永祿年中日蓮宗に改む。

大乘山妙林寺　上伊福村枝別所村。釋迦多寶。房州誕生寺。

寛永九年、御國替の時、因幡より來り岡山山崎町に移り、貞享二年當所へ移す。此寺は檀家も少なく、貧寺なりし

が、寛文年中不受不施にて、蓮昌寺の末寺等其外寺々多く廢されしに依て、此寺々の檀家、こと〴〵く妙林寺檀家となりしによつて、今の處へ移り、大寺となりしといふ。

禪宗 **蘆原山**　米倉村。釋迦。岡山國清寺。

此處墾田の後、備中國和氣與左衛門といふ者創造して、觀音寺と號し、作州佛道寺の末寺とせしが、後岡山國清寺の末寺となりて、舊號觀音寺を改めて常慶と號せり。

眞言宗 **青龍山安養寺最城院**　七日市村 貢税地。正觀音 不動・毘沙門。瓶井山安住院。

寺僧の說に、天平十一年、釋行基諸國に梵刹を造營して、國民の豐饒を祈る。この寺も其一寺也。貞應年中までは、寺領三十石、寺數も六刹あり、今の春日宮の所なりといふ。金吾中納言秀秋卿の時、五刹並寺領とも沒收して、當寺のみ殘れりといふ。

立石山松壽寺　濱野村。釋迦。京都本能寺・尼ケ崎本興寺。

曆應四年、多田入道賴貞（賴貞之事詳しくは墳墓の部に記す）建立なりといふ。則當寺內に、多田氏の墓あり。

〔寺中〕本性院。

成善山妙法寺　同村。同斷。房州誕生寺。〔寛永十一年甲戌創造〕

下總國平賀山本土寺の末寺なり。阿宅山敎善寺といひしが、寛文六年丙午、本寺、並、今の山號寺號に改むといふ。

天台宗 **天龍興國山子孫長延寺**　上出石村。〔享保二十年乙卯六月十三日創造〕

圓務院司之田地五反御寄附なり。上道郡浦間村長延寺の舊跡を、爰に移されしなり、當寺開山妙高字活山といふ。

眞言宗 **妙見山常福寺寶泉坊**　下伊福村枝國間。聖觀音。備中上房郡古瀬村大寶寺。〔創造不詳〕

此寺は國中居兒の寺にして、寺僧もかれが中より出づ、よつて里人この寺によらず、惣本寺は高野山常樂院なり。

當寺元は長福寺といひしが、正德六年酉申（今年享保と改む）六月より、今の號に改む、これは今年有德廟將軍となり給ひ、

御長子を長福君（将軍家重公の御産名なり）と申奉りければ、長福の二字を憚り改めしなり。下皆是にならへ。

津高郡

日蓮宗　**吉祥山日應寺舜領院**　日應寺村。釋迦。本寺和泉郡浦伊部村　妙國寺。〔天平勝寶年中創造〕

天台宗四十八ヶ寺の内也。其後に、松田左近將監改宗せしめ、今の山號を寺號に改む、前は寺中も三ヶ寺ありしが今は屋敷ばかりなり。

私曰、古名日恩寺を、松田左近將監今の號に改しとあれども、日應寺といふも久しき事と見へて、興禪護國論の序に、榮西二十三歳（仁平院長寛元年癸未卜叡山、往備前州日應山、絶粒修三摩耶有年矣）とあり。

正保山幸福寺圓珠院　菅野村。釋迦。房州小湊誕生寺。〔創造時代不詳〕

いにしへは天台宗なりしに、文明年中、松田左近衛將監のすゝめによつて、日蓮宗に改む。

白玉山龍淵寺遠壽院　中田村。釋迦。京都妙覺寺。〔永正二年松田左近將監元成創造〕

其頃は本郡市場村に在しが、慶安年中天今の處へ移す。

私曰く、永正二年元成創造とあれども、元成は文明十六年討死なり。年號の書誤りか、又、元成の子松田左近將監元勝にて、成と勝との書誤りか、是非を知らず。

臥龍山道林寺本行院　中山村。釋迦。京都妙覺寺。

堂屋敷八畝拾參歩半　御免地。

松田將監元成創造といふ。この時は金川城中にありし也。この城山を臥龍山といふ。又、城中道林丸といふあり、是に依て山號地號とせしなり。今、其寺跡を堂が谷といふ。

明圓山宗善寺　今保村　貢税地。同斷。岡山正福寺。〔元龜年中創造〕

藤田山成就寺惠音院　富澤村。同斷。〔天平勝寶年中創造〕

天台宗四十八ヶ寺の內なりしが、延寛年中、日蓮宗に改む。

〔寺中〕大林坊。

法住山妙淨寺蓮正院　延部上村。同斷。富澤村成就寺。

いにしへは天台宗なり、松田左近將監の家士宇垣勘兵衞といふ者創造にて、同所八幡宮の社僧なりしを、永正年中に、松田左近將監元成がすゝめに依て、日蓮宗に改む。

他本山孝德寺　品田村。同斷。本寺同斷。

古へは天台宗なりしに、永正年中、松田左近將監元成がすゝめに依て、日蓮宗に改む。前は長福寺といひしが、正德六年酉申六月より孝德寺と改む。

天台 **山神山神力寺**　一ノ宮敷地村。阿彌陀。金山觀音寺。〔和銅年中創造〕

一の宮吉備津宮の社僧也。社領之內高三拾石配分。其後大相國准后鹿園院大婦人再興之由。

山神山德壽寺　同村。虛空藏。同斷。〔和銅年中創造〕

〔寺領〕高五石、物成貳石三斗壹升貳合。

本宮山圓成寺觀音院　圓城村。千手觀音。同斷。

〔寺領〕高貳拾石。

元正天皇の御宇、筑紫の朝敵降伏の御願として、靈龜元年の草創と緣起に見へたり。其後、報恩大師四十八ヶ寺の數に加ふ、古へは本宮山に在て、正法寺といふ。今に寺跡蓮池等殘れり、後今の地へ移して、圓城寺と改む。

備前國津高郡圓城村之內、高貳拾石令寄進訖、可寺納者也。

延寶二年二月朔日　御黑印

圓城寺

〔寺中〕松本坊　本尊藥師。福藏院　本尊正觀音。

赤阪郡

天台金泉山正滿寺妙覺院　正滿寺村。阿彌陀如來。本寺銘金山觀音寺。〔天平勝寶年中、報恩大師創造〕〔四十八ヶ寺の內也〕

〔寺領〕十八石九斗八升三合。

備前國赤阪郡正滿寺村之內、高拾八石九斗八升三合、令寄進訖可寺納者也。

延寶二年二月朔日　御黑印

正滿寺

外に、畑五畝拾四步。御免地　鎮守山王。

〔寺中〕東光坊・本明院・東明坊・觀照院。

菖蒲山西光寺隨緣院　菖蒲山村。同斷。同斷。〔創造同上〕

〔寺中〕安養院・眞如院・地藏院・本覺院　二王門・鐘樓堂あり。

〔寺領〕高六石六斗八升　鎮守山王。外畑五畝貳拾貳步　御免地。

笠山淨土寺持敎院　笠山寺村。藥師。同斷。〔創造同上〕

〔寺領〕貳拾貳石壹斗。鎮守　山王輸寸天

備前國赤坂郡笠寺村之內、高拾貳石壹斗、令寄進訖可寺納者也。

延寶二年二月朔日　御黑印

笠山寺

外に、屋敷畑三畝十五步　御免地。

眞言金光山善敎寺圓壽院　馬屋村。千手觀音。三野村法界院。〔天平年中創造〕

古は長福寺といひしが、正德六酉申六月善敎寺と改む。

天台金光山德行寺大乘院　牢佐村之內大久保。阿彌陀。金山觀音寺。〔天正年中の中興と云〕

日蓮宗 二王山慶立寺覺圓坊　建本村之内瀧山。釋迦。岡山蓮昌寺。

一に、二王山を藥王山に作る。古へは眞言宗なりしが、天正年中日蓮宗と改む。

古人判物

元久元年八月廿二日從二位在判之寄進狀一通。建保二年正月日末軍哉在判免田狀一通。

承元三年八月日保中信山在判寄進狀一通。承安三年十二月日散位安倍在判寄進狀一通。

正應四年九月日六人連名在判之狀一通。赤松上總介義則直筆崇隆寺之三字の額一枚。

天台 杳石山高福寺蓮花院　杳石山村。大日。金山觀音寺。〔天平勝寶年中報恩大師創造〕〔四十八ケ寺の内也〕

〔寺領〕高當村にて拾壹石壹斗四升の御黒印。

鎭守山王。鐘樓堂。仁王門。

屋敷畑壹反四畝九步　御免地。

〔寺中〕善行院。西明院。利生院。

往古は伽藍莊麗なりしが建久年中悉く燒亡す。境内に皮藏石・杳石といふ石あり。

日蓮宗 正氣山妙法寺智善坊　仁堀東村。釋迦。御野郡妙林寺。〔永祿年中、領主羽床伊賀守建立のよし〕

同 近(イニ延)福山久成寺　前は長福山といふ　草生村。釋迦多寶。京都妙滿寺。〔慶長年中創造〕

同 日影山蓮現寺妙應院　周匝村町。同斷。岡山蓮昌寺。〔天正年中創造〕

〔寺領〕三石二斗五升。

前受福山妙圓寺といひしが、享保十三申年二月日、影山蓮現寺と改む。

禪齊宗 隨雲山大龍寺　同斷。釋迦　迦葉尊者。阿難尊者。前は岡山國淸寺。今は京都妙心寺也。

寛永年中、池田河内建立代々此家の菩提寺なり、今に至りて、寺務此家に屬す。又一說に、寛永中河内建立とは誤なり、河内は慶長十二年卒す、法名大龍寺といふ、寛永年中、其息伊賀、父の爲に采色に寺を建て、父の法名を以て寺號とす。今寺内に河内の墓あるは、後に營し成べし。河内は兒島郡下津井の城に卒す、遺命に依て水葬すといふ

一向宗 光專寺　前は光泉寺に作。阿彌陀。同斷。京都西本願寺。〔寛永年中建立〕

寺務池田但見家に屬す。

日蓮宗 妙見山圓立寺眞性院　大庭村。釋迦多寶。岡山蓮昌寺。〔天文年中創造〕

貢稅地。

眞言宗 幡峰山極樂寺普門院　幡寺山村。千手觀音。三野村法界院。〔曆應年中創造〕

〔寺領〕高十八石一斗七升、當村にて御寄附、御墨印在り。外、屋敷畑五畝五步　御免地。

〔寺中〕光明院・泉藏院・千手院。

日蓮宗 瑞輪山香雲寺本妙院　國ヶ原村。釋迦多寶。岡山蓮昌寺。〔天文年中創造〕

〔寺領〕高一石九斗七升三合。

先年香雲寺の住持退院に付、右高の内一斗八升五合、當時香雲寺へ配分、殘りは神職へ被遣。

天台宗 藥王山眞福寺　正崎村。金山觀音寺。〔萬治年中の中興〕

同 高倉山宿雲寺其龍院　牟佐村。觀音。同斷。〔天文年中の中興〕

玄龍院古名地福院。

日蓮宗 正順山妙圓寺常音院　大田村。釋迦多寶。京都妙覺寺。〔應永年中の創造〕

古へは眞言宗、白石山藥王寺といひしが、後、日蓮宗となり、山號寺號共改む。

天台 石井原山千光寺救王院　石井原村。觀音。金山觀音寺。〔天平勝寶年中、報恩大師創造〕〔四十八ヶ寺の内也〕

郷イニ江に作。

〔寺中〕西明院・玉泉院・淨心院。
〔寺領〕高二十七石三斗七升八合、當時(寺カ)にて御寄進可致遣御黑印有り。外に、屋敷畑三畝 御免地。 鎭守山王。
天正十八年、沼田左衞門大夫・同右京之進再造の由、棟札ある。
住古は境內龍王山にあり、火災ありて、千手谷といふ處に遷る。其寺跡今に在り、其後いつの頃にや、今の堂山の頂へ移す。境內に來迎石といふ岩あり。

同 **和田山聖觀寺無量院** 黑花村。 正觀音。 金山觀音寺。〔寬永年中の中興〕

日蓮宗 **鄉久山蓮光寺一如院** 吉田村。 釋迦多寶。 京都妙覺寺。
〔津高郡鹿瀨村之城主丹生氏部建立〕 新願所と云。時代不詳。永祿年中、松田左近將監元成再興のよし

眞言 **石橋(イニ梠)山寶壽寺西明院** 中畑村。 阿彌陀。 三野村法界院。

同 **上地山滿樂寺地藏院** 上地山村。 地藏 毘首羯磨の作。 同斷。〔天平年中創造〕
〔寺中〕明王院・東福坊・圓藏院。
〔寺領〕高七石九斗九升。外に、屋敷畑六畝六步 御免地。
今の堂より四五町峯に安座す〔壽永之比、當所之領寺葛城左京之進と云者、今の處へ當堂を建立といふ〕

同 **大松山高福(高仙寺とも)寺觀音院** 大松山村。 觀音 行基の作。 同斷。〔神護景雲年中僧鑑眞創造〕
〔寺中〕蓮生院・福壽院・不動院・普賢院 鐘樓堂あり。
〔寺領〕高四石七斗五升。外に、屋敷畑三畝二步 御免地。

眞言 **葛山高仙寺青蓮院** 前は極樂寺といふ 仁堀西村。 阿彌陀。 同斷。〔弘仁年中僧空海創造〕
〔寺中〕文珠院。

磐梨郡

天台中津山元興寺大乘院　肩背村貢稅地。千手觀音。本寺銘金山觀音寺。〔天平勝寶年中報恩大師創造　四十八ヶ寺の内也〕

〔寺中〕光明院・藥師堂 肩背村に有、同村大乘院司之。・藥師堂 江尻村に有、同上。

同　小川山常念寺慈照院　澤原村。阿彌陀。同斷。〔四十八ヶ寺の内〕

古名月性院を寛政三年より、月性院を慈照院の文字に改む。

此寺に弘法大師頭髮之記といふ物あり。其中の文に言、高倉院嘉應年中平清盛配小川親王於備前州石生郡澤原村云々、邦之和氣郡有浦上義宗者、常親王館に參り仕ふといふ。

寺内に、小川御所の墓並慈照院義政公の墓有。

按るに、小川親王を平清盛當所へ配流といふは誤ならんか、小川御所といふは、足利將軍慈照院義政公の御臺所富子也。京都小川の御所に住まふに依て、小川御所と稱す。義政公薨じ玉ひて後、此處へさすらひ玉ひて、後に薨ぜられし也。是に依て、當寺を小川山といふ者か。又、月性院といふは義政公を慈照院といふ故に、是文字を院號に付たるなるべし。然るを後自性院と書替たるを、近年又元の慈照院に復したるなるべし。富子の前の創造か、又、以前よりありし寺を富子前尊信して小川山慈照院と名付しか、未詳。富子の前の事は、墓跡の部に委しく書す、寺僧の說に天平勝寶年中創造といふ。

同　岩生山元恩寺常明院　元恩寺村。十一面觀音。同斷。〔天平年中創造、四十八ヶ寺の内〕

〔寺領〕三石三斗二升。

〔寺中〕不動院。四間四面堂・鎭守山王・明王院・地藏堂・鐘樓堂。

日蓮宗　太王山本久寺　寺山村。釋迦。房州小湊誕生寺。

昔は大王山の山は、分目に眞言宗にて、大王山密言寺といひしが、後に寺を山の麓へ移して、大王山正善寺と改めしに、宇喜多の家臣浮田土佐守、佐伯を領する時に、我が信ずる日蓮宗に正善寺を改宗させて日蓮宗となし、本久寺と改む。則土佐守が墓、寺内にあり。觀音堂。鐘樓堂。

帝釋堂あり戒檀ありし古跡部に考を記す、合て見るべし
又、當寺を古へは正金寺といひしや、天正年中卯高松攻の時に、一寺の鐘を秀吉同行歸陣

一向 **光現寺** 古名大東坊。頭村。京都本願寺。
寛永年中、備後の國より來る、寺務は老臣土倉家に屬す。

和氣郡

眞言 **大瀧山福生寺西明院** 大内村。十一面千手觀音 行基作。高野山西南院。
〔高五十石之御折帋〕
寺僧の說に、天平勝寶年中鑑眞和尙の創造也。鑑眞は唐の揚州の人也、くわしき事は宋の高僧傳に見へたり、爰に記さず。境代絶景の瀧あり、三重塔あり、嘉吉年中、將軍義教公建立といふ。
〔寺中〕實相院・中道院・圓光院・大聖院・寶生院・本命院・吉祥院・福壽院・寶壽院・寶光院・圓藏院。
古人判物
宇喜多直家卿在判、寺領五十石寄附狀一通 文祿四年。同卿在印掟書一枚。
本堂六間四角・大師堂・三重塔・經堂・十王堂・鐘樓堂・仁王門・鎭守明神。

天台 **帝釋山靈山寺戒光院** 奥吉原。觀音。本寺銘金山。〔天平寶字年中、鑑眞和尙創造〕
〔寺領〕二十石 御黑印。
俗呼之熊山寺といふ。足利尊氏將軍の時、備後三郎當山に義兵を擧げ、其外戰度々戰場となり、堂舍緣起等燒失すといふ。

小幡山長法寺光明院 伊部村。阿彌陀。同。高野山西南院。〔創造上に同じ 後に報恩大師四十八ケ寺の數に加ふ〕
〔寺領〕高二十一石九斗四升九合之御墨印、内三石五斗は當時天神の社領也。
〔寺中〕大乘院 本堂五間四面・中藏院 大師堂・鐘樓堂・慈心院 仁王門。
此長法寺退轉に付、寺中三ケ寺より、毎年交代して、年行司を勤り、大守への御目見にも年行司一人也。

之時、同石井山の興福寺に納め置しよし。其鐘の銘に、應仁二年二月吉日 備陽熊山正雲寺

古・人・判・物・

地頭免田の折帋一通 正中元年七月七日。 沙彌蓮性左兵衛尉朝之兩判一通 貞治四年三月廿三日。

公文鷹取禪正能佐寄附狀一通 永正十五年七月朔日。 浦上村宗在判下知狀一通 永正十八年正月廿三日。

浦上政宗在判下知狀一通 天文十三年十一月十三日。 浦上宗景在判下知狀一通 永祿三年六月廿六日。

宇喜多家臣長舟紀伊守・岡越前守・富川肥後守等家來在判折帋一通 文祿四年二月二日。

宇喜多秀家卿寺領寄附判物一通 文祿四年十二月吉日。 宇喜多寺領寄附判物一通 天正十六年十月　日。

日蓮宗 淨光山妙國寺 浦伊部村。 高祖上人。 京都本國寺。

〔寺領〕當村之內にて、高十一石七斗八合、御寄附之御黑印。內、一石貳斗は、伊部村天神の社領。一石八斗四升八合は、同村權右衛門屋敷付に成來り。

〔寺中〕中正院・圓立坊。

永保年中、多田滿仲五代後胤下野守多田太郎明國寄附の寺地也、これによりて多田山明國寺といひて、天台宗也。御朱印七百石餘と云。貞和年中に改て、靜興山妙國寺といふ、又改て淨光山とすといふ。

寺僧の說に、當寺にて、日蓮若年の頃に、學文ありしといふ。當寺の鐘は、本紀州粉川寺の鐘なるに、如何なる故にや、片上富田松山の城の鐘とす、落城後、海底に沈めしを、元祿の比取得て今此寺の鐘とす。

古・人・判・物・

豐臣秀吉公の制札壹枚。

眞言宗 御瀧山眞光寺花藏院 西片上村。 阿彌陀 運慶作。 高野山西南院。

〔寺領〕當寺の內にて、高三十三石六斗五升六合御黑印。內、三石貳斗は同村大長寺。三石七斗九升四合、同村法鏡寺。

寺僧の說に、天平年中僧行基の創造也。宇喜多直家の時、寺領三十石寄附す、後木下隆景三石を減ずといふ。

按ずるに、當國主に木下隆景といふ人所見なし。金吾中納言秀秋卿は、元來長嘯子の子にて小早川隆景の養子と成、慶長年中

備前に封ぜらる、疑らくは、秀秋卿の事ならんか。
〔寺中〕平等院・成就院・西福院・心王院・松壽院・自性院・藥師堂・觀音堂・大師堂・閻魔堂・三重塔・鐘樓堂・二王門・天神。
古人判物
富田松城主浦上近江守國秀書翰一通。
藥師堂 西片上・地藏堂 同。
兩堂共に眞光寺司之。
淨土宗 潮音山大長寺善立坊 同村。阿彌陀。岡山大雲寺。
古へは時宗寺なりしが、いつ比にや、今の宗旨に改む。
〔寺領〕三石二斗御黒印 眞光寺と連名。
日蓮 常照山法鏡寺守明院 同村。釋迦多寶。京都妙光寺。
〔寺領〕高三石七斗九升四合 眞光寺領之內〕
一向 潮光山正覺寺 同村 貢稅地。阿彌陀。京都本願寺。〔天文二年創造〕
日蓮 豐成山本成寺 和氣村。京都妙滿寺。
寺僧の說に、文祿年中創造、此村の山上に窟ありて、觀音を安置す、俗是を穴觀音といふ當寺より、司之。
眞言 清瀧山雙圓寺正智院 藤田村。藥師。本寺 蕃山村正樂寺。〔元和年中創造といふ〕
同 虎溪山（問愛染山と云）多門寺柳青院 同。觀音。同斷。〔慶長年中創造といふ〕
一に愛染山とあり。
天台 東光山藥王寺寶生院 奥吉原。藥師。銘金山。〔天平二年、僧鑑眞創造。熊山靈山寺と同時なり〕
眞言 瑞石山香雲寺正善院 友延村。阿彌陀。蕃山正樂寺。〔應永年中創造〕

〔寺領〕八斗。

古人判物　下に記す。

同　鷄林山長樂寺　同斷。同斷。藥師。同斷。〔天正年中創造〕

一向　西願寺　寒河村。阿彌陀。西派播州龜山本德寺。

同　放香山法光寺　福浦村。同斷。同斷。〔文明年中創造といふ〕

同　經納山西方寺　三石村。同斷。同斷。〔天文年中創造といふ〕

眞言　日光山光明寺寶珠院　同村。觀音。高野山西南院。〔僧空海の創造といふ〕

〔寺領〕一石二斗六合。御免帳在。

境內に、いにしへ此處の城主の石塔といふものあり、何人といふ事をしらず、若浦上氏の墓か。

日蓮　福昌山實成寺　藤野村。釋迦多寶。岡山蓮昌寺。

寺僧の說に、天正年中の創造也古へは津高郡野々口村にあり、元祿年中、今の處へ移す、古へ境內に、方五間ばかりの塚あり、これをこぼち、少し許り殘れる上に、三十番神堂を建。按に倉光三郎を妹尾太郎夜討にしたる藤野村といふは此處の事なりと。いつの頃にや、寺は廢して畠となりて、七本堂といふ、此塚を經塚とも、或は和氣淸麻呂の墓とも、又兼光の墓共云なれども、兼光が墓といふは是ならんか。

一向　西念寺　同生村。阿彌陀。西　京都西本願寺。〔天文年中創造といふ〕

日蓮　常立山長泉寺　同笠上村。釋迦多寶。邑久郡福岡村　妙興寺。

此寺當郡久々井村より、元祿年中、爰に移す。天正年中、宇喜多秀家卿の家臣、藤田甚左衛門といふ者、兩親の菩提の爲として、此寺を建立すといふ。

天台　松澤山長樂寺圓了院　上田土村。觀音。銘金山。〔天平勝寶年中、報恩大師創造。四十八ケ寺の內也〕

〔寺領〕五石九斗七升五合の御黑印　村方書出には十二石御免帳在と有。

古へは寺領百五十石、寺數三十二ヶ寺有し由。

文治年中、源頼朝卿西國平均の祈願所たるによりて、寺院十五建立す。その舊地今にあり、天正年中、天神山の城主浦上宗景の祈願所たり、宇喜多秀家卿より、寺領二十石寄附の折帋あり。宗景寄附の太刀一口。

〔寺中〕理性院　此寺、前は長福寺といひしが、正德六丙子年六月より、長樂寺と改む。

一向　鳴瀧山淨光寺　伊里中村　貢稅地。阿彌陀。西本願寺。播州龜山本德寺。〔元龜四年創造〕

眞言　日光山正樂寺千手院　蕃山村。觀音。高野山西南院。〔天平勝寶年中、報恩大師創造といふ〕

〔寺領〕高九石一斗二升　御免帳在。

古へは寺領五十石ありしを、金吾中納言秀秋卿これを沒收す。

天台　照境山八塔寺常照院　八塔寺村。十一面觀音。銘金山。

〔寺領〕三十六石四斗五升四合の御折帋。

寺僧說に、天平神護年中、道鏡法王創造といふ。古へは十三重の塔有、源頼朝卿の建立といふ。古人判物下に記す

〔寺中〕明王院　本寺　高野山二階堂高祖院・寶壽院　同上。

眞言　金剛山善養寺觀音坊　大中山村。聖觀音。高野山　西南院。

古へは十四刹あり、中山中納言の祈願所なりといふ。これによりて、中山寺といふ。後改て善養寺といふ。又、大旦那を、中山五郎左衛門尉光能といふ由。慶長年中退轉して、今一刹殘れり、此中山五郎左衛門尉は當村の城主なり

同　松尾山松本寺理性院　南方村。藥師。同斷。

古へは、今の地の南恩德山といふ山にあり。いつの頃にや、今の處に移すといふ。

同　寶生山金克寺正光院　金谷村　貢稅地。觀音。同斷。〔僧空海の創造といふ〕

古へは、金谷の字を用ゆ。

天台 照光山安養寺延壽院　野吉村。阿彌陀。銘金山。

〔寺領〕十九石二斗八升三合御黒印。

寺僧の說に、天平勝寶年中報恩大師創造、村上天皇康保元年御造營ありて、京鎌倉の祈願所なり。寺領四十八町を寄附せらる。尊氏公の時までは、五十二刹ありし由。藥師堂・鐘樓堂・辨才天。

〔寺中〕南光院・本和院・吉祥院・中の坊。

・・・古人判物・・・

領所沙彌在判寄附狀一通　寶治二年十一月　日。
藤原資親同一通　弘安七年十月十五日。
藤原資政同一通　永仁三年十月廿五日。
左兵衛尉政貞同一通　文保元年五月十九日。
同人在判制札一枚　文保元年六月十九日。
同一通　文保二年十一月八日。
左衛門尉藤原宗信在判狀一通　元應二年三月二日。
右衛門尉在判狀一通　同三年三月廿五日。
藤原時泰在判寄進狀一通　康永元年八月五日。
左衛門尉昌時寄進狀一通　應永四年九月廿日。
刑部太輔源滿政在判寄進狀一通　同卅一年三月廿一日。
丹生屋豐後守正賴在判寄進狀一通　應仁三年二月晦日。
宇喜多秀家卿在印折帋二枚　文祿四年十二月吉日。

地頭藤原在判同一通　正光二年九月　日。
藤原光久同一通　弘安九年十月十七日。
藤原範朝同一通　正和三年十一月九日。
同同一通　文保元年六月九日。
同人在判寄進狀一通　文保二年十月　日。
同一通　元亨四年二月十二日。
橘貞義在判狀一通　建武元年七月十一日。
左近將監平朝臣時益在判寄進狀一通　同年四月十一日。
左衛門佐在判制札一枚　觀應二年正月廿日。
沙彌觀阿在判寄進狀一通　同廿一年十月廿九日。
沙彌甲斐守尾張左近將監等在判制札一枚　嘉吉元年九月　日。
金重兵衛砂藤左砂宗左等在判下知狀一通　天正十七年六月廿七日。

香雲寺に所藏古人判物

宗器在判寄進狀一通 應永廿七年六月七日。

沙彌在判制札狀一通 同。

八塔寺所藏之古人判物

平景時在判掟狀一通 元暦元年六月 日。

左馬介平朝臣中務太輔平朝臣兩判掟狀一通 正安四年十月十八日。

越後守平朝臣遠江守平朝臣兩判下知狀一通 嘉元二年九月廿日。

武藏守在判掟狀一通 暦應三年六月十三日。

御所在判下知狀一通 嘉慶二年六月十二日。

掃部助在判制札一枚 永正十八年九月 日。

八郎在判制札一枚 同十年八月六日。

沙彌在判領知狀一通 同年十二月十二日。

中山伊賀守橘家能在判寄進狀一通 大永六年七月十九日。

武藏守在判掟狀一通 承久三年八月 日。

左近將監平朝臣在判下知狀一通 元亨三年七月四日。

相模守修理大夫兩判の掟狀一通 嘉暦二年八月十日。

左兵衞督源朝臣在判下知狀一通 康永四年九月廿七日。

左衞門佐在判掟狀一通 同年同月廿四日。

與七郎在判制札一枚 天正七年七月十九日。

小川長和寫

加藤熊吉校

吉備溫故秘錄卷之二十七終

吉備温故秘錄 巻之二十八

大澤惟貞輯錄

佛刹 二

邑久郡

眞言宗 千手山弘法寺遍明院 千手村。千手觀音。高野山隨心院。

古名報恩山興法寺、舊記に千壽の字を用ゆ。

三重塔・阿彌陀堂・地藏堂・鐘樓堂・二王門・鎭守三王・地主權現・常行堂・御影堂・多寶堂。

〔寺中〕覺成院・醫王院・善集院・圓福院・普賢院・青林院・善光院・根生院・福集院・圓明院・東壽院・慈眼院・龍樹院・香福院。

〔寺領〕當村之內に而、高六拾壹石七斗四升の御墨印。內、八石二斗九升 本尊領。五石四斗三升 本坊遍明院。三石四斗三升宛 寺中拾四軒。

緣起曰、天智天皇の勅願也。其後養老年中、雷火有て佛閣・僧院悉く燒失す。天平勝寶三年、報恩大師此寺を再造して四十八ヶ寺の數に加ふ。延曆年中火災、其頃弘法大師此舊跡を見て、又新に寺院を建つ、元亨三年春火災、又、應安六年冬火災、建武二年再造。

古・人・判・物・

勘解由次官冬長下知狀二通 九月五日、同日。
前伊勢守邦主下知狀一通 九月六日。
豐原庄官沙彌等四人四至傍示禁制之狀一通 寛元二年十一月 日。
政所左馬允在判捉狀一通 建長三年十一月 日。
左衛門尉中原在判下知狀一通 文永六年十月 日。
西市正木下知狀一通 文永六年九月五日。

尊氏公在判祈願狀一通　觀應元年十一月廿一日。　遠江守紀在判下知狀一通　永祿十二年十二月　日。
宇喜多秀家卿在印寄進狀一通　文祿三年九月十六日。　出雲守次職在判寄進狀一通　應永廿九年卯月十四日。

きみの塚、報恩大師墓あり。

御影堂に於て、毎年不退如法行を修し、十方旦那の菩提を祈り、七月四日、庭上にて踟供養の儀式を刷ひ、貴賤・男女往生極樂の姿を顯し、參詣の輩、後生善所の望みをはげまし、能引の地藏錫杖おふり、救ひの觀音腰をたわまし諸天童子は幡蓋を捧げ、音樂幽に開して、教主の彌陀御迎に出給ふ。右の諸佛の面あり、古物なり。

眞言宗　横尾山靜圓寺光明院　横尾村。千手觀音。　高野山西南院。〔天平勝寶年中創造、四十八ケ寺之内也〕

二重塔・十王堂・多寶堂・經堂・祖師堂・仁王門・鎭守三王・辨才天。

〔寺中〕中道院・谷光院・地藏院・永泉坊　安樂殿と國史に有。

〔寺領〕當村之内、高拾六石壹斗九升の御墨印。

内、八石四斗六升八合　本尊領。三石九斗貳升貳合　本坊。七斗宛　寺中四ケ寺へ配分。

眞言宗　福田山圓福寺妙樹院　豆田村。藥師。　高野山隨心院。〔開起同上〕

宇喜多直家寺領貳拾石寄附、金吾中納言秀家卿之時、悉く沒收す。

〔寺領〕高壹石八斗二升。

眞言宗　大船山寶妙寺　庭忍村。虛空藏。　同斷。

古名今寺山、國史に本尊は如意輪觀音とあり。大師堂・藥師堂・鐘樓堂。

寺記曰、明應・文龜の比、播州大田前若狹守小笠原兵部少輔より、寺領百貳拾石寄附、其後、宇喜多秀家卿寺領三拾石寄附す、金吾中納言秀秋卿悉く沒收す。

日蓮宗　本蓮寺　牛窓村。釋迦。　京都本能寺・尼崎本興寺。

祖師堂・二重塔・番神堂・鐘樓堂・拜殿。

〔寺中〕寺正坊・本隆院 寺外清浦にあり。慶仕院・圓在坊・正善坊・大藏院。

〔寺領〕當村之內、高三拾三石三斗壹合之御黑印、御免狀には高三拾三石五斗六升壹合とあり。

內、壹石六斗九合 和氣郡浦伊部村妙國寺に配分。

寺記曰、元亨年、中當所の領守石原但馬守創立。則、墓今に在り、左の如し。

石原但馬守道高墓 康正元年、當所領主。　石原八郎墓 康正二年。

石原修理亮伊俊墓 永正七年。　此外石原一族十三人の古墳あり。

天台宗 大雄山大賀島寺等覺院 大ケ島村。千手觀音。銘金山觀音寺。〔天平勝寶年中報恩大師創造 四十八ケ寺之內〕

藥師堂・鐘樓堂・仁王門・鎭守山王・大知明權現・天神。

〔寺中〕圓藏坊・淨教坊・明鐘坊。

天龜年中火災。

〔寺領〕當村之內、高八拾貳石三斗六升、折紙。內、寺中三軒へ五石宛配分。

宇喜多能家の墓あり。

浮田與太郎討死之時着せし甲冑在り。

眞言宗 寶谷山金剛頂寺眞光院 牛窓村。高野金剛頂院。〔開起同上〕

此寺一度退轉しけれ共、永祿年中再興あり、委しくは下に記す。

古へは坊舍多し、里人西寺と云。當村妙福寺を本寺といふ。

天台寺 上寺山餘慶寺本乘院 上寺村。觀音。金山觀音寺。〔開起同上〕

藥師堂・十王堂・地藏堂・愛宕堂・鐘樓堂・辯才天。

〔寺中〕吉祥院・空光院・明王院・大教院・善光院・戒空院・中藏坊。
〔寺領〕高三拾壹石八斗四升三合　御免帳在。
內、十石八斗四升三合　本坊・二十一石　內、三石づゝ　寺中。

古・人・判・物

浦上則宗寄進狀一通　文明十七年三月十五日。

天台宗 吉塔山成願寺　古名四王山天樂寺。　神崎村。藥師。天台・淨土・律・禪・兼學。京都盧山寺。

〔寺領〕高壹石壹斗壹升九合。

寺記に、僧慈覺創造、寛德元年寺院雷火、正慶元年後醍醐天皇隱岐の國へ遷幸の時、兒島三郎高德帝の重祚を祈り奉り、願書及上矢を奉る今は願書上矢ともなし。後醍醐天皇重祚の後、建武元年春、明導上人に勅して、當寺を改造りて、盧山寺の末流となる。當時住僧明導は兒島長範の男也。建武二年勅して成願寺と改む、吉塔山とす。其比は寺中僧坊六宇有しよし、天文十一年兵火に燒亡す。

私に按ずるに、吉塔は邑久郷村之內なり、古此處に吉塔山藥師院と云寺ありしが、寛文年中退轉して、今は其跡を吉塔の藥師山といふ。成願寺は神村なり、同じ山名なれば紛し、若、寛文年中に藥師院の方、古よりの吉塔山にてもあらんか。又、本郡片岡村の民家所持の義經の書簡の中に、吉とうのからは神崎へ參るべしとあれば、此神崎村の成願寺の在所吉塔にて、後世所のかはりたるや、未是非をしらず。

眞言宗 往生山ノニ寶藏山西方寺慈眼院　長崎村。三尊阿彌陀。高野山西南院。〔天平勝寳年中僧鑑眞創造といふ〕

〔寺領〕貳石七斗七升四合　御免帳在。

眞言宗 海峯山妙福寺觀音院　牛窓村。十一面觀音。高野山金剛頂院。〔延暦年中創造〕

里人東寺と云、金剛頂寺を西寺と云、當寺を東寺と云。此寺再興之事下に記す。

眞言宗 **黒井山等覺寺** 　虫明村。千手觀音。同斷。〔承和光年弘法大師草創〕

〔寺地〕二畝八歩、此高壹斗貳升八合　御免地。

本尊千手觀音の背に、弘法大師自筆の書附あり。寺僧の説に、空海此所の井水にて、衣を洗ひ玉へば黒衣となりしに依て、夫より黒衣山と、大師名付玉ふといふ。

元來黒井山にありしを、後、今の所へ移す。今に寺跡並、井等存す。此寺一度退轉しけれ共、元祿七年再興、委しきは下に記す。

日蓮宗 **大金山妙光寺善如院** 　飯井村。釋迦如來。浦伊部村妙國寺。

〔寺領〕八斗七升三合　御免帳在。

一向宗 **西善寺** 　靏海村。阿彌陀。京都西本願寺。〔大永年中創造〕

〔寺領〕貳斗壹升三合　御免帳在。

日蓮宗 **本住山實敎寺了覺院** 　福岡村。釋迦。京都妙覺寺。〔延久年中創造〕

〔寺領〕五石九斗。當村之內にて、妙興寺と一紙の御黒印。福岡村二ヶ寺と有。

烈公の御時、院主是要慈心の深きを感賞し玉ふ事あり。委しくは、人物部に記す。

日蓮宗 **敎意山妙興寺淨應院** 　福岡村。釋迦如來。房州小港誕生寺。〔應永年中創造〕

〔寺中〕本住院・眞淨院。イニ自濟院

〔寺領〕五石四斗。當村の內にて、實敎寺一紙の御黒印。

眞言宗 **庄田山朝日寺** 　庄田村。藥師如來。高野山金剛頂院。

寺僧の説に、養老年中草創中比廢せしを、文祿年中再興、下に委しく再興の趣を記す、合せ見べし。

寺屋敷七畝拾七歩半、此高八斗四升六合　御免帳在。

醫王山正通寺醫光院 　土沙村。御室仁和寺。〔光孝天皇御宇創造〕

〔寺領〕當村の內にて、三石三斗の御黑印。

大福山善福寺來性院　　福谷村。高野山金剛頂院。

元祿七年再興、委しくは下に記す、合せ見べし。

眞言宗 全部山花光寺寶壽院（全イニ金）　　服部村。京都仁和寺。

禪宗 圓通山興禪寺　　虫明村。尾州萬松山齊年寺。

寺僧の說に寬文年中、伊木長門忠貞建立也。惠（マヽ）に忠貞の法名を興禪院と云、本國淸侯播州を御治國の時、伊木氏三木に居城す、則同所におゐて、勝入寺を建つ、後に是を移す、退轉前は本郡佐山村にありて、金剛山金昌寺といふ。後虫明に移り代々伊木家の菩提所なり。

元祿七年、朝日寺・等覺寺・妙福寺・金剛寺・善福寺再興。閏五月十八日、高野山金剛頂院はじめて寺社奉行庄野武左衛門が方に來り、邑久郡の內に末寺多くありしを、先年廢轉と成しかども、何とぞ庄田山朝日寺・黑井山等覺寺妙峯山妙福寺・寶石山金剛頂寺の四ケ寺は再興あるやうに推擧を賴むよし、いろ／＼申ける、江戶知足院よりも噂あれば默止り度思召れけるにや、段々御吟味ありて再興に極りぬ。されども、山林寺領は附屬なく、寺地はいにしへに一倍加へられ、四ケ寺造立あり。福谷村大福山善福寺、追而願出けるが、急にはおゆるしなく、江戶に言上ありし上にて、此寺も再興あり、されども、此寺は御造立なく、檀越ども助力して造立しけるなり。

上道郡

天台 東岳山松客寺利光院　　本寺比叡山。〔正保二年乙酉創造〕

東照宮の別當、寺院の稱號は、東叡山毘沙門堂御門跡上海僧正より給り、東岳山松客寺利光院とぞ號しける。開山は、上野當照院憲海法印內緣の甥、江海法印を以て別當に補せらる。寺領高三百石、并、御宮坊主二人、御掃除

七太の下一字缺字。

之者五人、給扶持共合九拾四俵御寄、又毎年御祭禮料銀拾枚づゝを給る。二代目を久海法印といふ隱居して號唯稱院。三代目玄海法印といふ。

御靈屋　東照宮・大猷院殿・嚴有院殿・常憲院殿・有法院殿・優明院殿。

右御齋米。

淨土 高照山吉崇寺圓月院　同村。江戸增上寺。

〔寺領〕高三百石。

台德廟の別當なり、正保四年丁亥創造、其比は花畠に有しが、萬治二年己亥、今の所へ遷す。

御靈屋　台德院殿・淸陽院殿・文照院殿・有章院殿・惇信院殿。

右御齋米。

禪 護國山曹源禪寺　圓山村。京都妙心寺。

兒島郡郡村永昌庵を、上道郡圓山村に移し、改て護國山曹源禪寺と號し、伽藍建立あるべしとて、元祿十年十二月廿七日、上坂外記に命有て、諸事を司らしむ。同廿五日、日置猪右衛門・津田左源太・上坂外記・淺野瀨兵衛・薄田兵右衛門・森川藤七郎・丹比七太□(欠)先澤原彌三衛門等其地形を點檢す、翌元祿十一年正月より、土木を初め、諸役を定めらる。作事方惣奉行澤原彌三右衛門、地方引受奉行田坂與七郎、石奉行伊藤半右衛門・水野德兵衛、地方奉行笹村兵左衛門・梶田平兵衛、石切方小寺伊平次、道作り奉行佐藤助右衛門、見屆は關作左衛門、惣見廻りから野傳介・大澤市郎左衛門、作事方寺崎多兵衛・蜂谷與右衛門・武田甚兵衛・吉田甚左郎・中村仁左衛門・長崎助九郎、町買川瀨與太郎、作事方肝煎原田助太夫、建前加奉行武藤惣右衛門・柴岡傳吉・竹井忠左衛門、地方與田源助・勝部文左衛門、瓦燒奉行羽原庄右衛門、醫者服部伯文、大工頭黑田庄左衛門、左官頭坂本又兵衛、棟梁權兵衛、火廻り中牟田三次郎、大役奉行那須半兵衛・柏尾六之丞・田上佐五右衛門、佛具方石原半八郎・椅村孫之丞植木方靑地惣助、金燈籠方吉田新兵衛、本尊並十六羅漢方久山長助、本堂天井龍の畫・涅槃像狩野幽直師・產松

持成、渡方は片山久七郎、奥方新谷孫七郎・本庄久三郎・水野彦四郎・林十太夫・香川兵助・志水平太夫・神屋清左衛門・江見藤九郎・見屆歩横目入江久左衛門等也。同五月十八日、鎮守遷宮、惣司大森肥後守裁判、金谷石見・佐々木但馬、其外神職には大森隱岐・高原主計・岡周防・中山右衛門・岡兵部等也。同日寅の上刻假殿に移し、やがて遷宮御祓有、其後、宗源神道三座執行し終て、點首座に宮を渡す、同廿二日寺領を賜ふ。

備前國上道郡圓山村建二立梵刹一、號二護國山曹源禪寺一、先世嘗設下高祖考之牌於二京師妙ー心ー寺一、奕二護國院上而往年罹二池魚之災一、院悉廢壞、故今奉レ安二置高祖考之牌於二此禪林一、又以二此地一、豫爲二吾春秋窀穸之攸一、仍以二同村山崎貳百六拾石之田井山林一境内寄二附之一、宜二領納以レ誠園各賦征（マヽ）一者也。

元祿十一年戊寅之年五月廿二日　左少將

護國山曹源禪寺

兩家老よりの添書

護國山曹源禪寺寺領之事

高貳百六拾石。

内、貳百石、方丈領。　貳拾石、寺家畏泉庵方。四拾石　、下寺四ヶ寺分。

内、拾石、眞言宗。　拾石、天台宗。拾石法華宗。　拾石、淨土宗。

右之通曹源寺方丈可被配分之旨、依仰如件。

日置猪右衛門判

池田靱負判

畏泉庵は、昔より郡村永昌庵を兼帯せし寺なれば、此度永昌庵とともにうつされし也。同日絶外に賜ふ御書。

曹源寺住持職之事

任二本寺舊規一可レ有二執務一佛法興隆國家安全宜レ奉レ祈二武運長久一仍請牒如レ件。

元祿十一年戊寅正月廿二日　　左少將

絕外和尙禪室

同六月廿二日、本尊入佛供養大赦ありて、罪人六十三人を鹿久居嶋に流されし。此度始て流罪ありし曹源寺御肖像の賛詞を自ら書せ玉ひて、納め玉ふ、其御賛は、

春秋六十あまりの頃、そのかみはやくよりむつまじかりつる狩野常信に、自影をくまなく繪書せ、いさゝかおもひを爰にのぶる。

左少將源

うつしおく世には心のなけれども、わがすゑにみむ人やしのぶと

元祿戊寅夏書　　御朱印

同十二年六月九日、日置猪右衞門・上坂外記を始め、大工等に至るまで、それ〲御時服白がね等賜ふ事差あり狩野幽直には、別に黃金を賜りぬ。同九月十七日、此度護國山造立の御悅として申樂あり。

翁　渡邊佐太郎。三番叟　榊原盤右衞門。千歲　高野勘五郎。

此三人をはじめ、吉本吉之丞・虫明又八郎・小島權內・土倉彌兵衞・加藤小十郎・河崎九一郎・淺野久右衞門・上田勘左衞門・指田甚左衞門・池宮七右衞門・太田善兵衞・田中忠兵衞・前島覺左衞門・松尾善八郎・澤村平四郎・淺田七左衞門等に、白がね賜ふ。同十三年四月廿一日、完粟の神主を長泉庵に移さる。同十六年曹源公御壽藏を、正覺谷にしめおかせ玉ふべしとて、九月廿六日諸事の奉行に、上坂藏人を命ぜらる。あくる寶永元年成就しければ、三月十五日、正覺谷にて大般若讀誦あり、猪右衞門・藏人・淺野瀨兵衞門・田市郎兵衞等出席す。住僧、並、弟子等に白がね賜ふ。大般若讀終りて、樽昆布兩種を住僧に賜ふ。諸役人へは、餠酒等を賜り、其後山崎村にて、猪右衞門はじめ諸役人に魚肉の料理を玉ひしといふ。同十八日猪右衞門藏人へ御時服御肴等を賜ふ。兩人よりも御肴を奉る。後いつの事にや、曹源公御壽藏の石棺中に坐し賜ひ。

終にゆくやどりをこゝにしめ置て、世にながらふる身こそ安けれ

といふ和歌を詠じ玉ふ。時に川村平太兵衞御のしを奉る、其用意を深く感じ玉ひし。同十一月十二日、延壽堂上棟あり、此時上坂藏人より干肴を江戸に奉る。同二年正月十六日、延壽堂成によつて、大赦ありて罪人多くゆるさる。同八月廿八日普一院不動堂入佛護摩をたき、祈禱あり。日置猪右衞門・上坂藏人・稻川左內・澤一學・淺野瀨兵衞・南條八郎・門田市郎兵衞・原彥八郎・寺崎左兵衞、其外多く出座す、祈禱終つて大赦あり。中にも過し年、鹿久居に流されし竹村八太夫の子助八郎をゆるさる。普一院に來、不動堂の前にて拜して退く。同日猪右衞門をはじめ、大工等に至るまで皆賜物あり。同五年に至り、此不動堂を壞り、岡山の圓務院に移されし。此時より普一院を改て、玉泉院と號せらる。同六年十一月廿七日、玉泉院に命ありて、自今以後正五九月祈禱し札をも奉るべしと定めらる。正德四年、曹源公薨じ玉ふて、かねてしめおかせ玉ふ、正覺谷に葬り奉る。夫より後、榮光院殿・壽國公・保國公等皆此寺に葬り奉る。

〔下寺〕
眞言　光明院　高野山　隨心院　　天台玉泉院　西は善一院といふか、不動堂を圓務院に遷され、致則今の號に改む、此時地藏入佛あり。　金山觀音院
日蓮　大光院　岡　山　蓮昌寺　　淨土淸光院　京都黑　谷

右下寺四ヶ寺へ、寺領各貳拾石。

禪　長泉庵曹源禪寺　圓山寺內に在。京都妙心寺。

塔頭也。前は兒島郡郡村の永昌庵を兼帶せし長泉寺といふ寺なりしを、永祿十一年戊寅、永昌庵を移して、曹源禪寺とせられし時、倶に爰に移して長泉庵と改む。寺領貳百石を賜り、委しくは上に記すゆへ、爰に略せり。

一心山常念寺一行院　門田村枝　德吉。阿彌陀。江戸增上寺。

西德四年正月廿三日、曹源公の仰として、上道郡門田村に一寺建立あるによりて、湯淺又右衞門・寺崎多兵衞を奉行となさる。夫より追々出來ありて、十月三日に至り、山田彌太郎を添奉行とし玉ふ。是は湯淺又右衞門翌年江戸詰命ぜられし故也、然る處に、曹源公同月廿九日薨じ給ひぬれば、久しく普請中絕しけるが、享保二年に至りて、悉く成就せり、此前年七月十六日、常念佛寺住僧に命あり。

御禮席圓務院次席寺領貳百石、台宗寺•養林寺之通常念佛料百五拾俵、同心者抱候義は、信僧心次第、盆施餓鬼料十俵、御用人相談に不レ及候、薪山繪圖之通、菜園地貳反。

天台•律 瑞光山佛心寺　湊村。阿彌陀 惠心僧頭作。叡山 山門安樂院。〔享保元年丙申創造〕

擢山之內、山畝貳町壹反七畝三歩を賜はり、草堂を建て律を行ふ。在中なれども岡山町分の寺となる。かくて、此寺わづかの小庵なりしを、寶曆七年丁丑保國公の命によりて、今の地に はじめの寺地は、今の山下にて、其處、今に存せり。 移し作られし、地形は生形半右衛門に仰て作らしめ、伽藍は寺普請なり。山林四町四方に二十人扶持を寄附あり、寺格は七ケ寺並にして拜謁なく、年始其外登城日も勝手次第にして、帳面に書載せる。本堂には烈公の御位牌、曹源公の肖像を安し、方丈に保國公の畫像を置たり、此事の由來は、保國公の書玉ひし建立の記にくはしければ、其記左に記す。

佛心寺建立之記

抑々瑞光山佛心寺は、其はじめ、一條大政所靖巖院殿從三位輝子夫人の大願に因て、享保年中に靈空比丘を開山として、わづかに草堂を建、寶曆の今に至りて、ます／＼戒律の業を弘めて、遠近の僧尼あまねく當國に此律院ある事を知れり。こゝにおゐて、今此山を再興し、境内を廣くし、堂宇を高大に造る事、其意旨一に非ず。まづ靖巖院殿の追福のため、ことに曹源寺殿の遺志有ことを思ふ、是一つ。又、武江におゐて、日光准后隨自意院宮の仰に、律院建立の事、二世の功德あさからず、尤よろこび思召所なり。然者、永劫にも廢壞なきよやうに、信仰あるべき事、お互にねんごろにのたまはせ玉ふ、是二つ。又、有德院殿御在世の時、國に此律院有事を聞召されて、永く退轉なからしめよと、内々仰ごと有し、是其三ツなり。皆これゆるがせにすべからざるの義を思ふに、其寺院を大にして國家と共に繁昌ならしめむにはしかじ、故に余が肖像を此律院におさめ、永代君父の命をおろそかにせざるの志をあらわさんとなり。後代にもこの旨を傳へて思ふべき者なり。

于時寶曆七丁丑歲三月十五日　羽林 入道空山識之□□

保國之此寺を再興し玉ふはじめより、あらわにはのたまはねども、終の御やどりを爰にしめ玉ふべく思召ける故此事然るべからざる旨、諸役人評議し、壽國公へ申上しかば、公にも尤おぼしめさる、去ながら今此土木半になまじゐに申出しなば、失費をいとひ申すに似たり、全く成就せし上にて、はからふべき事もこそあれと仰せて、やがて落成の上、公此寺にまゐり玉ひ、其後、御父子御物語の席、此間佛心寺へ參候ひしが、甚よく成就仕るよし、仰ければ、保國公聞玉ひ、さればよ、能出來たりと仰て悅び玉ふ時、壽國公重ねての仰に、曹源寺様は、圓山におさまり玉ひ、君は萬々歳の後、此佛心寺に入玉ふべし、それがしはいづれの山へか參るべきやと伺ひ玉へば、保國公只うちうなづかせ玉ひて、有無の御いらへなく、其後此思めしは、とゞまらせ給ひぬ、はじめ建立の記を此寺に納られし時は、其文中に、終のやどりをこゝにしむるの言葉ありしを、再び書改め玉ひておさめられしといふ。

禪 **國富山少林寺**　國富村。觀音。京都妙心寺。

播州赤穗の城主松平右近太夫輝興朝臣の御菩提寺也。初は赤穗にて、長松山盛岩寺といひしが、正保二年乙酉、輝興朝臣御亂にて、御家絕へ、烈公へ御預となり、江戶より御下向、邑久郡福岡村へ幽居ありし後、當寺も岡山へ移り來りて、片上町の西にありしが、輝興朝臣逝去後、御嫡子求馬政種願によりて、萬治三年庚子、今の寺地へ引き、御父の法名少林院殿と號しけるによつて、國富山少林寺と改めらる。開山は法隣和尚といふ。片上町の寺跡は、今は伊木家の中屋敷内なり。

淨土 **通眞山圓常寺**　門田村。京都智恩院。〔寛永九年壬申創造〕

古へは東中島町に在りしが、いつの比にや、今の所へ移す。

〔寺屋敷〕高五斗二升八合　御免地。

同 **手齣山玉峯院**（イ二兩手山）　同村。阿彌陀。台崇寺。〔創造未詳〕

〔寺地〕高壹斗九合　御免地。

禪 太華山格岸寺　　同村。釋迦如來。京都妙心寺。

元和の比までは、國淸寺塔頭双松庵といひしが、後改て蛻庵と號す。池田民部侯、寛永十一年甲戌七月廿五日御卒去、法名を格岸院殿と號せしによつて、格岸寺と號し、門田村三友寺前へ移りしが、其後、又今の所へ移すといふ。

同 神光山蓬雲寺　　同村。三友寺司之。同斷。

古へより蓬雲寺と號して、三友寺の東に在りしを、正德年中、東山今の所へ移して、寶珠庵といひしが、寶暦年中、又舊號蓬雲寺にかへるといふ。

眞言 幣立山能滿寺大德院　　同村。觀音。瓶井山安住院。

前は玉井宮の社僧にて、德吉村に有り、燒亡の後、塔の山に移る。然れども玉井宮へ旦暮の掃除行事等勤めしによつて、玉井宮の山内に移せしに、正保元年、東照宮御勸請によつて、今の所へ移さる。

〔寺領〕五石、外に九斗五升　御免帳在。

聖滿山大福寺法成院　　同村。阿彌陀。同斷。〔天平勝寶年中、報恩大師創造。四十八ケの寺の内なり〕

古へは和氣郡伊部村に在り、寛永年中、上道郡古卜門田村に移りしが、其後、今の所へ移る。

〔寺領〕三石、外に壹石三斗五合　御免帳在。

㙒之山德興寺藥師坊　　同村。藥師。同斷。

延喜年中、醍醐天皇の御願によつて、僧聖寶中興といふ。

〔寺領〕貳石、外に壹石二升三合　御免帳在。

備前國上道郡門田村之内高拾石令ㇾ寄附ㇾ訖、可ㇾ寺納ㇾ者也。

寳永七年庚寅六月朔日　御黑印

幣立山大德院・聖滿山大福寺・東山藥師坊

右三ヶ寺御折紙壹枚にて賜る。

禪 青龍山松琴寺　同村。不動。京都妙心寺。

貞和年中創造にて、曹洞宗越中國栽田國養寺の末寺なりしが、兵亂によりて廢亡し、中絶せしが、慶安年中再興にて、妙音山といひしが、享保十二年丁未に、住僧名は石獅田中眞吉弟なり之時、圓山栢道和尚の世話によりて、妙心寺の末寺となり。當時曹源禪寺司之。

天台 愛宕山十輪寺松壽院　同村。愛宕權現。社僧。銘金山。〔創造時代不詳〕

〔寺地〕高四石壹斗壹升五合　御免地。

眞言 瓶井山禪光寺安住院　瓶井門前村。觀音。御室仁和寺。〔天平勝寶年中報恩大師創造　四十八ヶ寺の内〕

後今の宗門に改む。緣起別に記す故、爰に略す。藥師堂・鐘樓堂・仁王門・二重塔。

當山の塔は、元祿七年九月十八日安住院より願出けるは、當山往古は塔ありしが、いつの比損じけるにや、何卒先蹤にまかせ今度三間四面の塔を建立し度よし願ひけるがやがて御ゆるし在て、再興ありて、今に山の上に在り。本堂は、古へより山の上に在りしを、不便利なりとて、寛政十二年、安住院の南の方明地へ下し建ける。

當寺に以前より、正月修正會を執行し、正月七日夜眞木を出す、俗にこれをお榮耀といふて、群集せり。近き比は、正月十三夜なり。

〔寺□(中カ)〕中藏院・普門院・万德院・傳經院・理證院・明壽院・堯王院・蓮花院・花嚴院・金藏院。

勝鬘山法輪寺明王院　國富村。正觀音。高野山隨心院。

天正十六年戊子、橋本勘左衞といふ者に宇喜多家より命じて、御野郡の田野に家作りして、工匠を集めおかし

む。今の大工町是なり、此處は家を離れたる所にて、市中の火葬場にて、今まで在りしを、今度、町になりければ替りに人家を離たる地を賜り、其火葬場の跡を、祐盛といふ僧に、かり堂を建て聖德太子の像を安置し、大圓坊と號し岡山惣大工の氏寺となりしが、寛文の初に、寺院大破に及びければ、内田村の内、瑞泉寺といふ眞言寺の廢地を借りて移る。今光清寺の内になる。同九年己酉先規の通、貢税を免許あり。大工町の跡は光乘院に賜る。貞享三年丙寅、又、當村郡奉行屋敷の明たる跡を、十六間に十八間の地を賜り、貢税御免にて、爰に移る。右内田村に在りし時、大工町の建物は、其儘光乘へ預け置き、此所へ移りし時、本堂太子堂鐘樓堂鐘樓堂は佐分利甚五郎が先祖四郎左衛門建立せしといふ。共に爰に移し建つ、寺領高貳石壹斗三合御免地なり。鐘の銘別に記す。寛永十六年己卯正月廿一日とあり。

眞言 寶聚山安樂寺上生院　細濱村。聖觀音　行基作。瓶井山。〔應永年中創造〕

古へは伽藍にして、寺領貳町計りありし由、宇喜多直家寺領回領八段賜りしを、金吾中納言秀秋卿の時沒收す。

〔寺領〕三石八斗五升　御免帳在。

日蓮 平井山妙廣寺圓了院　平井村。釋迦多寶。京都 妙心寺。

寺僧の說に、永和年中創造、古へは法善山妙寶寺といふて、今の地より北にあたり、龜山の邊り元平井といふ所に在りしが、天文元年、地震に就て梵刹こと〴〵く滅却せしを、其後やう〳〵小庵を建て、爰に住せしが、同十八年、又火災ありて退轉に及ぶ所、永祿年中、平井助之進といふ者、父母の菩提として、今の地に再造す。天正年中より、平井山妙廣寺と、今の號に改むといふ。

當寺内に、平井助之進が母の墓あり。當時在所知れず。此助之進は、先祖より代々當村の城主にて、松田家の麾下なり。委しくは城趾の部、古簡部に記す。

沖邑山妙樂寺惠性院　同村 貢稅地。同斷。同村妙廣寺。

古へは眞言宗にて、極樂寺といひしが、天正年中、改宗して今の號に改む。

眞言 廣谷山如法寺無量壽院　廣谷村。大同。高野山多聞院。

〔寺領〕拾石五斗の御黒印。

寺僧の說に、聖武天皇の御宇、神龜年中、大輪和尙之草創といふ　鎭守に、若王子の社あり、鐘樓堂等あり。

古簡

三郎右衛門尉在判萱通。　寛永六年十二月日附の制札貳枚。

〔寺中〕西方寺・正覺院・威德院・常勝院。羯摩院。

金凌山西大寺觀音院　西大寺村。千手觀音。高野山多聞院。

〔寺領〕五拾七石七升三合　御折紙。

寺記略に曰、天平勝寶年中、周防國久珂庄藤原氏の女皆足の創造也。古へは、金岡庄松中島といふ所にあり、今に礎殘れり。寶龜八年安隆といふ僧、兒島の海槌の戸といふ所にて、龍神より犀角を得て、是を投ず、今の地に落つ、よりて堂を其所に移して、犀戴寺と名づくといふ。猶、緣起に委し、後醍醐天皇西大の字にあらたむ、或は尊氏公上洛の時、此寺に入てこれを改むともいふ。

正安元年正月火災、同三年再興、明應四年五月火災、同七年再興、永正年中、住持忠阿上人中興の人也。當寺において、每歲元朝より二七日の間、修正の法會有、國家安全・五穀成就のいのりなり、十四日夜更、會畢て牛玉を參詣の人に投與ふる事、此時代に始り、今に退轉なき故、此牛玉得たることの祝賀の供物を以、別に又此上人の影像を備ふ也。

世俗夜叉神といふは非也。此上人の木像にて古來より常に本堂に安置す、天文元年、又火災同二年に修造す。

〔寺中〕圓滿院・安樂院・持命院・普門院。千手院。

古人判物

後醍醐帝御宇元亨二年、當時四至傍示繪圖一枚 本書今はなしといふ。

將軍義政公管領讃岐守源朝臣勝元制札壹枚 文正元年二月三日。

此制札讃岐等とあり、勝元にてはなし、勝元に當るは大なる誤也。此讃岐守は後讃岐守成之なり、勝元は右京太夫也、讃岐守と稱せし事なし。成之は讃岐守持常の子なり、成之は成春とも元勝とも久之ともいふ。

從三位赤松左京太夫政則在判下知狀一通 卯月三日。

赤松左京太夫晴政在判下知狀一通 三月朔日。

浦上美作守則宗在判下知狀二通 卯月十一日。十二月二日。

浦上重能・浦上則宗在判下知狀二通 應永元年九月十八日。

浦上遠江守藤榮在判下知狀一通 同年十一月四日。

浦上重能・浦上則宗兩判下知狀三通 二通は應仁三年二月廿八日・一通は同年卯月十二日。

浦上基景在判下知狀一通 同年卯月廿二日。

浦上重能・則宗兩判下知狀一通 同年十二月九日。

同斷一通 文明二年卯月七日。

浦上基景在判下知狀一通 同年五月七日。

宇喜多修理亮宗家下知狀一通 同二年五月廿二日。

浦上則宗在判下知狀一通 同八年十一月廿八日。

浦上宗助在判掟狀一通 延德四年七月廿五日。

浦上三郎四郎宗助在判掟狀一通 同年同月同日。

宇喜多藏人久家在判寄進狀一通 同上。

浦上友興・浦上則宗兩判下知狀二通 明應五年十二月十一日・文龜元年十月十一日。

浦上宗久在判下知狀一通 永正十四年九月廿六日。

浦上掃部助村宗在判下知狀一通 同年十月九日。

島津左京亮在判下知狀一通 同十五年四月十三日。

浦上宗久在判下知狀一通 同十六年四月廿七日。

秋津宮内少輔國秀在判寄進狀一通 天文七年十一月晦日。

浦上政宗在判下知狀二通 同十四年六月廿八日。同廿三年二月廿日。

同斷一通 二月廿日。

浦上村宗在判下知狀一通 三月七日。

浦上元宗在判狀一通 十月廿六日。

宇喜多三郎左衛門直家在判下知狀一通 弘治三年二月四日。

同延家在判下知狀一通 八月四日。

中納言宇喜多秀家卿在判狀一通　十一月二日。
金吾中納言秀秋卿下知狀・家臣宮路長兵衛在判一通　慶長五年十二月廿五日。
同卿より寄進家臣稻葉內匠頭・杉原紀伊守兩判狀一通　同年六月五日。按ずるに、慶長五年六月五日とあるは、年月の誤りならん、秀秋卿へ備前美作を給はりしは、慶長五年十月五日なり。
同家臣稻葉內匠頭在判制札一枚・宇喜多直家制札一枚　天正十年二月十八日。
讚岐守源朝臣制札掛物一幅　文正元年二月三日。　杉原紀伊稻葉內匠在判狀一通　卯月九日。

藥師堂　原村。西大寺司之。

泰應山法林寺天神坊　金岡村。千手觀音。高野山多聞院。

いにしへより金岡古寺といひ傳ふるよし。

塚原山西明寺持覺院　山守村。藥師。同斷。〔天平勝寶年中、僧鑑眞創造也〕

〔寺領〕九石八斗四升餘の御墨印。村方より書出には七石四升八合とあり。
始此寺の在りし所を松尾山といふ。鎌倉西明寺殿諸國遊歷の時、爰に來る、伽藍を塚原山に建つ、舊號を改めて塚原山西明寺と號す。寺領百五拾石寄附、梵宇十八刹有之、浦上宗景・宇喜多直家・同秀家卿の時、寺領を五拾石宛寄附ありしが、金吾中納言秀秋卿の時、是を沒收しける。國淸公の御時に、今の寺領御寄附ありしより、今に至るといふ。
其塚を一覽するに、松尾山といふは、今寺の上なり、此處にも戒壇ありしと見へて、石のくづれたる跡多くあり、きはめて戒壇の跡と覺ゆ、鑑眞の開起故、左もあるべし。
〔寺中〕寶光院・一乘院。

菩提山鶯梅院　西隆寺村。藥師。同斷。

〔寺領〕壹石六斗　御免帳在。

圓成院　同斷。同斷。
法幢院　金岡村。西大寺寺中。圓滿院。金剛山万願寺。常住坊、法幢院。
紫雲山瑞泉寺聚福院　久保村。阿彌陀。高野山多聞院。
妙慶山寶光寺地藏院　同村。地藏菩薩。淺越村松壽院。
天台馬路山明王寺現成院　竹原村。毘沙門〔峯延法師の作なり〕銘金山。〔孝謙天皇御宇創造、四十八ケ寺の內なり〕
古へは寺數十三ケ寺ありし由。國清公の御時より、今の寺領御寄附あり。
〔寺領〕七石貳斗　御免帳在。
〔寺中〕西光坊（イニ禪智院）禪智院・圓成坊・奧の坊當時寺株のみ。
觀音堂　同斷。馬路山現成院司之。
阿彌陀堂　同斷。同斷。
藥師堂　猪原村。同斷。
眞言岩間山西明寺山本院　岩間村。阿彌陀。高野山隨心院。〔孝謙天皇御宇創造、四十八ケ寺の內也〕
〔寺領〕三石五斗三升　御免帳在。
最明寺時賴、諸國微行の時、此國に來り、此寺の傾廢を見て、再興の志あり。鎌倉に歸りて、後數ケ所の良田を寄附し、永世の僧資とす。此寺再興成て寺號を改て西明寺とす。元龜二年、失火有て、寺院殘らず燒亡す。後本堂を建つ只今二三院を存す。堂前に櫻の古木あり、昔より諸人之を賞して、岩間乃櫻といふ、今は枯てなし、名而已殘れり。
〔寺中〕吉祥院。
千福山寶泉寺　大多羅村。藥師。高野山多聞院。
〔寺領〕高壹斗四升　御免帳在。

藥師堂　目黑村。大多羅寶泉寺司之。

朝尾山藥王寺　矢井村。藥師。同斷。

寺記に、西明寺時頼再興のよし。

天台 築地山常樂寺明靜院　築地山村。藥師。銘金山。〔天平年中報恩大師草創、四十八ヶ寺の內也〕

〔寺領〕三拾壹石二升　御黑印。

古へは小廻り・大廻りとて、二重の築地有し由、今は其跡も知れず、大同元年、僧空海歸朝の砌り、一宿六時に建立す、內外の築地是なり、依て築地山と號すといふ。

東照宮御勸請の砌り、御祭禮の管絃を此寺の僧勤めしが、後伶人を定められて、今の如く神職管絃を勤む。

〔寺中〕彌勒院・觀了院・池泉坊。多聞院・常樂院。圓淨院・善明院・中藏院・光明院。

古人判物

羽柴筑前守秀吉在判、築地山井多田屋敷之制札一枚　天正十年卯月　日。

右多田屋敷は、本郡草部村神職多田又惣と言者へ、秀吉公より下賜ふといひ傳へたり。

宇喜多直家書簡一通。

同 寶珠山福田寺　東牛島村。多門天。築地山明靜寺。

眞言 今谷山長樂寺光明院　今谷村。阿彌陀。高野山多聞院。〔天平年中僧行基創造〕

〔寺領〕高三石九斗　御免帳在。

宇喜多中納言の時、寺領三拾石寄附。金吾中納言の時に沒收す。興國公より、今の寺領御寄附。

〔寺中〕成就院・延明院・南光院・國造院。

室山滿願寺慈眼院　南方村。千手觀音。高野山隨心院。

〔寺領〕高五石五斗　御免帳在。

寺僧の說に、天平年中、僧鑑眞創造。其後報恩大師四十八ケ寺の數に加ふ。正和年中火災、古へは、寺領三百石有し由、宇喜多家の時は、五拾石寄附す、其比までは梵刹多ありしが、寛文年中より三剎となる。

〔寺中〕安樂院・報恩院。

古・人・判・物・

與次郎在判禁制之狀一通　永祿三年十一月　日。按ずるに、與次郎は、浦上與次郎成べし。

在判制札一枚　永祿十一年七月十六日。浮田直家の書判といふ。

服部源兵衛在判制札一枚　慶長十年八月吉日。

同　藥王山高福寺醫光院　北方村。同斷。

同　靑雲山安國寺地藏院　鐵村。同斷。〔橘氏藥師寺加州大守公萬法諱之可創造〕

靈叟和尙靑雲山安國寺と號す。曆應の初、州每に寺を建立す、此國には此寺を以て安國寺とすといふ。明應年中火災、元は禪宗なりしが、何時代改宗をせしや未詳。安國禪寺事は、古跡に委し、合せ見べし。

古・人・判・物・

秀吉公在判、稻荷社官少將への寄進狀一通　天正十九年八月　日。

大永三年辨慶在判の書在り　按ずるに、武藏坊にてはなし、大永の頃にも、辨慶と名乘し人有が、其文は馬大豆八升五合借用とあり、委しくは古簡部に記す。

天台　湯邊山淨土寺新成院　湯邊村。藥師。金山觀音寺。〔天平勝寶年中、報恩大師創造、四十八ケ寺の內也〕

當山古へ溫泉有し由、今の井は、昔の湯壺のよし言傳ふ、此寺內に最明坊といふあり、昔、西明寺時賴公、諸國修業の御時、此寺に來りて腰を掛玉ふ處、故に最明坊と名附る由、寺僧の說なり。

〔寺中〕本覺院・見明院。

同脇田山安養寺常行院　前井本院と云。脇田村。觀音。同斷。〔孝謙天皇御宇報恩大師創造四十八ヶ寺の内也〕

宇喜多の時、寺領五拾石寄附、秀秋卿の時沒收す。

〔寺中〕等覺坊。

古・人・判・物

宇喜多秀家卿寺領五拾石の寄進狀一通。　外に古き寺領帳在り。

天台宗祥雲院花藏坊　今在家村。藥師。脇田山安養寺。

法泉坊（イ二寺）　國府市場村。正觀音行基作。同斷。

泉福寺　同村。同斷。陽迫村新成院。

眞言宗澤田山恩德寺西方院　澤田村。藥師。高野山隨心院。〔天平勝寶二年創造〕

〔寺領〕高七石　御免帳在。

〔寺中〕池松院・多聞院。

古・人・判・物。

宇喜多秀家卿在判寺領三拾石寄進狀一通。

興雲山龍翔寺　原尾島村。地藏。瓶井山安住院。

〔寺領〕三石　御免帳在。

富海山東山寺松壽院　淺越村。觀音。高野山多聞院。

〔寺中〕加納院。

〔寺領〕當村之內　高貳拾石之御黑印。

右之內高五石、當村金山八幡宮社領。祠官取來る。

弘慶山圓福寺　　百枝月村。藥師。

天台宗庵　　浦間村。築地山明淨院司之。

兒島郡

禪宗降龍山大雲寺　　宇多見村。本尊觀音本寺岡山國清寺。貢税の地。

同豐岳（イニ岡）山久昌寺　　用吉村。釋迦如來。同斷。貢税の地。

寺僧の說に、古へ常山の城主三好筑前守長慶大旦那のよし。

按ずるに、三好實休法名を久昌寺と言、京の近邊に久昌寺といふ寺あり、則實休の遺骸を治むる所といふ、此用吉の久昌寺も爲追福に建立せしならん。

觀音堂　　迫川村。用吉村久昌寺司之。

同寶相山宗藏寺　　八濱村。釋迦。同斷。

〔屋敷〕高七斗五升六合　御免地。

古人判物

細川右京亮久信在判石川へ寄進狀一通　文安五年十月三日。　右京亮常佾在判寄進狀一通　享德元年。

藏泉庵　　同村。同斷。同斷。又、宗藏寺組下ともいふ。

〔屋敷〕高壹斗七升七合　御免地。

養泉庵　　同上。同斷。同斷。同上。

〔屋敷〕高六斗四升四合　御免地。

觀音堂　　波知村。八濱村宗藏寺司之。

古へ此所に龜通山圓通寺と云寺あり。延寶天和の比轉退して、今は小堂に觀音の像ばかり殘れり。寺僧の說に、

坂上田村麻呂西征の時、此寺に來り、觀音に祈願ありて甲冑を脱て、此山に納めし故に、山の名を龜甲山といふ由、其後、元暦の比、佐々木盛綱藤戸を渡せし後、此觀音へ祈願ありて、盛綱も又武衣を脱で奉納せし也、武衣今にあり。盛綱の武衣といふものは、地は黄なる紗のやうなる物に、赤き裏うちて、草花のやうのごとき紋を縫て四五尺ばかりにして、今の梵家のうちしきといふものに似たり。又同じき物紺地にうらうちて、黄なる糸もて、てつせんのごとき花に蔓のたしたる繡なり。此武衣、今は當村八幡宮の社司これを藏す、此外圓通寺への古額、盛綱の馬の口取鑓二ツ等社司此を藏む。

一說に、此社司は、則圓通寺の還俗したるなりといふ。

同　經王山天祥寺　赤崎村。釋迦如來。天城村海禪寺。〔弘長年中創造のよし〕

眞言宗　横尾山千柱（イ二柱）寺瑞泉院　北方村。千手觀音。高野山多聞院。〔寶德年中中興といふ〕

同　醫王山藥王寺慈等院　胸上村。藥師。同斷。〔同上〕

同　東嶽山松薗寺龍乘院　東田井地村。觀音。同斷。〔天平勝寶年中創造、四十八ケ寺の内なり〕

いつの比よりか、眞言宗にあらたむ。

同　林松山常光寺福壽院　上山坂村。阿彌陀如來。同斷。〔寶德年中中興といふ〕

同　長尾山正法寺常樂院　梶岡村。不動明王。同斷。〔同上〕

同　南海山稱名寺吉禪院　胸上村。十一面觀音。同斷。〔同上〕

同　宮尾山神宮寺地藏院　同村。藥師。同斷。

同　眞福山藥王寺中藏院　北方村。藥師。同斷。〔應永年中創造といふ〕

同　圓山阿彌陀寺明王院　番田村。不動。同斷。〔寶德年中中興といふ〕

禪宗 向上庵 郡村。釋迦。岡山國淸寺。
同 童子山掌善寺 同村。釋迦。同斷。
〔屋敷〕高一石八升 御免帳在。
〔屋敷〕高壹石八升 御免帳在。當寺所藏に、芦雁の四幅對あり。明の瀧西邊景照の畫なり、甚精妙なり。
同 閣浮山玉泉寺 同村。觀音。同斷。
同 香雲庵 同村。觀音。同斷。
〔屋敷〕高壹石九斗五升 御免帳在。
當村玉泉寺構にて、屋敷高七斗五升、玉泉寺へ加へる。
同 香養庵
同 正覺庵 同村。釋迦。同斷。
當村掌善寺構にて、屋敷高四斗八升、掌善寺へ加へる。
〔屋敷〕高壹石四斗貳升五合 御免帳在。
同 潮音山萬年寺 同村。觀音。同斷。
同 正校庵 同村。藥師。同斷。
〔屋敷〕高六斗六升 御免帳在。
〔屋敷〕高三斗 御免帳在。
眞言宗 花學山松梅寺圓藏院 同村。藥師。高野山多聞院。
城淵山東龍寺三藏院 同村。弘法大師。
〔屋敷〕高四斗四升 御免帳在。〔長德年中創造のよし〕
〔屋敷〕高七斗五升 御免帳在。

古來傳說に僧空海の開基といふ。何時比にや、古瓦拾枚ばかり穿出せしに、銘に文龜元年六月日、沙門長宗と彫刻あり。又或は弘法大師增法梁梵字寺號に彫付たるもあり。寺僧の說に、本尊弘法大師四十二歲の時、自作之本尊木像あり、世に稀成本尊也、讃州誕生寺の本尊燒失せし、依之、烈公の御時、東叡山御門主を以て、此寺の本尊を所望せられたる時、東龍寺と御相對にて御囉ひ候得と御返答なり。又、誕生寺より、當寺へ相對にては、不遣可濟ぬ、其後曹源公の御時にも右之通り所望なれども、御返答同事にて有ければ、盜捕んといふ說ありしに依て、殊の外、大事に思ひ、二重の厨子に入れ、なか〳〵五七人しても持出しがたき樣にして、鑰は村へ預置しよし。

同 楊柳山東光寺千手院 宮浦村。千手觀音。同斷。〔永祿年中創造といふ〕
〔屋敷〕高四斗六升四合 御免帳在。

同　兩兒山金剛寺不動院　八濱村。大日・鎌倉佛。醍醐三寶院。〔應永年中中興といふ〕

〔屋敷〕高八斗二升七合　御免帳在。本堂後に八幡稲荷あり。應永年中中興といふ。

當寺持傳への器物並判物。澤村大學助寄附屏風一双、雪舟畫。同人の書翰。三宅時實在判寄進狀一通文安五年三月廿五日。

觀音堂同村・藥師堂同村・阿彌陀堂同村・觀音堂田井村。右四院は、濱村金剛寺司之。

同　新花山醫王寺福壽院　宮浦村。藥師。高野山多聞院。

〔屋敷〕高四斗六升四合　御免帳在。　同　厚學山伊勢寺寶積院　同村。藥師。同斷。

同　厚學山海淸寺持福院　阿津村。不動明王。高野山隨心院。

同　如意山持齋寺延壽院　小串村。藥師。同斷。　同　慈眼山普門寺本覺院　北浦村。如意輪觀音。

〔寺屋敷〕高七斗四升　御免帳在。〔屋敷〕高一石二升　御免帳在。此寺前は郡村にありしが、正德年中、今の所へ移す。同斷。

同　高島山松林寺普門院　宮浦村之内高島。千手觀音。同斷。〔聖武天皇天平十一年創造〕

〔寺領〕兒島郡宮浦村之内新田高貳拾石之御黑印。

當寺本尊觀音は、弘法大師作、讃州矢くりの本尊なりしが、故ありて、此寺に來るよし。聖武天皇天平十一年創造當國の國分尼寺とす。觀音堂の前、大木の古松有、里民是を手手松といふ。

同　兩兒山法雲寺蓮光院　八濱村。觀音。同村金剛寺。　同　兩兒山淨光寺寶積院　同村。聖觀音。同斷。

〔屋敷〕高貳斗貳升九合　御免地。　〔屋敷〕高貳斗壹升七合。

同　觀音堂　大崎。八濱村寶雲寺司之。

同　圓城山西光寺高明院　小串村。阿彌陀。高野山隨心院。

〔寺屋敷〕高三斗二升御免帳在。

同　興樂山常光寺觀音院　日比村。本尊藥師行基作。十一面觀音上ノ宮太師作、又、大宮佛と言。高野山多聞院。

此寺永正十五年、爲兵火炎燒すといふ。

御影堂　利生村。　毘沙門堂　玉村。　右二院日比村常光寺司之。

佛光山東光寺持性院　迫間村。觀音。同斷。

高八斗九升貳合　御免帳在。

藥師堂　藥師堂一　槌ヶ原村。　觀音堂　同村。　右三院東光寺日比村司之。

同早瀧山建暦寺正藏院　瀧村正觀音。高野山多聞院。

〔燈明〕高壹石三斗六合　御高外なり。

同瑜伽山蓮臺寺慈聖院　山村。千手觀音・地藏・不動明王。同斷。〔天平年中僧行基創造之〕

古へは經王山瑜伽寺といふ、天和年中、今の名にあらたむ。

〔寺領〕當村之内、高貳拾石御黑印。

藥師堂　田ノ口村。　觀音堂二　下村。　右三院山村蓮臺寺司之。

同補佗洛山藤戸寺　藤戸村。觀音。曾原村一等寺。〔天平年中創造〕

〔寺領〕同村之内古地四石三斗五升、新田貳拾五石、都合貳拾九石四斗五升御黑印。

鎭守・八幡大菩薩大芝神。

天正十八庚寅年、宇喜多の家臣戶川友林當寺を悉く燒失、其後、慶長年中、忠雄公の時、本郷村之民、罪科を侵しけるに赦免あり、其首代に、今の堂を建立すといふ、昔の堂の跡は、田地となり、其地を今は堂山といふ。

同惠日山後嶽寺遍照院　天城村。藥師如來。〔寬平年中創造といふ〕古名瑠璃山藥師寺といひし由。

同海光山明王寺西明院　粒江村。不動明王。同斷。〔大同年中僧空海創造といふ〕

同先陣寺　同村。同村明王寺兼帶の小庵なり。

古へ佐々木三郎盛綱藤戸の先陣の時、討死の兵士、海の案内をし、浦の男追善の爲、此寺を創造のよし、いつの比にや、寺は破却して、今は小庵のみ殘れり。

同　岩瀧山弘長寺蓮花院　浦田村。觀音。同斷。〔弘長年中創造といふ〕

梅香山般若寺　福田村。阿彌陀。同斷。

瑠璃山醫王寺持命院　廣江村。藥師。同斷。

寺僧の說に、當寺は後鳥羽院皇子櫻井親王尊重の地なり、本郷呼松村の沖に、王島といふは、櫻井親王配流の地のよし、言傳ふ。侍女の墳墓七ツあり、親王當寺において、後鳥羽院追福のため、寺の前の山に石塔を建て、積塔院といふ。則今の岩瀧山號なりといふ。按ずるに、櫻井親王配流のこと、諸書に不見、事跡詳に五流山伏の傳へたり。

安養山總持寺寶珠院　福江村。阿彌陀如來。同斷。古へは是も新熊野山といふ。

同　光應山大悲寺慈眼院　尾原村。觀音。同斷。古へは光玉山杉本寺といふ。

同　天滿山自在寺文珠院　木見村。藥師如來。同斷。

前は當村天滿天神宮の社僧なりしが、寛文の比、天神は社家司之、文珠院は社僧を止む。

同　金光山妙音寺眞淨院　林村　觀音。同斷。〔仁平年中創造といふ〕古名は仁平寺といふ。

新熊野山西方寺　串田村。阿彌陀。同斷。〔天平寶字年中創造といふ〕

同　吟松山潮音寺南之坊　植松村。十一面千手觀音。同斷。是も古へは新熊野山といふ。

同　慶昌庵　片岡村。　同　圓長庵　右二庵共眞言宗植松村潮音寺司之。

同　法輪山一等寺淸淨院　曾原村。十一面觀音。御室仁和寺。〔天平九丁丑僧行基創造〕

いにしへ、護國寺といひ。又、後新熊野山福聚寺有南院といひしが、享保三戊戌年十月、今の山號寺號に改む。

〔當寺領〕兒島郡福江村之內、長池新田高拾三石五斗之御黑印。

遍照庵　彥崎村。　十王堂　同村。　右二庵眞言宗會原村一等寺司之。

同　通生山神宮寺般若院　通生村。十一面觀音。同斷。

〔寺領〕當村の內、高拾石之御黑印。

古記に曰、桓武天皇延曆二十三年十月、將軍田村麻呂の創造なり。瑜伽山の鬼神退治のため、勅命を蒙り、此所の八幡宮に祈り、退治せり、此鬼を阿久良王といひ、眷族の子を東鄉太郞・加茂二郞・稗田三郞といふ三人あり、阿久良王は桓武天皇の御弟、早良太子也、中納言藤原種繼を射殺す、罪によりて淡路に流され玉ふに、淡路にて薨ずとあり、實はいつはりにて、兒島へ來り、名をかくして阿久良王といふ、三人の兒は種繼を射殺せし大伴竹良の嫡男繼人が子なりといへり。

按ずるに、田村將軍、西征の事諸書に不見、田上苅田麻呂備前守たり、若之を田村將軍といふにやいぶかし、阿久良王の事、桓武天皇の弟早良太子の事を附言するに似たり、皆詳なりがたし。

天台宗　新熊山大願寺　林村。東叡山輪王寺〔大寶二年創造〕

新熊野權現の社僧なり、社領の內五拾九石餘、權現宮の修理料として、此寺に納め祭禮修理等の用を勤む。

眞言宗　瀧音山圓福寺福昌院　下津井村。十一面觀音惠心作。通生村神宮寺。〔天文年中中興といふ〕

〔寺領〕高五石　御免帳在。

同　鷲羽山弘泉寺不動院　田ノ浦村。正觀音。同斷。〔正應年中創造なり〕

同　鷲羽山大寶寺德定院　大畠村。毘沙門天。同斷。〔大寶年中創造といふ〕

同　佛母山善闘寺文殊院　菰池村。釋迦如來。同斷。〔應長年中創造といふ〕

同　岩崎山本願寺持寶院　味野村。藥師。同斷。〔正和年中創造といふ〕

同　吉初山吉塔寺福壽院　柳田村。釋迦如來。同斷。〔延暦年中坂上田村麻呂の創造なりといふ〕

古へは長福寺といひしが、正德六丙申年吉塔寺と改む。

同　島向山松音寺安樂院　呼松村。觀音。〔嘉暦年中創造といふ〕

同　醫王山德成寺吉祥院　鹽生村。藥師。同斷。〔元亨年中草創といふ〕古へは淨仙寺といふ。

淨土宗　正覺庵　一に、光照山正覺寺。　天城町。釋迦多寶。岡山正覺寺。岡山正覺寺司之。

禪宗　西光山海禪寺　同斷。釋迦。京都妙心寺。

慶長年中、池田紀伊守の御爲（池田出羽由成建立）其後代々此家の菩提寺なり、古名正宗寺。

一向宗　靜光寺　同斷。阿彌陀。京都本願寺、又岡山長源寺共。

萬治年中の中興、寺務池田和泉守に屬す、古名は願龍寺といふ。

日蓮宗　惠光山正福寺　同斷。釋迦多寶。京都妙顯寺、又岡山正福寺。〔寛文年中創造〕寺務上に同じ。

新熊野山寶壽院　福江村。阿彌陀如來。菅原村一等寺。

天王山觀音寺地藏院　吹上村。本尊觀音春日の作十一面觀音・藥師安阿彌の作といふ。通生村般若院。

禪宗　慈光山普門寺　碁石村。觀音。岡山圓清寺。

同　松光院　絁浦村。十一面觀音。同斷。

〔屋敷〕高三斗　御免帳在。

同　安倉山萬藏庵　呼松村。觀音。天城村海禪寺。此寺曹源寺の隱居庵となる。

新見泰勝寫

丸山子堅校 ㊞

吉備溫故秘錄　卷之二十八終

吉備溫故秘錄　巻之二十九

大澤惟貞輯錄

佛刹三　山伏

兒島郡

新熊野山（山伏）　林村。　本寺 聖護院。

建德院。長床宿老大先達。　尊瀧院。同上。　傳法院。同上。　報恩院。同上。　太法院。同上。　吉祥院。同上。靈餉に住す。

以上これを五流といふ。

知蓮光院。大先達。　寶良院。政所。　覺城院。　南瀧院。　常住院。　本城院。

青雲院。　常樂院。　大泉坊。　千手院。　正壽院。　大善坊。

以上十院これを公卿といふ。

國史。

五流傳記略曰、文武天皇三年役優婆塞伊豆大島へ配流せられ、高弟義學といふ僧、諸弟子と共に、三百餘人害をさけんために、紀州熊野本宮の神輿を移し奉りて、船に乘りて海に浮んで、四國九州の邊を漂泊する事三年、大寶三年にいたりて、備前國兒島郡柘榴濱（今の下村を云）にいたり、福岡の邑（今の林村を云）に鎭座なし奉る。聖武天皇天平二十年、此神を尊んで、兒島を寄せらる。孝謙天皇天平寶字五年に、大に造營あり。また、木見村に宮殿を建て、新宮諸興寺といひ、山村に宮殿を建て、那智山を移して、新熊野山瑜伽寺といふ、是を新熊野三山とす。「諸興寺は廢して、今はなし、瑜伽寺は社僧を除いて今瑜伽山蓮臺寺と云。」鳥羽院元永元年、長床衆徒に給二僧官永宣旨一、後鳥羽院皇子櫻井宮一品覺仁親王再造し玉へり。覺仁親王は、三井圓滿院の門主にて、三井の長床熊野三山並新熊野檢校に補せられてより、當山長床始て檢校に隨へり、

是新熊野檢校の始也。其後、聖護院宮代々其職に補せらるるによりて、其末寺となる。

櫻井宮は、承久二年都の亂をさけて、當山に下りたまふ。其時、尊瀧院の寺院久しく荒廢す。其地に庵室を構へ住給へり。その明年の軍利なふして、後鳥羽院隱岐國に遷行なりて、宮々も國々へながされ玉ひ、賴仁親王（冷泉宮といふ後鳥羽院の王子也）は、此島へ流されさせ給ふ。寶治元年丁未四月十二日、尊瀧院にて薨じ給ふ。木見村諸興寺に葬り隱光院と申奉るは此御事也。其所を若宮御靈殿といふ。後鳥羽院は隱岐國にて崩御まします。已後仁治元年二月廿二日、後鳥羽院の御石塔御廟堂一切經藏等を建て、供養あり。建長七年、後嵯峨上皇熊野三山御幸の時、勅を蒙り、先達修業し玉ふ。是親王先達の祖也。弘長三年癸亥三月廿八日、尊瀧院にて薨じ給ふ。則權現の境內池中の島に葬り奉る。（世俗これを櫻井塚といふ。）賴仁親王の御子を覺仁親王の弟子になし玉ふ、道乘僧正是なり。覺仁親王の遺跡を繼玉へり、後御子六人を、五流の院々へ主たらしむ、是より皇孫の五流と稱す。世々子孫これを繼て、他姓を以て五家を不繼、公卿も又此種を繼で、他姓をまじへず、故に長床衆の種姓は、賴仁親王より出たり。

長床衆徒五家八家十二家の山伏は、役行者立行相傳の家にして、修驗道の根元なり。五家又五流と稱す、義玄・義眞・義學・壽玄・芳玄の五祖各立る所の行法は、軌則異にして、修業の所傳別派なり、故に五流と稱す、最も其正統は他宗に不ㇾ讓、故に五家といふ。これ修驗道の貫長なり、代々の帝、熊野御幸の時に、詔を下して先達とす。

往古より元龜天正の比にいたるまで、家々僧正に任ずらる神領沒收する已後、僧正の昇進其沙汰なし、道乘大僧正より已來、五流代々僧正に任ず、他種地下を繼ざる故に、僧正轉任の時攝家淸華等の子と稱する事を用ひず、是無双の規模なり、後鳥羽院の皇孫なるがゆへなり。

元暦元年九月、源範賴平行盛と藤戸の浦にて戰ふ、佐々木盛綱港を渡し、先陣して行盛を破る。賴朝公より恩賞として、兒島の內波佐川庄を盛綱に給はる。長床知行なるゆへに、眞瀧坊法眼を鎌倉に下して訴訟せしむ、鎌倉に在事二十七年、實朝公の代、承元四年九月十九日長床利運に極りて、鎌倉殿實朝より直の消息を五流に給はる。其文に曰。

備前國兒島之内、波佐川庄の事、隨天平聖主之永勅、再令寄與長床事、宜任古往之旨趣、被復領候、累訴積欝令遠察候也、謹言。

九月十九日　　御判

五流中

判斷の狀を、散位中原より眞瀧坊に給る文に曰。

備前國兒島郡之内波佐川庄事、佐々木兵衛尉盛綱法師被罷地頭職候事、以此旨可令披露長床給之由、鎌倉殿御消息候也、仍以執達如件。

承元四年九月十九日　　散位中原　在判

眞瀧坊法眼御房

實朝公消息散位中原の狀ともに、兵火の爲に燒失す、今其寫しあり。

其後尊氏公の時、康永元年、飽浦三郎左衛門謀叛を長床衆徒外戚の因にありて、飽浦に加勢す。飽浦滅亡の後、高師直兒島常山より、東を沒收す、是當山衰微の始也。其後、五流の内、覺王院圓海、細川勝元の所縁により、其權威をかり、一山の大小事とも、恣に振廻故に、衆徒是をにくむ。應仁元年細川勝元山名宗全と京都に於て合戰す。其期に乘じて、衆徒覺王院を亡さんと謀る。是によりて、圓海備中國西河前に退き、細川の兵をかりて、當山に亂入し、社中三十餘の伽藍僧舍寺院、一宇も不殘燒拂ふ。是より已後、たがひに相いどむ事數年也。應仁の亂落居の後、衆徒の罪を擧て神領を減じ、近隣の十七ヶ村を領地とす。明應年中、上月土佐守、同肥前守十七ヶ村を押領す。永正年中、大内義弘管領の時、聖護院道興親王御頼ありて、漸く林庄曾原庄火打庄（今の福江）三ヶ村を返附せらる。永祿十一年、聖護院道應親王、毛利元就へ當山靜謐の下知を頼まれしゆへ、元就輝元より使者宮内大輔元村を以て、近國近隣の幕下の城主へ、當山守護の事を相觸、三ヶ村の界を正して制札を立らる。其文に曰、

備前國兒島郡熊野十二所權現並當知行神領三ヶ村林庄・火打庄・曾原庄事。

以の下、上の字を欠ぐ乎。

一、敵味方亂妨狼藉の事。　一、社中へ難儀申掛事。　一、軍勢陣取の外、平生不可寄宿事。
一、右三ケ村竹木伐取事。　一、從藝州用段外非分申懸事。　以（上字脱カ）

永祿十一年十月廿六日　毛利少輔太郎輝元　判
毛利陸奥守元就　判

天正十年、豐臣太閤中國征伐の時、備中高松の城いまだ落ず、毛利家の大軍襲來る、秀吉公危窮存亡の時、長床へ加勢を乞れ、蜂須賀彦六辯論を盡すといへども、毛利家のよしみを以て、一山同心せず、以後此罪によつて、三ケ村を沒收せらる。此時までば、諸國寄附の神領ありて、院々豐饒なり、度々の兵火に院々證狀燒失して、肥後國熊本城主鹿子木民部少輔親俊、尊瀧院への證狀のみ殘れり。其文に曰。

肥後國佗摩郡之內並河尻庄の內御神領之事、如先例御執納可然候、堅固可申候。恐惶謹言。

七月十七日　民部少輔親俊　在判

尊瀧院　御同宿中

三ケ村神領安堵を願ふといへども叶はず、天正十七年、堪忍領として高百石給ふ。其後、金吾中納言殿の時、領知沒收して五流公卿ともやしき貢税の地となり、六十石の地税をいたす、一山是を乞得て、社中の修理料とす。大願寺六十石の修理料是なり。

寛文年中、始て權現へ神職を付らる。是より已來山伏大願寺神職三方より社用をつとむ。

備陽記に、山伏の緣起の內、爰に略して記す。

權現神詠の連歌。

此山の梢は春のあるじを補院樂かけて霞む海原。

長享三年正月廿二日、後鳥羽院の御影を奉納時。

雪ながら山もと霞むゆふべ哉　宗祇。　ゆく水とおく梅にほふさと　肖柏。　河風に一むら柳春みへて　宗長。

同時に宗祇、

まもれ君その言葉の家の風道なき方に吹まよふとも。

大寶院、丸の内三柏。報恩院、瓜。尊瀧院、立葵、立鈲。傳法院、稚醬草。建德院、鳩酸。法灯役者先官次第に相勤る。又、右京左京とて、一山の政を評定する役あり。五流先達は祖師役の行者より、懈怠なき也。日本修驗道の根本也。

右五の紋を根本として、天下の先達、此紋の外不用。是以紋下と云。國々の下山伏、右五紋を用事不成也。

〔御祭禮〕は八月七日・八日。又捉床にて月次の連歌あり三月三日神事。六月十五日御戸開也。

五流より下山伏へ免來る補任狀之事。

權律師・權小僧都・權大僧都・院號法師・一僧祇・二僧祇・三僧祇。

此三山伏道家の官也。此外山伏道器物袈裟色品々あり、略之。

五流下公卿山伏之事。

公卿と號するは代々の聖主熊野御幸より此號あり。國々の山伏の樣に無緣勸物なし。四國の內定旦那ありて、是を以て渡世とす。

崇佛・天台・眞言の出家同事也。胎金兩部峯行也。五流公卿の勤番は、葛城の峯修行、秋は大峯修行、第一家業とす。天下困窮故行闕如本意也。

霞と言は、袈裟下の事。

備前瓶井山・金山・脇田・武佐・御野・小豆島・作州本山・槇・山除・日向。　大法院

豫州一國、安藝の內豐田郡、紀州の內日高郡。　建德院

備前國岡山並四十八ケ寺。作州本山・槇山・西大寺。　報恩院

讃岐・備後二ケ國並備中の內淺口郡。　傳法院

鹽飽七浦・備中の內松山・連島・七島・肥後國。　尊瀧院

備中兒島は五流手同行と云。古來より入組也。

兒島郡林村權現宮爲寄進被ニ定置一覺。

一、高百九十三石。　權現宮社領分如前々可被配分事。

此内　九拾三石。　山伏中。　五十九石五斗。御宮修理料　大願寺。米三石五斗、御戸開祭禮、毎年可被差出事

三拾石。　神主大森隱岐椽。　七石五斗。　下禰宜。

一、山材伐採刻山伏大願寺神主方、相談之上、郡奉行相斷可被申事。

一、當山者山伏大願寺神主元被附與之、然上者瓜木落葉取候事、山伏大願寺神主並下禰宜之外、可爲停止之事。

右條々如先規被寄附事、自今以後、無改替可被守護、此旨依仰執啓如件。

延寶二年二月朔日　　日置猪右衛門　書判

山伏中　　池田大學　書判

大願寺大森隱岐椽。

貞享四年丁卯、聖護院二品道祐親王、大峯御修行之時に、

小木御先達・御師役大法院秀譽・閼伽御先達御師役報恩院隆證。

元祿六癸酉年聖護院二品道尊親王大峯御修行之時に、

小木御先達・御師役恩報院堯海・閼伽御先達御師役建德院心譽。

正德三癸巳年、聖護院二品道承親王大峯御修行之時に、

小木御先達・御師役報恩院堯海。

兒島郡林村權現

長床六十三箇條御式目可被定置條々事。

一、專ニ神社祭禮一不レ論免田畠多少、兩政所・庄官等不レ可レ懸レ煩事。

十四字目ニ欠字アリ
十一字目ニ欠字アリ

右諸社祭禮之時、不論免田畠多少、兩政所白米三升、酒一瓶子、庄官等同前。此事先例有限故、雖然於ニ免田畠一壹反已上貳反以下者、自今以後可被停止、自ニ三段一上者任先例、一年一度可致其沙汰也。次兩政所・庄官等浦役以下、今部旅行・飯酒・饗應、自今以後、可停止之。

一、神社・佛寺修理等可興行事。

右諸堂・諸社・院主・別當・神主等□（欠）申檢免田畠不及佛事、不致修理、只引幕免田渡世之計也。現當二世之有其恐歟、□（欠）免田之分際可免修理、不然而寺社於令破損者、爲兩政所庄官等沙汰、長床可令注進者也、更不可依相傳者也。次以最前事寺免田其時百姓等可饗應之由、令呵責云々。是又無其謂、只可專神事並供佛・施僧勤也。

一、諸寺・諸社供僧職不可讓在俗男女事。

右供僧等割分嚴重、御聖米等、當被宛置者、奉爲公家・武家御祈禱、爲長床内安穩也。然而、以作其器量之輩令讓補之條、造意之企、甚無其謂。自今以後、拾五以上僧徒之外不可讓之、於背此儀之輩者、爲政所・庄官沙汰可致改補器量之仁也、可被食料六百文也。

一、新熊野六月會勤仕輩可着座事。

右當庄第一大營宮工民拔群之勤功也。然而、不勤其役之輩、令着座其役、勤仕之徒者、不着座條、甚背物儀畢、早任本山之例者、役輩可着座也、自餘之社、有可守先例也。

一、自長床給御下知庄官百姓等、可致成敗、政所施行事。

右願所成施行事、諸國庄薗之定例也。自今已後、尤可申施行也、被施行料、兩政所貳百文、各百文、度官百五十文（西々所代官二人田所百文骨師）以上五人也、不論給文多少之御下知可致沙汰者也。

一、山田・小畠・荒野等・空被寄置、無其謂子細事。

右稱本名不宛作、餘人自分又無耕作之儀、非公私公平、自今已後出令之耕作、山田山畠荒野等者、以開發可爲本望也、其趣者度々御下知在之。

一、鹽所當船別四十石運送事。

右當庄鹽賣買及數萬石、而最少事御年貢致懈怠之條、無其謂、不依政所庄官等、旅人點定商人鹽等可令運送也。

一、御年貢究濟以前、私借物不可押取事。
右政所庄官可專御年貢之處、先私負物代所當米押取之、令成御年貢未進之條、神慮難測、自今已後、於背此儀之輩、者可被重科者也。

一、可守村々池堤井事。
右庄家第一大事、尤有勸農、馴募給雜免等、庄官等爲長床庄家奉公、只此一事計也。然而成緩怠如在之思不致其沙汰、霖雨之時不及馳行云々。自今以後、於不馳向輩者、切堤修理之時、可被行一日科酒也、其負數濁酒三斗可宛行、是池堤百姓等料也。

一、往古百姓各不可引入庄官名事。
右代々御下知被載之歟、然而勁佐之號負物代、或構下人之跡引入之條、甚自由之企也。自今已後可停止者也。

一、當庄官政所職不可補任非座衆事。
右非長床衆分、又雖客僧非座衆、永可停止之云々。其外之輩被補其職者、思一旦之利潤、爲長床爲庄家不顧公私費、不拘長床之制法、令張行歟。然者先代有其沙汰、後代彌可被補座衆輩也、縱雖座衆不得止之輩者、可被停止也。

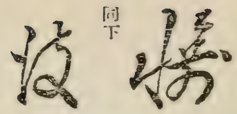
一、京都運上可停止事。
右雖有代々御禁制、動破此儀歟、執行衆方兩庄寄法爲其身在京於得分運上者、爲庄家役可除送云々。不可宛催百姓等者也、御山可有運送也、是則爲御山依情之故也。

一、逃亡跡宛給他人之處、經年序稔來望申無謂事。
右先々御下知等分明也、御年貢以下以公事等黑打捨々非命逃腕世間立直顯之、剩稱本主望申之條、取行企甚以不可然、自今已後如然之訴訟永可停止者也。但、逃亡之時、預置親類他人等之雜、本主可進退也。

一、文斷已下庄官等、色々得分御年貢收納以前、私不可責取事。
右私得分先用之寫、御年貢未進基也、自今已後、自名御年貢究濟之後、相沙汰人經評定可取之也。於背此儀輩者、可引貳貫文科料也。

六行目上

同下



一、御年貢庄家未進時、責村之主、以後分可被入置事。

右雖有先々御下知、依如在之沙汰、非不就損亡年致未進故也。當庄者、御年貢備進之外、無諸方煩、有限應後濟物爭兼可遁避乎。是併責村之主、先私不顧公平故也、有限御年貢究濟之上者、得分不可有煩者也、於違犯輩者可被默定各田也。

一、庄官百姓等、企參上訴訟之時、付一方申狀不可有成敗事。　右此條兩方被召問付、理非有御成敗。

一、色々御年貢未進事。

右自今已後、應　田畠入合有兎佃致未進之輩者、被食上　田畠可宛給器量之仁、同未進難足不可有百石、有代々御下知云々。

一、庄官等渡海送役不可百姓催促事。

右農業之時不憚收納之折、不許之條、最非公平、三四五六七此五ヶ月之間、尤可止之、於違犯輩者、可被處罪科也、送時可宛食。

一、當庄閣作稻買他國惡米成所當事。　永可被停止云々。

一、或號庄官、或稱責村主、不致知兩政所、死亡逝跡任雅意、不可宛給他人事。

右兩政所庄官等雖評定、以器量之仁可被宛行也。

一、庄官厨事。

兩政所在庄之時、可令他行之跡、下向以前可止之、大峰修業、若禁忌難去子細之時者、非沙汰之限。但、九升六合以斗子升搔々之可納升三五升、外加五合。口大器物永可停止。

一、號熊野神人之輩、不可致勤行事。

右諸社神人成訴人不成論人、自今以後、當庄之民於傍庄隣國、依無實被打擲、以穩便之儀可致其沙汰、依自業自得果、非沙汰限。

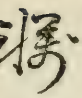
一、名子名主田畑相論事。

右於名主配分之地者、名子不能進止、名子私賣買讓得於田畠者、名主不可倚也、名子可進退領掌、兄弟共親名田畠讓得之、兄名主弟名主是不依傍輩於名田者、得同讓賣買可任意也。

一、禮殿壘莚不法事。

右自今以後停止荸糸以薄穗繩打莚可遣之、次磨船別三十枚、不可懈怠、度々御下知在之、於背此儀者、可被處沙汰人罪科也。

一、盜人事。
關東御式條、依贓物之多少、被定罪科之輕重畢。縱令錢百文若貳百文已下輕罪者、以一倍令辨濟、但本者給本主利分者可被召、兩政所可令案堵其身、三百文以上之重科者、縱雖行一身之科、更莫及三族之罪、但、雖被食盜人兩庄務不可置庄內。
一、色々御年具米等、夏始秋始可出惣嚴符事。
右出惣符事、諸國庄薗定例也。當庄無其儀條、其不可然、自今已後、惣　田畠、並、山田山畠等色々、可出惣嚴符也、是則倚未遣之時、始出嚴符間、百姓等迷所當年貢故也。
一、當庄之官下部浦役、最前以遺恨爲百姓付事成煩成何黨事可停止云々。
一、惡口科事。重者可追布庄內、輕者可被食科料。
一、打人科事。庄官者被改易所職、其子息可追放庄內、平民百姓可追放庄內矣。
一、謀書落書事。守關東式目可致沙汰。
一、犯他妻罪科事。能所其五貫文科料可引。
一、博打物停止、其家可被尅納隣同罪、安隱者五貫文科斷可引也。
一、在家引臨時課役、號庄官•名主背政所下知事。
尤不可然。政所者三山之代官•庄官從三衣補職也。自今以後不隨下知、非公平可爲罪科。
一、當庄之官百姓等子孫、自今已後、不可入長床衆庄家山師等、自今以後、不可倚沙汰可爲罪科。
一、霜月大師講此事諸寺諸山之習、貪道無緣禪侶重役報恩謝德之方法也。而政所庄官等下部致奇法事、凡以外罪業也、早座席衆等之外講演、他人不可倚着者也、方々送酒可止之。
一、於倉取窓道斷事。
右先年御下知在之、百姓一名と一年二度可取之、夏一度秋一度不可過之、度々取候由風聞不便事也。抑倉納可給莚於百姓每也。
一、捧古文書致訴訟之輩事。

五廿日


右限所務廿ヶ年、婢雜人過拾ヶ年者、不可及改沙汰之山、關東御式目分明也、早守其旨可致沙汰也。

一、荒石原荒野事。右此荒野以開發可爲本主本名主、念々爲入立停止、名主儀隨開得可爲主也。

一、百姓後薗物等不可抑取之。

一、浦役等之名厨可停止事。右被定村主上者、他人責村一向不可倚。

一、御下知違背科事。右背御下知科尤重料也。任過輕重爲政所成敗可被行科料也。

一、闕所出來之時令申子細於政所、可宛給、正直百姓也、不可領庄官云々。

一、放火科事。召取三族、於其身者可追放庄內。

一、各弓事。永可停止、私弓任心可射之。

一、村々池修理事。

可見沙汰人勸農役無用之輩者、不可食飯酒也。次波水時事、御庄內者皆公田也、然而庄官等田、其入滿之水、猶留不宛百姓等田云々、是以外邪見也、百姓等田皆公田也、等分入水惜之後同可入等分、若如前々水惜之時、申兩政可被貫見。

一、分地苗代被免所當之上者、文斷御油永可被免。

一、六月會頭人如之可爲三人事。

右彼會頭近來六人々々。其故者存名聞思勝他心、增人數勵過差、是則庄民侘傺之因緣、神事陵癈之根源也。然者如元三人爲頭人、不可成御供等捧捧物過分也。如先年雖堪令勤仕、過分可停止。

一、同兩政所諸官拜借御八卦、永停止之、頭人免田事。

倉納止之、可納社家、不可倚頭人、御供調進之時、宛飯酒於頭人事、永可停止矣。

一、錢午米可停止過分也、於利錢者六文子、外者可停止、出擧物者五把利共不可過一倍、違午米者一升以四升可辨者也。

一、方々浦役使乘傳馬事。永可停止。

一、兩方庄務、又代官、並、浦役、自今已後、被用熊野常住親類事。永停止、並、常住當庄沙汰人口入倚事、院宜有之同可停止。

一、庄家山師等、乘傳馬私脚永停止之。但、政所供輩時者、非沙汰限、同寄沙汰永停止。

一、當庄山、付、邊土諸木伐取事。隨見相可取馬牛船等、又土人伐之賣他庄事、同可所罪科。

一、浦役每百姓名一斗取鹽事。是則新儀之非法也。永可停止、納鹽之時、百姓等營厨云々、未濟之間者可爲厨矣。

一、浦田百姓等中鱺蛤取之道、次山之間數日經之云々。

右當庄者殺生禁斷之處也、自今以後は、如是雅苑催庄官等、可被處罪科。

一、大乘會事。

奉爲後鳥羽禪定法皇之御辨也、然者永代不可斷絕之處、如六月會頭人、以勝他以不可過分存、且數人者自四座中指各一人、可爲四人頭、且如去年開白守、其次第可停止過分儀矣。

一、福南山納所當米大斗事止之、可爲庄家之本年何別當得分爲欠如者、可被交分之。

一、神社•佛寺供僧等、自今以後停止加僧可專苑閑也。

一、壹庄平均二色斗代被定置事。

右古作半分加作半分沽讓分等、各不可相違、若背此儀、於沽讓背不實尋明可處罪科。

一、御油檢納事。

右以布透油以不可取塵於善惡者燈油可見之。

一、死亡逝亡百姓之跡、自今以後者不可被領庄官等。

一、在家布事。

右此布近年過法疎品也、自今已後者、幅一尺六寸布不然者不可納者也。此貳條村々書寫之百姓等可爲明鏡也。

田畠內結合事永時各別可納嚴符可田未進來應援に未進故也林庄沙汰人百姓可令目事夫以守仁儀者賢主置正直

奉君民天地依正道而覆宰縣司之仁可爲先繩黑之誅、就中當庄者爲長床一同之須紺川異于他狂迫此砌之輩、權現

六行目



緒縁之類、乘跡値過之族也。機感厚者爲庄務村主、機感薄者、爲土民野叟、然則致所務村主者挙慈紀唯可爲成敗、於非民樵夫者、存公平守正直可濟代侯、故下知如件。

弘安貳年已卯二月　日

隆意太夫法印。
衆方法印。　少納言法印。　仙兼同判。
見黑法印顯□(定カ)。
法印大和尚位。大輔法印。　任宗同。　權少僧都。　少將僧都。　實祐同。　權少僧都。　宰相僧都。　教快同。
權少僧都。　兵部卿僧都。　僧兼同。　權少僧都。　中納言御幸。　山臥同。　法眼和尚位。眞淨坊。　淨尊同。
夏一法眼。　加賀。　嚴豪同。　法眼和尚位。　大輔。　長親同。　權律師。　伊與。　良玄同。
權律師。　卿。　隆慶同。　權律師。　所司三乃。　朝盛同。　權律師。　少輔。　澄親同。
法橋三人位。　南瀧坊。　泰禪同。　法橋三人位。　佐渡。　全雅同。　阿闍利。　越後。　信兼同。
阿闍利。　大貳。　宗舜同。　阿闍利。　播磨。　玄辨同。　大法師。　三位。　隆幸同。

已上廿一人。

長床六十三箇條

前途饗。四膳 廿二貫文。　權現講。　二膳組依地同人數 五拾四貫文。　佛名初日。如八講初日 廿七貫文。　同結願。　同上廿七貫百文。
僧綱々。二膳如權現、廿三貫文。貞散不濟不足也。　一門客料。四拾貫文。　公達饗。　拾三貫六百文。　八乙女饗。拾六貫文。
庚申。　百六拾五貫四百文。　田原饗。　廿五貫三百文。　露佛。　二貫文。　大先達。　伍貫文。
如僧綱饗。但、住各へ在也。
立春饗。廿伍貫文。　歸立。　百貫文。

常住方役。
衆徒垸飯。拾石、十貫。　三昧僧役。拾貫、十石。　名僧饗料。貳石五斗、一貫四百文、布施講直加之。　玉木御戸開。拾貫、同。
衆徒役。拾伍貫文。　古屋役。拾貫文。御子色々役堂下鏡。以下。
都合　千五百伍十七貫文　此外検校進物百五拾貫文。大概也。

入峯貝緒事

宿老
僧正　黄色。　法印　淺黄。　大僧都　同前。　少僧都　角黄。　以上。

入峯貝緒事一紙被注進候、已以可被守此規式之由、検校僧正御房御氣色所候也、仍執達如件。

五月廿一日　　法印尊顯。

謹上　本宮長床執行法印御房。

一、大師講垸飯下行人數。　人別饗　升一升飯。
無縁神子・白石神子　卅八人。　花摘　十七人。　手水　一人。　禮殿　一人。　堂下　十二人。
齋燈　八人。　鐘突　一人。　山籠　六人。　冬花　六人。　皷打　一人。
橋聖　一人。　湯峯聖　一人。　香聖　一人。　童子聖　一人。
已上九拾七人。

一、任符開事四十貫、裝束代五貫半減、後延文二年、佛名、初日、於饗膳當座評議云々。廿貫或廿三貫、或廿五貫、依人隨宜而所有其沙汰也。而當年延文二山臥右符禪師定昭、爲淸花上者、以二十貫可被引之、自余不可用此相違矣。

晦山臥神事饗膳事　曆應四年於京都惣衆評定被注定之歟。

任補開　四拾貫。　裝束代　伍貫文。　請取饗　百貫文。　落斎饗　廿伍貫四百文。　後朝　五拾貫七百文。大概小權現講。
八講代　廿七貫百文客料加之。　同五貫代　拾九貫四百文。　同結願　廿七貫百文如初日。　皆集會　廿七貫百文。如八講初日。

大先達饗 廿五貫五百文。　有職々 卅一貫六百文なり。　船振 廿三貫三百文。　大師講垸飯 拾貳貫五百文。
集會々 拾六貫文。　宿老會合振廻 七貫文。　公達集會 七貫文。　朔外居 五拾五貫七百文。
行者講 拾五貫八百文。　神 廿九貫文。　饗 廿三貫文。　又同 廿三貫文。
公達庚申 四拾一貫六百文。　不斷經 初日、廿七貫百文。如八講。　同結願 拾九貫四百文。　同客料十日夜道 四拾一貫六百文。如公達。庚申。
人數饗 廿三貫文。女雪饗、　初夜終抑寄 九貫文。事祈也。

應永廿伍年戊戌正月　日　　莊務觀垂院僧正　宋棨之

天正六年三月九日書寫之乎

右古本者聖護院門跡道證公爲御披見、京都ゑ指上當時之爲覺寫置者也。

一、本山長床年中行事同御代に京都に上す。
一、大峯逘峯之記一帖、右同前に上す。
一、本山當山於駿府御公事時系圖書物上中二札大佛炎燒之時、御寺同前に炎燒にやく。

慶長十七年八月十日　　爲覺と玄順書置畢

新熊野山六月會來拾五日也。
東西南北保之內不淨輩不可來入者也。
右之掟書式目林五流之內、建德院所持之所、年久敷故損し有之に付、享保十乙巳年、円中莊兵衞書寫させ、林權現江寄進之寫也。

石丸令歸

本山方

兒島郡林

天台宗。大法院 妻子同宗自己滅罪。普代は眞言宗自村眞淨院旦那。　同。尊瀧院 同。　同。建德院 同。　同。報恩院 同。

同。傳法院　同。　同。　知蓮光院。　同。政所常住院。　同。同　寶良院。　同。公卿覺城院。

同。同　正壽院。　同。同　青実院。　同。同　常樂院。　同。同　大泉院。　同。同　南瀧院。

同。同　仙壽院。　同。同　寶乘院。　同。同　本乘院。

家數四十五軒　内十七軒山伏 廿八軒普代　人數合百四十八人　内 男八十一人。女六十七人。

是より以下從襟頭より連判帳出す。

天台宗。加院兒　尊瀧院同斷。兒島郡粒江村。　同。右近　報恩院同斷。同郡下村。　同。光明院　同斷。同郡。

從襟頭悟樂院　妻子は眞言宗瓶井山寺中普門院。　上道郡門田村。　同　圓萬院　同、網濱村。上生院。　同村。

組頭　源成院　同、門田村、大樂院。　同村。　同　大行院　同、藥師院寺中法嚴院。　二日市町。

同　千手院　同、瓶井寺中普門院。　上道郡門田村。　眞行院　妻子は門田村、大樂院。　同村。

寶積院　同、禪宗蓬雲寺。　同村。　圓明院　同、眞言宗瓶井山普門院。　同村。

法壽院　同、天台宗觀眞坊寺中德元院、　東中島町。　金藏院　同、眞言宗藥師寺中安樂院。　磨屋町。

大恩院　同、同寺中法嚴院。　同町。　日光院　同。　同町。

滿性院　同、藥師寺中成就院。　上道郡門田村。　寶藏院　同、淨土宗本願寺　同村。

地福院　同、天台宗觀音寺中高山寺。　丸龜町。　左京　同、眞言宗仁堀西村高仙寺。　赤坂郡廣戸村。

家數合計十九軒。

當山方　以下比丘尼迄袈裟頭より連判帳出す。

袈裟頭持明院　妻子は眞言宗藥師寺中法嚴院。　尾上町。　同　森本院　同、同。　藤野町。

正光院 同、同。 難波町。 等覺院 同、同寺中明王院。 野田屋町。
成就院 同、同 法嚴院。 磨屋町。 源養院 同、同。 大雲寺町。
明王院 同、同。 大工町。 成就院 同、同 明王院。 藤野町。

右岡山家數 合八軒。

組頭 大樂院 妻子は眞言宗豆田村圓福寺。 邑久郡下笠賀村。 同 清樂院 同、同。 同村。
得正院 同村。 安永五年申八月一軒株潰し帳面除 山伏株は袈裟頭預る。
大藏院 同郡靍見村。 明王院 妻子は眞言宗横尾山中道院。 同郡小津村。
利生院 同、西大寺々中圓滿院。 上道郡西太寺村。 比丘尼 當山方の袈裟頭支配。
永長 眞言宗旦那寺豆田村圓福寺。 邑久郡下笠賀村。 惠春 同斷。 同村。
利德 同斷。 同村。 壽山 同斷。 同村。

家數 合九軒。 内{五軒 山伏。 四軒 比丘尼。 人數 合三十二人。 内{男十二人 内{九人 山伏。 三人 男。 女二十人 内{七人 比丘尼。 十三人 女。

三論宗。

推古天皇三十三年春正月、高麗國より慧灌と云僧來り、三論宗をひろむ、(元亨釋書。日本にて宗旨の始は、三論宗也。) 又東大寺の道慈、吳の智藏に事へて、三論の學をうけ、其後文武天皇大寶元年入唐し、益三論の旨をきわめ、元正天皇養老元年に歸りて盛に此宗を唱ふ。

法相宗。

神皇正統記に曰、法相は興福寺にあり、唐の玄弉三藏天竺より傳へて、國にひろめらる。日本の定惠和尙（大織冠の子也）かの國にわたり、玄弉の弟子たりしかど、歸朝の後世を早うす、いまの法宗は、玄昉僧正と云人、入唐して泗州の智周大師（玄弉二世の弟子）に逢て、これを傳て流布しけるとぞ。

倶舍宗。

玄昉始てこれを渡す。

成實宗。

正統記に曰、倶舍成實など云は小乘也、道慈律師おなじく傳へて、流布せられけれ共、依學の宗にて、別に此宗を立る事なし、元亨釋書に云我日域の倶舍成實は、學に備はるのみ、宗をたてず。

律宗。（招提寺。西大寺。）

孝謙天皇天平勝寶六年、唐の鑑眞和尙來朝して、初て律宗をひろむ、然共其法盛ならず。其後、順德の建曆元年二月俊芿法師宋朝より歸りて、泉涌寺を開て、律宗を中興す、それより以來律宗盛にして、諸國にひろまれり。

花嚴宗。

正統記に曰、唐の杜顚和尙より、さかりになりしを、良辨僧正傳へて東大寺に興隆す、此寺は則此宗によりて建立せられけるにや、大花嚴寺といふ名あり。（釋書に云。慈訓審祥これを傳へて、良辨に至り大に振ふ。）

天台宗。（延曆寺。）

桓武天皇延曆二十三年に、最澄（後に傳教大師と謚す。）入唐して天台の道邃和尙に逢て、其宗を極め、同廿四年六月に歸朝し

比叡山に在りて此宗を廣めける。

眞言宗。東寺。

桓武天皇延曆二十年に、空海（後に弘法大師と謚す。）最澄とおなじく入唐して、眞言第六の祖惠果和尚に從て、其法を極め、平城天皇大同元年八月に歸朝して、其法をひろむ。

眞言宗に、古義新義の流義あり、古義は弘法の流義也、新義は根來覺鑁（今興教大師と號す。）が流義也。

以上之を八宗といふ。

禪宗。

最澄（傳教大師）圓仁（慈覺大師）入唐の時、北欠（一字）の禪を傳へて歸朝ありしか共、其法ひろまらず、後鳥羽院文治三年四月榮西千光國師入宋して、黃龍の流を汲て、禪宗を極め、建久二年四月に歸朝して、是をひろむ、是日本にて禪宗の流布する始也。

日本にて禪寺の始は、筑前博多の聖福寺也。此寺は、建久六年に創立せるよし、元釋書に見へたり。是より前、建久三年に筑前香椎の神宮の側において、報恩寺を搆ふとあり、（今其寺亡び其舊趾殘れり）是禪寺の始とすべしといへども、聖福寺にはまさしく扶桑最初禪窟と云、後鳥羽宸翰の勅額あれば日本禪寺の始たる事いちじるし。

曹洞宗。

釋道元入宋して、天童の如淨禪師に逢て、曹洞の宗旨を傳へて歸り來り、城南の深草にして法をひらく、北條時賴招け共至らず、越前に行て精舍をかまへて居る、永平寺といふ。建長五年八月遷化す、壽五十四、（元亨釋書）是曹洞宗の始也。

淨土宗。是より已下は日本にて建る所の法門なり。

後鳥羽院の御時、源空上人（法然）黑谷にありて、專修念佛易行の淨土門を開てより以來、淨土宗始れり。（源空を今圓光大師と號す。）

淨土宗に數多の門流ありといへども、世に盛に流布するは、鎭西西山の二流なり。

鎭西流義といふは、法然上人の弟子に聖光上人辨阿、筑後善導寺の開山にて、其後京に至り、念佛門を廣む、筑紫より上れる流義なる故に、鎭西流義と云也。

西山流義と云は、是も法然の弟子に澄空上人善惠、粟生の光明寺に居て、念佛門を弘む、京より西山なる故に、西山流義と云とかや。

眞宗。世に一向宗と稱す。

順德院建曆年中より、法然上人の弟子親鸞上人善信、此宗をひろめて、國々に流布す。親鸞より十一代顯如上人の時に門跡と號す。（親鸞始は慈鎭和尚の弟子にして、天台宗たり。後に法然の弟子となる善信坊綽空と名づく、其後親鸞と改む。）

俗說に、後柏原院の御時、亂世にて御卽位の禮行はるべき料祿もなかりけるを、三條實隆卿のはからひにて、本願寺より御卽位の料を献る、其賞として、初て門跡の號を許さるといへり、准門跡と云べきにや。

日蓮宗。世に法花宗と稱す。

龜山院文應年中より、日蓮上人もつぱら此宗を弘む、是日蓮宗の始也。

時宗。

伊豫國の人、河野七郎通弘が二男、出家して一遍上人と云、是時宗の始宗也。一遍上人熊野權現の靈夢ありとして後宇田院建治年中より諸國を遊行して法を弘む、是諸國遊行の始也。

大念佛宗。

崇德院の大治二年、大原來迎院の良忍上人、融通念佛を始て弘めける。其事元亨釋書に詳也。其後絶たりけるか、いかにしてけるにや、良忍所持の本尊及龜鉦など石淸水の寶藏に在けるを、後醍醐天皇の御時、深江の法明(ハウミヤウ)と云在家の入道感得して、融通念佛を再興す、しかりしより相續せり、攝州平野融通大念佛寺是也、其宗攝津河內大和等の國に盛也。

山臥。

山臥は役行者を祖とす。役行者小角と號す、文武帝の時の人。其道を修驗道と號す。山居して難行苦行するを以て業とす。堀川永祿の歌に、山ぶしの苔の衣のうすければ、冬になりぬる今日ぞかなしき。抄に、山臥は出家の惣名也とあり。是を以て見れば山居の僧を山臥と云にや、今は一種の術者の名となる。むかし役行者、大峯葛城を經歷し修錬苦行す。被レ葛餌レ松沐ニ淸水之泉一、濯ニ欲界之垢一、修ニ行孔雀之咒法一、證ニ得奇異之驗術一。其術を義覺に傳ふ。其後大峯葛城を經歷する人なかりしを、聖寶僧正醍醐天皇の時の人。に至て、大峯葛城に苦修する事を再興す、三寶院の始祖、勝覺權僧正其流を傳ふ、是を當山とす。

白河院熊野御參詣の時、聖護院の開山增譽大僧正、大峯葛城難行苦行數年少なき人なりければ、先達となさる、其賞として三山撿挍となる、これを本山と號す。山臥に本山當山の派あるは是なり。又此外に、出羽の羽黑、豐前の彥山の流義あり。

岡山三十三番札所順禮次第之事。

一番。 紀伊國、那智山。如意輪觀音。 圓山、禪、 長泉庵。

二番。 同國、紀三井寺。十一面觀音。 圓山、天台。今玉泉院と云。 普一院。

三番。 同國、粉川寺。千手觀音。 圓山、眞言、 光明院。

四番。 和泉國、槇尾寺。同上。 門田、眞言、 大德院。

五番。河内國、葛井寺。同上。　細濱、眞言、上生院。

七番。同國、岡寺。如意輪。　同斷、同斷、圓城寺。

九番。同國、南圓堂。不空羂索（フクウケンサク）　門田、天台、利光院。

十一番。同國、醍醐寺。准胝（ジュンテイ）　國富、眞言、法輪寺。

十三番。同國、石山寺。如意輪。　門田、同斷、德興寺。

十五番。山城國、新熊野。十一面。　同村、同斷、常住院今大樂院ト云

十七番。同國、六波羅密。十一面。　山科町、淨土、本願寺。

十九番。同國、革堂。千手。　大雲寺町淨土大雲寺。

廿一番。丹波國、穴太寺。正觀音。　同町、禪、蔭凉寺。

廿三番。同國、勝尾寺。同上。　尾上町、同斷、報恩寺。

廿五番。播磨國、清水寺。千手。　磨屋町禪洞宗東林寺。

廿七番。同國、書寫山。如意輪。　同町、天台、觀音院。

廿九番。同國、松尾寺。馬頭觀音。　鷹見町、禪、養安寺今國恩寺と云

卅一番。同國、長命寺。同上。　南方、眞言、長泉寺。

卅三番。美濃國、谷汲。十一面。　三野、同斷、法界院。

六番。大和國、壺坂法藏寺。同上。　門田、淨土、玉峯院。

八番。同國、長谷寺。十一面。　國富、禪、少林寺。

十番。山城國、三室戸。千手。　同村、同斷、松壽院愛宕

十二番。近江國、岩間寺。千手。　門前、眞言、堯王院瓶井

十四番。同國、三井寺。同上。　同村、同斷。大福寺。

十六番。同國、清水寺。千手。　十日市、同斷、最城院春日

十八番。同國、六角堂。如意輪。　大工町、天台、光乘院。

二十番。同國、善峯寺。同上。　瓦町、禪洞宗、慶福寺。

廿二番。攝津國、惣持寺。千手。　高砂町、淨土、正覺寺。

廿四番。同國、中山寺。十一面。　仁王町、同斷、超勝寺。

廿六番。同國、法華山。同上。　同町、眞言、藥師院。

廿八番。丹後國、成相寺。正觀音。　石關町、同斷、福聚院。

三十番。近江國、竹生島。千手。　難波町、禪、光明寺。

卅二番。同國、觀音正寺。同上。　同村、同斷、歸命院。

夫巡禮者、和朝之一善行也。傳言、自熊野權現始足跡、花山法皇因告尋履歴之、爾來道俗男女不レ遠二千里一、不レ厭二嶮岨河海難路一、而結レ踵者日々盛也。其信心深難得二利益一者不レ可二勝計一焉、因レ玆以二他力一彫二刻卅三所之尊像一、而安二置于備前國岡山一、爲二國安榮一、且不レ洩二衆人一、普爲レ令レ蒙二其利生一也、以レ此序猶亦彫二板彼尊像一、而觀音普門品一千反、並、唱二觀世音菩薩名號一十萬反、且三萬三千三百三拜以レ之供二養之一、任二久乞一與レ之、持帶人々不レ受二諸之災難一、爲レ令レ得二二世安樂一也、是圓通大士之誓願、全勿レ疑矣。

元祿十四年辛巳歳九月吉辰。

國富山下頭陀洞水　謹拜

御野郡

四門堂。大安寺之枝、矢坂にあり。

津高郡

四門堂。大谷村之枝元兼にあり。古へ此處に中次山宗林寺といふ眞言宗有、其寺跡に有り。

赤坂郡

地藏堂。上地山村にあり。

四門堂。本尊觀音。沼田村東にあり。

同上。同斷。高屋村東にあり。

藥師堂。周匝村東にあり。當山派山伏集力山満福寺正善院司之。

千手觀音堂。行基作、黒本村東にあり。當山派山伏圓通山妙音寺繁昌院司之。

觀音堂。一間四面。太田村村中にあり。

磐梨郡

藥師堂。江尻村中にあり。肩脊村天台宗中津山元興寺大乘院司之。

藥師堂。肩脊村。同上。

四門堂。石村村中にあり。

和氣郡

一間四面の堂。三石村枝守石にあり。
藥師堂。二間四面。八木村艮にあり。
藥師堂。面片上村にあり。
地藏堂。同村。當村眞言宗御瀧山眞光院司之。
觀音堂。伊里中村の中にあり。
毘沙門堂。一間四面。福田村村中にあり。
四門堂。金谷村北にあり。
毘沙門堂。一間半四面。伊部村。

邑久郡

四門堂。本尊天王。佐山村村中にあり。
四門堂。本尊藥師。下阿知村村中にあり。

上道郡

四門堂。本尊地藏。瓶井門前村寺の前にあり。同村瓶井山禪光寺安住院司之。眞言宗なり。
藥師堂。赤田村。
藥師堂。目黒村村中にあり。大多羅村眞言宗千福山寶泉寺司之。
四門堂。西平島村村中にあり。
藥師堂。楢原村。
觀音堂。竹原村。
阿彌陀堂。同。此三堂共に、竹原村天台宗馬路山明王寺現成院司之。
四門堂。沙場村村中にあり。
藥師堂。原村村中にあり。西大寺村眞言宗金陵山西大寺觀音院司之。

兒島郡

四門堂。北浦村。
四門堂。飽浦村村中にあり。
藥師堂。宇多見村村中にあり。
觀音堂。波知村。八濱村禪宗實相山宗藏寺司之。
藥師堂。八濱村。
觀音堂。同。
阿彌陀堂。同。三院共に當村眞言宗兩兒山金剛寺不動院司之。
觀音堂。用吉村村中にあり。當村禪宗豐岳山久昌寺司之。
十王堂。彦崎村。晉原村眞言宗法輪山一等寺清齋院司之。

觀音堂。大嵜村。八濱村眞言宗兩兒山法雲寺蓮光院司之。
四門堂。本尊地藏。小鳥地村。
四門堂。本尊藥師觀音。瀧村村中にあり。

四門堂。長尾村。
藥師堂。迫間村村中にあり。
觀音堂。同所にあり。

四門堂。本尊藥師。槌ケ原村村中にあり。右三院共に迫間村眞言宗佛光山東光寺捧性院司之。

觀音堂。田井村（藥師堂 同村の小池と云處に有。四門堂 同村枝福原新田に有。阿彌陀堂 同村枝池の內に有。）八濱村眞言宗兩兒山金剛寺不動院司之。庵主僧一人居

御影堂。利生村。
毘沙門堂。玉村。右二院日比村眞言宗興樂山常光寺觀音院司之。
藥師堂。田口村。

觀音堂。（二つ）下村。右三院共に山村眞言宗瑜伽山蓮台寺慈聖院司之。
四門堂。本尊觀音。通生村。
四門堂。廣江村村中にあり。

阿彌陀堂。曾原村村中にあり。當村眞言宗法輪山一等寺淸靜院司之。

四十八ケ寺

孝謙帝御惱之時、銘金山金山寺之開山報恩大師、蒙勅命、於宮中以大悲神咒加持護念、依有效驗、蒙勅許、還本山、建立於四十八寺、故金山寺者四十七寺之本寺也、然後世或改宗、或轉退、而今殘末寺少也。

御野郡

金山寺。金山寺村。銘金山觀音寺遍照院。本尊千手觀音。
岡山寺。岡山磨屋町。
石井寺。下伊福村。吉乘山石井寺。松田家之時日蓮宗に改宗す、寬文年中退轉。

上道郡

瓶井山。瓶井門前町。瓶井山禪光寺安住院。應永二年改宗眞言。本尊觀音。
澤田寺。澤田村。澤田山恩德寺西方院。眞言に改宗。本尊も藥師に改む。

今谷寺。今谷村。今谷山長樂寺光明院。天平年中僧行基創造。今眞言に改宗。本尊阿彌陀。
岩間寺。岩間村。岩間山西明寺山本院。眞言に改宗。本尊阿彌陀。

築地山。築地山村。築地山常樂寺明壽院。本尊藥師。

脇田山。脇田村。脇田山安養寺常行院。本尊觀音。

寶山寺。南方村。寶山滿願寺慈眼院。僧鑑眞創造。後眞言に改宗。本尊千手觀音。

西大寺。西大寺村。金陵山西大寺觀音院。天平勝寶年中周防國久賀庄藤原氏之女皆足創造也。後眞言に改宗。本尊千手觀音。

邑久郡

鯛山寺。太山寺村。大平山善興寺善明院。眞言に改宗。寛文年中退轉。本尊阿彌陀。

眞德寺。山手村。眞德山明王寺。眞言に改宗。本尊不動。寺中三軒。後退轉。

上寺山。上寺村。上寺山餘慶寺本乘院。本尊觀音。

横尾寺。横尾村。横尾山靜圓寺光明院。眞言に改宗。本尊同上。

藥王寺。福岡村。隆岡山藥王寺。眞言に改宗。寛文年中退轉。

牛窓山。牛窓村。寶谷山金剛頂寺眞光院。同上。

和氣郡

正樂寺。蕃山村。日光山正樂寺千手院。眞言に改宗。本尊觀音。

小幡山。伊部村。小幡山長法寺光明院。宗旨本尊同上。

滿願寺。倉吉村。黒澤山萬願寺。眞言宗改宗。寛文年中退轉。

杉澤山。上田土村。杉澤山長樂寺圓了院。本尊觀世音。

湯迫山。湯迫村。湯迫山淨土寺妙成院。本尊藥師。

廣谷寺。廣谷村。廣谷山如法寺無量壽院。聖武天皇御宇大輪和尙之草創。後眞言に改宗。本尊大日。

馬路山。竹原村。馬路山明王寺現成院。本尊毘沙門。

塚原山。山守村。塚原山西明寺持香院。後眞言に改宗。本尊藥師。僧鑑眞創造。

南谷寺。南谷村。南谷山長樂寺醫王院。諸事上同斷。寺中四軒。

今寺山。東須惠村。畑山大聖寺。諸事上同斷。寺中三軒。

大ヶ島寺。大ヶ島村。大雄山大賀島寺等覺院。本尊千手觀音。

庄田寺。庄田村。莊田山朝日寺。養老年中草創。眞言に改宗。本尊藥師如來。

千手山。千手村。千手山弘法寺遍明院。眞言に改宗。本尊千手觀音。

眞光寺。西片上村。御瀧山眞光寺花藏院。改宗同上。本尊阿彌陀。

大瀧山。大內村。大瀧山福生寺西明院。宗旨同上。本尊千手觀音。

安養寺。野吉村。照光山安養寺延壽院。本尊阿彌陀。

市倉山。木倉村。市倉山實城寺。日蓮宗改宗。寛文年中退轉。當寺へ宇喜多秀家轉之寺領寄附之狀、當村名主今に所持す。

磐・梨・郡・

中津山。 肩背村。中津山元興寺大乘院。本尊千手觀音。

石蓮寺。 石蓮寺村。平滿山石蓮寺。本尊觀音。眞言宗改宗。後轉退。此寺跡に眞石の十三重の塔あり。臺座九輪ともに長さ三間一尺一寸。

元恩寺。 元恩寺村。若生山元恩寺常明院。本尊十一面觀音。

赤・坂・郡・

石井原山。 石井原村。石井原山千光寺敎王院。本尊觀音。

正滿寺。 正滿寺村。金鼻山正滿寺妙覺院。本尊阿彌陀。

沓石山。 沓石山村。沓石山高福寺蓮花院。本尊大日。

幡寺山。 幡寺山村。幡降山極樂寺普門院。本尊千手觀音。今眞言宗に改宗。

大松山。 大松山村。大松山□□（欠字）寺觀音院。本尊同上。眞言宗に改宗。

菖蒲谷山。 菖蒲山村。菖蒲山西光寺隨緣院。本尊同上。

笠寺山。 笠寺山村。笠寺山淨土寺持敎院。本尊藥師。

上地山。 上地山村。上地山滿願寺地藏院。本尊地藏。宗旨同上。

津・高・郡・

圓城寺。 圓城村。本宮山圓城寺觀音院。本尊千手觀音。元正天皇靈龜元年之草創也。

菅野山。 菅野村。大光山妙福寺本尊同上。日蓮宗に改宗し寛文年中退轉。

藤田山。 富澤村。藤田山成就寺惠音院。本尊釋迦。延文年中日蓮宗に改む。

右四十八ケ寺内　十八ケ寺　天台宗。　十九ケ寺　眞言宗。　一ケ寺　日蓮宗。　十ケ寺　退轉。

山伏本山方。

靈飾吉祥院雨殿下。頭襟頭より連判帳出す。

頭襟頭**持寶院**。天台宗。妻子も同宗自己滅罪。淺口郡爺坂。　紐頭**成就院**。天台宗。妻子も同宗自己滅罪。

大乘院。天台宗。妻子も同宗自己滅罪。
正壽院。同。　同。
常智院。同。　同。
眞行院。同。　同。
眞學坊。同。　同。　同郡地頭下村。
萬性坊。同。　同。　同村。
家數　十四軒。　人數　七十五人。　内（男三十七人 女三十八人）（内山伏十六人）

本山方。吉祥院雨段下。頭襟頭より宗門連判帳出す。

頭襟頭寶壽院。天台宗。妻子同宗。　淺口郡西原村。
本立院。同。　同。　窪屋郡眞壁村。
家數　四軒。　男女合　三十三人。　内（山伏　六人 男　十四人 女　十三人）

壽命院。天台宗。妻子も同宗自己滅罪。
圓明院。同。　同。
養淸院。同。　同。
敎法院。同。　同。
善殊院。同。　同。　同郡地頭上村。
壽泉坊。同。　同。　同村。
吉川寺。同。　同。　下道郡秦下村。
正覺院。同。　同。　同郡水江村。

高麗環寫
丹羽斋校 ㊞

吉備溫故秘錄卷之二十九終

吉備温故秘錄 卷之三十

大澤惟貞輯錄

佛刹四 緣起

岡山磨屋町 天台宗 金光山岡山寺略由來。

備前國金光山岡山寺の開起の始を尋るに、孝謙天皇の御宇、天平勝寶の己丑の年に草創なりて、本尊は千手觀音の靈像化人の作るところなり、金佛の光をはなち給ふによりて、金光山と名付く、又在所にしたがつて、岡山寺と稱る也。當城岡山の地主万機歸依の雄尊なり、其後に、永祿年中の比をひ、當城築の時、靈夢の告によりて靈地を移したまふ。今の堂宇は、第三轉の靈砌なり、實に大悲應現の祈に盛なること、筆にも盡しがたし、道俗の聞及ぶところなり、本尊千手千眼觀世音は、化人の作る所なり。御長二尺七寸。抑ゝ觀世音菩薩は、渴世末代の化主にして三世の利益、同一致の靈驗日々に新なり、誰人か信心をなさゞらん。

住持 圓然法印

光珍寺略緣起。

光珍寺は、昔は岡山寺と云て、今の御城の山に有之。此處を柴津岡山と云に付、岡山寺と名付る也。開基は銘金山之報恩大師にて、彌陀尊安置の靈場也。報恩は南都龍門寺の義淵僧正の弟子にて、法相宗也。其後多の星霜を經て、人法衰へたる比、人皇六十六代一條院の御宇、寛弘年中、慧心僧都回國の時、暫く岡山寺に留りて、本佛の首を腹込にして、彌陀尊を作り、並に觀世音勢至を作り添て天台宗に改め給てより以來、至レ于今、七百餘年也、吉備津之神宮、藤井久任、柴津國の彌陀堂の前に來りて、火定に入しと、元亨釋書第十七卷に記せるは當寺の事也。天正の初、宇喜多和泉守直家、當城御取立に付、岡山寺を古京町の邊へ御引せ成され、又、其後中山下へ御引せ、直家

の父興家の御位牌所に成さる、興家の戒名を霜月光珍居士と申すに付、其時より岡山寺を光珍寺と申由。其節の光珍寺の住持は、平福院澄辨法印と申由、澄辨は東叡山天海大僧正同學の僧にて、比叡山南樂坊の住持にて御座候、數代南樂坊より、上道郡築地山を持候に付、澄辨築地山の住持禪定坊に參居申節、直家御小身の内より、懇志を運候に付、澄辨へ知行二百石下さる、三ケ國の寺社奉行を相勤、常には内山下平福院寺に居申、光珍寺を兼帶にて相勤候。宇喜多中納言秀家卿の代に、澄辨弟子澄宣を光珍寺住持に仕候節、後々の爲に御座候間、地方にて下され候やうにと望申候得ば、文祿四年より、備中國窪屋郡西庄村にて高五十石下され候、後又改めて津高郡芳賀村にて下さる。

武藏守樣御代より、至于今津高郡一ノ宮村にて下され候、慶長五年關ケ原にて、秀家敗軍の後、羽柴中納言秀秋卿、御入國の節、宇喜多家をば御嫌成さるゝに付て、光珍寺元は岡山寺にて御座候間、昔の寺號を名乘申度由申候、而秀秋卿の代より、光政公御代迄は、御折紙にも岡山寺と成され下され候、然れども、人々光珍寺と申馴候故、于レ今光珍寺と申候、慶安五年に光珍寺岡山寺兩寺號共に名乘申樣に仰付らる。

本堂、昔は大き成堂にて御座候處、二三十年間の間に三度の所替有レ之に依て、大きなる阿彌陀堂を狹く建つる不勝手に有レ之故、元祿年中より客殿に本尊を置、本堂に愛染を置申候、彌陀三尊は、右に書記す如く、惠心の作、愛染明王は弘法大師の作にて、美作國安國寺の本尊なりしを、天正年中、宇喜多家作州を討取候節、當寺へ移さる、世に希なる古佛なり。

或書に曰、金光山岡山寺は、人王四十六代孝謙天皇之御宇天平勝寶元己丑歲、報恩大師奉二勅命一、八弘誓立四十八ケ寺院の内、第二の開基岡山寺也、其後、人皇六十二代、村上天皇天曆年中に、信源上人重て七堂伽藍再興也。本堂七間四面、千手千體を本尊と崇め、常行堂五間四面、普賢菩薩を安置す。鎭主は、山王廿一社と、護法天等也、昔此寺は今岡山之城二の郭之内に有之と云、其時の景、東は大河漫々と流れ、弘誓の深を顯す、南は平沙渺々として功德を表す、西は園廣々として民屋軒を並べ、北は靈社巍々として和光同塵の月、闇夜を照す、靈神遊化の巷、日映地暖にして天龍栖所の堺、丹花撫育光を播す、故に金光山と

名付ると云へり。

岡山寺觀音坊由來。

夫岡山寺觀音の由來を、世に知る人もありなん、又知らざる人も多からん。誠に佛菩薩の德を顯し給ふ末世惡世の衆生を利益したもふを本とせり、爰に古人の語り傳へて申せしは、御城山の傍に岡卜と申名所あり。昔、天平勝寶の比にカラ川と云所に、金光某と申て、殺生を好む武士有、ある時金光辛川より小船に乘て、殺生の爲に岡山邊に出て、鹿の通路を伺ひ居ければ、俄に山中光渡る、金光不思議に思ひ、分入見る處に、音聲正しき御聲にて、汝此所にがらんを立て、我像を安置して念ぜよと有ければ、則御聲の處をうがち見れば、御長一寸一分の千手觀音の尊像をほり出す、金光ずいきの涙をながし、頭を地に付禮拜しいだき奉り、急ぎ我屋に歸り、きのふまでのあらき殺生の心を引かへて、無常の心ををこし、多の財寶をば有緣の者に與へ、もとどり切て殺生の弓矢ともに投捨て、岡山に引籠り、かの觀世音を掘出したる所に、かるき御堂を作り、御像をすへ奉り、日夜朝暮ねんじゆして居ける所に、いづちともしらぬ老僧來り給ひ、一夜の宿をかり給ふ、金光觀音の初め終り、又は我身の發心の由來を語り申せば、老僧涙を流し申されしは、末世衆生の爲に、大佛を作り、ほり出したる本尊を御みくじへこめさせたまへかしと申されければ、金光實もと思ひ、それこそ我等望所なればとて、念願深くたのみける、老僧のたまひけるやうは、我も本は佛師なり、さらば作りて參らせんとて、一七日に作り立て、金光に度させ給ひ、其時の給ひけるやうは、汝今生の願望成就せり、其一念必空しかるまじとのたまひて、かきけすやうに見へ給はず、其後、定任といへる富貴の人あり、一人の子を持り、七歳の時、病にをかされ、今を限りと見へし時、こつぜんと老翁來り給へば、父母病の始終を語りければ老翁歎き深き有さまを、つく〴〵と聞給ひ、さらば加持して參らせんとて、千手多羅尼を加持したまふ、珠數押もんで祈りたまへば、七歳の子たち所に平癒有、父母悅事限なし、御布施など參らせけれども、それも請たまはずして、笠を一つ御手にかけさせ玉ひ、我は岡山に住ものとの玉ひて出させ給ひける。

其後、夫婦諸とも子をつれ、岡山に行、彼老翁を尋しが、漸く日もくれければ、觀音堂にかりねして、靜に念佛し奉る、夜半計の事なるに、俄に御堂光りかゞやきける、夫婦驚き佛前をみれば、有難や千手觀音の右の御手に、笠をかけさせ給ひける、其笠を能みれば、我子に加持しなされし老翁の取て出させ給ひし笠ぞかし、扨も不思議の事なるぞ、我が子の命をつながせ給ふも、此觀音の御利生ぞと、其後、大伽藍を作り、金光山岡山寺と號す、貴賤万民の參詣、日夜をこたらず、永正の比、當寺へ安置被レ成ける、今に至り、凡一千年の餘に及ぶとかや。

同町眞言宗　平醫山圓覺寺藥師院緣起。

備前岡山平醫山略緣起。

抑ゝ當寺平醫山圓覺寺造立の由來を尋るに、昔當國平井の沖に、一つの大なる光物有て、西方より飛來、其光照渡りしに、諸人是をあやしみ船をうかべて、網を海中に下しければ網にかゝりたるものあり、則是をみれば、藥師如來の金像、其長五尺六寸、光明赫奕として引あげ奉る、何方より來り給ふと云事をはかり知る人なかりしに、いづくともなく、獨のあやしき人來りて告て曰く、此尊像は、昔釋尊天竺摩伽陀國に於て、自ら閻浮檀言を以て、七佛藥師の像を造りたまひし内の一つ也、今此土の衆生を化導したすけ給はんため、來現したまふ也と云終て、其形けすが如くにかくれ失ぬ。是より國人信心を發し、敬ひたつとびて、一堂を壯嚴し、此尊像を安置し奉る、則圓覺寺是なり。謹而藥師經を考へ見るに、廣嚴城に於て文珠支利菩薩のあたり、釋尊に向て諸佛の名號本願殊勝の功德を問ひ給ひし時、釋尊則藥師如來本願功德の至て深き事を說たまひ、若善男子善女人ありて、藥師如來を供養せんと願はゞ、此如來の形像を造立し奉るべしとの玉ひし、是を以てをもんみれば、今此寺の尊像まのあたり、釋尊の造り出し給ひしと、かのあやしき人の言ける詞たしかにして疑なしと知べし、年來此佛像に向ひ奉り、何事によらず祈願する人のあれば、靈驗ひゞきの如く、所願に於て成就滿足、家の寶を手に取が如し、其昔し國家に災孽のありしに、此尊像のはだへに汗をながし、諸人に是を示し給ひし事、一としてたがふ事勿りし。今此寺

にまふで來る人、まさしく東方瑠璃世界に至り得たる心地して、信心をこらして祈念せば、金佛則眞佛にして、衆病悉除の大誓願を蒙り、現當二世心身安穩の藥を請、よろこばん事何の疑かこれあらん。元和六年・寛永十八年兩度仁和寺法務親王令旨を其時の住持僧に給はり、先件の諸事を感じ給ひ、後代の鏡としたまふ。其文書今に於て寺寶となりて歴々たり、誰か崇敬せざらんや。

備前國 銘金山觀音略緣起。

世人觀音寺とよばずして、金山寺と云は、園城寺を三井寺と云類也。

夫當寺は、孝謙天皇之勅願所、四十八箇寺の根本にして、天平勝寶元年に初れり。開山報恩大師は、本州津高郡波河村の產也、母堂男なき事を悲しみて、觀世音に祈願有しに、卽觀音胎中に詫たまふと見て詣で給へり、さればや、大師誕生の初めより、奇瑞多かりけり、出家の後は、常に大悲咒を念誦したまひけり。或時、天皇不豫の事ましますによりて、大師を召て、加持せしめ給に、御惱たちまちやみしかば、いかなる德行か有と問せ給ふに、たゞ山中に籠りて、大悲咒を誦し侍ると、勅に答へありしかば帝起て大師を拜し給ひ、猶叡感の餘り、大師の願望にまかせて、本州に於て四十八ヶ所の伽藍を建る事を勅許有き。これ蓋大師は觀音の化身にてまします故に、本師阿彌陀佛の本願を表示し給ふ也。かくて大師勅命を奉りて、四十八ヶ寺を開闢し玉ふ、最初に先此山を草創ありける時、三銀の嶺（今本堂の西北にあり。）に靈樹有て光を放つを見て、乃其樹を伐採て、手自千手觀音の尊像を作て、本堂に安置し、猶後來を鑑て、其餘の淳朴を海中に投入給ひしに、果して數十年の後、大師の弟子延鎭是を感得して、又千手觀音の尊像を作れり。（今の京都東山淸水寺の觀音これなり。）かく有難き靈地なれども、定なき世のならひ、延久元年の夏、火災急に發りて、本尊を出し奉ることすら叶はざりしに、一僧靈夢を感じて本堂の燒跡を見るに、夢の告に違はず、尊像嚴然として灰燼の中にましませしかば、夫よりして人の信心彌增に、大士の利生益靈成ける。

其後葉上僧正（諱は榮西、洛東建仁寺の開山なり、再び入宋して禪宗を傳へたまへり。）大宋に渡りて、秘密教を傳へ、歸朝の時當寺に於て初て傳法灌頂有しより、顯密弘通の靈場と成ぬ、一時僧正參內して帝の御惱を加持せられけるに、靈驗いちはやかりしかば、叡

感ありて、九重の守の判板を下賜りしを、今に傳へて重寶とせり。其外、大宋より將來の密器も、當山にあり、傳法灌頂も斷す行ひしかば、此僧正を中興と稱し傳る也。近比は、比叡山の豪圓（諱は圓智）僧正來住して譽ありしかば、此人を再興とせり。（豪圓僧正の美譽、青蓮院尊朝親王の御書に見へたり。）

抑ゝ當山原勅願所にして、奕世の君臣悉歸依し給ひ、歷代の武將各尊崇ありしかば、時々の守護地頭の護衛も、他に異なりける。（王代將家のやんことなき古文書、左に記すが如く今にあまた傳はりてあり。）此故に、往古より今に至るまで、每年正月七日より、一七日夜不退の千手供を修し、不斷に大悲咒を誦して、（世人金山寺の陀羅尼といふ是なり。）特に天下泰平・國土豐饒を祈ること、當山第一の要法なり、方今本堂重建の喜によりて、大悲大慈の扉を開て、十方の諸檀越と倶に、勝緣を結ばんと欲す。因に略して緣起を錄することしかり。

靈佛等目錄

一、本尊千手觀音（座像御長二尺五寸。開山の製作、上に記すが如し。）

一、常行堂阿彌陀（常行堂、今はなくなりし故に、元三大師堂の内に安置し奉る、世人類燒の彌陀と云これなり。）

此尊像、昔は當時津高郡宇垣の里の民家に有しが、其家の婢の横難に代りて、御面燒させ給ひてより、あるじ餘りにもたひなくて、一宇の淨堂を立て安置し奉り、深く信仰しけれども猶佛意に不叶や有けん、鄉人共あらたなる夢の告を蒙りて、終に當山に移し奉れり。

一、乙護法・若護法

昔澄空上人に事し、佛法守護の天童にて、賞罰甚速也、縱愚夫兒女の類にても、社近所にて非禮なれば、忽ち罰す、これによりて案内しらぬ人のひが事なからしめんため、今は元三大師堂内に安置せり。

一、明神社（本堂の東北の方にあり。）

此靈神、本は岡山の城内にいまして石山明神と申しき、ある時不思議の事あるに依て、大守當山へ移し給ひ、即神前に於て、每

月廿八日大守御武運長久の祈りをなすべき由御願所あり。

一、元三大師

此尊像は嘉元年中、比叡山横河の長講と云僧の彫刻する所也、願主は長信阿闍梨開眼導師は般若谷（横河ニアリ）寶昌上人也、抑々此大師は比叡山第十八代の座主、慈惠大僧正の事にて、顯密兼備の高僧、君臣歸依の大師なり、然るに元三大師と申し奉るは、正月三日に入滅ありし故、世人の名け侍るにや、三日は垂跡の始終（九月三日誕生 正月三日入滅）なれば、縁日なる事さら也、十八日は本地如意輪觀音なれば也、廿八日を縁日とするは、或時大師惡魔降伏の相を示して、不動明王の身を現し給ふ故也とかや、大師在世滅後の利生、別傳に委し、あまねく時の人のしりたるが如し。

備前國御野郡銘金山觀音寺者　孝謙帝之御宇、報恩大師草創地也、（從ニ天平勝寶元己丑年一至ニ享保六年丑年一九百七十三年也、元亨釋書曰、勝寶四年、此說非也。）報恩大師者、津高郡馬矢郷波賀村之人也。

孝謙帝御惱之時、開山報恩大師、蒙ニ勅命一於ニ宮中一以ニ大悲神咒加持一護念依レ有ニ効驗一還ニ我山一爲ニ國家安全一、每歳正月一七日夜、音聲不斷大悲神咒之祈禱、至レ于レ今無ニ退轉一、依ニ勅許一國中建立四十八箇寺、其本尊者各千手觀音、依レ之當山者四十八箇寺之惣本寺、而當國隣國亦有ニ末寺一。

當山本尊千手觀音者、開山報恩大師彫ニ刻之一、其殘木再起有ニ衆生利益之靈瑞一、大師以ニ此木一擲ニ海上一星霜五十年之後、以ニ此殘木一報恩之弟子延鎭彫刻、洛東清水寺之觀音、同木異體云々。

一、當山境內　一、東は高つふき。　一、南は鹽滿岩。　一、西は門岩。　一、北は水臺小玉石。

一、巽は海土堤。　一、坤は尾垂山。　一、乾は尠見。　一、艮は森上たわ。

從ニ開基一至ニ于今一如レ此緣起具也。

一、報恩大師於ニ備中國一所々草創、其後兒島而藤戸寺瑜伽寺開基、從レ夫大和國高市郡兒島寺草創、此兒島寺者、第三之弟子延鎭へ附屬云々、其後、報恩大師、延曆十四年乙亥六月廿八日、於ニ和州一示寂。

一、當寺第二世智久禪師之行業、具緣起也、時之　帝不豫也、勅レ久令ニ加持一、上疾乃愈、云々。改ニ智久一名下ニ給心淨大師ニ云々、後移ニ住於備中國日差山一。

一、後三條院御宇延久元年五月日、當寺炎燒。

一、當山改ニ天台宗一然而已來、每歲從ニ六月廿日一至ニ七月十日一法華三昧修業、于レ今無ニ退轉一、四十八箇寺法之往古者法相宗。

一、當山之堂舍寺院、往昔者妙見山有レ之、嵐烈火難繁故、近衞院御宇康治元年、國司法性寺關白殿御代、遂言上、東南十五町麓、只今之地へ引給と云々。

一、中興當院密灌始祖葉上僧正、仁安三年入唐、將ニ來密敎於當寺一、傳法灌頂修行、從レ夫已來、今年迄五百年餘、傳法灌頂無ニ退轉一。

一、葉上僧正參內、帝之御惱加持護念、靈驗最早、叡感有、傳敎大師手自彫刻九重守判板下給云々。

一、葉上僧正之弟子遍照院主觀超上人、承安年中渡唐歸朝之節、顯密之章疏密器等將來納ニ置當院一、帝不豫也、觀超奉レ詔加持、御惱忽然瘉、依ニ靈驗速疾一、迦葉附屬之袈裟下給云々。

一、後冷泉院御宇、治曆五年五月日、當寺炎燒。

一、後奈良院御宇弘治年中、津高郡金川臥龍山城主松田左近將監、當寺可レ改ニ不受不施日蓮宗一之由、寺僧依レ不レ順レ之、寺院放火燒亡。（此時備前守護は攝州の赤松某、其凡俗兩人に當國を令ニ知行一和氣上道兒島は浦上計ひ也、此外は一圓に松田計ひなり。）此節、靈寶等紛失。（同日吉備津宮も燒拂ふ。）

一、天正年中國主宇喜多直家、從ニ沼城一岡山城築玉、御立願依ニ御願成就一如ニ先規一寺領五千九百石餘御寄附、國中寺社領配當、其上當山本堂、並、坊中屋敷只今之所引移給。

一、國主宇喜多秀家代、右之寺社領國中不レ殘被ニ沒收一然關白秀吉公寺領如ニ先規一當山遍照院主豪圓僧正被ニ寄附一之旨、以ニ上意一訴ニ國主一秀家依レ之文祿三年如ニ先規一當山寺領御寄附、國中寺社領配分、其外御寄附之地有レ之、殊護身法兵法大事九字十字迄御傳受之由。

一、慶長年中名嶋中納言秀秋御代、國中寺社領並當山宇喜多家御寄附之地迄被ニ沒收一、此時又從ニ當寺一訴ニ先規之趣一、慶長六年三千石御寄附、如ニ以前一國中寺社領配分。

一、慶長九年國主池田照直公御代、當山、並、國中寺社領先規之通御寄附。

一、慶長十八年、國主宰相忠繼公御代、右同斷。

一、元和元年國主忠雄公御代、右同斷、殊遍照院主圓忠法印師被レ成、護身法之大事、九字十字迄御傳受之由。

一、寛永十一年、國主少將光政公御代、右同斷、國中之諸宗、並、社家方從ニ當山一下知之段可レ爲ニ免許一之訴ニ國主一、從夫以來一宗末寺計支配。

一、將軍家御朱印頂戴中絶故、遍照院主天譽法印言上而、將軍家光公御朱印、慶安元年頂戴、並、支配下備中吉備津宮御朱印同時、天譽法印頂戴、從ニ以來一將軍家御代々、御朱印頂戴。

小幡山長法寺記

備前州和氣郡菅原莊小幡山長法寺者、聖武天皇之御願、而唐國沙門鑑眞和尚奉レ勅而所ニ營建一也、其所ニ以號ニ小幡山一者、故老傳言、曩昔小幡一箇自レ天流下掛ニ于堂傍之松樹一因レ茲、得ニ此名一焉、伏惟正是靈境標題之嘉瑞、其繁榮共ニ松葉一無ニ窮極一之先兆也。鑑眞和尚、揚州江陽之產、其先出ニ于周末戰國齊辨士淳于髡一、其苗裔數十世系普相續、而施至ニ于此老一、其爲レ人也妙德極ニ彌山之高一、玄辨究ニ滄海之深一、博通ニ三藏一、旁達ニ諸部一、就レ中、專以ニ毘尼一立ニ其門一、于レ時和邦、孝謙天皇御宇天平勝寶年中、因ニ入唐求法之沙門榮叡普照之懇祈一、而凌ニ万里之鯨波一、來ニ歸于斯邦一、卽奉ニ詔命一、廣唱ニ尸羅之要法一、高爲ニ壇上之法將一、上從ニ至尊一、下訖ニ百官一、無レ不レ受ニ其羯磨之規一、實是本邦戒律之始祖也。天平寶字二年、賜ニ大和尚之號一、其履歷布在ニ舊冊一、考レ之而可レ見焉、一時偶々遊ニ方于此境一、而感ニ觀此山之爲ニ靈區一、卽經ニ奏聞一、大興ニ土木一、草ニ創衆園于此一、其宏麗可レ想ニ見之一、爾乃招ニ致數多之龍象一、而傳ニ受三聚之嚴法一、以開ニ優婆離之宗一、以紹ニ曇迦羅之系一、從レ此以降歷代繁昌、殿堂門廡森然羅列、引ニ來祇林一、移ニ得靈山一、旣而

弘仁天長之際、弘法大師偶々來ニ于此一、久掛ニ錫於茲一別闢ニ秘密之教門一、更示ニ灌頂之法位一、於レ是、龍猛之遠源、惠果之近流、其行波高、其理底深、爾來年歷悠久、至ニ于今一保ニ任先業一、正欲ニ以到ニ于慈氏之下生一焉、因レ茲以ニ此時一、爲ニ當寺之中興一此其法運之大者也、雖レ然、開基以來迄ニ于當時一其經世甚久遠、則其間寺門不レ能レ無ニ少肥瘦一也、今姑就ニ其筆跡之所一レ傳、歷ニ選其梗槩一如レ左、桓武天皇之神宇、報恩大師表ニ出此寺一、陳ニ列之一名寺四十八箇之中島羽院以ニ宸筆一賜ニ扁額一、所謂長法寺卽是也、經ニ數百之星霜一、覃ニ于慶長年中一、當時國主納ニレ之國府之中一、備因二州交代之時、此篇額遂入ニ因州一臻レ今不ニ返于本所一、後小松天皇至德年中、因レ勅造ニ立觀音堂一宇一、正中之年甲子七月七日、從ニ當時地頭職一寄ニ附免田之一紙一、（免田有ニ二義一、此免者免ニ除貢賦諸役一之謂也。）貞治四年乙巳三月二十三日、領主須家寄ニ附稻田若干一、以爲ニ寺領一、文祿四年二月二日、當時領主寄ニ附稻田六十石之地一、而爲ニ寺領一（當時領主不レ傳ニ其名一、和邦一石其量大概相ニ當漢地之五石許一、）同年豐臣秀家寄ニ附寺領稻田三十石之地一、此時院員十二、其後到ニ于秀秋一、沒ニ收之一、天正十六年十月、國主相公寄ニ附稻田六十石之地一、永正十五年七月朔日公文鷹取彈正寄ニ附稻田二十石之地一、同十八年正月二十三日、當時州牧村宗免ニ除邑節一之錄示一通、加ニ印跡一、而寄ニ納之寺中一、（射獵之人及放逸狼藉之人、和俗謂ニ之邑節一、禁ニ止此輩一而令ニ其不レ得レ闌ニ入于山內一、卽錄ニ其狀一而寄ニ是院主一、因使ニ一山之徒成ニ安堵之思一、所謂免除者和語也、當下以ニ和語一而求中其義上、卽如ニ上之所一レ言也、以ニ漢語一求ニ其義一、則是死眼非ニ活眼一焉。）天文十三年十一月十三日、州牧政宗免ニ除邑節一之錄示、如ニ先規一、伊部村中氏宮ニ天神宮一、（一鄕尊ニ崇之一神祠、和俗謂ニ之氏宮一。）向來隸ニ于小幡山一、當ニ儒法興起之時一、因ニ官命一、別爲ニ祭官之所識一、從レ此以來、不レ隸ニ此山一、慶長年中、當國當代祖君參議尊公附ニ與莊園若干一、寬永十一年、先羽林尊公寄ニ附寺領二十六石九斗餘之稻田一、此時寺數九院、寬文年中四石九斗餘之地減省從レ此寺數四院、延寶二年寺領二十一石九斗餘之地寄附、如ニ先規一、次羽林尊公印書現在、其於ニ山藪竹木之利用一、則自ニ小幡山一之外遠至ニ于伊部村及浦伊部一、其諸跡豐臣秀吉公所レ賜ニ于伊部村一之教令中載レ之、而于レ今見存焉、竊思ニ堂宇之員數一、昔今千歲之久、或應レ有ニ增減、今以ニ現存一言レ之、則本堂南面六間四面（和俗以ニ和尺六尺五寸一爲ニ一間一、與ニ漢地所謂一間一不レ同、四面者和語三傍也。）本尊阿彌陀如來、脇士觀音勢至兩菩薩共、是行基之鐫、自然之妙工定是眞身一符、堂中供花拈香常在不レ斷、朝々夕々稱名之聲擊レ磬之音洗レ耳洗レ心於皇陀尊之爲ニ院高一也、濟度衆生之願力廣大超世、非ニ餘尊之所一レ比矣、其旨致經文分明、而釋門之直談、至

レ近至功卽淨業之徒平素所ニ習聞一爾、何更借ニ儒家之房談一、此愚之所ニ以辨ニ口於此一也、堂前寶池卽是八功德水也、金岸廣闊其中無比之盛觀逸景、万殊一見レ之、心胸洒落、晴覺、盪ニ滌六根之塵一也、偶々是猶然、況於ニ常住之六和旦暮觸目之人ニ乎、釋迦堂三間四面、脇士文普之二薩、共是運慶之作、彫刻極レ奇、其形容妙感之至、何異ニ乎活佛出世ニ矣。於休迦文之爲ニ迦文一也、万法之教主億界之導師、雖ニ陀尊之光明一本出ニ于其說中一、宜哉以ニ迦文ニ爲ニ陀尊之副貳一也、觀音堂二間四面、比ニ于往古敕作之時一、則定是十中之一二耳、雖レ然其流風遺韻、能令ニ後人感發一矣、三門雖レ減ニ古式一、而取ニ其遺風、則今猶レ古門傍金剛力士淨長作、勇猛之形容應レ排ニ擯一切不祥於千里之外一矣、鎭守山神、雉子權現威德嚴明如在之禮尊不レ違ニ時節一、靈驗擁護之力、一山精舍平穩安泰、妙高正在レ此焉、弘法大師影堂、三間四面、中興之報禮亞ニ開山一、滿山之歸命濟ニ丹誠一、寶塔破壞今以ニ寶篋印塔一爲ニ其遺跡一、鐘樓秀出高聳ニ靑空一、朝昏百八之音瀏亮爽朗、使ニ人一聞卽發ニ深省一、從レ此以外藥師堂毘沙門堂、山王祠・辨財祠・荒神祠共是莊嚴古雅、實中有レ文淡中有レ濃、万衆之所歸敬一、彼此如ニ一人一焉、寺中十六羅漢畫像名繪禪月之筆、以ニ應眞之心一而圖ニ應眞之形一、然則於ニ世俗之凡筆一則驥駑之分別不レ可ニ同レ歲而語一焉、此外名畫種々其是唐筆奇寶千金方玉、尙不レ能ニ以當一レ之者也、當山伽藍來歷之記、止ニ於此一矣、只是緣ニ筆跡之所一レ傳耳、其於ニ臆度與ニ吻判一、卽吾之所レ不レ敢也、於戲此山之爲ニ靈秀一也、群峯競秀表ニ諸佛之來現一、衆流爭奇示ニ諸法下垂一、靄々瑞氣香煙滿レ谷、明々慶雲寶幢照レ地、加レ之其於レ常、則玉岩雪瀑珠林壁箕、神畫不レ泯、仙縷無レ織、其於レ時則春櫻夏螢秋楓冬雪塵外之風致、飄然無レ敵、欲レ語無レ言、但、於レ月則不レ分ニ歲時一、循環無レ止、因レ茲爲ニ因果之綱領一、滿乃由風拂レ障至清至レ明、甚殊ニ於俗世之觀ニ矣、此最勝之妙觀不ニ止成ニ賞覽之樂一、若以ニ離塵之眼一、而向レ之則觀心觀法之明、亦自於レ是而可レ得焉、其餘妙趣勝槪、稻麻竹葦、非ニ毛擧之所ニレ能盡一矣、不ニ特此耳一、閑遊ニ目於遐邇一、則其氣象寥廓精細、宛如下借ニ阿眼一而見上掌菓上焉、短才雖レ不レ能ニ委曲述一レ之、而試言ニ其略一矣、南則海內之一路綿々引ニ長帶一、武江往還之旅人、貴賤老若絡繹如レ蟻、見レ之則寂中慰レ寂雖レ無ニ交語一正足ニ以爲ニ法暇之友一矣、門前直下平視、則田万頃、耕父耘叟餉婦牧童、犂牛馱馬、貪雀餉烏、隨レ時縱橫旁午、因堪ニ以觀ニ苦中之樂一矣、伊部海上方レ晝、則旅舟散漫、如ニ秋葉之隨一レ風、方

レ夜則漁火閃爍、若二夏螢之浮一レ波、不時之珍觀、爰可三以醒二晝夜之眠一矣。林中陶竈之煙亘二四時一、無二一刻之斷一、如レ雲如レ霞如レ霧、如レ靄、千變万化、近入二山上之眼中一矣、且城壘之舊跡、指點許多、有レ幽有レ明、一高一低、其是人煙虛無、只留二草色一、輻輳逼二望眸一、皆當三以觀二諸行無常之理一矣、東則延眺千里、其際山水交錯、珍々奇々、只疑三古今未曾有之大畫、近在二雙眼之中一焉、於レ是望人悉、如レ得二達人之大觀一也、北則備因兩境之山岳重疊如レ拄二碧落一、西則從二三備一、以至二藝界一、万峙散布其容處有レ野、有レ川、有レ林、有レ村、其應三以成二廣覽之助一矣、此等件々、於二當山之靈秀一、只述二其大概一耳、若至二于其極精極密之處一、則縱雖レ倩二十稔之巧一、何得三以約二-取其妙境之大全一矣、此愚之所三以裏二筆於茲一也、享保二年孟冬、當山四院之軌範尊宿、寄三-示寺中奕世傳來之雜記及一山昔今因革之地圖一、而鄭重求二愚之集錄一、愚本拙毫、再三雖レ辭レ之、而懇求不レ輟於レ是乃應二嚴旨一、因下其所二寄示一之雜記地圖上、而譯二私語一爲二漢語一、謹以編二-次之一云。

享保二年孟冬　喜雲

松井良直欽書。

備前州和氣郡　大瀧山福生寺記

崇山絕嶺秀氣之所レ鍾、而幽磵經川靈物之所レ處也、故應眞之徒常振レ錫、愈叡之者競投レ迹、古人之啓レ基而興レ刹、必託二仁智之所一レ樂、良有レ以哉。備之前州殊多二勝區一、撰而取レ之、凡四十八所、如二大瀧山福生寺一、亦其中傑然者也、此山隷二州之和氣郡香登縣一、盤礴數里、鮮霞相連、石怪而虎踞、水案而龍奔、奇葩春縟レ於二邃岫一、清露秋滋レ於二奧草一、岑寂禪房控二猨鶴一、而爲レ侶、峻嶒偸婆指二星斗一而抽レ穗、山有二瀑布泉一、三級而落、（國俗謂二飛泉一爲レ瀧。）日夜瀑々灑二於兩巖之間一、大則雷鼓、細則琴筑、遠者淨二其耳根一、近者滌二其眼界一、使二人塵垢滅而福智生一、精舍之得レ名爲レ不レ虛焉。故老言、其水難陀龍王之所二潛宅一、山亦辯才天女示現之地、堪三以福二利叔世之群生一、故曰二福生一、義或當レ然也、蓋其搬構自二唐國沙門監眞大和尙一云レ爾。謹按、師唐揚州江陽淳于氏、遠祖以二滑稽一、雄二于戰國一、而師以二毘尼一將二于法門一、三藏博該、諸部旁通、胸中潔朗寒蟾印レ池而水鏡、樞機英發華鯨隨レ敲而洪纖、吾天平中、沙門榮叡普照等、訪二道唐國一、

慇懃請東遊、師亦知機緣之已熟、唐天寶二年、（玄宗年號、日本聖武皇帝天平十五年。）與叡照及徒屬數十人、解纜浮溟、鯨波颶風累履危險、蛇海鳥洋備嘗艱難、雖幸得神兵翼衛免於覆沒、而東渡之志未果也、十二年冬、（日本人王四十六世、孝謙天皇天平勝寶五年。）又、東裝乘本邦舶、明年（勝寶六年）春正月到宰府、夏四月入京輦、時孝謙帝天平勝寶六年也、帝勅正議大夫安宿王、郊勞、引館東大寺、一時王臣輻湊磬折、聖武上皇宣麻、立戒壇于毘盧大殿側、肇行羯磨、上皇自臨受菩薩大戒、皇帝太后儲宮百官與之者四百餘人、日域之戒律、此爲稱首、天平寶字二年、賜大和尙之號、七年（廢帝五年）夏泊然卽世、其徵烈（マヽ）異蹤、今可得而略焉、師嘗以攝化之暇、搜奇尋幽、適々過於此、泉石淸峻殆乎不減孤岸之風物、恍忽之間有所感焉、手親刻千臂觀世音像、營梵宇而安之、又、西方一峯俗呼熊山、師造戒壇於其中、遠近緇徒受戒者至數千之多、（熊山本屬福生寺、亦甚殷賑、建武後遭世兵亂、多爲武將所據、堂舍盡罹烽燧之殃、大瀧之徒不能興造、今爲臺徒進止、）眞師之澤溢州縣矣、弘仁天長之間、弘法大師方樹三密之法幢、七宗厥獄々之角、四衆延喁々之頸、東夏多化其風猷、大師亦慕先脩之高躅、來止茲地、潤色鴻業、永爲瑜伽敎流傳之場、自爾法燈徵復熾、衆園襄更榮、官家虔崇之典、與庶景仰之儀、千載之下難敢爨實焉、万壽元年（六十八代後一條院年號）春二月、大瀧熊山悉罹災、桂柱莽井從片時之炬、竹院蓮房爲一場之夢、僧侶之不流散者幾亡、纔構小堂結蝸廬而已。觀應中（九十八代崇光院曆號）沙門良圓良長、以精修苦節顯名、時元帥源尊氏、赴筑紫駐軍山之西南福岡縣、使介旁午、令長圓修法加護、乃就山起伽藍、劃莊田復僧院凡三十三矣、至今靈蹤之不泯者、二子之功也。應永之歲、（一百代後小松院年號、）義滿又營建本堂、灑父祖之戚也、嘉吉元年、（百三代後花園院年號）義敎造寶塔夏四月落成、現驗甍瓦、皆劄嘉吉元年之字、尊氏累世篤信如是、此歲義敎薨、法號普廣院道惠善山大居士（國俗如是）靈牌猶在焉、康正元年夏五月、赤松氏（彥次郎敎祐彥五郎則尙）與山名氏（右衞門督持豐入道宗全）大戰、鐵騎滿野、狼烟衝天姦賊乘勢多所酷虐、臺巖神皐亦不能免于兵火、大小精藍頃刻燒燼、唯餘塔天祠各一、其奕世所藏偉珍重寶詔書記牒、及、開祖所遺什具等、散逸無收、最爲可惜。明應二年、（百四代後土御門院年號）冬十二月、重興本堂、自此相續著結構之勳、比昔之宏壯蔑如也、而規矱粗有可觀者、眞和尙所刻、十一面千手觀自在像、長三尺三寸、安之本堂、時邁千齡、寶相無缺、益周四生、感應不居、契經中說此觀世音菩薩、已於過去無量劫中、作佛號正法

明如來大悲願力安樂衆生、故現作菩薩、一切人天專稱名號、得無量福、滅無量罪、命終往生阿彌陀佛國、若爲富饒種々珍財資具者、當於如意珠手、若爲種々不安求安穩者、當於羂索手、如是可求之法有其千條、善男善女誦持咒者、我當以千眼照見千手護持、若諸衆生誦持大悲神咒、墮三惡道、我誓不成正覺、現在生中、一切所求若不果遂、不得名爲大悲心陀羅尼、弘持之海深且廣矣、宜哉遍和之迹不熄千像末之運也、塔中大日如來尊容一尺二寸、是運慶所造、而極剞劂之妙、近寬文中有無賴兒、竊負像而去、寓和州香山一寺、(香山卽天香久山也)像屢夢於其寺僧曰、我元住大瀧之塔、盍還我於舊山、僧徒大愕遽忙送還之本處、其神異多此之類也、釋迦堂地藏堂欽一代之教主、仰六趣之誘化、高祖大師彰堂制不敞麗(ホウラカニウルハシ)、高古可嘉、鎭守權現靈祠、相傳三身如來之應迹、又曰、高野明神之鎭座、神境匪寬、誰能容喙、其辨才天雕像亦成于運慶之手、傍峯崖而開砌、枕素瀨而橫棟、拜詣之人自生如在之思、十王堂裏、列冥府官屬、勸懲蚩々之類、良方便也、銅鐘一口、架以小樓、曉穿釋霞而吐音、昏伴黃雲而落響、所警發之用大矣、山門兩廡金剛大師雕造、各長六尺餘、或唅呀而憑怒、或跋扈而猛厲、其勢不啻禁雕虎而拉狂兕、諸餘古貌新像、莫非護國之金城利人之福田也、彼分竹受茅之家、世々相踏襲、納施當壞、列其近而顯著者、初遠州刺史浦宗景(浦上遠江守)附以二百石地、泉州刺史宇直家(宇喜多和泉守)因而不革、有墨印帖(天正八年十月四日總持房火災亡之。)黃門秀家(宇喜多中納言)稍々省之、亦禁士民入界內射獵、(其禁殺生帖今存。)至黃門秀秋(稱金吾中納言)悉見沒收所領寺徒、含愾而無由告訴、慶長八年池田輝政公(稱三左衞門尉)復依舊規、附與莊園若干、寬永十一年、羽林光政公、領田如故、慶安二年命永受用管內山林之利、(寺僧所管四至、東限阿彌陀峯、南及地藏堂、西亘雷天祠、北距毘沙門堂爲其封疆。)延寶二年、豫州刺史綱政公、不墜先緒、又賜采地、故得三寶之住持彌々久、四時之行軌不渝、(年中法會軌式附之文終、)而田公武功絕倫、德惠廣被威炎燻灼于列國、嘉運隆盛于百代、無乃(ムシロ)非神佛之有所翊乎、由是而言、此地之廢興、固系邦家之否泰、不可佛念焉、予少而抱烟霞之癖、高丘壑之尚、每有所懷意乃吟賞忘歸、比來志淪禪波、神遊慧苑、氣弱腸(ハラワタ)搐間淒是戰、戶庭之芳、猶慵(モノウシ)步履而見、况乎千山万水之外、豈夢一踐歷佳境、會大瀧僧、袖其山地之圖及記誌等數紙、苦請編次、使以可傳諸後葉、昔興公之於天台、披圖像而擒風藻、今無金

石之詞、漫事ニ瓠輪ハ甲顏之諂雖レ可レ羞、而庶幾護祖剩馥之不ニ銷歇一也、時元祿十有四年、歲次辛巳仲秋日南嶽沙門義剛謨。

大瀧山年中法會恒式附

修正。（祈天下泰平。國土豐饒。）正月朔日。至九日。
常樂會。二月十五日。
正御影供。三月廿一日。
佛生講。四月八日。
夏中供花。四月八日。至七月十五日。
譽眞忌辰法會。五月六日。
三時勤行。（薦檀越諸性靈。）六月廿日。至七月十日。
普廣院追福讀經。六月廿四日。
佛名會。十二月八日。
轉讀般若。
明神講。
觀音講。
大師御影供。
鎭中法施讀經。
辨天法施讀經。

右年中勤修の法儀、凡一十伍件、舊來所定如此。

邑久郡豐原庄 千手山弘法寺略由來記

抑當山は、人皇三十九代天智天皇の御勅願寺、白鳳年中の起立なり。炎上雷火數度に及び、亡所再重の故、開山傳記紛失せり。然るに、釋の報恩再造有て、報恩山弘法寺と稱し、四十八ケの寺數に加へ給と云々、是又破壞して荒地となんぬ。爰に高野大師歸朝の後、此を親して（みそなはして）、梵閣一宇建立し、千手千眼の像を彫りて安置し給ふより以來、千手山弘法寺と呼、佛閣僧院今に現在せり、竊に以れば、高野山に先だつこと一百四十三年、天王寺に後る事九十三年也、本朝第二第三の山とも謂つべし。且、又大小の伽藍數字の坊院を見れば、當國第一の大山なり、なんぞ此山に歩をはこばず輩、尺木の彌財を投は、現當二世の良緣となりなん而已。

一、本堂　五間四方、延武二年の再造。享保四年まで三百八十五年に成る。

一、御影堂　寶形、三間四方。又釋堂ともいふ。此堂に於て、毎歳不退如法行を修し、十方旦那の菩提を祈り、七月四日中日に當て、庭上において踊供養の儀式を刷ろひ、貴賤男女往來極樂の姿を顯し、參詣の輩後生善所の旨をはげます、能引の地藏湯丈をふり、救ひの觀音腰をたはまし、諸天童子は幡蓋を捧げ、音樂園に聞へて、教主の彌陀御迎に出給ふ。（來迎[illegible]也、[illegible]二人、右の品々面作者不知[illegible]）

一、常行堂　三間四面。本尊丈六阿彌陀如來行基自作。

一、多寶塔　二間半四面、時代本堂より古し四方に四佛あり皆靈佛なり。

一、鎭守之社　護法善神・山王權現・地主權現、大守御産地の靈神たる故に、元祿年中御再興あり。七社繪の御本地・狩野法眼の筆・御神寶の劍あり。

一、鐘樓堂　寬永の鑄樓、慶長の再造。

一、仁王門　慶長炎上の後、兩軀各作なり。

一、地藏堂　本尊御長五尺餘。十王あり。

上道郡 瓶井山禪光寺安住院緣起

備前國瓶井山禪光寺安住院者、孝謙天皇之御願報恩之大師之造創也、繹ニ其來由一、天平勝寶元年帝不豫、一夕感ニ靈夢一、遣ニ中使一、詔令ミレ師祈ニ聖躬一也。師名快賢、號ニ芳賀坊一、與ニ勅使一泛ニ舟笄川一、隨レ流下、雲霧晦冥不レ見ニ山嶽一、師誓曰、今也祈ニ平癒一乎、天躬一不レ見レ山、投ニ身漁口一也、閉レ目誦ニ般若心經一卷一、陰氣須臾靜掃、衆峯出ニ空翠一、相映經蹊分、師喜ニ所レ誓有一レ徴、蓋彼開ニ衡山之雲一、事雖レ異論レ信趣一耳。於レ是精修持念丹衷有レ驗、玉躰復レ常、叡感餘賜レ師、以ニ報恩大師徽號一、剩勅ニ備州一、創ニ建四十八箇淨刹一、我寺是其權輿也。本尊千手千眼觀自在尊者、挿草之初、師去ニ帝城一、赴ニ備州一、至ニ平井濱一、海上有ニ怪光一、凌レ虛映レ雲、見則一片之浮査、蓋ニ千手千眼濟度衆生之一、是豈非ニ補陀界靈木遠到一レ此乎、忻然慮得、手親運レ斧、千手千眼尊像彫刻而功成、瞻ニ禮其像一、忽放ニ金光明一、紫雲掩也、師歎躍、銘レ肝四衆難ニ不可思議未曾有一也、今見レ在尊像是也、恭以修禪光明滅ニ無明一、安ニ住淨菩提心一、又名ニ妙法蓮華一、又、名ニ觀自在尊一也、是知題ニ禪光寺一、號ニ安住院一也。又山半腹有ニ清水井一、師修供華水也、瓶井山號其由レ之焉。凡開基以降九百餘霜、靈威日新、機感谷應矣。延喜七年、䎎峯聖寶行ニ化此地一、卓レ錫轉ニ秘輪一、是爲ニ中興之祖一也。又、應永二年增吽僧正、遊ニ踐此山一、擊ニ法鼓一唱ニ宗風一、三密之法水綿々相續、五部之觀鏡傳々、琢磨永祝ニ國家之安寧一、鎭禱ニ武門之榮久一者也。

享保乙巳冬十月採ニ舊記之要一誌焉。

同郡廣谷村 眞言宗 花山如法寺無量壽院

廣谷山如法寺緣起

夫護持佛法必資ニ於蘭若一、蘭若是諸佛顯現道場、是故嗜闍俊巖能仁之迹不レ休、孤岸奇峯觀世乃蹤相續、尋ニ其所一レ由、地勢自爾兵奥有ニ靈區一、號ニ廣谷山如法寺一、謂開基聖武天皇御宇、大輪和尚之草創、鎭護國家之梵刹也。爲ニ山狀一也、南山長如ニ龍臥一、北峯待兮似ニ虎踞一、加以ニ趦趄一望レ東萬里溟海泓澄盤桓顧レ西千里出峯穹窿、啼鳥交々聲轉言音、實相法輪、松柏欝茂、顯ニ万德莊嚴粧一焉、無盡景數不レ可ニ勝計一、然則一山住侶等誦ニ惣持妙句一、祷ニ彌國家安全一揮ニ三密加持一救ニ濟万人之塗炭一是則國寶民梁也。故貴賤晝夜詣參、長幼日夕運步。雖ニ爾物換星移一興廢期レ時、于レ爰人王六十五代帝花山院、勅願三層寶殿鐘堂七堂仙閣散レ玉再興嚴麗、時稱ニ花山一、誠有レ所レ謂、依レ之代々國主寄ニ封戶庄園一世々住土加ニ燈田一增ニ膏料一貴賤信敬庶民渴仰無双者乎。抑安置之本尊、行基菩薩所レ造藥師如來靈像也。奇哉。妙哉。至尊元是雖レ住ニ自性法界宮眞都一、往昔悲願不レ淺、今世益物深重爲ニ三界六趣導師一遂持ニ藥壺一常施ニ秘方一鎭曉ニ了群類一普ニ襄願一、衆生如ニ澄水一浮影似ニ鐘谷響應一、故一念信敬、人消ニ衆罪一立處利レ那敬禮延壽算久累レ霜爰以維ニ我此名號一經ニ其可ニ衆病悉除一、身心安樂、々々可レ歸、不レ敬ニ此地一彼尊境內有驗之靈尊、藝外無双之梵刹也。若爾志那里風辭齊ニ於堯世一、貴賤長壽比ニ王母齡一而已。仍緣起、梗概如レ件。

承應二年三月　日造之。

上古之舊記雖レ多レ之、罹ニ火難一燒失、以レ故今ロ碑所レ載記ニ其一二一傳ニ此後昆一者也。

鐵村　淸雲山安國寺勸化帳

日域備之前州上東郡、居（在カ）艷庄靑雲山安國寺化院、夫當寺者、大覺禪師含飴、佛燈國師寧蘚靈叟和尙大禪師、覆ニ一簣一之場也。熟々考、師曾自ニ大唐一歸朝、革ニ于豐後萬壽之席一也、檀越橘氏藥師寺賀州大守公義、戒名元可、擇ニ泉石深邃之地一、創ニ業此梵刹一、欽ニ師道風一、爲ニ鼻祖一、具ニ棹草之機一者乎。殿裏安ニ厝六衞（道）能化地藏願主不動多聞梵尊像一、奉ニ大林寺殿公命一、鐘皷嚴肅、而祈ニ國家之安帖一、有レ年ニ于茲一矣、呼（ア）蒼天無レ知乎、八人奪取、（此間落字乎）忽歸ニ兜率一、灰

飛烟滅之餘、纒綿ニ紀一字一、擬ニ舊規一、住僧坐不レ忍レ視、唯レ掌抱ニ扶起之忠一、遂持ニ短簿一、不レ憚ニ跋渉之勞一、遍叩ニ禪教碩德一、大臣長者信男信女之檀門、若其打ニ破慳嚢一、指レ困倒レ廩、解レ劍脱レ驂、洎ニ金鼓財帛等樂施一豈難也。教曰、建ニ立新寺一、不レ如レ修ニ造舊寺一、金口勅言諦聽々々、凡伽藍檀興意旨、有ニ三段一、一爲ニ天下太平人民樂業一、一爲ニ七世父母我身成佛一、一爲ニ家門永興子孫繁榮一、譬如ニ種レ桃無ニ李實一、修ニ善因一必得ニ善果一、若渉ニ狐疑一永劫墮獄、愼之云々、庶幾咄嗟辦ニ勝事一、借ニ魯般手一、斧斤成ニ風輪一、奐再聳ニ青雲一、至祝至禱。仍賦ニ一偈一、以代レ疏云、精藍昨厄ニ鬱攸災一、興復願輪無レ力レ推。檀度慨然齊ニ擊節一。好ニ看鉄鍇舞ニ之臺一。

明應六稔彊圉大荒落仲春如意寶珠日　幹緣苾蒭某頓顙

圓山村 禪宗 曹源寺

備前州上道郡護國山曹源禪寺碑銘

山陽之區、面ニ敵洋海一、背ニ負層嶽一、稻魚蠶桑之貢、鹽鉄貨財之利、商舶行賈之富、邑屋寺觀之盛、實聞物衍美之邦也。而備城之爲レ地也、復其都會、而號爲ニ善地一、其田肥饒膏腴、其植碩大蕃滋、其人聰慧有ニ幹局一、其治寬猛以相濟、及レ至ニ財帛之殷海鹽之收一、翼然冠ニ辨於七國之際一焉、府城之東相距十里許、蔚然精藍、曰ニ護國山曹源禪寺一、卒相遂密佳木陰森、聞レ之備播淡三州太守正三品參議池田輝政公四世裔孫、從四位下行左近衞少將松平綱政公、世々襲ニ備封一、峻行令聞、顯ニ達四方一、昔池田氏祖濃州大垣主信輝公法號ニ雄嶽宗英大居士一、其墳寺號ニ護國院一、原(モト)在ニ山州城平安城妙心寺甚内一、經レ年廢ニ壊矣、少將公曾慨念、吾爲ニ裔末一豈忍レ見ニ其墮壞一、遂移ニ置此地一、從ニ事興ニ復一焉、其大ニ殿向レ陽、揭ニ曹源寺三大字巨額一、乃少將公自擘窠焉、中央安ニ金色圓通大士像一、嚴飾極麗、翼衞以ニ多聞持國增長廣目四天王像一、殿西北設ニ達磨百丈臨濟之祖師像一、及ニ妙心開山聖應國師眞牌一、殿東北設ニ大權修理菩薩像、及護國雄嶽大居士牌一、殿背安ニ普菴禪師牌一、殿木天揚ニ飛龍蜿轉之狀一、狩野守則圖焉。其山門在ニ殿南百步許一、扁ニ護國山三大字一、此亦少將公親筆焉。閣上庀(ソナフ)ニ十六應眞像一、閣中央安ニ寶冠釋迦牟尼佛像一、月蓋善財侍ニ其兩腋一、其轉輪大藏在ニ殿坤

隅一面レ東焉。其經本乃此土新刻、其方丈在二殿東一、中央安二觀世音像一行基塑焉。左右設二列祖及檀家十牌一、方丈西面、揭二永昌額一、蓋永昌寺本在二兒島郡一、今更二名曹源寺一、推二其興復所一レ由、外假二永昌一、內復二護國一也。其浴室有二殿巽隅一、客館書院庫廚僧寮間見層出、駿々然、其開山堂在二輪藏西一而東面焉。享堂安二絶外和尚一、揭二瑞雲額一、乃開祖自楷焉。其少將公祠堂曰二正覺一、在二殿後山腹一、其構巧雄麗炳々二於深林之間一、堂內置二公肖像一、蓋公在世親命レ匠而彫者、正覺祠巓在二三重鈕塔及知津廟一、塔內設二五智善逝靈像一、廟蓋十境之一、而棲二八幡菅神之靈一、所謂當山鎭護之主造也、其面勢之勝也、龍飛鳳舞、左拱右翔、如二相輔者一、或憑レ軒嘯二詠天風一、沃レ袂江瀨如レ掬、俯仰遠近寓目遊觀、或沃疇萬頃、或長島如レ黛、雲岫雖行之與二秧畦綦布一迭隱映出二沒於煙海浩渺朝陽夕霧之間一、可レ謂二山陽一佳境一也、因請二聖應國師遠孫絶外純和尚一、以爲二開山第一祖一焉。少將公又擇二山仄之地一、磨二襲碁石一、自勒二姓氏一、以貽二厥孫謀一、又厚剖二莊田一、以供二香花之奉一也。少將公又謂、茲山距レ城不レ遠、地形殊絶、山水佳勝、只恐花晨月夕、貴介公子蜚過往縱遊、以二淸淨阿蘭若一、變爲二歌舞琴酒之場一焉、遂樹二十條嚴制一、而錄貽二後世一以圖二佛法之久住一、其金湯之志豈可レ不レ謂二功至也一哉。其營締月日、蓋鳩二工於元祿戊寅之孟春一、而斷二手於同年之仲夏一、其規畫處置、寔宗森公多有レ力焉。至二於享保丙午之夏一、州之太守從四位侍從綱政公、自圖二勝入公肖像一、及寫下松島雲居膺和尚晋題二公像一贊語上、裝潢爛絢、以寄二藏當山一、永爲二不朽之寶物一焉。蓋當山開創以還、未レ有二公影像一、至二此盛舉一可レ謂レ補二完一鈇典一也。余謂、世之廢興成壞、陵谷遷變、自有二數存一、凡後之斯居斯食者、特提下不レ關二廢興成壞一之運纏上揚二當少之正脈一、則可レ謂レ不レ虛二少將公之願力一焉。或否徒圖二偷煖一、消二時日一、則煌々寶利、與二彼傳舍一何異也、甲歲余來叨董二茲山一、因詳二興造之顚末一、遂恐二年久無一レ聞、故請レ官、勒二寺碑一、復申レ之以レ銘、銘曰。

山陽巨刹、輪奐翬飛、山水晝秀、夕蟾朝暉、聖應末裔、傑二出茲邦一、其號絶外、蔚樹二法幢一、
偉哉少將、吾門金湯、夙乘二願轂一、創二茲寶坊一、欽二惟勝緣一、豈其偶然、凡在二庇廕一、專提二單傳一、
無似遠孫、幸接二芳塵一、圖レ垂二無止一、乃鐫二翠珉一、

見住護國山曹源禪寺稗比丘無外義元謹誌

西大寺村 眞言宗 西大寺

金陵山犀戴寺（後尊氏將軍時代西大寺と改）略譜

一、人皇四十六代孝謙帝の御宇、天平勝寶三辛卯年二月八日初て本尊彫刻す。（今享保五年迄九百七十年に成。）周防國玖阿の庄藤氏の女め、皆足常に千手觀音の像を彫刻せばよいと思ひけれども、都遠き國なれば、佛師も稀なる故、祈念のみにていたづらに數年の春秋を送れり、信感むなしからずして、和陽長谷寺の觀音童子に化現し來りて、作り與へ給ふ、御佛なり。

一、同年八月本尊彩色莊嚴のため、皆足宮古へ發船す。此時皆足の夫、備前の國の守護職に成たまふ故に、船を當國金岡の庄松中島と云所に留て、府中に行て數日逗留しけり。斯てもとの汀に戻りて、船を出さんとするに、すこしもはたらかず、其時皆足本尊を船より出し奉るに、船をのづからうき上れり、是に依て、此所に二間四面の堂を造立し、それより長谷へまふでたまふ、彼堂の礎、今現に有り。

一、寶龜八丁巳年、（今享保五年迄九百四十三年に成。）安隆上人長谷の觀音へ詣でゝ通夜し給ふ、其夜の夢に、備前國金岡に行て、觀音堂を改め造るべしとの告あり、さらばとて上人勸進のため、西國へ下向す。兒島の南の浦槌の戸と云所にて、潮俄にひがたと成て、龍宮顯れ出、其内より白髮の翁手に犀角を捧て、上人に奉りて曰く、當國の金岡は觀音大士のましますべき靈地なり、此角を以て地の上に置かば、をのづからをち入ぬべし。其上に彼堂をうつし給へとありければ、やがて潮みち來りて程もなく、金岡の地に著にけり上人かの角を以て投たまふに、今の地に落付ぬ。則此上に四面五間の堂を造立す。同年九月に造り畢ぬ、故を以て、古へは犀を戴く寺と書く、むべなる哉、此寺大河にのぞむといへども、今に漂水の難なく、是昔犀角を納めし功力なるもの歟。

一、正安元己亥年正月廿二日炎上、（今享保五年迄四百廿二年に成。）本尊を出し奉らんとするに、大身を現して山のごとし、合掌の御手計うち落して出ぬ、事靜りて後灰の中を見れば、御首木の如くにて蓮の御眼ゑめるが如くあざやか也と云

云。
一、同年八月十一日、御首と合掌の御手とを出して、奈良の佛師圓慶に作りつがしむ。
一、同三辛丑年二月、本堂造畢。
一、明應四乙卯年五月十八日、又、回祿す。今享保五年迄二百廿六年に成。此度は別當仙桂禪師、堂內に籠居の折ふしにて、本尊を我寺へ移し奉りぬ。
一、同七戊午年十一月十九日、本堂造畢。
一、永正四丁卯年十二月、和文繪入緣起出來。今享保五年迄二百十四年に成。
一、天文元壬辰年兵亂燒失、族民等此に入て亂りて、伽藍僧坊を燒拂ひ、事けはしければ本尊を出し奉る事あたはず、諸人本尊のうせ玉ふ事をなげきしに、日すぎて、後向州崎にて見付奉ると云云。
一、同三甲午年本堂造畢、今享保五年迄百八十七年に成。
一、天正年中、岩梨郡河田原村與三兵衛と云者、正月十八日至て牛玉盛德の事、並、矢坂の住人太郎兵衛と云もの、洪水の節觀音一人の沙門に現して寶を前の岸へ渡し玉ふの靈々等、委く本記に有。
一、寬文九己酉年鐘樓龍頭愈合、今享保五年迄五十二年に成。同堂寺の梵鐘は、龍宮より奉納し玉ふ法器にて昔より靈感多し、是又本記に委し。
一、延寶六戊午年塔造畢。今享保五年迄四十二年に成る。

（以上續緣起之分）

一、享保二丁酉年正月十四日の夜、片眞の牛玉取戴くものなし。同十六日の夜に至て、當村の住人千右衛門と云しもの、是を戴く、人皆感心す。
一、同三戊戌年九月十三日、本堂修造事始、十方の檀越力を合せて、不日に成る。
一、同四己亥年四月廿四日、良材感得。
此度造營すといへども力たらずして、梁にすべき良材なし、いかんともしがたき處に、里人の云く、寺門の西五町計を隔て、

田中に大木あり、人皆掘事をいぶかる、予ひそかに思へらく、其大きさ量りがたしといへども、大悲の力むなしからずんば、此木梁に成べしとて村民を頼みて是を掘るに、長さ七間半、本口指渡し五尺、末口同三尺八寸の欅(ケヤキ)木、其性堅實にして恙もなかりければ、人皆驚嘆す、やがて數百人を集めて、寺内に引事十餘日也、廻り五寸を删て則今虹梁となす、衆人柿(コケツ)を爭ひ取て、病惱癒るもの多し、其根を寺内に留めて、後の見ん者に示す、余又柿を以て、千佛の像をきざましめて、諸人に施す、是は當寺本尊御正體聖觀音の圖像なり。

一、同年十月十八日、上棟落慶。

一、同年十二月九日、本尊御正躰像顯現。

帝都佛工兩人を召て持物の損壞を補處に、此日御首搖動したまへばをぼつかなくて、是を窺ふ内に、御長三寸八歩の金銅之聖觀音座せり、其尊容びみやうにして、異像たぐひなきもの也。十三日午の刻を限りて、有緣の且家に頂拜せしむ、傳聞の男女、こぞつて拜せんと願ふ、もだしがたければ、又翌日迄拜閲せしめぬ、同十七日の夜ひそかに緇素の證明人を構へて本の如く御首に納奉る、けだし案ずるに、當本尊彫刻の初め、皆足のこめ奉るものならん、故を以て正安元年炎上の時、御首のみ殘りたまへる歟、此事いかなれば本記に戴ざるやらん、傳へ聞者もなかりき。

（以上眼前の怪異を記す事しか也）

備前國金岡村　西大寺化緣疏並序

備前國西大寺、或曰二犀戴寺一、乃孝謙帝天平勝寶三年、周防國久河庄藤氏女所レ建也。今白二明應五年丙辛一泝二天平勝寶三年辛卯一則七百六十年也。殿程安二千手眼觀音一靈異甚夥不レ可二枚擧一詳二于寺記一也。藤氏名皆足、蓋取二法華所謂皆令滿足之義一也。藤女平生欲レ造二觀音像一、常抱國無二善工一之嘆者久矣。一日有レ投レ謁曰、我佛工也、願投二一宿一、藤女聞二佛工之名一不レ勝二喜躍一自牖究、年纔十七八、藤女心輕雖レ不レ信爲二善士一延レ之屛處以告二造像之志一少生曰可レ從二其所一レ欲藤女出二栢木一橛一以爲二像材一、少生曰、彫刻間勿レ窺二吾室一、乃闔レ戶不レ出、居者四五日、時々有二對語之聲一、藤女怪レ之附二耳於垣穴窻紙一以窺少生對二木像一曰鷲嶺席已過矣、龍華之會未矣。此二一中間莫二倦度

生一木像曰虚空有レ靈吾願無レ窮念々勿レ生レ疑、木像見二藤女白一俄然而仆矣。少生啓レ戸忿然曰甚哉、媼之無レ信曷爲二背約一乃レ趨出藤女叩頭請レ罪使二數人一追レ之挽二斷別袖一而去、藤女不レ獲レ已曰再覲何日、家卿何處、少生曰、和州長谷者我假卿也、帝里之南、淀河之側、問レ津則夫識者乎、藤女聞二此言一恍然如二夢醒一、少生去後、開二其室一則彫刻之像、窮二精妙一四十二臂儼如也。數日治二其盤餐之物手未レ觸レ之香氣襲レ人、於レ是益信二化佛降臨一也。先レ是藤氏女良人、任二備前主簿一連年在レ府未レ歸藤氏乘船載レ像出二防州一其志在下尋二畫師一以綵二繪素像一並尋中長谷上也、先過二備州一繫二船於金岡一遇二良人一、細說二造佛奇蹟一留滯數日、迨二解纜一船底粘レ沙推レ之不レ動、募二村民數百人一戮力盪レ之、屹然如レ山也、藤女出二船中像安二岸上一曰大士之緣熟二于此地一乎、然後船自泛々也、乃召二匠人一營二草堂一安二素像一然後載二米三十斛一抵二帝里之南淀河之側一向二長谷寺一、曰願尊者納二受菱薄施一空中有レ聲應諾、米俵飛レ空如二歸鴈成一レ陳、路人擧レ頭絕叫至レ今長谷山中有レ石、其數其形如二米俵一蓋米袋所レ化也。藤氏又詣二備之大士一營二辨香燈一及二仲冬一歸二防州舊里一、其後二十餘年、寶龜八年、安隆上人當レ改二造彼堂一上人航二于防州一勸二藤氏一、藤氏欣然傾二倒家財一助二土木之役一償二夙志一也。其後四百四十年、正安元年正月二十一日、雷吼雨驟、大地六震、天火熾然不レ可二撲滅一、寺僧數十人、入二猛烟一舁レ像欲レ出二堂中一、像忽現二大身一、僧徒仰視身毛卓竪割二取母陀羅一手一以歸也。金堂 四面各三間 常行堂 四面各三間 僧房 四面各七間 仁王堂・三層塔・鐘樓・經藏・東西兩廡成二焦土一矣、烟消灰冷撥レ之則佛頭不レ壞彎月之眉、青蓮之眼、轉增二鮮明一觀者成レ市稱揚讃嘆之聲、經レ月不レ止。同八月十一日、出レ所レ收二頭手一以修補焉。初安隆上人欲三改二爲此寺一、自二周防一乘船達二備州金岡一、兒島滄波變レ陸平沙渺漫、須臾珠宮貝闕、層々涌出、有レ叟皤然手擎二犀角一獻二上人一曰此州金岡乃觀音勝境也、宜レ移二寺基一若不レ信二我言一以二此犀角一陷沒則其地也。上人如二叟言一卓也、則加レ石投レ水皤叟及二宮闕一悉隱不レ見、平沙吹レ波西風送レ帆、上人益々踐二長谷大士夢中事一改二作堂基一今西大寺是也。皤叟之龍伯也。千牛二十八部衆有難陀跋難陀等之故也。夜深人靜則神龍擎レ燈自二海中一而煌々到二寺門一松頂而滅也。今此寺突二出大河之中一河濤衝二動東南之崖一、爲レ之崩潰爲二潭淵一爲二泥湫一惟殿基如二砥柱一在二江中一叶亦異哉。犀牛出二南方一其形如レ牛猪頭三蹄、一角在レ鼻一角在レ額行二海中一則水爲レ之開也、溫嶠燃犀照二

牛渚一見二水中怪物一、又李氷爲二蜀郡太守一江水爲レ害作二石犀五牧一壓二水怪一況眞犀乎、況龍宮秘器乎、此寺不レ厄二水災一者不レ可レ誣焉。延德二年庚戌之秋、有レ犬入二堂下一生レ狗、連雨大水、寺中可レ乘レ舟、僧徒嘆曰、堂下狗子被二淩溺一者決矣、無レ可レ奈二之何一者、天晴水退母子無レ恙、毛皮不レ濕、以レ之推レ之七百年後、犀角之靈、猶昭々哉。寺有二二名一或曰二犀戴西大一、二說如何定レ當レ去也。西犀大戴四字音相近也。西大後人レ所改、或曰隱岐院改レ之或曰等持院殿自二西國一歸時入二此寺一改レ之。永享十一年己未七月初三、村民夢中癩兒數人來云、我西大寺之使令也、可下換二板屋一以作中瓦屋上、村民曰豈可二綿力辨一レ之乎、癩兒即出二青錢一百一曰以レ之與二宥長法師一則咄嗟可レ成也、他日過二西大門前一、忽記二前夢一欲レ拜二大士一路拾二阿堵物一一百、其數與二前夢一合符、秘而不レ告レ人、七月六日、又夢中癩兒怒曰、汝何不レ告二宥長一、村民走告二宥長一、々々叩二諸檀一葺以レ瓦、又文明十五年臘十二日、但州之兵山根新兵衞者、不レ信レ佛壞二堂宇一以炊レ飯舉レ筯欲レ食レ之則色變青、軍卒向二大士一懺罪一家依レ之起二信心一如レ此惑、于レ古于レ今、田婦野夫傳レ之說レ之不レ待二家到戶曉一雖レ然成而壞、々而成者、三男火宅之常也、佛手豈可レ遮哉、明應四年乙卯五月十八日、夜半西村民至二畢方一飛來炎々及レ寺本堂•如法•經堂•三層•塔婆•仁王堂。鐘樓•十王之堂•八幡之祠、蕩然成二冷灰一矣、五佛不レ云乎、佛法付二囑國王大臣有力檀那令丁一、國家昇平之時、坐二視靈場敗壞一豈沙門氏所三以奉二先佛一哉。謹袖二募帳一以令下二人々一安中置種福之地上、伏願上而王公卿相、下而士農工商、拓二開寶藏一傾二出銅錢一富二者施レ財貧者施レ力、寸椽尺木、粒米纖粟、隨二家豐儉一勾下筆頭、自聞思修、入二三摩地一證五々圓通一者、如二春種秋獲一者也。疏曰。

普門示現產誌公於鷹巢、法界圓融、攝二文宗於蚌殼一要知二薩埵千手千眼不離众（マヽ）生六識六塵一驪龍頷下抱レ珠、曉堂堂燈淡、犀角上戴レ月海寺鐘、殘貢金布レ地、莫二辱二金剛之名一、白梅送レ春遠移二梅岑之境一風作二何聲一雨作二何色一預喜二華屋落成一、火不レ能レ燒水不レ能レ漂所貴願輪堅固、處々檀越、門々圓通。

明應五年丙辰春　　幹緣比丘　等芳　謹白

前南禪天隱和尚所レ製也。

備前兒島 通生山神宮寺般若院緣起

夫當山者、人王第五十代桓武天皇御宇、延暦二十二年冬十月、坂將軍田村麿呂之草創勝地也、云々。號曰二通生山神宮寺一八幡宮別當也。自レ此東北有二一山一、曰二吉初山瑜伽山一、往古彼山有二兩惡鬼一、一者曰二阿久良一、一者曰二仁平牟一、惡鬼時々入二閭里一而作レ害到二民家一而魔レ人、万民甚愁レ之、桓武帝哀憂而爲レ令三征二伐惡鬼一、勅二遣將軍田村一、然後彼兩山者、岩巒巘崪攀躋難、林木榛無二人蹤一也、絕二暫時卜居一此攸レ禱二祈佛神一、仰乞二冥助一漸尋二入彼山一終治二罰二鬼一將軍自二此地一通二彼兩山一、故因名二通生一、當寺是其舊跡也。將軍屢事二攀涉一之時、調度之具、御箸子御銚子遺二在路傍一民觀乎得レ之祭レ祠崇二一社一一社者可二測知一矣、曰二箸社明神一一社者名二銚子宮一靈感于レ今新也。初昔民伏二于德一賞勳得而逮二于近頃一、將軍卜レ宅芳躅往々存、然頃日或爲二田夫一所レ耡、或爲二洪水一崩爲二烏有一而已。夫爲二境地一也、東高山峨々瞻仰有與、西滄海漫々、於望亢摽蒼嶺聳、南日峯橫北、觸目對レ境潭思精二察地勢一法爾應二普現色身妙相一、景趣自然適二和光利物化益一、況亦東巖嶼如意輪大悲尊（通生山號奥院）持二寶珠一而救二貧窮苦一、西海岸頭有二小湖一而放生池（云々。）淡水盈溢、遊魚戲レ藻、望レ前民家穰々、北屋詠二康哉一顧レ後農夫孳々充レ野、謳二帝力一、蓋域中之絕景者乎。惟以二安浪妙雲之月一耀二此靈場一宇佐應現之光、移二彼松嶺一本迹玄應、肅然如レ在、誰人不二仰信一乎、本堂（四間四面）本尊十一面觀音、（春日作。）新御堂（三間四面）本尊阿彌陀如來、（安阿彌作）藥師如來、（行基作。）地藏菩薩、以上三尊、八幡之御本地云々、護摩堂本尊不動明王、持佛堂本尊千手觀世音菩薩、當寺鎭守稲荷大明神、以上中興開基有叙辨僧都者、精勵學業、妙瑩戒珠、智行兼備、冠二于一時一矣。夫令下二神靈一感格上增二益威光一者如二般若之法味一、然掌無二經卷一恆闕二法味一辨二平生憂一此緈而已、或夜夢中老翁來告曰明旦汝與二大般若經難信解品一如レ願汝附二堀江宗福寺一補レ之、明旦對二門弟一語二夢中事一、于レ時漁人來卒然語曰我等於二此水嶋海上一不レ圖得二經箱一而西南北方欲二漕行一者、舟散先レ動、試東爲レ行宛如レ得二順風一、因著二此浦一則當寺納二經箱一、辨得而披二見之一、大般若經也、果難信解品闕無レ之、辨任二夢中告一欲下囑二宗福師一補中闕略上而行、彼已半塗遇二彼僧一語二夢中事一宗福師所レ夢亦合レ之、相互奇二異之一、牽二彼僧一而還二通生一、繕

寫功遂以大成云云惜哉、頗經卷損失、如今初百二百之卷尙存、梵篋中亦有ニ鐃鈸一、傳レ于レ今爲ニ靈寶一人見レ之云ニ唐物一可レ怪而已。慶長之比、號ニ經筐貝一底物生著古箱有レ之云々。於ニ當嶋唐琴之浦一菅家其御詠曰、
調與利今朝加良琴乃聞留波通用乃山乃松風乃音、通生山之號、雖以可レ知矣。

山村 眞言宗 瑜伽山蓮臺寺緣起

瑜伽山蓮台寺は、兒島第一の深山、常に朝霧卷て夏蚊蠅も少し、三社の權現あり、堂を則新熊野山那智にかたる。又寺に名作の不動あり、靈驗限りなし、使者七十五疋と云て、古狐あり、氏子若盜賊に逢時は、此不動に奉レ賴れば、忽例の古狐盜賊に取付て、其難物取返し、本主にかへること奇妙なり。其外、隣國より、其事を賴むに不レ有レ驗と云ことなし。昔、此島に鬼神住て、人民不レ能レ住、其比田村將軍、勅を請け、鬼神退治の爲に、此島に至て、鬼神を討といへども、其形微塵に變じて不レ能ニ討取一、其時利仁瑜伽の權現に祈誓し給ひければ、此山の邊にて、異相の兒に逢ふ、則打取給ふ、彼鬼神也。其魂則今の七十五疋の神狐となるよし語傳ふ。扨、此嶋の名も、鬼神變じて兒と成る故、兒島と名附る由、田村將軍鬼神の骸骨を石櫃に入て、土中に埋め、上に三社の權現を造營し給ふ、度々の回祿にて、今は少さき社檀なり、此社檀を修理し奉る時、社の下土中を掘とせしに、不思議の石壺を掘出しぬ。蓋は破れ損じ、中に古き圓鏡二面、太刀二振其外白骨の如くなるものありしかども、正躰は腐れたる故、凡の形のみありしなり。其儘又土中に埋め、其上に如レ元社檀を建立しける。是則昔田村將軍の時分納め置たる鬼神の白骨ならんと語傳ふ。又、此山一里麓にて人家なし、山中に五流の井戸といふあり。林の先達・五流の山伏ども、權現へ參詣の時、此井戸の水にて、垢離をして參詣すといふ。

藤戸村 眞言宗 補陀落山藤戸寺緣起

藤戸寺緣起

備前州兒島郡藤戸寺者山號補陀落。則觀音菩薩龍海出現之靈像、行基大士創建安座之寶區也。考其先蹤人王四十二代文武天皇御宇、慶雲二年乙巳於當山有放光之瑞、已來本尊之靈異、鎭守之神驗、行基之瑞夢、不違縷擧、自爾經三十餘年聖武皇帝天平年中、大士以上件盡達天聽、殊詔大士、剏建大殿寶塔經藏鐘樓三門、且締構十二宇之坊舍凝四海安泰万民豐樂之叡信矣。當大同元年丙戌、平城天皇勅田村將軍、增營此寺、後鳥羽院御宇仁平元年八月十七日、寄置大般若經六百軸、爲治國安民之勅願、鎭守八幡薩埵荒神者、其在左、大辨才天者有右、靈驗日顯、妙應年々新。元暦二乙酉年、佐々木三郎盛綱、爲浦男某追福、成經王頓寫之法儀、而寺前小島、安立經供養塔、故謂經嶋、王公將相知此地、士農工商知此事、又後嵯峨龜山兩皇、加賜寺產二百畝、爲永世御願寺、以至罹兵燹、堂宇法器悉燒損、當寛永八年、府君忠雄公・光政公・綱政公、聯續寄附寺產三十斛、永備僧供、誠是宜仰万世榮運者矣。玆地高山峙南、大悲之慈雲遙聳、深谷斜北、弘誓之願海甚瀞、河水流濯有爲妄想之垢、山嵐吟嶺、覺無明闇夜之眠、見池月之團々、知鏡智之在我、仰慧日之赫々、悟法性之非他、況叉岫雲村雨之相變幻也、風帆沙鳥之相出沒、自然景趣因緣會遇者乎。此山歲月深歷大悲大像頽隳寺主、需嶺日矚心慘常介于懷、而興復克勗所有施財、咸充修造、乃鳩佛工、雇梓匠、百計胥議、丹忱所感、天蔭人輸、或添焉、或金焉、初復舊樣矣。嗚呼功勳豈其舍諸、余病雖懶綴輯、道交有日、仍應其請、記其梗概云。

元祿第六癸酉年三月十八日　　泉山苾蒭整峰元允書

此寺中比戰國に成て、彌衰へ、甍破ては霧不斷の香をたき、扉落ては月常住の灯をかゝげたり、天正十八庚寅年、宇喜多直家之家臣、戸川友林（俗名號肥後守）此寺に火を放ちて、寺院悉燒失す、有難も薩埵は炎中にをわしまして、一ヶ所も火のをかす處なし、是にもこりず、猶在家をこぼち、勿體なくも尊像を燒奉る、されども御形其儘也、時に惡人與五郎外一郎と申者ども、燒けずば打破りて捨よと、手々に斧鉞を持て打破らんとすれば、或は己が身に打付、目眩み顚倒し、氣を失ひし人多く、損じければ、其儘打捨奉り、霜露にうたれて、三十年の後、池田宮内少輔忠雄公、備前の大守と成給ふ時、兒島の内郡と云所の民、罪科を侵するに、忠雄公慈悲を以て赦免あり、其首の代りに、今の御堂を建立し侍る、三間四面なり、昔の伽藍の跡は、農人の耕作の地と

なる由、今堂山と云は是也。

宮浦村之内高島　松林寺

黄薇の前州　高島山松林寺略縁起

夫當島は、昔神武天皇日向の國より、中國に入給ふついで、乙卯歳（今享保七年迄二千三百八十八年に成）三月十六日、此島に來り給ひ、行宮を作り、三年まし／＼給ふ舊跡也。具に日本書紀・舊事紀・古事記等の書に見へたり。（但、古事記には八年ましますといへり。）大成舊事本紀（聖徳太子の御作。）をかんがふるに、天皇當島にまします時、宮の庭に一夜に八本の薇を出生す、長さ一丈二尺、太さ二尺五寸、其いろ黄なり、これに依て、國を黄薇の國といへるを、後にこゑをかりて、吉備の字に作り、其後、人王廿三代清寧天皇の五年に、尾治（ヲハリ）の國の覺連（サメムラシ）と云臣に勅して、大國を分ちて小國を出さしむ、其時、初て吉備の國を分て、備前・備中・備後の三ケ國とすといへり、然れば、吉備と云國名は、當島の薇よりはじまれり、今に至て、大なる薇の生けるは、此ゆへなるべし。

一、當寺は原（モト）當國の國分尼寺にて、聖武天皇天平十一年（九百五十三年に成）の御建立也、諸國の國分尼寺の由來は、元亨釋書に見へたれば、爰にしるさず、文徳天皇仁壽元年、（九百七十二年に成）安行僧都（按ずるに弘法大師の弟子也。）と云人南都春日明神にまふでゝ通夜したまふ、其夜の夢に、一ノ嶋に至る、其島の形三曲七推にして、宛も北斗七星の列次のごとし、忽に一人の老翁現れて、曰此所は觀音大師垂迹の地、北斗七星降臨の嶋也、我又爰に住こと年久し、汝が所持の本尊を、爰に安置して、伽藍を建立せよ、利益廣大ならんと告ると見て、夢さめぬ。角て不思議の事に、僧都思て諸國を巡り見給ふをりふし、たま／＼當島に來りたまふに、少も夢中のありさまにたがわざりければ、實に是ぞ我夢見し島なりとて、終に修行の道場と定めたまふ。然るに、此時は先年の國分尼寺は悉く炎上して、住人だにもなかりしかば、昔の屋敷に依て、五間四面の堂を建立し、手づから聖觀音の像を刻み、御首の中に、所持の本尊（二臂の如意輪の小像なり。）を納め入て、件の堂に安置し、側に一院を建て、持寳堂と云、則其松林寺是也。（慶長年中、國主照直公御臨島ましまして、松林寺と改め給ふ。）又、北斗の

列次に配て、嶋の七ヶ所に墓を築きて、北斗七星を祭り給ふ。其内に廉貞武曲との二の墓は、今に是あり。餘の五は、陵遲てしりがたし、（按ずるに北斗七星は觀音の化現なり。）後小松帝至德二年、（三百三十八年に成）三月十二日に火災ありて、がらん一時に炎上す、事しづまりて後、灰燼の中を見るに、本尊御首の中に、正躰何の事もなくありければ、諸人の信仰もいやまして、是より後數年の間、唯この御正躰ばかりを本尊とす。今開帳せる千手觀音は、讃州八栗寺の本尊にて、弘法大師の彫刻なり。其由具に彼等の縁起に載たり。今當島に來り給ふ由來を云は、天和二年の春先師舜山法印、いかにもして、靈像を求めて、正躰を納め入奉らんと、諸方に尋る折から、兒島郡山田村山中に、聖觀音の靈像のありと聞きて、密に一兩人を遣て迎へ來らしめけるに、一夕の夢に、異人怒りて、曰我山の本尊速に歸さずんば、忽に罰せんといとおそろしげに責けるゆへ、舜山つゝしんで、宿願の趣をかたり、色々と佗言せしかば、異人面をやはらげて曰、然らば汝に靈像のありし所をしめすべし、讃州八栗寺に千手觀音の靈像あり、彼所に往て懇に乞求よ、我冥助を加へて、汝に得せしめんと、慥に夢想ありければ實にありがたき事に覺へて、翌日山田村の像をかへして、やがて船人をとゝのへ、數多の土產を設け、八栗寺に趣き、懇に此靈像を乞求けるに、寔に冥助の故にや、彼寺主何の澁滯もなくあたへしかば、爰に迎來りて、昔の正躰を御首の中に納入て、永代の本尊と定めけるなり。

一、奥の院地主權現は、卽神武天皇也。安行僧都當寺を建立の時、一の寶殿を作て、嶋の地主神と仰ぎ、且、法樂の爲、一百日の間、求聞持の法を修行ありしかば、世々相續て、求聞持の道場とす。近年は彼寶殿廢ければ、本地虚空藏菩薩をば石の小社に納めて、岩の上に置けるを、今年僅に假殿を構へて、是を安置し、諸人に敬禮せしむるなり。

一、鎭守は春日明神也。光仁天皇寶龜三年、（九百五十一年に成）備前國司藤原朝臣眞葛、（天兒屋根命二十世の後胤大職冠鎌足公四世の孫也）其祖神春日明神に雨をいのりたまふに、其驗しありしかば、神恩報謝の爲に、爰に勸請ありしとなり、安行僧都、夢中に見奉りし老翁は、すなはち此御神なるべし。

一、慶長年中迄は、西の峯のさがり松の上に多寶の塔ありといへり。建立の時節、しりがたし、これまで安行僧都の

建立歟、其屋敷今にあり。

享保七壬寅歳五月十八日

加藤民三郎寫

川上廣樹校⊕

吉備温故秘錄卷之三十終

吉備溫故秘錄

（廢寺）

吉備温故秘録　巻之三十一

大澤惟貞輯録

廢寺

岡山

柳寺　米山町。

日蓮宗　妙恩寺　小原町。　西川へ出る横町なり、寛文年中廢す、此邊を今に妙恩寺口と云ふ。此寺跡へ光清寺を取遣候
此光清寺本は、時宗門なりしが、天正の比より一向宗となる。

禪宗　大音寺　難波町。　本寺　妙心寺。

慶雲寺　下田町。　東側南の通にありしが、寛文年中廢せられて、跡は士の宅地となり、
今又分りて三軒となる。山號不レ知禪宗の由、委くは下に誌す。

要行寺　富田町。

圓乘院　西中山下。　今は學校の御門内、西手大手下にありて、御祈禱寺、寛文年中、御城御祈禱も相止候に付、時の住僧
不足申立ける、御國退去、是に依、寺も廢せらるゝなり。其後、諸士の家宅、十七軒と此寺跡とを一
所にして國
學とす。

御野郡

日蓮宗　吉乘山石井寺（岩井共書く）　寛文年中、下伊福村之枝三門。　本寺　金川妙國寺退轉。　本尊　釋迦多寶。　寺中　九軒。
古へは萬城村に在、石井山吉祥寺といふ、後此處に移、吉祥山石井寺といふ。

同　龍光山慈雲寺　大安寺村之枝矢坂。　寺中　信城院。　同　圓明院普傳寺　同村之枝正野田。　本寺　同村慈雲寺。

同　實相院　高柳村。　本寺　石井寺。本尊釋迦多寶高祖。　同　正雲坊　萬成村。　本寺　同斷。

同　自正院　同村。

同　住林坊　嶋田村。　右三ヶ寺共、本寺石井寺。

同　妙香寺　北長瀬村。本寺　中仙道村實積寺。

同　蓮昌坊　同村。　妙傳寺末寺。但し寺中ならん。

同　正圓坊蓮行寺　辻村。右同斷。中仙道村實積寺。

同　通圓寺　同村。　本寺　同斷。

同　善立坊　同村。　本尊　高祖。

同　正林寺　辰巳村。　本尊　釋迦多寶。

同　妙藏寺　田中村。

同　永久寺　西長瀬村。右五ヶ寺本寺、金川村妙國寺。

同　常心寺　京殿村。　本寺　津島村妙善寺。

同　常林坊　同村。　本寺　同斷。

同　鷲林山妙善寺　津島村奥谷。　大覺上人の創造、同人書簡、今の岡山蓮昌寺に在り、寛永年中、切支丹の義に依て轉退、其節は蓮昌寺隱居住す。

同　寺下淨圓寺　同村之枝福居。

同　濱田山敎藏寺　濱村。　此寺の鐘、今は一の宮へ納む。　本寺　岡山蓮昌寺。　此寺跡に香神堂、今に在。

同　法輪山藤蓮寺　東河原村。　本寺　洛陽妙覺寺。

同　妙法山神宮寺

同　圓住坊

同　知仙坊　下伊福村之枝西崎。

同　鷲榮山妙傳寺　野田村。　本寺　津島村妙善寺。

同　圓龍坊　同村。　右同斷。

同　常在（イニ庄）山寶積寺　中仙道村。本寺　金川村妙國寺。

同　仲道山相雲寺　今村。　本寺　津島村妙善寺。本尊　釋迦多寶。

同　南仙坊　同村。　本寺　二ヶ寺共津島村妙善寺。

同　妙敎坊　同村。

同　遊圓坊　同村。　本尊　釋迦多寶高祖。

同　福立山宗（蓮イニ作）蓮寺　上伊福村。本寺　下伊福村之枝三門石井寺。

同　廣田寺　西河原村。本寺　同村大林寺。

同　今藏坊

同　法珠院　右四ヶ寺共本寺　津島村妙善寺。

同　松林山蓮臺寺　南方村。　本寺　岡山蓮昌寺。

宗旨不知　福隆寺　此寺奥坂へ移して、妙善寺と云共在之。津島村之枝市場の東山裾に有。福林寺福輪寺共、古書に有り。

同　笠山妙法寺　三野村。　本寺　不レ知。

同　金量坊　同村。　本尊　同斷。

同　春林山圓光寺　七日市村。　本寺　岡山妙勝寺。

同　常福寺　十日市村。

同　圓覺山廻仙寺　圓覺村。

同　天滿山妙仙寺　同村。

眞言宗　持玄院　福島村。　本寺　岡山藥師院。本尊　觀音。

日蓮宗　新福寺　西方村。　本寺　津島村妙善寺。本尊　釋迦。

同　是清坊　同村。

同　鶴南山（イニ鶏南山）本立寺　新保村。本寺　金川村妙國寺。

同　台龍山眞福寺　木村。　本寺　金川村妙國寺。

同　願福寺　寛文三年退轉秘錄の記事に委し　福永村。富田也。

同　林光山安祥寺　奥内村。　三ケ寺共、本寺　蓮昌寺。

同　長福山法泉寺　岡村。

同　妙源山善正寺　同村。

同　圓覺山願心寺　同村。

日蓮宗　殊力寺　濱野村。　本寺　同村松壽寺。本尊　釋迦多寶。

同　善永寺　同村。　本尊　同斷。二ケ寺共、本寺　松壽寺。

同　覺城院　同村。

同　宗正山妙長寺　青江村。　本尊　釋迦多寶。

同　寶林山圓照寺　同村。　右六ケ寺共、本寺　岡山蓮昌寺。

還俗して、當村の民となり、喜右衛門と改名す。

同　立覺坊　同村。　本尊　釋迦。二ケ寺共、本寺　上に同じ。

同　圓位院　同村。　本寺　同村本立寺。但寺中ならん。

同　恵雲坊　田村。

同　東海山福傳寺　東古松村。

同　妙向山大乘寺　西古松村。

同　乘蓮寺　同村。　六ケ寺共、本寺　洛陽妙覺寺。

同　安立山大福寺　大供村。　本寺　蓮昌寺。

同　榮壽山萬福寺　上中野村。　同　大王山南光寺　下中野村。本尊　釋迦。

同　要行坊　同村。　本尊　釋迦多寶高祖。　三ヶ寺共本寺　津島村妙善寺。

同　松慶山隨緣寺　古石井と云。萬成村。　同　城光院　大安寺村。本寺　不レ知。

宗旨不知　花明院　同村之内正野田。

津高郡

日蓮宗　清光山香仙寺　横井村。　本寺御野郡津島村妙善寺。本尊釋迦。　同　東大山妙現寺　同村。　本寺同斷。本尊同斷。

同　日用山圓久寺（イニ供香山遠久寺）　同村枝田中。　本寺　同村香仙寺。　本尊　同斷。

同　正永山妙本寺　富原村。　同　妙覺山圓妙寺　同村之枝大岩。

同　本行寺（イニ壽量山本明寺）　同所。　三ヶ寺共本寺　中原村之枝、東原淨本寺。　本尊　同斷。

同　清眞山淨本寺　中原村之枝東原。　本寺　津島村妙善寺。　本尊　同斷。

同　是心坊　同所。　本寺　同村淨本寺。但し寺中ならん。本尊　同斷。

同　古屋山安立寺（イニ加屋、此方よし）　柏谷村。　本寺　津島村妙善寺。　本尊　同斷。

同　受圓坊（イニ姫居山光樫寺）　（松田建立）　松田左近將監の娘、尼となりて、此寺に居たりといふ。　本寺　同村安立寺。但し寺中ならん。同斷。

同　永久山本行寺　大月村。　同　山王寺　大坪村。

同　當高寺　中野村。三ヶ寺共本寺　中山村道林寺。　本尊　同斷。

同　時正山妙法寺（イニ妙徳寺）益田村。　本寺　西菅野婦福寺。本尊　同斷。　同　長福寺　下牧村。　本寺　中山村道林寺。本尊　釋迦日蓮上人。

同　宗林寺　中牧村。　同　十谷山妙興寺　同村之枝十谷。
同　清立坊　同所。　三ヶ寺共本寺　道林寺。　本尊　釋迦。
同　淸養坊　中牧村。　同　法住坊　二ヶ寺共、本寺　同村宗林寺。（但し寺中ならん。）本尊同斷
同　佛生山法道寺　吉尾村。　本寺　道林寺。　本尊　同斷。
同　學乘坊　同所。　同　林乘坊　中山村。二ヶ寺共、道林寺の寺下。本尊　同斷。
同　大光山妙福寺　菅野村之枝西菅野。　本寺　津島村妙善寺。　本尊　同斷。寺中　圓立坊・正光坊・本乘坊・圓行坊四ヶ寺。
同　大圓坊　田原村。　本寺　西菅野妙福寺。　同　圓宅坊　中牧村之枝湯須。本寺十谷妙興寺。本尊釋迦
同　善正山正滿寺　滕尾村。　本寺　日應寺村日應寺。　本尊　同斷。
同　惠性坊　新藏坊　泉林坊　日應寺村。　三ヶ寺共、日應寺之寺中。　本尊　日蓮上人。
同　受圓坊　菅野村之枝西菅野。　同村妙福寺之寺家。　本尊　釋迦。
同　長谷山現照寺　河内村之枝母谷。　寺家　本乘坊・學圓坊・圓住坊三ヶ寺。
同　生前山本明寺　同村之枝富谷。　寺家　立其坊・蓮行坊・圓立坊・大教坊四ヶ寺。　右二ヶ寺共、　本寺　金川村妙國寺。
同　駒井山實城寺　野々口村。　本寺　津島村妙善寺。　本尊　釋迦。　寺家　正行坊・實藏坊・乘圓坊・眞乘坊・正住坊、五ヶ寺。
同　是相坊　慶山坊　大住坊　今保村。　同　教雲坊　久米村。
同　圓住坊　白石村。　右五ヶ寺共、宗善寺之寺家。
同　惠應山大雲寺　野殿村。　本寺　蓮昌寺。寺家　常養坊。　本尊　釋迦。
同　松田山明光寺　尾上村。　本寺　津島村妙善寺。本尊　釋迦。　同　小松山妙法寺
同　東榮山妙蓮寺　西辛川村。　此寺跡に、大學上人石塔ありしが、今は凡山大光院に引。

同　妙本山源妙寺　幸川市場村。
同　福聚山妙教寺　今泉村。

同　妙圓山蓮教寺　山崎村。
同　金寶山寶仙寺　東楢津村之枝中楢津。

同　承永山道仙寺　同村之枝西楢津。
同　(イ二經)教永山法久寺　首部村。右八ヶ寺共、本寺金川村妙國寺。本尊 阿茂釋迦。

同　圓松山法林寺　佐山村。　本寺 津島村妙善寺。　本尊 高祖十羅刹女。

同　日遊山妙泉寺　大窪村。
同　長野山長寶寺　長野村。

同　地榮山妙典寺　納所山妙傳寺　芳賀村。
同　芳賀坊　同村。右四ヶ寺共、本寺金川村妙國寺。本尊 阿茂釋迦。

同　面寶山妙雲寺　面寶村。　本寺 中山村道林寺。本尊 同斷、
同　正林坊　源瀬村。本寺 西菅野妙福寺。本尊 同斷。

同　志水山清水寺　清水村。　同奥分。

天台宗　權現山玉泉寺　江與味村。　本寺 圓城村圓城寺。本尊 藥師。　此舊跡を岡山に移し、金剛山常住寺圓務院と唱へられしなり、寛永四年丁亥なり。

眞言宗　寺尾山如意理寺　豐岡村。　本寺 井原村妙王寺。
同　杉谷山千光寺中之坊　櫻本坊　杉谷村。本寺 高野山。本尊 觀音。

同　青木山明王寺　井原村。　本寺 洛陽仁和寺。　本尊 不動明王。

同　中澤山宗林寺　今四ツ堂殘れり。　大谷村之枝元兼。　本寺 備中清水村惣持院。　本尊 觀音。

日蓮宗　南光山妙養寺　櫻村。
同　清了山淨源寺　西原村。

同　松本山光元寺　中田村。　寺中 大乘院。　右寺々本寺 中田村龍淵寺。　本尊 日蓮上人。

同　藤田山成就寺之寺中　三坊　富澤村。　中の坊・自仙坊・覺乘坊。　本尊 日蓮上人。

同　法住山妙淨寺之寺中　忠正坊　建部上村。
同　乘永山善正寺　本寺 富澤村成就寺。

同　日向山妙國寺　金川村。　本寺 京都妙學寺。

文明年中、松田左近將監、元の御野郡富山城より金川城へ移る。依て此寺を建、弟の元滿を出家させて、住侍とし花光院と云。寺中 十ヶ寺。本住院・教雲坊・本光坊・善住坊・圓住院・要其坊・乘圓坊・一行坊・大乘院・養林坊。

同 妙松山法仙寺 紙工三ヶ村之枝天滿。
同 六德寺 同村枝久保。
同 玉法寺 同所。
同 眞光寺 同村。 本尊 日蓮上人。
眞言宗 眞光山觀音寺 上賀茂村。 本寺 備中淸水村惣持院。 本尊 觀音。
日蓮宗 眞光寺 宇林上村。
同 井福寺 同村枝中泉。
同 平井山金積寺 同枝下畑。
同 慈德寺 同所。
同 妙傳寺 下田村。
同 玉圓坊・是透坊・市乘坊・光仙坊 但し、此四ヶ寺は常蓮寺之寺中か。
同 道王山淸久寺 中田村。
同 永觀寺 同下村。
同 願成寺 建部上村。
同 本行寺 山條。
同 安住寺 年末村。
同 竹本山地運寺 細田村。
同 以應寺 (イニ長寶山瞬王寺) 鹿瀨村。 已上、寺々、何れも、本寺金川村妙國寺。

同 永福寺 同村枝。
同 西岡寺 同所。
同 西光寺 紙工三ヶ村。
同 赤坂山大乘寺 虎倉村。 寺中 市雲坊。
右八ヶ寺共、本寺 金川村妙國寺。
同 眞福寺 同村之枝九谷。
同 玄立坊 同所。
同 泉來寺 同所。
同 吉住山妙安寺 菅村。
同 常蓮寺 草生村。
同村。
同 大鶴山小龜寺 豐岡上村。
同 午頭山靑龍寺 和田。
同 能年寺 同村。
同 日蓮山新屋寺 上田土村。
同 赤城山佛寶寺 三納谷村。
同 長野山長寶寺 長野村。

赤坂郡

日蓮宗 尾野岡山妙蓮寺　斗青村。本寺金川村妙國寺。本尊釋迦多寶。

同 東光山妙立寺　町刈田村。

同 苅田山明金寺　同村。

右三ヶ寺共本寺金川村妙國寺。本尊三ヶ寺共右同斷。

同 光明山宗蓮寺　神田村。本寺西中村妙圓寺。本尊同斷。

日蓮宗 利眼坊　正崎村。本寺不知。

同 金正寺　牟佐村。本寺中山村道林寺。

眞言宗 不動寺　和田村。本寺三野村法界院。

同 善應寺（日立山）　善應寺村。本寺西中村妙圓寺。

眞言宗 上地山奧之坊　上地山村。本寺三野法界院。

天台宗金泉山正滿寺之寺中 岡本坊　正滿寺村。

日蓮宗 立行山正現寺　太田村。

同 堂憐山本立寺　土師方村。

同 了安山本乘寺　小倉村。

右五ヶ寺共本寺金川村妙國寺。

同 本正坊　國ヶ原村。同村眞淨寺之寺中。

同 曉意山常久寺　伊田村。

同 家庭山宗善寺　太田村之枝上谷。右三ヶ寺共本寺金川村妙國寺。

同 本乘山賢德寺　寺部村。本寺淨久寺。

同 要法山新福寺　由作里村。本寺岡山蓮昌寺。本尊釋迦。

同 苅田山眞光寺　大苅田村。

眞言宗 平福院　上市村。本寺三野村法界院。本尊三尊阿彌陀。

同 本住山妙圓寺　西中村。寺中本住寺・學誠院・本立坊。本寺不知。

同 正善寺　穗崎村。本寺岡山蓮昌寺。

日蓮宗 淨友山立浦寺　下市村。本寺岡山蓮昌寺。

同 妙國寺之寺中 圓乘坊　周匝村。本寺岡山蓮昌寺。

日蓮宗 相應山學乘院眞福寺　福田村。本寺岡山蓮昌寺。

同 夥明山本敎寺　吉田村。

同 圓法山圓德寺　同村。

同 正保山妙林寺　川高村。本寺國ヶ原村眞淨寺。

同 法昌山宗祐寺　矢原村。寺中慈眼坊・圓明坊。

眞言宗葛山之寺中 新坊　仁堀西村。本寺三野村法界院。

日蓮宗 本光山新福寺　小原村。　本寺 矢原村宗福寺。
眞言宗葛山極樂寺之寺中 護摩坊　仁堀西村。

同 銘金山國分寺　馬屋村。　本寺 不知。別に國分寺之記あり
日蓮宗 慶雲山妙久寺　吉田村。

磐梨郡

日蓮宗大王山本久寺之寺中 正住坊・賢住坊・靈慈坊・本成坊　頭村。　右四ヶ寺共、本寺 小湊誕生寺。

同 平谷山善龍寺　稻蒔村。　本寺 岡山蓮昌寺。本尊 釋迦多寶。
同 圓乘寺　可眞下村。　本寺 惣堂村妙泉寺。

同 圓福寺　同村。　芳烈公の御代還俗して、百姓となり、今に佛體大小數十を所持す。本寺 同斷。　本尊 釋迦多寶・愛染不動・鬼子母神・十羅刹女。

同 大法山高照寺　同村。
同 道幸寺　同村。

同 妙園寺　下眞上村。
同 大高寺（イニ來光寺）　同村。

同 慶雲寺　同村。

同 立雲山大乘寺　彌上村之枝山之池。　松田左近將監元成、討死の地なり、墓もあり、故に子の元勝建立といふ。

同 法正山光長寺　同村。　右七ヶ寺共本寺金川村妙國寺。

眞言宗 平滿山石蓮寺　石蓮寺村。　寺中 梅本坊・玉泉坊。　本尊 觀音。　本寺 三野村法界院。　此寺 報恩大師開基なり此寺跡に、眞石十三重の塔ありと、臺座九輪共長三間一尺五寸。

日蓮宗 宗堂山妙泉寺　宗堂村。　寺中 自正院・城圓坊。　本寺 京都妙覺寺。

同 妙長山城樂寺　瀨戸村。
同 妙長寺　同村。

同 高德山妙源寺　南方村。
同 梅手折山法蓮寺　鹽納村。寺中 顯住坊・正行坊。

同 正光山道覺寺　鍛治屋村。
同 法永山蓮久寺　大井村。

同 正保山妙光寺　森末村。
同 西行寺　同村。

同 千光寺　寺地村。
同 明勝寺　同村。

同　正住寺　梅保木村。
同　一城寺　同村。
同　金光山福城寺　同村之枝吉谷。右十三ヶ寺共本寺宗堂村妙泉寺。
同　時正山妙應寺　田原上村。寺中 妙玄坊・教住坊・圓立坊。本寺 京都妙覺寺。
天台宗　中津山元光寺　肩背村。本寺 銘金山觀音寺。
日蓮宗　福泉寺　同村。本寺 宗堂村妙泉寺。
同　法榮山妙光寺　稗田村。
同　常住山大善寺　野間村。二ヶ寺共、本寺 金川村妙國寺。
同　教藏寺　坂根村。
同　本領院　吉原村。
同　本光寺　東谷村。右三ヶ寺共本寺不明。
宗旨不知　來光寺　來光寺村。
同　金光寺　壬生村。
同　金光山福成寺　吉谷村。
同　大泉寺　大内村。
同　湯神山清光寺　澤原村。

和氣郡

眞言宗　黑澤山萬願寺　倉吉村。寺中 賢長坊・常教坊。本寺 高野山西南院。
同　軸谷山（イニ性善山）長福寺　神根本村。本寺 同斷。寺中 遍照院。
日蓮宗　善正寺　同村。本寺 岡山蓮昌寺。
神上山金剛寺　野吉村。
正覺山願成寺　木谷村。
大成山泰平寺　福浦村。
增泉寺　西片上村。
淨立山長泉寺　久々井村。
千福寺　鹿守那村。
地光寺　奴久谷。
法善山長樂寺　下田土村。
杉澤山長福寺　杉澤。
林在寺　益原村。

大光寺　同村。

眞言宗 南谷山長樂寺　南谷村。本寺 神根東村長あく寺。本尊 地藏。

同 慶運山蓮久寺　葛籠村。本寺 吉田村妙久寺。

眞言宗 金剛山珠德院（中山寺）　大中山村。本寺 高野山西南院。

同 大瀧山之寺中 福生寺　大内村。

同 東之坊・南之坊（二ケ寺）　蕃山村。南谷村長樂寺の寺下。

同 日生山福立寺　日生村。本尊 觀音。

同 眞觀寺　閑谷新田村。

日蓮宗 法花山長樂寺　下田土村。

同 西之坊　同村。　右三ケ寺共、本寺 頭村本久寺。

同 佛住山圓滿寺　岸野村。本寺 岡山蓮昌寺。

同 市倉山寶城寺　木倉村。本寺 日笠下村乘蓮寺。此市令山へ宇喜多秀家卿より寺領寄附之狀 當村名主所持す 古簡之部に記す

同 圓住坊　同村。本寺 同斷。

眞言宗 蓑坂山願成寺　奥鹽田村。本寺 高野山智昌院。

天台宗 眞福寺　淸水村。本寺 野吉村安養寺。外に一ケ寺槙尾寺。

眞言宗 菩能寺　伊里中村之内村乾山上。本寺 不知。

同 日笠山淸蓮寺　同日笠下村。

方滿寺　新庄村。

御堂山倉寺　弓削村。

日蓮宗 慶雲山妙久寺　吉田村。本寺 岡山蓮昌寺。

同 寶穀(マヽ)山福昌寺　藤野村。本寺 京都妙覺寺。

同 小橋山長法寺之寺中 法泉院　伊部村。

同 正福寺（米水山）　八木山村。本尊 藥師。

同 ゴダイ山眞光寺　同村。右四ケ寺共、本寺 蕃山村正樂寺。

同 鍛治山長福寺　北山方村。

同 日笠山乘蓮寺　日笠下村。寺中 妙行院・萬才坊・金量坊。本寺 小湊誕生寺

同 岩光山善照寺　矢田村。本寺 岡山蓮昌寺。

日蓮宗 大樹山法泉寺　益原村。寺中 善正坊・教傳坊。本寺 岡山蓮昌寺。

同 立岩山滿福寺　小中山村。本寺 同斷。

日蓮宗 右京坊・正覺坊・教藏坊　浦伊部村。宗旨不分明 本寺不知。

同（寺號なし）　牛中村。宗旨不分明。本寺不知。

方滿寺　福田村。此兩寺同名定而一方ならん 宗旨本寺共、不知。

邑久郡

眞言宗　眞德山明王寺　山手村。　本尊 不動明王。　寺中 蓮祥院・明松院。　本寺 高野山隨心院。　此寺報恩大師開基。

同　畑山大聖寺　西須惠村。　本尊 同斷。　本寺 同斷。　寺中 泉良坊・教檀坊・西藏坊。　此寺孝謙天皇御宇報恩開基。

同　畑山大聖寺之寺中　東之坊・南之坊・寶壽坊　東須惠村。

同　金剛山膽仕寺　佐山村。　本尊 千手觀音。　寺中 西之坊・岡之坊。　本寺 高野山隨心院。

日蓮宗　了仙坊　同村。　本寺 福岡村實教寺。

眞言宗　龍光山海藏寺　鶴見村。　本寺 高野山西南院。　本尊 藥師觀音。

同　大福山藥王寺　福谷村。　本寺 高野山金剛頂院　寺中 下之坊。

同　大福山善福寺　同村。　本寺 同斷。

同　隆岡山藥王寺　福岡村。　四十八ヶ寺の内なり。　本寺 高野山西南院。　寺中 成就院・見掛院。

○同　金部山花光祥寺　服部村。

○同　櫛山安養寺　磯上村。　寺中 上之坊・福壽坊。

○同　地福山圓通寺　山田庄。

△同　加茂山光明寺　尾張村。　寺中 圓壽坊・玉壽坊。

○印　三ヶ寺共本寺高野山隨心院。　△印　本寺 眞德の蓮祥院。

同　不動院　土師村。　本寺 同村正通寺。

天台宗上寺山之寺中　花藏坊・泉藏坊・双林坊　上寺村。　三ヶ寺共、本寺 銘金山觀音寺。

同　願滿寺　濱村。　本寺 上寺村上寺山。

眞言宗　大平山善興寺善明院　大山村。　寺中 東門坊・中坊・長福寺。　本寺 高野山隨心院。　本寺 阿彌陀。　此寺報恩大師開基。

同　南谷山長樂寺醫王院　南谷村。　寺中 中興坊・惣持坊・今泉坊。本坊。　本寺 同斷。　此寺報恩大師開基、四十八ヶ寺の内也。

同　神主坊　上笠賀村。　本寺 南谷村長樂寺。

同　大唐山台藏寺　牛窓村。　寺中 法藏坊・法泉坊。

同　寶谷山金剛頂寺　同村。
寺中　南坊・今泉坊・高藏坊・本覺坊・中の坊。
右二ケ寺共、本寺　高野山金剛頂院。

日蓮宗　法藏寺乘蓮坊　同村。　本寺　浦伊部村妙國寺。
眞言宗　紅岸寺　邑久口村。　本寺　千手村千手山。
此寺は、宇喜多家の菩提所なり。

同　寶田觀音寺　下山田村。寺中　藏林坊。
本寺　横尾山光明院。
天台宗　吉塔山不動院　吉塔。　本寺　京都廬山寺。

同　吉塔山藥師院　寺中　同村不動院。（但し寺中ならん）

眞言宗大船山寶光寺之寺中　安善院・大生院・圓光坊・寶生坊・東光坊・般若坊・東之坊　鹿忍村。　右七ケ寺共、
本寺　高野山隨心院

日蓮宗　圓立坊　同村。　本寺　牛窓村本蓮寺。

眞言宗横尾山之寺中　福壽院　横尾村。
同　善覺寺　福本村。

蓮華寺　千手村。

醫王山桂山寺　土師村。　後此桂山寺跡より、藥師の金體を掘出して、上道郡佛心寺へ納む。

泉龍寺　新地村。
深固山長福寺　大山村。

牛頭山眞光寺　牛窓村。
寶藏坊　濱村。

上道郡

泉福寺　國府市場村。
千明院　宍井村。

赤田山淸水寺　赤田村。
極樂寺　雄町村。

長蓮寺　中野村。
泉公寺　岩間村。

三寶寺　同村。
禪宗　牧雲庵　門田村。　曹源禪寺より其跡を持り

眞言宗　法來山角山寺　當麻村。　本寺　岩間村山本院。　本尊　藥師。

同　岩間山西明寺照蓮院　岩間村。　寶性院。　本尊　觀音。　本寺　同村山本院。

同　千福山藥師寺　大多羅村。本寺 同斷。本尊 藥師。

同　財山今藏寺　財村。　同　福泉寺　土田村。二ヶ寺共、本寺 今谷村光明院。

同　善住寺　八幡村。本寺 中島村持寶院。同　山代山寶住寺（イニ持寶住寺）　中島村。本寺 本尊 觀音。

同　地泉寺　清水村。本寺 中島村持寶院。（イニ外ニ一ケ寺といふあり）

日蓮宗　賢住坊・吉乘坊　平井村。　同　妙敎寺　岡山村。本寺 何も岡山蓮昌寺。

眞言宗澤田山西方院寺中　醫王院　澤田村。右（同カ）口分。　眞言宗　圓命山本光院　一日市村。本寺 高野山西南院。

日蓮宗　開地山大寶寺　同村。本寺 京都妙覺寺。本尊 高祖。　眞言宗　惠日山遍照寺　西祖村。本寺 高野山西南院。本尊 弘法大師。

同　寶光院　寺山村。本寺 同斷。　天台宗　觀音寺　東平島村之枝西島　本寺 築地山常樂寺。本尊 觀音。

同　平福寺　同所。本寺 同斷。本尊 同斷。

同　長園寺　浦間村。本尊 藥師。此寺株を享保二十卯年、御野郡上出石村之內へ、天龍興國山子源長園寺と改建立有。開山、妙高宇活山。

同　安福寺　同村。二ヶ寺共、本寺 同斷。

眞言宗　平等寺　淺川村。本寺 高野山多聞院。本尊 不動明王。　同　圓福寺　宿村。本寺 寶山惠眼院。

日蓮宗　圓住坊・學圓坊　二ヶ寺共 觀音寺村。本寺 笹岡村妙法寺。本尊 釋迦。

同　眞解山妙法寺　笹岡村。本寺 岡山蓮昌寺。本尊 同斷。

同　本淨坊　同村。　同　正雲寺　宿奥村。

同　法友寺　藤井村。右三ヶ寺共、本寺 笹岡村妙法寺。本尊 同斷。

眞言宗寶山滿願寺之寺中　東ノ坊・持法寺　二ヶ寺　南方村。本寺 高岡村惠眼院。

同　圓通寺　宍井村。本寺 岩間村山本院。本尊 千手觀音。　同　長源寺　百枝月村。本寺 高野山多聞院。本尊 阿彌陀。

同 正覺寺　楢原村。
同 觀音坊　同村。二ヶ寺共、本寺 高野山隨心院。本尊 兩寺共觀音。

同 塚原山之内彌勒院　山守村。本寺 高野山多聞院。本尊 弘法大師。
同 寶藏院　西大寺村。本寺 同斷。本尊 觀音。

禪宗 西祖寺　西祖村。古跡之部に委しく記す。

兒島郡

眞言宗二子山金剛寺之末寺 正眼院・安養坊・禪定坊・青蓮坊 四ヶ寺　八濱村。

同 末寺福性坊 福壽院 麥飯山　大崎村。
同 醫王院　北浦村。本寺 高野山多聞院。

同 金藏坊　田井村。本寺 同斷。本尊 觀音。
同 三内山圓福寺　同村。本寺 同斷。本尊 藥師。

同 天神山大圓坊西福寺　日比村。本寺 同斷。本尊 藥師不動明王。

同 天神山常福寺　宇野村。日比村大圓坊組下。
洞家宗 西福寺　木目村。本寺 岡山慶福寺。

日蓮宗 西光寺　同村。本寺 岡山蓮昌寺。本尊 釋迦高祖。
眞言宗 願成寺 月照山　廣岡村。本寺 高野山多聞院。本尊 觀音。

同 滿正寺（イニ竹田山蓮勝寺）　槌ヶ原村。本寺 同斷。本尊 地藏菩薩。
日蓮宗 吉常山本源寺　用吉村。本寺 妙林寺。本尊 釋迦高祖十羅刹女。

眞言宗 實相坊　玉村。
同 普心院　利生村。日比村大圓坊組下、二ヶ寺共、本尊 弘法大師。

同 壽法院（イニ法壽院）　山田村。本寺 高野山多聞院。還俗して農民となり。五右衞門と改名、當村に住。

濟家宗 清光院（イニ西潮寺）　後閑村。本寺 岡山國淸寺。
眞言宗 淨圓山淨泉寺　西田井地村。本寺 高野山多聞院。本尊 觀音。

濟家宗 金光山圓通寺　波知村。本寺 岡山國淸寺。本尊 同斷。
眞言宗 圓光坊　河津村。本寺 高野山隨心院。

同 醫王山法樂寺　波知村。本寺 八濱村金剛寺。

同 唯樂坊（イニ安樂院）　宗津村。
同 神明寺　片岡村。

同 阿彌陀寺（イニ明王院）　彥崎村。
同 高尾山金藏坊　尾原村。右四ヶ寺共、本寺 曾原村有南院。

同　瑜伽山觀乘坊　山村。　同　同山號福泉寺　同村。本寺二ヶ寺共、同村蓮臺寺（但し寺家か）

同　岩瀧山日光坊　田元江本。本尊石佛藥師。　同　山號同光善坊　同所。

同　新熊野山宗願寺鎭主王子權現　下村。　同　山號同阿彌陀坊　同所。

同　慈眼山觀音寺　稗田村。　右五ヶ寺共本寺山村蓮臺寺。

同　新熊野山多寶坊　林村。本寺倉原村有南院。　同　西方院　柳田村。　本寺通生村般谷院。

同　行相山一宮寺無動院　山田村。　本尊正觀音。行基の作長三尺一寸　此寺跡に在梶岡村常樂院構之也。後花園院寶德年中□□僧正開基之由。

同　龍王山泉壽院　赤崎村。

同　諸光寺　新熊野山新宮諸興寺。　木見村。昔は七塔伽藍ありといへども、度々の回祿に次第に衰微して、今僅の草庵あり。本尊藥師如來之作、阿彌陀堂毘沙門之由、此所は熊野三山を寫し、新宮にかたどる由、今に山中を掘れば、自然に靈佛をほり出す山、近き比、倉島村有南院と、林の五流と此處を爭論有レ之といへ共、いまだ落濟せずといふ。享保の比

禪宗　瑞性山慶重寺　廣江村。　本寺　天城村海禪寺へ今引移す。

神宮寺　是如院　密藏坊　多寶坊　大學坊　清樂寺　極樂坊　善誓院

寶相坊　眞如院　寶生坊　西光坊　中之坊　阿彌陀寺　爲蓮坊　慶淋坊

岡本坊　法華寺　寶光坊　延長寺　西藏坊　新之坊　西樂坊　玉泉寺

金藏坊　以上二十五院、林村新熊野山社僧也。

向山船積寺　下山坂村。　相坂山清水寺　東田井地村。　西瀧山尾崎寺　同村。

西岡山慈眼寺　西田井地村。　神宮寺　山田村。　行相山一宮寺　同村。

藥泉寺　同村。　德常寺　同村。　長福寺　沼村。

長泉寺　碁石村。　萬福寺　渡知村。　金甲山圓通寺　還俗して祠官と成　同村。

高源院　同村。
建照寺　槌ケ原村。
千光寺　天城村。
淨土山極樂寺　下村。
鷲羽山多聞寺　田ノ浦村。

增頭山弘法寺　利生村。
隈王寺　川張村。
玉仙寺　串田村。
法樂寺　味野村。
雲瀧寺　吹上村。

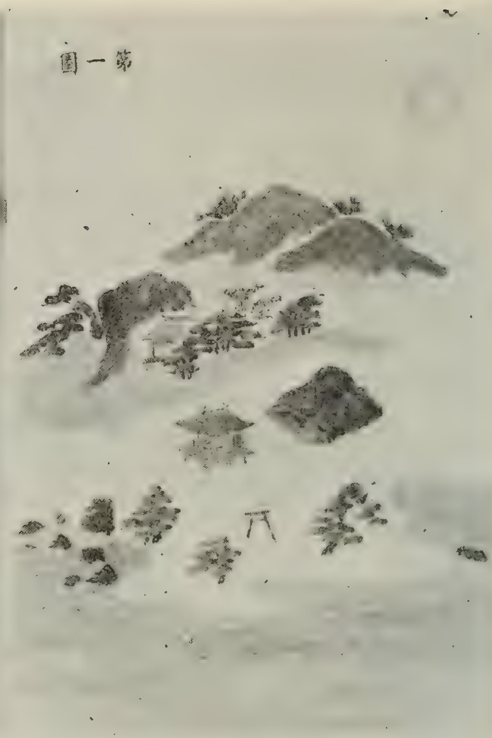
高尾山長正寺　長尾村。
持聖寺　彦崎村。
吉福山才覺寺　柳田村。
金剛寺　赤崎村。
遍照寺　同村。

大橋三次郎寫
野上瀧三校 ㊞

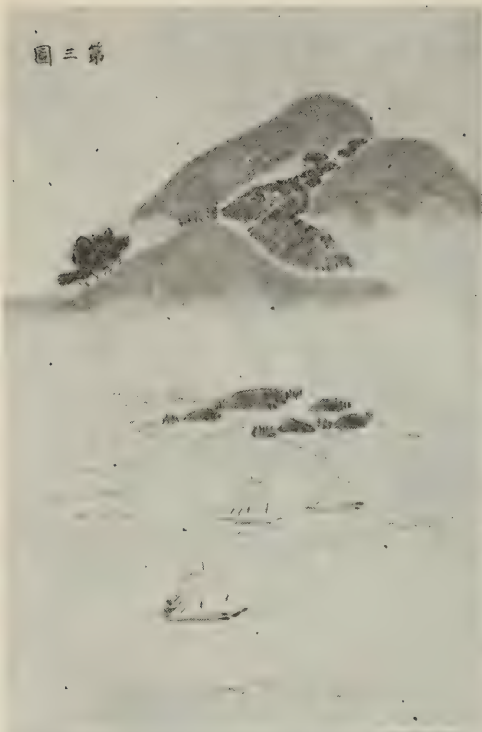
吉備溫故秘錄　卷之三十一終

吉備温故秘録

（名所）


第一圖


第二圖


第三圖


第四圖



第五圖



第六圖



第七圖



第八圖

吉備溫故秘錄 卷之三十二

大澤惟貞輯錄

名所記 上 目錄

吉備溫故秘錄卷之三十二（名所記上）目錄終

吉備温故秘錄　卷之三十一

大澤惟貞輯錄

名所　上

此編は、土肥富山翁の輯集せる所なり。此吉備温故に名所の部を記さんとせしか共、此編今備せしかば、爰に卷として他を交へず。

一、御野郡

笠目山

應神天皇二十一年九月に、吉備國に行幸ましまして、加佐目山に遊獵し給ひし事、日本記姓氏錄に見へて、古に其名あれども、和歌によめるも、八雲御抄等の歌枕にも此山の名は見えず　たま〳〵夫木集に一首あれども、これも何の集に出しことはしらず。里民訛て、今は笠井山と云なり。

夫木集　　　隆博卿

天が下かさめの山の草木まで春のめぐみに露とあまねき

簑山

歌枕の類、みな美濃國みのの遠山に是を混じ書したるは誤なり。みの山といふは備前國なり。體源抄催馬樂の事を書しには、備前國と書したり。今岡山の城の北にある山なり。

體源抄に、催馬樂蓑山冬也。又同書、蓑山藤拍子十源。又說二十備前國悠紀風俗。

催馬樂　　　蓑山

みの山にしゝにおひたる玉かしはとよのあかりにあふがたのしさやあふがたのしさや

催馬樂注秘抄曰、愚按「みのやまに、しゝにをひたる玉かしは、とよのあかりにあふがたのしさ。」此歌は、承知御門の大嘗會の悠紀の風俗の歌なり。しゝ、は、しげくをひたる、と云心なり。しづしも同事なり。

寶治二年百首歌奉りける時豐明節會

新拾遺集　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　從二位行家
みの山のしゝ玉椿いつよりかとよの明にあひはしめけん
名寄　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　成茂
みの山にいつともわかぬ杉の葉もしるし計の松風ぞふく
名寄　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　よみ人しらず
ふるさとゝなりにし世よりみの山の玉の葉柏とる人もなし
夫木集　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　小辨
玉がしは逢みそめにしみの山の豐明のけさは戀しき
七帖抄
みの山のしゝに生たる玉柏豐の明に逢ふがうれしき

箕里

近代の歌枕の類に、國不知と有。則備前國御野郡三野村なり。
堀川百首　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　師時
五月雨にぬるゝもしらぬみの里の門田のさなへいそぎ取なり

みのゝ渡

三野村の北に環子の釣といふ所あり。是をつるの渡りともいふ。此邊なり。それよりこなたに川あり。みのゝ渡といふ。
道ゆきぶり　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　今川了俊
ふるさとも戀しからめや東路のみのゝ渡とおもはましかば

大島

今兒島郡の西の海上に大島といふ有。又備中國にも大島といふ有。されども都への道によせ、水舟をもよみ、かた(鹿田)をよみ合すれば、今の岡山の地なるべし。岡山の市中、北は出石郷、南は鹿田庄なり。又萬葉集に、岩井島とならべよみたるにてもしるべし。

周防國玖珂郡麻里布浦行之貶作哥八首

筑紫道能可太能於保之麻思末志久母見禰婆古非思志伊毛乎於伎弖伎奴

八首の中、第四に淡路しまをよみ、次に此歌を書し、次に岩井島の歌有。その歌は奥に書す。

女につかはしける　よみ人しらず

後撰戀一

人しれずおもふ心はおほしまのなるとはなしになげく頃哉

女につかはしける

同戀二　大江朝綱朝臣

おほしまの水をば戀しはや舟のはやくも人にあひみてし哉

おほしまのなるとゝいふ所にてよみ侍る

新勅撰旅　恵慶法師

都にていそぐかひなくおほしまのなだのかけ地は鹽みちにけり

題しらず

續古今雜中　正三位知家

おもふことなをしきなみにおほしまのなるとはなくて年のへぬらん

題しらず

續千載雜上　按察使資平

あまを舟今や出らん大島のなだの鹽風吹すさぶなり

上とのはま

家集
おほしまのなるとの浦のこきかたのうへとの濱もかくや行らん　元眞

吟玉
あさ衣かたの大島行まよひあはで此よや波やしほれん　家隆

夫木集
逢事のかたの大島いたづらに心づくしの波にぬれつゝ　爲家

同
聲をだにかよはんことは大島のいかになるとの浦とかはみし　和泉式部

同
大しまの松吹風に聞ゆなるみちある時の秋の初かぜ　經光

同
大島やをちの鹽あひを行舟のかぢ取あへぬ戀もするかな　惠慶法師

同
さりともと身のうき事は大島の神の心をたのむ計ぞ　具氏

同
大島や波間にいそぐ早舟のほにも出（書カ）すて戀わたる哉　よみ人しらず

千首
大島のなるとを過る程なれや夜舟にちかき松風の聲　爲尹

永正十三年八月御月次の歌に島月を　　實降

秋のよもながき名のみにおほしまの月や早船行跡もなし

大島のなだのかちぢに鹽みちて今日はなるとに泊ぬる哉

源氏玉葛

舟子どもの、あら〳〵しき聲にて、うらかなしくも、とをくきにけるかなと、うたふをきくまゝに、ふたりさしむかひてなきけり

婦歌

舟人も誰をこふとかおほ島の浦かなしげに聲の聞ゆる

妹あてき

きしかたも行衞もしらぬおきに出であわれいづくに君を戀らん

ひなの別にをのがじゝこゝろをやりていひける、かねのみさきを過てわれはわすれずなど、夜と共のことくさになりて、かしこにいたりつきて、云々。

大島といふ名所、伊豆・播磨・備前・周防等の國にあり。又、源氏物語によみたる大島を、河海抄に筑前國とす。是は玉葛を乳母のつれて、筑前へ下るといふと、金の御崎をならべ書したるより、松岩寺のおとども考あやまり玉ふにや。此物語の外、歌枕などにも、筑前といふことは見へず。歌も聞へず。されば是も筑前の海路なれば、備前の國の大島をよめるなるべし。名寄平泰時の歌「雪晴て、大島白き朝なぎに、さゝの葉うかぶ沖の釣舟」と有は伊豆國なり。堀川百首に、隆源の歌「終夜、大島あらしおろすな也、其砂舟は今ぞ出べき」とよみしは、播磨の國なる事、まがふべからず。其外はみな此國の歌か。しかるに、近代に名所を集めしるしたる松葉集秋のね覺など云ものに、歌を分て、鳴門灘がた、うへとの濱などの讀合たる歌を周防とするは、何によりていひしや。夫木集などによりたるなるべし。さ

れど大島を周防といふもの、もと萬葉集に、周防國へ行時の舟路にて讀たるより周防といゝたるなり。されば、淡路島をよみし次に、大島、岩井島と次第して歌を出たり。此三つの島、ともにかの國へ下る船路、備前國にての歌なり。後世、周防國と萬葉集に書しを見誤りて、大島に周防の名をよぶなるべし。根元備前の名所たるによりて、八雲御抄をはじめ、歌枕の類にふるくは備前國とありて、周防國名はきこへぬる。これゆへ、大島の古歌をすべて爰に出しぬ

又大島に神をよむ事、以前岡山の地、今村宮鎮坐ありしを、城を築みぎり、今の今村へうつし奉り、其外石山明神・天滿天神宮鎮坐有し。是等を大島の神といゝて、歌にも讀しなるべし。

大河

此郡と上道郡との境をながる。上にては箕の渡といひ、下にて大河と云。みの川とも西川とも古きものに書たり。今朝日川と云は、近き頃の名にて、其據もしらず。

名寄

大河のをちかた野べにかるかやのつかのまもわれ忘られぬやは　　讀人しらず

岩井島

八雲御抄に、當國のよし見へたり。岡山の城の西、津高郡にさかひたる所に、石井の云ふ村有。今は海はるかにへだてたれども、島のなは殘れり。

萬葉集十五曰周防國麻里布浦行之時作歌八首

伊敝妣等波可敝里波也許等伊波比之麻伊波比麻都良牟多妣由久和禮乎

久佐麻久良多妣由久比等乎伊波比之麻伊久與布流末弖伊波比伎爾家牟

夫木

君が代を幾萬世とすむ鶴は祝島よりいはひ來つらし　　定副

二、和氣郡

船坂山

三石驛の東、播磨國の境なり。それ故忠見の家集も、はりまと書たり

家集

風をはぬふなさか山は年月も同じ所ぞとまりなりける　　壬生忠見

三、上道郡

神村山

湊村と網濱村との境に有。西へ尾さしたる山をいふ。藻鹽に當國と見へたり。

夫木集

萬代をさしてぞ祈る千早振神村山のみねのまさがき　　よみ人しらず

春湊

湊村に有。神功皇后筑紫より上らせ給ふ時、此所に御船かかりて、年を越させ給ふよし、里民の口碑に有。歌枕には、すべて八雲御抄に作者名所と思はでよみたれども、諸國名多ければ、自然とあふもあり、と書せ玉ひし。豐前國に、秋の湊ある類にて、慈圓の春の湊の歌、此所と見てたがふべからず。また、藤戸といふ謠の言葉に、春の湊の行末や、藤戸の渡りなるらん、といふも、爰に當れり。

拾玉集　　旅

波にゆく心のはてやこれならん春の湊の春の明ぼの　　大僧正慈圓

同

見つるかな春の湊にうきねして露にもるゝ波の初花

四、邑久郡

大伯海

齊明天皇七年、御船にて西のかたを征討せさて給ふ時、正月八日、大伯の海にいたる時、天智天皇大田姫の皇女天武の后宮にて渡らせ給ひしが、姙（姫カ）宮を爰にあれまし給ふ。是を所の名によせて、大伯の皇女と名付奉るよし、日本記に見へたれば、おくの海といふは、邑久郡奥のうらの海なるべし。しかるに蝦蟆が島を讀合たる、陸奥國のおくの海あるに混じて、すべて陸奥國とするは誤りなり。されば一本に、蝦蟆をよまざる奥の海を、國不知とも書たり。

題しらず　　定家

新古今戀四

尋見るつらき心の奥の海よ鹽干の方はいふかひもたし

續古今雜中　　順徳院御製

百首御歌の中に

うしとても何くに奥の海のうの居る岩も波はかゝらん

續後拾遺戀一　　常盤井入道太政大臣

弘長元年百首の歌奉りける時不逢戀

尋ねてもあだし心のおくの海のあらき磯べはよる舟もなし

題しらず

同戀一　　後鳥羽院御製

我ためはつらき心のおくの海にいかなる海士のみるめ刈らん

嘉元百首歌奉ける時

新千載冬　　前中納言爲相

夜をさむみ翅に霜や奥の海かはらの千鳥更るなくなり

百首歌奉りし時寄海戀

新千載戀四　　左大臣（考るに、足利將軍義教なり。）

おなじくばおもふ心のおくの海を人にしらせてしづみ果なん

大伯浦

牛窓の邊に奥の浦又師樂といふ所有。續日本記に、天平十五年、邑久郡新羅邑久浦に大魚漂着せしことをしるせり。今云奥の浦師樂と云所のこと成べし。八雲御抄に、おくの浦は陸奥の國とあれど、是も國の名によりて誤り給ふか。此國のおくの浦なるべし。

又奥の島といふ名所、攝津國のよし、八雲御抄にしるし給ひ、其外、歌枕にも同じ國に出たり。萬葉集を考るに、山部赤人歌に「繩の浦を、そむきにみゆる奥の嶋、こぎたゆ船は釣をすらしも」と云歌より、後世必繩の浦より奥の島をそむきにみゆるとよめるなるべし。しかるに備前國にて、播磨國境の海邊に、綱島といふ處あり。又、播磨國にて、備前の國境近く奈波の浦といふ所もあり。此等の所よりそむきにみゆる島に、大多府といふ島、此國和氣郡にあり。もし此島奥の島といふにはあらぬか。今は和氣郡なれども、養老五年、其郡を置れし前は邑久郡なり。後人猶考べし

牛窓

うしまどといふ所、今西海西路の湊なり。そのかみ、神功皇后御船こゝを過させ給ふ時、大牛出て御船をくつがへさんとせしに、住吉大明神、老翁と化して、其牛の角をとりて海になげ入給ひしより、こゝを牛まろぶとよぶ。其言葉轉じて牛窓といふ。其牛といふは塵輪といふ者の化する所なり。其塵輪、はじめ黒雲に乗じて來り、仲哀帝をおか

し奉るに、帝是を射おとし給ひて、死す。塵輪も亦帝を射奉りけると、此國の風土記に見へたり。其牛まろびて、此前の島となる故、其島をぢんりん島といふ。又前島の前の洲などもいふなり。其後牛窓を宇島門なども書たり。

萬葉集十一寄物陳思歌三百二首其中

牛窓之浪乃鹽左猪島響所依之君爾不相鴨將有

右上見柿本朝臣人麿之歌中

なを高砂の松なれど、身はうしまどによするしら浪の、なつき有せはすべらぎの、大みや人となりもしなきしを心にかなふみなりせば、何をかねたる命とかしる。

よさの海と名は高砂の松なれどみはうし窓によする白浪　　曾禰好忠

山家集　　西行法師

牛窓の迫門にあさしの出入て、さたへと申ものをとりて、舟にいれ〳〵しけるを見て

さたへすむさとの岩つぼもとめ出ていそぎし海士のけしきなる哉

家集　　俊頼

うしまどをたゝく水鶏の音すなり波うちあげて誰か問らん

拾遺愚草下　　定家

建久二年九月十三夜、水無瀬殿戀十五首歌合に旅泊戀

わすれぬは波路の月にうれへつゝ身を牛窓にとまる舟人

夫木集　　爲家

牛窓や鹽と風とのあひおひにはやく過ぬるせとの舟人

同　　好忠

のぼり舟こち吹風を過すとてよをうし窓に泊てそふる

同　　　　隆實

人しれぬみのみ思へば牛窓に引ほす網のいはで過ぬる

同　　　　讀人しらず

牛窓の浪の鹽あい常なれば思ひおもはずみへぬる物を

野曲に
車船わだの御崎をかひめぐり牛窓かけて鹽や引らん

備前のうち、ひゞといふ所にとまり、それより暮程に宇島門に着て、船をかけてもやがて出すべきよしをいへば、あがりもせでかちまゝ天の月をみるに、物うきたびねなれば、

九州道記　　　　源藤孝 細川玄旨

船にねてなにをたのまん月にさへ猶牛窓の泊りなりせば

虫明 後頼集のむさげも虫明か。 韓泊。裳懸岩。扇濱

今裳懸庄虫明村に有。其舟泊を韓泊といふ。裳懸石、扇濱もみな其所にあり。もかけ岩・扇濱などは、歌枕などにはみへねど、古き名にて、其所の庄號ともなり、又人の稱にも、裳懸と書てむしあけともよむ、もとより此裳懸、扇濱の名、狹衣物語に據たる名なれば、名所とこゝにならべ記。則奥に物語の文をしるし出ぬ。韓泊を八雲御抄、其前歌枕に筑前國とす。萬葉集に、能解の浦を讀合たるは、其國なり。其外は備前國なり。狹衣物語清行の意見封事等に書たる所、當國の虫明たる事明なり。

新勅撰　　　　後京極攝政　前太政大臣

題しらず

浪高き虫明のせとに行舟のよるべしらせよ沖つしをかぜ

入道二品道助親王家五十首に、海旅を

續古今羇旅　參議雅經

影うつす袖はうきねの我からに月ぞもに澄む虫明のせと

備前守にてくだりける時、虫明といふ所のふるき寺の柱に書付侍ける

玉葉旅　平忠盛朝臣

虫明のさとの明ぼのみるおりぞ都のこともわすられにける

文永八年七月七日、白川殿にて人々題をさぐりて歌つかふまつりけるついでに、旅泊の心を讀せ給ける

新千載集旅　後嵯峨院御製

風あらき虫明のせとの夕やみに友よびかわす夜半の舟びと

御集　後鳥羽院御製

月影に虫明のせとを漕出れば八十島かけて送る鹿の音

同　同

船とむる虫明の秋の初風にわすれがたくもすめる月かな

花月百首

月淸集　後京極攝政

むし明のせとの鹽干の明がたに浪の月かげ遠ざかるなり

西洞院士百首雜

同　同

浪さわぐ虫明の泊門のかぢ枕都にきかぬ濱風ぞ吹

左大將の十首の題の中、夜泊聞濤といふこゝろを

長秋詠藻　　俊成
やよいかに虫明の松の風に又はるかに鹿の聲おくるなり
院句題五十首旅泊月
拾遺愚草中　　定家
虫明の松としらせよ袖の上にしぼりしまゝの波の月影
百首歌に千鳥
同員外　　同
むし明の松吹風やさむからん冬のよふかく千鳥鳴なり
拾遺愚草　　同
おもふ人あらばいそがん船出して虫明のせとは猶あらくとも
拾玉　　慈圓
舟とむる虫明の磯の松の風誰が夢路にか又通ふらん
同
虫明のうらかなしくや過ぬらん風によはりし聲を戀つゝ
千五百番歌合　　公繼
ありし世の月を浪間に待詫びて袖ふしかぬる虫明の迫門
同　　後鳥羽院
淋しさは虫明の迫門の鹽風に夜深き月にしく物ぞなき
同　　俊成卿女
こぎはなれ行月影も哀なる虫明のまつの風の音かな

夫木集
契らねどよそのあふ瀬を頼むかな虫明のせとの松の嵐に　後鳥羽院

同
月ぞ澄なれこし秋は夢なれや虫明の磯の夜半の松風　鎌倉右大臣

同
虫明の松に秋風吹すぎて泪もとめぬ波の音かな　俊成

同
何となく心ぞとまるそれと見て漕はなれ行虫明のまつ　同

同
都にていかにかたらん虫明のせとの入江の松のたへ間を　定家

同
虫明の迫門の鹽あひ漕くれば雲にかくるゝ淡路島やま　爲家

家集
たのもしなむさげの瀬戸をいづる程は立白波もよらじとぞ思ふ　俊頼

狭衣物語曰、女のそらぞへのこゝろことなるがあるを、是は、まろ（道成）が中納言殿（狭衣）のたれとしらねどゐて行なる人に、かならずきせよとてたまをたりつる。御心ざしのまゝに奉りたまへ、御儀に（飛鳥井の姫君の衣のしほれたり）いたらしほれぬるなめり、などいふを、げになべてならぬ色あひにこそ侍めれなどめでゐたり。又扇も給へりつるをあたらしきよりはとて申しとりたる。目はづかしき人にもこそあれ、いたうなれ（左衛なり）たりと惜ませ給つ。されど、かたみにみよとて、たまはせたるぞ、はかなくうちもたせ給へる。かやうのものどもさへぞ、なべての人には似させたまはぬやといふを聞にも、是はさばこのうづまきにて聞しものにこそあれと、人にだにあらで、あな心うのありさまやと思ふに、かなしければ、

なきいたりけるに、(中略)むづかりて(泣立て歸なり)立ぬる(道成か)、またこの扇をとりてみれば、たゞ一夜もたまへりし(狹衣の持給へるなり)なりけり。うつりかのなつかしさは、うちかわら給へりしに、ほひもかわらでまなかなど書ませ給へるを、わたる、舟人かぢをたえなど、かへすがへすかゝれたるは、その折はわれと知りてかき給へるにはあらじ。なれど只今わが見つけたるは、ことしもこそあれど(今の體によく似合たるとなり)、いかでかなしと覺へざらん。かをにあてゝなかるゝさま、繪も皆おちぬべし。(中略)う 乳ちむづかりて(母屋立なり)、たちぬるかたにかしらをもたげて、つくづくとおきのかたをみやれば、空はいさゝかなるうき雲もなくて、月のさやかにすみわたりたるに、海のおもては、きしかた行末も見へず。はるばると見わたされたるによせかへる(所泊にての事なり)なみばかり見へて、舟のはるかにこがれ行が、心ぼそき聲して、むしあけのせと(備前の名所なり)へ、こよひとうたふもいと哀にきこゆ。

流れてもあふせありやと身をなげて虫明のせとに侍こゝろみん

とて、袖をかほにをしあてゝ、とみにもうごかれぬほどに人やみつけんと、しづ心なけれ。なくなくひとへばかまはかりをきて、髪かひこし(肩より越なり)などするに、ありし御扇の枕がみにありけるが手にさわりたるもこゝろさわぎせられて、先とりてみれば、涙にくもりてはかばかしうも見へず。すみばかりぞつやつやとして、たゞ今書給へるさまなるに、さしむかひたるおもかげさへふと思ひいでらるゝに、この世にて又見奉るまじきぞかし。只今かく成ぬるともしり給はで、いづこにいかにしてかおはすらん、ねやし給ひぬらん。さりとも、ねざめには、おぼしいづらんかしなどより外は、又なきこゝろまどひなり。硯をせかひにとり出して、この扇にものかくらんとするに、めもきりふたかり、手もわななきて、とみにもかゝれず。

飛鳥井着

はやきせのそこのもくづとなりにきと扇の風よ吹もつたへよ(狹衣へつたへよなり)

えも書はてず、人のけはいすれば、どうおちいりなんとて、うみをのぞく、いみじうおそろしとぞ。

かぎり(この下飛鳥井姫君)のさまに成にしかば、心のどかにおもひ給ひて、よりもつかず打たゆみて侍りし程に、かにどまり(ら)と中所

にてきらうをにしありさま、海におちいりたるとなん、見給ひし扇をとらせてなん、さむらひしに、しか〳〵なんけがしてさぶらひし。いかに思ひけるにか、たゞにも侍らで、七月八月計に侍りけるは、あかしの少將にや侍りけんと語るをきゝ給ふに、さはまことやけりとおぼすに、けしきもかはるらんかしと覺ゆるまで、いみじく覺ゆれど、つれなくもてなし給ひて、げにおほけなく心ふかゝりける人かな、かへりてはうとまじきまでこそおほゆれなど、ことずくなにて入給ひぬ。(中略)

人々まかでなどして、日もくれぬるに、此扇のとくゆかしければ、はしつかたに出ていそぎ見給ふに、空いとうかすみわたりて、はか〳〵しくも見えず。げにあらひける涙のけしきしるく、あるかなきかなるをたどり見給へば、たどる所なきみつ莖跡はやがてさしむかひたる心地して、今はとて落入けんほどのありさまなど、只今見るこゝ地してかなしめども、よのつねなり。(一巻にあり、扇に書たり) さこそう水だにと、涙ぐみたりしけしきも、面影におぼしいでらるゝに、かゝるあとをつてにみてやむべきことゝは契りおもわざりきかしとおもひし、つゞくるにいとゞ忍びがたく、いみじくて、やがてそのおなしみおにもなかれ出ぬべくおぼさる。

狹衣

唐泊そこのみくづとながれしをせゞの岩浪たづねてしや

かひなくとも、かのあとの白浪をだにみるわざもやとおぼせど、都の御ありきをだにも御心にまかせ給はず、所せくわりなき御もてなしなれば、まいておぼしかくべきことにもあらねば、いと口おしくおぼしつゞけらるゝにかの光源氏の、すまの浦にしほたれ、佗給ひけんすまゐさへこそうらやましくおぼされける。

同

あさりするあまどもかなやわたつ海のそこの玉もくかつぎみるべく

(中略)つとめてもいつしかと見給ふに、かほにあてゝ泣入し泪の跡はいとしるく、繪どもあらはれ落たるを、又我もながしそへ給ふ。

同

なみだ川ながるゝ跡はそれながらしがらみとむる面影ぞなき

などかきつけて、此扇は返し給はず。大貳四の下にも成にければ、やんごとなき女どもあまた引ぐして、思ふさまにてくだれど、むかしの事どもおもひ出で、ものあわれなるに、から泊にてはたゞといみもしあへずうちながれて

道成

歸りこしかひこそなけれ唐泊いつら昔の人の行衛は

ものゝ折ごとにはありがたかりしさまかたちなどを打とけかたらふるだになくてやみにしくちおしさ、又、人をいたづらになして、しづみふかきなどもわすれず。

千首　　宗良親王

おほつかな舟路いづこぞから泊此あし原のなともおぼへず

羇中泊

元祿十四年御法樂千首　　後洞院攝政九條輔實

唐泊夢路も遠くへだてきて波のよる／＼したふ古郷

旅泊重夜

御集　　靈元御製

いくよへて遠きうきねぞから泊もろこし舟のあらぬ波路も

文明十五年將軍家斎到、古渡秋夕といふ事を

雪玉七　　實隆

松にふく浦はの風も秋はなを夕かなしき虫明のせと

歌枕　　讀人不知

袖吹かわす嵐もしるきね覺哉虫明のせとの鹿の夕聲　細川幽齋

太閤記

同秋風の身にしむ夜半の鳴音をも聞計なる虫明の瀬戸　鎌倉右大將

歌枕

同夜を寒み浦の松風吹むすびもかげの浪に千鳥鳴なり　定家

松葉集

同虫明の迫門の塩あひ漕ければ雲にかくるゝ淡路島山

同

同雲かゝる虫明の迫門の松風にたゝぬる秋棹鹿のこゑ　二條院御製

續勅集

同かげ移す袖はうきねの我からに月ぞ藻にすむ虫明の迫門

玉葉集

風あらき虫明の瀬戸の夕闇に友よびかはす夜半の船人　小町

楯崎

虫明の海に長島といふ島あり。其南のはしに楯をたてたるやうの岩有。それをたて崎と云。

名寄

うつ波にみちくる塩のたゝかふに楯が崎とはいふにぞ有ける　廬主

風あらく成て、たての浦といふ所にありて人家もなき所にたびねして

九州道記

夕波の楯の浦より弓はりの月も光をはなつとぞみる　源藤孝 細川玄旨

蓬崎

牛窓の西に有。源平盛衰記にも見へたり。貞世の歌に、蓬しまとよめるは、聞あやまりしなるべし。（備前國よもぎ島と云所になりぬ）

嚴島詣の記　　源貞世今川了俊

いく藥とらまし物をよもぎ島おふよ計にこぎ渡るかな

五、兒島郡

兒島

今郡の名となりて、この島を一圓に兒島郡と云。吾日本のはじめてひらけし時の大八州の一つなる事、神代の卷にみへたり。往古は小島と書、後兒島と云。萬葉集にもはや兒の字を用たり。兒字に改し古ごと、今島の口牌にあり。又吉備の小島と云は、外に備中國なりとは、八雲抄に見へ、近世の歌枕にも、大和國などゝいでしは、大和路のきびのこじまとよみしよりのことか。日本記に、吉備のこじまと此國の兒島をいふなれば、同所なる事、少もうたがふべからず。

萬葉集六、天平二年冬十二月、大宰帥大伴卿兼任二大納言一、向レ京上レ道、此日馬駐二水城一望二府家一于レ時送レ卿府吏之中有二遊行女婦一其字曰二兒島一也、於レ是娘子傷二此易レ別嘆二彼難レ會拭レ涕自吟二振袖之歌一。

大納言旅人大伴卿、和歌二首

日本道乃吉備乃兒島乎過而行者筑紫乃子島所念香裳（一首は略之）

同八日、天平五年閏三月、笠朝臣金村贈入唐使歌一首并短歌

玉手次、不懸時無氣緒爾、吾念君者虚蟬之、命恐夕去者、鶴之妻喚難波方、三津崎從大船爾、二梶繁貫白波乃、高荒波乎島傳伊、別往者留有、吾者幣引齋乍、公乎者將往早還萬世。

反歌

波上從所見兒島之雲隱、穴氣衝之相別去者、玉切命向戀從者、公之三船乃梶柄母我。

同十一日、見柿本朝臣人麿之歌中云々

浪間從所見小島之濱久木久成奴君爾不相四手

かさのかなをかゞ、もろこしにわたりて侍けるとき、女のながうたよみて侍りけるかへし

拾遺集六雜別　　　かなをか

なみのうへにみへし小島のしまがくれ行うらもなし君にまで

經平考ふるに、此歌萬葉集に大體同じ。拾遺集撰入られし時、異本によれるか、又わざと引直されしか。しかれば、さきに記せし萬葉集の長歌の次に、必反歌と書たり。すべては人のかへし歌せしことも聞へず。されど、拾遺集にかくのごとく撰入られたれば、長歌は妻の歌、反歌は金村なるべし。又金村とかなをかとたがひたるも、若異本によれるか。又村の字を、をかと訓ずるか。猶たづぬべし。

拾遺集戀四　　　よみ人しらず

浪間より見ゆる小島の濱ひさき久しく成ぬ君にあはずて

昔おとこすゝろにみちのくにまでまどひいにけり。京におもふ人にいひやる

伊勢物語

浪間より見ゆる小島のはまひさし久しくなりぬ君にあひみて

考ふるに、恰遺も伊勢物語も萬葉もとりたるなり。萬葉には、人丸の歌と有。

題しらず

新古今冬　　　後徳大寺左大臣

夕なぎにとわたる千鳥波間よりみゆる小島の雪に消ぬる

冬の歌の中に

續後撰冬　鎌倉右大臣
夕されば鹽風寒み浪まよりみゆる小島に雪はふりつゝ

同旅　旅の心を　式子内親王
都人おきつこじまの濱ひさし久しく成ぬ浪路へだてゝ

玉葉雜二　島の松をよめる　前參議雅有
波まよりみゆるこじまの一松われもとし經ぬ友なしにして

新拾遺集旅　貞和二年百首歌奉りける時　後岡屋前關白左大臣
漕舟の行衞もしらぬ浪間よりみゆる小島や泊なるらん

御集　女御入内月次御屛風の歌第十帖、海邊に千鳥ある所、海士人鹽屋有　御鳥羽院御製
濱久し浪のまに〳〵ながむればみゆるこじまの有明の月

月情集　後京極攝政
友ちどり與つ小島にうつるなりきしの松風よ寒なるらん

拾遺愚草員外　藤川百首海邊眺望　定家卿
しるらめやたゆたふ舟の浪まよりみゆる小島のもとの心を

玉吟　家隆

濱ひさしはるかに霞むながめにも小島の浪は袖にかけけり　知家

はま

新六帖
濱ひさしさせるかひなきすみかにもみゆる小島の月ぞ馴ぬる　知家

夫木集
里わかず花咲ぬれば浪間よりみゆる小島も雲かくれつゝ　醍醐入道前太政大臣

同
大和路の吉備の小じまは遠けれどちへの庵への浪間よりみゆ　公朝

同
行末の心づくしに大和路の吉備の小じまは霞こめたり　知家

同
海士のすむ興津小島の鹽風に里もまがはずうつ衣かな　家清

島　月

草庵集
和田のはら夕霧晴て波間より見ゆる小島を出る月影　頓阿

備前國小島と中島にいたりけるに、あみと申ものをとる所は、おの〳〵われ〳〵しめてながきさほにふくろをつけてたてわたすなり。そのしはじめをば一のさほとぞ名づけたる。なかにとしたかきあま人のたて初るなり。たつるとて申なることは、きゝ侍しこそ涙こぼれて、申計なく覺てよみ侍りける。

山家集
たてそむるあみとる浦のはつさほはつみの中にもすぐれたる哉　西行法師

六百番歌合　　　　　　　　　　　　　　　　　　經家

補なみだにはうき深山木も朽ぬべし沖の小島の楸ならねど

比治奇奈田

又ひゞき灘とも云、比々村なり。播磨なるひゞきのなだともよみし故、袖中抄等に、播磨なるよしいへども、吏部王記にも備前と有。源氏物語にも玉葛の筑紫よりのぼる舟路、ひゞきの灘・から泊・川尻と書つゞけたれば、（源氏の詞奥に書す）兒島の比々村と云、たがふべからず。又、勅撰名所集にも、三光院殿の源氏の注にも、備前の國のよしは見へたり。源氏物語、こゝに海賊の事まじへ書し、近き世まで比々村の邊は、海賊をことゝせし所なり。昔物語にも海賊のことを兒島に云傳ふことあり。是等にてもこの所をひゞきの灘といふにかなひたる事知べし。袖中抄にちひきの灘ともいふといへり。

萬葉集十七天平二年庚午冬十一月、大宰師大伴卿旅人被レ任ニ大納言一、上レ京之時、陪從人等別取ニ海路一入レ京、於レ是悲ニ傷羇旅一各陳レ所レ心作レ歌十首。

昨日許舍敷奈底婆勢之可伊佐魚取比治奇乃奈太乎今日見都流香母　（第四首に出。次に淡路島武庫など書たり。略之。）

袖中抄に孫姫式を引て、今世にある孫姫式には、此歌見へず。

あふ時はますみの鏡はなるれば響の灘の波もとゞろに

家集　　　　　　　　　　　　　　　　　　伊勢

ありときくひゞきの灘ときゝしかば戀しからずの世をぞ行らん

前たいの御時、凡河内のみつみねが候けんれいにて、みつしところに候へど、おほせごとありしを、其後せしのをそかりけり。さてせしたまはりて、みつし所にさむらひてまいらす。

家集　　　　　　　　　　　　　　　　　　忠見

としを經てひゞきの灘にしづむ舟波のよするを待にぞ有ける

夫木集　俊惠法師

風をいたみひゞきの灘をとをる日も嶺の櫻にめかれやはする

同　中務

數ならぬ身はうき舟をよるべ波ひゞきの灘のなみをこそまで

同　惠慶法師

かなしさはひゞきの灘にみちにけり都の人も聞たつるまで

同　よみ人しらず

よそ人もかゝるひゞきのなだゆへにきくは袂のたゝならぬかな

萬代　長方

しまきふくひゞきの灘の舟路より心まどふもたれによりてぞ

題林　雅親

浦風に雲もさはぎて鳴神のひゞきの灘をすぐる夕立

方輿　中務卿親王

浦人のとるやいさごをたゆむらんひゞきの灘の五月雨の頃

源氏物語（玉鬘）ひゞきのなだもなだらかにすぎぬ。海賊の舟にやあらん、ちいさき舟のと（よカ）うやうにてくるなどいふもの有海ぞくのひたふるならんよりも、かのおそろしき人のをひくるにやと、心にせんかたなし。

うきことにむねのみさはぐひゞきにはひゞきの灘もさはらざりけり

かはじりといふ所のちかづきぬといふにぞ、すこしいきいづる心ちぞする。それのふなこども、かし（らカ）泊よりかわじりをおすほどは、とうたふ聲のなさけなきも哀にきこゆ。

比々の手

是も比々村なり。

讃岐國へまかりて、みのづと申津につきて、月あかくて、ひゞの手もかよはぬ程にとをくみへ、渡りたりけるに、鳥のひゞの手につきてとびわたりけるを。

山家集　　　　　　　　　　　　　　　　西行法師

しき渡す月の氷のうたかひてひゞの手まはるあちの村鳥

唐琴浦。唐琴泊。通生浦

唐琴浦は、引網村に有。下津井の東なり。通生浦は下津井の西に通生村有。能田村歌枕にもかよふのうらと、當國の名所に出たり。

からことと云所にて、春の日立ける日よめる。

古今集十物名　　　　　　　　　　　　　　安倍清行朝臣

波の音のけさからことにきこゆるは春のしらべやあらたまるらん

からことといふ所にてよめる。

同十七雜三　　　　　　　　　　　　　　　眞せい法師

都までひゞきかよへるからことは浪のをすけて風ぞひきけり

名寄新六帖　　　　　　　　　　　　　　　知家

波のをく風のかけたるからことに引とめられぬ舟人の袖

夫木集　　　　　　　　　　　　　　　　　土御門院御製

類聚　　　　　　　　　　　　　　　　　　後嵯峨院御製

住吉の松風かよふから琴を波のをすけて鹽や引らん

けふもまたとまりやせまし唐琴の日數ながびく五月雨の頃　千首　宗良親王
から琴の泊しられぬ月の夜に音吹たつる浦のまつ風　千首　爲尹
おなじくば人の手なれの唐琴の泊にまよひゐきねをやせん　春雨抄
足引の松ふく風の通ひきて浪や引らんからことの浦　千首　采雅
松風の音さへかよふからことは心ひかるゝ泊なりけり　名寄　中務
補唐琴の聞ふる浪に船とめて通ふは浦の松の夕風

浦田

兒島郡の西の海邊、浦田村と云所有。されども山家集に澁川の浦田とあれば、兒島の南おもて澁川村に浦田と云所有しをよめるなるべし。

ひゞ。しぶかはと申かたへまかで、四國の方へわたらんとしけるに、風あしくてほどへにけり。しぶ川の浦田と申所に、おさなきものども、數多ものをひろひけるに、とひければ、つみと申ものひろふなりと申けるを聞て。

山家集　西行法師
おりたちて浦田にひろふあまの子はつみよりつみを習ふなりけり

玉浦

今加茂庄玉村と云。南おもてなり。しかるに萬葉仙覺抄八雲御抄其外の歌枕どもに、玉の浦を紀伊國のよしあり。是は萬葉巻九に、紀伊國作歌二首と有て、「わが戀に、妹にあわさず玉の浦、衣かたしきひとりかもねん」とあるをもて玉浦と云を不殘同國とおもひ誤てしるせしなるべし。同書巻十五新羅國へ使人乘船海路に入、路のほとりにて作歌八首といへる中に、武庫浦攝津國・印南播磨・玉浦備前・神島備中と次第して出たり。又同書巻同屬物發思歌とある長歌にも、淡路島・いゑ島播磨・玉浦とよみつゞけたれば、此二首はさらに紀伊國にてはあらず。備前國たる事、まぎるべからず。同巻七にあら磯もの歌は、羇旅の歌の中に出て、諸國をまじへ書したれば、備前とも紀伊とも分ちがたけれど、はなれ小島をよみ合たる後世の歌もこゝにならべしるしぬ。

萬葉集十五天平八年丙子夏六月、遣二使新羅國一之時、使人等各悲レ別贈答及海路之上慟レ旅陳レ思作レ歌并當所誦詠古歌一百四十五首

奴波多麻能欲波安氣奴良之多麻能宇良爾安佐里須流多豆奈伎和多流奈里

右八首乘レ船入レ海路上作レ歌。

八首、武庫浦の歌、次に印南の歌、次に玉浦の歌、次に神島の歌出たり。玉浦の外七首略之。

屬物發思歌一首并短歌

安佐散禮婆、伊毛我手爾麻久可我美奈須、美津能波麻備爾於保夫禰爾、眞可治之自奴伎可良久爾爾、和多理由加武等多太牟可布、美奴面乎左指天之保麻知弖、美乎妣伎由氣婆於伎敝爾波、之良奈美多可美宇良末欲理、許藝弖和多禮婆和伎毛故爾、安波治乃之麻波由布左禮婆、久毛爲可久里奴左欲布氣弖、由久敝乎之良爾安我己許呂、安可志能宇良爾布稱等米弖、宇伎稱乎詞都追和多都美能、於枳敝乎見禮婆伊射理須流、安麻能乎等女波小船乘、都良良爾宇家里安香等吉能、之保美知久禮婆安之辨爾波、多豆奈伎和多流安佐奈藝爾、布奈弖乎世牟等船人毛、鹿子毛許惡欲妣柔保等里能、奈豆左比由氣波伊敝之麻婆、久毛爲爾美延奴安我毛敝流、許己呂奈具也等波夜久伎

弖、美牟等於毛比弖於保夫穪乎、許藝和我由氣婆於伎都奈美、多可久多知伎奴與曾能未爾、見都追須疑由伎多麻能宇良爾、布穪乎等杼米弖波麻備欲里、宇良伊蘇乎見都追奈久古奈須、穪能未之奈可由和多都美能、多麻伎能多麻乎伊敝都刀爾、伊毛爾也良牟等比里比等里、素弖爾波伊禮弖可敝之也流、都可比奈家禮婆毛弖禮杼毛、之留思乎奈美等麻多於伎都流可毛。

反歌二首

多麻能宇良能於伎都之良多麻比利敝禮杼麻多曾於伎都流見流比等乎奈美

安伎左良婆和我布禰波弖牟和須禮我比與世伎弖於家禮於伎都之良奈美

同七日

自荒磯毛益而思哉玉之浦離小島夢石見

右件歌者古集中出

千五百番歌合　衣笠内大臣

玉の浦はなれ小島の鹽のまに夕あさりするたづの鳴める

同　公繼

浪のうつ玉の浦わの荒磯に光をくだく夜半の月かな

夫木　公朝

汐風や遠よりちどり玉の浦離小島に友さそふなり

玉計　忠度

小夜ふけて月影清み玉のうらのはなれこじまに千鳥鳴なり

藤戸

こじまの西、藤戸村に有。昔は、こゝより兒島の東の端小串村米崎云所までを、穴海と云て、筑紫の舟路なりしが、いつの程よりか海あせて、舟路も絕、今はるか地形となりたり。藻鹽草又近代歌枕に、藤戸を播磨國の名所とする、甚誤れり。佐々木盛綱の、此藤戸に先陣せしことの平家物語等に記せしより、其名たかく世の人しりたる所なり。

掘川百首　顯家

おほみふねしたふに浪はかくれども藤戸をさして島かくれ行

家集　俊頼

定なき空のけしきの追風をまつに藤戸をかけてさりぬる

高島

兒島郡宮の浦の海上に有。此島の名、萬葉集には竹島と書、八雲御抄にもたけ島と出たり。それ故に、ふるき歌、竹の事によせてよめる多し。しかるに、神武天皇乙卯のとしの三月六日、吉備國に入て行宮を造り、居給ふこと三とせ。是を高島の宮と云よし、日本記にしるし給ひ、萬葉集にも竹と書てたかと訓じたれば、高とかき、たけといふも又叶へり。則下に書す光俊の歌は、神武帝の宮居し給ふことをよみし歌なり。今も此國に高島とも竹島とも書、又たか島ともたけ島とも通じとなふること、昔のおのづから殘れるなり。同名の所近江國・周防國にもあれど、八雲御抄に當國のよし、しるし給ひし。されば竹のこと葉によせ、かりみやのことなどよめるも、たか島といひ、竹島といふも、皆此國たること更にまがふべからず。

萬葉集七、覊旅歌　古集中出云々

竹島乃阿戸白波者動友吾家思五百入鉋染

名寄　光俊

三年經しこや高島の宮柱ふとしきたてゝ後もよろづ代

御集　後鳥羽院御製

竹島の波のよるかとみゆるまで垣根をこえて咲る卯の花　讀人しらず

夫木集
小夜ふけて月たけ島の影みればふしうき旅のねをのみぞ鳴(聞カ)　公相

同
竹島のあとしら波のたちかへり磯もとゆすり鳴千鳥かな　爲家

同
竹島によするさゞ波幾返りつれなきよゝをかけて戀らん　爲相

海士のたく煙の末や竹島の名に立初て代々を經ぬらん　雅定

代々を經てをのがねぐらの竹島にふしなれて鳴うぐゐすのこゑ　讀人しらず

古へはかくやは聞し竹島のふしをへだてて今ぞさゆなる

寶暦十三年中冬のはじめ　土肥經平記

吉備温故秘録　巻之三十二終

吉備温故秘録　巻之三十三

名所記中目録

大澤惟貞輯録

吉備温故秘錄（名所記中）目錄終

吉備温故秘録　巻之三十三

大澤惟貞輯録

名所　中

（此篇は、さだかならぬ名所、また他國といへども、半は當國にかゝりたるところを記す。また名所といふにはあらねども、古人の詩歌連俳のあるところとは、これを後にしるす。）

一、所さだめぬ名所

おきつかり島

八雲御抄に、備前國と記し給ふ。されども今其名きこへず。古き歌も傳はらず。歌まくら等にもみへず。もし、後世名のかはりたるか。（長門にも同名あり。萬葉集に、長門なるおきつかり島とよめり。）

河ねの島。心みのうら。鶯のうら

此三の名所、能因法師の歌枕にあれども、其所さだかならず。古き歌も聞へず。

兒島泊

是は昔藤戸の海にて、船の通行ありし時の内海の舟泊なり。内海の通行止りて、此泊りは廢れたり。夫より年を經たれば、其世に兒島の泊と稱せし所もたしかならず。今按るに、治承四年、高倉天皇の嚴島御幸の時の道の記に、兒島の泊りにつかせ給ふ。此處より、向ひの山のあなたに、入道おとゞ（按ずるに、松殿關白基房公ならん。）おはすると申。又曰、此國に八幡の若宮おはしますときこしめして、幣奉るなどあるにて、今思へば、兒島の泊といふは、波知濱村の事なるべし。この波知濱より、松殿の配所湯迫村は、海を隔てたるところにて、其間に大島の島山、またはみの山の東のはな等あるを以て、むかひのやまのあなたといひしなるべし。又、此波知濱に、八幡宮ましまして、むかしより御鎮座といへば、若宮と申も此事なるべし。山家集にも、小島と申所に八幡のいはゝれたまひたりけるに、こもりたりけるに、とし經て、また其やしろを見けるに、松などのふる木になりたるを見て、

新續古今集
うき出もかけて祈らん神島や磯間の浦の波のしらゆふ

昔見し松は老木になりにけり我とし經たる程もしられて

と西行法師の讀るも、旅泊の邊なれば、八幡宮のいはゝれさせ給たりといふも、此波知濱の社頭の事なるべし。

右寸簸の塵に見へたり。

神島の濱。屍島。京上臈　兒島郡

神島の濱、八雲御抄に備前の名所とし給ひ、屍島を能因の歌まくらに、備前の名所とすれども、今其名を呼所なし

萬葉集十三、備後神島濱調使首見屍作歌一首并短歌

玉桙の　道に出立ち　あし引の　野ゆき山行　ひたす川　ゆきわたりては　いさなとり　海ぢにいでゝ　ふくかぜも　おふにはふかず　たつ浪も　のとにはたゝず　かしこみや　かみのわたりの　敷浪の　よする濱べに　たか山を　やたてに置て　いかふちを　枕にまきて　うらもなく　ふしたる君は　母父の　愛子(まなご)にもあらむ　わか草の　妻もあらむと　家とへど　家路もいはず　名をとへど　名だにもつけて　たがことをいたいしとかも　ゆふなみの　かしこきうみを　たゞわたりなむ。

反歌

母父も妻も子ともしたか〳〵にこひと待けむ人のかなしき

家人のまつらむものをつにもなく荒磯をまきてふせるきみかも

いるふちにふしたる君を今日〳〵とこむと待らむ妻のかなしも

いる浪のきよする濱につにもなくふしたるきみが家路しらずも

かく萬葉に見へたれども、順德帝の神島の濱は、備前の名所とたしかに記させ給へば、此備後といへるは、備前を後世に備後と書寫しあやまりしたるなるべし。扨其の夜に屍のありけるを見て、此和歌ども詠じて名高くなりしより神島の名替りて屍島といひて、おのづから島の名の改りけるにや。此屍、京都の上臈たる人なりければ、其屍を此島

門部府生の事、今昔物語に有。記事の部にしるす。合せ見るべし。

の濱に葬りて、しるしの墓をたてゝ、京の上﨟の墓といひしより、又屍島の名佳名ならぬを改て、此島の名を京の上﨟とよびて今に至れるにやあらん。その京上﨟の墓とて、濱邊に古き墓あり、さらば八雲御抄に神島の濱と見へ、能因歌枕にかばね島としるし、今京上﨟といふ。名は異にして島は同じ島なるべし。〔一字脱〕にも此島の有海路は闇〔響〕の灘、又玉の浦よりは東にて、小さき島多く有て、者〔昔カ〕より今に至り、海賊の難に逢て殺されし人の多きところなり。門部府生といふ者、屍島にて海賊に逢たるに、まゝ〔ろカ〕き矢にて海賊を射て難を遁し事、長明の禰覺物語にみへたり。此邊往古より奸賊の多く聚る所にて、海邊に要塞の處を作り、兵器・舟楫を給て、勇幹の者をして非常の備ありし事も國史に多く見へし。夫故源氏物語にも、此闇〔響〕の灘に海賊の早舟の事をかけるも、世に此處の海賊名高き故なり。夫よりはるか後世の事にて、周防の國司戸坂某、安藝國温科左衛門など、此所にて海賊に逢し事もかたり傳へて、此所の海路往返の舟の財物を掠奪ひ、人民を殺略せし事、昔より絶ざる所なれば、此神島の濱の屍も、此奸賊の爲に殺されし京都の上﨟なりし事、此所によく叶たる跡なれば、かたぐ神島の濱といふも、屍島といふも、此京の上﨟なるべし。俊賴のむかし人いかなるかばねさらされて此島にしも名を殘しけん、といふ、名寄にあるも此所ならん。

いまはの里　岩間村

能因の歌枕に、いまはの里備前のよし見へたり。今按るに、岩間村あり。其村の山の麓に岩間山西明寺といふ古寺あり。北條時頼の再興ありし寺といひ傳ふ。爰に岩間の櫻、岩間の井などいふありて、ふるき所なり。いまは、若いはまの書誤れるにや。いまは佳名ならず。里の名によぶべきものともおもはれず。いはまの誤れるなるべし、と寸簸の塵に見へたり。

春湊　湊村

内海通行の時の湊なり。昔、神功皇后の三韓より御歸陣の事の春、御舟のかゝりし處といふ。夫より春の湊と稱するよしを此所に云傳ふ。今日本記を見て按るに、是は神功皇后の攝政したまふ元年の春二月事なり。其所の口碑に、

宇喜多直家の時、其唱長しとて、春の湊を湊村と改られしに、其年卒せられしといふ。又此所に今も春を貴ぶ事にて何のいわれか、此村にて正月の十五日以前に産れし子はそだち難しと云傳ふ。今も湊村の中の水村に、春の湊と稱する所あり。上にもいふごとく、御野郡の地、新墾の地多ければ、昔の地のさまわかち難けれど、藤戸といふ謡の詞に、春の湊の行末や、藤戸の渡りなるらん、といへる詞にはよく叶へる處なり。春の湊といふ名所、八雲御抄已下聞へざれども、筑紫豐前の國に、秋の湊といふ名所あれば、春の湊も有べき名なり。拾遺集に、

波にゆく心のはてや是ならん春の湊のはるの明ぼの

見つるかな春の湊にうきねして霞にもるゝ波の初花

此兩首、慈圓大僧正のたゞに春のみなとゝ讀給ふやうには聞へず。名所のあるにより給ひたるが如し。さらば、この所の春の湊をよみ給ふにやあるべき。上に同じ。

二、備前國境名所 他國といへども、半は備前國にかゝりたる所をこゝにしるす。

吉備中山 備中國加陽郡

細谷川 同

吉備中山は、備前國一宮の後の山なり。半は備中なり。其境にながるゝ細き山川を細谷川といふ。この中山を、ひなの中山とも吉備の小山ともよめり。

催馬樂呂

本しげき、きびの中山むかしより、なのふりこぬは今の世の爲、本しげき、本しげき、きびの中山昔より、むかしから、二段昔から、昔より、なのふりこぬ今の世の爲、けふの日のため。

大歌所御歌

まかねふくきびの中山おびにせる細谷川の音のさやけさ

此の歌、承和のさへ（御遷）のきびの國のうた。

備中守棟利身まかりにけるかはりを、人々のぞみ侍るをきゝて、内なりける人の許につかはしける。

清原元輔

たれかまたとし經ぬる身をふりすてゝきびの中山こえんとすらん

百首の歌の中うぐひすの心をよめる。

金葉集春　修理大夫顯輔

鶯のなくにつけてやまかねふくきびの中山春をしるらん

天暦の御時大嘗會主基備中國中山

新古今集賀　よみ人しらず

ときはなるきびの中山おしなべてちとせを松のふるき色哉

備中國へくだり侍ける人に餞し侍けるによめる。

新千載集別　三善資連

思ひたつ吉備の中山とをくとも細谷川のおとづれはせよ

御集　後鳥羽院御製

まかねふくきびの山風打とけて細谷川も岩そゝぐなり

大僧正慈圓

船とめてちぎりし袖のゆかりにはけふもながむる吉備の中やま

夫木集　伊綱

春くれば細谷川にちりつもる花もてゆへる吉備の中山

同　公朝

苗代に細谷川をせきかけて吉備の山田は帶をひくなり

同
まかねふく音絶にけり五月雨の日數ふり行きびの中山　道經

同
夏虫の細谷川をてらす夜は玉の帶するきびの中山　仲正

同
眞金ふく吉備の中山夏くればすだく螢のかげぞすくなき　爲忠

同
雪ふかききびの中山跡絶てけふはまかねをふきて煩らふ　俊惠法師

同
春のくるけしきは空にしるき哉きびの小山のみねの霞に　よみ人しらず

同
ふもとまで峰の嵐やすさぶらん紅葉ちりくる吉備の中山　經信

同
冬くれば細谷川に氷して玉の帶する吉備の中やま　實家

同
谷川の氷の帶や結ぶらん音こそきかね吉備の中山　西園寺

名寄
春くれば麓めぐりの霞こそ帶とは見ゆれきびの中山　（補イニ）小侍從

柏玉集
後柏原院御製

春は今吉備の中山霞なり細谷川の氷りとくらん

阿利木山　備中國加陽郡

吉備の中山に阿利木といふ所あり。此所の山をいふなるべし。

夫木集　　盛永

萬代にありきの山の白椿君がさりゆく升杖にぞきる

同　　同

あり木山いまありきとは君こそはかぞへもしらめ松の千とせを

筆の海　讃岐國

讃岐と備前のこじまとの間にある海をいふなり。

類集名所集　　爲家

水莖の岡の湊の浪よりや筆のうみてふ名には立らん

神南備山　吉備一品宮の山境を神南備山といふ。和氣絹等の書に見へたれども、今その所さだかならず。

保安四年大嘗會主基方御屏風に備中國

名寄　　行成

千早振神なび山の椎柴のいやとしの葉の祈りまつらん

旅ねして妻戀すらし子規神なび山に小夜更てなく

三、備前國にはあらぬ名所　近代歌枕に、此國のよしいへども、この國にあらず。子細下にしるす。

神島

近代の歌枕松葉集秋のね覺に、備前國のよしは書たれども、續拾遺集に、備中國とあれば、當國といふは誤なるべし。されば

ど近代の説もあればこゝにしるしぬ。

　建久元年大嘗會主基方御屛風に、備中國神島有神祠所を、

續拾遺集十賀　　前中納言資實

　神しまの波のしらゆふかけまくもかしこき御代のためしとぞはる

和伎覇里

藻鹽草に、備前の名所とかきしより、これに備て松葉集にも當國と書したれども、所の名とも聞えず。わきへの里とは、萬葉集のへに我家と書てわきへと訓じたれば、我家里といふことなり。其上、松葉集に書たる「春されば、わきへの里の川かとに、あゆこさはしる君まちかくに」といふ歌は、萬葉集に、肥前國松浦川にて其所の女のよみし歌なり。それを備前國和氣郡和氣のさとにあつるは、誤れるなるべし。

眞那部

近代の抄物に備前のよしかきたれども、誤なり。備中國にても、はるか西によりて、海上に此名の島あり。

惟眞（貞カ）按ずるに、備中にてもあらんなれ共近代の抄物に備前とあり。今眞那部といふ所は此國にはなけれども、古へありて、後名の改りて、古き名の傳はらぬこともあらんかと、西行の歌をこゝに記し、後の考に備ふ。

　まなべと中島に、京よりあき人をものくだりて、やう〳〵のつみの物どもあきなひて、しはくの島にわたりてあきなはんとするよし申けるを聞て、

山家集

　まなべよりしはくへ通ふ商人はつみをかひにて渡るなりけり

四、御後園十景詩歌俳

延養亭鶴

仙鶴相親白玉牀　慶雲紫氣映二亭橋一　何尋波上三山路　欄外縞衣舞曲長。

幾千世をかさねやすらむ庭の面にきつゝなれにしつるの毛ごろも
鶴の輪や延養亭の秋ひより

境澤蓮

東郊爽氣滿ニ樓臺一　水漾紅霞二邢開　十里芙蓉如ニ畫裏一　香氣轉入素秋來。
澤水のすめるこゝろにはちす葉のつゆおきそふるいろぞすゞしき
君子にも似たりやにたり澤の蓮

二色岡花

遲日園中鳥亂啼　錦岡花發與レ雲齊　何妨樹下向レ昏黑　滿袖香風路不レ迷。
うすくこく霞へだてゝ山ざくらにしきの岡の名をや見すらむ
月にさらし朝日に染よ花ざかり

千入紅葉

東園新晴楓樹稠　紅霞絡日映ニ瓊樓一　霜中自レ是無ニ花妬一　萬葉臙脂一色秋。
わけ行ば袖も紅葉に染てけり千入のもりをしぐれふるころ
村雨のあとを干しほのもみぢかな

慈眼堂

慈眼堂閉歲月深　天風吹入古松林　林中時至青雲士　不レ識誰觀世外音。
なをたのむふかきちかひを常盤なる松のみどりもよゝをかさねて
まづ寒き千の矢先や玉あられ

暫軒晴嵐

疎竹欄干對二遠山一　長空極目鳥飛還　西來一片煙嵐色　深映前村疇樹間。

しばしとぞ思ひしものを夏の日もはやくれかゝる斬（晉）の川かぜ

凉風やしばし軒端のたゝずまゐ

流店水

瓊筵爲レ岸水聲長　月擬神仙別有レ鄕　翠石淸漣堤二照影一　輕羅衣上冷如レ霜。

かげきよくながるゝ浪に夏のなき秋來るかたを水上にして

我かほを流して見たる淸水哉

花交瀧

玉樹森々蓋碧灣　中林風物似二深山一　皷聲頻落飛湍勢　九夏雪寒巖壑間。

風ふけば瀧のしら糸をりはへてはなのにしきの色ぞまされる

薄くこく花にはれきる瀧の色

唯心堂月

靈山月滿照園中　登到玉堂如レ接レ空　淸影侵レ衣風露冷　怪看直坐水昌宮。

いづるより入までさはるくまもなし高根の庵の秋の夜の月

照月や線香ひとつ堂のゑん

榮唱橋

梁園竹樹水西東　橋勢參差倒桂虹　無レ限遊人與二榮唱一　褰レ裳不レ涉濟レ川功。

花の香はむせぶばかりに立こめてかすみぞわたる谷のつぎはし

蝶も子をつれてや橋のわたり初

五、西御丸晴好八景

酒折宮松

松色晴懸郭北家　映レ天蒼翠望非レ遐　靈宮深處多二佳氣一　結作千年枝上霞。

國守るひかりもしるしみどりそふ松のこの間のあけの玉がき

朝日川舟

棲鴉飲罷散二平沙一　何處野航風雨過　堤上樓臺絃管急　別聞孤棹起二勞歌一。

朝日さす川瀬の浪もにほふらしかすむみなとを出る友ぶね

假橋行人

漾々長河遶二大城一　飛虹影落翠波清　誰家游子停行盡　遙聽梁臺歌吹聲。

長閑しや行もかへるもかり橋のしげきわたりも道を譲りて

笠井山燈

城北天晴山巒遙　龍宮樹色接二雲霽一　斜過歸鳥寒烟裏　一點懸燈照二寂寥一。

雨に（過ぎて）き笠井の松に秋のよのやみぢをてらす峰のともし火

竹田夕照

長川霽色晩依歸　漠々人烟傍二釣磯一　風外忽教蒼靄散　翩鴉盡帶夕陽歸。

すゞしさは入日とともにさす竿の竹田のなみを渡る船人

金剛山月

法堂高傍碧山巓　下界風生拂二暮煙一　珠樹凄々散二清影一　漸看新月滿二秋天一。

あふぐによ我立杣をうつし置て高根の松にすめる月かげ

東園暮雪

寒鴻迷レ去旭河東　飛雪翩々滿望中　竹苑雁池同一色　梁王高宴興何窮。

暮ふかくねぐらもとめてゐる鷺のいろにぞつもる園のしら雪

晴好眺望

珠簾晩捲倚ニ高樓一　回レ首遥峰黛色浮　山郭水村晴最好　練光懸引落霞流。

筆によもうつしもつきじ高き屋にむかふ尾上の春秋の色

維時寶曆甲戌載孟夏日

六、吉備津宮八景和歌

瑞籬櫻花　　河野　權大納言藤原公緒

しらゆふのいろに榊もみがゝれてあまたさくらのさけるみづがき

池上秋月　　押路　正三位實岑

うつりてるひかりぞきよき秋の月神のみまへの池のかゞみに

高嶺朝日　　久世　光祿大夫通夏

山たかきみねよりいてゝ(でてカ)しみるか(か多キカ)うちにのぼる日影ぞ空にくまなき

岸頭楓樹　　六角　金紫光祿大夫益通

くれないの梢を色におりかけてあやなす波のきよき岸かげ

平田稻花　　林石山　參議師香

ながむるにたのものほなみ色づきてやゝ秋さむし山おろしの風

林間宿鳥　　左權中將藤原師季

かげしげきかた山はやしくれごとにねぐらあらそふむら鳥の聲

錦織 霜臺御史中丞從久

岡邊白雪

岡の名の尾のへのほかのおのへまではなのさかりとみするしら雪

冷泉 右衞門督爲久

行路旅人

世にひろき神のめぐみは瑞籬の外面の道のゆきゝにもしれ

嵯峨[illegible]叢吐ニ無量之景滔蕩鴻溶一生ニ不測之景一、就レ中八景此景大者也。其景有ニ三四五面一有ニ不全之地一、不レ能レ無ニ遺恨一矣。備前吉備津宮八景殊奇絶也。神主肥後守藤原隆美、風格不レ凡、因分ニ其題一以乞ニ搢紳一已成矣。聚以納ニ祠宮一。嗚呼和歌與ニ八景一俱不レ朽哉。於レ是乎跋。

享保乙巳歲芳春中澣 從三位實積記

風早 法名 爲空

此八景和歌、今納て備前國吉備津宮の神殿にあり。

出題 冷泉中納言殿 外題 清水谷大納言殿

七、吉備津宮八景詩

清沼遊魚

潔-白水-心色如レ銀 衆-遊濠-樂慰ニ靈神一 祠-前新寫文-王舊 囿-躍宛-然德及レ鱗。

高林宿鳥

森-立拂レ天覆ニ瑞籬一 歸棲群翼準ニ雞塒一 睍鳴餘-感不レ離レ耳 喙-管舌-絃徹-夜枝。

瑞籬白櫻

花-表內-林綾滿-柯 日-經雨-緯又風-梭 和-邦名-尊神-機織 一-洗俗-間紅-紫羅。

靈鳥紅楓

中心佳景雖舍レ幽　周匝淵波疑二蜀流一　定是西征昔朱幕　感レ秋樹頂飾二神州一。

前嶺紅暉

廟前翠黛映二青昔一　旭影散レ華萬像昭　時景寰中皆冉々　奇觀山上是朝々。

隣丘白雲

神垣冬景更新妍　季雅買鄰不レ用レ錢　驚レ日玄冥斯大富　銀堆高耀白雲邊。

東野農夫

萬畝鱗々雨後犂　惜レ時勞レ力不レ嫌レ泥　西祠靈前定欣慰　應下助二秋成一賜上レ所レ徯。

北途旅人

騎步魚貫西又東　一聞誰不レ仰二神風一　顧レ南遙拜往還客　共入彥宮廣廕中。

享保丙申仲冬嘉蓂

松平良直拜草

八、虫明八景 為備前州宰賦

荒井筑後守源君美

迫門黎明

海口在郡治東南長島舊有居人千餘戶舟行出乎此則東接壇島西望扇濱琴浦等所。

海門烟霧斷　微妙望二滄溟一　日湧雲霞赤　大涵島嶼青。

扇濱懸二落月一　琴浦散二稀星一　欲レ盡東南美　層樓倚二窈冥一。

裳掛殘月

石在治南海上舊傳飛鳥姬沈水之日衣佩漂來掛于此石去石數十步有深淵名曰龍宮城邑又遇旱則禱往々有驗。

金樞殘月落　碧海氣蒼々　龍府珠輝冷　蟾宮桂子香。

波明神女襪　霓舞素娥裳　誰挽天河水　頻添玉漏長。

玉葛晴雪

山在治西其山最高登臨則四境在目中去山里許有馬塚蓋神后征新羅之日海庄助者埋其乘馬所也。

西峰明霽色　積雪掛ニ雲端一　影動金烏曉　光銷玉馬寒。
山陰詠ニ叢桂一　郢裏奏ニ幽蘭一　坐向瑤臺上　誰披鶴氅看。

橘山鹿鳴

山在治之東北西谷曰鹿口鹿口西上則有城墟。

黃橘霜飛日　丹楓露下秋　林間時濯々　谷口自呦々。
鄭國蕉成レ夢　吳城草亦愁　嘉賓堪レ可レ樂　更爲鼓琴留。

舟越歸帆

濱在治之東南昔有艤戶。

長煙艤戶暗　帆落夕波中　南北常古斗　東西只住風。
拂雲千片白　掛日一輪紅　爲問鱸魚膾　歸心想未同。

扇濱夕陽

濱有治之東南飛鳥姬作歌題扇投水而死其扇所止也。

落日蒼波動　蒼芒海句分　雲如ニ飄畫扇一　水似ニ泛紅裙一。
虹霽連輪出　霞沉反影曛　乘鸞人去後　歌怨不レ堪レ聞。

黑井晚鐘

山在治北山上有寺曰東覺有殿奉六悲像殿之東南有泉而出烏水色常黑西北去殿四五百步飛瀑雙落青山湧乎其中下抵當下而合流。

寶塔慈雲暮　華鐘慧日沉　屢添天籟響　遙動海潮音。
崖拆銀河落　泉通黑水深　諸方皆善應　須レ發ニ菩提心一。

唐琴夜雨

浦在治南西望則牛窓燈火杳明亦曰唐泊蓋海船之所會也。

夜雨鳴ニ琴浦一　聲々囘裏傳　清風廻ニ玉軫一　流水入ニ朱絃一。

燈暗燃₂犀渚₁　篷孤載₂鶴船₁　遙識神明宰　應ㇾ如₂子賤賢₁。

右白石詩草に見へたり。八首の詩の題の下に註、此所に傳る民間の口牌(碑カ)を聞てしるせしなり。故に古く書し事にわかへ(たカ)るあり。海左介が馬をうづみて馬塚といふも源平盛衰記に見へたれども、神功皇后の御明といふとは、ふるき物語に見へず。敏達天皇の御宇に、吉備國の人海部直(うみのあたひ)羽島三韓に行て、兒島へ歸りつきし事、其御世の記にあり。若此時のことならんか。いまだ其たしかなる事をみず。又飛鳥井姫君の、海に身を投ぜしに事よせて、跡をかくせし時、扇裳などの濱にとゞまりしとは、狹衣物語には見へざれども、作物語なれば、其昔實にかゝることのありしを、此所に云傳へて、それによりて書しなるべきなれば、其名もあるべき事なり。又唐琴のうらといふも、唐泊といふ名所と、琴の浦といふ名のあるを、後世に合せ名付しなるべし。名所の唐琴の浦は、兒島郡にあり。この所にはあらず。

九、同所八景の和歌

虫明殘月

虫明に殘る月さへ我からと世は浦波の藻にや住らん

玉葛晴雪

雲はれてさながらみがく玉かつらかけてぞ見ゆる山のすがたも

迫門黎明

かぢ枕旅のうき寢も忘られて心ぞとまるせとの曙

立華鳴鹿

さほ鹿の立花山に夜もすがら鳴はむかしの妻や戀(け)ん

扇子夕陽

松かいや扇子の浦の夕日影くるゝはおしきあかぬ詠に

黑井鯨音

人すまぬ黒井の水の哀さを里まで送る入相の鐘

船越歸帆

船越の興津のにはやかゝるらんかたほにかけて行かふる見ゆ

唐琴暮雨

暮の雨を磯の松風かきあはせさながら琴のしらべとぞなる

一〇、備前州天城八景

河田靜齋

鹽干歸帆

潮來山色蒼　潮去海天白　布帆待二西風一　今夕誰家泊。

鞭木夕照　源盛綱插鞭于地生根成大樹至今見存。

壯士投レ鞭處　長流斷二幾年一　魯陽今不レ見　空對二夕陽懸一。

浮州落雁　源盛綱殺藤戸男子處所謂浮洲岩者是也舊有巨岩浮田氏輦送京師今在三寶院庭中後又置石勒佛名以識遺跡。

荒洲思二往事一　苔作血痕斑　雁群飛不レ度　霜滿碧流灣。

經島秋月　源盛綱安置佛經薦所殺者有古墓在其上。

半夜吊二古魂一　秋風吹不レ歇　昔時三尺氷劍一作　光射一輪月。

藤戸夜雨

蕭々一作蕭條孤館雨　愁霧鎖二長浦一　哀怨不レ可二堪一作聞一　無レ由レ問二呂姥一

粒江暮雪

天低雪粉々　北風日欲㆑曛　渡頭人跡絶　無㆓復水犀箠㆒。

一松晴嵐　藤戸左右舊時海中今成平陸村落相落。

月照歸雲宿　風捲遠嵐輕　不㆑知海水盡　猶作波濤聲。

西明晩鐘

日暮牛羊下　深林古寺鐘　虎濱（汀カ）人始別　倚㆑杖看前㆑峰。

一一、雜

遊八塔寺　萩資物記に見へたり

一嶽壓㆓三府（播・備・作）㆒　白雲覆㆓碧天（一本作滿）㆒　峰高踰㆓萬仭㆒　寺古近㆓千年㆒。

僧坐虛堂月　猿吟老樹煙　寄㆑言浮世士　來㆑此脫㆓塵緣㆒。

神根道中

怪‐石奇‐巖碧流澗　白雲紅樹夕‐陽秋　吳‐山楚‐水曾行徧（脚參）　淸（吳楚之々）興何如㆓此勝‐遊㆒。

書椎村山菴壁　文明之頭書在備の前州とあり。されど今椎村といふ所なし。則樫村などか。

澗水下㆓人間㆒　巖雲過㆓別山㆒　聊聽㆓幽鳥語㆒　似㆑喜㆓野僧閑㆒。

庚寅冬登備前金山訪功上人幽居援毫賦山中四威儀書壁上云

山中行　煙‐霞遠‐近失㆓歸程㆒　谿‐邊趺‐脚指頭破　流‐水聲和㆓忍‐痛聲㆒。

山中住　草‐衣藜‐食閱㆓朝暮㆒　千‐峰盡‐日入㆓雙眸㆒　不㆑記㆓靑黃（春秋）㆒能幾度。

山中坐　石‐榻跏‐趺惟一‐箇　全非㆓樂㆑寂兼㆑嫌㆑喧　獨有㆓閒（知音）雲相許‐可㆒。

山中臥　高枕㆓蘿窓㆒縱㆓怠情㆒　天風吹折老松枝　匪耐驚㆓吾濃睡㆒破。

兒島郡林村五流に有連歌

長亨三年正月二十二日、後鳥羽院御影を奉納の時

雪ながら山もと霞むふふべかな　宗祇
ゆく水とおくむめにほふさと　肖柏
河風に一むら柳春みえて　宗長

同時に

まもれ君その言の葉の家の風道なきかたに吹まよふとも　宗祇

筏

牛窓村の枝綾浦の海中に岩石あり。汐干には顯れ見。是を筏といふ。但し滿潮にも見ゆれども、干汐別て美景なり。

此岩を見て

牛窓は何なる神の誓やう浮たる石の流れ行らん　宗祇

片上驛にて

天正十五年、秀吉公九州に御座候節、勅使下向あり。其歸路、五月三日

都をも隔てぬ聲や郭公　橋本中將實勝
橋に聞やふる聲時鳥　式部卿法印長房
春海の浪に間近き夏の山　廣橋中納言兼勝

一二、遊高島記

山田剛齋

備陽岡府之南水程二里許而有㆓一小島㆒。名曰㆓高島㆒。蓋以㆘其隆然特起㆓於波瀾中㆒也。傳言在昔我神武帝東征之日所㆘起㆓行宮㆒備㆓舟楫㆒蓄㆗兵食㆖之地也。然則其所㆑得㆑名者尙矣其爲㆑形也。全體如㆓龜甲㆒、半腹似㆓峰腰㆒、上有㆓修竹陰

林一、而遠望レ之則蔚々蒼々。可レ謂ニ鑑湖一青螺一也。漸近覩レ之若巖壁立沙汀席布、其高低之勢、隆者爲レ丘、陷者爲レ谷夷者爲レ壇、窪者爲レ窗、開豁幽邃之形又可レ謂ニ神仙之舊墟一也。東南之旁濱海架巖、而構レ一者號曰ニ松林寺一、升レ堂縱レ目則東呑ニ海潮一、西控ニ江流一浩々混々波浪撃レ岸。若ニ夫怒潮奔騰一則晴雷發ニ乎磯石之間一、狂風度レ觸則驚濤湧ニ乎松樹之上一。南瞻ニ兒嶋之層々一、北望ニ岡城之言々一、漁浦列レ前犁村駢レ後、居民比屋庶而且富。聞ニ牧謠於網濱之朝一、見ニ炊煙於飽浦之暮一則亦可レ想ニ像古之聖風一也、加旃惠風和暢之晨日暖煙融則錦鱗游泳鏤翩頡頏皓月淸朗之夕雲歛氣爽則浮光碎レ金沈レ影擲レ璧、或淸風度レ海而不レ厭ニ夏日之長一、素雷連レ峰而足レ充ニ冬月之觀一、其風致如何也、夫岡府東西之都會也。是以風帆潮楫出ニ入乎煙雲杳靄之中一、而所ニ海物漕一租稅以レ有易レ無者無下日而不上レ經ニ過於此島一矣。況又有ニ遨遊不レ絕者也。或泛ニ樓船一列ニ矛戟一鳴ニ簫鼓一發ニ棹歌一者貴介顯豪之所レ樂也。或駕ニ輕舸一陳ニ承味一諧ニ絲竹一盪ニ俗態一者大賈商之所レ樂也、或掉ニ扁舟一提ニ瓠罇一開ニ吟懷一發ニ幽興一者騷人逸士之所レ樂也。雖ニ其樂不レ同而各從レ所レ欲以適ニ其意一者一也、於戲萬類函育各樂ニ其樂一者如レ斯。豈匪ニ承平之餘澤一乎、若ニ夫不幸而遇ニ乎風塵之日一則雖レ有ニ勝地絕境一豈能樂レ之哉。吾之桑梓密ニ邇于山一而寺僧亦有ニ舊好一、故刺ニ扁舟一而消ニ遣世慮一者多ニ時于茲一矣。而吾野人不レ知ニ貴豪之所レ樂商賈之所レ樂又吾所レ不ニ敢爲一也、有ニ竊取ニ逸士之樂一矣、於レ是乎記レ焉。

于時天和改元孟秋之吉

一三、河口八景

高島秋月　（插繪第一圖參照）　三宅可三

鑑中高島一青螺　鳧渚鶴汀淸絕多　秋夜凝望直遠且　月升ニ滄海一墜ニ江波一。

左少將

月は猶松の梢に高島のなみのたまもに影をやどして

平井落雁　（插繪第二圖參照）　三宅可三

征鴻萬里雪霜翮　兄弟相呼不レ耐レ聽　遠客無レ端添二旅況一　猶憑二斜日一下二寒汀一。　左少將

一行は霧のたへまに見へそめて平井の潟に落る雁がね

北浦歸帆（挿繪第三圖參照）　三宅可三

浦頭雲水自依々　一葉扁舟過二石磯一　漁叟賣レ魚供醉夢　片帆閑帶夕漁歸。　左少將

追風に歸る浦はの漁舟今日のしわざのかひもあればや

湊村晴嵐（挿繪第四圖參照）　三宅可三

積雨初收虹未レ藏　貪看二晴岫一染二嵐光一　耘夫牧竪鮮二蓑笠一　好向二江村一事々忙。　左少將

海士のすむ里の外面に干網をあへと吹まく嵐はげしも

網濱夕照（挿繪第五圖參照）　三宅可三

到處江頭擊二短篷一　雙鷗孤鷺傍二漁翁一　歸隨二柳岸一曬二斜照一　網住殘霞一片紅。　左少將

夕附るなごりも遠く移ふは汐や引らん網の濱邊に

常山暮雲（挿繪第六圖參照）　三宅可三

慘淡天涯雲欲レ向　雪埋二山色一映二林坰一　晩來忽轉羊家眼　遙對二翠屏一作二玉屏一。　左少將

ゆふされば汐風までもさへ〳〵て先常山に降れるしら雪

上寺晩鐘（挿繪第七圖參照）　三宅可三

雲靜寒鐘出二梵樓一　山頭度翠數聲幽　斜陽同聽不レ同レ趣　多使三人間生二百憂一。　左少將

海こしのひゞきやいづこ夕風の便につたふ入相のかね

濱野夜雨　（插繪第八圖參照）

瀟々渚野掩二茅衡一　夜雨如レ繩寒夢驚　村鼓梵鐘聲々〔赤〕濕　青螢漁火近二黎明一。　三宅可三

舟かけて幾夜かなれぬ雨の中にうきねの枕とまの雫に　左少將

一四、附

延享元年甲子、豐前國宇佐八幡宮香椎宮奉幣使に飛鳥井雅重行かれしが、片上にての歌

打寄る浪のしらもをあまの子がかりてほすてふ片上の里

四十一卷後太平記將軍義照公西國の條下に

無程備前國牛窓に着せ給ひけるに、南風烈しく吹盡し、霖雨朦昧として、いとゞ落路の哀ぞ彌増ける。連り逢程の御國豐き、されば御枕を欹て給ひ、狂歌を詠じ、海中に抛入、八大龍王に手向給ふ。

おもひきや船路の旅は牛窓の月の夜鹽に袖ぬるゝとは

八大龍王も忽ち感應やありけん、軈て順風帆に打て、備後の國鞆の津に着せ給ふ。

吉備溫故秘錄　卷之三十三終

吉備溫故秘錄 卷之三十四

名所記 下 目錄

大澤惟貞輯錄

吉備溫故秘錄卷之三十四（名所記下）目錄終

吉備温故秘錄　卷之三十四

大澤惟貞輯錄

名所記下

此編は、すぐに上の卷にくはしく記したれども、兒童の慰にもならんかと、吉備二十四の名所の圖繪を、岡本重温に、寛政十一丁未の年書しむ。

一、簑里　卷首第一圖參照

御野郡三野村なり。正史にみへねども、此所に語り傳ふるは、素盞嗚尊は天にも住給ふまじ。又葦原の中津國にもおらしめし、底津根國へいにたまへど、追やりたまふとき霖雨ふりしかば、みことせんかたなく、青草を結びて笠簑とし、そぼちぬれて行たまひ、やどを諸神たちにかりたまへども、かしたてまつる神もなきに、このところへくだり給ひ、しばし休み給ふに、雨も止みたれば、そのみのかさをぬぎすて給ふによりて、里の名となりけるよし。堀川百首師時の歌に、

五月雨にぬるゝもしらぬ簑里の門田の早苗いそぎ取なり

二、簑山　卷首第二圖參照

簑里のあたりのやまをいふ。うた枕の類、みな、美濃の國みのゝを山にこれを混じいだしたるはあやまりなり。體源抄催馬樂の事をしるせしには、備前の國といだしたり。

名寄　成茂の歌に

みの山にいつともわかぬ杉の葉もしるるしばかりの松風ぞ吹

三、笠目山　卷首第三圖參照

御野郡畑村の山をいふ。里民笠井山といふは誤れり。應神天皇吉備に巡行ましまして、かさ目山に登給ふのとき、飄風御笠を吹はなつ。天皇大ひに怪みたまふ時に、鴨別みこともふさく、神祇天皇を奉ぜんとの故に其狀を示し給

ふなりと。天皇其眞僞をしらんと思して、此山を獵し給ふに、其獲もの甚だ多かりければ、大に悅びたまひ、命にかさの名をたまひしと姓氏錄に見へて、古へより其名高き所なり。

夫木集　隆博（輔、博カ）卿の歌に

天が下かさめの山の草木まで春の惠みに露ぞあまねき

四、大河　卷首第四圖參照

御野と上道との間を流るゝ大川なり。此國にふたつの大川あるに依て、西大河ともいふ。源平盛衰記に、西川裳佐の渡りを打わたるとあり。又同書に、西川尻藤戸の渡りに押寄て陣をとるともあり。今川了俊道の記には、それよりこなたに川あり、みのゝわたりといふとあり。皆同じ川なり。今朝日川といふは、近頃の名にて、其據をしらず。

名寄　讀人しらず

大河のをちかた野邊に刈かやのつかの間も我忘られぬやは

五、大島　卷首第五圖參照

今岡山の地なり。いにしへは海中の島なるが、としを經て、海は塡りて、今は地續きとなりぬ。この大島に神をよめるは、岡山の地に式內の神尾針神の御鎭坐ありしに依てなり。又あさ衣かたの大島、逢ふことのかたの大しま、などあるは、岡山の地、北は出石の鄕、南は鹿田の庄なるによりてよみ合せしものなり。

新勅撰集　惠慶法師の歌に

都にていそぐかひなく大島のなだのかけじは汐みちにけり

六、岩井島　卷首第六圖參照

御野と津高の境なる山をいふ。今石井といふは誤れる。いにしへは、御野郡なかばは海なりしが、年移り、干潟おほく新墾の地となりて、いまは海はるかに移れども、島のかたちはのこれり。

夫木集　　　　　　　　　　　　　　　　定副のうたに

君が代を幾萬代と住鶴はいはゐ島より祝ひ來るらし

七、春湊　巻首第七圖參照

上道郡湊村なり。昔、神功皇后三韓より御歸陣のとしのはる、御船しばらくこゝに懸りしより、春のみなとと稱せしが、宇喜多直家の時に、其唱ながしとて、春の湊をみなと村と改られし事を、此所にかたりつたふ。是を日本紀にかんがふるに、神功皇后より、內海通行の湊なれども、後世新墾の地多ければ、むかしの地のさま、分ちがたけれど、藤戸と云謠の言葉に、春のみなとのゆくすへや、藤戸の渡なるらんといへること葉、よくかなへり。

波に行心のはてや是ならん春の湊のはるのあけぼの

八、神村山　巻首第八圖參照

上道郡湊村と網濱村との境にあり。西へ尾さしたる山をいふ。藻鹽に、當國とあり。いかなる神の鎭座ありしは知らねども、古老の語り傳ふるは、此山に、いにしへ神社あまたありけるによつて、其名殘りたるよし。未詳ならず。

夫木集　　　　　　　　　　　　　　　　讀人しらず

萬代をさしてぞいのる千早振神村山の峰のまさがき

九、虫明　巻首第九圖參照

邑久郡虫明村なり。曙の名所にして、その景色はなはだ美はしき事、世の人のしれるところなれば、爰に略す。

備前守にてくだりける時、虫明といふ所のふるき寺の柱に書付侍りける。

玉葉集　　　　　　　　　　　　　　　　平忠盛朝臣

虫明の背戸のあけぼの見るをりぞ都のことも忘られにける

一〇、韓泊　巻首第十圖參照

虫明村なり。いにしへ此所韓客のふね懸りし所なれば、から泊となづけしなるべし。八雲御抄、其外歌枕に、筑前

の國とす。萬葉集に能解の浦をよみ合せたるはその國なり。其外は備前國なり。狭ごろもの語り、淸行の意見封事等の書に當國の虫明なる事あきらかなり。

靈元御製御集

幾代經てとをきうきねぞから泊もろこし船にあらぬ波路も

一一、扇の濱　卷首第十一圖參照

邑久郡虫明村にあり。むかし都に久しくすみける女ありけり。むつまじくかたらひし男、心かはりて、ことつまへしのびて通ひければ、女は海に沈みしに、其女の扇裳などの濱にとゞまりしによりて、扇のはま、裳かけの岩の名のこりしよし、里民のかたり傳ふるなり。狭衣物語もつくり物がたりなれば、かゝる事のありしによりて、書しなるべきなれば、その名もふるき名なるべし。されども古歌も見えざれば、狭衣物語飛鳥井姫の歌をこゝに記す。

早き瀨の底の藻くずとなりにきと扇の風よ吹も傳へよ

一二、裳掛石　卷首第十二圖參照

虫明村の海中にあり。今裳懸の庄虫明といふ。また當國ふるき人の稱にも、裳懸氏あり。源平盛衰記にも見えたり

歌枕　鎌倉の右大將の歌に

世を寒み浦の松風吹すさむ裳掛の波に千鳥鳴くなり

一三、大伯海　卷首第十三圖參照

邑久郡奥の浦の海を云。齊明天皇七年、御船にて西の方を征罰させたまふ時、正月八日、大伯の海に至り給ふ時、天智天皇の皇女太田姫は天武皇帝の后宮にて渡らせ給ひしが、姫宮を爰にてあれまし給ふ。これを所の名によせて大伯皇女となづけ奉ると、日本紀に見え、また聖武天皇の天平十五年四月に、備前國邑久郡新羅邑久の浦に、大魚五十二隻漂着と云事、續日本紀にあり。

續古今集

うしとても身をはいづくに奥の海の鵜の居る岩も波はかゝらん　　順徳院御製

一四、楯ケ崎　巻首第十四圖參照

虫明の海にある長島の内、南の端に、楯をたてたるよふの岩あり。夫を楯ケ崎とも、たてが浦ともいふ。此長島も古き名にて、桓武帝延暦三年に、備前國兒島郡小豆しまに放つ所の官牛民座に損ありとて、長島に移すと、續日本紀に見え、また延喜式にも、備前國長しまは、馬牛の牧なりと有。源藤孝細川玄旨九州のみちの記に、

風あらくなりて、楯の浦といふ所にあがり、人家もなき所に旅寢して、

夕波のたての浦より弓張の月も光りをはなつとぞみる

一五、牛窓　巻首第十五圖參照

海路の湊なり。林道春の神社考に、神功皇后の御船爰を過させたまふ時、大牛いでゝ、御船をくつがへさんとせしに、住居大明神、老翁と化して、その牛の角をとりて、うみになげ入たまひしより、こゝをうしまろぶとよぶ。其言葉轉じて、うしまどといふは誤れり。

其牛といふは、塵輪といふものゝ化する所なり。其塵輪、はじめ黒雲に乗じて來り、仲哀帝をおかし奉るに、帝是を射落し給ひ、身首二つと成りて死す。塵輪もまた帝を射奉ると有。是は古史には見へねども、備州の風土記によりしならむ。

俊頼の家集に

うしまどをたゝく水鶴の音すなり波打あげて誰かとふらん

一六、蓬ケ崎　巻首第十六圖參照

又蓬島ともいふ。鹿忍村の内、海濱なり。源平盛衰記に、新大納言成親卿配流のときの道の記に、藻掛の瀬戸蓬ケ

崎矢寄のはまをこぎわたり、備前の國あへの浦より內海を通りて、小島といふ所に着、と有り。源の貞世[今川了俊]嚴島詣の記に、

いく藥とらましものを蓬島をよぶばかりにこぎ渡るかな

一七、藤戸　卷首第十七圖參照

西兒島藤戸村なり。いにしへは、西國への船路なりしが、いつのころよりか海あせて船路もたへ、今はるか地方となれり。源平の戰ひに、佐々木の三郎盛綱、此藤戸のうみを馬上にて先陣せしより、世の人のよくしりたる名所なり

堀川百首　顯家の歌に

おほけふねしたふる浪はかくれども藤戸をさして島かくれ行

一八、小島　卷首第十八圖參照

今郡の名と成て、此島一圓を兒島郡といふ。神代の卷に、吉備の兒島を生す。是よりはじめて大八州の國の號起れりとあり。舊事紀には、先吉備の兒じま、またの名は建日方別とあれば、たぐひもなき久しき名なり。兒の字を用ひしふることは、この島のかたり傳へもあれども、正しき文に見へざれば、爰に載さず。

續後撰集　鎌倉右大臣の歌に

夕されば汐風寒み波間より見ゆる小島に雪はふりつゝ

一九、玉浦　卷首第十九圖參照

兒島の南面加茂の庄玉村の磯邊をいふ。八雲御抄歌枕の類どもに、紀伊國とあり。此國の玉の浦、書にのせざれども、萬葉集に、新羅國へ使人乘船海路に入、道のほとりにて作歌八首といへる中に、武庫浦・印南・玉浦・神島と、次第して書たり。武庫は攝津、印南は播磨、玉浦は備前、神島は備中なれば、玉浦當國にもある事あきらかなり。此八首の歌の內に、

ぬば玉のよは明ぬらし玉浦にあさりする田鶴鳴渡るなり

又竹島とも有。東兒島宮浦の海上にあり。神武天皇乙卯年の春三月六日に、安藝國埃の宮より吉備の國に入て、行宮を起て、こゝに居給ふ。是を高島の宮といふ。三年を積給ふ間に、舟楫を修め、兵食を蓄給ふ事日本紀に見えたり。

二〇、高島 巻首第二十圖參照

名寄　光俊の歌に

み年經しこや高島の宮柱ふとしきたてゝ後も萬代

二一、響灘 巻首第二十一圖參照

比々村の海の沖をいふ。源氏物語玉葛の卷に、ひゞきのなだもなだらかに過ぬ。海賊のふねにやあらん、ちいさき船のとぶやうにてくるなどあり。又河海抄に、李部王記を引て云く、天德四年六月十一日、備前使申の賊二艘純友等なり響のなだより舟をすてゝ脫遁、疑らくは、京に入るかとあり。

夫木集　俊惠法師の歌に

風をいたみひゞきの灘をとをる日も峰の櫻にめかれやはする

二二、比々手 巻首第二十二圖參照

比々村の東南の方の山に民家あり。これを向ふ比々といふ。其山のすそ、海へ入たるところをさして、比々の手といふならんか。この比々の海泊なり。細川玄旨法印の九州道の記に、備前のうち、ひゞといふところにとまり、それより暮ほどに宇島門に着とあり。

讃岐國へまかりて、みのづと申津につきて、月あかくて、比々の手もかよはぬほどにとをく見へ渡りたりけるに、鳥の比々の手につきてとびわたりけるを、

山家集　西行法師の歌に

しき渡す月のこほりをうたがひて比々の手まわるあちのむら鳥

二三、浦田　卷首第二十三圖參照

澁川村の內なり。今その所さだかならざれども、此村の濱邊ならん。西兒島に浦田村といふあれども、そこにてはなし。

ひゞしぶ川と中かたへまかりて、四國のかたへ渡らんとしけるに、風あらくて、ほどへにけり。しぶ川の浦田と中ところに、おさなきものどもの數多ものをひろひけるにとひければ、つみと中ものひろふなりと申けるをきゝて、

山家集　西行法師の歌に

おりたちに浦田にひろふ蜑の子はつみよりつみを習ふなりけり

二四、唐琴浦　卷首第二十四圖參照

兒島郡引網村なり。虫明の韓泊と混じて、この琴の浦を邑久郡の名所とするは、あやまれり。この村に傳ふるは、村の西南のはま邊、干潮の時眞砂に琴の絃のごときすじあり。それを、いざりするあまの子どもふみあらし、すじもなくなれども、また後の干潮にはじめのごときすじつけり。これに因てから琴の名いづるといふ。

古今集　眞せい法師の歌に

都までひゞきかよへるから琴は浪の緒すけて風ぞ引ける

吉備温故秘錄　卷之三十四終

吉備溫故秘錄

（古蹟）

吉備溫故秘錄 卷之三十五

古蹟上目錄

大澤惟貞輯錄

吉備溫故秘錄卷之三十五（古蹟上）目錄終

吉備溫故秘錄 卷之三十五

大澤惟貞輯錄

古蹟 上

一、御野郡

笹ケ瀨 （御野郡と津高郡との中間なり）

笹ケ迫りといふを、後世笹ケ瀨とあやまれり。笹ケせまりといふは、西の山と東の山との間を、北より流るゝ川あり。西は津高郡、東は御野郡なり。昔は此兩方の山裾に篠茂り、此川の上にてせまり合たるかに名付たる由。又、民間の說に、北に有を鈴の瀨、南にあるを篠の井といふ。

源平盛衰記に曰、瀨尾兼康は西川もさの渡りを打渡り、福林寺のちまたをほり切て（平家物語には、福隆寺に作れり。）しかへさか茂木ひきなどして、馬も人も通ひ難くこしらへたり。彼ちまたといふは、遠さ二十餘町、北に峨々たる山、人跡絕たる如し。南は渺々たる沼田遙に南海に連りさり、西には岩井といふ所あり。是をば打過て、當國一の宮をも過て、さゝがせまりにかゝるとあり。（按ずるに、一の宮を過て笹が迫りといふは、記者の誤りなり。前後して記せるなり。實は笹が迫りを過て、一の宮に至るなり。）今も此所に城跡あり。（合戰のやうは城跡の部に記す。岩井、名所の部に記す。）

篠の井 （同書に見へたり。下に出す。烏山（烏丘）一說に笠井の邊りともいふ。上伊福村の乾にあり。又寒烏山ともいふ。）

源平盛衰記に曰、義仲は和氣の渡りを打渡し、可眞鄉へ打入て、福林寺阡を見れば、堀をほり切て、逆茂木引、たやすく爰を難通。如何して閑道を知らんとて其邊を打過て、里人を尋けるに、可眞鄉の住人に、惣官賴隆といふものを尋出して云けるは、妹尾太郎兼康を西國に爲尋承、死罪を宥て古里に返遣す處、還る義仲に存腹黑、彼を責んとするにきと道を得ず。通り道ありなんや、と宣へば、候なんとて、即賴隆山しるべして先陣に進み、北路に掛り、烏岳と云

所を廻て佐々の井より時を㳛と造り懸て、さゝが迫りを責たりけり、と云なり。

按ずるに、此烏岳と云處、此篠ヶ瀨のあたりになし。烏の字は鳥の誤りならんか。是非をしらず。後人これをしるす。

福林寺　又福輪寺と云

津島の內、福井のほとりより、津高郡辛川邊までの間を云。福林寺は古き道場なり。津島村の山の麓に有しが、後は此寺を妙善寺といゝて、日蓮宗の道場なりしが、寬文年中、頽顚したり、今も其寺跡に礎あり。又、妙善寺と銘をほり附たる石の水鉢殘れり。此寺の前の阡なる故、福林寺阡といふ。又昔しは此近邊にも兵士多く集り居たるや、太平記に、福林寺の者どもと有。

岩井

今も石井といふて、わづかに人家殘りてあり。是昔の岩井島にて、壽永の頃にははや此島陸地となりたると見えて、盛衰記に岩井と記して、島とはなし。

歌島　津島村の內

今は此處を土生といふに、小山あり。これを歌島といふか。

關白道

秀吉公備中高松陣の時押通りし道をいふ。福林寺阡の事ならん。

朝寢の鼻　津島村の內、東にあり。

大覺屋敷　津島村の內にあり。

里民の說に、大覺上人西國へ弘法の節、此村を過る時、民共の歌をうたひて早苗植るを田を作るを見て、民どもに向ひいひけるは、能き歌を敎べし。此歌をうたへば稻も能實のり、子孫も繁榮なりとて、題目を敎ゆ。里民、面白き田家と思ひ、留置、佛法を聞て有難思ひ入、地頭楢原新左衛門と云ものへ彼民どもかくと告ければ、新左衛門も則上人

へ對面し、佛法を聞、主君松田左近將監も言上しければ、松田も殊勝に思ひ、改宗あり。夫より此處に上人を逗留せしめ、當國所々に日蓮宗の寺を開基、又古き寺院をすかしこらへて改宗し、當國に日蓮宗の流布せしは、此時よりと云傳ふ。

釣の渡り 三野村なり。

今鑓子の釣といふ。昔の官道にして、船渡しの有し字[處カ]なり。大川端なり。此處に身投石とてあり。里民の說に、此岩の上に至るときは、自ら身を河中へ投じ度由。岩下は至て深き淵なり。數々此處にて投死の者多し。

ゐとふ 北方村の枝。

宇喜多の臣遠藤河内が宅地の跡あり。里民此所をゐとうと唱ふ。此宅地の南に、西へ流るゝ小川あり。里民三野川といふ。夫より渡せる橋をも又ゐとう橋といふ。

按ずるに、遠藤を中略してゐとうと云習はすものと見へたり。

ざず川 上伊福村の內。

村前を流るゝ小川なり。三野川の末なり。又座主川とも書由。

大供村

延喜式に木工寮へ進らす所の庸米の中に、備前國千斛と見へたり。

今按ずるに大供村は大工村にて木工寮へ進ぜし所にて其名村に殘り、大工を大供と文字の轉じたるやと寸簸の塵に見へたり。

安宅 濱野村の內なり。

清泰院殿忠雄公の大船あたけ丸を置給ひし所をいふなり。今に小さき池寺の前に殘れり。安宅といふ船の造り様を以て大船を安宅造りといふ。この船の名を紀伊丸といふて、船中に十五疊敷廣間ありし由。此安宅造りの大船は、天下一統停止ありしかば、依之此處にて解れし由。今に土中に古るき板などあり。この船の屋形の內、組入天井は、

今は藤野町本願寺の内佛の天井これなり。張付等は舟手の役人、兒島氏・寺見氏給り、波風は今の油町小島屋といふ町家に持傳ふ。

歌島 津島村の内。

今此處土生といふ。上古は此邊迄も海なりしに依て、此處海中の小島なりしものと見へたり。次第墾田となり、上古の地形かわりたるなるべし。

朝寢の鼻 同村の内半田山大坂の西の尾崎をいふ。

惣じて此邊を福輪寺繩手といふ。一說に此朝寢の鼻より津高郡西辛川村までをいふ共。

西川尻 福島村より西、今新墾となりし處と見へたり。

盛衰記曰、平家は左馬頭行盛を大將として、飛彈守景家已下の侍を打具して、二千艘にて備前國兒島に着て、三河守範頼は室の泊に有けるが、船より上りて、同國西川尻は藤戸の渡りに押寄て陣をとるといふ。

甲斐川

太平記十六曰、甲斐川三石二ケ所に城を構へ、海陸をさゝへんとすと。簸川并甲斐川の事、寸簸の蘆に云、簸川は、此國岡山の府下を流るゝ川にて、今大川とも朝日川共いふ川の古名なり。簸川の事、神代卷本書には、出雲の國の川とす。第三一書の說には、素盞嗚尊蛇を斷の劍、今吉備神部許(かんとものを)にあるなり。出雲簸川上の地、是なりとあるに、忌部正通註して、吉備神部許といふは、備前國石上布都靈神社簸川上の山是なり。大蛇を殺の地なりといへるにては、簸川は備前の川とす。

此二說を今按ずるに、出雲・備前の兩國に、ひの川といふ同名の川あるが故に混じたるなり。名は同じけれども、出雲の國のは肥川なり。備前の國のは簸川なり。其故は此事の垂仁記に、出雲の肥川の書て、又、景行記にも出雲の肥川と書、古事記には出雲肥川と出、風土記には斐伊川と書なり。神代卷の外、出雲のを簸川と書たるなし。是にて出雲のは肥川なる事を可知。備前のを簸川といふは、往古吉備を一に寸簸とも申たれば、簸川は寸簸川の上略なる物なり。それのみならず、本書の文意も、簸川の上

にて大蛇を殺し給ひ、然後に行つゝ婚の處を覔(もとめ)てつゐに出雲の淸(すが)の地へ到ますとあれば、簸川より淸の地に到給ふは日を經し事なり。是にても爰にいふ簸川は備前にて、出雲にあらざることを可思なり。簸川肥川兩國に同じ名あるより、かくは神代の卷に誤給ふなるべし。然るに忌部正通敷部の日本紀私記にて其誤を知て、簸川を始て備前國たる事を註せしなり。又古事記に、吉備の道口の氷川と書るは、此書は稗田阿禮が口に誦したるを以て錄せしものにて、本に隨て字を改めざること序文に見へたれば、簸川を誤て氷川と書たるを改ざるなり。古歌に大川とよめるは、此川大島の下を流るれば、其島に對したる名なり。源平盛衰記に西川といふは、此國に和氣川と簸川の大河、東西に流るれば、和氣川を東川と云、簸川を西川といふなり。又、御野郡を流れて海に入れば御野川といふ。了俊西國の道の記には、みのゝ渡とよみたる、皆簸川の事なり。甲斐川といふ名、太平記計に見へて、夫より昔もそれより後にも、何れの書にも其名更に聞へず。此國に殘れる名もなくて、甲斐川未詳。今按ずるに、昔簸川大島の下へながれ、海に入けるに、其海皆新墾の地となりしより、此簸川の末、遥遠く備中境までも西へながれ出來し成べし。此新墾の地を流るゝ川を下の簸川といひしにや。また其後此川を塡て大島のもとより南へさして、網濱村湊村へ新たに川筋を通ぜし故に、其下の簸川塡められて、其跡も不殘、其名も失るより、此川の名も文字もあらぬ事によびかけて、下の簸川をかひとつらね唱て、甲斐川など書あやまりけるにや。此川かへあらば、其流の末の海邊に城を築て、內海通行の舟路をばさゝゆべき所なり。無據今殘なれども、甲斐川の事更に所見なきまゝかくはしぬ。

御野川

盛衰記に、丹羽少將召下の條下に、少將は妹尾をめして被仰けるは、いかに兼康、汝が候妹尾より大納言殿のおはすらん所へは、いか程かある、と問給へば、大納言の御座す有木の別所高麗寺と申は、備前に取ても備中の境、妹尾と云は備中に取ても備前の境なり。兩國の間に御郡川とて川を一つ阻たり。其間は纔に三十餘町有けるをしらせ奉りては惡かりなんやと思ひけん、大納言殿の御渡り候處へは、行程十三日とぞ申ける。

按ずるに、當郡御野川と云なし、若那の字野の字と寫し誤れるならんか。

御納涼(すゞみ)所 中原新田村に在。

榎の古木二三本、其外十本餘も、これは其下たに芝など生て、夏中などにても能風吹き、冷しき處。そのかみ、烈公度々御出被遊候て、此處にて御納涼ありけるよし。當村名主座敷前庭に、柳の井といふ名水あり。これも烈公御上り被遊候由。其茶碗、今に名主の家に所藏す。此御涼所は、今考るに、川東に御花畑とて、御別業ありしを相やめられて

後民と樂みを同じふする御趣意にて、此處などへ御出被成候由。寶暦七年、保國公の命に依て石碑を建てさせらる。

拂ふなよ木の下かげの塵までも君がむかしのあとをのこして

一遊一豫民父母　勿レ剪勿レ敗餘二甘棠一。

寶暦七年歲次丁丑三月二十五日（如是三面にあり）

牧石 今は平瀨と云。

和名抄に、比良之と訓じたり。金山寺にある秀吉公制札には、ひらせとあり。

按ずるに、比良之はひらいしの略語なり。文龜三年正月、宇喜多能家浦上勢を帥て上道郡に陣を張り、松田元勝御野郡笠井山に陣す。牧石の川原へ兵を進て日々せり合あり。或日浦上勢より川を渡して牧石河原に戰けるが、松田勢數多山上より下り、重てかゝる。元勝も笠井山より下て戰ふ。能家士卒を下知して竪横切て廻り、終に松田に打勝けり。元勝は居福の郷へ引取、富山の城に入ければ、能家は勝鬨をあげて川より東へ引取けり。これを牧石合戰といふて、此處古戰場たり。又、元龜三年正月にも、宇喜多・松田合戰あり。

學校古趾 上中野村にあり。

明暦二年、諸郡ごとに手習所建、延寶三年廢せらる。

御茶園 南方村に有。

宇喜多家の時より當所に茶園を開きしに依て、所の名と呼ものなり。御當家御封建已後迄も有しが、寛文の頃より國學の別業としてありしが、其後故有て廢せられ、今は其地は鴨方公の別業、又は長泉寺といふ眞言宗寺有。元はこの長泉寺は當村の內東土手下にありしが其後當所へ移りたり。是に依て山號を茶園山といふより。寺僧の說あり

錢屋敷 二日市村の內、西渠の東、二日市町の西をいふなり。

寛永十五年八月二十八日、公儀より當國にて新錢申付候樣にと被仰候。付て京都天野屋宗入折節當地へ罷下り居たるゆへに、半分受込、殘り半分は當所町家の者二人に被仰付、右三人して此處にて新錢鑄たる由。其後相止候。年

號不審。此新錢を鑄たるによつて、此處を錢屋敷と名付て、今に其稱殘れるなり。

二、津高郡

西辛川 今は唐皮とも書て、延喜式の津高の驛も此處なり。

建武三年五月、足利左馬頭直義、九州より責上り、備中福山の城大江田式部大輔を攻落し、備中板倉川の邊より唐皮まで十餘度迄こそ戰ひけれ、され共兵もさのみ討れず。式部大輔は助り、三石の宿に落けり。直義は福山の敵を追落して、事始よしと悅び給ふ事不斜。其日一日唐皮の宿に逗留有て、頸の實檢有けるに、生捕討死の首千三百五十三と註せり。當國の吉備津宮に參詣の志おはしけれども、合戰の最中なれば、觸穢の憚有とて、只願書計を被籠て、翌日唐皮を立給ふ。事は太平記十六卷に見る。太平記三十六山名伊豆守落美作條下に、細川右馬頭賴旨、九月十日、備前へ押渡て、後陣の勢を待けるに、相順ふ四箇國の兵共、已が國々の私戰を捨、兼て大將に不屬備前備中備後三箇國の勢は、皆野心を含める者共なれば、非可賴とて、大將唐皮に陣を取り、徒らに月日をぞ被送ける。

此外、源平の頃には、木曾義仲妹尾太郎を攻る時も、此所にて戰ひあり。又天正年中、毛利家より備前を攻るとき、宇喜多家より人數を出し、合戰あり。其外度々爭戰の場なり。

首部村

或說に、壽永二年の冬、木曾左馬頭義仲都を發して備前國に至りぬ。爰に平氏の家人妹尾兼康城郭を篠ヶ瀨に構へ、福林寺繩手にて相戰、今井・海野・望月・諏訪・藤澤等先鋒して進攻る事甚急なり。平氏軍敗とて備中國に退き、板倉西岸に屯す。今井等攻て拔之、兼康終に討死す。兼平首を得たり。頗る大に勇氣をあらはす。簑山麓と云々。義仲此戰に討取所の首を篠ヶ瀨の邊の西に埋。故に後人呼て其埋みたる所を首塚といふ。其場所邊の村を首部村と云よし又備中加夜郡足守の上に、鬼神の住けるを、吉備津彥平げ、其鬼神の頭を串に指して曝れし故に首部村と云とも、此事は備中鬼の城の緣起に有、兩說共に取に不足說なれども、爰にしるす。備陽記に書たり。

按ずるに、前説は源平盛衰記・平家物語等に、義仲篠ヶ瀨にて妹尾と戰ひ、其後妹尾討れし事、委しく記せり。鬼の城の事、外に無所見。前説の方可ならんか。未だ是非をしらず。後人これを證す。又一説に、前條に記す幸川合戰の時の首塚ともいふ。

点頭坂　富原村の西の坂をいふ。

呼坂　今岡村の東にある坂をいふ。

昔敵味方兩方に居て言葉戰の時、此坂の上にて呼べば、富原の坂にて點頭くによりて名付といふ。點頭坂・呼坂の事、吉備津宮並備中國鬼の城の緣記等には委しくしるしたれども、未詳る事あれば、爰にしるさず。

佐々山

按ずるに、本郡篠日村に古の銅山の跡といふ所あり。此所ならんか。陽成院の御時、銅を獻ぜし事、三代實錄に見る。爰にしるす
陽成天皇元慶元年、備前國進二銅一斤九兩一、先レ是從七位上伴宿禰吉備麻呂言、備前國津高郡佐々山有レ銅、故吉備麻呂掘採、進二其撰銅一、勅遣三內匠大允正六位下布勢朝臣安峰與二國宰一監レ地檢校掘採、令下安峰還向進中所レ採之銅上。

おき坂　なか村の中。

下加茂より備中へ下る所なり。

きよつね山・うすい谷・かわや谷

三所ともに上加茂村の中にあり。

右四ヶ所、加茂市場藤澤の城番毛利家士粟屋與七郎と、虎倉の城主伊賀左衛門合戰の場なり。天正二年の春、毛利輝元・小早川隆景備中へ出陣し、直家の領地を侵し、備前へも打入べしとて、備中卯の庄に陣取て、藤澤の城、又福山城に居たる宇喜多よりの番勢を追落し、是に人數をこめて、備前虎倉の城近邊迄燒働す。中略 伊賀家久、城中より切て出、つきかゝれば、毛利勢一度に崩て、逃て行。中略 兒玉與七郎・名護屋與十郎・井上源右衛門・中島瀨兵衛・小寺右衛門・轉藤左衛門等、上加茂うすい谷といふ所にて、取て返して戰ひしが、終に討死す。中略 其時熊谷玄蕃・岡宗左衛

門、殿してをき坂迄引取と、云々。

道林寺丸 金川。

宇喜多直家、伊賀久隆に内通し、永祿十一年七月五日夜、金川城内、道林寺丸へ忍びて、人數を入れ、時の聲をあげたりと云て。委しくは古城の所に記す。（金川落城の時、此村より下田村の間にて戰ありしといふ。）

勅使屋敷 日應寺。

孝謙天皇の御時、日應寺へ勅使ありて、勅使の宮といふよし、寺記に見へたり。

龍王山鐘掛松 長野村。

天正十年、太閤秀吉公備中高松の城責の時、陣所の由、此山の麓になる谷川といふ川有。高松城水攻の水道なり。

梨子ヶ原 長野。

此所に古へ地藏ありて、毎年十月二十四日二十五日、市を成て刀劍を商ふ。是を地藏の市といふ。いづれの頃よりか此所斷絕して、備中和井本村蓮福寺に移りて、今に刀劍の市あり。

擂盆免 杉谷。

里民の說に、いづれの頃にや、作州檢地の役人、擂盆をかりて碎し、かわりに田地をあとふ。今に作州眞島郡上山村の內に田地十步ばかり備前國より耕作す。

三飛 溝部。

此所備前・備中・美作三ケ國の界、二三畝ばかりの小山あり。備中は上房郡關村、作州は眞島郡上山村の境なり。

木船

西楢津の村奥にある岩の硲をさしていふ。里民の說に、昔當所海の時、此津にて柴船破損する所に、乘たる船人ども、皆死にけり。民共是をあわれみて、これを祭りて神とす。昔の小祉の跡、今石の間なりといふ。

高祖山

加茂山場村の備中國境成處にあり。里民の說に、素盞嗚尊此山に三年宮居し給ひ、其山下の廣野に、尊に仕へし神々仕給ひし所とて、今も神原といふて、其山野備前・備中の境なり。

ひだの如意尻

何れの所といふ事をしらず。里民の說に、尾上村と一宮村との間の山の尾崎に、ひだにしきと云所あり。若此所ならんか。此所を難波共いふか、新大納言成親卿、この所へ配流なり、盛衰記に、成親卿備前へ配流の時、難波次郎經遠付從ひて、兒島へ下りし時の詞に、備前國河口の浦より內海を通て、兒島といふ所に着給ふ。中略 しばしは兒島にまし／＼けるを、ここは猶津宿近して、人繁し。惡しかりなんとて、難波と云所へ奉移居りけりと有。又、大納言入道薨去の條下に、大納言入道をば急ぎ可失と六波羅より難波のもとへも下知たりければ、直に手足をきり、奉刎首こと、流石かわゆくや思ひけん、下（不）知して奉失とて、深き礒（さか）の底に簷を植て突落してぞ殺しける。只一度に首刎たらば、尋常の習にて有べきに、心うくも討たりけりと、無情こそ云けれ。其より取舉て備前・備中の境なる有木の別所と云所に送捨、形の如く穴を掘、石を疊て奉納。難波が後見に明智（知明）と云法師あり。か樣のかまへこの法師ぞ奉行ぞしたりけるにや、其故にや、女子三人持たりけるが、俄に物狂しき心地出來て、一人は深き筒井に落入て死ぬ。二人は竹の林に走入て、竹の利材に貫かれて失にけり。大納言入道の死靈の故にやと、人皆舌を振ふて怖合けり。知明恐をなし、社を造りて怨靈を祝ひ奉り、知明が若宮とて今に有と見へたれども、今は若宮はなし。難波といふ所もなし。後人これを詳せ。

盛衰記十丹波少將上洛の條下に治承三年正月十日頃に、丹波少將は鹿瀨の庄を出て上洛、都に侍らん人も心元なかるらんとて、急給ひけれ共、餘寒猶烈しくて、海上も痛く荒れければ、浦傳島傳して日數を經つゝ、二月十日頃に、備前兒島といふ所に漕着給ふ。其邊のものに、故大納言入道殿の御座けん處は何所ぞ、と尋給へば、妃は、是に御渡候しが、是は猶惡とて、當國のうち、ひだの如意尻と申所に難波太郎俊定と申者が古屋に移らせ給て侍しを、早昔語

に成せ給ひき、と申す。少將は始御座ける父の御跡と聞て、兒島の宿所を見給へば、柴の庵の歌に草の編戸を引立たり。淺猿氣なる山邊なれば、細谷川の水、岩間をくゞる音、幽に、尾上を吹嵐の、梢を傳も、身にしみて、いかばかり悲しく御座らんと、袖もしぼりあへ給はず。また如意尻に尋入て見給へば、是又うたてけなる賤がやどり、係る處にしばしも御座けんよと、のちまでも勞はしく思はれける。內に入て見巡給ければ、小障子に手習し給つるあとあり。父の書給へるよと、涙浮て目も見へ給はざりければ、少將袖を顏にあてゝ立除き、やゝ判官入道殿何と書給つるぞ、御覽ぜよ、と宣ひければ、入道指寄て見れば、前海水瀼々月浮、眞如之光後巖松禁々風奏常樂之響、聖衆來迎之義有便九品往生之望可足、と。又、荆鞭蒲朽螢空去諫鼓苔深鳥不驚、とも書れたり。又、常に居給たりける後の障子と思しきに、六月二十七日に源左衞門尉信俊下向共書れたり。（平家物語には七月二十日出家、同じき二十六日、のぶとし下向とあり。）其昔都にて殊に不便に思召て御身近く召仕はるゝ者が下向したりけるを、餘りに嬉しく思召て、其日並を書付られけるにこそ。故入道の御手跡と奉見寄て御覽ぜよと判官入道勸め申ければ、少將寄て涙の隙より是を見よ、實に父の在世の筆の跡なりければ、其子として是を見給ひけん御心の中さこそ悲しく思ひけめ、水莖のあとは千世もありなんとは是やらん、と思給けるにも、いとゞ涙こぼれけると、云々。

學校古跡　三ケ所。

野々口村。紙工三ケ村。今岡村。

日應寺

興禪護國論序曰（榮西）二十三歲、下二叡山一住二備前州日應山一絕レ穀修二摩耶一有レ年矣。

同書考曰、寺之東北有三溪上有二地藏薩埵石像一相往日師於レ此請レ雨、故到レ今旱則土人祈二雨茲一。

土人の說に、師こゝに雨を請し時、鱣魚出けり。それより大雨降りければ、うなぎは其應なりといふて、今に祈雨の時、谷水にうなぎ出るとそのしるしあり。このうなぎ、古へよりのうなぎとて、形色共かはりたるといふ。

眞那古の瀧 瀧とはいへども岩なり。高さ三十間計有。

神瀨村の枝、伊中原の上、赤谷の下境西大川端に有。岩の根は水中に有。此岩の上に、凡二三圍位の松四五本有。此松葉共に黑色故に是を黑染松といふ。里民の說に、昔後醍醐天皇作州にて此瀧を御覽ありて、御製の歌に、

はる〴〵と來て美作の淸らんぢ涙かけ置黑染の松

これを以て作州の名所とすれども、さにはあらず。黑瀨分の土地なり。去ながら作州久米南條郡和田南村の內、淸らん寺といふ寺の跡より見る美景かぎりなし。故に作州の名所とす由。

太閤本陣跡 橫尾村にあり。

此處備中國賀陽郡稻荷村との山境に、羽柴筑前守秀吉、備中高松の城被攻候時の本陣なり。兩國にかゝりたる所といふ境目に、松の大木あり。

吉備津宮

體源抄曰く、備前の國廳官笠の吉時語て云く、敎家備前國司たりしとき、吉備津宮の霜月の御神樂を奏せさる間、時資西國より上洛の次に、敎家のあるよしを聞て參入、敎家殊に感嘆をなし、自ら庭中に下居て、相具て神樂を奏するに、時資庭燎を歌て後山より風吹て村雲飛霰殊に降、萬人皆垂二感淚一、件露只社頭計に降て、社頭の外には、天晴て全く以不降之神感揭焉乞。

御山には、あられふるらしの詞歌申神樂註秘抄云。

庭燎

みやまにはあられふるらしとやまなるまさきのかへで色つきにけり

愚按、神樂の濫觴は、古語拾遺に見へたり。庭燎のことは禮記にのせたり。又毛詩の篇名にもあり。但みやまには、霰ふるの歌は古今集の第二十、大歌所の歌中に、神あそびの歌とてのせける其中なり。後の世の人の讀るを、庭火の曲と名付てうたひ侍るなり。まさきのかづらは木の名なり。殊に天のうづめの神のかづらにせる木なれば、其よせなきにあらざるにや。

同書に云、白河の御時寵人二郎丸が（一字不明）任舍人時資とあり。同書に今樣事、歌唱音なり。こへあしき者のきかまほしくもをもほへ

て、むづかしきなり。當初大圓綾木と云一雙の歌女ありけり。敎家は綾木が弟子也。敎家が綾木が體を語りしは、額は頂までははげ、鼻はくちびるかくるほどさがりて、目はをこにをち入て、生身の鬼にてぞありける。然而、鼓を取て歌ける時、放光してありつきめでたく見えしなり。其弟子にて敎家は歌は四郎大夫河內前司顯俊三枝が弟子なりと云也。

三、赤坂郡

牟佐

源平盛衰記、裳佐に作る。妹尾太郎兼康倉光を討て後に兼康は西川裳佐のわたりを打わたり、福輪寺なはてにも、要害をかまへたるとあり。古の官道にて舟渡しあり。

仁堀

太平記三十八卷諸國宮方蜂起の條下に、康安二年六月三日、山名伊豆守時氏、五千餘騎にて、伯耆より美作國院の庄へ打越て、國々へ勢を差分つ。先一方へ時氏の息左衞門佐師義を大將にて二千餘騎、備前備中兩國へ發向す。一勢は備前仁堀に陣を取て、敵を待に、其國の守護勢松田・河村・福林寺・浦上七郞兵衞行景等、皆其勢なれば、出合ては叶はじとや思ひけん、また讃岐より細川右馬頭賴之近日兒島へ押渡ると聞ゆるをや待けん、皆城に楯籠りて、いまだ曾て戰はずと、云々。

又傳云、師義は四千餘騎にて仁堀に陣を取て御在しける所に、松田・浦上三千餘騎にて出向ひけれども、師義が勇に恐れて、所々の城を出でず。師義もまた無勢なれば、懸りて城を攻るに及ばず。いたづらに日數を送りしと、云々。

古の仁堀村といふは、四ケ村に分りて、今の仁堀東村・仁堀中村・西仁堀河原毛村なり。

新田陣山

里民の說に、新田義助陣取場のよしいひ傳ふ。

伊田村

續日本紀孝謙天皇天平勝寶六年十月、畿内七道諸國に射田を置るゝと國史に見へたり。又延喜式に射田二十町近江國八町丹波國六町備前國八町大射射手調習の資に充とあれば、此伊田村は射田ありし所なるべし。後世に射田を伊田と書誤りしものなるにぞあるらん。

國分寺

寺跡に七重の石の塔あり。高一丈計なり。其邊に寺の古瓦ども多く殘れり。國分寺八幡といふ社頭有。此寺の鎮守なりし宮なるべし。にうもんの池といふあり。仁王門の池を唱へ誤れるか。其邊に仁王門の礎殘れり。此國分寺を諸國に置れしは、聖武天皇九年の事なり。其寺の名金光明四天王護國の寺と國史に見へたり。又、國分金光明寺と見へたり。諸國共に此寺へ寺別に一千町を寄られし事も見へたり。又、天平十三年、諸國各敬造七重塔一區並寫金光明最勝王經妙法蓮華經各十部朕又別擬寫金字金光明最勝王經毎塔各令置一部、云々。今爰に殘たる七重の塔は、此詔に見へし七塔にて、則此塔の下に震筆の金字金光明最勝王經一部納め置れ有なるべし。又、天平勝寶八年五月、聖武天皇崩御の時も、詔有て國分寺に丈六佛像佛殿を作るべし。是を作り畢らば、塔をも造るべし。來年の御忌日には、必作り[ ]（備カ）べし、といふ事も、續日本記にみへたれば、昔の佛殿塔堂の廣大なる事、思ひやるべし。さて、年を經て今の如く廢寺となりしは、いつの年か未詳。

今按ずるに、松田左近將監元成の父子、日蓮宗を信じて、西備前にある諸寺をば皆日蓮宗に改む。其時其意にしたがはざる諸寺を破却し、或は燒拂ひけるといふ。此國分寺の今の如く荒癈せしも此時なるべし。

學校古趾　二ケ所。

西中村。仁堀中村。

古戰場　周匝村にあり。

天文二十二年、當所城主星賀藤内と尼子晴久と戰、城を攻め落さるゝといふ。又一説に、天正七年正月、宇喜多より花房助兵衛・延原彈正をして、城主笹部掛次郎を攻落し、掛二郎、一の谷といふ所にて討死ともいふ。未是非をし

らず。委しくは城跡に記す。

古戰場 由津里村。

天文十三年、當村城主花房與左衞門と雪州の尼子が勢と合戰、與左衞門大きに勝利を得たり。委しくは城跡の部にしるす。

古戰場 仁堀西村にあり。

當村城主羽床大和守貞久といふ。天文二十二年、雪州尼子晴久より人數を指越、當城攻落せしといふ。此時葛山を燒拂ひ、當村の西に有之地藏堂を本陣にすと語傳ふ。直に周匝村の城をも攻に行といふ。

榊原香庵老屋敷跡 平佐村に有。

榊原式部大輔康政は、横須賀城主の大須賀五郎左衞門の婿なり。此五郎左衞門男子なし。式部大輔の嫡子を養子とす。此を大須賀出羽守忠政と云。二男榊原の家を嗣で、是を榊原遠江守康勝といふ。大阪一亂の時、遠州は玉造國に當る。軍師木村長門守を擊て、木村鬪死す。此時遠州の先鋒は、六日七日兩日共に、殊に力戰せしに、遠州の親軍はよそながら見物せり。大御所其故を詰て問せ給ふに、旗本の士制し候に依て、敢て不動、と申されければ、何ぞそれらが言に隨ふて、さし向ふ敵を擊ぬといふ武士の道あるや、と怒らせ給ひけり。軍畢て程なく遠州卒す。大御所遠州家は立べからず。然共父式部大輔と五郎左衞門尉が忠功不可遺とて、遂に兄出羽守が子を嗣に立せ給ふ。これもまた榊原式部大輔忠次といふ。遠州幼稚の子有しが、大御所は捨置給へども、大樹愍ませたまひて、江戶に在しが實子にて不立事を憤て、高野に行、其後備前國にいたり、國主光政に、母家の好あるに依て扶持せらる。白髮を斷て香庵と號し、世人此子細を知らず。遠州卒して家老幼稚の子を隱して無しと披露す。榊原は軍忠の家なれば、家老の面々定て旗本に召出さるべしと思にあり、羽州の子家督と成て存念違へりと云は虛說なりと、武話碎玉に見へたり。

此香庵老の子を榊原伊織勝直といふ。伊織の子を虎之助勝景といふ。本家忠次の子刑部太輔政房の子、式部太輔政倫早世無子。香庵の孫虎之助を養子として家を繼しむ。是を榊原式部太輔政邦といふ。烈公の御母公は、榊原遠江

守康勝の妹なり。康勝の子香庵老なれば、當所に居住なり。

正保元年備前へ引取度旨、公儀へ御願あらば、合力米五百俵まいらせられ、當所に居られしが、寛文二年七月より岡山天神山に移られしなり。

四、磐梨郡

太田 梅保木村。

建久年中の比に、南都東大寺建立の時、俊乘坊重源此處にて同寺の瓦を燒し由、今に東大寺と銘の瓦、當國多く殘りて、民間に所藏す。其後はるか世を經て、享保年中、南都龍昌院廻國の時、先例を以、東大寺の造營の瓦を此所にて造り初るといふ。

元亨釋書曰、釋重源黑谷源空之徒也。仁安二年。跨レ海入レ宋、適與二明菴西公一遇二于四明一相伴上二臺山一拜二蒸餠峰阿羅漢一又還二明州一三年秋偕二明菴一歸、治承四年、東大寺罹二寇火一朝廷令源領幹レ事源以爲、昔聖武大帝擧二斯役一以二王者之威一猶募レ幹二勸進一也。緣二于天下甍分一勝利于萬性一也、故聖疏曰、一針一草各一人各一佛、況近世王室多故非二官司之獨有一也。我甍最負而卑二官造一乎源有二巧思一乃作二一輪車一大可レ容レ身、車之左貼二召書一右幹レ疏巡二行州縣一勸二勵萬民一云々。按ずるに、重源を當國の産と民間に語傳たふ。これによつて當國にて瓦を燒しが、釋書にもいづれのところの生といふ事なし。後人これを證せ。

東鑑曰、建久四年癸丑正月十四日壬午高雄文學上人傳申云、東大寺造營頗難レ終レ功之由、舜乘房愁訴云、舊院御時雖レ被レ寄二料米二萬石一國司只貪二利潤一敢不レ致二沙汰一於レ今者關東不下令二執申一給上者難レ成歟、云々。仍被レ預二舊院御分國內備前國於文學房一以其所濟可給二彼寺之營作一之由、可レ早被レ申二京都一とあり。

湯の奥谷 肩背村にあり。

湯神 澤原村にあり。

此所古へ温泉ありし由、其時の湯坪今もあり。時代不詳。

古へ菊一文字國重といふ鍛冶此處に住たりといふ。

鍛冶屋谷

鍛冶屋村

古へ吉岡一文字助光といふ鍛冶此處に住したる由。其外鍛冶多く有し故に村の名となりしものと見へたり。

宇喜多土佐屋敷 佐伯頭村に在り。

此近邊を領せし人なり。直家の同姓なり。高麗陣歸朝の節、土佐朝鮮人を數人召連歸り、佐伯の內矢田部村の內に指置、此屋敷より支配し、其後此朝鮮人不殘下民となりて子など出生して、今に其子孫ありといふ。土佐が墓は田原上村に在。法名道益、慶長十七年二月十五日に石塔に立。

雄神河

文德天皇嘉祥三年秋七月丙子朔十丑、備前國獻二白龜一、備前國守從四位下藤原諸成等奏、作二所レ管磐梨郡才領外從八位上石生別公長貞於郡下石生鄉雄神河一、獲二白龜一枚一、九月乙亥朔乙酉、備前國磐梨郡免二當年之庸一、獲レ龜之人賜レ物准レ例。

學校古趾 二箇所。

宗堂村。梅保木村。

五、和氣郡

三石宿 並 船坂山

平家物語に、倉光三郎、妹尾太郎を相具して、備中國へ馳下るに、備前の三石の宿にとまりたる夜、妹尾を相知たる者ども酒を持せて來り集り、終夜酒盛しけるが、倉光が勢三十騎計をしねふせておこしもたてず、倉光三郎をはじめ、一々にさし殺してけるとあり。

源平盛衰記には、合光を殺せしは、當郡藤野寺とあり。

太平記に曰、元弘三年三月、備前國に兒島備後三郎高と云ものあり。主上笠置へ御座有し時、御方に參じて揚義兵しが、事未成先に、笠置も被落、楠も自害したりしと聞へしかば、力を失ふて默止けるが、主上隱岐國へ被遷させ給ふと聞て、無二の一族共を集め、評定しけるは、志士仁人無ニ求レ生以害ニ仁有ニ殺レ身以爲ニ仁といへり。されば衞懿公が北狄の爲に殺て有しを見て、其後に弘演と云し者、是を見るに忍びず、自腹を掻切て、懿公が肝を己が胸の中に收めて、先君の恩を死後に報じて失たり。見義不爲無勇なり。いざや臨幸の路次に參り會、君を奪ひ取奉て、大軍を起し、縱ひ屍は戰場に曝すとも、名を子孫に傳へんと申ければ、心ある一族共、皆此義に同ず。さらば路次の難所に出待て、其隙を伺ふべしとて、備前と播磨との境なる舟坂山の嶺に隱れ臥、今や〳〵とぞ待たりけるとあり。

永正十五年冬、赤松・浦上の合戰、又この外戰ひの度々此處にあれども、紀事委くある故、こゝにのせず。

和氣川 並 關川　今その處をしらす。

姓氏錄曰、神功皇后征ニ伐新羅一凱旋、明年車駕還レ都、于レ時忍熊別皇子等竊構レ逆謀ニ於明石界一備レ兵待レ之、皇后鑑識遣ニ弟彥王於針間ニ吉備界造關防レ之、所謂和氣關是也。

按ずるに、三石村に關川あり。若船(坂)山に關所有て其下を流るゝ川なるに依て關川といふか。姓氏錄に記す如く、播磨と備前との界に關を作るとあれば、當所船坂山ならんか。又當山の樣を考ふるに、能き關處の地なり。

この處を太平記にて見るに、船坂山と申は、山陽道第一の難所なり。南方は嶺峨々として、中に一の細道あり。谷深く石滑にして、路羊腸を踐て上る事二十餘町、雲霧紛溟たり。若一夫怒て臨關ば、萬侶も難得透、況岩石を穿て細道を渡し、大木を倒して逆茂木に引たれば、何なる百萬騎の勢にても責破るべしとは見へざりけり。去ば、指も勇ある菊地・宇津宮が勢も、麓に控て進み得ず。案内者に賴まれたる伊東頓宮の兵共も、山をのみ見上て、徒に日をぞ送りける。關川は三石宿の西に流るゝ小川なり。

惠美須社　今其所不知。

太平記曰、一手は伊木大和守を案內者として、頓宮六郎・畑六郎左衛門・當國の目代少納言範猷・由良新左衛門・小寺六郎・三津澤山城權守以下、態と小勢を勝て三百餘騎、向たる勢皆轡の寺（みつゝき）を紙を以て包て、馬の舌根を結たりける杉坂越の北、三石の南に當て、鹿の渡る道一あり。是を知ざりけるにや、堀切たる處もなく、逆茂木の一本をも引ざりけり。此道餘りに木茂りて、枝の支へたる處は下て馬を引く。山殊に嶮して足もたまらぬ所をば中々乘て懸下す。兎角して三時計に嶮岨を凌て三石の宿の西へ打出たれば、城中の勢も船坂の勢も遙に是を見て、思ひも寄らぬ方なれば、熊山の寄手どもが歸たるよと心得て、更に仰てもせざりけり。三百餘騎の勢ども、宿の東なる惠美須の社の前へ打寄、中黑の旗を差揚て東西の宿に火を掛け鬨をぞ揚たりける。城中の兵は大略舟坂へ差向ひぬ。三石に（今に城跡殘れり。）有し勢は、皆熊山へ向ひたる時分なれば、鬪はんとするに勢なく、防がんとするに便りなく、舟坂へ向たる勢は前後の敵に取卷れて、すべき樣もなかりければ、只馬物具を捨て、城へ續たる山の上へさら／＼逃上らんとぞ騷ぎける。是を見て、大手搦手差合せて、餘すな漏すなと追拂ける間、逃方を失ひける間、敵共此彼に行迫りて自害する者百餘人、生捕らるゝ者五十餘人なりとあり。

柿木たわ　三石村の內、奥山のたわなり。

上文にある三石の南にあたりて、鹿のわたる細道あり。三時計に嶮岨をしのいで、三石の宿へ打出るといふは、此柿木だわの事なりといふ。

藤野寺

盛衰記曰、妹尾太郎兼康、備前國和氣の渡りより東に藤野寺といふ古き御堂に下居て、兼康申けるは、やゝ倉光殿妹尾は今は程近し。驅て打具し奉るべけれども、世間の忩々に所も合期せん事難し。兼康先達て所の樣をも見廻、又親しき者共にも相觸て、馴る人こそ下向し給へとて、御饗をも用意せさせんと云ければ、倉光は、何樣にもよき樣に相計ひ給へとて、爰に留る。兼康はすかし負て、先立て草壁といふ所に馳付て、使を方々へ遣して、親しき者四五人

招寄て、夜討せんとて出立ける。倉光爭て、角と知るべきなれば、今や〳〵と待處に、夜半計に兼康は十餘騎の勢にて、藤野寺に押寄て、倉光三郎を夜討にしてこそ歸にける。此倉光は、隨分健に立て、度々の軍にも不覺せず。北國の合戰に妹尾をも虜たりし者が、兼康にすかされて討れぬるこそ無慙なれとあり。

按ずるに、平家物語には、妹尾太郎三石宿にて倉光をさし殺とあり。盛衰記と異なり。何れが是なる事知れず。されども、當所に倉光が墓とて、今に跡存せり。これに依て盛衰記の方可ならんか。

茶屋屋敷　西片山に在り。

天正年中、宇喜多直家、秀吉公饗應の爲に茶屋を建られし由、今の倉の所なり。此所の門は、古しへの茶屋の門を其儘用し由。

芝堤　鹽田。

備前・作州の境にあり。長百間、高一間餘、横二間の堤なり。いにしへ作州勝南郡高下村と、此所界論せしによりてこれを築くよしといふ。

鐵砲の壇　矢田。

宇根山といふ處には、方十間ばかり、凡三四尺築上たる壇なり。里民の説に、宇喜多直家天神山の城を攻る時、此所にて鐵砲を擣たる由。天神山の北に當る。

古戰場　下田土。

陣屋といふ處あり。里民の説に、天神山落城の時、戰の有し所といふ。

同　日笠上村。

春山といふ所なり。民の説上に同じ。是を考ふるに、此處の合戰、天神山落城より前ならん。此時感狀今に當郡にあり。人物の部に書す。合せ見るべし。

宿　吉永中村。

古へ官道の宿にて、人家多く有し由、今畑となれり。

古戰場 三股。

飯の山の麓、ひとめ川の河原なり。里民の說に古戰場と云傳ふ。何時の戰場といふ事をしらず。

まみ谷 金谷。

里民の說に、此所谷の左右を石にて圍み、大石を以て戶に用ひ、亂世の時百姓共かくれ住候由。圍石の戶、今に有。

熊山古戰場

兒島三郞高德義兵を揚し所なり。山中に、高德腰懸石あり。太平記に曰、備前國の住人兒島三郞高德、去年の冬、細川律師、四國より責上りしとき、備前・備中數箇度の合戰うち負けて、山林に身を隱し、會稽のはぢを雪がんと、義貞朝臣下向をまちに居たりける。舟坂やまを官軍の越かねたりと聞て、潛に使を新田殿へたてゝ申けるは、船坂より御勢を可被越よし承及候事實に候はゞ、彼要害輙くは難破候か。高德來十八日、當國の於熊山、可擧義兵候。去程ならば、船坂堅めたり。凶徒等定めて熊山へ寄來候はんか、敵の勢のすきたる隙を得て、御勢を二手に分られ、一手をば船坂へ差向て可攻勢を見せ、一手をば三石山の南に當りて、樵の通ふ路一つ候なる潛に廻らせて、三石の宿より西へ被出候はゞ、船坂の敵、前後を包まれ、定て引方を失ひ候はんか。高德國中に旗を擧、船坂を先破り候はゞ、西國の軍勢御方に參らずと云者候べからず。急此相圖を以て御合戰可有候なり、とぞ申送りけり。其頃播磨より西、長門の國に至るまで、悉く敵陣にて、案內を通ずるものもなきに、高德が使者來て、企の樣を申ければ、新田殿悅給ふ事不斜。相圖の日を定めて、其使をぞ返されける。使は備前に歸て、相圖の樣を申ければ、四月十七日の夜半計に、兒島三郞高德、己が館に火をかけて、僅に二十五騎にてぞ打出ける。國を阻て境を隔たる一族共は、事急なるに依て不及相催、近邊の親類共に事の子細を告たりければ、今木・大富・和田・射越・原・松崎の者共、取物も不取敢馳着ける間、其勢二百餘騎に成にけり。かねては夜中に熊山へ取上り、四方にかゞり火を燒て、大勢籠りたる勢ひを敵に見せん

と、巧たりけるが、馬よ物具よとひしめく間に、夏の夜程なく明けれども、無力相圖の時刻を違しと熊山へこそ取上りける。案の如く三石・船坂の勢共是を聞て、國中に敵出來なば、ゆゝしき大事なるべし。萬方を閣て先熊山へぞ向ふたりける。彼熊山と申は、高さは比叡山の如にて、七の道あり。其道何も麓は少し嶮しく、峰は更なり。高德僅の勢を七の道へ指分て、四方の敵をぞ防ぎける。追下せば責上り、責上れば追下し、終日戰ひ暮して、態と時をぞ移しける。夜に入ける時、寄手の中に石戸彥三郞とて、此山の案內者有けるが、思ひも寄ぬ方より拔入て、本堂の後なる峰にて鬨をぞ揚たり。高德四方の麓へ勢を皆分て出しぬ。僅十四五騎にて本堂の庭に磬へたりけるが、石戸が二百騎の中へ喚て懸入り、火(花)を散てぞ戰ひける。深山の木隱れ月暗しく、敵の打太刀分明にも見へざりければ、高德が內甲を突れて、馬より倒れ落にけり。敵二騎落合て頸をとらんとしける處へ、高德が甥松崎彥四郞・和田四郞馳合て、二人の敵追拂ひ、高德を馬に引乘せて、本堂の椽にぞ下しける。高德は內甲の疵痛手なりける上に、馬より落ける時、胸板を馬に強く踏れて、口昏魂消ければ、暫絕入たりけるを、父備後守範長、枕の下に差寄て、昔鎌倉の權五郞景政は、左の眼を射抜れ、三日三夜(矢カ)まで、其夜を拔かで、當の矢を射たりとこそ云傳けれ。是程の小疵一所にて觸して死ると云事や可有、其程無云甲斐心を以て、此一大事を思ひ立けるかと、あらゝかに恥しめける。高德忽に生出で、我を馬に舁乘よ、今一軍して敵を追拂はんとぞ申ける。父大に悅て、今は此者よも死じ、いざや殿原、爰に有つる敵共追散んとて、今木太郞範秀・舍弟次郞範仲・西四郞範顯・和田五郞範氏・松崎四郞範家・主從十七騎にて、敵二百が中へまつしぐらに懸入ける間、石戸是を小勢とは知らざりけるにや、一立合をもせず、南麦の長坂を福岡までこそ引たりけれ。其儘兩陣相支て、互に軍もせざりけり。

國分尼寺　古戰場なり。委しくは城跡の部に記す。

天平中建られて、法花滅罪の寺と名付られし事も、其後淡路廢帝の御時、國分寺に丈六の阿彌陀の像、脇侍菩薩の像二軀作られし事も續日本紀に見へて、廣忠の寺にて有しにぞ。後世いつの頃廢せしか、其跡慥に聞ゆる處もなし。

是を今按ずるに、寶字四年、孝謙天皇詔ありて、天下國分尼寺に戒壇を築といふ事、法皇外記にみへたり。又夫より前、天平十九

年の制令に、七道諸國沙彌尼等、當國の寺にて受戒して、更に京に入しめずと見へたれば、此時受戒の爲に國分寺にて戒壇を築れしなるべけれども、其事は國史等にも見へず。寺廢せしとき毀ちたるか、國分寺の跡にも殘らず。然るに和氣郡熊山の戒光院に戒壇三所あり。昔は五つ有といふ。この戒壇のある處、國中に更になし。此戒壇ののこりて有にて思へば、戒光院わづかなる寺なりとも、國分尼寺の殘れるにて、則寶字四年につかれたる戒壇にぞ有べき。其寺に云傳ふ所も、天平寶字中に、鑑眞和尚の創造せし寺といへれば、その創造のとしも國史に見へしに略相叶へるが如し。また、高島松村寺にみづからいふ、此寺昔の國分尼寺なりと。また宇喜多直家の妻、直家の母尼に成りて西大寺に有しといふふるき物語あるゆへに、西大寺ははじめ尼寺にて、國分寺の殘れるならんなどいへることどもあれども、其據をしらぬは如何いぶかし。

鹽田

昔は作州の內にて有しが、高野（倉カ）天皇の御時、備前の國に入る。委しくは郡名の下に見へたり。

和氣宿　今の和氣村か。

太平記十四高德三石城に栖籠るところに、當國の守護松田十郎盛朝・太田判官全職・高津入道淨源・當國に下着して己御方に加る間、又三石より國中へ引返し、和氣の宿に於て合戰を致す。則松田十郎敵に屬する間、官軍數十人討れて、熊山の城に引籠ると云々。

清麿屋敷　門出村の內、御所のなると云所にあり。

清麿此處に在て或時川狩に出られ、網を干されし處を今に網原といふ。又筑紫へ下向の時、國貞ろうはと申もの、御供申、其節藤の丸に桐のとうの御紋を被下と云。末孫今に神根本村に在。右の紋を付る南谷村は、御所のなるより南に當る。故に南谷村と名付玉ふ由、里民語傳ふ。不審なれども、右の御所のなる網原は、御國上り繪圖にも書載有之ゆへ、こゝに記す。

大瀧寺

天長五年、備前國墾田四町六段、大瀧寺の田とするといふ事、類聚史に見へたり。此外に六國史に、當國の寺の見へしなし。

慈廣寺

吉田村の別れ村ぬく谷といふ處に地光寺といふ寺跡有。是大士山慈廣寺の跡にて、後世に慈廣寺を地光寺と傳へ誤りし成べし。頂山和尚の開基なり。寂室和尚も住すと見へたり。寂室語錄に委し。左にしるす。

頂山和尚入塔

千聖頂-顆骨氣別、當陽突出好-生-觀、大-士-峰前全體現、屑-々落-々影團-々、正-與-麼時莫ニ是本寺開-山頂-山和尚還家穩-坐底消息一、髣依-稀華藏甚-深-海髣-髴妙-高不-動-山。

拈香

大日本國備前州藤野保居-住、菩-薩-戒弟-子某今値ニ亡室某七周忌辰一、就ニ于大士山慈廣禪寺一拜ニ屈滿-堂清衆一、預トニ七箇日一取ニ大乘眞詮一且繙閲且繕-寫、啓レ格揮レ金營辨供䞋如-以、裂レ冠扱レ緇方預ニ三寶數一、追嚴誠至可レ莫レ大レ焉、仍命レ某焚レ香獻ニ諸聖一、說レ偈作ニ證明一者。以上序文也、以下略也。

頂山和尚

最輭-頑時堅似レ鐵、到ニ諸-訛處一扣如レ硎、巍々坐-斷士峰頂、下視衆山眼-轉-青、自甘敢不ニ爲レ人出一、出則救ニ宅魔-外驚一、一榻修然久淵-默、誰聞偏怒-雷轟。

大澤庵

大澤庵も慈廣寺の中に有し庵なるべし。

寄大澤庵主

大-士峰前思ニ大澤一　安心山下獨安-禪　君今抱レ疾吾還老　來往不レ知能幾年。

又寂室和尚も慈廣寺に居たると見へたり。

近江州瑞石山永源禪寺開山敕諡圓應禪師寂室和尚行狀

師諱元光、字寂室、世姓藤氏、隷二作州高田縣一、當二村上天皇時一小野宮左府實頼公攝レ政、其玄孫小野宮某生レ某、某聘二平氏女一生レ師、寔伏見天皇正應三年庚寅五月十五日也。中略 自二大元一還積二二十五歳一、在二備作際一專將二韜晦一、而居焉其地、曰二歌島安田拾村一、其寺院乃西祖明禪安國慈廣菩提也。下略。貞治六年丁未九月一日遷化時歳七十八。

飯盛山 八塔寺村の艮にあり。

里民此所を毛利家の陣所といふ。

按ずるに、天正五六年の頃、播州佐用郡高月城に尼子勝久居たりしを、毛利輝元大軍を卒してこれを攻む、終に尼子防戰がたく父子共に自害して落城す。この時毛利勢當山に在陣有しや。此山より高月の城跡今も見ゆるなり。

學校故趾 三ヶ所。

伊部村。苦木村。和氣村。

方上津 片上村の事なり。

延喜主稅式曰、美作國二十一束、但從レ國運二備前國方上津一、駄賃五束。

吉備溫故秘錄 卷之三十五終

吉備溫故秘錄 卷之三十六

古蹟下目錄

大澤惟貞輯錄

吉備溫故秘錄卷之三十六（古蹟下）目錄終

吉備溫故秘錄 卷之三十六

大澤惟貞輯錄

古蹟 下

一、邑久郡

牛窓 古は牛轉と書しが、今は牛窓と書誤也。

本朝神社考曰、神功皇后船過二備前海上一、時大牛出有レ欲レ覆レ船、住吉大明神化二老翁一、取二其角一捉倒レ之名二其所一曰二牛轉一、今云牛窓誤也。其牛蓋塵輪鬼之所レ化也。塵輪有二八頭一、背駕二黑雲一來侵二仲哀帝一、帝射レ之身首爲レ二落死、塵輪亦射レ帝帝遂崩。

舊事記・古事記・日本紀ともに此事なし。春齋の正保の犬追物記とも、道春の神社考の如く、此事を記て、此事風土記にあるやらんと書たるにて、考れば道春の書れしは、備前風土記の文を以て、其儘に記せるなるべし。今川了俊の嚴島詣の記にも同じ。譽田八幡宮緣起に見へし所も、大概神社考に同じ。

此牛窓の泊は、善相公の意見封事に、西海の泊をならべ記されたるには見へざれども、往古、神功皇后の御船を掛られし事共、上文のごとくなれば、昔よりの舟泊にてはありし。後世に至り、韓泊（からとまり）の海あせて、其泊に舟寄らずなりしより後は、猶以此牛窓專らの舟泊の湊となりしなり。

八月十五日夜船懸りの時、宗祇發句に、

旅はうし窓で月見る今霄（宵カ）かな

八幡宮本記曰、譽田八幡宮緣起に曰く、皇后西國におもむき給はんとて、備前の海上をすぎさせ給ふ時、海中より大なる牛の如きもの出て、御船をくつがへさんとせしを、住吉明神まのあたり翁と現じ、その牛の角を取て投たを

し給ふ。よつて其所を牛轉(うしまろばし)といふ。今牛窓といふは訛れり。

又曰按ずるに、譽田宮緣記・石淸水宮緣記・八幡愚童訓などに、しるし備るは、仲哀天皇の御宇に當りて、新羅國より數萬の軍兵せめ來りて、日本國を討取らんとす。是より天皇みずから、五萬軍人の官軍を相したがへ、長門國豐浦宮にて、異國の凶賊禦がしめ給ふ。此時異國より塵輪(ちんりん)といふふしぎのもの、色はあかく、頭八つありて、かたち鬼神の如くなるが、黑雲にのりて日本へ來り、人民をとりころす事數をしらず。天皇安倍高丸・同助丸（吉備國宗像郡宮郷村に此二人の討といひつたへたる塚あり。）に仰せて、惣門をかためさせ、塵輪來らば急ぎ奏し申べし。人臣の身にてたやすく打事有べからず。吾十善の身を以て、彼者を誅伏せしめんと命じ給ふ。則かの二人弓劍を帶して、門の左右を守護しけるに、第六日に當りて、塵輪黑雲に乘じて出る。高丸武内大臣を以て、此よし奏しけるに、天皇御弓を取矢をはめて、塵輪をいさせ給へば、塵輪は頭たちまちに射きられ、頭と身と二つになりて落ぬ。かゝる處に何とかしたりけん、流矢來りて玉體につゞかあり、御命すでにあやうく見へさせ給ひける時、神功皇后をちかづけ來りて、仰ありけるは、我いかにもたりなば、皇后大將軍として、異國を平らげ給ふなり。御腹にやどり給ふが皇子にてましまさば、誕生ののち御位につけ奉るべしとて、九年二月六日かくれ給ふよし記せり。此事日本記の本說にたがい、ことに頭八つある人黑雲に乘して來るなどいへるは、妄誕不經論ずるにたらず。しかれども、此說によりて考見侍るに、仲哀帝の新羅人の矢に中り給ふとあるは、もしは實說ならんかし。いかにとならば、舊事記にも熊襲を伐て賊の矢に中り給ふよししるせり、日本記の註にも又此事あり。新羅人の矢にあたりてかくれましく〵けるを、熊襲とかけるは、新羅はことに外異なれば、其矢にあたり給ふといふは、猶更いまく〵して、熊襲が矢に中り給ふとかけるか、或は新羅人熊襲にくみして、みかどをおかし奉りける故に、しるせるにや。神功皇后、其夫君の喪をさへおさめ給はづして、速に戰伐を事とし給ひける事を以て見るに、仲哀天皇の賊の矢に中りて崩じ給ひける故、其仇をむくはせ給はんとの御意ならん。しからずば、なんぞ喪をおへずして、あわたゞしく兵を起して、故なく遠き新羅國を討給はんや。またたとひ神の告にまかせて、新羅を討ん事をはかり給ふとも、先は喪を治め給ひて後こそ事を興させ給ふべきに、喪をおかし兵を舉て、人の國を征し給はんこと、君子の道にあらず。考るに遺命を以て、速に仇を報じ給ひしは、義兵なるべし。下略す。

神島

松葉集に備前ともあれど、いづれの所といふ事を知らず。本郡に幸島あり。此處の事か。里民の說に、古へは神島と書しを、いつの頃よりや、今の文字に書かへし由。

服部

是を日本紀に考ふるに、應神天皇の、此國へ巡幸ましませしは、應神の二十二年九月の事にて、兄媛に織部縣を賜とあり。此處の事ならんか。兄媛は應神の妃兄姫なり。織部は和名抄に備前當郡と備中賀陽郡とに載たり。今も其兩郡に服部村あり。是を以其子孫今に吉備の國にありと見へたり。

王子瀧 虫明村にあり。

男瀧女瀧ありて、景色甚佳なり。山中にあり虫明の町より十町ばかりも奥なり。其下流伊木家の茶屋の前へ出る。しかれども何の書にも所見なし。

神崎池

淳和紀曰、天長三年備前國停田原池、築神崎池いづれの池といふ事をしらず。按ずるに神崎村の山間、ひにきれといふ古き池有し由。此處の事ならんか、未詳。

矢寄濱・蓬崎 鹿忍村。

里老の說に、元暦の頃八島の浦にて源平戰の時、此處へ矢を吹寄たるによりて、名づくといへり。

按ずるに、此說いぶかし。盛衰記に新大納言成親公配流の時、道の記に、藻懸のせと蓬崎矢寄の濱を漕渡り、備前の國あへの浦より內海をとおりて、小島といふ處に着とあり。是は八島の合戰已前の事なり。古へより此名のあるか。又盛衰記は後代の記錄なれば、矢寄の濱の名書乘たるか。

犬島 久々井村。

此島の內、皷のせと・戸坂の岩穴・白石などいふ所あり。巓に犬石とて大なる石有、遠く望見れば、犬のうづくまりたるに似たり。是によりて名を得しにや。惣て大石多し。犬を此島へ流す事今にあり。古よりの事と見へて、枕双紙

和氣絹曰何の年か此石を船にて岡山城下へ引んとせしに西川口迄來り船止りてゆかず。赤行を初め水主梶取力を盡し漕入んとすれ共少も動かず釘にて打付たるが如し。爲なく又此所へ送り返すといふ　爲下恐脫方字

に翁丸といふ犬、夫婦のおもとゝいふ猫を追ければ、犬島へ流しやらんといふ事見ゆ。古き島の名なりけり。

師樂 牛窓の別村。

これ新羅の文字なるべし。古へ新羅の人を多くおきけるよし、古書にみへたり。新羅をしらきと訓せしゆへ、しらくと轉ぜしにや。東片岡村に有、義經の狀にしらこすしと有も、此所なるべし。皆通韻なり。

聖武紀曰、天平十五年備前國言邑久郡新羅邑久浦漂着、大魚五十二双長三丈三尺已下一丈二尺已上、皮薄如レ紙眼如レ朱、泣聲如ニ鹿鳴一故老皆云未ニ嘗聞一也。

龜石 南幸田村に在、昔海中なりしが、享保年墾田となる。

神武天皇中國へ行幸あるべしとて、高島宮より御舟を出されし時、龜の甲に乘りて釣をなし、羽打て擧り來る人ありて、速吸門に遇給ふ。是を召て、汝は誰ぞと問給ふに、國神なりと答奉る。汝海の道を知るやと問給ふに、能知たりと答ふ。仕奉らんか答て仕奉らんと申、槁機をさし渡して、其船を引入、卽、名を賜ひて槁根津日子と號する。故に其國よりのぼり行給ふの時、浪速の渡りを經て、青雲の白肩津に泊り給ふと、古事記に見へたり。此速吸門といふは高島東の海今米崎といふ所なるべし。汐のさし引つよき所なり。又、幸島といふ所の濱の龜の形なる大石ありて、今も里民是を神石と尊み、しめを引てあがむ。此石則槁根津彦の乘りし龜の、化して石となりて、後世に殘りたるといふべき石にや、今幸島と書けども、本は龜島と書てかふ島と呼けるにやと、寸簸の塵にあり。

古事記曰、神倭伊波禮毗古命從ニ阿岐國一遷上幸而於ニ吉備國高島宮一八年坐故從ニ其國上幸之時乘ニ龜甲一爲レ釣乍打羽擧來人過ニ于速吸門一爾喚歸問レ之汝者誰也答曰僕者國神、又問汝者知ニ海道一乎答曰能知又問從而仕奉乎答曰仕奉故爾指ニ渡槁機一引ニ入御船一卽賜レ名號ニ槁根津日子一。此者倭國造等之祖。

福岡

太平記二十八 觀應元年九月、足利左兵衞佐直冬九州にて蜂起に付、十月十三日征夷大將軍尊氏卿執事、武藏守師直

西行本佐藤氏名憲清鎭守府將軍秀郷七世の孫宮武衛後遁世留法名圓位又改西行

を召具して、十一月十九日に備前の福岡に着給ふ。爰にて四國中國の兵を待けれ共、海上は風波あれて船も不通、山陰道は雪降りて馬の蹄も立ざれば、馳集る勢不多、さては明年にこそは筑紫へは向はめもと、將軍は備前の福岡にて、陸ろに日を送られ、明年正月に上洛ありけりとあり。此外、文明の頃度々戰此處にありて、古戰場なり。委敷は備前軍記に有。

西行腰懸石

西行は田原藤太秀郷に八代の後胤左衞門尉康清次男、俗名は佐藤兵衞尉儀清と云、入道して文法房圓位、後に西行と改名。

長船村にあり。西行法師諸國修行の時、爰に來り此石に腰を懸しと云。同人の歌に、

長船にかぢする音の聞ゆるはいかなる人のきたふなるらん

里民の說なれども、西行當國へ來りし事、山家集に見へたれば、此處に通りし事もあらんか。歌は後人の作ならんか。

松江

邑久鄕村なり。

宇喜多家の山庄の跡なり。今に至て奇石など、土中より堀出す事あり。

きたうのごう（吉塔村）　かんさき　（神崎）
まつら（松浦）　しらこまち（信樂町）

源義經より片岡八郎への狀、片岡村に今存在するを、爰に記す。

このあいだおち人しきりなり、からめてまいらするてう、かへす〴〵しんへう〳〵なり。抑きたうのこうは、かんざきへ參るべし。それからひがしはたし、かにまつらひがしはもりてよとしらこまちしとげなき事いできたり。もとよりとがなり。あなかしこ〳〵。

按ずるに、きとうのこうは、邑久鄕村の林に吉塔といふ別村あり。此處に吉塔山藥師院といふ古き寺ありしが、寛文年中退轉して、今は其跡をきたうの藥師山といふ。隣村神崎村に吉塔山成願寺といふ天台宗、今もあれ共昔の寺にはあらず。處もかわれりかんざきは、神崎村なり。

まつらは、邑久郷村なり。昔幸島新田なき時は、此島大方海なり。此松浦も海邊舟着なりし由、其後、松浦を松江と改名せし由、里民語り傳ふ。

しらこまちは、牛窓村の別村信樂なり。既々上に記す。合せ見るべし。

黒田　福岡村の内なり。

里老の曰、黒田長政公此處にて出生、故に黒田と名乘給ふ。後に、筑前國を給り、城下を福岡と改給ふも、此縁なりと云。

案に、黒田氏は宇多源氏にて、佐々木源三秀義の嫡流なり。長政公迄は十五代なり。始より黒田氏なり。當所の黒田を氏とせんや、此處にて父子三世出生、故に土地を黒田といふならん。秀義六代黒田左衛門尉大夫判官宗清は、江州伊香郡黒田村に居住と家譜に見へたり。

學校古跡　四ケ所。

福岡村。牛窓村。鹿忍村。尾張村。

古戰場　大山村也。

天正二年四月十八日、和氣郡天神山の城主浦上宗景、家臣をして當郡宇喜多方の地を略せんとて、兵をいだす。宇喜多方にも兵を出す。兩軍爭戰ひけれども、さして勝劣はなし。此時、直家の臣淺沼又兵衛といふ者、能き働きあり、直家淺沼に感書を賜ふ。子孫民間御野郡高柳村に下りてこれを所藏す。感書は古簡の部にあり。合せ見るべし。

海賊　邑久郡兒島郡の海上に居たり。

今鏡かしこき道々に曰、ひちりきの師用光がすまいの使に、西の國くだりけるに、吉備の國のほどにて、おきつしら波たち來て、こゝにていのちもたへぬべくみへければ、かちかぶりうるはしくして、やかたのうへに出でおりけるに、しら波のふねこぎよせければ、その時用光ひちりきとり出して、かゞみたるこゑにてならす、ふきすしたりければ、し

ら波ともおの〳〵かなしひの心おこりてか、つけものをさへしてこぎはなれて、さりにけるとなん。さほどのことわりもなきものゝふさへ、なさけかくばかり、ふきゝかせんもありがたく、又むかしの白波はかゝるなさけなん有ける。

體源抄に、海賊丸は篳篥の師和邇部用光が管也。十訓抄を引て其文略すさてこそ管をかく名付たるなり。

服元喬が大東無語に此事を著せり。左の如し。

伶人用光西使船上遙見ニ海賊一、舟擬ニ我至一乃整レ衣登ニ舵樓上一待レ之漸近、則徐吹ニ篳篥一數奏、意色蕭條曲音長號レ賊皆墮レ涙、更與ニ所レ得贓物一而解去、于レ時云今世尚有ニ劉王喬一。

體源抄に曰、或記に云昔雅樂寮の人に宿願ありて、はるかに筑紫の宇佐宮に參詣、安樂寺のかたなれば、海上のまん〳〵たるをこぎすぎて、とまり〳〵にたちよりてあかしくらすほどにひかたの禪師と云人あり。海賊のうち上手なり。いかなるたけきものゝふも、これに向ふはなかりけり。伶人の中に茂光はそのときわかくて、末座にて有ける夜船をこぎて海上の靜なる波の上に、ありあけの月くまなくやどりて、あわわつきせぬ。おりふし、彼のひかたの禪師、舟をおしよせ忽に、この伶人のふねにのりうつりてけり。本より弓矢の方うときともがらなれば、舟底にぞかくれあひける。其時、茂光賊族に云やふ、余命ちかきにあり、片時のいとまをゆるし給へ、多年の大願をとげて、今世の思出にせんと云に、禪師片時のいとまをゆるしてけり。八幡大菩薩の御感やありけん、王城守護の神明のたすけ給にやありけん。茂光小調子をふきたりければ、海賊の心なきも みな〳〵涙をながして感歎す。曲終りて賊徒に云よう、此舟の中にある諸人は、皆管絃に名を得たる人々なり。宿願ありて花洛の雲をはなれて、宇佐宮に參詣して舞樂をとゝのへて、一日の會をおこなふべしといへども、願ひむなしくて、忽に此難にあいたり。舟のものは皆彼大菩薩の一日の會料なり、さらば他のものにあらずと云時、海賊の云やう、なさけある人々の舟なれば、ことのありさまをうけ給ぬとて、宇佐宮へぞおくりつけける。誠に小調子は秘曲の中に目出度ためしなり。

私に曰、此一條當國といふ事はなけれども、ひかた禪師を當國の産といひ傳ふる故、考のためこゝに記す。

二、上道郡

草ヶ部 草壁にも作る。

源平盛衰記曰、妹尾太郎兼康藤野寺にて倉光三郎をたばかり、先達て草壁といふ所に馳着て、使を方々へ遣して、親しき者四五人招寄せて、夜討にせんとぞ出立けると云々。

轟 網濱村安樂寺の東の山下なり。

此所を人踏めば、ひゞき鳴故、名付るよしなり。

曹源公の御記文に、東は圓山とてしげき松山につゞきたりし、きりばたの山、とゞろきの松、南は兒島の山雲にうつろいとあり。きりはたの山いづくにや知がたし。此御記文は信州殿別業、網濱村に遊び給ふ時の御記文なり。

藻深谷 網濱村なり。

里民の說に、いにしへ此淵にて漁するもの多し、其節兒島郡川吉村の獵師此所に來りて漁して一尺餘りの鯉魚を得たり。尊氏將軍、西國へ下向の時、此鯉を獻ず。腹中に一寸の金佛を呑いたりと云。尊氏公甚だ喜悅ありて、此漁者に網免許の直書を賜りたり。此者の子孫今に當村に新左衞門と云て居住せり。右の免許の狀は、人に盜取られて、今は備中國限滿寺に有と云。藻深谷は今川地となる。

萬燈會 脇田湯迫邊にて每年七月十四日十三日に行ふ。

本郡深川村明禪寺の城に、備中三村家の根屋與七郎・藥師寺彌七郎、人數百五十餘人籠りて、沼の城主宇喜多の押として居けるを、直家安からず思ひ、永祿十年直家は五千人にて其城を攻んとする由備中へ聞へければ、三村元親・石川久智・庄元祐等、一萬餘を三手に分、沼城を攻んとする時、直家城を攻落し、夫より寄來る兵を追崩し、備中勢過半は討死なり。其後、直家毛利家と和睦の後、此戰死の亡魂を弔はんとて、多の僧を集め供養し、萬燈會行しよし、夫より今に不絕。

關白屋敷 湯迫村にあり。

關白松殿基房此處に配流せられし其屋敷なり。其道に武士屋敷といふ所有、疑らくは松殿配流の時、警固の武士、居せし所にや。此關白屋敷の跡十間四方の土居なり。南に口一つ明たり。永祿の頃北の土居を崩しけれども、由來有所也ければ、其後北へ長く土居を懸直しけり。今は夫より二十間計も有之、此基房公は、大織冠鎌足公に十九代の苗にして、法性寺忠通公の次男也。代々攝關の家にて姓は藤原なり。

源平盛衰記に曰、治承三年十一月十五日、入道淸盛奉恨朝家由聞へしか共、靜憲法印の御使にて、樣々會釋申ければ、事の外にくつろぎ給たり。上下大に悅んで、大はさしもやはと人に取申けるに、四十二人の官職を止めて追籠、其内參議后太后宮權大夫兼右兵衞督藤原光能卿・右京大夫兼伊豫守高階泰經朝臣・藏人右少辨兼中宮權大進藤原の基親朝臣、以上三官被止、按察使大納言資賢卿・中納言師家卿・右近衞權少將兼讃岐權守資時朝臣・太皇太后宮權少進兼備中守藤原光憲朝臣、已上二官を止られ、上卿は藤大納言實國、職事左少辨行隆、別當平大納言時忠とぞ聞へし當時關白大政大臣基房公松殿と申をば、太宰權帥に移し奉り、筑波へ流し奉る。住馴し都を別れ、悲しき妻子を振捨て、遠旅に出させ給ひければ、係る浮世にながらへて、何にかはせんと思召切せ給ひ、大原の本覺坊の上人を召連て淀に古川と云ふ所にて、御出家受戒ありて、御年三十五、世中御品りにて、禮儀能しろしめし、曇なき鏡にて御座つる御事をと、上下惜み奉る。入道は出家の人をば、本の約束の國へは遣はさぬ事にてあるなりとて、筑紫へは左もなくて、備前國湯迫といふ所へぞ流し奉りける。

關白松公謫居遺趾碑

吾藩、上道郡湯迫之麓、關白松公謫居之遺存レ焉。松公者關白御堂藤公七世之孫、而法性相公忠通之男也。保平而後王室多故平相國淸盛始起ニ外戚一、兵權在レ手跋扈狼抗、擅貶ニ世卿一刧ニ幽上皇一、其横於レ是乎極矣。治承三年遂黜レ公而遷ニ于備前一、謫居一期赦歸ニ平安一矣。寡人省耕之間及レ覩ニ其遺趾一、廼悚然不レ能レ無レ感、稽ニ諸史籍一松公者寛厚賢

者也。嘗以秦兼國補ニ府官闕ニ有下譜レ之者上公問則對曰、兼國貧寠躬自穿ニ井於後圃一、公正レ色曰、由レ是觀レ之足レ知下以無中他可レ誹者上遂用レ之、又聞レ之方ニ公之左遷一也。其士江大夫遠成者立ニ名義一父子咸伏レ劍、時人韙レ之是可ニ以觀ニ公之高義能得ニ士也。豈非レ賢哉。寡人應レ受ニ祖宗之多福一上之輔ニ衛、王室一下之貽下厥孫上謀ニ制節謹度一夙夜匪レ懈保ニ其社稷一而和ニ其民人一矣、爰命ニ有司一植ニ松樹一以表ニ公之宅地一、蓋非レ爲ニ遊觀一、欲レ無レ令ニ竪子樵採者躪ニ蹋其足於遺基上一也。是亦貽ニ厥之一一矣、乃作レ銘曰、

鉅卿所レ居鳥獸勿レ蹂、勒石標レ之維示ニ民厚一。

明和三年丙戌十月　左近衛權少將空山入道源繼政

吉備の國上道郡湯迫となむいへる所に、むかし治承の頃、關白基房公さすらへ給よし、おましの跡あり。世々をへだて、鳥けものもふみけがさんことを、おぼし給けるとて、羽林空山君おほせごとありて、傍に石ふみをたて、松木を植させ給ふ。おゝむ心の淺からぬことを感奉りて、やつがれ和歌の友なる人々かたらひて、こぢ〳〵しき言の葉をかきつむることとしかり。

水郎三郎兵衞源義風

そのかみをあふぐも高き跡なればちり吹はらへ松のしたかぜ

源政喬

榮ふべき陰だにしるしふりし世のあとにおひそふ松の行末

伊木長門橘忠知

そのかみを思ふも久し松がえの榮ゆく色の綠ぞふかき

池田大和源長仍

うつし植て榮ゆく末も常盤なる松にむかしのあとや忍ばむ

日置藤之進和氣忠辰

世々へても色さかへゆくときは木の松にむかしの跡しのぶらし

伊木美織橋忠福

よゝふとも松をしるべに尋見よおなじ名にあふむかしがたりは

池田勝守源長侑

移し植てさゆく松にそのかみのふりにしあとや、なをしたふらし

伊木半橋知休

跡ふりし昔を思ふたよりとやみどりさかふる千代の松が林(枝カ)

伊木隼隍橋知久

榮へゆく一木の松のことの葉にふりしむかしのあとや忍ばむ

香川競橋知殊

幾とせかふりにしあとや移しうへてかわらぬ色の松の一もと

伊木大之進橋知誠

ふりにける昔忍べど植をきし松や幾千代なを榮ふらん

私に曰くこれより已下安藤與一左衛門・小森徳右衛門・井上藤助・水原久次・森本吉十郎・安藤善十郎・佐分利彌三郎・榎友千・中尾玄順・淡河興春・木畑貞因(六郎左衛門子)・柏尾宗介・中尾玄豫・村岡宗淳・富田養傳・木畑貞扑・加藤十左衛門・片山宇兵衛・林與左衛門・生駒惣右衛門・中野元治・森本鐵次郎・鈴木鐵彌(丹州公臣)・山中四兵衛・森田勘九郎(同)・岡上總(酒折祠官)・佐々木左兵衛(玉井祠官)・少林寺義恭・少林寺積翠・元忍(恩カ)寺常明院・長源寺員俊・佐々木源吉(佐兵衛子)・各務炭折(伊木長門家來)・横田左右衛門(池田大和家來)・市橋清右衛門(同斷)・林一馬(町醫者)・源致喬室・池田大和妻・池田隼人妻・池田大和娘直・同人娘榮・同人娘愛・尾關九郎妻・榎友千妻・赤座八郎右衛門祖母・佐々木佐兵衛妻・同人娘等、已上四十八人の歌あれども、ことしげゝればこゝに略す。

むかし松殿のすみ給ひし跡に松うへさけるにつけて、人々歌よみ侍りければ、

羽林入道源繼政公の御歌

幾千代も殘れと植る松が枝やふりしむかしの跡に榮へん

温泉跡 同村。

古へ温泉の此所にありし由。湯の口は井なり。今は小池となる。村名も是に本づくと云。

蚊島田

宿村の內南方の山の上をかしまだといふ。若は此所にてもあらんか、日本書紀雄略天皇九年の紀曰、吉備上道蚊島田邑とあり。

幣立山 門田村の內也。

昔玉井宮兒島郡小串村に鎭座ありしに、海上へ燈明の光輝き、海上煙々然として、內海の漁者共漁しがたく、難義に及ければ、小串より他の地へ移さん事はかりしに、其時、神前の幣自ら飛で此峯へ來り建しに依、今此山を幣建山と名付由、國民語傳ふ。

國府 平家物語にせのふの太郎倉光を三石にてさしころして後、備前國は十郎藏人の國なりけり。其代官の國府に有けるをもやがておし寄てうちてけり。

國府は、昔當郡國府市場に有て、其名の殘りたるなり。和名抄に、御野郡に國府を記されし、順の時代は、此所御野郡に屬せしにぞ、平家物語に松殿殿下を備前國へ流し奉りて、國府のあたり、湯迫といふ處に置まいらすとあり。其配所の跡も上に記ごとく、其所の隣村なれば、當村昔の國府なる事、まがふべくもなし。又、備前守源行家、備前の國衆にありし事も、つゞきて源平盛衰記に見へたり。

卜定宮 國府市場にあり。

一說に國長宮といへども、これは卜定宮の誤ならん。いにしへは大嘗會の時、地を卜定して神田と號する事あり。依て名とすといふ。按ずるに、備前の國の大嘗會に預る事、神龜元年由機、天應元年・大同二年須機となる事、續日本紀日本後紀にみへたり。この時などの事なるか。

按ずるに、天子御卽位の後、大嘗會と云大禮あり。先國郡を卜定して、其所に至て又天地を卜定し、神田と號して稻を作らしめ、其年十月に勅使下りて、其稻を取歸る。是を穗拔の使といふ。其稻を以て十一月なかの卯の日、天子手づから此新米にて、陰陽二神を祭り給ふ。悠紀は天神を祭り、主基は地祇を祭るなり。此卜定宮は神田になりし處に社を建て、敬ふなるべし。又里民の說に、當郡勅使村は、右拔穗の勅使の至りし處故に、後人呼て村の名とすといふ。委く後に記。

藤原村

允恭天皇衣通郞姬の名を後世に傳へんとて、諸國の造に勅して藤原村郡を定とあり。當村の事ならんか。

日本紀曰、允恭天皇十一年春三月、幸ニ於茅渟宮ニ衣通郞姬歌レ之曰歌略先レ是衣通郞姬居ニ于藤原宮ニ時天皇詔ニ大伴室屋連ニ曰、朕頃得ニ美麗孃子ニ是皇后母弟也。朕心異愛レ之冀其名欲レ傳ニ于後葉ニ奈何室屋連依レ勅而奏可ニ則科ニ諸國造ニ爲ニ衣通郞姬ニ定ニ藤原部ニ

いまはの里 岩間村。

能因歌枕に、いまはの里備前のよし見へたり。今按に岩間村有、其村の山の麓に岩間山西明寺といふ古寺あり。北條時賴の再興ありし寺といふ。爰に岩間の櫻・岩間の井などいふありて、ふるき所なり。いまは若いはまの書誤れるにや。いまは佳名ならず。里の名によぶべきものともおもはれず。いわまの誤なるべしと、寸簸の塵に見ゆ。

勅旨村

こゝに今云傳ふは、當國に四十八箇寺を建られし時、勅使下向有て、居給ひし所といひ傳ふ。いかゞあらん勅使と勅旨とは、文字もちがいたれば、此說傳へ誤れるなるべし。勅旨といふ事を今按に、往古勅旨省あり。是は天子の服玩の物を掌る省にて、其料に當てらるゝ田を、勅旨田といふ。然るに、桓武天皇勅して、服玩今用ふるに足る。故に勅旨省勅旨田用なしとて、延曆元年に是を罷られて、省を內藏寮に隷られし。もとより勅旨田も無用なれば、他の用途に當てられし事、國史に見へたり。其後服玩の用繁多によつて、勅旨省は置れざれども、勅旨田をば又置れたる事あ

りて、天長七年十一月、備前國空閒の地五十町、勅旨田に充られ、同年十二月、備前の國の穀四百五十石、勅旨田とするといふ事、共に類聚國史に見へたれば、此勅旨村は天長七年に充られし勅旨田にて、其名の今に殘れるなるべし。當時も御讓位の式に、勅旨田を千町獸さるゝといふ事見へたれば、今も御讓位し時は、都近き所に勅旨田を充らるゝ事有そ。同上。

鰕釣の鼻　土田村の內、東の山端をいふ。中古の官道なり。然るに其名付るゆゑんをしらず。

里民の說に、上古海此處までありしにより名付る由。宿村に船つなぎ石などいふ石あり。

春湊　湊村なり。

寸簸內海通行の時の湊なり。昔、神功皇后三韓より御歸陣の年の春、御船かゝりし處といふ。夫より春の湊と稱するよしを、此處に云つたふ。今日本紀を見て按るに、是は神功皇后の攝政したまふ元年の春二月の事なり。其所の口碑に、宇喜多直家の時、其唱長しとて、春の湊を湊村と改られしに、其年卒せられしと云。又、此處に今も春を貴ぶにて、何のいはれか、此村にて正月の十五日以前に產れし子は、そだち難しと云傳ふ。今も湊村の中の水村に、春の湊と稱する所あり。上にもいふ如く、御野郡の地新墾の地多ければ、昔の地のさまわかち難ければ、藤戶といふ謠の詞に、春の湊の行末や、藤戶の渡なるらんといへる詞にはよく叶へる所なり。春の湊といふ名所、八雲御抄已下間へざれども、筑紫豐前國に秋の湊といふ名所あれば、春の湊も有べき名なり。拾玉集に、

波にゆく心のはてや是ならん春の湊のはるの明ぼの
見つるかな春のみなとにうきねして露にもるゝ波のはつ花

此兩首慈圓大僧正の、たゞに春のみなとゝ讀給ふやうには聞へず。名所のあるにより給ひけるが如し。さらば、此所の春の湊をよみ給ふにやあるべき。

西祖寺　西祖村。慶長十年高物成帳迄には、西祖寺村とあり。

西祖村にありし寺にて、いつ廢せしや不審、禪宗と見へたり。頂山和尚の開基なり。又寂室和尚も當寺に居たると見へたり。

寂室語錄曰。西祖頂山和尚。

西祖已踰葱嶺行虛空消殞須彌倒山河大地起悲風夜半扶桑日杲人某玄機妙用佛祖窺覷無門潛德幽光魔外伏膺有分一生擔版三處作山滅却通玄正傳掃蕩瑞龍活計門庭孤峻具瞻古格叢林規矩森嚴堪革今時途轍一周事畢臂爾翻身拳倒涅槃城踢翻生死窟更有末後一句分付諸人還會得麼看々紅爐飛片雪丙丁童子面門寒。文明中の首書に備之前州福丘に有と云。

明禪寺

澤田村にありしが、いつ廢せしか今は云傳ふ事もなし。是も頂山の開基の寺なり。寂室も爰に久しく居住と見ゆ。

寂室語錄云、去年秋西祖頂山兄疾既烝矣。招愚垂涙訣別吿屬其徒曰待我溘然請愚用補遺席雖大非所欲情義所在不忍以存沒二其心故勉強從之小祥已除乃歸隱澤田明禪尋以安國無可任灑掃者又被諦兄擡掇不獲已往來兩寺之間。下略

寄濟禪人　私曰、安國寺知事乎。

昨日到安國寺一宿齋罷當歸明禪早辰偶撿點行李忽得前日見惠緜襖且驚且媿矣。竊忖已行解尋常同衆受用底粥飯尚其恐異時鐵丸銅汁也。何況別領常住巨費乎不是虛飾謝遣而要求無貪之譽實媿龍天鑑哉年今令抑而受之更增地獄業因豈是道人所以推及法友之義哉重取回納望慈容只恐有負諸兄厚意慚惶之極不宣。

又

早晨爲取紙筆盞子等撥遣僕夫玄了也。然專价送來感怍之極緜襖昨已達拒盛意何以逃愆邊豪過稱如此惶

媿占可レ謗レ言上九之後必須レ回也餘候可既不備。

此處古城址ありし字喜多直家備中勢と合戰ありし地なり直家一代の大勝利なり。世に妙善寺崩といふ委しく城趾の部並紀事に委し。茲に略す。

駒の淵・身投石　古京町土橋の下なり。

兩所とも故事不知と和氣絹に見へたり。

安國禪寺　青雲山。鐵村に在り。

佛燈國師の開山なり。此安國寺を立られしと云事は、暦應二年又尊氏將軍の、民を利せん爲に、州ごとに安國禪寺を建らるゝ由見へたり。又いかなる故ありてや、當國安仁神社に備中國安國禪寺の鐘殘りて在り。此鐘の銘に、文保丁巳年案ずるに、文保元年なり。又佛燈國師は元應二年五月十九日にて遷化せしと、釋書に見へたり。是等を會て考れば、安國寺を立られし、尊氏、時より前に有て、暦應或は康永に建られしと云説は、誤れるがごとし。又藤浪記に、北條時頼武家執權の時、國々に安國を建られしとあり。此説を得たりとすべきかされども、無德の行狀、其世に記したる物なれば、康永元年といふも虚説なりし。さらば時頼執權の時に、諸國に安國寺を建初られたれ共、其數多ければ、其功を終ずして、尊氏の將軍たりし時に、續きて建られしなるべし。さて此寺いつ改宗せしや、今は眞言宗となれり。此寺に明應六年の舊記あり。左に記す。

日域備之前州上東郡居都庄青雲山安國寺化疏夫當寺者大覺禪師含飴佛燈國師寧蓉宗叟和尚大禪師覆二一簣一之場也。熟考師曾白二大唐一歸朝董二于豐後萬壽之席一也。檀越橋氏藥師寺賀州太守公義戒名元可擇二泉石深邃之地一創二業此梵刹一歛二師道風一爲二鼻祖一具二挿草之機一者乎殿裏安二居六衙一能化二地藏一願二王不動多聞梵尊像一奉二大休寺殿一公命二鐘皷一嚴肅而祈二國家之安怙一有レ季二于茲一矣吁蒼天無レ知乎八人奪取此間落字忽歸二兜率一灰飛烟滅之餘纔縮華一字擬二舊規一仕侶坐不レ忍レ視睚レ掌抱扶起之志遂持二短薄一不レ憚二跋跡之勞一遍叩二禪教碩德大臣長者信男信女之檀門一若二其打破僅嬰指囷倒廩所割乾餱沾金鼓財帛等一樂レ施豈嫌二雜筋一也。效日建二立新寺一不レ如レ修二造舊寺一金口勅言諦

聽々々凡伽藍檀興意旨有ニ三段一一爲ニ天下太平人民樂業一一爲ニ七世父母我身成佛一一爲ニ家門永興子孫繁榮一譬如ニ種桃一無ニ李實一修ニ善因一必得ニ善果一若涉ニ狐疑一永劫墮レ纔愼レ之云庶幾咄嗟辨ニ勝事一借ニ魯般手一斧斤成レ風輪奐再營旨雲至靦至禱仍賦ニ一偈一以代レ疏云精藍昨厄鬱攸レ災、興復願輪無レ推レ力、檀度慨然齊擊レ節、竚看鐵鋸舞ニ三臺一。

明應六稔强圉大荒落仲春如意寶珠日　幹緣苾蒭某　頓顙

寂室語錄曰、賢姪繁茂林當初來備前安國依止、老拙時歲未レ至レ志レ學、後十有二年邂ニ逅遠江野部山中一、執レ手話レ舊相ニ得甚歡一。とあり。これを以て考ふれば、寂室も此安國禪寺に居住せしや。

太閤休茶屋

沼村の內、往來端の山裾に、太閤秀吉公、備中高松攻し時、宇喜多八郞秀家より、太閤馳走のために、假に茶屋をしつらいたる由、其跡今にあり。

學校古趾

久保村。

正木井　中川村にあり。

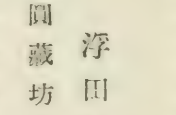
當村の城主正木氏の兄弟、此井に沒して死すといふ。時代不詳。今、井水を用ゆる人なければ、常は濁水なり。每年七月盆に本郡岩間村最明寺山本院此井の邊りへ行て讀經、正木氏を弔ふ。里民、此讀經の後に井水淸めりとて、此水を汲て茶の水とし、盆中佛前へ備ふといふ。

宇喜多茶屋跡

西大寺村町並の內に、宇喜多直家別業の跡あり。此處、前は西大寺寺內と見へて、宇喜多より當寺へ二十石寄進有し。古簡今に寺に所藏せり。去ながら本書も讀がたし。本のまゝこゝに記す。

黄門中入候西大寺へ御座候時は、御やどに可被作をせん。貴僧御屋敷の內に、御茶屋數々御候。就て、被進候御膳を被置候間、爲寺

臨其許にて二十石被成御寄近置との御請狀頓て可被差上候。則御一行進候、隨て有御請取候。おど隨の等罷下□（[illegible]り）生可申入候。恐惶謹言。

卯月十七日　　浮田太左衛門 

西大寺　圓藏坊

平井淸水　平井村の山すそ五軒屋といふ處にあり。

古へは兒島郡の人此水を汲歸り、酒を造る。其味美なり。依て遠近是を稱して、兒島諸白といふ。畢竟、其名の高きは此水故なり。當寺も此水にて酒を造るに、古にかはる事なし。

按ずるに、此名水いつとなく濁り、酒造の用にたゝず。里民の飲水も、河水近ければこれを汲におよばず。おのづから埋り、今は小き跡のみ殘れり。

釣の渡り場　今在家村なり。

古の官道にて、御野郡三野村へ、此處より船渡しなりしなり。此時渡し守せし者の子孫とて、今に當村に四五軒あり。これ等が家例にて、正月門口に割木を五把づゝ建り。これにて年中の災を除くと、先祖よりいひつたへて今に至てかはらず建といふ。

三、兒島郡

天神硯水　大崎村の海。

汀より八九間沖、海中に水あり。潮滿る時も其味鹹からず。此あたりに天神の社あり。よりて此名あり。

古戰場　藤戸粒江村。

里民の說に、元曆元年平家は小松新三位中將資盛・同少將有盛・丹後侍從忠房大將として、兵船數百艘にて粒江村の內沖かはち舟津原といふ所へ揚り、正盛山に陣をとる。源氏は三河守範賴、三萬餘騎にて、備中國日間山の邊に陣

をとり、佐々木盛綱海を渡し、先陣して此所にて大に戰ひ、平家敗北して浦田村・廣江村の邊より船にのり、落けるといふ。

按ずるに里民の說は、平家物語に見へし所とあへり。又盛衰記に平左馬頭行盛を大將軍として、兵船二十餘艘にて、備前國兒島に着とあり。兩說いづれが是なる事をしらず。

玉葉集全性法師が、歌の詞書に、元曆元年世の中さはがしく侍りける頃、平行盛備前の道をかたむとて、だんの浦と申所に侍りけるに、八月十五日夜、月くまなきに過にし年は、經正忠慶朝臣など、もろともに侍りけるを、いかばかり哀なるらんとおもひやられて、そのよし申つかわす。とあり。又佐々木盛綱備前國兒島郡を渡して、左馬頭行盛を追伐すといふ事、東鑑に見へたり。これ等を倂考れば、盛衰記の說是ならんか。

佐々木盛綱海を渡せし趾

里民の說に、盛綱藤戸の先陣せし時、備中國日間山の東南小瀨戸山の邊、一枚畠佐々木谷ともいふといふ所より兒島郡粒江村舟津原の邊へ、わたせしとなり。海の面凡二十丁ばかりありといふ。

按ずるに、古へは八軒屋村・黑石村・粒江村悉く海にて、西國往來の海路なりしが、年經て後干潟となり、墾田として今は村里となれり。

平家物語りに、佐々木盛綱壽永三年九月二十五日の夜に入て、浦の男を一人かたらい、直垂・小袖・大口・白さやまきなんとをとらせ、すかしおほせて、此海を馬にてわたしぬべき所やありときゝければ、此男は案内はよく存て候、たとへば川の瀨のやうなる所の候が、月頭には東に候が盛衰記に此所を大根の渡とあり月の末には西に候盛衰記に此所を藤戸の渡りと有件の瀨のあはい、海の面十町ばかりも候らん。これは御馬などにては、たやすくわたらせたまふべしと申ければ、佐々木いざさらばわたして見んとて、かの男と二人まぎれ出てはだかになり、くだんの川の瀨のやふなる所をわたりて見るに、實もいたうふかふはなかりけり。ひざ腰肩に立所もあり、髮のぬるゝ所もあり。深き所をおよひて、淺きところにお

よぎつき、男申けるは、是より南は北よりはるかに淺ふ候。敵矢先揃て待まいらせ候所に、はだかにてはいかにもかなはせ給ひ候まじ。たゞ是よりかへらせ給へといひければ、佐々木實もとて歸りける。下﨟はどこともなき者にて、又人にもかたらはれ、案內もやおしへすらむ。われればかりこそしらめとて、かの男を刺殺し、首かき切て捨てける。

鞭木　粒江村鞭木といふ所にあり。

里民の說に、盛綱此海の淺瀨を試みて、其時に持し鞭をさし、翌日先陣の漂的とす。其木、生つきて大木となれり。木はくま柳なり。年經て後枯しが、其所に椋榎生出しに、榎はかれて、今は椋の古木一本のこれり。

按ずるに、盛衰記に佐々木陸にあがりて申けるは、晴さはくらし海の中にてあり、明日先陣の驗ばやと思ふに、如何して只今の通りをば知べき。然べくは和殿人にあやめられぬ程に、漂澪を立て得させよとて、又直垂を一具たひたりければ、浦人かゝる幸にあはずと悅びて小竹を切集て、水の面よりちと引入て立て、歸りてかくと申、佐々木悅びて、明日を遲しと待とあり。鞭木といふも此漂澪の事ならんか。

先陣寺　粒江村に在り。

同村明王寺の兼帶の小庵なり。古へ佐々木三郎盛綱藤戶先陣の時、討死の兵士、海の案內せし浦の男追善のため、此寺を創造の由。いつの頃にや寺は破却して今は小庵のみ殘れり。

經ケ島　藤戶村の內なり。

佐々木三郎浦の男を殺したる追善の爲に、頓寫修行し、其經を爰に埋めたるに依て、經ケ島と名付しなり。今に同所に其印の石塔あり。

藤戶渡　在西川尻、佐々木盛綱先陣。

宇多帝子敦實親王九代孫源三秀義仕二義朝一有レ忠焉、雖二源氏敗亡一、秀義惟不レ隨、平家蟄二于相州一也二十餘年矣。其有二五人一、太郎定綱二郎經高三郎盛綱四郎高綱五郎義淸皆有二武名勇譽一。元曆元年九月二十五日平家陣二于備前兒島一、源氏在二同西川尻藤戶一。間

海上相去二十五町許。無レ舟不レ能レ征レ之、盛綱與二渠儂一二人遊行試レ之如二其言一。遷時刺殺彼男蓋恐復教之佗人也。翌二十六日盛綱乘レ馬渡レ海軍卒續至レ敗兒島希世之武功也。賴朝賞レ之賜二兒島一也。盛綱後出家名二法善一受二法於親鸞一病死。越家橋立眞宗寺其裔也。

右和漢三才圖會の文なり。一說に法名は西念と云。

浮洲岩　粒江。

里民の說に、佐々木が海の案內したる男を殺せし時、此男の死骸流れかゝりたる石なる由、今石表あり。此男の名をば惣十郎(一に忠十郎と有)といふ。或は與介共云し由。青木谷と云所に此男の宅地の跡あり。子孫今に粒江村に有。

按ずるに、此浮洲岩を天正十五年秀吉公聚樂亭を諸大名に被命建立ありし時、宇喜多秀家より、老臣戸川肥後守奉行す。此時浮洲岩を斬取て、泉水の中にすへしと見へたり。今は醍醐三寶(實カ)院殿の庭中に有といふ。未詳。當所の石も次第に埋りければ、正保二年に印しとして石碑を被仰付、其邊をほりて今は岩あらはれたり。

日疫神　粒江の內、松尾といふ所にあり。

夕疫神　同。前がいはといふ所にあり。

天疫神　同。森といふ所にあり。

里民の說に、佐々木盛綱の陣取の跡といふ。いにしへは祠ありしよし。

かうげ崎　同。

里民の說に、佐々木が老臣の陣所と云。

引馬か嶋　同。一說に引竝の多和とあり。昔平家軍立の所なり故名く。

同說に、盛綱入部の時、案內して殺されし男の母、哀の餘り此所にて盛綱の馬の口にすがりて、恨をいひ馬を引きとめし所といふ。

笹無山　天城。

小山なり。同說に浦の男の母哀の餘り、此山の笹を奉りすて故、今に笹はへざるよしいひ傳ふ。

琴捨藪　浦田。

里民の說に、いにしへ平家藤戶を落し時、琴を捨置し所なりと云。

篝地藏　粒江。晝間陣の山上なり。

松尾山にあり。里民の說に、古へ源平の戰の時に、此所にて篝火をたきし所なりといふ。

朝間陣

里民の說に、平家此所にて兵粮をきし所を、朝間陣晝間陣夕間陣といひ傳ふ。

濁川　廣木。

方二間ばかりの溜池なり。里民の說に、佐々木馬の鐶（くつわ）をあらひしによりて、水濁りて澄ざる故に、今に其名とするよし。

膓川　粒江。

浦の男殺されし時、膓爰に流れかゝりてありし故に名づくる、と里民いひ傳ふ。

誓紙の井　粒江。

里民の說に、盛綱入部の時、家臣を集め此井を以て、二心なき誓紙のありければ、其名とする由。井は甚淺しといへども、苔の滴りやまずして、四季共に水盡る事はなしといふ。

清瀧越　粒江村。又平家越ともいふ。

里民の說に、平家の兵共たゝかひ負て敗北せしかば、この坂を越て廣江といふ所へ落行、濱邊より船に打乘て、備中國水島へ落るといふ。依て此所を平家越ともいふ由。其時兵粮の器物折敷、小高井等此處に捨て落去りしに依て、俗に此名を宛折敷谷ともいふ。

浦男宅地跡

粒江村舟津原より東へ當り、青木谷といふ所に、浦の男屋敷跡とて、地面五間に六間あり。浦男の名は彥十郎といふ。殺さるゝ年二十一歳といふ。子孫今に不絕。

陣取跡 大島。

鷲羽山の麓畑の中に、陣取の跡といふ所あり。里民の說に、古へ平家の大勢戰死せし處なりとて、其吊に下津井四ケ浦にて、今に每年七月十五日十六日に、なもて踊とて念佛して踊る事あり。紙のぼり・笹など持て此山へ上り踊る自然足すくみ腰など立つる時は、其者を中に置て、なもてや〳〵と云ておどれば、その儘足腰常の如くなるといふ。古へよりの例なり。

按ずるに、なもては南無阿彌陀の、唱へあやまりならんか。

吹上村

太平記卷四一宮井妙法院の條に、妙法院は、是より引分れて、備前の國までは陸地を經て、兒島の吹上より舟に召して、讃岐の託間につかせ給ふとあり。同卷十六建武年中、足利尊氏公自筑紫上洛の時に、舟路の勢已に備前の吹上に着ければ、步略の勢は備中の草壁にぞ着にける。

釜島

天慶年中、純友此島にて度々戰あり。

錫なき灘 澁川ノ說に山伏の瀨戶。

何の故といふ事をしらず。山伏の落しといふ嶮き岩山あり。船路の難所なり。

古戰場 八濱。大崎。常山。木太。

此分備前軍記に委敷、爰に不記。

荒屋敷　木見村に林村との境に有。

先年六黨の內に原新左衞門といふ者あり。奢侈日々に增長しけるが、或時木見村より、年久しく來る茶賣あり。例の如く、茶うろ〳〵いふてあゆみけるを、新左衞門が子供筆頭茶を取に出けるに、兄弟して此茶うりを切殺しぬ。其茶賣の弟、常山の城主の步行者なりしが、此事を聞て堪忍をすとてひしめきける。折ふしに、新左衞門が子供の太刀の師無傳といふ人關東より來りて、新左衞門が處に居しを、酒を呑せて醉臥させ、彼を殺し、常山の城へ遣さんと計けるが、此無傳不圖越あがり、吾〻不思議の夢を見たり。吾を害せんとすると云。其時新左衞門が子母ともに能保にいゝなし、又酒をすゝめ沈醉させ臥させけり。能寢入たる時切殺し、其首を出して常山の步行者へ遣して事濟ぬ。其後彼無傳が亡魂たゝりをなし、新左衞門が子孫絕ぬ。猶いろ〳〵の事どもありければ、ひたすら弔などして、今はしづまりぬれども、此屋敷に住者あれば病死し、或は狂氣しければ、人住事をきらひければ、今は宅屋なくなりて、畠となりてありといふ。

琴浦天神梅　引網。

社司說に、延喜年中菅丞相筑紫へ左遷の時、此處へ泊し給ふ。其時梅の枝を此處に指給ふに、能生付て今に枝葉榮へ、周圍四尺計高さ三間餘りの大木なり。これを八重梅といふ。此花うてな一つに實を八つむすぶ。尋常の梅にあらず。木村彌右衞門といふ者の宅地にあり。此梅、俗に云座論なり。

菅相丞の歌とて

舟と見へ波にたゞよふ琴の浦かよふは山の松風の音

風により浪のをかけて夜もすがら鹽や引らん唐琴の浦

しらへより今朝から琴に聞ゆるは春の夕日に引あみのうら

按するに、此歌里民の云傳ふる事にして、外に見所なし。言葉にも、てにをはにも、きこへがたき事有は、誤りおほきにや。不詳。

鉾島　番田の海にあり。

里民の說に、古へ神功皇后の御船此島につき、行宮を作り御鉾を揚られて、暫く皇居ありし由。宮跡の石海邊にあり。大內樂島冠岩烏帽子岩の名あり。其時此あたりの漁者ども、鯛に櫻の花をそへて奉りしかば、皇后櫻鯛とのたまふといひ傳ふ。

釜島

天慶年中、伊豫守純友此島に城を築き戰し事、前太平記にみへたり。委しく別にしるす。

新大納言成親卿配所跡 田井村にあり。

治承元年六月、備前の兒島にこぎよせて、民の家のあさましげなる者のいほりに入奉る。しまのならひうしろは山まへは海、いその松風なみのおとづれも、あはれはつきせず御座候かと、平家物語に見ゆ。長門本には兒島田井浦の柴の床と云々。又曰是は猶舟着近くあしかりなんとて、地へ渡し奉り、備前備中の境庭瀨の鄕、吉備中山有木別所といふ山寺に、置奉ると云々。

入道火 一に金鉢と云。

長尾・迫間・槌ケ原・用吉・小島地・廣岡・木目瀧、此邊を庄內といふ。古へより不測なる火あり。雨夜に多く出る。大きさ提灯ほどなる。長尾村の前より、用吉村の海邊へ川筋を行、何の火といふ事を里民も知らず。火の通る道筋に隱れ居て、是を見んとすれども、そのところを通らず。誰火を見れ共持行人を見ずと云。吾も節々見及といへ共慥に不見。火一つ二つ三つに分る事あり。是を以て考ふるに、狐火とも見へ、又空へ上ろ事あれば狐火とも見へず。若は天の五光の內ならんか、審ならず。

右は、石丸生の隨筆に見へたる故、爰に記す。

響の灘 比々村の沖なり。

河海抄に、李部王記を引て云、天德四年八月十一日、備前使甲の賊二艘 繕友等也 響のなだより船を捨て逃遁、疑らくは京に入か、云々。

穴海　穴濟・穴戸・穴國。

景行天皇二十七年十二月、日本武尊悉九州熊襲を平げ、倭國へ還給ふ時、吉備の穴海・穴濟の神を悉く殺して、水陸をひらき給ふと日本紀に見へ、古事記に穴戸の神皆言向和而參上（もうのぼ）り給ふと、見へたる。

吉備の穴海・穴濟又穴戸といふを今按ずるに、延喜式神名帳に、備中國下道郡穴戸山神社あり。又、備前國兒島と天城村との間、昔海にてありし。此所を穴戸といゝしなるべし。此兒島の地備前なれども、備中の國へ多くかゝりて境ひし處にて、下道郡穴戸山に近、此兒島と天城との間の海、昔兒島藤戸の渡といひて、甚狹少なる海東西へ通したる。故に穴門と云名は有なり。爰計にもあらず。長門國を日本紀に穴門國と書、是も長門と九州との間の海せまりて、藤戸の渡りと同じ故に、穴門の名相同じ、是にて昔の穴戸は後の藤戸なる事をしるべし。さらば穴海といふも、此藤戸より東小串村の米崎よりは、西なる内海を云なるべし。穴濟も此藤戸の兒島へ渡る所なるべし。日本武の尊の穴海の惡き神あり。これを平げて水陸の道を開き給ふといふは、此國吉備津宮緣記・兒島道生村般若院の記等を見るに、此邊のあしき神を討給ひし神軍の事どもを云は、吉備津彥の時と、此日本武尊の事をいふなるべし。又舊事記・國造本記に、吉備穴國造といふ。穴國はもし兒島郡をいふか未祥（詳カ）。しかるに、備後國に安那郡あるを以て、其所の海を穴海にあつる說あるが、されども和名抄に此安那郡を夜須那郡と訓ずれば、穴といふにあつる說、いかゞ覺束なくまた穴といふべき。海の形もみへずといふ。故に伊勢神主出口信濃守信佳が舊事記の答書にも、穴海・穴濟に備中穴門山神社を廻りて、あはを註したり。

光明崎　小串村に屬す。

昔此處に玉井宮鎭坐ありし時、此山の出崎に有し御燈の光明、海上に輝きければ、時の人、此處を光明崎と名付し由、今米崎といふは誤なり。

水島　古へは備中の國なれども、いま當國なる故に爰に記す。

源平盛衰記曰、平家は讃岐國屋島に在ながら、山陽道を打靡して、都に責上るべき由聞へければ、木曾左馬頭義仲是を聞て、信濃國の住人矢田判官代義淸字野平四郎行廣を差遣す。山陽道の者共、多く源氏に相從けり。平家は三百

餘艘の兵船を調て、屋島の磯に漕出したり。源氏は備中國水島が途に陣を取て、千餘艘の兵船を構へたり。源平互に海を隔て支たり。壽永二年閏十月一日、水島にて源氏と平家と合戰を企つ。（中略）源氏の追手大將軍は、宇野彌平四郎行廣、搦手の大將軍は足利矢田判官代義清也。五千餘人の兵共百餘艘の兵船纜を解て押出し、夜の曙に漕寄て、時の聲を發す。平家は待儲たる事なれば、聲を合て戰ふ。平家本三位中將重衡越前三位通盛卿を大將軍として、七千餘人二百餘艘の兵船に乘て、島の西南より東北への二手に指廻る。（中略）西風烈しく吹て、船共にゆられて打合せければ、東國北國の輩は船軍は習はぬ事なれば、船に立得ずして船底へ重り入る。平家の輩は舟軍自在を得たれば、飛入て散々に切る。面を向る者はすくなし。（中略）能登守教經精兵の手きゝなれば、一として空矢なし。高梨次郎高信を始として十三人被射取けり。源氏の軍敗れにければ、打殘されたる者どもはしふねに乘移り、飛下り〳〵落行けるを、平家は船の中に、兼て鞍置馬を用意して船共の纜を切放ち、渚に漕寄せ、舟腹を乘傾け、馬共をおろし、ひたとのり、能登守一陣に進て攻蒐りければ、討るゝ者は多く、助る者は少し。或は備前國へ落るもあり。或は都へ上るもあり。海へ入て死る者はその數を知らず。船にて討捕らるゝ源氏にも、矢田・高梨・海野を始として、千二百人が首を切懸たり。

兒島の泊 按ずるに、八濱村の事なるか、委しくは名所の部に記す。

治承四年、高倉院嚴島御幸の時、此處に船がゝりしたると見へて、平家物語に、二日の日には（四月なり）備前のこじまのとまりにつかせ給ふ。五日の日天晴て、海上ものどけかりければ、御所の御船をはじめまいらせて、人々の船ともみなこぎ出す。雲のなみけぶりのなみをわきしのがせ給ひて、その日は播磨の國やまだのうらにつかせ給ふ。

陣取の跡 天城村。

豐臣太閤秀吉公朝鮮征伐の時、此處に暫陣城し給ふ。天下取の陣所たる記に、天城村と改名したる山を、里老の語り傳なり。されども太閤記などには見へず。備前の事跡を先輩記したるもの數多あり。是には此事を記せり。故に爰に記す。未辭、後人是を正せ。

下津井

平家物語に曰、去程に平家一の谷へ渡り給ひて後は、四國の者どゝ一向隨奉らず。中にも、あは・さぬきのさいち・やふう、皆平家をそむいて、源氏に心をかよはしけるが、さすが昨日今日迄平家にしたがい奉りたる身の、今日はじめて源氏へ參りたりとも、よももちい給はじ。平家に一矢いかけ奉りて、これをおもてにしてまいらんとて、門はきの平中納言のりもり。ゑちぜんの三位みちもり。のとのかみのりつね父子三人、備前の國しもついに、ましますと聞て、兵船十餘艘にてぞよせたりける。のと殿大きにいかつて、昨日今日迄我々が馬のくさきつたるやつはらが、いつしか契を變ずるにこそあんなれ、そのきならば一人もゝらさずうてやとて、小船どもをおしちがへて追れければ、四國の者共人目ばかりに矢一ついてのかんとぞ思ひしに、能登殿にあまり手いたふ責られ奉りて、かなはじとや思ひけん、とをまけにして引しりぞき、淡路國福浦のとまりにつきにけり。（六ヶ度合戰の條下。）

學校古趾

北浦村。

屯倉

今その處しれず、東兒島の數村を三宅鄕內といふ。又和名抄には三家とあり。

日本紀曰、欽明天皇十七年秋七月甲戌朔己卯、遣二蘇我大臣・稻目宿禰等於備前兒島郡一、置二屯倉一以二葛城山の田直(あたひ)瑞子(みつこ)一爲二田令(たつかひ)一。

敏達天皇十二年、吉備海部羽島を百濟に遣し、日羅を召して、羽島日羅をつれて吉備兒島屯倉に到ると同書に有。

和事始に曰、屯倉とは天子の御米を收め置倉なり（釋日本紀に見ゆ。）今に國により三宅といふ村あるは、其舊地なるべし。是其國々に米倉を置て、貧民を救ゐ給はんためなるべければ、いとありがたきまうけにこそ、これより後、文武帝義倉を立られ、淡路帝の常平倉を置れし、みな仁政の助ならずや。

阿江の浦（一本あえの浦とあり。）

盛衰記に、新大納言成親卿、配流の道の記に、備前國あえの浦より内海を通りて、兒島と云所に着給ふとあり。

難波

同卷に、成親卿兒島にまし〳〵けるを、こゝは猶津近して人繁し、惡かりなんとて、難波といふ所へ奉移居けりとぞ。

成道寺

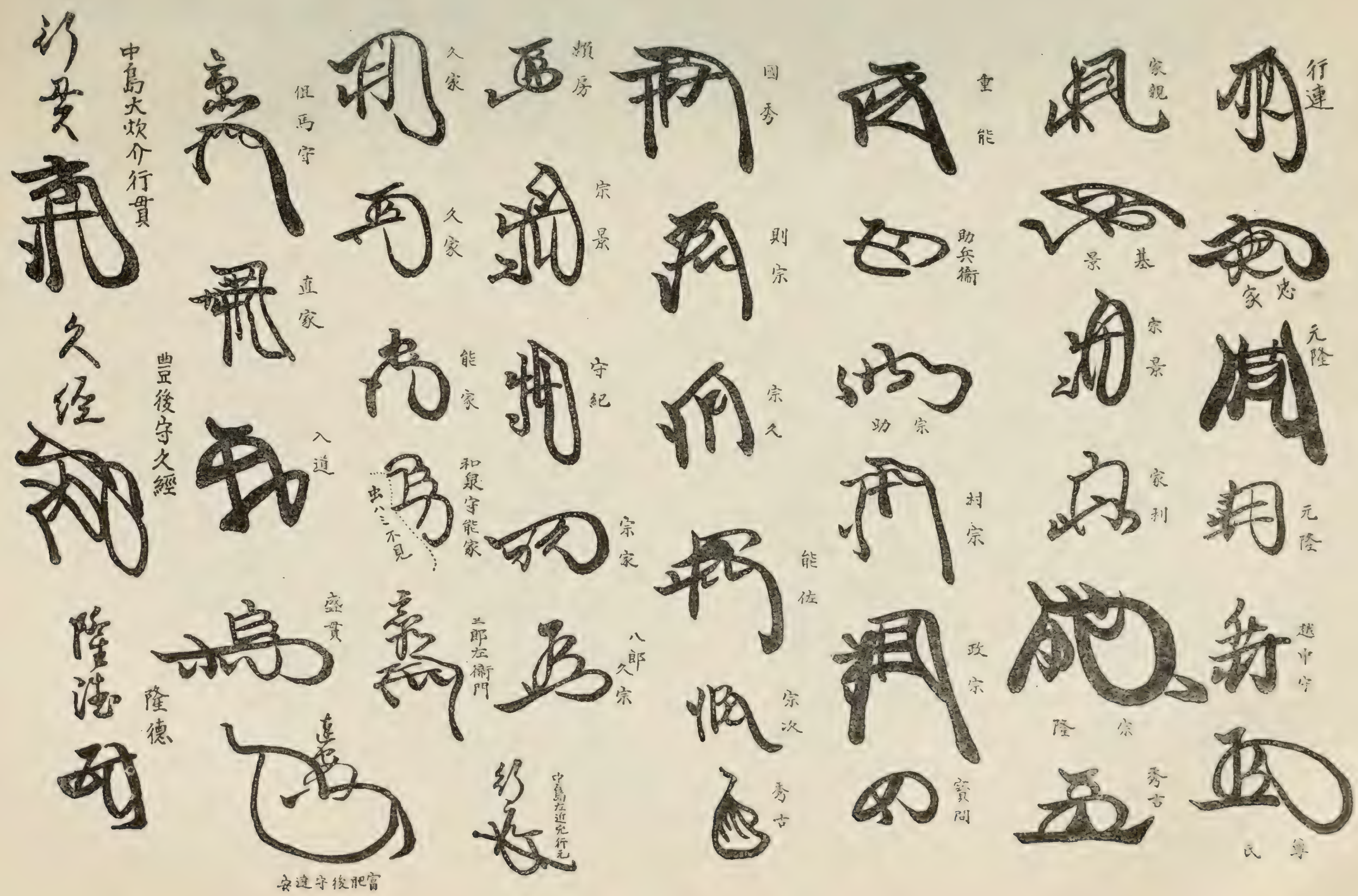
在所しれず。禪宗なり。改宗して寺號改たる、又廢寺か未詳。

延寶傳燈錄曰京兆東福寰中、長齢禪師出世備前成道後、住ニ本山一、賀レ釋書入レ藏。偈曰元亨僧史、列ニ宗師一、無ニ孑遺一敕下ニ傳聞一歸ニ大藏一、法害轉レ光輝レ師、應永五年十月十三日寂、塔ニ于楞嚴庵一。

吉備溫故秘錄　卷之三十六（古蹟下）終

吉備温故秘録

（城　趾）



行連
忠家
元隆
元隆
越中守
尊氏
家親
基景
宗景
家利
隆宗
秀吉
重能
助兵衛
助宗
村宗
政宗
國秀
則宗
宗久
能佐
宗次
秀吉
頼房
宗景
守紀
宗家
八郎久宗
中島左近允行元
久家
久家
能家
和泉守能家
出ハミ不見
三郎左衛門
但馬守
直家
入道
盛貫
富肥後守達安
中島大炊介行貫
豊後守久經
隆徳

吉備溫故秘録　巻之三十八

大澤惟貞輯録

城趾上目録

吉備溫故秘錄卷之三十八（城趾上）目錄終

吉備温故秘錄　巻之三十七

大澤惟貞輯錄

城趾　上

一、御野郡

船山城　原村北にあり。

須々木豐前居城。先祖より、此村に居住と見へたり。初は郷士共いふべきや、其後次第に家作等を廣大にせしに依て、城といひしや。

太平記四二十四條縄手合戰の條下に、須々木備中守といふ者あり。此豐前が先祖か。本部金山觀音寺所城藏する古簡、正和二年三月十八日、丹治宗行付紙に須々木惣領とあり。寄進狀あり。應永十一年十月八日、沙彌聖信が寄信狀中に、須々木大貳といふあり。文安五年六月一日若狹守が下知狀中に、須々木大進といふ有。長亨三年卯月の掟書の連判中にも、須々木中行景・須々木四郎太郎盛行・須々木新四郎信行等の名見へたり。皆此須々木の先祖一族にて、本郡に居住せしものと見へたり。古簡部を合せ可見なり。一宮に藏する康永元年國中神名の内に須々木の宮二社とあり。これを以て考れば、須々木氏の建立の宮ならん。

明見山城　三野村。

鏞子釣城といふ。須々木四郎兵衛居城。豐前が子なり。父子とも永祿の初までは、松田左近將監津高郡金川の城主なり。の麾下なりしが、永祿七年三村紀伊守家親備中成羽城主なり。當城を攻取んと、大軍を引率し出張せしかば、須々木父子戰はずして、降參せしかども、備中へは遠く、直家は間近なるのみにあらず。直家の婿松田左近將監が、金川より船にて人數を寄なば、備中へ加勢を乞隙もなく、暮時に城を取られんかと思ひて、内心には直家へ通じ候んと思ふ處

に、同十年明禪寺合戰のとき、何れへも屬せず、見合て居ける。三村方打負、備中へ引退しかば、早速宇喜多家へ降參しけれ共、直家は此度の合戰に見合居たるを惡み、須々木父子の領知を取揚、豐前には隱居申付て、茶領地に三十石を遣す。夫より法體して行蓮といふ由、四郎兵衞は祿百四十石給はり直家に仕、直家の死後秀家卿に仕へしが、慶長年中宇喜多家沒落の後は、仕官をやめて本村原へ隱れ住て、百姓と成り、子孫今に原村に有り。按ずるに、行蓮を隱居名とあれども、左には非して、行の字代々通字にて諱なるべし。秘一說に、矢田安藝守といふ者居す。其後須々木四郎兵衞居すといふ。

古城　上伊福村の村中にあり。

中村彌右衞門居城。松田の麾下、後は宇喜多に仕といふ。宇喜多家士帳に、祿三百六十石とあり。

古城　高柳村。

北の丸城といふ。中村左馬介行連居城。松田家に屬せしが、後には宇喜多家に仕へし由。

是左馬介より淺沼への感狀左に記。

去二十八日夜於仕寄、御忠儀無比類候爲其於馬矢鄉內五段進候、向後御心懸肝要候、尙五郎兵號可被申候。恐々謹言。

五月二十日　行連 華押（卷頭花押參照）

〆淺沼又兵衞殿　中左馬

古城　上中野村。

前田越前守といふ者、居城といひ備ふ。時代不詳。

古城　田中の村中にあり。城主不知。

富山城　萬成山にあり。故に萬成城ともいふ。

大安寺城ともいふ由、山下に大安寺といふあるによつてなり。又古へ富山大掾居城なりし故、富山城といふ由。萬成村八幡宮は、此大掾の建立にて、同姓右京を神主として、夫より代々今に至るまで八幡宮の祠官たり。その外當村の民家に子孫殘りて、富山を稱する者多しといふ。

松田權頭元隆居城、應仁元年赤松左京大夫政則、備前へ下り、山名相模守教之の臣に鴨大和守が、福岡城に居けるを追拂ひ、備前を取治めし後、備中國押へのため當城を築き、元隆に預けしかば、元隆は津高郡金川城より當城へ移り、金川城には家來を置て守らせけるが、政則は京都に在て、所司代を勤め、浦上美作守も在京せしほどに、備前國中の政事は元隆一人して取行ひ、西備前御野郡・津高郡・赤坂郡・上道郡等は別て、已が領地のごとく、年貢等をも富山・金川へ收めけるが、文明五年當城にて病死す。是を本郡津島村妙善寺に葬る。嫡子松田左近將監元成家を繼て當城に居て、父が時のごとく、專國中の政を執行ひ、我威をふるひ、其上自立の志ありけるや、當城は西國往來の所に近き地にて、要害宜からずして、文明十四年已が本城金川へ引込。當城には弟の松田惣左衞門元親を置て守らせけるが、同十五年松田終に、主人赤松家にそむき、邑久郡福岡へ押寄、合戰あり。此時惣左衞門も兄元成と一所に福岡へ行、翌十七年二月二日の合戰に、惣左衞門弓にて、敵大將を射留め、中にも下山彈正が胸板を射拔即死。敵兵内山彌五郎といふ手利精兵、惣左衞門をねらひ、上差つがひ射けるが、其矢あやまたず、惣左衞門が射向より箆深に射込れ、即死す。松田惣右衞門親秀父元親討死、後繼居城。明應六年、浦上宗助其勢千餘騎を卒して、三月十六日三石を出陣し、上道郡へ亂入し、村々を放火し、釣の渡りを越、牧石に陣を取て當城を攻む。惣右衞門並に老臣横井土佐等、籠城してこれを守る。浦上勢は伊福邊を放火し、城を攻る事急なり。松田元勝金川にて是を聞、五百計の兵を卒し、笹ケ瀬表へ出張し、當城の後詰をして、三石勢へ突て懸る。城中よりも打て出で、前後より戰へば、浦上終に打負て敗北し、釣の渡を越し、龍口山に上り、やう〳〵陣を取、敗軍の勢を集めて、松田の勢をふせぎ居たり。松田元勝は、牧石に陣を取て、龍口を攻む。伊賀左衞門勝隆も、赤坂郡牟佐の高倉山に陣を取る。惣右衞門は富山を出で敵を追ひ、和意田・湯迫の山に陣を取て、三石の通路を塞ぐ。はじめは龍口を攻て戰ひけれ

ども、後には遠卷にして敵を疲らしける。宗助粮道絕て甚難儀に及ぶ事、三石へ聞へ、宇喜多和泉守能家兵を帥て、松田惣右衞門が兵を追さんと計けるも、松田用心きびしく、討べき隙なく日を送りけるが、松田が備少し油斷有けるを伺ひ、能家が家士六十餘人を出、民の體に仕立て農具等を持せ、暮に及で脇田矢津の邊に伏き、三更に及ぶ頃所々の在家に火を付て燒立けるを、松田方には民家の失火なりと思ひ、人を出して火を消さんとせし所へ、能家兵を分ちて所々にて鬨を作り、切てかゝりければ、松田勢大に狼狽して亂れ走る、宗助も相圖の火を見て、惣軍を一手になして、切て懸る。松田勢一支もせず、川を越て引退ける。宗助は三石へぞ歸りける。此戰ひ四十餘日かかりしといふ。

此後老臣横井土佐も當城を守る。松田左衞門尉盛明元盛の次男なり。も當城へ來り居て、金川へ往來せしが、永祿十二年金川落城の時、盛明も同所に在しが、やう／＼盛明は備中國へ落行き、當城へは歸らず備中佐井田へ蟄居し、其後毛利家に屬し、天正十年秀吉高松責の時、同國冠の城に籠りて、宇喜多勢と戰ひ、利なくして引退くといふ。さて當城へは宇喜多七郎兵衞忠家居城とす。天正十二年冬忠家叙爵して出羽守となる。直家岡山城へ移りて後、當城は岡山城より高しとて、野殿城へ移し跡破城といふ。又一說に慶長六年に拂ひ捨るともいふ。

又當城の櫓を、後秀家岡山城へ引ともいふ。是非を知らず。

七郎兵衞の感書を一宮に所藏。其寫。

今度備中撫川表出陣、爲見廻御音(而)候處、折節及合戰付向、御手柄の程驚目候。誠に御社家の儀にて、御心付の程不淺候。猶御恩賞の程、重て從直家可被相計候。恐々謹言。

五月二十一日　　七郎兵衞尉　忠家［華押］（卷頭花押參照）

神主大森殿

御定人殿

一說に忠家は當城にて病死、子右京亮繼で居城せしが、後に野殿城へ移とあり。此說を得たりとせんか。

篠ケ迫城

源平盛衰記三十二曰、兼康は倉光を夜討にして、後に、人を四方に走らし、兼康こそ北國の軍に、被生捕たりつるが、平家の御行衛の悲しさに、兎角操て再故郷にまぬかれ歸りたり。木曾は既に舟坂山に着給へり。平家へ參らんと思ふ者の、我に志あらん人は、兼康に付て、木曾を一矢射よやと觸たりけり。妹にも不限、其邊近(をカ)者共慕々しきは、兼て屋島へ參ぬ。馬鞍も持たず、具足もたらはぬ輩が、是を聞て、柿の袴に責紐結び、布の小袖に束折したり。剣たる弓矢に銹たる太刀、刀持などして、馬に乘者は少く、多は徒跣にて、此彼より一人三人と走集りたり。其勢三百人計在けれ共、そも物に叶べきは、僅十二十人には過ざりけり。此勢を相具して、兼康は西川裳佐の渡を打渡、福輪寺阡を堀切て、管植逆茂木引などして、馬も人も難通構たり。彼阡と云は遠さ二十餘町、北は峨々たる山、人跡絶たるがごとし、南は渺々たる沼田遙に南海に連たり。西には岩井といふ所あり。是をば打過て中略佐々迫に懸る。此の佐々迫と云所は、東西は高き山谷の一の細道あり。左右の山の上に弩多く張立たり。後には津高郷とて、谷口には沼なりければ、究竟の城なり。敵何萬騎向たり共、輙く責落難き所なり。此には兵共を指置て、我身は唐河の宿板倉城に引籠ると云々。

木曾義仲は、和氣の渡りを打渡し、可眞鄉へ打入て、福輪寺阡を見れば、堀ほり切て逆茂木引、たやすく爰を難通、如何して閑道を知らんとて、其邊を打廻て里人を尋けるに、可眞鄉の住人に、惣官賴隆といふ者を尋出して云けるは、妹尾太郎兼康を、西國の爲尋承死罪を宥て古里に返遣す。處に還て義仲に存腹黑彼を責んとするに、きと道を得ず。通り道ありなんやと宣へば、候なんとて、卽賴隆山しるべして先陣に進み、北路に懸り、烏岳と云所を廻て、佐々乃井より時を咄と造り懸て、佐々が迫を責たりけり。妹尾は兼て木曾は今宿に、三日の逗留なれば、只今の事にてはよもあらじと、打延て思けるに、時を造懸て寄たれば、駈武者共は、一矢射るに及ばず、皆散々に落行けり。自先立者は助りけれ共、返合する者のたすかるはなく。深田に追入〳〵切殺し射殺す。佐々迫を攻落して唐皮宿板倉城に押寄るとあり。

備中古城記に、田井新左衞門尉信高、建武のころ尊氏將軍に屬して度々戰功ありしに依て、佐々迫の城を給はり、

其後備中へ移り、秋坂山の城を開基す。依て其村を田井村と名付る由あれ共、此處に田井居城せし事を云傳もなく不審。

辻川城　矢村坂坤の野中にあり。

辻將監といふ者居城といふ。時代不詳。在方の檢地帳に、大手跡・木戸口などいふあざ名あり。

二、津高郡

野殿城　野殿村。

宇喜多左京亮（名諸記にみへしところ、直行・成正・重長・貞盛・信顯等の責ありて、うたがはしかるがゆへにしるさず。）富山城を爰に移し居城す。若年の頃より度々戰功ありしが、慶長四年秀家卿と間ありて、大阪へ行、神君に屬し奉り、翌年六月德川家奥にむかはせ給ひし時、御供にしたがひ、上方の軍起りしに付、直に海道を攻のぼり、關原一戰後に勸賞有て、石州津和野三萬石（一に同國濱田二萬石とあり。）を給り、名をも改めて坂崎對馬といふ。又出羽守になりけり。大阪の戰にも御供す。落城の時天壽院殿を奪取り奉りて、神君の御陣へ御同道申ければ、神君御感悅不淺、一萬石を御加增あり。（天壽院殿を御供したるは、熊野新宮の住人堀江主水と云者、御陣に參るとあり。何れが是非をしらず。）其後將軍家を恨み奉る事ありて、出羽守切腹、家來頭を取て指上、血脉斷絕。但邑久郡大鹿島寺の住僧感應院は、出羽守が弟なりしが、寛永の末死す。

藩翰譜云、この姫君は（天壽院殿なり。）將軍家御寵愛にてありける故、坂崎はむかし宇喜多が家にありし時、常に京都にさむらひて、知人おほしと聞しめされ、この姫君の御事、攝家花族などの公達へ、御なかだちしまいらせよと、ひそかに仰蒙りて、都にのぼり、しかるべき人いひかたらひ、歸り參りて此由を、申ければ、將軍家深く悅ばせ給ひ、やがて其家に入參らせらるべきに、今定りけり。姫君かくと聞し召れ、さる人にまみえん事こそ、心うけれとて、御かさりおろさせ給ふべしなど聞へさせ給へば。將軍家大におどろかせ給ひ、此事かなふべからざりけりと、仰下さる。出羽守承て、かほどにちぎりをかけ給ひし事を、今いかでかなはぬよしの御使をば、仕り候べき、只いか

にもして、御言葉のかはらせ給はざらんやうにこそ、あらまほしく存ずれと申て罷出る、とかく日數ふる樣に、姫君本多中務少輔忠利が家に、いらせ給へしときこゆ。坂崎大にうらみ參らせて、かくてはいかで、世の人に、ふたゝびおもてをむくべき。よし／＼御輿うばひとつて、都にともなひまいらせんずるものを、命をすてばたやすかりぬと、おのが家に、家の子郎等めし集む。關東にありあふ大名、すは事こそ出來たれとて、家々に兵を集る事大かたならず。將軍家も、出羽守が恨み申所、いはれなきに非ずとて、御使度々下されて、彼心をなぐさめらる。出羽守承りせんずる所、某が首をはねられん後は、とにもかくにも候ひなん、いきて世に候はんかぎりは、えこそ御輿を人手には、渡すまじきにて候とぞ、申切たり。此上はとて、執政の人々彼が家人等に奉書下して、汝が主のうらみ申す所、そのいはれなきにあらず。去ながら彼はかる所は、君臣の禮かぐるに似たり。さればとて今はた返逆の例に准ぜられん事、返す／＼もあはれみ思しめされし所なり。かくても猶上下の分もみだらず、其信を守りて死したらんには、一族の中を撰み、其家を繼しめられ、彼生前の恨を、死後になぐさめさせ給ふべき物なり。累代のたちまちほろびんも、長く餘慶を子孫にとゞめんも、汝らがはからひによるべきものか、汝又なんぞつかふる所に、其忠をつくし、其儀をはかりて、をの／＼死を以て、諫ざるべきとぞ、しるされ、かの老等仰を承て、主の自害をすゝめて、其首を取て參候せけり。實は主の晝寢てありしを、薙刀とつて首刎しとぞ聞へける。將軍家以ての外にいからせ給ひ、出羽がふるまひ、すでに反逆にはたりぬといへども、恨み申所は其いはれなきにあらず。其が故に彼家人等がいさめにより、かれなを忠臣の儀を存じ、已が信をもうしなはで、自死したらんには、別の儀を以て、一族の中をえらみて、其家繼せ給ふべしとぞ、思しめされたれ。夫に已が主の首取て、參候ずる事こそ、無道の至りなれ。まづ彼家人等大逆の科に處すべし。又出羽守ついに初の謀を改めずして、家人の爲にうしなはれしうへは、今はた其家たてさせ給ふべきにあらずと、仰下されて、所領沒收せられぬ。しかるを今その事よくしらぬ人の、あらぬそらごと、しるしおきたるあり。大きにあやまれるなり。

古城 西辛川村の艮にあり。

虫明市內居城、浦上家に從ひて、備中國押に當城を預けられしが、宇喜多直家岡山入城以後は、直家に臣とし仕へし。天正九年兒島郡八濱村へ、浮田與太郎と一所に打て出、毛利勢と八月二十三日合戰し、與太郎打死せし時、市內並に嫡子右近內父子共、打死せりといふ。此市內が孫虫明五郎左衞門は、元和五年六月十三日、烈公御步行に召出され、其子虫明又八郎、貞享二年先祖書出せしを、考の爲に記す。

曾祖父虫明市內。

浦上遠江守宗景に罷在、其節、備前津高郡幸川の城預り、知行七百貫領知仕候。其後宇喜多直家に相隨、右の通領知仕候。安藝毛利殿と兒島八濱にて、宇喜多直家養子宇喜多與太郎元家と一所に、市內幷世忰左近內父子共、打死仕候。則幸川村に葬二人の墓有之、依之其所を市內山と申候由。

祖父虫明九平次。

父市內家を繼申筈に候得共、其節幼稚にて、幸川の城は毛利殿と堺目の城故、市內船屋敷、津高郡横井中村引退罷在候。宇喜多直家惣領八郎誕生に付、七夜の祝より、戶川縫殿之介九平次被呼出、兒小姓罷在候。秀吉公備中高松御陣の刻、宇喜多の人數は不殘御先手仕候。此節秀家八歲に罷成候に付、戶川縫殿助虫明九平次、側を不離罷在、大形每日高松御陣所へ、秀吉公御機嫌窺に、縫殿助九平次替々參申候。音物萬事家老岡豐前指圖にて御座候。其日御返事被下候事無之、翌日必被下罷歸候。其後秀家より新知三百石給、小生頭と申候。秀家より九平次へ自筆の狀ども、私方に數通御座候。關原陣の刻、宇喜多秀家より九平次に加增被申付、都合七百石、近習鐵砲三十人預り供仕罷越候。秀家落人に罷成、薩摩へ罷下、島津義久可賴と豐後國佐賀關迄上下三人にて罷下、牧藤內と祖父九平次供仕候へ共、人多とては難成候間、鬮取仕り一人殘り候へと秀家被申付候。九平次殘り鬮を取申候に付、色々の儀申立候へ共、中納言殿被申候は、我姉并甥宇喜多內記親子の者、作州笹吹に罷在候。是を京都へ連行、上京に置給候へば、我供仕候より、生々世々の奉公と被申候に付、上の關を渡り、陸地より上り、備前罷着指圖の通笹吹へ罷越、兩人を京都へ送屆申候。內記後には江原十兵衞と申候。九平次は奧村五郎兵衞と名

を替り申候。三年の後惣て謀叛人の家來共御赦免の御觸御座候に付、身上の儀も承立申候。翌年花房助兵衛殿肝煎にて、武藏守樣へ被召出、二百石被下候。武藏守樣御卒去の後、新參士六十人程御暇被遣候節、浪人仕作州に罷在候。五郎兵衛悴五郎左衛門、因州にて、少將樣へ被召出、御國替にて備前へ參居申に付、五郎兵衛儀を、右の子細申上候へば、被召出候。年寄候に付、隱居被仰付、家督婿養子奥村金左衛門に被下候。其後五郎兵衛は十六歲にて病死。

古城　幸川市場村。城主不知。

蜂山城　富原村。

蜂谷何某といふもの居城と語り傳ふ。

大勝城　大窪村。

古城　同村。二城主不知。

古城　長野村。

今田右衛門尉といふ者居城と語り傳ふ。

按ずるに、初は松田方にてありしが、後には宇喜多に仕へしと見へたり。宇喜多士帳に、今田右衛門尉といふ名見へたり。

古城　横尾村。

天正の頃瀨原佐渡といふ者居城せしが、或時敵夜討の沙汰を聞、家來四人を刺殺し、備(中)鷹森へ逃といひ傳ふ。

船山城　勝尾村の乾に在り。

岡但馬居城、初は上道郡中川村、正木山の城主たりしが、後備中押への爲、直家の命に依て、天正八年當城へ移るといふ。

戸倉城　河内。

太平記に德倉城とあるは、此城ならん。太平記三十八諸國宮方蜂起の條下に、康安二年六月三日、山名伊豆守時氏作州院の庄より、國々へ勢を分遣す。中略備中へは多治目備中守に楯崎を大將として、備中新見へは出したるに、秋葉三郎多年拵すまして、水も兵粮も澤山なる松山城へ、多治目楯崎を引入しかば、當城の守護越前守師秀防べき樣なくして、備前の國德倉の城へ引退くとあり。吉備秘錄に、曆應の頃、須々木備中守居城とあり。

按ずるに。太平記四條繩手合戰の條下に、須々木備中守といふあり。此人と同人か。

松田の老臣宇垣市郎兵衞居城せしが、主の左近將監領內の者どもを、己が信仰する日蓮宗に改宗させける故、士民とも甚だ松田をうとみ、退去する者多し。この故に市郎兵衞色々諫めけれども、松田更に用ひず。次第に不和になりて金川落城少し前に、市郎兵衞も退去せしかば、松田家滅亡後、宇喜多直家の手に入、宇喜多河內當郡宇甘の城にありしを、直家の命に依て、當城へ移るといふ。此河內は初遠藤又次郎といひしが後には宇喜多の姓を給はり、河內と改めし。委くは又次郎が事跡は下に記す。

臥龍山城　金川村。

里民の說に、山の形蟠龍に似たりとて、臥龍山と名付る山なり。松田家十二代居城と語傳ふれ共、其名詳らず。代々左近將監といふて、西備前の守護たり。幼名は孫次郎と代々いふよし。當國にて家久しき人故、同姓多く當國にありしと見へたり。今も民家に子孫殘れり。

松田左近將監政雄。

太平記高時自害の條下に、備前左近將監政雄と、自害の連名の中に有り。此人も松田の先祖か。松田十郎盛朝。太平記十四諸國朝敵蜂起の條下に、高德三石城に楯籠る時、當國の守護松田十郎盛朝・太田判官全職・高津入道淨源當國に下着し、和氣の宿に於て合戰を致す刻、松田十郎敵に屬する間、官軍數十人討れて、熊山の城に引籠る有となりしと見ゆ。同書十六西國蜂起の條下の大全に、延元元年三月十三日、赤松入道圓心に從て、江田兵部大輔行義、大館左馬介氏明と宮山にて相戰ひ、赤松軍利無くして官軍大きに打勝、此とき備前には松田十郎・中吉小八郎・伊

東和泉守等被討けるとあり。

松田七郎太郎重經。

太平記云、備前國の住人松田左近將監重明は、淸和天皇十五代の孫、松田七郎太郎重經男と有。和氣絹に見へたれ共未詳。

松田左近將監時益。（此人は當國の住とは見へず。されど共考のために記す。）

建武三年四月の下知狀安養寺に有、此時益は六波羅兩檢所なりといふ。太平記八三月十二日合戰の條下に、兩檢所に隅田高橋に在京の武士二萬餘騎を相添て、今在家作り道西の朱雀西八條道へ差向らると云々。松田左近將監重明、太平記二十六。四條縄手合戰條下に、貞和四年正月三日、小旗一揆の中より、長崎彥九郎資宗・松田左近將監重明・舍弟七郎五郎・子息太郎三郎（此外連名略す。）勝れたる兵四十八騎小松原より懸下りて、山を後に當て敵を麓に見下して、掛合〳〵戰ふに、楠が二陣千餘騎僅の敵に遮れ、進かねてぞ見へたりけると云々。

松田備前守信重（上に在、太郎三郎の事か。）一宮に在（古文書の內、尊氏より大森への狀中、信重の名あり。爰に寫す。）

去年馳參播州、去年二月六日於神無山、致忠節の由、松田備前守信重所註申なり。尤神妙彌可抽戰功狀如件。

延文元年六月九日　　尊　氏　判計 華押（卷頭花押參照）

大森彌八どの

松田左近將監、此人何の據なけれ共、上の延文元年より。下の寬正三年迄の間、百五年有、信重長命たり共、延文より三四十年、元隆寬正三年六七十にしても、此間に一二代は有べきか、追て考ふべし。

松田權守元隆、赤松家に從ひ有しが、嘉吉亂後は備前へ引籠り、浪人同事にてありけるが、赤松政則寬正三年に備前へ發向の時、元隆も金川より打て出て、國中を取治、備前一國、赤松政則の麾下となりしかば、元隆に已前のごとく、居福鄕を加恩ありて、富山に城を築きて、元隆に預、備中國を押へしめ、政則は上洛有ければ、西備前は松田

元隆支配して有けるが、其後政則侍所を承り、京都の諸司なれども、數年在國なれば、家臣浦上則宗、これに代りて京都へ上り、諸司代を相勤ければ、備前一國の政事を一向に元隆一人して執行ふて、居たりしが、文明五年富山城にて病死す。嫡子元成は金川城に在けるが、父死後家を繼ぎ、富山城へ移る。

松田左近將監元成、家を繼、父の時の如く專ら備前の國政を執行ひ、西備前不殘領し、其上自立の志ありけるにや富山の城を弟惣右衞門に守らせ、自身は當城へ歸りけり。文明十二年の事なり。文明十五年の冬より、赤松家と福岡にて度々合戰、翌年正月福岡城を攻落し、夫より三石をも攻んとせしが、天王原の戰に、浦上に松田打負、元成唯一騎金川へ引取んとせしかども、浦上勢頻に追かくれば、方々にて返し合戰ひ、深手淺手多く負ければ、爲方なく磐梨郡矢上村の山の池と云處にて自害す。今に其處に墓有。嫡子元勝家を繼ぐ。

松田左近將監元勝、父元成自殺已後、金川城へ歸りて有けるが、明應六年浦上近江守宗助と、御野郡にて戰ひ、浦上勢を龍口山へ追込、大戰勝て、これを圍事數十日、其後松田は彌浦上家と不和に成り、赤松家をそむきて、雲州尼子家を賴み、又備前の山名家に組して、浦上と合戰度々有り、宇喜多能家と、文龜三年に矢津にて戰ひ、翌年牧石にて戰ひ、其外宇喜多と度々合戰ありし。元勝死去年月しらず。

松田左近將監元盛、父子繼で、西備前を領し、當城の主たりし、宇喜多直家と度々合戰有しが、永祿の初迄は、尼子家へ屬しけるが、尼子家衰へぬれば、松田も亦勢ひを失ひけるを見て、永祿五年直家より和議申越しければ、元盛領掌して再び天神山へ出仕し、宗景の命に依て直家の聟となりし故、しばらく爭戰も止みける。元盛は近年別て日蓮宗を信仰して、我領內の寺を日蓮宗に改宗させ、從はざる寺をば燒拂ひける。一ノ宮・金山寺等を放火せしは此時なり。一ノ宮社記に、永祿五年十一月元盛放火すと有。又家中の者をも改宗させければ、家中の兵士も領內の百姓も、元盛を疎みて、退去するもの多し。直家は親しき聟なれども、兼て隙を伺ひ松田を討んと思ふから、松田の家臣、一和せざるを幸と思ひけれども、老臣に横井土佐・橋本某・宇垣市郎兵衞などいふ良臣ありて、家を取治めければ、亡しがたく、此横井土佐は醫術を能して、此藥を飲めば、病則平癒さる樣に云觸しける。其上正直仁愛の生付て、敵といへ共藥を與

へ療治しける。又宇垣兄弟も謀など能せし者なりし。或日沼より金川に至りて鹿狩を所望して、城主と共に狩をしける。其鹿を搏とて、誤て宇垣與右衞門市郎兵衞が弟なり。を討殺す。誰うちし共しれず。實は直家の臣に搏せし事なりしとぞ。其後の市郎兵衞も退去して、松田が家治らずさはぎけるを幸と、一說に此狩□欠夜直に金川を攻落すとあり。此說かならんか、又鐵砲にて搏しは市郎兵衞とあり。市郎兵衞事は下に委しくしるす。永祿十一年七月、直家より當郡虎倉城主伊賀左衞門久隆直家の聟同與次郎を招ていひけるは、松田左近將監我等に反心有と聞ぬ。依て討果べきと思ふなり。如何謀ふべきやとありければ、其頃近隣迄も皆松田を疎み、伊賀父子も不和なりし故、伊賀答て曰、此節松田を討給はんこと易かるべし、御先手仕るべしと、手に取やうに受合ける。直家大に悦び、其謀とも伊賀父子と能示し合せて相圖を定め、伊賀は虎倉へ歸りける。扨七月五日約束の日限なれば、直家百騎計の人數にて、赤坂郡矢原村に陣取、伊賀は兼て忍びを付置、內通せし事なれば、五日の夜金川城內道林寺丸へ、人數を忍びて入、鬨の聲を揚たり。折節左近將監は城外に出て留主なり。家老横井又七郎取合せ手配し、門々をさし堅む。伊賀父子鐵砲を搏かけて本丸を攻む。左近將監は是を聞て急ぎ馳歸、からめてより城に入る。横井も人數を出して主人を迎ひ入て、こゝを專と、弓鐵砲にて防ぐ、左近將監櫓に上りて伊賀に向ひて、何の故を以てはからず城を攻るやと誓言葉たゝかひする處を、伊賀が兵士ねらひすまして是を討つ、左近將監は是にて討れ死けり。息孫次郎是にかはりて士卒を下知して防戰す。松村修理も伊賀が兵を入まじと、戰て討死す。直家の兵も矢原より城中へ入、伊賀が勢と一所に合せて城の四面を取卷、平攻に六日一日是を攻むれども、堅固の地なれば、容易に乘取がたくて、夜に入ける。城兵も寄手も討死する者多し。されども寄手は多勢になりて是を攻む。城は本丸計なれば、とても守り詰がたく、七日の晩孫次郎並次男左門、潛に城を忍び出、楢村某といふ者をつれて、備中國へ立退く、大將落ければ、士卒も多く落行ける。伊賀父子是を見て、しきりに兵を進め、一二の城戸を攻破り、本城へ切入れば、殘り止りし、松田が普代の郎等皆討死して、城は落にけり。松田兄弟は家人少々つれて西の方へ山傳ひに下田村まで落行しが、虎倉城より伏兵を、此邊にも置ければ、孫次郎を目に掛て切てかゝる。今は遁れぬ所と思ひ、前後左右切廻り、孫次郎は爰にて討れにけり。次男左衞門盛明は雜人と共に紛

れて、やう／＼備中へ落行ける。此時の合戰に、伊賀が家士片山與一兵衞は、片山新左衞門を打取、手柄ありしといふ。さて左門は毛利家へ行て扶持せられ、成長しけるが、天正十年備中高松合戰のとき、同國冠の城に、清水長左衞門宗治が一黨にて、林三郎左衞門・鳥越左兵衞・松田左衞門盛明等籠り居りけるを、三月二十五日、浮田忠家二萬の勢にてこれを攻む。城中堅く守りて防戰といへども終に落城、やう／＼高松城に入けり。松田は父兄ともに宇喜多の爲討死し、領地居城迄奪れ、此度宇喜多勢を引受て、戰ふ事本望なれば、分外の勇をふるひけるに、落城しければ、怒をふくみて、高松城へぞ入にけるといふ。

一宮に元隆の下知狀あり。其花押左に記す。

文明二、六月二十日　　松田權守　元隆 [華押]（卷頭花押參照）

備前一宮社務大守殿

里民の說に、松田左近將監元盛落城の前年の冬、連歌の發句に

雪降りて松たゞひなきあしたかな。

是句を世人評して、松田首なきは甚だ不吉の句なりといゝしが、果して翌年落城、元盛討死家絕ふ。

當城を或人の書に、文明十二年松田將監元成築之と云へり。案るに文明十二年に日向山妙國寺といふ、不受不施法花寺を金川に建立す。是を聞きちがへたるならん。

(松カ)
直田家過去帳の寫

秀晳—巖—燈明—法泉—道林—源妙—妙善元隆—妙國元成—皎月元勝—蓮船元盛—蓮盛—蓮忠孫七郎—淨榮

次男左門
盛明。

さて當城は、宇喜多直家の手に、番兵を置て守りけるが、程經て直家の弟浮田春家を、當城に主たらしむといふ。

一說に當城を直家攻落し、松田亡びければ、直家沼城より當城へ移り、天正元年當城より岡山城へ移るとあり。馬場次郎四郎が自記にも、當城より岡山城へ移るとあり。小原大丈軒の辨疑も同じ。

天正七年正月上旬、備中忍山落城、浮田信濃切腹なり。伊賀與次郎は去年より勝尾山に陣取て、岡山の後詰を待て一戰して、遺恨を散ぜんと思ひけれ共、直家は近年の內秀吉公をかたらひ、上方勢と一所に毛利を潰さんと謀ければ、忍山の城の後詰もさのみ心に用るに不及して、此度は強て人數も出さゞれば、伊賀は手を空ふしけり。されども此まゝ歸る事は殘念に思ひ、兼て小倉の邊の案內は能知りたれば、吾兵を引分て金川の城へ夜討をかけたるに、浮田春家守りけるが、能防戰して利なければ、翌曉引取ける。伊賀是にては遺恨散ぜず、又或夜城中の油斷を見はかり、夜討して鐵砲を打懸攻入けるに、城中皆寢入たる所なり。不意を討たれ、城兵さん〴〵に防ぎ戰ひて五十餘人枕をならべて討死す。されどもかく防ぐ內に、手を合せ、門を閉狹間に弓鐵砲を配りて防ければ、乘取事あたはずして伊賀も引取ける。やう〳〵此五十餘級の首を取りたるに、少し恨を散じて毛利の陣へ送り、虎倉を出て備後の三原に行、小早川の手に屬しけるといふ。春家の子與太郎基家は、直家の猶子となりしが、八濱合戰の時討死せり。

慶長八年、興國公當國へ御移りの時、日置豐前忠俊に四千石御加へ、都合一萬四千石にて當城を賜はる。元和元年大阪落城後、將軍家の命に依て拂捨らる。

古城　宇甘上村の枝九谷の艮にあり。

遠藤河內居城。此河內は元來遠藤又次郎といふ。阿州浪人にて、備中成羽に親類ありて、同所に居たりしが、後當國津高郡加茂へ來り居りけるを、宇喜多直家ひそかに此又次郎幷に弟の喜三郎を呼寄、其方兄弟は初成羽に久敷居たるよし、三村家親をよく見知りたるらん、三村家親成羽城主今度作州へ働き出、備前へも打入べき由なれば、何卒手段を以て、家親を討て得させよと、賴みければ、又次郎兄弟請がひ、作州へ立越へ方々と忍びけるが、家親は穗村興禪寺を、本陣として居たり。兄弟申合鐵砲一無才と云。にてねらひ搏殺さんと謀りける。（永祿九年）二月五日の夜なれば、月も入夜廻りの者に紛れて、客殿の庭へ忍び入りうかゞへば、本堂の方に家親が聲聞ゆれば、椽へ上り唾にて障子の紙を濕し、押破見れば、家人を集めて家親は佛段の前に寄添ひて、軍の評定をせしと聞ゆ。又次郎かくし持たる短

き鐵砲に、二つ玉込みたるにて、是をうたんと彼障子の紙の破よりねらひけるに、火縄立消して玉出ず。則鐵砲を引、其筒を椽の下へ隱し置、又夜廻りの番所へ行て、篝火によりて寒き夜のうさなど物語、しづかにして喜三郎羽織の裾を火の中へ入る。番人物燒臭しといふ。喜三郎麁末にて某が羽織を燒たりとてもみ消すふりにて、其處をさりげなく立出、小蔭にて其火を火縄へうつし付て、又次郎に渡す。又次郎是を取て又元の椽に上りてのぞき見れば、此度は家親はじめの佛殿にもたれかゝり、眠り居たるを、幸と能ねらひすまして擣たれば、胸を打ぬきぬと見ゆ。兄弟ども是をよく見極めて、堂の後の藪に隱れて居たるに、寺中大きに譟ぎけるが、程なく靜りぬ。さらば忍び出んとせしに、最前の鐵砲を椽の上に其儘置たり。是を落し置なば已後に臆したりといはれんと思ひて、再び立歸り見れば、もとの所に鐵砲有ければ、提て藪をくゞり、備前へ歸り沼の城に至り、其夜の次第を細々と語りければ、直家大かたなく悅び、即時に永樂錢百貫文吉光の小脇指一腰時服五つ褒美として給ひければ、其頃百貫の錢珍敷とて、諸人見物しけるといふ。され共猶其實否を極めんとて、作州へ間者をやりて聞しに、家親死たるといふ沙汰もなくて、今日は備前へ打入とて、皆兵粮などつかひて、軍立ある體を聞て歸りければ、直家も不審しけるが、又聞へしは、三村が軍勢途中より俄に備前へは向はず、備中へぞ歸陣したる。是家臣三村孫兵衛諸軍をしづめん爲に、家親の死を隱して、事靜に成羽へ軍を入けるにて有けり。扨歸着已後家親の死去を披露しければ、家臣誠に暗夜に燈を失ひしごとくあきれてぞ居たりける。其後興禪寺にて、家親鐵砲にて打殺されし事、世に隱れなければ、其賞として又次郎に千石の地を宛行れたるが、其後多く武功をかさねて、領地を加へられ、四千五百石の地遠藤六郎兵衛が書上には一萬の加増とあり。を領し、浮田の號をゆるされ、浮田河内と名乘、當城の主と成りしが、後には當郡虎倉の城へ移りしなり。弟の喜三郎追々加恩有て、後には五千石を領し、遠藤修理と改名して、赤坂郡正崎村の城主となりし。作州久米郡穂村の興禪寺に、後まで備境の腰板に、其鐵砲の玉のあと有しと、これも書上に見へたり。

遠藤孫兵衛、後源右衛門河内が子、一に修理が子とあり此方是ならん。と改む、生國備前宇喜多家沒落後、奧州へ行津輕右京亮へ仕へ、知行九百石同心料五百石都て千四百石給り、二丸預りしが、慶長十三年朱印賜はる。其後右京亮死去の後、越中守と

甥のお熊と家督の爭にて家中二つに分れしが、越中守お熊兩人共江戸へ出府の跡にて、お熊方の士共大光寺といふ城に取籠に付、早速越中守に注進しければ、早々踏潰し申べきに付、留守居城代高橋藏人並に孫兵衞氏兩人を武者頭として城越といふ城へ打出、大光寺の城へ押寄て取合ありしが、味方も手負多けれども、終に打敗りければ、孫兵衞へ感書賜はりし。後の越中守の時、孫兵衞組の海老江主水といふ者、不屆の儀これある間、孫兵衞に打て出し候へと、ありけれども、主水少も不屆なく、それ故主水を召れて、津輕を立去り、村上周防守へ仕へ、又浪人して、越後の高田松平伊與守へ、知行三百五十石にて、足輕一人預り、伊豫守後に越前へ所替の供をしけるが、伊豫守二男兵部大輔へ、人分の時附られ、慶長五年八月五日病死。

遠藤七大夫、後源右衞門（孫兵衞の子。）と改む。生國津輕父孫兵衞跡式の內三百石、足輕二十一人、兵部大輔より申付らる。五十石は弟彌右衞門に給はる。寛文元年十一月、七太夫病氣に付暇を乞ひ浪人、同十年九月二十四日京都に病死。

遠藤六郎兵衞（七大夫の子。）生國越前、寛文七年九月九日、花房外記與力に知行二百石にてありしが、延寶七年三月二十五日、弟遠藤新右衞門を番代に入置、浪人し、貞享元年五月朔日、曹源公へ被召出。同年八月九日三百石賜はり、九月八日大小姓役仰付られ、濟權大夫組に成し。（遠藤が書上の略なり。）

宇甘城補。

一說に當城には遠藤より初めに、金川城主松田左近將監築きて、家老宇垣市郎兵衞を置といふ。金川落城前、直家より松田へ金川は猪鹿多し、狩し給はゞ見物仕度と申やりける。依之松田は狩の用意せり。直家は心安ふりに小勢にて、其日見物に行ける。弓鐵（砲）の上手に、松田をねらひ討殺せと命じて、勢子の內に交り居らしむ。松田も用心して、彼弓鐵にてねらふ者近付事を得ず。松田が家老をもねらはせけるが、鹿多く出て狩最中に、宇垣（甘）の城主宇垣市郎兵衞同弟與三右衞門と一所に走り廻り、下知する所をねらひ、市郎兵衞を搏殺せり。（宇喜多記には、此時市郎兵衞は、備中の松田が知行所に居る、弟與三右衞門を誰とは不知斬殺す。市郎兵衞は金川へ不歸、立去とあり。）これによつて大きに騷ぎける內、彼ねらひしもの逃去りけり。さて松田

が前へ、市郎兵衛横死の事を告來る。直家いふ樣、其鐵砲摶たる者は召捕たるやと問ふ。いや見失ふと答ふ。直家は松田に向ひ、いかなる遺恨にて摶たるか、又は鹿を摶し、越し玉にてありしやといふ。松田こし玉にて候らんと答ければ、直家は市郎兵衛不慮の事にて、興さめて候とて、暇乞して歸りける。此夜金川城を攻落とも、又此後攻落ともあり。さて市郎兵衛はさし次の弟次郎左衛門は、此狩の日は境目の用有て他行せりと聞て、直家より鹿狩の時歸るべきほどに、道に待伏して殺すべしと下知しける。其時は歸らざりける。金川落城後は、備中へ浪人して居りしが、程過て才發なる者の聞へある故、直家召抱へて知行二百三十石を賜り、後には加增ありて四百石に成けるなり。市郎兵衛殺され、弟二人共退去。金川落城後、遠藤河內當城へ移とあり。

虎倉城　虎倉村の北にあり。

伊賀氏代々居城といふ。太平記に、備前國伊賀掃部助高光、貞治元年細川右馬頭賴之に從ひ讃岐國へ渡り、細川相模守と戰ひ、相模守討取しとあり。委しくは人物部に記す。伊賀左衛門勝隆（高光の子孫なり。）明應六年三月、浦上近江守定助は、松田惣右衛門が居城富山へ押寄合戰あり。此時勝隆も當城より、勢を出して戰ひしともいひ、又其時は當城には居たりしといふ。いづれが是非をしらず。されど此戰に武名をあらはせしといふ。

伊賀左衛門久隆、父に繼で當城に主たり。近邊數村を領してよほど大身となり、松田方なりしが、家老に河原六郎右衛門といふ者有て、伊賀の家の仕置を、專ら一人して執行ひしが、次第に君臣不和になりて、河原主人久隆をたて出し、自分に當城を守り。左衛門尉は作州本山へ數年浪人して居けるが、後和睦を語らひ、當郡豐岡村當光寺にて、六郎右衛門同甥帶刀兩人を振舞、其座にて小坂惣兵衛・片山彌右衛門といふ者に申付、六郎右衛門帶刀を討せし處に、兩人討損じ、六郎右衛門帶刀とも切て廻り、山へ逃上る故、鐵砲にて二人共摶殺し、再び左衛門尉當城へ歸りける。さて久隆の妻は直家の娘子息與次郎は明石掃部が聟となりければ、浮田と別て親しかりける故、永祿十一年直家ひそかに、伊賀父子と謀りて、松田左近將監とて、七月五日夜金川城へ人數を忍び込せ、直家と共に松田を攻め、終に左近將監をば伊賀家來鐵砲にて摶殺し、明日六日金川城落去。松田家亡びけり。此功に依て守喜多

より、松田の領地内以て久隆に增しければ、彌盛んになりけるが、天正二年（イ二元）の春の末、毛利輝元・小早川隆景備中へ出張し、直家の領地を侵し、當城へも攻寄せける。左衛門尉も一戰に打果さんと、待かけしに、四月十三日、毛利家の兒國小次郎元兼・粟屋與十郎・神田宗次郎等、宗徒の大將として、當郡加茂に至り、勢を揃て人數を進む。城中にも、毛利の勢加茂へ押込、やがて寄ると聞て、城の近邊嶺々へ、弓鐵砲三百挺計物かげに備置て、靜り返て待かけし所へ、粟屋與十郎・太田何某等攻寄けるを、思ふ程に引受て、山上より弓鐵砲を撯かけゝれば、寄手一攻もせず、色めき立ける所を、伊賀が家人城中より切て出、突かゝれば、毛利勢一度に崩れて逃て行く。粟屋與十郎備を立直んと、返し合戰ふ所を、伊賀が家臣片山與七郎、川越に鐵砲にて粟屋を搏落す。片山が中間川を渡て首を取、大田垣も續て討死す。大將討死すれば、殘黨立も直さず逃て行く、伊賀が勢透間もなく、追かけ追かけ討死す。兒玉與七郎・名護屋與十郎・井上源右衛門・中島瀬兵衛・小寺右衛門・轉藤衛門等、上加茂のうすい谷といふ所にて、返し合て戰しが、終に討死せり。神田宗四郎四箇所疵を蒙りて、旣に討死すべき處を、粟屋孫次郎吾馬に抱き乗て、粟屋は殿して退きぬ。兒玉小次郎元兼といふ剛の武者、追來る兵を度々突拂ひ〳〵引取ければ、疵は多く蒙りける。されどもこれをことゝ思はず、小高き所へ馬を乘上げ、高聲に名乘り、返せ〳〵と衆をはげましける。其時熊谷玄蕃・岡惣左衛門殿して引取、井上七郎兵衛弓の上手にて射拂ひ〳〵引取て、みなこゝに集る。其外敗軍の兵共、兒玉にはげまされて又爰彼しこより集、百騎計になりければ、是をまとめておき坂迄（下加茂より備中へ下る處。）引取たる。猶城兵したひけるを、三澤攝津守同郞等野尻藏人取て返し、暫し支ける。其隙に毛利勢引取る。城兵も亦備をまとめて引取ける所に、伊賀が家人土井某といふものゝ馬俄に駈出、引けども〳〵とゞまらず。敵中へかけ入けるに、河原彥左衛門土井を見て駈寄討取。此河原は元來伊賀が家人なりしが、同姓六郎右衛門が殺されし後、追出れて毛利家へ仕へければ、今度備前の案內者にえらばれ、此陣に在ける故、其敗軍を己一人が耻辱と思ひ、殿して戰ひけるに、はからず土井に駈合せ、是を討てやう〳〵手をふさげける。又寄手に山縣三郎兵衛も在けるが、兼て粟屋與十郎と斷金の契りふかゝりけるが、今日敵に押隔られ、福山迄引退ける所に、粟屋は虎倉の城下にて討れたる

を聞て、常々死ぬる事あらば、一所にこそ契りしに、粟屋が討死をしらず。引取て生殘りぬるこそ面目なけれ、黃泉に廻り逢て、何の申分べきと、即取て返し、討死せんと爰に返し來りたり。出逢給へと名乘ければ、城中に是を聞、あはれ剛の者と、吾討んと、十人計りも打出て戰ふ。元より山縣は、死を極めたる事なれば、散々に戰て打死してけり。此日毛利家に討死せしもの百三十餘人、手負數しらず。虎倉の城兵は土井某が馬に駈出されて討死せし外、戰死せし者更になかりけり。此旨岡山へ注進しければ、直家大に悅び、大に是を賞し、加勢を遣すべしと返答ありけるが、輝元評議して、此所は敵方の便りよく、此方は渡り場あしく川も阻たり。其便り宜からずとて引取、川よりあなた勝山と云所に城を築て、植原源左衞門・赤川二郎左衞門・岡惣左衞門等を相添守らせ、同五日輝元・隆景は松山城に打入けり。かくて久隆は直家と睦じく、岡山にも屋敷を拵へ、父子交代せしが、直家の臣難波半次郎といふ者、密に毛利家へ通じて、何とぞ伊賀左衞門を謀を以て殺し、毛利家へ功とせんと思ひ、天正六年九月計り半次郎讒言して、伊賀左衞門毛利家へ內通あるよしをいふ。直家是を誠と思ひ、何の穿議もなく、伊賀を殺さんと企らる。折節久隆は岡山に居たりしを、直家より料理を振廻べしとありて、家來までも呼て饗應ありて、此時久隆へ毒を入て予へらる。扨下城ありしが、直家の料理人久隆の家來に所緣ある者ありて、今日の料理に毒あり、急ぎ毒を解すべき藥を用ひられよと、密に告來ける。久隆是を聞、今毒を解して難を免るゝとも、迚も生けては置まじ、終に死なん命、城に籠り打死することこそ本望なれとて。急ぎ岡山を打立、馬を早めて虎倉城に歸りける。扨城中へ家來を集め、籠城の手配し、門々さし堅めて岡山の討手を待つ。嫡子與次郎は急ぎ解毒の藥を調へ、父に予へけれども、早延引せし故にや、曉に至り久隆終に死す。直家は久隆が岡山を去りし事を聞て、浮田源五兵衞を虎倉へ遣し、子細を問しむ。足輕五十人にて虎倉へ至れば、はや城門さし堅め、用心きびしく見へければ、わざと源五兵衞一人、城戶近く至り、直家の使のよしいへども答るものなく、爲方もなければ、岡山に歸り、伊賀籠城の由申ければ共、其分にて過にける。

一說に、伊賀左衞門が家臣川原四郎左衞門と直家かたらひ左衞門を毒害せしとも、又河原にはかり合して、殺せしともいふ。

かくて嫡子與次郎は城に籠り、毛利家へ使を立、左衞門尉毒害に逢候事をいひやり、以來味方申べし。御人數を出されば、御先手申べしとて、父の仇を報ぜんと謀りける。其後しばし城にありけるが、身明石飛彈より内々知らせて、其儘あらばあしかるべしと、すゝめければ、ほどなく當城を忍出て、毛利勢の備中まで出たると一所になりて、忍山城をも攻め、又金川城へも、案内したりけれども、金川勢よく妨ければ、是にては恨散せず。或夜城中の油斷を見計ひ、夜討して不意に鐵砲を擲懸ければ、城兵さんざんに防ぎ戰て、五十餘人枕を並べて討死す。されどもかく防ぐ間に、仲々能防ぎければ、城は乘取に及ばずして、與次郎も引取、此五十餘級の首を取たるに、少しは恨を散じて、是を毛利の陣へ送りて、虎倉を出て備後の三原に行き、小早川に屬すといふ。

久隆の感狀を當郡平岡村の民家に所藏す。（爰に寫す花押計記して、文は略す。）

八月十一日　　久　　隆　[華押]（卷頭花押參照）

片山與一兵衞殿

かくて當城は宇喜多家の手に入ければ、長船越中守（此時は又右衞門といふ。）に守らせらる。越中守此時播州駒山の城に在ける故、越中が弟の源五郎、並に石原新太郎（越中が妹聟。）有年・太田原等を、入て守らせけるが、其後當城へ歸り、祿も一萬石餘を領せし。直家死後は別て威重く成、宇喜多家の執政たりしが、天正十二年には越中守に敍爵しける。天正十六年壬正月五日、石原新太郎、越中守を鐵砲にて擲殺し、源五郎をば市村某と碁を打つ所を、新太郎が弟新介（于時十七）これを討つ。越中守の家來大勢集り、石原兄弟を切殺す。何の意趣といふ事をしらず。（くわしくは石原が墓跡に記す。）かゝりければ、越中守嫡子の長船紀伊守に無相違、秀家より家督申付られ、父に繼で當城の主たり。（後度々加增ありて三萬七千八十四石となる。）文祿三年伏見城築の時、秀家卿本丸の手傳を受取られ、紀伊守岡山より上りて、秀家の手の譜請奉行せしが、秀吉公の心に應じ、是より大阪表の用は、大小となく紀伊守懸合、岡山にても戸川が仕置を改て此紀伊守政事を專ら取行ひしが、浮田太郎右衞門・中村次郎兵衞等と同じく、政事正しからざる事のみ、多くなりければ、家中町在共靜ならざれば、かくば浮田家の存亡も覺束なし、紀伊守を其儘に置がたしとて、戸川・浮田・花房・岡等の老臣相議して

紀伊守に毒を予へ、慶長三年死しけり。紀伊守の弟長船吉兵衛定行、家督相違なく當城の主たりしが、慶長五年關ヶ原敗北已後行衛しれず、いかゞ成りしや。

同年秀秋卿當國を賜はり、入部已後老臣松野主馬當城に主たりしか、秀秋卿の不法を諫むれども、用ひられず。後難を計りて退去し、程經て本多能登守へ、松野は仕へしといふ。一說に大より蟹江彦右衛門に預け守らせけるが、是も城を捨て備中へ去といふ。彦右衛門が系圖には、中納言殿備前へ入國、津高郡虎倉村の城を、松野主馬へ預られ、組中も一所に參候時、彦右衛門へ鐵砲二十長柄二十預り、城代仕候。其砌彦右衛門子治右衛門にも、知行百五十石被下候。然る處に松野主馬、不慮の儀にて立退申候に付、一所に立退申候。慶長八年武藏守樣へ被召出、九年十一月十一日二百五十石被下、子治左衛門にも二百石被下候。彦右衛門は元和四年八月二十九日於因州病死、治左衛門は寬文二年五月二日八十四歲にて病死とあり。扨當城は興國公備前へ御入國迄も、其儘ありしが、其時は誰か居たりしやしらず。大阪落城後に、將軍家の命に依て拂ひ捨るといふ。

赤坂郡新庄村民家に、越中守の書あり。其花押爰に記す。

いノ十一月十五日　長船越中守　華押（卷頭花押參照）

鍋谷城　下加茂村の北。

伊加修理居城。松田の麾下なり。文明の頃の人なり。福岡合戰に松田に從ひ行きて功名あり。伊賀伊賀(勢)守も當城主なり。修理が子か。家賀左衛門尉が先祖か、未詳。其後河原備後守。河原新太郎繼て、當城に居たるといふ。河原新太郎は前に記す如く、長船越中守を殺し、越中守が家來、河原兄弟を切殺し、河原の家斷絕、當城も其時破城すといふ。

吉城山　大谷村の内十力の北にあり。

鍋谷の城主伊賀伊勢守持城にて、家臣を置て守らしむるといふ。此伊勢守は修理が子ならん。

按ずるに伊賀家の先祖より、代々鍋谷城に居たりしが、伊賀左衛門勝隆に至りて、虎倉城を築き移り住み、鍋谷城に家臣を置て守らせしと見ゆ。當城は初より、鍋谷城の出城ならん。

福山城　同村の内元兼の巽に有。

伊賀兵庫頭といふ者居城。これも伊賀左衛門尉と同姓にて、當城に居たりしたらん。時代不詳。

藤澤城　加茂市場の西。

此城半分は備前國、半分は備中國なり。藤才ともいふ。又狸が城ともいふ由。毛利家より粟屋與十郎を番手に指置、天正二年四月十三日、虎倉城を攻る。城主久隆兼て待掛し事故、家臣片山與七郎と云者を初として、近邊の嶺筋に、弓鐵砲三百挺物蔭に備置けるに、粟屋攻寄けるところを、弓鐵砲をはなちければ、毛利勢打負逃て行を、片山は谷越に粟屋を搏落す。片山が家來走り寄り首を取、毛利勢惣敗軍。これより當城拂のくかといふ。此時片山縣三郎兵衛も討死といふ。

せいひろ山城　下土井。

一説に、當城は備中押への爲、宇喜多よりこれを築て、番勢を入置しに、此年毛利輝元。小早川隆景、備中へ出陣し、竹の庄に陣を取て、此城を攻落し、夫より粟屋虎倉を攻るといふ。又此時河原六郎左衛門といふ者、毛利勢の中に有、これは伊賀が殺せし六郎右衛門が子といふ。未詳。

古城　三納谷。

城主不詳。

明見山城　細田の村中。

高見小四郎居城、松田元成の麾下なり。

森清山城　三谷村北に有。

能勢常陸といふ者居城すといふ。時代未詳。松田の麾下なり。

山脇民部居城。

郷田城　豐岡村の寅の方にあり。

城主しれず。

小森城　小森村の未の方にあり。

城主しれず。

百坂山城　岡村東の方にあり。

菱川右京亮居城。松田麾下。

古城　岡村辰の方にあり。

菱川與九郎居城。松田の麾下。

按ずるに右京亮・與九郎與に同姓にして、同所に居城と有。定て代々ならんか、此菱川が子孫とて、今も當村に居住して、先祖代々への來翰數通所藏せる民あり、これを考るに、菱川右京亮は、備中三村家親に從ひ、作州月田合戰の時、大谷久助といふ者を、討取し時の感書あり。松田の麾下とあれども、此節は三村家の麾下となりしや。その感書左のごとし。

今度作州月田於尾鈴の合戰、別ての手碎於鎗下、大谷久助被討捕、剩左足の被太刀疵候。重々粉骨の至無比類候。何太刀一腰進之候。向後尚以可被勵、戰功事肝要候。猶竹井宗左衛門可申述候。恐々謹言。

永祿四年六月七日　家親　[華押]（卷頭花押參照）

菱川右京亮殿

尚以爲褒美銀子三枚遣し候。以上。

又菱川神五郎は明應文龜の頃の人、菱川與次・菱川五郎等は大永の頃、菱川與兵衛は天文の頃の人なり。皆右京亮が先祖ならん。又右京亮が子を、菱川源四郎といふと見へたり。此源四郎は、毛利輝元に隨ひ、後には直家に從ふ。菱川與兵衛は、尼子晴久に從ふと見へたり。古簡部に何も見へたり。合せ見て考ふべし。

新山城　尾原村の北なり。

新山兵庫（或は民部ともいふ。）居城す。松田の麾下なり。富郡虎倉の城主伊賀左衛門尉が一族といふ。山下に新山町とて、民家十軒ばかりの町並あり。森久村に此城の大手といふ所あり。伊賀家落城後宇喜多家より此城を破却すといふ。

關宇津飯山城　爲重村の西に有。

野々平城　森久村の南に有。

古城山　江與味の村中に有。

以上三城主無所見、民家に云傳もなし。此内江與味の城は大野修理居城といへども不詳。里民のいひ傳なり。

茶臼山城　建部村の西に有。

江田左衛門尉居城せしが、雲州尼子晴久より攻落して、後破城と語傳ふ。

古城山　田地子村の村中。

野見城　富澤村の北山なり。

二城主不詳。

茶臼山城　同所村東にあり。

鄉田三河守居城、松田の幕下なり。（鄉を一本に江に作る。）

沼山城　中田村の西。

中山治部大夫居城。

保木山城　西原村の南。

山口兵庫居城。

古城山　鹿瀬村。

丹生民部居城、（イニ松田家の臣とあり、此方是ならんか。）宇喜多の臣なり。赤坂郡吉田村の内に民部の墓あり。同村日蓮宗鄉久山蓮光寺は民部が建立と云。

堤棚奧宿砦　（虎倉の城より奥に、堤棚奧宿といふ所あり。）

爰に砦を築て、伊賀が家士河原源左衛門・河田七郎に足輕五十人を添て置けるが、天正二年備中より、毛利家の穗田元清來て、是を攻む。虎倉へ加勢を乞けるに、延引せし内に穗田終に城を乘取、河田七郎は討取られ、河原源左衛門は深手負て、城の東なる瀧の邊に隱れ居たるを、敵是を見て、谷を越て二人馳來たる。源左衛門がいふ、某深手負たり、閑によりて首を取れとて脇指刀を拔て投いだしければ、敵今は心易し、首打取らんと、二人左右より寄けるを、源左衛門其敵を左右の脇に引挾みて、瀧の落る壑へ飛落て死にけり。城中に打殘されたる者、虎倉城へ歸り、源左衛門が最期の樣をかたりけるとぞ。（二人の敵も源左衛門と諸とも水中に死たりといふ。）

三、赤坂郡

龍宮山城　（穗先(崎)村。）

城主不知。

上月城　（馬屋村の艮に有。上山の城ともあり。）

松田方の枝城、天文十七年九月に、浮田大和當城を攻て大和敗軍、城兵大に勝利を得たり。又一說に是より先は、左近太夫といふもの居城といふ。未詳。

古城　（和田村。）

和田氏代々居城といふ。永祿の初、和田伊織といふもの松田の麾下にして、當城を守りけるが、宇喜多直家より龍口を攻る時、此伊織行年十九歲、容顏美にして心も剛なりしが、兼て最所と男色の親みあれば、此合戰を聞五十騎計にて龍口を救ひ、城全し。其後龍口落城已後、宇喜多より大勢遣し當城を攻ければ、伊織も心は剛なれども無勢防戰叶はずして、金川の城へ落行しとなり。其時破城すといふ。

古城山　（善應寺村の西にあり。）

城主不知。

瀧之城　大鹿村の北にあり。此山戸有村・山口村・田津村・大鹿村と論山なり。

伊賀左衛門勝隆居城。明應六年浦上近江守宗助、其勢千餘騎にて富山城を攻る時、勝隆當城を出て後攻をして大に功あり。又牧石合戰にも出張功名せり。其後文龜の頃當城より高津郡虎倉城へ移り、當城は宅間正齊同好齊と云もの居城といふ。

又草賀五郎兵衛も居城すといふ。これ松田の麾下なり。又平正繼といふものも居たるといふ。

按ずるに此數說年次不知ゆへに、前後辨へがたし。民間の說を聞に異同あり。後人正せ。

古城山　正崎村の北にあり。

苅田萬三郎居城、浦上宗景の臣なり。天神山落城後、宇喜多家へ降參し、直家に仕へて祿百四十石を領す。當城は宇喜多家より番兵を置て守らせけるが、其後は遠藤修理居城、此修理遠藤彥三郎といふ浪人にて、兄の遠藤又次郎と同事に作州へ行、三村家親を討し功に依て、直家より賞を行はれ、段々と取立られて修理と變名し、三千石を領して當城を守らせしと云。

當城より西方に中村といふ、高千石ばかりの村あり。此處は遠藤が知行所なり。宇喜多家亡びし後は、修理此中村に引込隱れ居たりしが、子三人を生じ、嫡子を遠藤何某法名道休といふ。二男を遠藤三郎右衛門といふ。此三郎右衛門に又子三人あり。嫡子を太左衛門といふて、中村の名主となる。二男は平賀善左衛門養子となり、平賀兵左衛門といふ。三男遠藤忠兵衛は農民となり、村代官岡本庄兵衛聟となるといふ（下市村兵右衛門話ると、大丈軒の留。）修理が三男を遠藤與右衛門といふ。是も農民となるといふ。

殿谷城　伊田村の坤にあり。

難波將監經高居城、夫より代々居城。難波八郎左衛門經定といふ者に至りて、宇喜多直家攻落す。

當村に難波が子孫といふて、今に居住の民あり。難波家先祖への古簡多く藏せり。此經高の子孫か、又同姓にて別家か、未詳。人物部古簡部を合せ可見。

古城山　上仁保村の乾に有。

葛城左京進時景居城といふ。壽永の頃の人、委しくしれず、され共、當郡上地山滿樂寺の寺記に、當所の領主葛城左京進、壽永年中再造とあり。さて子孫葛木次郎左衞門といふ者あり。人物部に記す。合せ見るべし。

松撫城　伊田村の東新庄村堺に有。

浦上伯耆守基景居城といふ。浦上紀三郎則國の弟にて、同豐前守の兄なり。子を六郎次郎與三右衞門といふ。文明十五年松田元成赤松家に叛き、山名又次郎俊豐をかたらひ、備前一國を押領せんと謀りければ、浦上紀三郎則國に赤松政則命じて松田を討しむ。此時紀三郎は播州より當國福岡城へ來りて有しに依て、伯耆守父子三人共福岡城へ行て、兄則國と一所に福岡に籠城し、松田山名の兩勢と對陣して、しばらく合戰はなかりしが、十二月末より度々合戰ありて、伯耆守自身働もありて年を越、正月二日より又合戰初り、浦上方敗軍しけるが、同月二十四日の夜兄則國と一所に福岡城を出て、下野守が守たりし高田の城へ落行けるが、松田元成猶も浦上方の城々を攻んとて、吉井川の東天王原にて戰しが、松田打負け引退しが、浦上勢追懸け、元成數箇所手負ひ、終に磐梨郡矢上村にて自害して死しけり。是に依て一先備前靜りければ、伯耆守も再び高田の城より當城へ歸り住しといふ。此伯耆守東備前の事は支配せしと見へたり。

上道郡西大寺に基景の下知狀あり。此時は六郎左衞門とあり、共寫左のごとし。

爲御屋形樣、御祈禱料每年段錢方十貫文事、任去二月二十八日御奉書旨、渡付申處なり。仍狀如件。

應仁三、卯月二十二日

浦上六郎左衞門　基景　[華押]（卷頭花押參照）

西大寺別當淸平寺

又當城に明石飛禪も居とあり。されども實否をしらず。

古城山　異に、西谷城と有。　新庄村の西にあり。

松田彦次郎居城といふ。宗景の臣にして度々武功ありし人なり。先祖の事をしらず。宗景よりの感書あり。爰にしるす。

今度於作州玉鉾構、被抽粉骨の段神妙候。御恩賞事遂上聞、追て可申談候。恐々謹言。

十月二日　　宗　景　[華押]（卷頭花押參照）

松田彦次郎殿

先度於北庄表、敵被討果の由候。御忠儀候。彌御心懸肝要候。當藏人方可被申候。恐々謹言。

七月二十一日　　浦上與次郎　宗景　在判

松田彦次郎殿　御廳所

此外數通あれども爰に贅せず。

松田久兵衛尉彦次郎の子なり。繼て居城すといふ。

今度篭城被相届、忠節候、作州吉井分の事申談訖、然上は彌可被抽粉骨者なり。仍狀如件。

天正三、五月二十八日　　宗　景　在判

松田久兵衛尉殿

久兵衛尉は宗景の麾下なりしが、後には直家に給ひしと見へて、直家の狀並長船越中守よりの下知狀など有、宇喜多家斷絶後、民間に下りし由。子孫今に當村に居住し、古書數通所持す。

古城山　矢原村の北にあり。

楢村又四郎居城。此又四郎は、元は浦上紀三郎の臣なりしが、後は松田元成に仕へて、福岡合戰の時、兄與一兵衛又四郎と一所に、福岡城へ立歸り、城中へ火を掛しに付て、兄弟城内にて殺されし、楢村兄弟の子孫なるべし。松田方にて跡を立しと見へたり。其後宇喜多の臣、服部勘介城番すといふ。又楢村又四郎も直家の臣にもあり。同人か。

古城山　土師方村の巽にあり。

山口與一兵衞居城と云傳ふ。

白石城　大田村の枝下谷の西にあり。

田淵十郎左衞門氏光居城といふ。其後松田の老臣橋本某居城。松田滅亡以後、宇喜多の臣岡豐前守居城。元は岡平內利勝といふて、直家の臣にて、度々武功あり。秀家の代天正十二年、豐前守に任ぜらる。文祿元年朝鮮征伐の時渡海せしが、八月に朝鮮にて病死、息平內に跡式一萬二千石を（加增度々有りて、二萬三千三百三十石と、宇喜多の士帳にあり。與力一萬九千百七十二石。）たまはり越前守に任じ、家老職父のごとく勤む。其後岡山の家中騷動に付大阪へ行しかども、事濟岡山へ下り、如元相つとめける。關ケ原のとき、越前守は岡山城代に、被殘けれども、大きに怒りて南都に蟄居す。其後戶川を以御旗本に屬し申度旨願ふ。依之備中江野七千石下給はる。元和元年に子息平內、明石掃部が聟成故、大阪に籠落居、後御穿儀有之處、越前申樣、忰平內は明石が聟にて、切支丹を用ひ候に付、義絕仕候故、樣子存不申由言上す。神君と聞召、越前は明石が妹聟なり。平內は明石が聟なり。近年平內流浪して、大阪に籠ると云事疑敷處なり。急ぎ尋出すべきとの儀なり。平內は備中の家士伊賀四郞兵衞所に隱れ居たるが、父の身體危きよしを聞と、早々京都に出て申上る。則早々戶川肥後に御預被成、同七月妙國寺に於て、岡父子とも切腹、次男忠兵衞は江戶にて切腹す。故に岡家斷絕なり。

岡越前利勝とあれども、初は家利といふと見へたり。當郡伊田村氏家に岡が狀を所藏する有り。左に記す。

今度は於佐井田、心馳行候、御勤無比類候。殊被疵由候を、如何候や、無御心元存候。難不及申候、無御油斷御やう生肝要に存候。致歸陣候はゞ、御心懸の程能々、直家へ可申理候。猶重て可申承候條、此度不參候。恐々謹言。

九月十一日　岡平　家利　（華押）（卷頭花押參照）

難與右御宿所

宮内城

羽床大和守貞久居城。代々浦上家へ仕へ、當時天神山の麾下なりしが、天文二十年雲州尼子晴久より、人數を指出し當城を攻ければ、大和守防戰ひけれども、城兵少なく終に落城すといふ。このとき大和守討死か、又外へ落けるや、いまだ詳ならず。此合戰のとき葛山をばやき拂ひ、村西にこれある地藏を本陣にして、尼子勢當城を攻落し、これより周匝の城を攻に行しと語傳ふ。

井田村民家に藏せる古節の内に、年號なしに羽床正行といふ者あり。此大和が父か子かならん。

古城山　平岡西村の北にあり。

天神山より家臣を置て是を守らすといふ。里民の說に松田の一類在城といふ。今に松田屋敷といふ所あるよし。

古城山　二つ。石上村。

二城とも城主不知。

古城山　二つ。矢知村。

同斷。

古城　中畑村。

同斷。

古城山　山口村の南にあり。

花房助兵衛職之居城なり。助兵衛は作州の産にて、宇喜多に仕へ、當城主となり、家老職を勤む。度々戰功有、永祿十二年伊部城にて、日笠源太と戰ひ手柄有、又朝鮮にても大に働有て、秀吉公御感有りて、黑田如水を以て御朱印給はる。然るに長船とは不和なり。長船紀伊守助兵衛を惡んで、石田三成に色々讒言し、秀家へも讒言して、終に助兵衛儀仕置をそしる事、奇怪なりとて、秀家より閉門申付、其後切腹させんと議しけれ共、秀吉公の手前をいかゞと思はれ、石田を以て秀吉公の御趣意を窺はれけるに、武功有者なり、我等に預られて死を宥し給へとなり。依

之父子三人を召人にして、伏見へ差出さる。秀吉公の命に依て、佐竹義宣に預られ、常州岩討(城)に蟄居す。次男左衞門は此時九歲、神君御所望にて、榊原式部大輔康政に被命、武州池上にて養育せられ、後成長し榊原飛驒守職直と號して、神君台德に奉仕す。慶安元年死す。扨助兵衞常州に蟄居せしが、慶長五年小山の途中へ出て、神君に從ひ奉り、關原にて功有、御使役となる。岡山城請取に加り、國を治、備中國高松に於て七千石を給はる。大阪兩度とも出陣、中風の氣味なれども、駕籠にて出る。甚だ御感有、元和三巳の二月十一日卒、六十九歲。慈妙院と號す。嫡子花房五郎左衞門職則は、父と共に常州に蟄居せしが、慶長五年八月初て、神君に謁し奉り、父と共に岡山の城を取治め、大阪冬陣には十一月二十九日、新家より野田・福島を乘とり、平野に於て首を獻ず。台德公御感有、同十二月仙波表に陣取、翌年五月尼崎番を勤む。落城の時首を取、元和三年に家督を繼、同六年十一月二十七日卒す。號眞如院。助兵衞妻は、額田三河守が娘なり。

職之、初は職秀といひしなり。伊田村民家に藏せる助兵衞が狀に花助兵職秀とあり。其花押左にしるす。

[華押]　(卷頭花押參照)

高尾山城　由津里村乾に有。

苅田四郎左衞門居城といふ。松田方といふ。

小屋谷城　同村。

花房與左衞門居城。又高尾山城に居る共いふ。未詳。

當村の北に、雲州尼子晴久國久ともあり。の陣取し山あり。里民の說に、尼子勢に三村紀伊守が勢加りて、板村より山口の山を越、此所へ來り當城を攻んとしけるを、城主花房打て出、當村と町苅田村との堺まがきが池の脇にて大に戰ひ、花房勝利を得、尼子勢を沼へ追入、大勢を討取、此時尼子勢苅田の城をも攻めんとせしか共、額(粟)田六之介なども後攻して追拂といふ。明石掃部も紫梨郡石蓮寺まで出張せしか共、花房より手に餘り候はゞ、加勢を請可申間、必助給ふなと申送りければ、明石は見合居けり。此まがきが池の脇に、首畔といふて、于今有。里民此を人くろと云。田を

又天文二十二年宗景と尼子修理太夫晴久と合戰の節ともいふ。

深く掘れば矢の根など出ると云。
此時花房へ宗景より感状あり。子孫神田村に在り。今に感状を所持す。爰に記す。其文に云、

今度雲州衆政宗相談、至當城押寄難儀の刻、晝夜盡粉骨條、怨敵退散祝着候。必恩賞可相計候。恐々謹言。

七月十七日　宗　景　在判

花房與左衛門殿

按ずるに書中に政宗とあるは、宗景の兄浦上政宗なり。陰徳記に尼子國久。天文十三年國久父子美作へ打越、浦上宗景が軍士を入置たりし高田・篠茨・伊豆山三箇所の城を攻落し、五百餘人切捨らる。赤松下野守は、浦上の尼子と一戰せば、其費に乘て天神山を乘取べしと。軍士を集て待居られける所に、浦上いかゞ思ひけん、高田等の後詰をもせず、家城にのみ在ければ、作州の士齋藤・牧・三浦・福田・小瀬・今村・竹內・江原・大河原・草苅市・蘆田・玉串の者共、皆尼子へ屬しける間、國久大きに悦び、是より因幡國へ打て入と云。是等を以て考れば、由津里村の合戰は此時ならんか。

おんじ城　町苅田村艮に有。

糠田與次右衛門（糠一に額に作）居城。天神山麾下なり。永祿八年五月、三村紀伊守作州三星城攻の時、額田與次右衛門三星城加勢として籠城の時、三村方より狂歌をして矢文を射る。

井樓（櫓カ）を上て攻るぞ三星を天神そへて周匝くひ物。

城中より與次右衛門返歌を書て射返す。

天神のいのりのつよき三星をなりはすまひぞ家親に居れ。

同子六之介といふ。尼子勢由津里の合戰の時、同村高山の地に陣取しが、花房與次右衛門と一所にかゝり大戰功有、又直家の臣に額田三河守といふ者あり。此與右衛門父子の內、後變名したるか、又別人か未詳。此三河守は、花房助兵衛職之が舅なり。

左古谷城　西輕部村の東にあり。

額田喜介居城。天神山の麾下なり。上の額田一族と見へたり。三河守は此喜介が子か。

長尾城　大苅田村に有り。

苅田右馬允或は右京、又、四郎左衛門。居城。天神山麾下なり。

ほうじ山城　東軽部村西にあり。

額田十内居城、天神山麾下なり。文明年中福岡合戰の時籠城せし、額田十郎左衛門が子孫か、十郎左衛門は此時討死。

龍王山城　同村南にあり。

福島兵衛佐居城といひ傳ふ。

古城山　惣分村東に有。

湯淺藤内(イニ原とあり)居城。

古城山　同村西に有。

湯原甚兵衛居城。

古城山　小原村北に有。

城主不知。

古城山　仁堀村北にあり。

城主不詳。

古城山　仁堀村南に有。

平尾源五といふ者、居城すといひ傳ふ。

古城山　周匝村乾にあり。

笹部亦次郎居城といふ。又勘齋ともいふ。宗景の臣なり。天神山落城後天正七年正月、宇喜多家より花房助六兵衛

延原彈正兩人をつかはしてこれを討しむ。城陷り勘齋も、一ノ谷といふところにて討死、墓も今に在りといふ。

按ずるに此說非なり。笹部與次郎は當城の川向、作州飯岡城の主なり。當城は星賀藤内といふ。此說を得たりとせんか。

星賀藤内居城なりしが、天文二十二年の頃、雲州尼子晴久より人數をいだし、當城を攻む。城兵少なく城もたもちがたく、藤内は落失にけり。寄手は夫より川を越て、作州飯岡村の王子といふ所まで引取けり。殿の者共、同村の女童共の、川端へ水汲に出たるに、若落人など見ざるやと問ふに、女童答ていふ。向の谷に城より女をつれてかくれしといふ。さあらばとて、其よしを大將へつげゝれば、又取て返し一の谷へ攻入しに、侍十二三人、女房三四人、城主の息仙千代時に十二三歲毛氈を敷て、やう／＼晝飯を喰ひ居たる處へ、打てかゝり、仙千代をはじめ不殘打取、尼子勢は勝時を揚て、作州へ引取けり。扨處の者共は其死骸を埋め、仙千代の墓を築き、今に此一の谷にありといふ。此本丸より少し東、草生村の內の山に、二の丸の趾あり。此處別て要害の地なり。近き比は、此山にて一箇年に兩三度づゝ、讀經修法あり。又仙千代の墓へは瘧疾のものあれば、此墓前へ行、立願に、何にても歌を半分うたひ、此願成就せば、殘り半分をうたひ可申といふて、拜すれば、卽時に平癒すといふ。これに依て里民其恩を蒙り、近きころは少しき祠堂を建し出なり。又作州飯岡村の里民、立願かなはず、これはその在所を、尼子家へ告し怨みといふ。

山鳥城　是里村の南に在り。

平賀大進居城。天神山の麾下なり。

先谷城　黑澤村巽に在。

森はいかと云者居城と、里民語傳ふ。

吉備温故秘錄卷之三十七（城趾上）終

吉備溫故秘錄　卷之三十八

大澤惟貞輯錄

城趾中目錄

吉備溫故秘錄卷之三十八（城趾中）目錄終

吉備溫故秘錄　巻之三十八

大澤惟貞輯錄

城趾中

一、磐梨郡

前城　江尻村東にある山。

岡六郎兵衛一に次郎兵衛ともあり。居城。

肩背城　肩背村の北に城山跡あり。

岡豐前守居城といふ。此豐前守は赤坂郡九谷下カ白石の城主といふ。

案ずるに初め當城に居けるが、白石城は松田方の城なれば、松田沒落後當城より白石城に移る、又は預りにて家臣を置て守らせしや未詳。豐前が事跡は白石城に委く記。

高尾城　同村東の方。

佐藤將監居城。和氣郡坂根村の物理の城に此將監居たるといふ。

古城山　南方村北にあり。

和氣絹に、文明の頃長船右京居城とあり。未詳。日置孫一郎居城。

古城山　大內村北にあり。

城主不知。

保木城　德富村の南にあり。

明石源三郎居城。此源三郎は明石飛彈守行雄が次男にて、明石大和守が弟なりといふ。初は宗景に屬してありけ

るが、後に宇喜多に仕ふ。當城主なりしが、晩年に小島郡麥飯山城へ移り、天正年中麥飯山にて討死といふ。未詳。

明石三郎左衛門景親は、源三郎の子なり。又一說に源三郎弟共いふ。未詳。繼て居城直家・秀家に屬して家分たり。天正十二年叙爵して飛彈守に成、同十八年小田原出陣、秀家に從て功あり。此已後一兩年の間に死す。天正十年備中高松攻の時景親高名あり。

明石掃部全職父飛彈守に繼て居城、掃部は宇喜多士帳に三萬三千百石父飛彈守代より客分にて、老臣の列とは雖も、あしらひ外の老臣よりは、能して有けるを、岡山家中一亂已後、國政を執行ふ者不足に付、秀家卿より掃部に國政を被命、再三固辭すれども、外に可任人なしとの儀に付、止事を得ず、執政の役を勤ける。さて掃部は切支丹宗を信じ、伴天連を岡山へ呼、我宅に置家中町在まで此宗をすゝめ、改宗させければ、宇喜多左京・岡越前守・戸川友林・同肥後守・花房志摩守などは改宗せず。長船・中村二郎兵衞などは切支丹宗故、又家中二つに分れ中惡しくなりけり。關ケ原亂後は掃部は大阪へ浪人となりて行、切支丹を專らとせしが、大阪亂の節一方の大將と成、能働有。落城後行方不知といふ。一說に南蠻へ渡ると云、未詳。子二人有數年の後求出されて死罪に行はる。

古城山　可眞上村の東に在。

上村出雲居城。一本に、大村に作る、大村出雲は、松田元成の臣にして、文明十六年元成討死の節追服せし人なり。墓も矢上村に在り。大村に作事は非なり。

小野田城　岡村の村中にあり。

小野田左馬進居城。宇喜多の臣なり。今に當村に子孫在、當郡佐古村の小野田八幡宮に、天文年中の棟札に、小野田宗右衛門尉再興と有し由、此棟札は、正暦(明)元年十一月九日失火の節燒失して、今は無けれ共、社司の言傳へ如是なり。此左馬進が先祖ならん。

古城山　殿谷村の東に有る山なり。

城主未詳。

古城山　田原上村の北に有。

宇喜多土佐居城。直家同姓の臣なり。慶長七年二月十五日死す。當村日蓮宗時正山明應寺に葬る、今に石塔あり。

古城山　頭村の北に在。

城主不詳。

古城山　稲蒔村の北に在。

右同斷。

物理城　坂根村。此村を物理坂根といふ。

物理貞茂といふ者居城せしが、石橋左衛門尉貴落といふ。左藤將監も居城といふ。

二、和氣郡

古城山　三石村の北山なり。

太平記巻七曰、元弘三年楠が城強して、京都は無勢なりと聞へしかば、赤松二郎入道圓心播磨國苔縄の城より打出て、山陽山陰の兩道を指塞ぎ、山里梨原に陣を取、爰に備前・備中・備後・安藝・周防の勢共、六波羅の催促に依て上洛しけるが、三石の宿に打集りて、山の里の勢を追拂て、通らんとしけるを、赤松筑前守舟坂山に支て宗徒の敵二十餘人を生捕てけり。然共赤松是を討せずして、情深く相交りける間伊東大和二郎共恩を感じて、忽に武家與力の志を變じて官軍合體の思ひをなしければ、先己が館の上なる三石山に城郭を構へ、軈て熊山へ取上り、義兵を揚たるに、備前の守護加治源二郎左衛門一戰に利を失ふて、兒島をさして落て行けり。是より西國の道彌塞て、中國の動亂斜ならず。西國より上洛する勢をば伊東に支へさすと有。是を以て考ふれば、當城は伊東大和二郎開基にて、夫より後勢(世)に傳と見へたり。又太平記十六に、備前には田井・飽浦・内藤・頓宮・松田・福輪寺の者共、石橋左衛門佐を大將として、甲斐川・三石二箇所の城をかまへて、舟路陸路をさゝへんとあり。

同建武三年二月八日、尊氏卿兵庫を落給ひし迄は、相順ふ兵僅七千餘騎有しか共、備前の兒島に着給ひける時、京

都より討手馳らば三石邊に一支よとて、尾張左衛門佐氏森を、田井・飽浦・松田・內藤に付て、留られたりと云々。

文和四年に備前の守護職を赤松律師則祐賜し時、其身は播州白旗城に有て、其臣浦上掃部助宗隆を當城に置き、備前を治しむ。一の宮への下して　あり。爰に寫す。

一宮神領并國中社役等之事、如先例、其方可被申付候。若無承引之輩は、此方へ可承候、爲後日如件。

應安三、六月十三日　　浦上掃部亮宗隆（華押）（卷頭花押參照）

備前吉備津宮

社務大藤內殿

此掃部助宗隆の子、何某といふ事所見なし。追て可考。備前軍記には、浦上四郎宗安を子とあれども、嘉吉に宗安討死をす。宗隆當城主に文和四年に成、此間八十六七年なり。定て別人有べし。宗安は宗隆の孫か曾孫かならん。

浦上四郎宗安繼で居城す。永享の頃。　嘉吉元年白旗の城にて、赤松滿祐と共に戰死す。　嘉吉元年赤松を討たる功によりて、山名相模守教之に、當國を賜りけり。當城には番兵を籠置、小鴨大和守を福岡に置て、當國を治しむ。

浦上則宗は、父宗安戰死の時は、いまだ幼若成しかば、其臣共間に隱し置しが、應仁元年赤松左京大夫政則、當國へ打入ければ、普代恩顧の浦上。宇野を大將として、國士馳加り、福岡の小鴨大和を追拂ひ、再び備前を取敷き、浦上を美濃守宗則と名付、當城主とす。同年八月當城を打立京都へ行、細川方にて山名方を打て功名あり。文明年中赤松政則京都の諸司代なれども、同六七年の比より、政則は在國なれば、美濃守それにかはり、諸司代を勤て在京す。當城は同姓喜三郎則國守之、永正元年より則宗は播州小鹽にて、赤松家の政事を取、子息近江守宗助當城を守る。明應六年宗助富山城を攻て松田と戰ひ、利無して引退。明應八年則宗と浦上因幡守村國と權を爭ひ、合戰す。其後和平す。永正九年則宗三石にて病死。嫡子近江守宗助 宗助初名は三郎四郎といふ、延德四年三郎四郎よりの下知狀一通西大寺に藏す。 は、先に早世せしかば、二男浦上掃部助村宗といふ、家を繼で當城の主となり、父のごとく赤松家の執政たり。永正十五年赤松家

と不和、三石へ播州より歸り籠城、上松上總介政村白兵を帥て當城を攻、度々合戰あり。翌十六年四月、浦上因幡守と八塔寺にて戰、勝利を得る。同冬再び赤松より當城を攻れ共、戰ひ負て播州へ引退く、同十七年赤松の臣小寺加賀守と作州の飯岡原に戰ひ、首三百餘級を得て當城へ歸る。同年十一月赤松政村小鹽の別舘に蟄居し、薙髪して當印と稱し、嫡男才松丸播・備・作の國主と稱し、村宗も和平して再び小鹽へ出仕し、政事を思ふ儘に執行ふ。されども兩浦上不和にて、度々爭戰あり。當印入道をも弑して、播州半國備前も吉井川より東を、己が領地として、大に盛に成けり。享祿三年細川高國に賴れ攝州へ出陣し、細川晴元と戰ひ、天王寺にて討死す。家臣死骸を取歸り、同郡木谷村に葬る。法名は桃兵祐林といふ。子二人あり。嫡子を與四郎政宗、二男與次郎宗景といふ。

浦上掃部助政宗繼て居城せしが、後いかなる故にや、當城には家臣を置て守らしめ政宗・宗景兄弟一所に、播州室津の城にうつりけるが、叉程もなく、兄弟の中不和になりて、與次郎宗景は、和氣郡天神山に移りける。其後兄弟度々合戰ありけれ共、當城は政宗の臣を置て守りける。政宗は室城に有けれ共、次第に衰へ、宗景は盛になりて、いつとなく、當城も宗景の手に入て有けり。天神山落城後に、當城に誰居しといふ事を不知。破城年次も不詳。さて政宗は永祿七年正月嫡子小次郎清宗婚禮の夜、赤松晴政より忍びを入れて父子共殺害せらる。二男三郎九郎清宗と云有けるが、家を繼ぎ室の城に居けり。政宗法名實嚴祐眞小次郎法名壽盛といふ。永祿十年五月十八日月待の夜、清宗は家臣江見河原源五郎弑す。清宗一子あり、久松といふ。幼年にて室にも住がたくて、小鹽へ行て居けるが、九歲の時宇喜多直家備前岡山へ向へとりて、主君のごとく尊び、天正十年久松の名をかり、宗景を攻落し、其後久松も毒殺すといふ。浦上家爰にて斷絕。美作守則宗花押在下知狀、上道郡西大寺に所藏、左に寫。

爲御屋形樣御祈禱、當國於西大寺、毎月十七日懺法事被仰付候。然間毎年以段錢の內十貫入事、可有下行由候也。以執達如件。

應仁三、二月二十八日

重　能　[華押]（卷頭花押參照）

則　宗　[華押]（卷頭花押參照）

松田遠江入道殿
浦上六郎左衛門殿

文明十七年書狀上寺にあり。美作守則宗とあり。

金岡西庄公文の内、西大寺市場敷事造營令寄進訖、然上は可停止代官綺者也。仍狀如件。

延德四、七月二十五日　浦上三郎四郎宗助 [華押]（卷頭花押參照）

近江守宗助下知狀

西大寺別當御䡾〔房カ〕

掃部助村宗書翰　伊田村民家所藏

吉岡庄南方田所職之事、爲兵粮料可有進退候也。仍狀如件。

永正十六、十一月十六日　村宗 [華押]（卷頭花押參照）

難波田次郎殿

掃部助政宗感書　山田庄村民家所藏。

今度如懇望稱所信濃守相談、於抽忠儀は、最前申付知行事、進止不可有相違、別て粉骨肝要候也。仍狀如件。

天文二十三、二月二十八日　政宗 [華押]（卷頭花押參照）

平井右兵衞殿

砦趾　同村南に有。出丸といふ。

毛利家の臣尾玉刑部少輔、しばらく居るといひ傳ふ。また當村の城の出丸とて、浦上の臣守る共いふ。未詳。

古城山　八木山村北に有。

城主不分。木村三郎兵衞（木村長門弟といふ）といふ者、宗景に仕へて、當城に居たりしが、天神山落城後、伊部村に隱れ住病死、子木村道意・木村玄石なり。此玄石御家に召出さるゝと、木村が書上に見ゆ。三郎兵衞墓伊部村に有。

富田松山城 戸田松山共。 西片上村東にあり。

浦上近江守國秀居城。一説に宗景の弟と云。天文元年政宗・宗景兄弟不和にて、政宗播州より來り當城を攻る。國秀無勢なれば、降參しければ、政宗すぐに當城に籠り、其東の山々に陣取、天神山よりも宗景人數を出し、葛城を隔て度々せり合あれ共、更に勝負なく日を送りけるが、左に退屈して、宗景は天神山、政宗は室へぞ、相引に歸りける。夫より國秀當城に有りて、又宗景に屬しける。國秀在判狀當村眞光寺に今に所藏す。

浦上河內景行繼で居城。天正十年天神山落城後に、宗景の行衞しれず、片上へ行當城に隱れ居るよし聞へ、城主景行へ直家より使を立て、宗景供に後藤數馬を連て、其城へ入給ふと聞へぬ。速に出るべきと有ければ、景行返答に當城へは御入はなく候となり。直家はされども其言を信ぜず、直ちに當城へ攻寄ければ、景行防戰するといへども不勢なれば、終にせめ破られ、浦上・河內・後藤等皆々、播州江島へ落行く。直家は當城を燒拂ひて岡山へ歸陣しけり。永祿十二年より宇喜多方と度々爭論に有、左に記す。

近江守國秀下狀 西大寺に有。こゝに寫す。

西大寺市場屋敷內、當寺領住居御家來諸公事等、寄進令免除之訖、然上は可被抽祈禱の精誠の由也。仍狀如件。

天文二、七月十二日　國秀 [華押]（卷頭花押參照）

淸平寺

たい山の城 伊部村の北にあり。

安達修理助居城、墓も當村にあり。

古城 同村。

永祿十一年より宗景は毛利家へ屬し、直家は尼子家再興の合力せしかば、宗景・直家矛盾になり、宗景より同十二年春當城を築て、日笠源太を置て守らせけるが、直家より花房助兵衞を大將として、當城攻め、終に落城す。此時日笠源太も打死せり。夫より後、宇喜多の臣交代して城番せしが、これに依て片上の城主浦上河内と、時々迫合有ける。馬場重助城番の時、戸田松の兵と葛坂にて戰ひ、坂下の堂にて追つ追れつ、五六度戰ひて引取けるに、敵なをしたふ。重助等敵を追拂ひ〳〵て、槍を逆さまに取て、鉾をうしろにしてぞ、當城へ引取ける。

古城山　上の山と云。　浦伊部村の北にあり。

安達修理居城といふ。一說に主馬介ともいふ。

鶴山城　香登本村の南にあり。

浦上宗久（則宗の子 村宗の弟）居城として、西方の防禦せしが、永正十五年赤松上總介政村と、浦上村宗不和、三石合戰あり。翌年小鹽より、潛に當城へ使を立て、宗久をかたらひ、味方に來らば、兄村宗の知行、殘らず宛行ふべしと有ければ、宗久慾深きものなれば、早速領掌して隙を窺ひ、小鹽と計りて、三石を討べしと思ひけるが、當城の二の郭に、宇喜多和泉守能家來りて、當分居たりしが、宗久の密計を聞出し、三石へ委く告ければ、三石より加勢來りて、本丸を攻むべき用意ありける由、宗久是を聞叶ひがたく思ひ、夜に紛れて城を忍び出で、備中へ落行ける。其跡を能家代りて暫く守りしといふ。

宗久の下知狀西大寺にあり。爰に寫す。

清平寺住職事仙桂遺言の旨不可有相違候。幷瑞雲寺・萬願寺末寺以下、古美作守幷近江守一行令寺務、彌公私可被抽御祈禱者也。乃狀如件。

永正十四、九月二十六日　　宗　久　（華押）（卷頭花押參照）

瑞潮喝食

熊山城　香登本村。（元弘建武の頃より、此城ありしと見ゆ。）

太平記曰、建武二年十二月十一日、備前國の住人兒島三郎高徳が許より、早馬を立て申けるは、去月二十六日、當國の住人佐々木三郎左衞門尉信胤、同田井新左衞門信高等、細川卿律師定禪が語らひを得て、備中國へ打越、福山の城に楯籠る間、彼國の目代先手勢計を以て、合戰致すといへども、國中の勢催促にしたがはず、無勢なるに依て引退く刻、朝敵勝に乘候間、目代が勢、數百人討死し畢ぬ。其翌日に河村・庄・眞壁・陶山・成合・那須・市川已下、悉く朝敵に馳加る間、程なく其勢三千餘騎に及べり。爰に備前の地頭御家人等、吉備津宮に馳集りて、朝敵を相待處に、淺山備後守、備後の國の守護職を賜て、下向する間、其勢を合て同二十八日に、福山に押寄責戰しが、高徳が一族等大手を攻破て、已に城中に打入る刻、み野心の國人等忽に飜て、御方を射る間、目代淨智が子息七條辨房北（小カ）周防の大貮坊䕃井太郎・佐井七郎以下三十餘人、搦手に於て討れ候畢ぬ。官軍遂に戰負て、備前に引退、三石の城へ楯籠る所に、當國の守護松田十郎盛朝・太田判官全職・高津入道淨源、當國に下着して、已に御方に加る間、又三石より引返し、和氣の宿に於て合戰を致す刻、松田十郎敵に屬する間、官軍數十人討れて、熊山の城に引籠る。其夜當國の住人內藤彌次郎、御方の陣に在ながら、ひそかに敵を城中へ引入責刼（おびやかす）間、諸卒悉く行方を知らず、沒落候畢ぬ。高徳一族等此時纔に死を免れたる者、身を山林に隱し、討手の下向を相待候。若早速に御勢を下されずんば西國の亂御大事に及べしとぞ、申たりけるとあり。

この後誰人が居たるや委しく知れず。はるか世を經て後に、三宅大炊助居城（宇喜多直家の伯父なり。）天神山の麾下なりしが、直家宗景を弑する日、明石源三郎と大炊助、心を合て二心をいだき、直家に先達て城內より火を揚げ、宗景を亡したり。子二人あり。長男を河本家本といふ。邑久郡佐井田村の枝大土居に居城せしが、夭死して跡絶ふ。二男河本對馬守、大炊助が跡を繼で當城に居れり。此對馬守にも子二人あり。河本源十郎といふ。八濱合戰の時討死せり。（兒島郡大﨑村に、河本與五兵衞といふ墓あり。若同人か。）二男の源三兵衞對馬が跡を繼で、宇喜多源三兵衞と名乘りて祿二萬二千四百石を領して當城に主たり。秀家より與力士三十二人を預られ（與力知高七千六百七十石と士帳にあり。）しが、關ヶ原一戰の時いかゞなりしや詳な

らず。今も當國に此河本の子孫と稱する者まゝあれども、委しき事をしらず。

丸山城　畠田村の艮に、此城地半は香登西村の内なり。

高取彈正能佐居城といふ。天神山の麓下なり。此彈正より、永正十五年七月朔日の寄進狀一通、當郡小播山に、今に藏せり。彈正が子孫とて、香登村居住の民あり。

奉寄進田瓦事。

合四十俵也。年貢米定斗四つ斗なり。

右件田瓦（居カ）爲御奉加所奉寄進在地明鏡也。但分米可有御納所者也。此寄進狀上者、一族親類、不可有違亂者也。仍爲後日寄進狀如件。

永正十五年戊寅七月一日　公文鷹取彈正能佐（華押）（卷頭花押參照）

古城　香登西村の北にあり。

浦上右衞門居城といふ。未詳。

按ずるに赤坂郡伊田村民家に古簡數通を所藏せり。其内に浦上右衞門大夫家次といふ者の狀あり。若此宗次が事か、又右衞門が先祖か、考のため爰に記す。

次御折紙拜見申仍□□（二字不明）下地の事承候。先日申可然存共可令申候へ共、播州□（不明）福岡などへ□□（不明）不能一二候。恐々謹言。

三月十七日　浦上右衞門大夫家次（華押）（卷頭花押參照）

難波助右衞門殿

其後高取左衞門進宗政居城して、天神山に仕へしといふ。此左衞門進が子を備中といふ。宇喜多直家へ仕へて、後には邑久郡西須惠村の城に移るといふ。備中が事は、西須惠城の條下に、委しく記す。

鳥がなるの城　大股村の東の山にあり。今此地は御林の內。

明石大和守景行居城、浦上家へ仕へしが、景行は別て宗景に仕へて、功名世に知られたり。後には當郡曾根村に、城を築きて移りたりといふ。大和守が弟を、明石源三郎といふなり。

大股城　同村東の山にあり。

城主不詳。一說に當城にも、明石大和守景行居城といふ。

按ずるに、大和守は、當村鳥がなるに居城なれば、當城は定て鳥がなる城の抑にして、番兵を置し所ならん。

龍德山城　木倉村の西にあり。今御の林內。

當城主不知。

大坊山城　同村の東。

城主不知。

青山城　日笠下村の小西にあり。

日笠次郎兵衞賴房居城、宗景の老臣なり。宗景播州室津より天神山城へ移りし時も次郎兵衞室津より、供をして來りし人なり。先祖より代々浦上家へ仕へ、當城主たりしと見ゆ。永祿十一年六月朔日、片上・浦伊部、堺目爭論の下知狀に、延原彈正忠景能・明石飛彈守行雄・日笠次郎兵衞賴房・岡本太左衞門氏秀・服部備後守久家・太田原與三左衞門長時六人の連判あり。是等を以て見れば、浦上家の執政と見ゆ。天正の初、宇喜多方より當城を攻る事あり、其節賴房より日笠助十郎への感狀あり。爰に記。

此狀は藤野村祠官所持す。

今度於青山之下及合戰、原助一郎被討捕候。粉骨無比類候。然ば以新知の內三町分、於日笠田畠三段の通令合力候。何茂一廉可褒美の條、彌可被抽忠儀事肝要候。恐々謹言。

四月十五日　次郎兵衞　賴房　華押

日笠助十郎殿

此状花押なし、故に赤坂郡新庄村、民家に所藏せる内の花押、爰に寫す。

日次　賴房　[華押]（卷頭花押參照）

岡山城　同村東の方。

上見山城　同村同方。

二城主不知。

歸當田城　日笠上村の西山なり。

日笠甚右衛門居城といふ。一に甚左衛門に作る。日笠次郎兵衛が子なり。後直家に仕ふ。關ケ原陣後、民間に下り、當郡に隱れすみ、子孫殘れり。

天王久保城　同村東に有。

直家の出城といふ。臣下をして守らしむといふ。

觀音山城　矢田村の辰の方にあり。

粳田與次右衛門居城といふ。宗景の臣なり。此粳田は赤坂郡苅田町の城主なり。初此處に居て後赤坂郡へ移るか、未詳。

古城山　龍ヶ鼻村の北。

城主不知。

天神山城　上田土村の枝下田土村北にあり。

當城は浦上家代々居城すと云傳ふれども、其證なし。しかれども太平記二十九。光明寺合戰條下に。浦上七郎兵衛行景・同五郎左衛門景文其外連名略す。さしも嶮しき泣尾の坂を責上て、搔楯の際まで着たりける。此時に自餘の道々よりも、寄手同時に責上る程ならば、城をば一息に攻落すべかりしを、何となくとも、今宵か明日か、心落に落んずる城を、骨折に責ては、何かすべきとて、數萬の寄手、徒に見物して居たりければ、浦上七郎兵衛を始として、責入る。寄手一人も不殘、搔楯の下に射臥られて、元の陣へぞ、引返しけると云々。

又同三十八。備前軍條下に、山名勢は備前の仁堀に陣を取て、敵を待に、其國の守護の勢、松田・河村・福林寺・浦上七郎兵衞行景等、皆無勢なれば、出合ては叶はじとや思ひけん、又讃岐より細河右馬頭賴之、近日兒島へおしはたると聞ゆるをや、相待けん。皆城に栖籠て、いまだ曾て戰はずと云々。是等を以てかんがふれば、此景行など當城にも居りしや、未詳。

又赤松上總介義則も當城に、數年在城せしといふ。赤坂郡瀧山村藥王山慶立寺の額は、此義則の書なりといふ。

浦上遠江守宗景居城、宗景は浦上掃部助村宗の子なり。幼少の時は三石城に在りて與次郎といひしが、享祿三年に父村宗攝州天王寺にて討死後は、兄與四郎政宗後掃部助といふ。と一所に三石城に有けるが、いかなる故にや、兄弟共に播州室津の城へ移りける、政宗と中不和になりてける。宗景思ふ樣、我兄にかゝり、甲斐なき月日を送らんより、何方へも行ばやと、太田原與三左衞門長時・日笠次郎兵衞賴房・延原彈正忠景能・明石飛驒守行雄・服部備前守久家・岡本太左衞門氏秀、六人を連て、室津を立退き當城へ移りける。其後東備前作州二郡宗景に從ふ。戶田松の城三石城も皆政宗を背て宗景に屬しければ、政宗大に怒り、天文元年政宗片上へ出張、宗景も早速押寄、片上にて二十餘日戰ひしが、終に勝負なくて政宗は室の城、宗景は天神山へぞ相引に引にける。同二十二年尼子晴久と、作州にて數日合戰あり。其後宇喜多直家、西備前をも大半攻取り、永祿年中七年なり兄掃部助も、子息の小次郎婚禮の夜、龍野上野守、其夜の騷ぎに忍び入りて、政宗・小次郎父子とも殺害せらる。此小次郎妻は黑田官兵衞の娘なり。此後家を、次男の三郎九郎の妻として、男子一人出生、久松といふ。永祿十年五月十八日月待の夜、江見河原源五郎三郎九郎を弑して天神山へ來りける。これは宗景より、內々源五郎に賴なり。さて源五郎が母は室に殘り居たりしを、串ざしにして殺されける。其時の狂歌に、源五郎兼て皷の上手にてありければ、

三拍子そろひにけりな江見河原主うち親うち皷うちさへうつ。

と、辻々に立て、天晴天命知らずの大侍とぞ、人みな悪みけり。さて久松は室にも住がたく、小鹽へ行てありけり。是より宗景は彌盛になりにけり。翌十一年の春より直家と少々不和に成しが、同年冬に至、宗景は毛利と和談し、直家は尼子再興の與力して、浦上宇喜多矛盾になりけり。依之度々合戰あり。元龜二年春、宗景上洛し、信長公へ

出仕す。此時備前・美作並播州の內も所領すべしと、信長公の朱印を給はりけれども、播州にては赤松別所と戰ひ、備前にては宇喜多と地を爭ひ、作州は尼子に取られ、其勢ひ衰へて、武威をうしなひけり。天正のはじめ、宇喜多と一先和平になり、宗景の嫡子與次郎一に曰松之丞を直家の聟とす。如此親みをなしけれ共、直家は宗景を亡して、國中を領せんと企けれども、現在の主君を弑せんことは、人の思はく外の聞へもあしければ、播州小鹽に在りける久松を、岡山へむかへ取、主君のごとく尊び、天正八年二月上旬、人數を催し、久松父祖の敵を報ずといふ、名を借り、播州勢と稱して、當城へ押寄せ攻めけれども、堅固の地なれば力攻に及びがたくありければ、宗景の家臣明石異に源三郎景とあり。をかたらひ、內通して反忠をさせ、寄手を引入、城に火をかけて攻ければ、宗景防べき術盡て、家臣七八人連て城を出で、片上へ落行、戸田松の城へ入りしを、直家片上へも押寄ければ、宗景は播州へ又落行たり。さて當城をば燒捨ひしといふ。宗景の行衞の事說多し、何れが是なる事をしらず。考のため左に記す。

一說に當城を出で、和氣村へ山傳ひに落行て、新福寺の僧武意を頼み、播州揚芝山へ立退き、隱れ住けるを、黑田甲斐守これをいざなひ、筑前へ下り、八十餘歲にて病死といふ。

又一說に、播州より鹽飽島へ渡り、妹尾某を頼み、また飽浦美作守を頼みて、新に當國兒島に、城を築て籠り、直家と戰ひ、終に直家に弑せらるともいふ。

天神山落城は、明石が城に火をつけて、裏切せし故なれば、諸人これを惡みて、狂歌をして辻々に立けり。里民かたり傳ふ。其歌、

ほの〲と明石が今朝のうら切に身を隱し行宗景そうし。

宗景に末子ありけるが、當城落し時二歲なりけるを、乳母が懐に隱して、邑久郡飯村の城主高取備中守は姨聟なれば、是を賴しかば、高取ひそかに養育して成人の後、浦上太郎三郎と名乘らせける。其子孫民家に沈みて同郡東須惠村に子孫ありといふ。

太閤記に、宗景を備前守とあり。西國太平記には伊豫守とあり。共に〲非なり。宗景はじめは與次郎といひ、後

遠江守といふ。宗景の書狀・感狀等、今に當國に存せり。遠江守とあり。赤坂郡伊田村民家、邑久郡千手山に所藏せるを、爰に寫す。

先度於北庄表、敵被討果之由候。御忠義候。彌御心懸肝要候。尙藏人方可被申候。　恐々謹言。

七月二十一日　　浦上與次郎　宗景　華押（卷頭花押參照）

松田彦次郎殿

千手山

禁・制・

一、伐採山林竹木事。　一、於寺內殺生事。　一、懸矢錢兵粮事。

右條々堅令停止訖、若於違犯族者、忽可處罪過者也。仍下知如件。

永祿十二年十二月　日　　遠江守　紀　華押（卷頭花押參照）

名黑山城　曾根村の北にあり。今は御林になる。

經次隼人といふ者居城して、浦上家に屬す事跡不詳。

按に本郡平松村に恒次五郎左衞門・同藤兵衞といふ者ありて、宗景に仕へしとあり。此隼人は五郎左衞門が父か、經恒同じ訓なれば、混じて書しなるべし。一說に經次は、平松村に居城とあり。此說を得たりとせんか。

明石大和守景行居城、此大和は明石飛彈守行雄が長男にて、源三郎□□（二字欠字）が兄なり。宗景天神山へ入城の時、景行も當城を攻め造り、宗景に臣とし仕へけるが、實子なくて弟を養ふて子とし、家を繼しむ。これを□□□□□（五字欠字）明石右近といふ。後には直家につかへて、當城にそのまゝ居て、近邊四千五百石を領し、度々軍功あり。朝鮮征伐のとき秀家卿にしたがひ渡海せしが、文祿二年正月、深手を負ひけるが、一兩日過て死せり。其幼男久藏に、右近が祿を其儘給るといふ事を、明石久兵衞（二千石）小瀨中務（千石）より、備前の留守へ言送りける。此時右近が伯父明石宗納（訥）より、御受の返答せし書案も今も殘れり。此宗納は當郡働村の城主、明石飛彈守行雄弟にして、同村に隱居して爰にて死す。右近が子久藏も後右近と變名して、宇喜多に仕へしが、關原亂後浪人して方々漂泊し、後大阪へ行、天和元年大阪籠城の人數に加はりけるが、落城後右近が行衞しれずといふ。

古城山　北山方村の村中にあり。

城主不知。

古城山　奥鹽田村の村中にあり。

城主不知。

北山城　大中山村の北。

中山伊賀守家能居城。代々浦上家に仕ふといふ。本郡新庄村香雲寺に、此家能が寄進状あり。文長しこゝに略す。

大永六年戊戌歳七月十九日

香雲寺相傳住持進し　中山伊賀守　橘家能

當村善養寺は、此中山が祈願所と寺記にあり。

中山五郎左衛門尉光能、父に繼で當城の主となり、宗景天神山へ移りし時、光能も當城を修築して、初より大きにして、宗景の藩臣たりしが、光能死後死の年號月日しらず、其子中山善兵衛繼で、當城に在けるが、天神山落城後直家に降參し、祿二百石をうけ、當城は其節破城すといふ。善兵衛は直家に仕へ、程なく病死し、其子中山八左衛門家を繼で、直家に仕へ、秀家卿の代には加恩ありて三百六十石にて、岡越前が組となる。

古城　小中山村。

森源七郎居城。宗景の麾下。

古城　森村。

森中務居城。宗景の麾下。

宮山城　吉田村の枝崎の東にあり。

明石飛彈守行雄居城。宗景の老臣なり。宗景に從ひ播州室津へも行き、又宗景兄弟不和になりて、天神山へ移りし時も、行雄宗景の供をして當所へ歸り、始終心を一にして浦上家の家事を執行ひ、行軍にも缺す從ひ行、宗景の股

肱の臣なり。

東山城　吉永北方村。

明石三郎左衛門景親居城といふ。

按ずるに、三郎左衛門は、明石源三郎が子なりとも又弟共いふ。源三郎は磐梨郡徳富村保木の城主なり。源三郎存生の内三郎左衛門當城に居て、源三郎死後保木城へ移りしならん。

飯森山城　瀧谷村。

古城　野谷村艮に有。

二城主不知。

ろんき山城　山津田村の寅の方にあり。

城主不知。

いをう山城　神根本村。

高取備前居城。高取備中が一族なりといふ。神根近邊の民家に、鷹取を氏とする者あり。備前が子孫といふ。

古城山　樫村の南。

城主不知。

惣谷城　南谷村門出村由牛分宛なり。

明石宗運といふ者居城と語傳ふ。

堡　二つ。　金谷村。

何れの時といふ事をしらず。

古城　坂根村。

明石右京居城といふ。又後には眞家家臣を交代させて、守らしむともいふ。

三、邑久郡

今木城　向山村乾に有。

平家物語六箇度合戰條下。壽永三年豐後國臼木次郎惟澄・緒方三郎惟茂・伊豫國河野四郎通信・備前國今木の城に楯籠る。能登守敎經押寄攻落とあり。

源平盛衰記にも、伊豫國河野四郎・豐後守尾形三郎・海田兵衛家親・臼木次郎經高が一に成て、備前國今木城に籠りたりと、聞へければ、能登守二千餘騎にて推寄て、一日一夜戰ひ、今木を追落す。尾形は豐後へ漕ぎ戻す。河野は伊豫へ渡りにけり。能登守は今木城を追落し、福原も穿とて歸給ふとあり。

元弘に備後三郎高德、作州院の庄へ參りし以來、此國にて兵を起して官軍へ參る。國侍はいつも、今木・大富・射越・和田等なれば、爰は兵の集りどころと見へて、備前には名高き城なり。又一本太平記に、今木三郎とあり。高德も當城に居たる事ありしにや。

又里民の說に、今木太郎範秀居城ともいふ。

砥石城　大ケ島村の西山。

宇喜多能家の居城なり。能家の始祖は百濟國の王子より出で三宅を以て姓とす。委しくは高德の傳に記す、合せ見るべし。其子孫三宅備後三郎高德は、元弘建武の亂に南帝の御方に參りて忠戰數度あり。其後伊勢國に移り、又三河國に行、加茂に住み、又備前へも歸り住しともいふ。高德に三人の男子あり、嫡子兒島太郞高秀、二男兒島二郎高久、三男三宅三郎高貞といふ。

此太郞高秀は則宇喜多の鼻祖なりといへり。(此高德の三郎なる三宅高貞は、今の三宅備後守康之の先祖なりとぞ、太郞高秀宇喜多の祖といふこと、則三宅康之の家に傳はる處の說なり。)此高秀より和泉守能家迄、何代を經て名も何といふ事所見なく、又いつより宇喜多と稱せし事も不詳。然るに上道郡西大寺に藏せる古簡に、文明二年宇喜多修理進宗家の下知狀と、延德

四年宇喜多藏人佐久家の寄進狀とあり。(赤坂郡井田村の民家に藏せる古簡に年號なし。宇喜多三河守久家の書簡あり。若此藏人佐と同人か。)若此修理進宗家は、能家の祖父にて、藏人佐久家は、能家の父なるべきや、合せ考べき所なし。能家の行狀を以て考ふるに、代々浦上家に仕ふると見へたり。

明應六年乙未浦上近江守宗助、松田元勝と戰ふて利あらず。龍ロ山に上りこれを禦ぐ、能家單身にて宗助が陣に入て、四十日相戰ひ、遂に松田に討勝、同八年浦上美作守則宗蕭墻の禍有て、東播州の敵と戰ひ、白旗城に入ける に、能家が一言に依て、士卒皆則宗に歸服せり。則宗幼主赤松義村に與して、赤松下野守政秀、播州鹽屋の城へ押寄けるとき、能家度々軍功を立たり。其後細川政元の扱にて、播の東西和平す。文龜二年備前國矢津に於て有松某と合戰、能家一人單身にて有松並に從士二人の首を斬る。同三年牧石原にて敵と戰ひ、疵を蒙りながら敵を切て功あり。永正十五年村宗三石籠城のとき、士卒□(一字欠字)を閉て一を決せず。能家義をとなへて諸卒を勵し、城を守り終に戰ひ勝ち、同十六年村宗の舍弟宗久香登の城に在て、村宗と不和なり。當時能家此城に在て、宗久の隱謀を村宗へ告て功有。同年十二月播軍三石城を圍む。能家精兵二千餘を師ひて、力を村宗に合す。播軍忽ち圍を解て去る。同十七年七月八日作州飯岡原にて合戰、敵を河水へ追込溺死多く、首を斬事數十人なり。同年十月三日村宗作州岩山南に陣す。能家二千餘を卒してこれに從ふ。敵軍雲の如く、其勢ひ當べからず。ゆへに士卒皆散ず。僅に七十人計殘れり。能家少しも臆せず、同四日一戰して打勝、同七日遂に敵を追崩し功名有。其後大永二年、東播の軍浦上村國以下淡路國より、播州に入て、大貫山に陣を取る。宗村打て出これを圍む。時に山名次郎よき時節なりとて、但馬の國を打立ち播州へ來り、永良に陣す。村宗これを防んために村國に和を乞ふ。村國領掌せしが、忽ち約を變じて翌朝合戰を挑み、味方大に驚きける。能家險難に據て力戰する事半日、此時次男四郎先陣に進み戰死す。能家も死を決して敵軍に入る。敵軍忽ちに敗走す。能家數百人の首を得て村宗の陣に入る。細川高時大に其功を感ら る。則宗。宗助。村宗三代の感章數通を家に藏せり。かくのごとく勇敢の能家なれども、妻子におくれて氣をいため、其うへ老衰もしければ、其後おのが居城に歸り、薙髮し常珍と號して老を養ひ、長男興家に家をゆづり、其身

隱居して當城にありけり。

宇喜多興家父のゆづりを受て、當城を守る。大永三四年の内なるべし。興家の俗名しれず。按ずるに、邑久郡千手山弘法寺所藏する古簡に、大永六年丙戌七月八日、宇喜多三郎左衛門といふ寄進狀あり。これ興家を三郎左衛門といひしか、直家幼名八郎といひしか、成人の後三郎左衛門といふも、父の名になりたるならんか、又同寺に天文九年三月十八日宇喜多但馬守の寄進狀あり。此花押を見るに、前に記す三郎左衛門寄進狀の花押と同じ。されば三郎左衛門但馬守同人にて、三郎左衛門後但馬守に成しや、後の人是を正せ。かくて興家も家は繼ぎたれども、愚昧にして用に立ず。當郡高取山の城主、島村彈正左衛門□一字不明則が子、島村豐後守計り浦上家の仕置を獨してはからひけるが、天文三年晦日、先君の遺命なりと稱して、豐後守俄に當城へ押寄せける。折節城中無勢其上不意の事なれば、忽ち城を乘(寂)られぬ。常珍は老病に犯され行步も叶ざれば、せん方なく自殺す。興家は愚なる上、臆病にて防ぎ戰ふべく兵せず。城を逃出ける。興家の嫡子八郎直家の幼名なり。は當年六歳なれば、乳母に介抱せられ、漸く逃出で福岡へ落行ぬ。常珍の死骸は、戰後城のつゝき成大鹿島の山に納めける。興家は父の仇を討つべき志もなく、方々流浪備後國靱(鞆カ)にもしばし隱れ住し由なり。して後、福岡の富商阿部善定と云者、宇喜多の家臣の緣者成けるゆかりにて、其家へ行て父子共に養はれ、浦上家よりも少々扶持せられしかども、島村も能家が臆病を見て、其儘にさし置といふ。興家は又其安部が娘を妾として、二人の男子をもふく、後に忠家。春家といふ。直家の弟は是なり。一說に善定が召仕ひの女に通じて、忠家。春家をもふけしと有。天文九年の春一書に天文五年に作る此家にて病で死せり。福岡の寺に葬り、法名露月光珍といふ。位牌は、岡山磨屋町光珍寺に在り。

かくて島村豐後守は、砥石の邊宇喜多の領分を押領し、浦上家の事は島村獨仕置し、其身は其儘高取山に居城し、薙髮して貫阿彌と云。當城には浮田大和守を置て守らしむ。然るに其後大和守は、備中方へ内通の聞へ有し故、宗景是を吟味せしに、實正なれば、乙子の城主宇喜多三郎左衛門直家に下知して、天文八年に當城を攻しむ。直家勢を乙子より出し、天神山よりの加勢を合せて攻けるに、利あらずして乙子の城へ引返す。夫より度々直家と合戰ありしが、同十八年春、天神山勢と直家牒し合せて、兩方より人數を出し、當城を夜打にす。大和不意を討れて忽城を乘とられ、備中を指て落行けるを、追かけて多く追討し、首を取て引取ける。此時大和を討取ける者はなかりしかども、後に聞ば大和も此時討死せしとは聞へし。此旨天神山へ注進ありければ、直家には今度の賞として、加

恩ありて奈良部の城をぞ預られし。かくて當城は島村貫阿彌が居城高取山とならびなれば、島村に預らる。永祿二年二月、直家祖父の讐島村觀阿彌を、沼の城に謀り出し、忽ら討取、直に當城へ取かけ攻けるに、城中無勢下部とも二十人計なれば、手に立者なく退ければ、即時に乘取りぬ。夫より直家下臣をして守らせけるが、少間ありて、直家の弟春家當城の主となりしが、天正元年直家上道郡沼の城より岡山城へ移徙ありける。翌同二年春家當城より、沼の城へ移り、當城には直家より番兵を置しといふ。

和泉守は、かゝる亂世には珍しき生質にて、げに此人をば此國にて、其比、古和泉守と稱して、賢人の如くいひしとぞ、世にすぐれし人にや、若年の時父の前にて能家物語に、今日蜘蛛の網に、雀のかゝりて落たりしと云しを、父の聞て其事あるべき事共覺へず、たとへありし事なり共、加樣の虛說に似たる事は語らぬが能と、いましめければ、能家面目なき體にて、頭をさげて居たりしに、其折節庭前の蜘蛛の網に、雀かゝりて落けるとぞ。かくのごとく、天に叶たる至孝の人なりと、時の人いひし。武勇も人に勝れし人なりければ、時人戰はいかゞして、かく武勇の名を得給ふぞと問けるに、さして替る事もなし戰場にて駈るときは、少し先達てかゝり、引取時は、少しおくれて引取計なりと語りし。又問に、左あるに出立の時に、何とて震ひ給ふといへば、されば壯年の時より、具足を肩に打かくるとき、いつにても、討死を思ひ極める心より成べしと、答へけるとぞ。其外人に勝れし事ども、物語り多き人なりし。則後の和泉守直家の祖なり。旗の紋は兒の字なり。昔百濟の王子兒島へ來りし旗に、みな兒と云字をしるす。夫より代々旗の紋とする由、畫像の讚にも見へたり。直家の像の紋には、鵆鶻又酢醬(かたばみ)も見へたり。秀家卿の時には旗の紋唐太鼓なり。いつより改りしにや今もこゝに唐太鼓の紋殘りし處あり。能家入道して常珍と號し、大永四年に自身の像を畫かしめ、南禪寺の僧參雨宗成を賴みて、その畫像の上に行狀を書もらひて、當郡の向岸寺に納め置ぬ。此寺廢して當郡の民間に藏せり。此行狀墳墓の部に記す。和泉守能家は、兒島備後三郎高德の子孫なり。高德の先祖の事は高德の傳に記す。高德後に三河國加茂郡に行て住ける。爰にて三人をもふく。嫡子兒島太郎高秀、二男兒島二郎高久、三男三宅三郎高貞といふ。此太郎高秀は、則宇喜多の鼻祖なりといふ。此三男三宅高貞は、今三宅備後守康之の先祖なり。高德の三河の國にて三子をもふけ

て、太郎高秀宇喜多の亂といふ事、則三家康之の家の臣たり。此高秀より和泉守能家まで、何代を經て、名も何と云事所見なく、又いつより宇喜多と稱せし事も不詳。按ずるに、高秀の子孫備前に來り住しは、父の故郷たる故に親族によりて、再び備前へ來り、後に浦上家の臣となりしなるべし。然るに上道郡西大寺の古文書に、文明二年宇喜多修理進宗家の下知狀と、延德四年宇喜多藏人久家の寄進狀とあり。若此修理を宗家は能家の祖にして、藏人久家は能家の父なるべきにや、合せ考ふべき所なしと、備前軍記に見へたり。

按ずるに赤坂郡伊田村民家に、宇喜多八郎久家・宇喜多三河守久家とある、二通の古簡あり。上に記せる宇喜多藏人久家と、皆同人にて、久家初は八郎といひ、中頃藏人と改め、後三河守となりしものならされども、花押は皆不同なり。宗家・久家の狀左にしるす。

金岡東庄の內三島跡等事、任御奉書并御渡狀の旨、所渡付申狀如件。

文明二、五月二十二日　宇喜多修理進　宗家　[華押]（卷頭花押參照）

西大寺別當御平寺侍者御中

爲御音信、牛樽二つ致懸御意、御懇情の至本望至極に候。切々以書狀可申入候得共、以外取亂候故、無其儀候。猶近々可申入候。

六月六日　　八郎　久家　[華押]（卷頭花押參照）

表書に

難波豐前殿御返報

奉寄進、金岡東庄領家の內、西大寺市場敷並諸公事人足等、至爲燈油免所、令寄進の狀如件。

延德四年七月二十五日　宇喜家藏人佐　久家　[華押]（卷頭花押參照）

西大寺別當御房

就御知行分の儀委細承候。於此儀は何の仁躰韶被申共、於我々不可存別儀候。其子細は祖父因幡守殿依大忠松泉院殿樣御書并御一見狀御頂戴與申、殊御親父御討死の上は、旁以不可有相違候、爲御意得事分申候。恐々謹言。


九行目

四月二十七日　　久　家　[華押]（卷頭花押參照）

難波豐前殿御返報

表書に

難波豐前殿御返報　宇喜多三河守　久家

能家初名平左衞門といふ。西大寺寺中圓滿院に、平左衞門の下知狀あり。左に寫す。

奉寄進金岡領家村田下地の事

合 三十五俵打。

在所大堤に在之。

右寄進申下知意趣者、爲妙蓮禪尼茶湯領と、末代寄進所實なり。公方正税は領家村田四斗五升代才行候、公事加藤は下步半公事半か□也。此上に聊諸公事等無之候。若同各一家中に、違亂の輩出來候はゞ、爲地下公方堅、可有御成敗者也。仍狀如件。

永正十六年己卯二月十一日

宇喜多平左衞門　能家　[華押]（卷頭花押參照）

西大寺成光寺參

又和泉守能家の狀赤坂郡伊田村の民家に所藏せり。こゝに記るす。

就瑞泉寺分の儀、御折紙拜見申候。善兵衞殿不及案內候、敗軍候由承、於此半不可然候。又□所今日被作澁返の由、近頃御動驚入候。此方へ承候志（書カ）在樣爲見可申處、被招事儀太不可然候。能々御分別肝要候。

恐々謹言。

三月二十三日

宇喜多和泉守　能家　[華押]（卷頭花押參照）

難波四郞左衞門御返報

本郡、千手山弘法寺に、宇喜多三郞左衞門、幷宇喜多但馬守の寄進狀あり。若能家の子興家の事か、花押記して考に備ふ。

大永六年丙戌四月八日　　　　　　　　　　　殿宇喜多三郎左衞門　[花押]（卷頭花押參照）

行事御房

天文九、三月十八日　　　　　　　　　　　　宇喜多但馬守　[花押]（卷頭花押參照）

行事御房

音湖城

乙子村の後の山に有り。（今は山畑となる。）

宇喜多三郎左衞門直家居城。直家は享祿二年生れにて、當郡砥石城に居たりしが、幼名を八郎といふ。砥石城沒落の後父興家と共に流浪し（此時五歲）福岡の富家、阿部善定が家に行て、養はれしが、興家死後は母の養育にあひ、笠賀村に叔母のありしかば、これに預け置て、母は宗景の內室に仕へければ、叔母それより養育しける。此八郎七八歲の頃迄は、人並の生立に越て賢かりしが、十をも越ては父の興家にも劣て鈍くなりて、其邊の民家にても、指さし笑ふ事多し。母も折々來て、是をつく〴〵と見て、兄弟の尼と物語して、何とぞ八郎を守り立、再浦上家へ奉公させ、宇喜多の家を起さんと思ふに、甲斐なく愚にして、用に立べくもあらずと、淚を流し悲みて、兄弟とも力を失ひて有しが、人もなき時八郎母のもとへ近く寄りて、小聲にて云けるは、某近年うつけに成候事は實にあらず、必氣遣し給ふな、其故は心に一大事を思ひ立らば、何とぞ命を全くして人となり、浦上家へ仕へて、終に祖父の仇を報じ奉らんと、思ひけれ共、某かしこしと見ば、仇の貫阿彌よも生けては置候まじ、父の興家も愚にましませばこそ、其難もまぬかれ給へ、某それを思ふ故に、作りうつけに成候。必うれひ給はず時節を窺ひ、宗景公へ奉公の事を願ひ給へと、語りければ、母大に驚て、扨は深き志慮ありての事と、密に悅事限なし。扨母は天神山へ歸り、內室を賴み、八郎奉公の事を宗景へ願ひければ、天文十二年八月に八郎を呼出し、側近く召仕はれける。その年赤松晴政兵を出して、播州に有し宗景の取出共、二三箇所攻破りければ、宗景兵を出して、面々豐前・日笠源太等を先手として、播州へ打越し、所々放火し、赤松の壘二十二箇所討取て、歸陣有ける。此時八郎十五歲にて初陣成しが、兜首一つ打取て、實檢に備へければ、宗景是を賞しける。其後も軍功共ありければ、明る天文十三年、八郎元服して、宇喜

多三郎左衞門直家と名乘て、邑久郡乙子の邊にて、三百貫の地を宛行はる。是其身の武勇と、又能家の舊功あるを以てなり。其頃兒島郡は四國の細川家に屬し、上道郡は松田に從ひて、是より乙子の邊に人數を出し、又犬島邊の海賊までも、陸に上りて民家を亂妨し惱ます故、宗景より乙子村の山に、砦を築て是を防がんとす。然るに乙子村の地、敵地には隣にて、味方の地は程遠き所故、取拘がたく思ひて、宗景の足輕大將等、誰行て守るべきと云者なし。其時三郎左衞門進み出で、某いまだ若輩なれども、乙子村の邊にて采邑を給はれば、幸に便あり、此城を某に守らしめ給へと望む。宗景是を老臣に議せらる。皆可然と云ければ、足輕三十人を添て、三郎左衞門に乙子城を守らしむ。此時直家十七歲の時なるべし。其大膽是にて思ふべし。誠に其後は敵乙子の島々出るとも、甲斐〲しく防禦して、敢て手ざす事なく、のちは却て此方より、兵を敵地へ出して、所々侵略せしかば、宗景是を賞美して猶地を增して三千石を領し、城を堅固に守れり。され共直家當城に在りし時、領地は少く兵卒は多し。夫故兵粮乏しく、戶川平介・長船又三郎・岡平內等を初とし、自ら耕作をなし、又時には近鄕へ出で、夜盜辻切などして、兵粮をつゞけし。されども不足すれば、直家を始家臣ども一等に、一箇月に五度三度ばかり、失食といふ事をして、一日食を絕て其米を集め、城に納め置て出軍の時の兵粮とす。甚艱難成事如此なれども、士卒能思ひつきて軍功を勵しける。天文二十年上道郡沼村の、龜山城主中山備中に、一女子ありしを、宗景の下知にて、直家に妻あはせて、備中が聟とす。是より先、天文十八年の春、天神山の勢と牒し合て、浮田大和が在城砥石城を攻敗り、城主大和も打死しければ、其由天神山へ注進しければ、今度の賞として奈良部の地を加恩有、夫より直家は、上道郡竹原村の新庄の城に移りて、當城は弟の七郎兵衞忠家居城として、岡平內を添て守らせけるが、天正二年直家岡山城へ移りし後、御野郡富山城へ忠家移りしといふ。

按ずるに直家新庄の城へ移るを、天文十八年に作る誤なり。弘治年中當城普請の時、西大寺へ遣したる書狀のよし、今に同時に所藏せり。考のため爰にしるす。

當城普請の儀、本村百姓中に申付候處、御家來中へ申懸候由、言語道斷曲事に候。御寺の儀は自先々諸公

事高除候條、一切被仰付間敷候。於向後も百姓ども、猥成儀申懸候共、以此旨不可有承引候。　恐々謹言。

弘治□□（二字欠）二月二十日

宇喜多三郎左衛門尉　直家［花押］（巻頭花押参照）

清平寺參　尊下

高尾城　長沼村。

宇喜多管兵衛（一に、勘兵衛に作。）居城。秀家卿の侍大將にして、四千石を領せり。關ケ原へ秀家卿出陣の時、去年已來家中の騒動にて、老臣戸川父子・花房兩人・中吉等は他家に預られ、浮田左京亮は神君に從ひ奉りて、關東へ下る故、此度の先手は明石掃部勤ける故、留守居には、岡越前守・戸川玄蕃・角南隼人・楢村監物等殘されけるに、これらも去冬の變、今度の供もせざれば、憤りて岡山を立退ける故、跡に殘りし者とては、此管兵衛を城代として、物頭等に士少々添て、岡山を守りしが、關原戰に西軍敗北し、秀家卿も行衛知れざる由、岡山へ聞へければ、備前・備中騒動いはんかたなく、城中の兵粮其外雜具等まで、亂取のごとくなりければ、管兵衛色々制して一先治りけるが、九月下旬戸川肥後守・花房助兵衛・花房志摩守・浮田左京亮四人、將軍家の命に依て、岡山城受取に來り、城代管兵衛に此旨申聞く、扨管兵衛は宍甘太郎兵衛・同太郎左衛門・富松多兵衛等に相議して、已に主人行衛知ざる上は、誰が爲にか、城を守るべき樣なしとて、右四使へ城を相渡して、妻子從類民間にかくれて、近國へ落ける。管兵衛が終りを知らず。

古城　濱村。

宇喜多宗院居城。當村に此宗院の墓もあり。

高取山城　大ケ島村砥石城より三町計西なり。

島村彈正左衛門（盛）居。文明の頃の人なり。浦上家の股肱の臣なり。度々戰功有し由、又同じ頃に、島村越中・島村宗悟

入道といふあり。同人にて彈正左衛門中頃越中といひ、後入道となりしや、一宮に所藏せる古簡に、島村宗悟入道の下知狀有。又浦上則宗より彈正左衛門へ狀、安仁神社に藏せり。島村越中入道當の則宗の狀、西大寺にあり。此等これを合せ考ふるに、則宗の長臣にして國務に預り、西備前を支配せしと見へたり。されば別人にあらず。同人ならん。又或人の隨筆に、彈正左衛門は邑久郡長沼の城主とあり。これを以て考ふるに、彈正左衛門初め長沼に居城し、後當城に移りしや未詳。上にいふ古簡三通、左にしるす。

邑久郷內安仁社性免事、中吉左京進申掠候間、不可渡候由宇喜多方へ申下し候。其分可令存知候。恐々謹言。

文明二、十一月二十日　則　宗在判

島村彈正左衛門殿

於備州西大寺、毎月十七日、御祈禱懺法料事、依無可然の在所、毎年以段錢方內千疋宛、自往古被仰付候。縱雖爲國中大旱、嚴重可被渡淸平寺へ、末代の儀候條、聊不可有無沙汰候。恐々謹言。

十二月二日　則　宗在判

島村越中入道殿

浦上近江守殿

私に曰、年號なけれども、是も則宗の書狀なれば、文明年中ならん。

御屋形様按に、御屋形は、赤松家を云と見へたり。就御下向、於一品吉備津宮、奎大神事の時、國中神主其外諸役人等、到來の刻、上東郡のさほ、和氣郡のみこに公事を申かけ、既にやからになり、安國寺にてたいけつあるの節、津高郡のみやこに、きちせうと申みこ、ゑんぎの御門よりの御卷物二つ出に、みこははいでんの、やくさほはにはの役人其外のやく者ある所一々次第に見へたりと云々。しかる上はみこの理運たるべし。あるいは夫妻たりと言とも、あるいは兄弟たりと言とも、任先例國中神社の事は諸事その方のはからいたるべき者なり。仍狀如件。

文明十四壬丑九月二十一日

島村宗悟入道　華押（卷頭花押參照）

私に考ふるに、文明二、五月七日浦上六郎左衛門基景より島村彈正左衛門への下知狀西大寺に所藏せり、（此宗悟入道は、同人ならん。）

備前一宮社務大守殿

島村彈正左衛門貴則居城、浦上家に代々股肱の臣たり。度々武功ありしが、享祿三年細川晴元と細川武藏守高國並浦上村宗、攝州天王寺にて合戰のとき、村宗に從ひ貴則出陣度々功在り。翌年六月四日味方打負、貴則打死。陰德太平記曰、島村彈正左衛門貴則も村宗をはじめ備前勢數を盡し被討を、口惜おもひ、齒がみをなして立たる所へ、佐田岡平治。吉村十郎といふ敵二人討て駈るを、飛かゝり取て引寄せ、右の脇にかひ挾て、汝迷途の供せよと云て、野里川へ飛込死にけり。此島村貴則が亡靈化して蟹となりしといふ。げにも其時より、其所に人面の如き蟹出來ける。今に攝州にて島村蟹といふて有は是なり。

島村豐後守宗政貴則の子か。父に繼で居城し、天神山宗景に仕へて、政事を執行ひしが、其頃宇喜多常珍は老衰し、其子興家は家は繼たれども、愚昧にして用に立ず。豐後守一人浦上家の仕置をはからひしが、天文三年六月晦日、砥石が城へ押（寄）せ城主常珍自殺、興家は逃去り。たちまち落城す。豐後守は宇喜多の領知、併呑して彌盛成なり。後入道して觀阿彌といふ。永祿二年二月、宇喜多直家謀を以て、觀阿彌を沼城へ呼寄、討取、直に當城へ押寄攻落し、天神山へ注進在りければ、島村が所領過半被下ければ、當城も直家より番兵を指置、少し間ありて、直家弟春家預り、砥石城より受持なり。赤坂郡町苅田村島村多兵衛といふ者有、此先祖は島村豐後守宗政なり。夫より代々當國に居住す。此家に傳記所持す。左に書記す。

家政傳右衛門政俊家傳　或號津島

竊案、島村豐後守宗政、其姓源氏、旗幟皆以レ蟹爲レ紋。嘗有二武名一以二備之鄕邑一爲二領地一、于二赤松氏一執二國權一、其家臣浦上美作守紀則宗、爲二京洛諸司代一、守二備前國一、宗政事二紀氏一代爲二股肱一、明應六年丁巳江州前司紀宗助、略二地于州伊福一、軍不レ利、退禦レ險、松田之兵圍二之四面一、能家與二宗政一入二宗助寨一、身被レ堅執レ銳相戰四十日、一日勝二鹿田軍一、群レ敵解レ圍而去、同八年己未紀則宗竊起二蕭墻一、與二播之東軍一相戰數、能家宗政軍功不レ可二枚擧一矣。能家士二

砥石城一、（備前國邑久郡）宗政爲二高島[とりやま]城主一、在二意趣一能家爲二宗政一殺、能家孫曰二直家一主。（沼城）宗政法諱曰二觀阿彌一、直家依爲二祖父敵一、與二宗景一（天神山城主。）相計、寄二言左右一呼二島村一、（豐後入道觀阿彌。）於二城中一令レ誅レ之、而賜二島村之舊領於直家一、依レ之宗政兒姪有二政俊云者一、則直家之子秀家（號中納言）賜二三千五百石一住二金川一、（備州津高郡。）仍改レ姓稱二津島傳右衛門政俊一、然太守秀家公、慶長五年庚子九月與二石田三成一、忤[サカフ]東照神君秀家父子、配二豆州八丈島一、國除家絕、然間政俊入二菊山邑一、（備前上道郡。）勤二農業一下二士民一焉、當慶長六年辛丑秋十月朔日、於二菊山一卒畢、其孫有二于今一云々。

私に按に、島村彈正左衛門は、文明の頃なり。後の彈正左衛門貫則は、享祿二年戰死、其子何といふ所見なし。天文の頃、島村彌三郎盛貫といふ者あり。若此彌三郎は貫則の子にして、貫阿彌が父なるか未詳。此彌三郎が下知狀を吉井村民家に藏せり。爰に記。

當時山堺事、任寺家支證旨、限東は榎木谷、限西は嵯峨鼻、御進退不可有相違者也。仍狀如件。

天文二、十一月六日　　島村彌三郎　盛貫　華押（卷頭花押參照）

吉祥寺納所禪師

宇喜多春家當城に番兵を置しが、天正二年上道郡沼の城へ移りし後、誰が來りしといふ事しれず。されば和氣絹には高取備中居たるによつて、高取山といふとあり。按ずるに、備中は、本郡西須惠村の城主なりしが、後當城へ移りしと見へたり。寛文八年七月十八日、鷹執惣大夫といふ者より書出の家譜あり。其文略して爰に記し、後考證とす。

鷹取備中

　宇喜多中納言樣に罷在候。邑久郡鷹取山城主、後沒落して、い井に蟄居す。

　女　戸川肥後室

　嫡子　鷹取長右衛門

十二行目　字欠

戸川肥後は、長左衞門伯母聟なる故、肥後へ參り知行給り（三百石）罷在候。肥後守幼少の子を預られ候處、長左衞門子を持候て、自分の子に厚ふして、肥後守に不沙汰成と訴たるものありて、肥後守氣に相不申候。長左衞門病氣養生のため、有馬へ湯治して歸りに船中にて死。

嫡子
高取五郎右衞門
父長左衞門肥後守の、氣に相不申果候に付、跡目立不申浪人となり、無程相果申候。

嫡子
無分別者なり。小松原慶林などいろ〳〵異見しても不用申、後は不通に成候。播州の叔父醫者にて居候所へ呼寄醫者に仕候。

鷹取惣大夫
私義親五郎右衞門存生の内、幼少の時より出家に仕候。三年以前落墮仕候。當年三十四に罷成候。先祖備中守義、秀吉樣、其外其時分の大名衆より、被下候御書共、私手前に所持仕候。

二男
馬場勘右衞門 ―― 孫市　い井村に在候郡司の命にて、門田村にて家田地給候て、門田村に住す、い井の田地は長□に□を取てゆづり予ふ。

幼少より金光道益に養育せられ、長成して、馬場勘右衞門といふ者の聟養子になりて、養父死後、馬場勘右衞門となる

傳六　元祿十三年に十二歲なり。

三男
播州に住して、醫者仕居申候。

大つけの城　西片岡村東の山なり。

片岡八郎經春居城といひ傳ふ。今に當村に子孫多し。義經より八郎へ狀有り。左に寫す

下片[闕]邑久郡片岡　華押（卷頭花押參照）　私に曰、此判は九郎大夫判官義經の袖判と云。

このあひだ、おち人しきりなり、からめてまいらするでう、かへす〴〵しんへう〳〵なり。抑きたうのこうは、かんざきへ參べし。所れからひがしは、たしかに候。まつらひがしは、もりてよとしらこすちしとげなき事いできたり、もとよりとがなり。あれかし〳〵。

八月十一日　　よしつね　此字慥に見へず。

私に曰、片岡八郎當所を拜領して居城せしと見ゆ。元來常陸國の產か、此村を古へ入賀村といひしを後片岡村と改む。源平盛衰記武功顯然たり。神璽は海上に浮けるを、常陸國住人片岡八郎經春が、取上奉りけるとぞ聞へしとあり。又元弘の亂に片岡八郎と云者、大塔宮を守護し戰死す。人物部に委し。合せ見るべし。

義經の自筆世に希なるとて、烈公の御時古書究所へ御見せ、其上にて表装被仰付被下候。

又民部亟範季といふ者有。片岡八郎の末孫といふなり。此範季より、後醍醐帝へ注進の狀と云古文書あり。また爰に寫す。

民部亟範季狀、義經の狀ともに、東片岡村民半介持傳。

備前國片岡別宮下

民部亟範季巾爲致合（一字不見）忠勤令馳參候、以此旨、可有御披露候。恐惶謹言。

元弘三年五月十日　　民部亟範季

進上御奉行所

承候　華押（卷頭花押參照）　此判は、尊氏公の判といふ。

朝日山城　東片岡村。

城主不知。

古城　神崎村。

城主不知。

鄕岸寺城　邑久鄕村に在り。

城主不知。

宇喜多五郎左衛門居城。後筑前守と改む。馬場が家書に有。直家と同姓なれども不和になり、馬場重介へ色々逆心の事をすゝめければども、重介は從はず。其後當城にて病死。一に切腹す。當村に墓も今存せり。

應仁文明の頃に、宇喜多五郎右衛門といふ者あり。此五郎右衛門が先祖ならん。西大寺寺中岡満院に五郎右衛門が寄進狀あり。爰に寫す。

奉寄進金岡本庄成光寺、來迎免名主職の事。

合　参段肆十代者。

右下地の正稅者、寺家分名主職地利分事、沙彌寶昌並妙意爲後生菩提、所寄進申實正也、若親類他人中仁不可有違亂候。於子孫仁煩之儀申候者、可爲不孝仁候。又者爲公方、可被處御罪科、仍爲後日仁狀如件。

文明元年己丑五月十六日

宇喜多五郎右衛門入道　沙彌寶昌　華押（卷頭花押參照）

城島　同村。

城主不知。

光明寺城　大富村。

大富大師幸範居城なり。今に城の內とて城など殘れりと、吉備秘錄に見へたり。

古城山　射越村。

城主不知。

作州山城　上河知村。

城主不知。

古城山　鹿忍村。

城主不知。

紺浦城　牛窓村。

城主不知。

古城　牛窓村後。

鳥山左馬丞一に、進に作る。居城。天神山麓下。

天神山城　同村。

城主不知。

古城山　上山田村。

城主不知。

古城山　佐井田村。

古城　尾張の村中。

城主は三宅大炊助が子、河本宗本居れり。當城にて犬死す。

鷲見越中居城、天神山麓下。其後宇喜多の臣長瀬七郎居城。祿五千石。宇喜多士帳に、包松村とあり。包松村は當村の隣村なれば、何れが是なる事をしらず。

古城　大山村。

城主不知。

圓山城　服部の村中。

盛衰記に、吉備前國に海佐介といひけるは、兵の聞へありければ、西戎を鎮られんが爲に、官軍を指そへられたりけるに、官軍は舟に乗けれ共、佐介は馬にのりながら、先陣に進んで海上を渡る。程なく賊徒を責随へて、又馬に乗りながら、海の表を歩せて、本國に歸りけるとぞ。里民の話傳へも、當城は海佐介が城といふ。

虫明亦左衛門。同市左衛門。同攝津三代居城し、當村にて九百七十石を領す。宇喜多家に仕ふ。九百七十石の内、百七十石文祿四加増、三百石慶長三加増と、士帳に有。

奥の城　福岡村。稲荷山と云。又中島山と云。此城本村より五六町乾の方、河原中にある小山を云。今は城地とも見へず。古へと川筋替て、如此か。

長船鍛冶先祖書に、觀應元年尊氏將軍九州御下向のとき、福岡奥城に御越年被成候て、衆光を被召出、御太刀被仰

付と有。不審なれども、何分古き城と見へたり。又頓宮四郎左衛門居城と云。頓宮が事は人物の部に委しくしるす。又京都將軍の始文和四年に、備前の守護職を、赤松律師則祐に賜しとき、其臣をして此を守らしむと見へたり。康安元年再び頓宮福岡庄を給る事、太平記傳に見へたり。其後又赤松淡路守滿弘居城。嘉吉亂後山名相模守當國を領せし時、小鴨大和守是を守る。應仁の亂後、赤松左京大夫政則當國を領し、福岡を攻め、小鴨を謀を以て引出して、作州へ歸らんとする途中にて、討んとせしか共、小鴨はやう〳〵逃れて、作州へ歸る。政則は播州小鹽へ歸城。當城は臣を置て守らしむ。松田と赤松と不和になりて、文明十五年十一月より福岡合戰始る。其時は三石の城主浦上紀三郎則國、これを守て度々合戰ありしが、終に味方打負、翌年正月二十五日浦上紀三郎城を落行、即時に松田攻入、城を燒拂ひ其邊を放火す。

古城　長船の村中。

長船長左衛門尉光用(?)といふ。鍛冶祐定の先祖書には、尊氏將軍福岡御逗年の節、鍛冶兼光に此城を築被下候由、不審。兼光は長船鍛冶の元祖近忠が子なり。又小笠原金光ともいふ。

文明の頃長船右京亮・同左京進といふ者有。福岡の合戰の時、浦上方にて働き有り。此二人者も、當城に居りしや。

長船又左衛門居城。宇喜多直家に仕へて度々戰功あり。後越中と改名。津高郡虎倉の城へ移る。委しくは前に見へたり。

古城山　磯上村。

城主不知。

古城山　西須惠村。

高取備中　香登西村の城主、高取左衛門進宗政の子なり。居城。天神山の麓下なり。祿三千石を領す。戸川秀安の舅なり。秀家卿の母たま殿と云に内緣有、子を備中守と云、弟を彌四郎といふなり。此彌四郎は宗景の娘を給はり、妻とせし由。死後に子細有て、邑久郡飯井村に若宮と祝ひある由。子備中守繼て居城。宇喜多家へ仕ふ。戸川肥後守大阪屋敷へ取籠る時も、肥後守に與力せず。關ケ原に一所に在す。秀家卿のとき、甚だ氣に應じ、内緣もありける故にや、秀吉公よりの狀など、今に殘れり。爰に記す。

爲音信燒物鉢五つ送給候。御心入の段令祝着候。毎度御懇志共候、猶黑田官兵衞可申候。　恐々謹言。

八月二十七日　　羽筑秀吉　［華押］（卷頭花押參照）

鷹取備中守殿御宿跡

備中守弟に喜八（イニ惡八に作る。）と云有。和氣郡新庄・畠田の邊を支配するよし。宇喜多家の士帳を見るに、戸川の組に宇喜多喜八、千三百二十石とあり。內緣有に依て宇喜多の稱を給はるか未詳。上道郡門田村に馬場傳六郎といふもの、享保の頃にあり。彼が父孫市までは當郡壬德村に居住せし由、此孫市が爲に備中守は曾祖父なりといふ。太平記卷八四月三日合戰條下に、作州勢の中に鷹取彦二郎種佐といふ者あり。備前が先祖か。

古城　　虫明村の北に有。

虫明藏人居城、天神山の麾下なり。子虫明四郎左衞門も居たるよし。

古城　　福谷村。

城主不知。

吉備溫故秘錄　卷之三十八終

吉備溫故秘錄　卷之三十九

城趾下目錄

大澤惟貞輯錄

吉備温故秘錄　卷之三十九（城趾下）目錄終

吉備温故秘録　卷之三十九

大澤惟貞輯錄

城趾　下

一、上道郡

正木山城　中川村。

里民の說に、正木氏の居城。此山の麓に井あり、これを正木の井といふ。正木兄弟、此井に入て死すといふ。時代不詳。

岡但馬居城、宇喜多直家の臣也。直家沼の城へ移りし後、此處古への城址なれば、幸の事とて、城を築き、但馬にあたへしが、天正八年、備中押のためとして、津高郡勝尾村船山城へ、但馬は移りにけり。其後當城いかゞなりしや。未だつまびらかならず。

古城山　圓山村。

寺尾十左衛門居城。松田の麾下なりしが、直家攻落すといふ。子孫は民門に下り、當村に居住す。三擢山麓に、本段といふ所あり。其少し東に、惣門と云所もあり、皆當城の址なり。

說に十左衛門も、此時直家に降參して仕へしが、程なく病死す。其子作左衛門纔で、宇喜多家に仕へ、當時無双の大力なりといふ。十左衛門が二男作左衛門が弟を、七郎兵衛といふ。是も大力なりし、五斗入の米俵を一俵口にくはへ、二俵兩手に持、又二俵を足にはきて、五間十間づゝ歩むに、力を出す體なし。されども、是作左衛門には、及ばずといふ。宇喜多士帳に、寺尾作左衛門、七百三十石とあり。

古城　平井村。

平井右兵衛尉家兼・同助之進光信、大永の比より、代々居城す。代々松田の麾下なり。

此家兼は天文の比の人にて、度々武功ありし人なり。浦上政宗感狀四通、最所豐前守の狀一通、政村感書一通、虎滿感狀一通、この七通、平井の子孫民間に下りて、邑久郡山田の庄に居住して、今に所藏せり。當郡湯迫畑村城主彌延備前守を、文明の比攻落せしといふ。古簡部を合せ見るべし。又當村の平井山妙廣寺の寺記に、此寺元來は元平井（今五軒の處といふに有りしが平井をいふ。）、天文十八年大火ありて、退轉に及ぶ故、小庵を結て居けるを、永祿五年、平井助之進、父母の菩提として、當寺を今の地に再造すとあり。又この平井助之進が母の墓も同寺の境内にあり。されども、今その墓所不知。又右兵衞が子孫、山田庄の又三郎が家の系圖に傳ふる所は、少し異同ありて、助之進といふ名見えず、書落せしものか。其系圖左に記す。

六孫王經基十一代の孫、平井七郎重綱より七代の孫、平井加賀守秀名、其孫左京亮氏重、其子右兵衞尉家兼、其子左兵衞尉氏兼なり。此氏兼が四代の孫、三郎兵衞貴信が時より、代々山田庄に住し、平井と名乘り、今に至るといふ。此右兵衞が甥に、内田四郎左衞門といふあり。此内田が家譜には、内田四郎左衞門は、伯父平井宇兵衞を頼み、浪人にて罷在候。宇兵衞は宇喜多家に仕へ、高五百石を領し、當村居住の所、宇兵衞浪人に付、四郎左衞門は、平井村にて下民となり病死。其子理兵衞も同斷病死。孫内田太郎左衞門、寬文四年御家へ被召出。

古城山　徳吉の北にあり。

城主知れず。

比丘尼山城　國富村にあり。

國富左衞門佐・國富源左衞門居城。此源左衞門は、宇喜多直家に仕へて、祿千五百二十石を領し、足輕三十八人を預て物頭なり。武功莫大なり。八濱合戰の七本鎗の一人なり。此城址今は畑或は民家となり、築地のあともなし、國富が家に在りし屛風、瓶井山安住院にあり。土佐の繪千網の圖なり。又同山普門院にも、土佐の蘆に鷺の繪の屛風あり。又利性院にもありしが、二十箇年ほど已前に、當町の商家に賣りしといふ。七本鎗の大略左に記す。

八濱合戰の時、宇喜多與太郎討死せしかば、宇喜多勢敗走しけるに、能勢亦五郎・國富源左衞門・宍甘太郎兵衞・馬場重助・岸本惣次郎・小森三郎右衞門・粟井三郎兵衞の七人、もり返し、毛利勢と戰ひ防ぎ留ければ、敗走せし諸士

こゝかしこより引返し、敵を支へければ、却て追くる敵、又逃散けるを、追討にして、敵あまた討取て引取ける。此時源左衛門よき敵を打取けり。此戰の後常山の城主戸川平右衛門、此者共を饗應し、平右衛門盃を持出て、其時の手柄の次第に盃をさす。一番能勢、二番國富、三番宍甘、四番馬場、其次段々にさしけるといふ。さて宇喜多家亡びし後は、源左衛門は、備中庭瀬、戸川肥後守に仕へけるにや。備前宰相忠雄卿、肥後守の家へ招請ありし時、此七本鎗の物語ありければ、忠雄卿則、源左衛門を呼出して、逢給ひしともいふ。此國富が子孫、今何國にあるや詳ならず。

源左衛門を一に、源右衛門に作る、何れが是なる事をしらず。

明禪寺城　澤田村の南山なり。

宇喜多直家、備中三村家親を、作州にて討し後、三村家より弔合戰に三村五郎兵衛沼城へ押寄戰ひし時は、五郎兵衛討死しければ、備中勢敗北せしかども、其後三村家より、沼城へ押寄る事有らん時の防の爲にとて、當城を築き、番勢を入置けるに。永祿九年備中三村家より勢を出し、當城を攻る。城中よりも打て出で戰ひしが、はか〳〵しき勝負もなく、此日の迫合は果にけり。此日馬場重介は能働き、首二つ討取といふ、その明日永祿十年春に、備中勢又備前へ出張し、風雨烈しき夜、當城へ夜討をかけ、澤田村を燒て所々より攻入ければ、前後も辨へず、敵味方も分かね、されば防かねて、せん方なく、南の山越に中川へ出で、やう〳〵沼の城へ引取ける。城兵討るゝ者五六十人なり。其跡を取納め、備中勢入替り、根屋與七郎・藥師寺彌七郎に、人數百五十人を添て、當城を守らせける。直家は當城を取られし事を、安からず思ひ、備中へ屬せし岡山城主金光與次郎、中嶋の中島大炊、船山の須々木豐前等へ、賄をして、味方に付、當城を攻んと用意する由、備中へ聞へければ、三村修理亮元親・石川左衛門久智・植木下總守秀長・庄式部少輔元祐等、都合一萬餘騎を引率し、備前へ發向し、三手に分りて、庄元祐七千餘騎を率ひて、富山の南の野中を斜に、春日宮の前なる川を越えて、瓶井山に添て當城へ入らんと計る。中の手は、石川左衛門尉五千餘人、上伊福の中道より、岡山城の北なる瀬を渡、原尾島へ押寄る。惣大將三村元親は、釣の渡りを越て湯迫村より、北の山へ傍て、矢津越に沼城へ寄て、留守を討んと計りけるが、直家此よし聞とひとしく、當城

へ押寄、五千餘人にて、ひた攻にせめければ、城兵も身命を捨て防けれども、寄手の勢に、忽ち城を乗取られて、櫓々に火を放ちければ、根屋も藥師寺も力盡て、南の山傳ひに、瓶井山へ引退く。是時門前村まで、庄元祐來りしが、落來る者に行逢て、備中勢色めく處を、宇喜多勢突てかゝりければ、忽元祐打負て崩立、引退く者共を耻しめけれども、右往左往に引て行。又ふみ留り戰て、討るゝ者數を知らず。元祐も手を負ければ、家來助けて引取らんとする所を、能勢修理元祐を討取けり。大將討死なれば、下の手は惣敗軍にぞなりけり。中の手の石川左衛門尉は、直家の明禪寺の城を攻める後を討んと、原尾島まで進みたれども、早城は落しと覺えて、火の手揚りたれば、案に相違して、先備をこゝに踏とめて、控たるに、下へ廻りたる元祐の勢も、大崩と見えて引退く。石川久智もあきれて、中島加賀といふ、老功の士と相談し、其外老臣どもと評議する內、河本對馬・花房助兵衛等、石川が備へ討てかゝり相戰ふ。河本・花房左右より、鎗を入て突かゝれば、石川勢驅立られ、中島加賀を初として、多く討死して、石川も危く見えけるを、伊勢新左衛門石川を諫て、竹田村の東まで引取らせ、爰にて敗軍を集めて備ける。宇喜多勢は逃る敵を、八幡村の邊まで追行を、石川やうやく備を立直し、宇喜多勢の亂て追を待うけ、又引返し戰ければ、宇喜多戰負討るゝ者多く、やう／＼小町村まで引退く。石川も前の敗軍のあとなれば、强ても追はず、引取ける。扨上の手の惣大將三村元親は、釣の渡りを越へ、四御神村の邊に至る比、明禪寺の城の火の手見えければ、早落城せしと見る所に、又南の二手も、追々敗軍せしと見ゆれば、元親の備惣兵さはぎ立て、色めき、後陣より引返しけり。其上此方には所々小川多くて、足場あしければ、人馬溝川へ落し者多くて、彌亂れ備崩れけれども、元親の旗本は、南の方へ向て備をすゝめ、明禪寺の西の小丸山に、直家の備しを見かけ、是と一戰せんと押向ふ。直家も備を山よりおろし、高屋村に備て、明石飛彈・岡剛介を前備として、待かけし所へ、元親は親の仇の事なれば、溝も疇も構はず、眞一文字にかゝり來り、明石・岡が備へ、命もおしまず切てかゝる。其勢に明石も岡も切り立られて崩立、三村爰をせんどゝ追詰て、直に直家の旗本へかゝらんとする處へ、最前岡富にて、備中勢に切勝たる、戶川長船等引取て、後陣に控たるが、先手の切立らるゝを見て、靜々と備をすゝめ、元親の陣へ、横合より討てかゝる。此勢に

明石も岡も取て返して戰ひ、直家の旗本もすゝみて、三方より三村の旗本を討ければ、元親も狼狽し、忽敗軍す。元親怒て、今は討死すべき時なりと、馬の口を引返し進所を、家人馬の口に取付て、西に引向け引退けば、此手も亦惣敗軍になりて、竹田村の北迄引て行く、宇喜多勢追討して、三村が兵を討取る事數をしらず。されども直家自ら長追を制し、軍をまとめて引取ける。三村方も釣の渡りを越て、やう／＼備中へ引退ける。此度備中勢、上中下三箇所の手にて、戰死せし兵士雜兵、あげて記にいとまあらず。是を永祿十年の明禪寺崩といひて、其比にて備前の大合戰、直家の代第一の勝軍なり。

此時金光與次郎宗高・中島大炊・須々木豐前は、三手へ一人づゝ案内者になりしが、戰ひ後、宇喜多家へ降參しけるといふ。龍の口城主最所治部は、三村家より賴みて、金川松田家若出で、跡を遮ることのあらんため、そのまゝ城を守らせける。戰後、これは城の堅固を賴て降參せずといふ。

又此戰ひに、石川左衛門尉久智（備中幸山の城主なり。）根矢七郎兵衛も打死すと、直家軍記辨疑に見えたり。

萬燈記に曰。此合戰後、三村も松川にて毛利家に攻られ、元親切腹。其後備前と、毛利家彌相談なり、以後毛利家より、中越されけるは、日比三村が勢、備前へ亂入の時分、明禪寺の取合に、多くの士卒亡し事、皆毛利家へ忠節の者不便なり。跡弔ひ得させ度との事にて、直家承り則大勢の僧を供養し、討死したる諸勢の亡魂を弔ひける。依田・浮田より、湯迫村・脇田村邊の民に申付、毎年七月十四日十五日の夜、右湯迫村の北後の山に、萬燈をとりて、數多の火を燒き、亡魂を弔ひしより、今に至り怠らず、ともせしなり。（此時の首塚、澤田村の城山下、八幡村・湯迫村邊に、數箇所ありといふ。）

古城　中島村。

中島筑前居城。松田の麾下なり。其子大炊繼で居城し、松田方にてありしが、永祿七八年の比、備中三村家より、備前へ働き出て、岡山城・舟山城等を攻て、金光も須々木も、三村家へ降參しければ、此中島大炊も、三村家へ從ひしといふ。（龍口城主最所も、此時降ると云ふ。）明禪寺合戰の時、備中方の案内者はしたれども、敗軍の時引殘て、石川が勢の退くを追討にして、首一つ打取、それを功にして、沼城へ持參し、降參す。然るに、備中方の中島新左衛門といふ者、大炊が直

家へ降參して、備中勢を追討せし事を悪みて、中島村に殘り居て、城の邊りにある、榎大木のうつろなる所に立隱れて、大炊が沼より歸るを待て、何心なく歸る處を切殺して、備中へ新左衛門は歸るといふ。

一說に。中島大炊は、元親の先はしたれども、備中方惣敗軍なれば、此時名ある者を討取て、内々直家へ通じたる志をあらはし、彌直家に從ふべしと、俄に逆心して、石川左衛門尉久智を討取たるを、備中の中島新左衛門が見付て、大に怒り、そのまゝ大炊を打たりといふ。(一說に、大炊此時は討れず、直家に臣たりしともいふ。)

又一說に。龍口落城の歸りに、當城を宇喜多家より攻ければ、城主中島大炊城を出で、榎のうつろに隱れ居しを、搜し出して討しともいふ。今もその榎は存せりといふ。

右數說、いづれが是なる事をしらず。

大炊が子を中島源三郎といふ。宇喜多家に仕へて、少祿を受しが、關ヶ原一戰後民間に下りて、そのまゝ當村に在しが、其子中島源左衛門が代、正保二年、東照宮御勘定、翌年初て御旅所にて、御祭禮御執行ありし時、御太刀持の事、御僉議の上、正敷筋目宜地士然るべしとて、此源左衛門は、大炊が孫なればとて召出され、持高の年貢をゆるされ、御太刀持となり、家を世々して、今寛政に至るまで、これを勤む。此時兒島郡小串村の、高畠 亦兵衛も、召出されし。

金山寺に藏せる古簡に、中島大炊介行貫とあれども、年號なし。大炊を行貫といひしや。又大炊が先祖か、爲考、爰に記す。

金山寺山林之事

職堅制札之旨、自今無相違、被警固候。可然其付、向後之所、若違犯之者共候はゞ、可爲過者之姿、御定之由候。尤存候。於過錢等者、本堂之造營に可被作候。何角申談候はゞ、自此方、堅可申付、爲御心得令啓候。

恐々謹言。

九月二十三日　　中島大炊介　行貫　華押(卷頭花押參照)

行事御坊御衆中上る

又元龜四年に中島左近行元より、馬場源之亟へ遣せし狀、今西大寺村民家にあり。大炊が一類なるか。文中何の入用なし。爰

に花押を記し、文略す。

元龜四年三月二十三日　中島左近允　行元　[華押]（卷頭花押參照）

馬場源之亟殿上る

天神山城　段原村龍口山に有り。

最所源正左衛門居城。松田の麾下にして、文明年中、福岡合戰にも出たる人なり。されども委しき事知れず。

最所一に稅所に作豐前守久經初名孫市居城。天文の比の人なり。源正左衛門が子孫ならん。天文二十一年、雲州尼子家當國へ亂入の刻、死功ありけると見えて、浦上政宗より、平井右兵衞への狀あり、その文に曰。

就今度尼子亂入事、國中之輩依別心、稅所豐前守申談、至中島致籠城候條、忠義無比類、此時彌可被屆候段簡要候。恐々謹言。

とあり。又其時豐前守より、平川へ遣し狀も、左のごとし。

今度御忠儀無比類候條、平井與三右衞門が方へ、同藤八方跡職相計申候。善兵衞方事は子細候間、追て信濃守、可談合申候。恐々謹言。

天文二十一、八月朔日　豐後守　久經　[華押]（卷頭花押參照）

又當郡湯迫村城主、彌延備前守をも攻落せしといふ。上の文中に信濃守とあるは、稅所信濃守が事にて、豐前守が兄弟か。又は親類の内ならん。

最所治部元常初名與市豐前守が子にて、家を繼ぎて、松田の麾下なりしが、後は備中三村家親に親しみ、宇喜多と不和なりければ、直家より人數を出し攻めんとす。最所治部は城を出て、竹田河原の北に備て戰ふ。宇喜多の先手、長船・延原追崩されて敗走す。治部直に忠家の旗本に討てかゝり、是をも追崩さんとして、備亂るゝ所を、先手の長船・延原早く取て返し、元常が勝ほこりたる備へ横を入、突てかゝれば、治部も是に切立られ、敗北して、段の原へ引退く。宇喜多勢も、其道の狹ければ、長くも追ずして、備をまとめ、互に己が城々へ歸りける。治部は此よし、三

村家へ使を以いひ遣し、當分加勢の人數を乞ひければ、三村家より、根矢與七郎に人數を添て、當城へ加勢しけるが、此後も宇喜多家より、度々人數を出し、當城を攻しと見えたり。此時禰屋與七郎へ、石川左衛門尉久智、並に三村家親よりの感書あり。今中島が家にこれを傳ふ。其文左のごとし。

昨日旁以存分之、龍口城一形御持、上下之覺、無申計候雖、于今不始候、御心懸之至賴母敷存候、先以使者申候。恐々謹言。

五月十一日　久智

禰屋與七郎殿

今度は至龍口城、敵及行既二三乃丸代入候處、藥師寺殿・與七郎殿、以御粉骨被代退、剩可然衆數人被討捕之由。一味中面目之至、大慶不過之候。最前之衆候由斷、不紛候、外聞不可然候。仍岡權右衛門、此方へ被罷越、一昨十七日歸路候。直に可被參旨候、津山南御知行御公物、員數萬艘可被相證之條、自其も別に、使は添可申由候。邊知旨趣は中□（欠）候間、御兩所迄可申之覺之儀、無左と御請被成候を、掟可被申、内證と聞へ候。於員數之樣體は、被仰理堅固御請被成候て、可然候。直々も此旨申候。猶以御披露專一候。急候て具に不申入候。恐々謹言。

五月十九日　家親

禰屋七郎兵衛殿

土屋四郎右衛門殿

かくのごとく、度々小ぜり合あり。されども當城は、北西嶮岨にして、屏風を立たるが如く、山下は大河めぐり流れ、南は谷深く、東一方脇田山に續て、甚堅固の城なれば、力攻にすれ共、兵士の損するのみにてありけり。明禪寺崩後、他の城々は直家に降りけれども、當城は堅固を賴に、直家に降らざれば、直家大に立腹し、岡與三左衛門に言けるは。龍口は名城なり、中々力攻にては、人數多く損す。其上富山の城、龍の口の援兵なり。龍の口を攻て日を

重ぬるに於ては、備中より、又後詰せずんばあるべからず。兎角與三左衛門に簡して、謀を以て、龍口を取べき思案せよと也。與三右衛門命を受て歸り、甥の岡剛介と密談し、種々調略し、龍口へ剛介は奉公し勤めけるが、次第に治部が氣に應じ、昵近となりけり。永祿十二年夏、剛介最早時節到來と思ひ、伯父與三左衛門と示合せ、或日暮方に、治部を西の矢倉へ誘此行き、船山城の様子をとやかくと、二人望み見て評議する内、透を見合ふところより、兼て用意の短刀を取出し、治部を突貫き、そのまゝ一度に谷底へ、組で落けり。下には四五人待請て、心安く治部が首を切て、鬨の聲を揚ければ、谷峯へひゞき渡りて聞えけり。與三左衛門は、兼て日暮に城のあたりに、忍びて寄置たる兵共に、方々にて鬨を合せける間、城中大に混亂して、防者なし。家老矢城平八・本郷九郎左衛門、驚き出で。これは何事ぞ、靜り候へと、制しけれども、騒動して埒須もなきまゝ、與三左衛門が兵ども、打紛れて亂れ入り、兩人の家老を生捕にし、其外打果し、城はそのまゝ乘取て宇喜多の手に入りしとなり。

强助が、最所に仕へし調略は、直家と密談にて、或日わざと主に不禮をして、勘當を蒙り、沼を立退岡山へ行て、忍び居たりしが、大川下の春日宮の邊に、乞食嫗の有けるを、强助側へ寄り、つくづく見て涙を流し、其方様は、我等の祖母なり。我母の常々物語に、祖母は耳の下にほうくろ有て、紛れなき人なり。亂世にて、家内方々に散亂せる故、何方にましますや、または死し給ひし、覺束なし。朝夕の給ひし。此五六年已前に、母は空しく成玉ひぬ。某年若の時分より、方々尋ねけれ共、知れざりしに、只今見付候事、神佛の引合か、さてさて忝き事なりといへば。嫗はあきれ果て、兎角なき色々といひなだめ、衣服など着かへさせ、我家に連歸り、祖母と唱へ、朝夕孝心を盡しける。其後船山城主須々木へ奉公し、祖母をも具し船山へ行しが、或日豐前が馬屋へ行、秘藏の馬を指して鞍を置せ、主の命なりとて、城下に乘下し、一さんに河原へ乘り、段の原の方をさして馳けるを、豐前は城上より見て、五助が様子、我馬を盗で敵方へ逃ると見えたり。それ追かけよといふ中に、五助は大川へ乘込、段原へ騎上たり。段原よりは、騎馬にて川を渡るを見て、大勢士ども出合しが、五助馬より下りて、手を突き。我は豐前が家來にて候が、讒言に遇て、殺さるべきよし承候故、馬を奪ひ是迄參り候。御助け給はれといふうち、追手の者二三騎川端まで來り、卑怯者返せ返せと呼びけれども、耳にも聞入ず、五助は段の原へ、携へられて入ければ、追手はせん方なく、手を空して歸りけ

る。此よし治部に言上しければ、直家へ降參をせし豐前方より、來る者なれば、いかなる謀も有やらん、油斷するなと有けるが、翌日船上(山)より、人多く來る、段の原にもこれを見て、攻來るかと用心して、其手配をす。船山よりは、弓鐵炮等にて堅め、五助が祖母を張付木にのぼせ、川向にて呼はりけるは、卑怯者の五助、歸りて切腹せば、祖母は助くべし。さなくば、祖母を殺すべしといふ。此由段の原の者共、五助に語りければ、五助涙を流し云けるは、それがし察するに、八十に餘る祖母、旦夕を計らざる餘命、若き孫に腹切らせ、殘りたらんは、中々死たるよりつらからん。又その上に、我等腹切たり共、豐前此度の立腹にて、某切腹したりとも、母をも殺さん事必定ならん。さすれば、我等生殘りて讎を報ひん事、せめての本望なり。といふて出て見もせざりしかば。追手の者祖母をさし殺して、船山へぞ歸りける。治部は此有樣を見て、疑心解て、これ幸豐前を打取べき手段なりとて、扶助しける。五助もとより才發にて、日に增し治部が氣に入り、豐前が居城を攻る謀を相談とて、西の矢倉にて殺せしと云。落城後五助は、彼馬を牽せ船山へ行て、始終の樣子、詳に豐前へ物語しければ、豐前も返て感じけるとなり。

又一説に。直家の兒小姓、岡淸三郎といふ有しが、此者心剛なれば、直家密に、龍の口最所を討取謀を談じ置、或時直家、家老共へいつはりけるは、岡淸三郎事不義の密契あり、其艶書は取たれども、其相手は誰ともしらず。拷問して聞極め、成敗せんと捕て、押こめられぬ。家老ども、此密計を知らざれば、眉をひそめける。岡平内にひそかに、直家申されけるは、汝淸三郎を密に圍をぬけさせ、爰を落して、何とぞ龍口城へ入しめよ。謀は淸三郎に、此間能言聞せ置たりとありければ。平内承り、密に淸三郎が圍を出し、龍口城の川向、牧石原に、平内が遠きゆかりの、僧の草庵を結て住けるを、幸と頼みて、其庵に隱し置ぬ。

或日治部、城下の川に網を引かせて、是を見てありしを、能時節と淸三郎、其川近き籔蔭にて、尺八を吹てしばし步みける。治部も尺八を好みければ、是を聞て、人を遣し見せるに、其人歸り申けるは、年の程十五六の美少人にて候とあれば。治部さらば見んとて、己が劍術の師加藤十藏、兒小姓早川左門・水野織之介、かれこれ六七人、小舟を川向ひの岸に着て、其所へ行て見れば、淸三郎其儘尺八を吹居たり。白き帷子に刀脇指さし、其容貌美麗いはんかたなし。皆々驚き、ことに治部は、男色を嗜みければ、此淸三郎が傍に步寄りける。淸三郎驚きたる振にて、彼の草庵へ、歸り入らんとせしを、治部詞をかけ、御邊はいかなる人ぞ、某は龍口の城主なりといへば。淸三郎驚き、手を地につき、某は宇喜多直家に、此比まで仕へたりし、岡淸三郎と申成が、奸曲の者にさゝへられ、無實の罪をうけ、已に成敗に逢べきを、やう〳〵圍をぬけ出、あやうき命助り、よる方なく、やう

〳〵、此草庵に身をかくし置、近き中には、遠き國へも參べく候。もとより敵中より參者候なれば、御不審も候へじ。さらばいか樣とも、御はからひありて、なき跡を賴奉ると、打しほれ泪ぐみたる樣、いとあはれなり。治部男色好む上、淸三郎がさまのあはれなれば、爰に捨置ては、いかなる難にか逢べき、又此美童を人にまかせんも、いと殘多し、かた〴〵城に連歸らんと、思ひ極めて、十藏とも相談しければ、敵方の者なれば、何も承引せざれ共、更に聞入れず。初の舟に打乘せて、城に歸りける。身近く愛せんと思へども、さすが敵中の者なれば、淸三郞が言葉計にては疑しと思ひ、間者を沼へ遣し、事の樣を聞しに、淸三郞が物語に、少しも違なければ、疑とけて、身近寵愛し、水野・早川兩人の愛も、やうやくうとく成て、唯淸三郞と酒をもりて、醉臥ぬる事ども度々なれば、老臣伊織を賴み、異見を加ふといへども、更に聞入ず。段々と氣に應じければ、六月半の比暑さを避て、城の北の流にのぞみたる、凉み所にて、毎のごとく數盃をくみて、沈醉し、淸三郞が膝を枕になし、眠けるを、治部が脇指にて切殺し、首取て袴に包み、險岨のつゞら折を下りて、治部が川遊びする小舟に、首を投入ける折ふし、早川左門此音を聞付て、凉所へ行て此樣を見付、淸三郞が殿を切たるぞ。二三聲呼はりて、其儘追かけ、舟の際にて討てかゝる。淸三郞振返り、左門に疵付る。左門も淸三郞が肩先に、少し疵付けれ共、薄手故、淸三郞又左門を切りて、殺しけり。されども左門が首はとらず、直に舟に乘り歸りしといふ。（直家大きに悅び、淸三郞が功を賞し、祿を與へ、名を剛介と改む。）

右兩說大に異なり、何れが是非を知らず。

又本文與三左衛門を、末說に平岡とあり、されども、貞享年中、岡が子孫岡藤兵衛出、上に與左衛門とあり。ゆへに本文に與三左衛門に作る。一說に淸三郞を、又岡本權之亟に作る。

かくて兩人は沼城へ歸り、事の樣をのべければ、直家大に悅び與三左衛門が功を賞して、名筑前と改め、當城の主たらしむといふ。一說に、此落城の時、城はこと〳〵く、拂ひ捨るともいふ。又本文のごとく、筑前が居城とせしが、後備中國忍山の城へ移りし後、近藤與右衛門といふものを置て、守らせける。關ヶ原亂後、將軍家の命によりて、拂ひ捨ると云ふ。

岡筑前は當城より、備中忍山の城へ移りしが、直家信長公へ從ひし時、羽柴筑前守に指合故に、又岡信濃と改む。剛介も一所に、忍山の城に居けるが、天正六年毛利輝元・吉川・小早川等、忍山城を取圍ひ、伊賀與次郎も毛利家へ加はり、攻けるが、城中に內通の者有て、城に火を放つ、折節風强して、城中の小屋ども、一度にもへあがる時、寄

手國方の壁に付て、攻入ける。信濃も防戰術盡て、終に切腹しければ、城は落にけり。

岡信濃が子を藤兵衞といふ。此忍山落城の時は幼少にて、岡山に在しが、父の跡を繼ぎ、宇喜多に仕へしが、關ケ原亂後浪人して、ほどなく病。其子多兵衞は、慶長十三年甲申、花房助兵の取次にて、國清公に被召出、中小姓、四十俵四人扶持給はり、大阪兩度の陣に御供、萬治三年八月、七十歳にて病死、夫より已來代々本藩に仕へて、今に至ると云ふ。

本文のごとく、天正六年とあれ共、一書に天正八年、毛利家より、大軍にて押寄るにより、此旨岡山へ申遣、加勢を乞けれども此節直家十死一生の病中故、後詰遲々する内、十月二十八日に落城、信濃剛介切腹とあり。是非を知らず。されども、本文の方是か。小原の手記にも七年と有。

古城山　湯迫村の西に有り。

彌延大和守居城。

按ずるに、文明十五年福岡合戰の時、浦上方に、彌延九郎左衞門、其子新九郎といふ父子の者あり。大和守が先祖か、大和守は近村二三箇所領して、當城に在て、松田の麾下なり。大和守死後其子備前守繼で在城せしが、天文年中當郡龍口城主、最所豐前守に攻落されしといふ。此時虎滿(何人か未詳)より、平井右兵衞尉への感書、今に平井が子孫、邑久郡の民家に所藏す。合せ見るべし。

古城山　土田村。

城主不知。燈明山に續きて、北に當りて、十郎殿陣といふ城址あり。山の峰東西百間、南北百二三十門(間な)ばかりの築地の跡あり。又南の方に櫓の跡といひ傳へたる所あり。

龜山城　沼村の枝沖益の後にあり。

中山備中信正居城。天神山の臣なり。元は本郡竹原の城より移るといふ。娘ありけるを、宗景の妹にて、邑久郡乙子城主宇喜多直家に嫁し、君臣中よかりしが、いつとなく疎くなりて、終に不和となり、その上備中三村へも內通

し、宗景に背く聞えありけれども、宗景所々の合戰に隙なく、其儘にて指置しに、永祿二年の春、宇喜多直家父の讐、嶋村貫阿彌を討ん事を、宗景に願ければ、其願に任せらる。此時宗景の曰く、嶋村は望に任すべし、又汝が舅の中山備中も、謀反の聞あり。汝聟たるや、直家答て、某も其沙汰承りぬ。舅なれども君の御爲なれ、御下知に從ひ、討て參らすべしとありければ。宗景大に悦び、嶋村中山誅伐の事、汝一人に任す間、何卒調略を以て、二人共討取得させよとあり。直家は我本城竹原に歸り、工夫をめぐらし、舅中山に一入親しく懇にして、龜山城の沼の東なる茶園畑といふ所に、小き茶亭を造り、殺生野廻りの時、此亭に休らひ、中山をも此所へ呼て、殺生の鳥など料理して振廻ける。度々如此なれば、備中沼を廻りて、遠く至るを厭て、沼城より此茶亭へ假橋をかけ、其後は度々彼亭へも往、直家をも假橋より城中へ呼入ける。直家は謀しすましぬと思ひ、宗景へ密に告て、最早近日には、備中を討取ぬべく覺候。左もあらば、烽火を揚て、相圖をなすべし。其時貫阿彌方へ、御使にて、中山備中謀反に付、某に仰付られ、御成敗ありし。貫阿彌急ぎ沼に參りて、某と謀て城を堅固に圍むべしと、御下知あらば、沼へ來るべし、其時島村をも討取可申と、注進しければ、宗景人を福岡の邊に置て、烽火を守らせける、二月の事なりしに、每のごとく、沼城邊にて直家殺生して、暮に及びて、彼の茶亭へ行、其夜は直に、沼城に入酒宴なし、深更に及べば、備中も興に乘じて、今夜は夜も更るまゝ、是に逗留あれと云しを、幸の事と思ひ、さあらば爰に逗留仕べし、家來は返すべしとて、供に來りし者を呼。今夜は爰に一宿すべし、皆歸るべしと下知す。城中にも番の侍共、皆休足させ、女童二三人酌にありし計にて、打とけ物語して、猶夜更て、御休候へとあれば、備中寢所に入らんとする處を、直家刀を取廻す體に見せて、拔打に備中を切る、切られながら、脇差を拔んとせしを、組伏て首を取り、式臺へ出、戶を開き門をも內より明て、直家の家來を呼ぶ。兼て謀し事なれば、城下に忍て、所々に隱れし、直家の侍かけ込切廻る。城中の家來は、思もよらぬ事、誰を敵ともしらざれば、十方に暮て迷ふを、こゝかしこにて切殺し、即時に城を乘取、相圖の烽火を立つ。宗景の福岡邊へ出し置たる者、是を見て則刻に島村が高取城へ使至て、早く沼城へ到り、直家に力を合すべきよしの、書狀を出しければ、貫阿彌かゝる謀の有らんとしらず、有合士七八人を連て、

沼城へ馳行見れば、城門もさし堅め、靜りてあれば、島村城内へ案内して、門を開かせ、本丸へ入る。直家は兼て謀置たる事なれば、貫阿彌を卽時に斬殺し、供の郞等も夫々に手當あれば、殘らず殺しけり。又跡より來る、島村が家來共は、道々に伏を置て討取。さて沼城には、直家の臣少々殘し置て、自身は直に高取城へ取かけ、攻けるに、城中の兵は悉く沼城へ馳行て、殘る者は下部共計なれば、手に立者もなく、立所に城を乘取、是も直家の臣を置て守らせける。是等の事委く天神山に注進あれば、宗景大に賞美ありて、沼城を直に直家に賜ひ、中山・島村が所領をも、過半與へられければ、やがて沼城へ移り、奈良部・乙子の城をば、家臣をして守らしむ。直家當城へ移り、領知も次第に增しければ、其勢ひ並ぶ者もなく、此後は、宗景の下知をも請ず、自のはからひにて、兵を出し、所々を取敷て、直家の臣を分て入置守らする砦ども多し。元龜元年の夏、岡山城の主、金光與五郞宗高を、當城に呼寄切腹させ、それより岡山城を造營し、天正元年秋、直家當城より岡山城へ移徙あり。

翌年春直家の弟、宇喜多春家、邑久郡砥石城より、當城へ移り居けるが、天正三年に又、高津郡金川村臥龍山の城へ移。跡は直家より、番兵を置しが、秀家卿岡山城再築の時に、當城を岡山へ引くともいふ。又一說、關原亂後、將軍家の命に依て、金吾秀秋こぼちて當城の天守は岡山城へ引、今の吳服櫓これなりといふ。又大手の門は、家臣稻葉內匠が門とす。今の伊木家の表門これなり。書院は、磨屋町藥師院の書院とし、臺所は、今土肥が臺所となる。

直家當城より岡山へ移るとあれども、一說に、永祿十一年、金川城主松田を討亡し、其跡へ直家移り、天正元年、金川城より、又岡山城へ移るとあり。馬場治郞四郞が自記にも、金川城へ移、それより、岡山城へ移るとあり。此說を得たりとせんか、後人これを正せ。

茶臼山城

浦間村の南にあり。

城主不知。

火鉢ヶ城

淺川村の南の山なり。

三河守觀阿彌居城。何人といふ事をしらず。

按ずるに。西大寺所藏の古簡に、延德四、七月二十五日、宇喜多藏人佐久家の寄進狀あり。又赤坂郡伊田村民家に、難波豐前といふ者へ、八郎久家よりの返書、豐前へ宇喜多三河守よりの、下知狀あり。かく三通共、宇喜多久家とあり。同人にて幼名を八郎といひ、藏人佐と變り、又三河守になりしならん。若此久家は、宇喜多能家の父にして、當城に居たるか。

王子鼻城 内ケ原村の東にあり。又百枝月村の内ともいふ。

河本某居城といひ傳ふ。百枝月村岩熊八幡宮の社司の說に、寬和（寬和の年號不審、寬正の書誤りならん。）二年、河本左近進武政、當所王子山に城をかまへ居城せしが、出陣の時、當社へ立願ありしに、其夜の夢想に、鐙を賜るとみへて夢覺めけり。夫より直に出陣し、勝利を得て歸陣の後、社領五十石を寄附せし。其領田今に鐙田といふてあり。

新庄山城 竹原村の乾。一に奈良部の城ともいふ。

新庄助之進といふ者居城。時代不詳。此助之助は誰に亡されしや。里民の說に、當城後ろの下裾に、敵火を放ちて燒伐にしたるゆへ、今にその放火せし處を、燒刎といふて、南方村に屬す。當城址に瓦又は燒たる米、或は炭等、今に地中に殘れりといふ。又當村に山下・門前・根岸等のあざなの地あり。根岸は新庄が老臣居たる處ゆへ、かくはいふなり。今に其處に居住の民は、根岸を號する者多しといふ。

後には、中山備中當城に居たりしが、天文のはじめ、沼の城へ移り、跡は宗景の命に依て、番兵來りしが、天文の末宇喜多直家、砥石城主浮田大和を打し功に依て、宗景より當城給はり居たりしが、沼村の城主中山備中を討し後、當城より龜山城へ移るといふ。その跡をば、直家の臣を守らせけるといふ。

二、兒島郡

常山城 用吉村の西山なり。當郡第一の高山なり。

上月肥前守隆德居城。先祖より代々居城と見えたり。林權現の社記に、明應の比、上野土佐守・上野肥前守、西兒島十七箇村を押領すとあり。是は文明の福岡合戰に、上野土佐・上野豐前・上野肥前といふ人あり。同人なるべし。又

上野上月唱へ同じければ、混じて書しものならん。一に三村上野高德と記せしもの多し。それは備中の三村家に屬せしゆへ、三村上野と書しならん。高德も隆高同じ唱へゆへ、後世尋誤りしなるべし。（當郡本見村民家に、上野肥前守隆德の感狀を所藏せるあり。左に記す。）

籠城相屆段、神妙川口五反可遣候。彌々忠儀肝要候也。

天正二、二月十四日　隆德（華押）（卷頭花押參照）

喜八殿

去二十八日高名之段、殊北村長二郎討捕之段、無比類候、二反遣候。彌々忠節肝要候也。

天正三、三月十三日　隆德（華押）（花押同斷）

木村喜八どの

此隆德は備中松山城主、三村修理亮元親の妹聟なり。松山落城、元親切腹三村家亡びし後、備中國中皆、小早川に降參しけるに、當城主隆德は、無二の三村方なれば、降參せずして、四方へ援兵を乞ける。されども、三村が一族多く亡びて、何を頼とて、是に與する者なければ、四國其外よりも、加勢する者一人もなし。是に依て、上月が家人肥前守を諫て、此城一つに、小早川の大軍を引請て、外よりの加勢もなく、後詰の頼もなくてはいかで、此城守り詰らるべき、一先四國へ退き給ひて、重て大軍を催し、軍して城を取返し給へと諫む。肥前守打聞て、いやとよ我多年毛利家對して恨あるゆへに、元親をもすゝめて、今度毛利家へ背き軍せしも、其張本我なるに、當春元親父子生害し、其外一族多く討死し、三村家討亡されたるに、吾何の面目ありて家を落、存命して人に面を向ふべきや、其上阿州へは實子を人質に遣し置たるに、援兵の一人もさし越さゞれば、たとひ行て頼たりとも、いかで其甲斐かあるべき、所詮當城を枕として討死の外、他事あるべからず。汝等命惜くば何方へも落行べし。少も恨みなしとあれば、家臣も兎角の答もなく、皆討死を極めて、籠（城）の手配をなしける。天正三年六月四日、小早川隆景備中より、直に兒島へ發向、案內者には、三村孫兵衞親成・同孫太郎親宣（イニ信親）父子先陣として、彥崎迫川に陣取て、同六日辰の刻、

大手の近邊に押寄て、攻かゝる。猶城中には靜りかへりて、人なきがごとし。若船に取乗四國へや落たりしと、先麓のもそろの人家に火をかけて、其勢ひに責入らんとする所を、城中には敵を近く引付て、討べきと、待かけし事なれば、今こそ防げと下知をなして、肥前守具足を固め、廣椽より飛び下り、白鐵炮を取て、透間なく討出す。嫡子源五郎高秀常は、弓を好みしが、是も鐵炮を打出す。隆德の弟小七郎高重は、弓を取て透間なく討出す。其外城兵爰を專と防ぎける。寄手間近く攻寄たれば、更にあだ矢はなくて、手負死人數しらず、大きに責あぐみて、攻口を退き控て、再びよせかねたる内に、六日の日も暮にけり。明る七日の曉城中最期の別れにや、女の聲もして、酒宴の音聞へける。夜も明れば、又城を攻む。城よりもきのふのごとく、弓・鐵砲を撞出し、今日は城戸口を開き、小七郎槍を取て眞先に進み、肥前守も源五郎も、其外城兵ども、滿丸になりて突て出、寄手の先手、浦兵部が備を突崩し、兵卒十五六人突倒して引取けるが。肥前が妻（三村家親娘、元親の妹なり。）年三十三歳なるが、寄手は兄の仇なれば、是を討ずして、やみ／＼と自害せんは、口惜き事なりとて、甲冑を着し、二尺九寸國平が作の太刀を帶し、長刀を提て打出んとす、召仕ける女是をとゞむれども聞入ず、ふり切て打て出ければ、其女共も續て打て出、土倉兵庫・池田新兵衞・近藤杢・横井定仙等八十三人眞先に進みて、浦兵部が備へ又切てかゝり、皆死を極めたる者なれば、而もふらず、竪横に切廻りければ、討るゝ者數をしらず。され共寄手は大勢なれば、城兵八十三人殘り少くなりにけり。肥前守妻は、兵部に目をかけ進み寄るを、浦が兵卒共に押阻て戰ふ所に、妻女聲をかけ、從兵も多く討れ、身にもかず／＼手負たれば、最早是迄なり、此太刀も入用なし、是は國平か作にて、三村重代のものなり、兵部殿へまいらすなり。後世弔て給はれと云終り、太刀をそこになげ出し、城中へ引入ける。兵部をはじめ、寄手の者ども、目を驚かし感ぜぬ者ばなかりけり。扨城戸をさして、皆能防げ、靜に自害するぞとて、妻女は内に入、刀をくはへ打伏になりて死す。肥前守の繼母五十七歳なるが、自害すれば、肥前守首打落す。嫡子源五郎高秀、十五歳なるが、父に向ひ、御跡に殘らば御心に懸るべしとて、續て切腹す。是も同く首を打落す。肥前守が妹十六歳なるが、母の刄に罥かれ死す。其外幼き子共をば、肥前守さし殺て、最早心に懸る事なしとて、肥前守隆德本城に有大石の上に上り

て、腹かき切れば、弟小十郎介錯して、其身も腹切て伏にけり。かゝりければ、城内の者ども、或は自害し、又は山傳ひに落失て、守る者なければ、寄手城中へ乗込で、城は落にけり。此城跡に、隆徳の切腹石といふ、今も殘れり。かくて隆景城を取繕ひ山本四郎左衛門・渡邊伊豆を城番として、歸陣あり。直家の加勢も岡山に歸りける。其後當城を毛利家より、直家へ渡されけるは、戸川平右衛門に當城を渡し、主たらしむと云ふ。

當山、(山の形角の如きに依て、角山ともいふ由。)高三百間、周廻四十二町、本丸を栂の尾といふ。二十二間に十七番(間)、二丸は十七間に八間、三丸十間に七間、西の方七曲輪、東北へ七曲輪、其外天神馬場、青木の丸・腹切石・大手の柱石・所々石築の跡、瓦の破れ等、今に存在す。

富川平右衛門秀安 後戸川と改む。は、初め平介といふ。父の備後國門田村に居て、門田を氏として浪人なり。平介出生後父は卒ぬ。一人の妹も有、母此二子を養育しけれ共、其所にも住がたき事起り、門田を出で、備中まで來り、母つくづくと思ひけるは、此平介を取立、人となさんと思ふに、娘をも育てば、叶がたかるべしと覺悟し、或池にこの二歳なる娘の袖に石を入て、其池に沈めり。扨平介を抱て、美作に姉のありけるもとへ尋行、其娘の夫をば、富川禪門某といふて、名を知られたる故、此禪門を頼みて、平介を預置、我身は備中へ來り、奉公を望みけるに、直家の弟忠家の、乳母にぞありつきける。さて平助(介)は禪門養ひけるに、その生立尋常の子にあらねば、我爲にも成べくと思ひ、禪門子分にして、富川平介と名乗らせ、養育せしに。其翌年作州の兵亂に、彼禪門害せられ、其姉も死す。其時此平介をば、歸依の僧の有けるに頼み置、已後備前へ送りくれと遺言す。それより彼僧備前へ連來り、平介を母に渡しける。其比直家・忠家・春家ともに、乙子城にありし時にて、平介を其母が部屋にて養ひ成人し、直に直家に奉公し、數度軍忠あり。其上才智兼たれば、次第に取立られて、大祿となり、宇喜多家第一の老臣とぞなりにけるが、當城へ移りし年より、病氣つきて、天正十年八月に、秀安家督を、子息戸川助七郎達安にゆづり、其身は當城下に隱居し、名を幽林と改め、慶長二年丁酉九月六日、此處に病死、當城の麓宇藤木村に葬れり。秀安は、天文七年の生れとあれば、直家に九の、年おとりなり、此年慶長二年死去、行年六十歳なり。

平右衛門の母は、上に記がごとく、直家に奉公しけるが、人に勝れ才發なる女ゆへ、直家の家内のまかなひ物の、出し入まで、獨して勤めける。其後直家がはからひにて、家臣岡惣兵衛が妻に遣しけるが、爰にても、此腹に男子を產せりといふ。其孫は戸川家に在りしと云ふ。扨此秀安の母は、孫の戸川肥後守逵安、備中庭瀨に有し時迄、長命にて、慶長八年九十二歲にて卒し、法名妙珠といひしとなり。

戸川助七郎逵安は、父秀安隱居し、家督を繼ぎ、祿二萬五千六百石、與力分二萬二千四百六十石五斗、鐵砲四十人八百石に（宇喜多士帳にあり。）秀家に仕へて、父のごとく老臣たりしが、天正十三年十二月、肥後守に任じ、國政をも執り、小田原陣に出陣、朝鮮征伐にも渡海し、度々功名ありしが、文祿の初より、岡山家中二に分れ騷しけれ共、秀家朝鮮征伐渡海ありければ、一先治りけるが、慶長三年秀家朝鮮より、歸朝ありし故、再び岡山の家中靜ならず。其いはれは、戸川肥後守國政を執行しに、去りし文祿三年、戸川が仕置を取上、長船越中守が子、紀伊守邪智あるものにてありしに、浮田太郎右衛門・中村二郎兵衛等も、仕置にかゝる、みな邪智ありし者なり。其上國中靜謐なるにしたがひて、秀家遊興に長じ、金銀の費おびたゞし。是によりて、播備作の領地を新に檢地を入、家中の領分をも過半取上、寺社領多く止められて、二十餘石を打出しける。其外苛政多かりければなり。右に付戸川肥後守・浮田左京亮・花房志摩守・岡越前守等、大阪へ登り秀家へ、中村が私曲を書記して、成敗すべしといへども、秀家其事を甚だ怒り、次郎兵衛も罪なきよしを言分しけれ共、四老かく言ければ、奧方に隱され、夜更て女乘物にて、加賀へ忍び落されぬ。秀家は肥後を惡て、大谷刑部が家へ呼寄せ仕手を云付切殺すべしとて、肥後守を呼ぶ、肥後守も何心なく、夜の五つ時大谷が家へ行ける。此事を或人聞付て、宇喜多左京亮に告ければ、左京亮は長刀提て、大谷が家へ馳行、戸川を引立連歸り、玉造りの屋敷に取籠る。其人々は、戸川肥後守・浮田左京亮・岡越前守・花房志摩守・同彌左衛門・戸川玄蕃・同又左衛門・角南隼人・楢村監物・中桐與兵衛、その勢二百五十四人、雜兵迄は夥し。玉造の表裏の門を堅めて、討手の勢を待かけ、みな〳〵髮を切つて討死と極む。大谷刑部・榊原式部大輔扱に入て、一先靜りけるが、明るい慶長五年正月に、神君の御下知にて、戸川肥後守父子、花房志摩守・中吉

與兵は、神君預り給ひて、戸川は常州へ蟄居、花房は増田右衛門尉預り、和州郡山に蟄居せり。浮田と岡・戸川玄蕃・角南・楢村等は、備前へ歸されし。慶長六年關ヶ原合戰の時、戸川肥後守・福島・黒田より先達て、木曾川を越、石田の士柏原某と、一番に槍を合せ、突伏せ力戰して功名せり。佐和山城攻にも能き働き有けり。宇喜多家亡びければ、神君の御下知にて、岡山城受取の役を、戸川肥後守・浮田左京亮・花房志摩守・花房助兵衛四人に命ぜられ、四人の者共當國へ、九月下旬に至り、岡山城の城代、浮田官兵衛・宍甘太郎兵衛・同太郎右衛門兄弟・富松多兵衛等に相對して、事故無く、岡山城を受取、浮田左京亮・花房志摩守城を守り、戸川・花房助兵衛は、備中國濱村に宿陣して、別條なく、岡山城受取候由、神君へ注進申上げる。さて肥後守は、神君に召出されて、備中庭瀨、二萬五千六百石賜はり、それより、將軍家へ仕へて、家を代々せり。

金吾中納言秀秋卿、備中國拜領ありて、慶長六年入國已後、當城にも家臣を置かれしならんか。されども其姓名知れず。興國公御入國已後、當城を下津井村へ引るゝなり。（下津井城の條下に委く記す、合せ見るべし。）

一說に。慶長六年、金吾中納言秀秋卿入國已後、秀秋卿當城を下津井村へ引と云。此說誤りなり。又關ヶ原［四字缺字］ともいへども、左にあらず。國中に常山城。金川城。虎倉城は殘されしなり。

戸川。藩翰譜。（私曰、秀秋の卒は、前書の實なり。今に墓あり、慶長七年とあり。此一條重書なれ共、考の爲に、是に記す。少々違あり、可考同。）

肥後守藤原逵安は、故肥後守秀安が男なり。秀安が父玄蕃亮定安は、生國は安藝のもの、備中國に住りすむ、其子秀安（はじめは、富川と名のりしを、秀安の時戸川と改めたり。初の名は平右衛門といふ。）いとけなくして、父におくれ母と共に、備前國に迷ひ來て、成人の後、宇喜多和泉守直家が家、いまだ微なりし時よりつかへ、直家が身を起すにしたがひ、秀安も手に屬する所の軍兵三千人、一方の大將とぞなされける。（二萬五千石を領すといふ。）秀安天正の初に卒し、肥後守逵安父につぎ、直家が子中納言秀家につかふ。これも父におとらぬ剛の者、宇喜多家の老臣三人の隨一なり。（戸川・長船・岡といふ。）明れば五年の秋、徳川殿奥の會津に、御發行ありし時、肥後守逵安御供にはせくはゝり、上方の軍又起りしかば、引返して、美濃・尾張の間に戰ふ。其勸賞として、所領の地を下し給ひ（一萬石。）大坂の戰にしたがひ、次第に御恩かうぶりて、備中都宇郡庭瀨の庄を

領す。卒する年月いまだしらず。その嫡子土佐守正安、家を繼二萬五千四百石。舍弟等に所領をわかつ。二男内藏助三千四百石、三男主膳三千石、四男主水千二百石といふ。正安寛文九年四月に卒す。其嫡子半八郎安信、世をはやうしにければ、二男玄蕃安定家を繼ぎ、舍弟に所領わかつ。釆之助千五百石といふ。此年十二月二十五日叙爵して、土佐守に任じ、延寶二年十二月二十八日に卒す。嫡子縫殿助家を繼ぎ、舍弟に所領わかつ、千石同き七年十一月三日、縫殿助わづかに九歳にして、死しぬれば家絶ぬ。舍弟土千代に五千石を給ひしなり。

肥後守下知狀を、吉井村民家に藏す。其花押左に記す。

文祿三年午の八月十三日　　富肥後守　達安　(花押)（卷頭花押參照）

麥飯山城　大崎村の西。

明石源三郎居城。西國太平記に、天正四年毛利家より、兒島郡麥飯山城を攻落し、城主明石源三郎を、庄兵部大輔勝資討取ければ、明石が家來勝資を討捕るとあり。

按ずるに、此事毛利記・直家記に見えず、其外此事を記せしものなし。そのうへ天正三年は、常山落城の年にて、毛利と宇喜多和平の時なれば、毛利家より、宇喜多持の城を、攻る事あるべからず。もし記し誤りならんか。

備前軍記にも、此事を記さず。前文のごとく記して、又明石源三郎を、後に飛彈といふ。則掃部が父なりと。宇喜多記にも見えたり。此飛彈何れの年死て、掃部家督せし事はしれざれども、飛彈が名は、秀家卿の代迄も見えたれば此時源三郎討死といふも、誤まれりとあり。

予考るに、又一の不審あり。一宮大森が家に傳ふる感書に、天正三年五月十五日、直家より、大森助七郎へ、辛川合戰の時の功を賞せし狀あり。もし毛利家との合戰にてはなくて、備中方との戰か。

又江氏隨筆に、明石源三郎子三郎左衞門、天正十三年十二月飛彈守に任ず。飛彈守子掃部とあり。

又平川金兵衞と云者の編る、備中國古城記を見るに、庄兵部大輔勝資、天正三年、備前兒島郡麥飯山城主、明石源三郎を討取。嫡男宮若丸に、今度父の戰死を感じ、毛利家より、知行宛行はれる。感狀有。天正四年二月二十三日と

あれども、翌年出されたかとあり。

此等を以て考れば、極て無しとも見えざれば、先愛に記し置、後人是を證せ。

天正三年毛利輝元卿、三家の人々を召て謂るゝは、浮田直家備前に在て、某に隨はず、東は播磨・因幡、西は備中・備後、某領知の內に在、是非大軍を以て、攻たをすべし。兒島は備中より近ければ、先攻取て繫の城とせんと云。各一同す中に、小早川隆景申さるゝは、宇喜多直家は、名高き弓取、容易に敗り難し、兒島を攻むるとも、直家後詰せんなれば、大事の合戰なり。直家が籌策を挫く者は、今當家には候はず。某年老て役には立まじけれども、元就卿に屬し奉て、軍の勝負は粗覺候。某に二萬騎を添られ、參て兒島をば取奉らん。備築ずるに、備中の國、庄。植木が黨、數度の軍に勇敢を顯し候。此者共出雲へ行、浪人の體と申なれば、本國へ被召返、兒島の先手をさせては如何と云。各尤とて、輝元より使を馳ければ、則本國へ歸りけり。同年小早川隆景、安國寺を大將として、備中・備後の守護を先魁とし、其勢二萬餘騎、兒島麥飯山の城を攻、城主は明石源三郎、宇喜多より加勢、三千騎を籠る。每日の鐵砲逼合有り。毛利勢は向城を本城の如く搆て、兵粮山の如く入置、敵の粮道を塞たり。庄兵部・同右京、堅きを摧き、強きを破て働き、植木秀次・同孫左衞門、津々加賀守・福井孫六左衞門、先手を承て、每度せり合あり。植木は深手を負て、備中へ歸る。城より明石源三郎を大將として斬て出、圓石を大山の上より轉倒するが如くに、かゝりけるに、隆景安國寺是を見て、麾を振て人數を縱たり。城方すでに敗北する時、庄の兵部つと走入て、明石源三郎を衝伏、首を捕て立揚る所を、源三郎が手の者、勝資を突伏たり。同家老田中源四郎を、植木孫左衞門鑓付、首を獲たり。其より城を乘取りけり。此時輝元卿より、所領折紙を出さる。宮若丸に二萬石、同右京進に五千石、下總守に五千石なり。又津々加賀守・福井孫六左衞門は一族といひ、家老なれば宮若丸より、各二千石づゝ遣す。宇喜多直家は夫より毛利家と和睦し、宇喜多家の老臣共の子供を三人、廣島へ人質に遣しけると見えたり。

二子山城　八濱村西。

宇喜多與太郎基家居城。基家は忠家の子にて、直家の甥なりしが、直家の子八郎幼少に付、與太郎を猶子としてあ

りしが、天正八年直家死去後、八郎は九歳なりければ、與太郎も岡山へ出で、國政を執り行ひしが、天正九年四月の比、秀吉より直家へ使ありて、毛利家征伐あるべし、これに依て、兒島を堅固に持堅め、備中をも追々取敷かるべき旨申來る。直家實は死去なれども、病中と稱し、相應の返答あり。藝州の忍びの者、此事を聞て歸り告ければ、毛利三家評定ありて、穗田伊豫守元清を大將として、蜂濱より西四十町計に陣取、麥飯山を築て砦として、先達て兒島を取敷治めんと謀ける。此よし常山より、岡山へ注進しければ、與太郎を大將として、富川・岡を初とし、其外諸大將渡海して、八濱に陣を取り、兩陣より足輕共出て、迫合ありけるに、八月二十二日一に二十四日の朝、岡山勢より麥飯城の邊に行て、馬の草刈りけるを、敵少々出て、其草刈を追ふ。味方の若者五六輩馳行て、草刈を助く。敵より又十人計出て渡り合、味方に是を見て、又二十人計馳出、夫より双方大勢になりて、大崎村の柳畑といふ海邊にて戰ふ今もその處に、白骨、刀劍類ほり出す事ありといふ。一日、宮ノ森と云ふ所とあり。毛利勢の村上八郎右衛門三百計にて、船に取乘り、磯邊によつて横を入んと控たり。古志清左衛門・楢崎十兵衛・有地美作守も、鑓を取て味方の勢に突てかゝる。味方甚だ難儀の體なれば、大將與太郎馬を馳て、行て見れば、追々に出たる者共、毛利勢に喰留られて、引取かぬるを、自身再拜を振て、味方を引取らんと、馬を乘廻して下知しける所に、何くより擣たる鐵砲にや、流玉來りて與太郎の內兜に中り、則馬より落て即死なり。一說、胸板に中るといふ。此玉は味方より擣たるともいふ。大將打死と見て、敵喚てかゝる。與太郎の乳母の子河本與五兵衛といふ者、敵を切はらひ、基家に抱つきて討死す。中村惣介父子も、爰に打死しけり。大將討死なれば、味方惣敗軍になりて引退く。此時馬場重助殿たり、されども敵なを慕ひ來りければ、馬場・岸本・小森・粟井・宍甘・國富・能勢等の者共、もり返して、追くる敵を喰留ける處へ、敗軍せし諸手とゝかしこより馳集り、返て追來る敵を防ぎければ、敵も又逃散けるを、味方追討にして、敵をもあまた討取て、双方已に陣へぞ引たりける。與太郎をば、八濱と大崎との境なる處へ葬り、與五兵衛をも、同所に葬りし、今其墓二つ共存せり。與太郎此時着せし具足は、邑久郡大賀島寺に所藏せり。宇喜多士帳に、熊山城主河本對馬が子源十郎も、八濱にて討死とあり。

小丸山城　波知村。

佐々木三郎盛綱居城といひ傳ふ。未詳。

按ずるに、盛綱當郡を領せし事は、諸書に見ゆれば、盛綱が子孫當郡に住しければ、其子孫の內の者、居城せしならん。當郡中に飽浦加地を稱する者多し、皆佐々木の餘胤なり。

いか塚山城　其石村。

城主不知。

南谷城　郡村。

城主不知。

高山城　同村。又飽浦ともいふ。

飽浦三郎左衞門尉信胤居城といふ。委くは人物部に記す。

又出羽カ將彈正新成といふ者も、當城に居たりといふ。未詳。

一書に曰、飽浦が子孫連續して當城に、居城せしが、後には宇喜多家へ仕へて、美作と云て、四千石を領し、關ケ原合戰以後は行方知らずとあり。

天文十一年の冬、飽浦某加地某の兩家、不和にて、兒島にて合戰に及び、終に加地戰負て舟に乘、京都に走り、飽浦獨其跡を治めありしが、後宇喜多に仕とあり。江原武鑑には、飽浦打負上京して、佐々木義實を賴みて、近江國へ行しとあり。此書僞書なり、此說非なり。」又浦上宗景、天神山落城後、飽浦美濃といふ者を賴み、兒島へ來りしともいふ。

貝から山城　阿津村の西に有。

はなづら山城　同村。

岡御崎城　同村。

高島遠江守居城。細川家の麾下なり。本郡高島の春日大明神の御輿に、高島遠江守見えたり。寄進せしならん。また三好家にも從ふといふ。小串城主高島和泉守等と、同姓と見えたり。

古城山　小串村北東の海端。

高畠和泉守居城。此和泉守が先祖は、信濃國の住人にて、小笠原氏なりし由。應永二年阿波國へ來り、三好家に仕へて、領知高畠といふ所に居住せしに依て、其在名を稱して、高畠と申せし由。其後當國兒島郡へ來り居ても、三好家へ仕へしが、和泉守代に、小串村の山を見立、城を築き、三好修理大夫の麾下となりし由、城築は、元龜三年なり。和泉守死後、子市正といふ者纔で居城せしが、天正十七年當城落城の節、庶弟と共に、方々へ離散すといふ。落城の子細不知。一說に、當城主は、小串次郎左衞門尉秀行なり。子息五郎兵衞尉秀信纔で主なり。其後高畠氏主たるといふ。

古城山　上山坂村西。

高畠右近居城といひ傳ふ。和泉守が次男なり。小串村落城の節、右近も當城を落て、備中國都宇郡宮崎村の城主に、由緒有之に付、宮崎村へ移りし由、此時は公方義昭公の幕下といふ。其後右近死し其子亦兵衞、慶長の末に、再び小串へ歸り住して、子孫本藩の臣となり、今にいたる。

古城山　胸上村。

高畠源兵衞居城といふ。これも和泉が同姓なり。

按ずるに、四城主の高畠皆、同姓ならん。此内右近が子亦兵衞は、小串村に居住せしを、正保四年三月、亦兵衞開發して、田地高八十石餘を、不殘亦兵衞へ烈公より賜り、東照宮御祭禮の、御太刀持と成れしが、其後岡山へ出府し、自分は平士となり、今に至て家を世々せり。太刀持は、同姓の高畠氏これを勤め、小串村に居住せり。此兩家に、先祖和泉へ眞覺よりの狀を、所藏せり。文安元七月二十日の狀一通、淸之進所藏。康正二九月五日の狀、與一右衞門所藏せり。古簡部に合せ見るべし。

又高畠惣七郎といふもの、貞享の比書し物を見るに、先祖高畠和泉は、備中都宇郡宮崎村に住居せし由。其子太郎大夫は浪人にて、其後剃髮して元友と改め、慶長九年興國公、備前に御在國の節、被召出六人扶持を賜はり、牛窓御茶屋に罷有、忠繼公・忠雄公・備前御入國の節迄、二十一年御奉公仕、寬永元年十月二十六日病死。其子高畠彥兵

衛、父元友跡目をそのまゝ命ぜられ、半窓に其儘居たりしが、寛永九年烈公御入國の節、御茶屋において、初て御目見申上、同十年御朱印繼、舟の御用仰せ付られ、都合三十七年相勤、萬治三年八月七日病死すとあり。其後寛文七年十月二十五日、彦兵衛子高畠惣七郎、本藩へ召出されしより、子孫世々奉仕して、今に至る。

するか山城　田井村。

梶原三郎居城と語傳ふ。代々爰に居て、いつ比破城といふ事しれず。

按ずるに、梶原平三景時、當國に來り住し事、源平盛衰記。東鑑に見えたり。依て子孫此處に殘りて、梶原氏名乘るものか。

源平盛衰記曰。六月十七日平氏の軍兵等、船に乘り、攝津國福原の故郷に襲來る由。梶原平三景時、備前國より飛脚を以て申上たりければ、都のさわぎ不斜と云々。

東鑑曰。壽永三年二月十八日丁丑被レ遣ニ御於京都一洛陽警固以下事所レ被レ仰也、又播磨美作備前備中備後已下五箇國、景時實平等遣ニ專使ニ可レ令ニ守護一之由。

太平記二十二。義助豫州へ下向之條下に。去程に西國の通路開ぬとて、脇屋刑部•卿義助は、暦應三年四月一日、勅命を蒙り、四國西國の大將を奉て下向中略三百餘艘の船を揃へ、備前の兒島へ送り奉る、此には佐々木薩摩守信胤•梶原三郎、自去年宮方に成て、島の內には、交る人もなし、されば大船數多揃へて、四月二十三日、伊豫國今治の浦に送り着奉るとあり。

古城　同村平地なり。一に、佐々木何某居城共云ふ。みのふ山ともいふ。

城主不知、今は田地となれり。

按ずるに、此城跡といふ所に殿の前•鶴籠屋敷•手廻り屋敷などいふあざ名の田地あり。するが山の城主の山下にして、家臣の居宅の跡ならん。

古城山　山田村の北。

三宅源左衛門尉信虎一本、行虎と云。居城。同掃部、天正十一年に居城といふ。

砂山城　　波知村の前。

佐々木盛綱の堡といひ傳ふ。

圓山城　　沼村の南。

明田日向守居城といふ。

玉村城

城主不詳。

地藏山城　日比。　此山、向日比と利生と論あり。故に城をも日比とも、利生ともいふ。

四宮隱岐守行清居城。元龜二年讃岐國香西駿河入道宗心をかたらひ、通生村の本太の城を攻落して、其功を以て、毛利家へ降參し、其威をかりて、兒島郡を取敷べしとせしが、戰ひ利なくして宗心討死、行清もやう〳〵歸城すと見えたり。其後此所にて病死すといふ。此山に行清の墓あり。行清一本宗雪とあり、宗雪は法名か。

古城山二つ。　廣岡。

同　　瀧。

以上三城主不詳。

下津井城　　下津井村の後ろの山なり。

慶長九年常山城を引て築く。又一說に慶長六年に、金吾秀秋卿此處へ移すとあれ共、古き書付の中には、慶長十一年丙午、備前兒島郡下津井に城を築かる。御家老池田河內其役をつとむ、然るに此年、江戶御城修築の台命ありければ、備前より、丁役はいふに及ばず、御家の御家老も、關東に下りて、其役をつとむ。河內は此城の普請奉行たれば、江戶には參らず、備前にある。此城功終りければ、河內に城付一萬石の地加へ、都合三萬二千石給ひ、此城を守りける。翌十二年、駿府の御城普請の時は、河內も其役に出しが、六月よりわづらひ、備前に歸りける途中、勢州庄野にて死去せり。二十日の事なり。河內の嫡男新吉、年はづかに二歲なれば、本領二萬石賜ひて、播州佐用に移る。

そのゝち、加藤嘉明のもとに移り住み、年經て龍野に歸る。同十四年、池田出羽に所領一萬石加へられ、都合三萬二千石になつて、こゝに移り守る。今とし七月二十三日、興國公此城に至り給へば、出羽御もてなし申す。先天主に登り給ふ。こゝにて御熨斗を奉り、御雜煮を出し、荒尾遠江披露にて、御刀並に鞍置の馬奉る。さて天主より下り給ふ時、出羽が家隷六兵衛姓氏缺く彼の献上の馬栗毛を庭上に牽立て、興國公の御覽に備ふ。石黒甚右衛門出て、此馬を請取る。かくて饗膳七五三を献るとあり。下略す。慶長十八年、忠雄公御移封の後、老臣をして、此城に置れしとあれども、姓名いまだ詳ならず。元和元年大阪落城後、將軍家の命に依て、破城すといふ。

松島城　下津井村の内海中の小島なり。

民家の說に、昔松島庄大夫と云者、居城といふ。

釜島城　同斷。

伊豫掾純友居城。此處にて度々合戰ありしと、前太平記に見えたれど、前太平記證とする書にあらざれども、世人能く知る處なれば、その大略を爰に記す。

純友は、山陽・西海・南海三道の海賊を集め、其身其張本として、伊豫國日振島の沖にて、往來の官物、其外家々の財寶數を盡し、これを奪ひければ、京都より武藏少輔紀淑人、伊豫守に任じて、同國へ下向し、度々合戰ありて、純友行方知れずなりしが、天慶三年純友再び備前へ來り、當島にて、數十人を集め、近國を横行せしかば、同三年春に至り、追討使として、左衛門佐藤原倫實を備前へ差向られ、度々合戰ありて、終に官軍打勝、三月二十九日に、純友が黨釜島を逃れ出けるといふ。

がん田城　田之口村。一本に向山城とあり。

難波若狭守居城。

神水山城　味野村。一に曲隊山城と書たり。

城主不知。

古城山　柳田村。

城主不知。

本太城

鹽生村西の山。

能勢修理法名壽三居城。元龜二年本郡日比村の城主、四宮隱岐守より、讃岐國香西駿河入道宗心をかたらひ、今此通生の本太の城を攻落し、其功を以て、毛利家へ降參し、其威をかりて、兒島郡を引取べしと申合て、同二月香西宗心讃州より渡海す。是に從ふ者どもは、羽床伊豆守・瀧宮豐後守・同彌十郎・福家七郎・新名五郎・香川民部・小早川三郎左衞門・新居大隅守久利三郎四郎・飯田右衞門・同備中・筑城淸左衞門・宮脇兵庫・同彈正・楠川太郎左衞門・居石五郎兵衞・香西郎等には、香西備前・植松備後・唐人彈正・片山志摩・秋山太郎左衞門・松浦淸左衞門・山地孫左衞門・藤井太郎左衞門・木津右近等、馬上四百五十騎、雜兵三千餘人、日比・澁川・下津井三箇所へ押渡り、三方に手分して、島中に打出る。宗心は下津井に着船して、本太の城へおし向ふ。城中よりも、吉田右衞門尉三百餘人を率して、稗田村に打て出で相戰ふ。香西が兵の內を百計分て、敵の打出し後の山へ廻して、合戰なかばに、後より切かゝりて、吉田が三百人を中に取こめ、戰ひければ、城へ引にも引れず、爰を最後と戰ひけるが、吉田右衞門、香西加藤兵衞と、馬上より引組落重り、加藤兵衞下になりける所を、郎等馳來り、右衞門を討取ける。其外城兵多く討れて、討もらされたる者少々、本太へ入にける。香西宗心、此勝軍に競ひ、直に城へ付入にせんと、猶兵をすゝめ、城近く攻寄しが、雨降り出て、日も暮に及びて、東西暗くなる。又此本太城は三方海岸にして、巖石數十丈、東の方計山の尾につゞきたる所をも、掘きり櫓を搆へたれば、容易に攻入べきやうもなし。其上雨しきりに降出、俄に霧下りて、前後をしらず、寄手引取かねてたゞよふ所を、城中の兵は、案內は能知りたれば、討て出で、宗心が旗本へ突てかゝる。前後の備には之を知らず、旗本の兵も戰ふ術を失ひて、皆戰死すれば、宗心は床机に居ながら敵をうけて、太刀も拔ずして、大將なるぞ、よく討とて、討れにけり。大將討死なれば、惣軍亂れて、右往左往に崩立て、下津井さして、やう／＼引取ける。城兵も逃るを追けれども、人數少なければ、輕く追討して引取ける。讃州勢船元へ至れども夜には入、雨はふる、足もとも分がたく、十方を失ひ、やうやく船に取乘歸りける。香西宗心が首をば實

檢して、首桶に入、本太より讃州へ送り遣しける。此合戰の時、俄に雨降り霧下りけるは、兒島林の權現の、五流山伏顯德院、其下の山伏を大勢つれて、本太の城中へ入りて、檀をかまへ、怨敵降伏の法を行ひ、肝膽を碎き祈ける、其しるしなりとぞ。其所にいひあへり。此追討の時、宮崎の海へ追込て、大勢を討取るといふ。其後此所にて、其節の武具・馬具等を、此海にて里民拾ひしといふ。城主修理が墓當村に在り。其子修理は宇喜多家へ仕へ、度々武功ありし。蜂濱合戰の時、退口七本槍の一人なり。次男は岡山城主金光與次郎なりといふ。

鼻高山城　串田村。

元龜三年毛利家より、これを築きて上野 上野は、上月の誤りならん。 源次郎兼次を置て、守らしむといふ。後沖左衞門尉兼忠これを守る。天正十七年落城といふ。 天正十七年、兒島合戰の事なし、誤りならん。

一說に常山城主上月隆德の弟、上月右衞門佐居城せしが、常山落城後、毛利家より番兵を置といふ。上に記せし、沖左衞門尉兼忠は、毛利家の番兵の長なりしか、又天正十七年は書誤りにてもあらんか、天正の初毛利家宇喜多家、和平になりける時、常山城と同時に、毛利家より直家に渡せしか。此城誠に當時の砦なれば、破城せしを、落城と語り傳へしたらんか。

山の高さ三町、上の廣さ十五間に十間、本丸の間數今に殘れり。

古城山　廣江村北にあり。

城主不詳。

木見戸山城　木見村の東にあり。

水澤和泉守居城。常山城主上月肥前守隆德の麾下なりしといふ。 當村に水澤和泉守の墓今に在り。

山の高さ三町計、上の廣み、二十間四方、丸數跡三箇所なり。

一說に、備後守高德も、當城に居たるといふ。未詳。

古城山　尾原村の南にあり。

鳶野野某といふもの、居城といひ傳ふ。

黒山城　浦田村の北にあり。

鹽津左衞門尉といふもの、居城といふ。

鬼の味城　迫間村の乾にあり。

城主不知。

まし奥山城　片岡村西にあり。

三村孫太郎行清居城といふ。行清は、三村孫太郎親宣と同人ならん。親宣後行清と改めしか。

按ずるに、三村孫太郎親宣は、備中松山城主、三村修理亮元親の家老、三村孫兵衞親成が子なり。孫兵衞父子主人元親に叛て、毛利家に内通し、成羽城に楯籠、□□（二字欠字）松山攻る時、毛利家の案内者となり、松山落城後、毛利家本郡常山城主、上月隆德を攻亡す時、孫太郎も從ひ兒島へ渡り、上月方の城々押の爲に、當所に砦を築きて、孫太郎居たりしか、常山落城後にも、そのまゝ當城に居たりしを、程經て常山城當城ともに、毛利家より、宇喜多家へ渡せし時、孫太郎は當城明けて、歸りしものならんか。孫太郎此後いかゞなりしや、此孫太郎に二人の子あり、角助・齊院といふ。角助は上方にて、意趣打をして、備中に隱れ居たりしが、後には備後へ行て隱れ住み、身を終るといふ。二男齊院は、松平宮内少輔忠繼卿に、召出され臣下となり、名を孫右衞門と、改めしといふ。

一、在所不知

兒島城

源平盛衰記曰。備國兒島城は、去し冬、土肥次郎實平、鹽干に渡瀨を求て、暗夜五十餘騎を率して責寄て、鬨を發しければ、平氏の軍兵、不計ける程なれば、防戰に不及して、舟に爭乘て逃げるを、或は膚或は頭を切ければ、其後は備中・備前の輩悉、官軍に相從ける處に、此春又平氏、五百餘艘の兵船を調て、夜半に彼城に寄て、合戰しける程に、實平軍敗て息男遠平疵を蒙り、家人多く被討捕けり。船軍の事、西國の賊徒は、自在を得たり。東國の官兵は一歩を失て、實平毎度に被敗けり。

下妻城

源平系圖の內に、六條判官爲義十一男、淡路守義久、壽永三年、備前國下妻の城にて、討死とあり。

古城

太平記卷三十。備前軍條下に曰、康安二年六月三日に、山名伊豆守時氏、五千餘騎にて、伯耆より、美作の院の庄へ打越て、國々へ勢を差分つ。先一方へは子息佐右衛門佐師義を大將にて、二千餘騎備中へ發向す。一勢は備前の仁の堀に陣を取て、敵を待に、其國の守護の勢、松田・河村・福林寺・浦上七郎兵衛行景等、皆無勢なれば、出合ては叶はじとや思ひけん。又讃岐より、細川右馬頭賴之、近日兒島へ押渡と、聞ゆるをや相待けん。皆城に楯籠て、未曾戰とあり。

按ずるに、松田は金川城の主、河村・福林寺は定て、福林寺なはて、笹ケ瀨まりなどにてあらんか、浦上は天神山城が、何も慥なる事なきまゝに、爰に記し置、後人之を證せ。

四、附

備陽記曰。備前國・備中國の內、御領分古城跡、予悉遂見分處、天守など有之城地は、一箇所もなし。大形、堺目の城、又は取手、搔揚城、陣城等なり。其內御野郡當山の城、津高郡河內の城、虎倉の城、金川玉松の城、赤坂郡周匝の城、磐梨郡保木の城、和氣郡天神山の城、戶田松の城、邑久郡砥石の城、上道郡龍の口城、沼の城、兒島郡常山の城、下津井の城、本太の城、窪屋郡幸山の城、下道郡荒平の城などは、城主も慥に知れ、今に矢倉等の跡、石垣の殘、尙存して見えたり。

吉備溫故秘錄　卷之三十九（城趾下）終

吉備温故秘錄

（人物）

吉備温故秘錄 卷之四十

人物一目錄

大澤惟貞輯錄

石生彦三郎。　澤原源藏左衛門。　可眞鄉惣官賴隆。　小野田宗右衛門。

石生別公諸上。

五、和氣郡……………………………………………………………………（一九）

和氣清麿。　和氣朝臣眞綱。　和氣朝臣仲世。　備前平四郎。

宮崎刑部。　明石宗訥。　澤木藤右衛門。　和氣彌次郎季經。

粃（頭）田與次右衛門。　大田原備前守晴清。　明石右近。　秦大兄。

片倉小十郎。　竹内九兵衛。　日笠半介。

吉備温故秘錄卷之四十（人物）目錄終

吉備溫故秘錄　巻之四十

大澤惟貞輯錄

人物一

一、御野郡

笠朝臣金村　笠井村の人といふ。

姓氏錄曰、笠朝臣孝靈天皇皇子稚武彦命之後也。應神天皇巡二幸吉備國一登二加佐米山一之時飄風吹放二御笠一天皇怪レ之鴨別命言神祇欲レ奉二天皇一故其状爾天皇欲レ知二其眞僞一令レ獵二其山一所レ得甚多天皇大悦賜二多賀佐笠臣一笠朝臣同祖稚武彦命鴨別命之後也。

是を日本記にかんごふるに、此國へ巡幸ましませしは、應仁二十二年九月の事にて、御支別の付鴨別に波區藝縣を給ふ。是笠臣の祖なりといふ。(波區藝縣不詳)。此金村の歌を萬葉集に四十二首を出せり。この國の往古より今にいたり、第一の歌人なるべし。此集に鹽津山にて作歌あり。

ますら男の弓すゑふりおこし射つる矢を後見ん人は語つづかね

是は越前鹽津山にて、此次に角鹿の歌もあり。此歌にて思へば、武名もある精兵なりし人と見へたり。

三代實錄、陽成天皇元慶三年十月二十二日、印南野臣宗雄男三人女一人妹一人賜二笠朝臣一其先出レ自二吉備武彦命一也宗(雄)自言吉備武彦命第二男友別命十一世孫人上、天平神護元年取二居地之名一賜二印南野臣姓一第三男鴨別神是笠朝臣之祖也兄弟之後宜二同姓一也。

多田入道賴貞（イ二定に作る）濱野村に住す。異本太平記に、源了入道とあり。　同太郎判官賴仲　賴貞の男なり。

高木十郎政迹・松山九郎安里二人共に多田入道の兵。此入道は建武の亂に、天皇の御味方に參り、吉野に移らせ給

ふ後も、始終志を變ぜず。後に、赤松則祐當國守護と成て、將軍家に降らんことを、賴貞にすゝむといへども、是に志たがはずして、康永（興國カ）二年八月十二日終に此所にて腹切て死す。法名道讃と云。其子太郎賴仲、父入道生害の時十三歲なりしが、入道遺言しけるは、死後若武家に降ことありとも、稱を改て多田の家名を愼ことあるまじといひける故、稱を能勢と改めて民家に降り仕ける。其末葉皆能勢といふ。夫より代を經て永祿の頃、能勢修理大夫賴吉又能勢修理能勢又五郎といふて、宇喜多直家に仕へて武名ありし者など、皆此入道の末葉といふ。又五郎は兒島郡波知濱にて、天正十年に鎗を合せ高名あり。

太平記二十卷、八幡炎上條下に、城中の官軍多田入道が手の者に、高木十郎・松山九郎とて、名を知られたる兵二人あり。高木は其心剛にして力足らず。松山は力世に勝れて心臆病なり。二人ともに同關を堅めて有けるに、一の關を敵に攻破られて、二の關になを支てぞ居たりける。敵已に逆木を引破て、關を切て落さんとしけれども、例の松山が辯なれば、手足慄戰て戰んともせざりけり。高木十郎是を見て、眼を嗔し腰の刀に手を懸て云けるは、敵四方を圍みて、一人も餘さじと攻戰ふ合戰なり。こゝを破られては、宗徒の大將達乃至我々に至るまでも、落て殘る者やあるべき、されば爰を先途と戰ふべき處なるを、御邊以の外に臆して見へ給ふこそ、淺間しけれ。平生百人二百人の力ありと自稱せられしは、何の爲の力ぞや、所詮御邊爰にて手を摧きたる合戰をし給はずば、我敵人の手に懸らんよりは、御邊と差違へて死べしと怒て、誠に思ひ切りたる體にぞ見へたりける。松山其色を見て、覿面の勝負敵よりも猶怖しくや思ひけん。暫らくしづまりたまへ、公私の大事此時なれば、我命惜むべきにあらず。いで一戰して敵に見せんと云まゝに、わなゝく／＼走り立て、傍に在りける大石の、五六人して持あぐる程なるを、輕々と引提て、敵の群て立たる其中へ、十四五程大山の崩るゝが如くに投たりける。寄手數萬の兵共、此大石に打れて、將棊倒をするが如く、一同に谷底へころび落ければ、已が大刀長刀につき貫れて命を隕し、疵を蒙るもの幾千萬といふ數をしらず。今夜既に攻落されぬと見へつる八幡の城、思ひの外にこらへてこそ、松山が力は、只高木が身にありけりと、笑はぬ人もなかりけり。評。夫松山が大力と高木が勇と才と三つを一つに合したればなり。この功の輕重を論ずるに、只、水と舟とのごとし、又松山勝れて臆病にはあらざるものなり。臆病のものは左様のときは魂消て、半死のごとくになるものなり。

松山ふるひ〳〵も戰てけりとなり。

金間山城

金間山城北方村に住す、大永の頃の人、と備陽國史に在、小原大丈軒明禪寺合戰辨疑に金間久次郎語り候は、三十四五年以前に富山宗味と云、八十四五歲の老人我等に、其方先祖の事知たるやと問けるに、不分と答たれば、我其方が先祖金間彥右衞門の物語を聞たり。御野郡北方村を領として、金萬左京進と云人あり。備中勢、明禪寺の後詰に來たる時、石川左衞門尉久智と云大將に加りて、父子どもいでたりしが、明禪寺の城早く落城、後詰の軍勢も敗軍にて金萬左京進も瓶井の、東澤田の西にて父子共に打死なり。此外に子もなし、左京進甥彥右衞門跡を繼、されば彥右衞門は左京進の子分なり。其久次郎ため左京進は曾祖父なりと、語たる由。

是を以考れば、此左京進は山城が子孫と見へたり。右子孫北方村に居住せしが、次第貧窮(に)して、居宅等も小家し、安永の初に屋敷跡をほりしに、古錢を數百貫掘出せり。其内大觀通寶など多く有之、公儀へ指出し、代りに銀を給ふ。其錢、御郡會所新開方へ納りし由。予目のあたり見し事なり。故に爰に記す。

宇喜多士帳に、金萬彌助百六十石、金萬新右衞門五十石、金萬又次郎百石、金萬源右衞門・金萬與作三十石づゝと有。定て皆同姓と見へたれば、至て古き國士と見へたるなり。

近藤因幡　同因幡　同丹後

西河原村に宅地の跡あり。三代居住といふ。近邊數村を領し、松田家の麾下なりしが、後には備中へ屬すと見へたり。子孫は森家の家臣近藤善左衞門なりといふ。此因幡、明禪寺合戰の日は、備中へも不附、宇喜多へも不從して、見合せて居けるが、備中勢の崩るゝを見て突て出、落武者大勢討取ぬ。此時近藤が知る人向より來り、言葉をかけて助てたべといふ。因幡心得たるとて、同道して家に歸けるに、因幡が長刀持門前にて、彼男、後より長刀にて切殺しぬ。因幡卒爾なりといふ。かようの臆病者は助ても益なしと云。又或時、金川城主松田左近將監因幡を呼び、反逆の企有る由をせめられ、既に害に及んとせし時、彼長刀を持庭へ上り、密に因幡を呼出し、同道して歸る、此時松田より射

手を申付て、野々口村の道際に待かけて、討もらさゞらん爲に備しむ。此射手兩人、近藤が通る所を射けれ共不中ければ、其儘其家へ押入て射手を一人因幡切殺す。一人をば彼長刀持切殺す。此時歸りて彼長刀持を、歩行の者に取立ると云。明禪寺合戰後直家に從ふともいふ。

別所小三郎吉治

上伊福村の內、別所より出るといふ。赤松家の一族なり。吉治已來播州三木の城に五代居城、五代目を小三郎長治といふて、東播磨八郡の主なり。正親町院天正八年正月十七日、於播州三木城一族悉く太閤秀吉公に責亡さるゝといふ。三木城の手前に法界寺といふ。別所に菩提寺ありて、別所一族の靈牌在り。

美野權助佐重　三野村住人。

太平記に、主上隱岐國より還幸成て、船上に御座と聞へしが、國々の兵共馳參る事引も不切、備前等は中略美濃介馳參ると在。其後尊氏方に屬すと見て、延元元年三石に在ると見ゆ。高德熊山に義兵をあげし條下に、爰に備前國の一字(時)の在廳に、美濃權介佐重と云けるもの可引方なくして、已に腹を切らんとしけるが、屹と思ひ返す事有て、脫たる鎧を取て着、捨たる馬に打乘て、向ふ敵の中を推分けて、播磨の方へぞ通りける。舟坂より打入る大勢ども、是は何者ぞと尋ければ、是は搦手の案內者仕つる者にて候が、合戰の樣を委しく新田殿へ申入候なり、と答へければ、打入る數萬の勢共目出度候と感じて、道を開てぞ通しける。佐重惣大將の侍所長濱が前に跪て、備前國の住人に、美濃權介佐重、三石城より降人に參て候と申ければ、惣大將より神妙に候と被仰て、則着到にぞ取着ける。佐重若干の人を出拔て、其日の命を助りける。是も暫時の智なりと云々。扨其後は官軍に從ひたると見へて、(太平記十四)建武二年節度使下向に從ひ、宗徒の侍とあり。

原次郎高村

原村の人なり。太平記に、高德熊山に義兵を擧げし時、同栖籠りし人なり。

又當郡金山寺所藏せる、長亭三年の古簡中連判に、原新兵衛政家・同六郎左衛門朝秀・同孫三郎基家・同孫九郎則茲・同藤兵衛行秀・同三郎兵衛秀家・同平右衛門持家・同七郎左衛門長家等あり。高村の子孫にて、當國に居住せしものならん。今にも當村に原を稱するもの數家あり。

須々木備中守高行

太平記二十六四條繩手合戰の條下、將軍方にて小旗一撥（揆カ）の中に有り。

須々木三郎左衛門

備中守が一族か、太平記三十二神內合戰の條下、將軍方に、備前の國の住人須々木三郎左衛門、父子兄弟六人入替て戰けるが、つゞく味方なければ、是も一所にて討れけりとあり。

按るに、はるか後須々木豐前、其子四兵衛といふ父子、本郡三野村の城主にて、松田方なりしが、後は宇喜多家へ仕ふ。若此人の先祖ならんか、是に依てこゝにしるすものなり。

當郡金山寺に所藏せる古簡の中、長亭三年の連判中に、須々木備中行景・須々木四郎太郎盛行・須々木新四郎信行等あり。皆備中守高行の子孫ならんか、今も原村に須々木と號する者多し。皆此須々木の末葉といふ。

二、津高郡

報恩大師

本州津高郡波賀村（今は芳賀と云）の產なり（銘金山の寺記に見ゆ。）銘金山觀音寺の開山なり。天平勝寶年中備前一州に四十八精舍を建。

元亨釋書曰、釋報恩十五歲離レ家三十入ニ吉野山一、持ニ觀世音咒一四五載間早得ニ靈感一天平勝寶四年上不豫、勅レ恩加持、帝疾乃愈時恩爲ニ沙彌一賜ニ名報恩一、辭反ニ本山一勤修益甚云々。延曆十四年六月寂。

本朝高僧傳曰、釋報恩備前津高縣人、天性好ニ梵行一、十五離レ家三十入ニ吉野山一、持ニ大悲咒一歷ニ四五載一已得ニ靈感一、

天平勝寶四年、孝謙帝不豫敕レ恩加持帝疾卽愈、時恩爲ニ少沙彌一有レ敕削染賜以ニ今名一、固辭回レ山益勤ニ持念一、桓武帝在ニ長岡宮一久惱ニ沈疾一、國醫拱レ手帝誓曰、佛法威力若痊ニ沈疾一、朕勤護レ法、若無ニ威力一佛法於レ家何益聽者寒心恩應レ詔入レ宮閉レ目持ニ根本咒一五十遍、宮中震動大悲菩薩現ニ形殿上一、帝病立痊、感嘆無量因問曰、法師蘊ニ何行業一神驗如レ此、對曰、某久居ニ深山一專誦ニ神咒一、又無ニ佗業一矣。帝起作レ禮給ニ賞甚厚一、不レ幾潛回レ山、帝遣下內臣舁ニ鳳輦一追送上於路一、恩辭不レ乘、天平寶字四年三月、恩刱ニ精藍於和州子島一安ニ大悲聖像一、高一丈八尺脇ニ侍四天王像一極有ニ靈應一號ニ子島寺一、帝賜ニ封戶一又詔ニ親族一賜ニ官祿一、延曆十四年六月某日化去。

同贊曰、至誠感レ神矧佛法耶鈔咒無レ感哉、只要ニ修者誠精純密一苟誠精純密則一咒而足矣。若謂レ不レ然恩公屢以ニ大悲一咒一致レ感ニ飛龍一焉。

田使首良男　住所未レ詳、され共當郡とあるに依て爰に記す。

三代實錄曰、光孝天皇仁和元年九月十日、備前國津高郡人、正七位上田使首良男、附ニ山城國愛宕郡一。

大守薩摩守貞政

備前・備中兩國の吉備津宮の大祝にして、當國一の宮村に居住し、先祖より代々世に知られし人なり。

元亨釋書に、建仁寺の開山榮西は、吉備津宮の人なり。其先は賀陽氏薩州刺史貞政が曾孫なりとあり。

元亨釋書曰、藤井久任者備中州吉備津宮神官也。平居事レ祭初業ニ漁釣一、寬治四年二月剃髮法名戒寂、專念ニ彌陀一謝ニ絕妻子一、而不レ忌ニ酒胾一、八月往ニ大祝賀陽貞政一謂曰、我欲レ啗レ鮮故來也。貞政盛ニ具腥羶一寂食已曰、我近燒レ身謝レ君無レ日政爲戲也。乃於ニ撫(河カ)阿郷棠津崗一積ニ薪於地上一、至レ期妻子親族盡來集、寂以ニ家貲一分ニ付妻子一曰、汝等早歸ニ故居一又莫ニ悲戀一日午時、白ニ衆僧一曰、爲レ我修レ懺々了入ニ薪中一、自放レ火煙裏念佛聲不レ亂、年六十餘、後三日貞政聞レ之曰、我繫ニ祭法忌喪事一而追慕尤甚不レ顧、祀式遂往ニ薪所一哽咽曰、北邙之煙纔殘遺レ燼西方之月願承ニ餘光一慟哭而歸。

大守藤內左衛門

吉備津宮の社司なり。源頼朝公富士の裾野の狩の時、曾我兄弟父の仇祐經を討し時、其座に居合殺されし人。

東鑑曰、建久四年癸丑五月二十八日、癸巳子剋故伊東次郎祐親法師孫子曾我十郎祐成・同五郎時宗、致二推參于富士野神(裾カ)野一、御旅館殺二戮工藤左衛門尉祐經一、又有二備前國住人吉備津宮王藤內者一依三與二于平氏家人瀨尾太郎兼保一爲二囚人一被二召置一之處、屬二祐經一訴申無レ誤之由之間去二十日返給二本領一歸レ國而猶爲レ報二祐經志一自二途中一更還來勸二盃酒於祐經一合宿談話之處同被レ誅也。

千光國師

一宮の社司大守の子なり。名は榮西銘金山觀音寺中興なり。入宋して傳密法歸朝す。今金山の灌頂は、則此法にて葉上流をいふ。金山住の時は葉上僧正と云。又入宋して傳禪來る。始博多の崇福寺を建つ。又京師建仁寺の開山なり千光國師と稱す。

元亨釋書曰、釋榮西號二明巷一備之中州(中之字疑前之字誤)吉備津宮人。其先賀陽氏薩州刺史貞政曾孫也。母田氏懷孕八月而誕。母無二困惱一永治元年(崇德院)四月二十日明星出時也。隣人曰傳聞、不レ滿レ期而有レ產者不レ利二其父母一焉。母聞レ之不レ乳三日兒不レ呱(なか)。有二沙門陽嚴一往二來賀家一以レ事告二其父一、父大嗔曰、兒已死乎。對曰、猶活也。嚴誡二婦家一鞠育、甫レ此始瀞浴。八歲從レ父讀二倶舍頌一、聰敏邁二群兒一、十一師二事郡之安養寺靜心一心者嘗於二三井寺一與二西父一同レ業以レ故就レ焉。十四落髮登二叡山戒壇一、十七心亡遺言曰、汝尙幼故不レ授二密法一、我歿汝其役二法兒千命一乎云々。十九赴二上都一從二叡山有辨一學二台教一、應保二年天下疫。西思二恃一怙罹レ災歸二本邦一省觀云々。仁安三年夏四月、乘二商舶一泛二瀛海一着二宋國明州界一、乃孝宗乾道四年也。五月發二四明一趣二丹丘一、適與二本國重源一遇、相伴登二台嶺一秋九月共レ源歸機云々。建保三年夏示二微疾一六月晦布薩次告レ衆曰、孟秋單五吾之終也、都下喧傳至二宸扆一到レ期上遣二中使一問候。西對二官使一曰、已近而姿儀壯健。諸弟子傍聽潛怕晡時坐レ椅安祥而逝。中使未レ還レ官於レ塗聞二路人譁稱一見二瑞虹于寺一上實七月五日也。年七十五。

東鑑、正治元年正月十三日、頼朝公薨じたまひけるによりて、同月二十六日保養として不動尊一體をつくる。導師葉上房律師榮西とあり。

本朝通紀曰、元久二年春三月、畿內大風、洛中流言。榮西新唱二禪宗一其徒衣服異レ製、大風恐依レ西者乎、巷謳甚喧、達二天聽一帝驚命二有司一欲レ使三西出二都勅使至述二勅詔一。西曰、風天地之氣。非二人之所一レ作也。其神曰二飛廉一、豈西之能乎不レ因二於西一者明矣。若亦有二人能作一レ風者一其人最靈也。不レ爲レ凡矣。明主不三漫加二放逐一官使還奏二西言一帝感二其言一免レ之。

師鍊之曰、西知-見廣-大三閲二大藏一以二法道之寄一爲二己任一。故顯密之敎多レ所二補弼一至二於禪門一雖三班々見二于前一皆乏二始厥一今學者推レ西爲二始祖一。嘗曰、我沒五十年禪宗大興二於世一文應弘長以降爾于彗日隆于五福皆如二西之言一、世平著二-述興禪護國論三卷一代經論惣釋日本佛法中興願文二一不門論三部經開題等、各一卷一密部甚多不二盡記一焉。

釋良祐

本朝高僧傳曰、釋良祐號二安-覺一名色定卽建仁榮西禪師之弟也。甫七歳歸二釋氏一習二業良印學頭一、剛-記捷-穎種-智夙發。讀レ書五行並下、操レ觚千言立成。未レ盈二冠歲一博涉精通誦二法華四功德之文一始志二金書藏寫之願一奔二-走四方一紙墨化レ人一-時緇-白貲-助者多、孳々力書造-次不レ歇雖二行程間一心具二筆-硯一筑之吉-源觀-音香-推箱-崎豐之彥-山淡之武島等地遊-歷蹈-遍。踰レ海在レ宋餘二十寒燠一暗二記一藏一不レ舍二寸陰一還止二筑前田島一住二香正寺一祈二素-願之速成一日詣二孔大寺神一胸帶二經巻一行步揮レ筆承-元初年終レ功一筆凡經律論該計其部六百三十八、其卷二千七百四十五箕其帙二百五十八也。大-宮-司宗像氏國與レ祐雅-好捨レ財建レ堂庋二神祠側一祐自彫レ像守二-護眞-典一鎭-西奔-瞻香華稽禮焉、以二某年仲春一祐告レ徒曰、望日吾行矣。至レ期持二念-珠一安　坐念-佛諸-徒圍繞。及二日亭午一瑞雲覆レ院音-樂聞レ天、祐曰、時至矣。又-手當レ胸辭レ衆而逝顏容如レ生葬二於高天陵一歲七十三臘若干夏矣。

贊曰、宋羅大經鶴林玉露載二祐公之事一云、余少年時於二鍾陵一邂二-逅日本一-僧名安-覺自言、離二其國一已十年欲下盡

記二一部藏經一乃歸上念誦甚苦不レ舍二晝夜一毎レ有二遺忘一則叩二頭佛前一祈二佛陰相一是時已記二藏經一半一矣。嗚呼無邊南洲佛涅槃後或有下記二一二經一自書中三五部上全文一藏語記語書者我未レ聞レ之、古今一人而已矣。吾國東陬之初浴處瀛海滉瀁之氣象人鐘二其神秀一而斯環奇偉詭產焉。以爲二扶桑萬世之盛美一也。

難波太郎俊定　同次郎經遠　同三郎經房

兄弟三人ともに平淸盛に仕へて、名を知られたる侍なり。松殿を狼籍せしも妹尾・難波なり。盛衰記卷五大納言引張たりける。備前國住人難波次郎經遠、備中國住人妹尾兼康とあり。公卿補任に、新大納言治承元年六月二日、備前國へ配流、同七月十三日難波に薨ずとあり。又盛衰記に、大納言の子成經鬼界島より歸京の時、其配所墓守を尋られし時の詞に曰、當國の内ひたの如意尻と申所に、難波太郎俊定と申者が古屋に移らせ給ひて侍りしを、早昔語に成せたまひにきとあり。同卷三十六に、一谷城構條下に、備前には難波次郎經遠・同三郎經房とあり。此外所々に難波が事跡なれども、爰に不記。新大納言を預りし事、は墓の部に委し。

妹尾太郎兼康

備中の國の產なれ共、當郡豐岡上村に宅地のあとゝいふ所あり。故に爰に記す。

田邊九郎

尾原村に宅地の跡あり。

海野豐前守

文明の頃の人なり。下畑村に住せし由、海野宅地跡といふ所有り。子二人へゆづり狀在りて、當村の民家に所藏せり。箇條は略す。文明三年正月吉日海野四郎左衞門殿・同五郎兵衞殿參る。海野豐前守とあり。

海野因幡守

日應寺村に宅地跡有。

河原四郎左衛門

上加茂村に宅地跡あり。伊賀左衛門が老臣なりといふ。

伊賀左衛門　河原五郎兵衛　河原源左衛門

元兼村に別業の跡といふ處あり。此三人兄弟なる由。按に提棚の砦にて討死せし源左衛門ならん。

河原六郎右衛門

上田東村に別業の跡といふ處有、伊賀左衛門が老臣なり。

橋本五郎左衛門

山崎村に宅地跡といふところ有、松田が家臣に橋本何某といふ者有、此五郎左衛門も松田臣ならん。

堀田勘左衛門正利

堀田の(ほ)加茂の人なり。稻葉内匠頭に仕へ、五百石を領せり。此勘左衛門内匠頭妾腹の娘を遣す。腹違なれ共春日局の聟分なれば、將軍家の御家人となり、四百石を賜り御書院番に入られ、水野隼人忠臣の組にて、大坂の役に高名ありし故に、三百石の地を加へられて、七百石を領す。其子堀田加賀守正盛、段々御取立にて、十五萬の地を領し、其子筑前守正利は御大老職迄に至る。案るに、備前の諺に、形の野なる事を、堀田加茂が出しといふ。加茂に堀田と云所なし。細田といふ村あり、堀田を細田と唱へ違しや

片山與一兵衛

永祿十二年、備中齋田城を毛利家より攻るによりて、宇喜多直家後攻の時、與一兵衛一番に槍を合、敵兵長井越前守を討取高名あり。其時伊賀左衛門尉より感狀出す。如レ左。

今度佐井田城藝州衆被レ詰候處、爲二後巻備作罷出及二一戰一、長井越前守伺替一番鑓突、即越前守頭打取候事、無二比類一候。爲二褒美一馬鞍鐙長光刀遣申候。仍感狀如レ件。

九月十六日　　久隆　判

片山與一兵衛殿へ

金川落城の時、左衛門方より忍に城内へ、與一兵衛を入しと見へて、其時の感狀あり。左のごとし。

今度金川松田方城忍取、片山八郎左衛門渡合致ニ組打ニ即頭打取候事無ニ比類一候。爲ニ褒美ニ自ニ直家ニはぢかたの内吉田村被レ遣候。郎請取人を入可レ申候。仍て感狀如レ件。

八月十一日　　久隆判

片山與一兵衛殿へ

右與一兵衛子孫津高郡平岡村に在りて、今に此感狀所持。

伊賀掃部助高光

太平記三十八に云、讚岐には細川相模守清氏と細川右馬頭賴之數月戰けるが、清氏遂に討れて、四國無事故閑りにけり。中略其軍の樣を傳聞に、右馬守賴之は山陽道の蜂起を靜んとて、備中國に居たりけるが中略、備中備前兩國の勢千餘騎を卒し、讚岐國へ押渡り中略、七月二十四日貞和元年相模守の城白峯の麓に押寄る中略。相模守はいつも己が武勇の人に超たるを賴て中略、寄手の旗の手を見ると均しく、この木戸を開かせ中略、一騎懸出給へば、相順ふ兵三千餘騎中略、數千騎が中へ破て入中略、寄手千餘騎の兵共、相模守一騎に懸分られて中略馬人共に辟易せり中略。爰に備中國の住人陶山三郎と備前國の住人伊賀掃部助と、二騎田の中なる細道をしづ／＼と引けるを、相模守追付て切んと、諸鐙を合せて責られける處に、陶山が中間そばなる溝にをり立て、相模守の乘給へる鬼鹿毛といふ馬の草脇をぞ突たりける。この馬さしもの駿足なりけれ共、時の運にや引れけん。一足も更に動かずすくみて立たりける。相模守が近付て、敵の馬を奪んと、手負たる體にて馬手に下り立、太刀を倒に突て立れたりけるを、眞壁孫四郎馳寄て、一太刀打て當倒んとするところに、相模守走寄て眞壁を馬より引落し、ねぢ頭にやする。人飛礫にや打つと思案したる樣にて、中に差上てぞ立れたる。伊賀掃部介高光は、懸合する敵二騎切て落し、鐙に餘る血を笠符にて押戰ひ、何くにか相模殿のおはす

らんと、東西に目を賦る。處に眞壁孫四郎を中に年提、其馬に乘らんとする敵あり穴[一字欠]し凡夫とは不見。是は如何樣相模殿にてぞおはすらん。是こそ願ふ處の幸よとおもひければ、伊賀掃部助㕝を直違に馬を眞闕に馳懸て、むずと組て引かつぐ。相模守眞壁をば右の手にかひ䑺て投棄、掃部助を射向の袖の下に押へて、頭を搔んと上帶延て後に回れる腰の刀を引廻されける所に、掃部助心早き者なりければ、組と均しく拔とりける刀にて、相模守の鎧の草摺をはねあげ樣に三刀さす。刺れて弱れば刎返して頭をぞ取たりける。さしもの猛將勇士なりしか共、運盡て討るゝを知人更に無りしかば、續て助る兵もなし。森次郎左衛門と鈴木孫七郎行長と討死しける外は、一所にて打死する御方もなし。其身は深田の泥の上にまみれて、頸は敵の鋒にありと云々。

此伊賀掃部助の子孫、代々當國津高郡に居住せりと見へて、後世同郡數箇所伊賀氏の城趾あり。是を以て考れば、此掃部助も城主にてありしか、追て可レ尋。

又同し條下に、相模守は鞍の前輪に引付て、ねぢ頸にせられける。野木備前次郎・柿原孫四郎二人が首を、太刀の鋒に貫きて差擧ると云々。

是も備前國の住人とはなけれども、備前次郎とあれば、若當國の一人ならんか。

大全一雅禪師

延寶傳燈錄曰、淡州安國大全一雅禪師、備州金河人。依ニ星山道子加之安國一、剃髮稟レ戒參ニ大道于慧峰一。淡州大守源氏春細川氏訪ニ大道一、道指レ師曰、佗日吾法所レ寄也。氏春以ニ淡豐財院一延レ師、夢出應南海洲日峯東主ニ慧山一之日師歷ニ掌藏局記室分座之任一、大將軍義滿源公鈞命出ニ世淡之安國一略中。應永二年九月二十六日、因レ病書レ偈曰、來恁麼去恁麼、著レ眼看是什麼擲レ筆而化。壽五十五臘四十三闍維塔ニ于本寺一。

孝子太郎左衛門

横井村の民なり。太郎左衛門兄弟共に平生父母に事ること賤しき民の風にならはず。禮儀ありて言正しく行ひ敬めり。父も又禮ありて、父子の交り正しく相和しけり。かの太郎左衛門兄弟の父母に禮有て、又、恭しきを見て、近里

の者はらひ草となしける山、父母まかりし後、母の實姉妹に年六旬に及べる寡婦のたよりなくて有りけるを、太郎左衞門あはれみて、我かたへまねき、家のほとりに小屋掛などして飯を分て養ひ、誠に母子のごとし。又弟病にふして農事のつとめに堪ざれば、その妻子ともにかくまへ、懇切にいたはりけり。もとより、太郎左衞門家極て貧しかりけるに、かくまめやか成心行大に感じあへり。郡吏是を聞終に烈公へ達し、賜ありて其家を安らはせり。事跡詳かに本朝孝子傳にみへたり。京都儒藤井懶齋の賛曰、

賛之觀レ色以爲レ赤宜乎、里人視彼啞々在レ家必敬在レ田必敬、胥臣若レ過盍レ顧二是行一。

三、赤坂郡

沼田左衞門大夫。同左京進

沼田村畑の中に兩人宅地の跡といふ所あり。石井原千光寺棟札に、建立願主左京進とあり。

沼田與一郎

福岡城に籠る人衆の中。

沼田越中入道

赤松方にて福岡の小鴨大和寺を討んと、難波十郎兵衞と一所に謀し者なり。

小原源次兵衞

福田村西の山に、宅地跡といふ所あり。

羽床伊賀守

仁堀東村妙法寺の記にみへたり。仁堀西村古城主羽床大和守が一族ならん。

難波掃部介弟難波十郎兵衞行豐

備前國住人難破次郎經遠が末なり。其子孫民家に下りて代々伊田村に居住し、今小十郎と云。

寛正三年赤松政則備前へ入國の刻、福岡の城に在の山名方の小鴨大和守を討んとて、十郎兵衛が兄掃部介大和守が家來にて福岡に在しを、幸に大和守を引出させ、福岡より磐梨郡を經て作州へ行を、掃部介一族かたらひて、途中にて小鴨を討つ。郎等十餘人討取けり。小鴨は覺有士なれば、度々返し合せて戰ひ難なく美作へ落行けり。さて福岡の城は落て赤松家の有となりしかば、夫より難波も赤松に屬しける。十郎兵衛より赤松政則え、軍忠狀其外感狀等、今に小十郎方に所持す。代々數通なる故名達たるを、爰に其文を記す。

一見候畢



此判は、赤松政宗也。

軍忠狀

難波十郎兵衛行豐　謹言上

一、長祿年中御出頭、最前企參洛、翌年春宇野上野入道、備前新田庄被二差下一の時、屬二彼手一馳下、同六月十九日於二三石一合戰、行豐討仕二山名相模守一被二官軍大將一足立彥右衛門尉頭討捕訖、依二其軍利一庄內悉入二御手一歟。御感狀井上野證狀等、去々年備二御覽一畢、忠儀不レ可レ有二其隱事一。

一、就二斯波義敏、與義廉家督相論の儀、洛中暫不穩の時、最前企二參洛、於二本願寺一日夜勤二御番一、翌年五月二十六日山名右衛門督入道御退治の始終、於二一條大宮合戰一抽二粉骨一御感狀拜領の事。

一、同六月八日、於二一條佛心寺前合戰一幷二十五日於二武衞構一は、抽二粉骨一候事。

一、同年五月播摩國雖レ入二御手一、備前事二於福岡一、小鴨大和守構二用害一、依下國中相二踏御退治一急度雖上レ叶の間、行豐於二京都一浦上美作守相談、愚兄掃部助幷同名等、可レ致二計略一の由申下の處、小鴨一族被レ官等爲二山名修理大夫調談一、美作國打越の時、掃部助幷同名於二路次一懸合、宗者十餘人討二取之一、依二其科一國中御被官衆同心指寄小鴨館追散之刻、鹿田肯依二軍功一落居由申、掠二守護職一競望の處、愚兄掃部助・沼田越中入道國合戰次第可レ被二注進一の條、

以二其狀一浦上美作守依二申披一細川京兆被二退治一彼等競望畢、忠儀非二一事一。

一、於二三條殿燒跡一細川京兆御勢與二大内勢一合戰の時、行豊合レ力粉骨の條可レ有二御感一の、由京兆以二使者一被二申入一事。

一、有馬總州御退治の時、抽二粉骨一御感の御書頂戴の事。

一、於二醍醐山崎西御陣一、抽二粉骨一御感の御書頂戴の事。

一、應仁四年正月二十四日、於二美作國鷲淵山一合戰の時、愚兄九郎右衞門尉・同掃部助・同名三人、悴者四人、其外仲間等以上十餘人、令二討死一、御感御書雖レ令二頂戴一、其子于レ今無二御恩一事。

一、行豊於二備州一、雖レ令二小所津領浦上美作守散合一、及二兩度最小所一の儀無二其隱一歟、剩不レ應二所務一の時直在レ之堪忍事□(實カ)訖、預二御恩賞一者彌可レ專二忠儀(義)一、先以軍忠の儀下給御判爲レ備、子孫の龜鑑粗言上如レ件。

文明十三年四月七日

進上御奉行所

難波豐若といふあり宇喜多三河守久家より書狀

就二御知行分一の儀、委細承候。於二此儀一者何の仁訴詔被レ申候共、於二我々一不レ可レ存二別儀一候。其子細者祖父因幡守殿へ依二大忠一、松泉院殿樣御書并御一見狀御頂戴不レ申、殊御親父御討死の上は旁以不レ可レ有二相違一候。爲二御意取一事分申候。恐々謹言。

四月二十七日

久家



難波豊若殿御返報

難波彌四郎へ浦上村國より書狀

從二最前一被三相屆二高嶺一至二當城一候、勘忍忠節神妙候、達二本意一候者、恩賞の事存分可レ申二沙汰一候。恐々謹言。

十月十三日　村國



難波彌四郎殿

難波與右衛門備中齋田後攻の時出張、疵を蒙りたれ共、能働有と見へて、宇喜多直家よりの狀、其外、見舞の狀數あり。爰には直家よりの一通を記す。

先度於佐井田面被レ疵候由、御心遣候故候。早御平癒候か、無ニ心許一候。時分柄無ニ油斷一養生簡要候、爲レ其一筆令ニ啓上一候。恐々謹言。

九月二十三日　宇泉直家



難波與右衛門殿御宿所

難波助右衛門は秀家へ仕候て、關ケ原後も志を盡して、方々艱難したる人なりしが、後は備前へ立歸り長壽しけり。夫より子孫代々當村に居住と見へたり。助右衛門へ秀家よりの狀、同内室よりの狀などあり。甚だ以あはれなる事どもなり。事永き故に爰に不記。

葛木時末　案るに、當郡上地山滿樂寺の寺記に、當所の領主葛城左京之進、壽永年中再造とあり。此時末と同人が上仁保村の城主なり。

壽永の頃の人なり。葛木鄉の人と見へたり。

葛木次郎左衛門

時末の末孫と見へたり。斗有村に住せるか、當村に此次郎左衛門の子孫へ忠捷書あり。茲に記。



按るに、尊氏將軍の華押なり。

備前國鳥取庄内開發葛木時末於ニ子孫一捉の事

合

一、山口方。あふひ谷より北たに口、大河より一町計入て、山のいよりのぼりになみうきは一町、大鹿の南たど口までは仁保なり。一町計より空、河面は皆山口なり。かのたど口より上の、なみうちぎは一町北たど口迄、河上是又一町より空河面皆山口、此たど口よりおくへ四五町の間に、谷より、東南のひらに二道が畑三町より、此内にふるの栗林少々有。是は河上此外皆山口たり。なか尾大尾鹿すみのたは伊太堺まで山口、此たど口より上は、河面計は矢原堺まで河上、但大蘭村大進乾境所畠林仁保なり。又妙見西のいに光眞三反餘有。河上なり平岡輕部堺沼。南からうすの北小さこはか山定てかうち山峯すみかまのたは限山口なり。又、大川より西中牧とかし山の峯限山口なり。河上は爲庶子讓、山口・仁保内別習なり。

一、仁保方。あふひ谷小さこの上にすみがまの南はか山の峯限、南鍋谷の道より北たうけの尾と、八幡峯道を限東は、苅田山輕部堺限。

一、中村鍋。谷道より南に、大谷有山高月堺千かたは尾を限、上牧・下牧の峯、原は河より西のなみうちぎはを限、東は神田山可眞堺限。

右任先祖時末壽永二年二月十日、掟の旨至子々孫々可領知如件。

貞治三年二月三日　　葛木次郎左衛門

沙彌雲了

植木是水

本州赤坂郡周匝邑有二一翁一、氏植木名是水弱水深ニ志于江州中江氏之學一以ニ克己一爲レ本至レ今未ニ嘗一日改一レ操故德成ニ於内一名及ニ于外一三都人士有レ志ニ此學一者莫レ不レ信ニ服其爲一レ人也。不レ追レ往不レ迎レ來富貴貧賤以至ニ飲食起居一不ニ一動ニ其心一淡然無レ所レ好所レ謂素ニ其位一而行不レ願ニ于其外一者也。今年春手ニ書孝字一募レ勤分ニ與書生一事聞ニ邦君一邦君使レ書ニ其蔵一與ニ名裝潢以藏一レ焉、陰命ニ侍者一賜レ金歴ニ數月一而命ニ知郡一代郡賞ニ其修身謹行之志一、乃召ニ翁於郡廳郡會一、賜ニ白銀若干一翁拜ニ其賜一唯謹於レ是郡謂人之常情喜ニ發于外一言詞過レ實翁則異レ是中心喜悦言與レ實符、其餘實

行皆此類也。如レ此之輩眞可レ謂ニ有レ德者一也。時翁齡八十有七、是年實延享二年冬也。

東備儒士　和田正邵識

植木是水翁は、もと備前國赤阪郡周匝村の產なり。長となれるの後、美作國津山に住けり。二十餘の頃より藤樹先生の學に志し、森家の士松本・箕作の二士（松本久左衛門高敎 箕作平太兵衛義辨）に從ひ、又大阪京都に遊學し、木村宗友翁（大坂の人松本・箕作等の師）に親炙し、日に就月に將んで終に其宗を得たり。其學の至る所後生の窺ふ處にあらず。況や短筆に述がたし。四方この學に志ある人信服せざるはなし。後、周匝村に歸りて、姪孫理右衛門といへる人に寓居せしが、齡八十七延享乙丑の春、手づから孝の字をかきて摸勒して諸生に與ふ。其意おぼへらく無には高算の祝ひとて、米の字をかきて人に與ふる事有けれども、我は今にいたりて、いとゞ孝德の尊き事を戴き學をするの要、こゝに約まれりと思ひ侍れば、親しき人に與へて、其學を成就せしめんと希ふとなり。此事はからざるに邦君の御聞に達し、彼孝字に、名と年とをかきて奉れとの、仰せありければ、二枚かきて奉られしに、八月十一日辱くも、ひそかに近習の士に仰せて、金若干をあたへ給ふ。孝の字は裱褙して藏めたまひ、一枚は世子にまいらせんとの仰せ有となん。閏十二月十八日かさねて、郡吏に仰せて銀若干をあたへ、其學志實行を賞し給ふ。其親戚及び從遊の輩、誰れか感戴して興起せざらんや。理右衛門予にいふやう、此事我家の面目永鑑たり。下し賜ふ御目錄を裱褙して、子孫に傳へたく思へば、其始末をしるせよとなり。予翁の敎育を蒙ぶる事、年久しければいなむべきにもあらず。其あらましをしるして、和田儒士のあらはせる傳のあとに附るものならし。

萬波俊休誌

四、磐梨郡

石生彥三郎（當郡といふ事不知、其石生村有に依て爰に記。）

太平記に見へたり。主上隱岐國より還幸在りて、船上山に御座有し時、馳參り又其後尊氏方に屬して、延元元年には三石へ籠りしが、高德能山にて義兵をあげし時は、此山の案内者に成りて、高德を攻しなり。（委は高德の傳にしるす。）

澤原源藏左衞門

澤原村に宅地の跡あり。明石掃部に仕ふ。大坂落城後、掃部が行末知れざるによりて、神君より澤藏左衞門を生捕て、掃部が行末を尋させられしに、しらずといふ。色々責なやめて問けれども、終にいはず。されども其忠義を感じ、免さるゝといふ。後に豐前小倉へ行て、祿仕すともいふ。子孫は今に澤原村の民家にありしといふ。

可眞郷惣官賴隆

木曾義仲可眞郷にいたり、賴隆に道しるべせしめて、妹尾太郎兼康を討し事、源平盛衰記に見へたり。

小野田宗右衞門

天文年中の人といふ。小野田八幡宮の社記に見へたり。

石生別公諸上

續日本後紀曰、仁明天皇承和三年九月丁卯朔丙申、備前國人外從八位上石生別公諸上等改ニ本居一貫ニ附右京八條三坊一。

五、和氣郡

和氣清麿

南谷村に屋敷跡といふ所あり。

姓氏錄曰、和氣朝臣垂仁天皇皇子鐸石別命之後也。中略。光仁天皇寳龜五年改賜ニ和氣朝臣姓一也。

日本後紀曰、桓武天皇延暦十八年二月乙未正三位民部卿造宮大夫和氣朝臣淸麿薨。本姓磐梨別公後改ニ藤野一淸麻呂、與ニ姉廣虫一仕ニ高野天皇一並蒙ニ愛信一、天皇落餝廣虫隨出レ家法レ名法均、此時僧道鏡得ニ幸於天皇一出入警驆號ニ法王一、景雲三年七月太宰主神阿蘇麻呂媚ニ事道鏡一矯ニ八幡神託一言令ニ道鏡卽ニ帝位一天下太平、道鏡聞レ之情喜、天皇召ニ淸麻呂於床下一曰、夢有レ人來稱ニ八幡神使一云、爲奏ニ事情一下ニ尼法均一、朕答曰、法均軟弱難レ堪ニ遠路一其代遣ニ淸麻

呂、汝宜早參聽神之教道鏡復喚清麻呂誘以大臣之位、先是路眞人豐長語清麻呂云、道鏡若登天位吾以何面目可爲其臣、吾與二三子共爲今日之伯夷耳、清麻呂深然其言往詣神宮神託宣云々、清麻呂祈曰、今大神所教是國家之大事也。託宣難信願現神異、卽神忽然現形其長三丈許也。如滿月清麻呂情魂失度不能仰見、於是神託宣。我國家君臣分定而道鏡悖逆無道輒望神器、是以神靈震怒不聽其祈。汝歸如吾言奏之、天之日嗣如續皇緒汝勿懼道鏡之怒、清麻呂歸來奏如神教、天皇不忍誅爲因幡員外介改姓名爲別部穢麻呂、流大隅國、尼法均爲別部狹虫流備後國。道鏡又追將殺清麻呂於道、雷雨晦暝未卽行、俄而勅使來僅得免于死。參議藤原百川愍其忠烈、割備後國封鄕二十戶送充於配所。寶龜元年聖帝登祚有勅入京賜和氣朝臣復本位、姉廣虫又掌吐納叙從四位下云々。清麻呂練於庶務尤明古事撰民部省例二十卷于今傳焉、本中宮教撰和氣譜奏之帝甚善之云々。大學南邊以私宅置弘文院。

本朝通紀曰、按道鏡誘迷帝意極驕擅朝政、以降雖王公大臣悉憚其旨恐其權勢基眞之憑籍鏡之權威人皆畏避如貴虎況於道鏡乎其勢可見也。然清麻呂爲天下忘其身不敢曲一言直報奏神詫忠朝廷可謂眞使朝政不紊天位全存置天下於泰山之安者因清麻呂之忠志者也。恨天皇之早不覺其忠使忠良置遠州耶。

正五位下行河內守　和氣朝臣眞綱

從五位下彈正少弼　和氣朝臣仲世

二人とも淸麿の男なり。日本後紀に見へたり。紀事に委し。

續日本後紀曰、仁明帝承和十三年九月己亥朔乙丑、參議從五位上和氣朝臣眞綱卒也。故民部卿從三位清麻呂之第五子也。眞綱稟性敦厚忠孝兼資執事之中未嘗邪枉少遊大學頗讀史傳、弱冠補文章生、延曆二十二年始預宮班任內舍人、大同四年遷治部中務丞弘仁六年叙從五位下。爾來三代經歷內外官總是三十餘員左右大中少辨左右中少將凡厥清要之地莫不涉踐、爾乃爵止於從四位官登於半章事加以道心有素佛乘是歸。天台眞言兩宗建立者眞綱乃其兄但馬守廣瀨兩人之力也。又爲左近衞次將時割留俸分兼添私物買得攝津國良田納之厨案

有ニ簞醪投レ河之義一士卒補疲于レ今賴レ之情切レ助レ公於レ焉可レ見但禍福紀レ纏倚伏難レ量至ニ當年春夏際法隆寺僧善愷告少納言從五位下登美直久直名所レ犯之罪ニ官欲ミ任レ理聽ニ其訴訟一而同僚中有下援ニ引直名一者上翻以下傍官誣爲レ許ニ容違法ニ之訴上先令ミ明法博士等斷ニ詐容之罪一博士等有レ所ニ畏避一不ニ會正言一其星畢星所レ好各異公罪私罪其論不レ同於レ是眞綱自謂、塵起之路行人掩レ行枉刑之場孤直何益、不レ如去レ職早入ニ冥々一閉門ニ山門一無レ病而卒。時年六十四。

文德實錄曰、仁壽二年三月丙辰散位從四位下和氣朝臣仲世卒、仲世者民部卿正三位清麻呂第六子也。天性至孝年十九爲ニ文章生一大同元年爲ニ大學大允一奉公忠謹毎レ至ニ寢臥一首向ニ宮闕一弘仁六年遷ニ式部大丞一十年授ニ從五位下一天長元年爲ニ北陸道巡察使一四年爲ニ近江介一所レ得俸祿施ニ給貧民一累遷承和四年彈正大弼初臺無ニ南門一仲世奏移ニ中院西門一以爲ニ臺門一亦私以ニ位祿一買ニ近江國高島郡田五町一以充ニ廚家之費一七年遷爲ニ勘解由長官一十一年出爲ニ播磨守ニ清靜而化。民不ニ敢援一數年病卒。時年六十九國人惜レ之。

備前平四郎

大田原村に宅地の跡といふ所あり。源義經の郎等にして、始終志を不變、諸所にて功名あり。奥州衣川にて討死す事跡義經記に詳なり。

宮崎刑部

里民の說に、文龜年中宮崎刑部といふ者あり。福浦村竈池邊に往し時、龍女出で讃州志渡より大蛇來り、我龍宮城にいらんとす。汝退治すべしといふ。刑部池の邊にたゝずみ伺ひ居たるところに、南海より大蛇來る。刑部弓を取てこれを射る。竹濱といふところまで追來り狂ひ死す。龍女また出て、方一寸の手匣をあたへて池中に歸る。刑部此時より俄に富り。其子孫今にありて、彌三兵衛といふ。甚だいぶかし。

明石宗訥

働村に宅地跡・墓もあり。明石右近が伯父にして、有學の人なり。右近朝鮮にて戰死後、同所より家督の事を備前

の留守へ申來し時、返答せし文、今も残れり。

澤木藤右衛門

右の宗訥が子なり。姓を澤木とあらたむ。常武藝を好みて一日も怠らず。其内弓・鐵(砲)の名人なり。遠的など射るに凡二三町計にては人形をそれずといふ。藤右衛門常におもふには、戰場にては家來の能き第一なり。しかれども、郷士の身常に扶持し置がたし。故に藤野村の穢多、佐右衛門九郎といふ者を不便がりて有けるが、大阪陣の時、藤右衛門もこの佐右衛門、九郎を召連大坂へ行武功多しといふ。其後烈公の御代、鐵砲にて鳥を摶候事御停止ありしに、一日藤右衛門働村近邊にて鳥を摶候處、かゝる處へ此吟味の爲に岡山より足輕廻り掛り、藤右衛門をとがめて鐵砲を受取んといふ。藤右衛門段々ことはりを云けれども、是非とも渡せといふ。これに依て無餘儀足輕を切殺し、藤野寺へ行切腹せんとせしを、住僧指留御上の御下知被待候へと申ければ、是に從ひ待けれども、其後何の御沙汰もなく、相濟けり。此時藤右衛門八十有餘、其後九十計にして死す。其子藤右衛門が子明子某相續で當村にありしが、後池田丹州公の臣となりて家を世にせしが、其子孫安永年中に甚不行跡の事ありて家絕。

和氣彌次郎季經

太平記に、正慶二年主上(後醍醐天皇)隱岐國より還幸成て、船上に御座有し時、馳參りし人なり。當郡の產の由なれば、和氣村などならんか。

粃(糠)田與次右衛門

河本村に宅地跡といふ所あり。浦上宗景の臣なり。

大田原備前守晴清

大田原村に宅地跡あり。

明石右近

葛籠(つゞら)村に別業の跡あり。宇喜多の臣なり。城跡の部に委し。

秦大兄

續日本紀曰、文武天皇二年夏四月壬辰、侏儒備前國人秦大兄(はたおほえ)賜二姓香登臣一とあり。もし當郡香登村の產にて、香登臣の姓を賜ひしやらん。

片倉小十郎

片倉村に宅地跡といふところあり。小十郎此處より出で、諸方へ仕るよし、里民の說なれば、爰に記す。後人是を正せ。宅地跡に古井あり。小十郎用しといひ傳ふ。

竹內九兵衞

去十二日於日笠靑山の下、覃合(おび)戰射鑓脇剰被疵の段、粉骨無比類恩賞儀可相計候。恐々謹言。

四月十四日　宗景

竹內九兵衞殿

今度籠城相屆忠儀不レ淺の條、以二弓削庄一段錢之內參十貫文令扶助訖、然上者彌可レ抽二奉公一者也。仍狀如レ件。

天正三、五月二十八日　宗景在判

竹內八郎太夫殿

參せ候御氣相共よく候や、無心元存候〳〵。かしこ。

〆竹丸御宿所　日次

御感狀調直進じ候、頭疵彌御平癒候や、時分柄候の間無候、御油斷御養生肝要〳〵、何も用々の儀候はゞ、少も無隔心可被仰越候〳〵。參見舞申度候へ共、我等咳氣候て無沙汰申候〳〵。かしこ。

右感狀は竹內が末葉、贄梨郡壬生村の百姓所持して、今に家に傳ふ。

日笠牛介

代々日笠村に居住し、浦上家勤仕祿少々取候由、於當時作州勢と合戰の軍功有、宗景よりの感狀左に記す。

去十二日於ニ日笠一青山の下、覃ニ合戰一候處、從レ後競懸射鑓脇の高名無ニ比匹一、恩賞必可ニ相計一、恐々謹言。

四月十四日　宗景

日笠牛介殿

去十二日於ニ日笠青山下及ニ合戰一、令ニ分捕高名無ニ比類一神妙の至、恩賞必可ニ相計一候。恐々謹言。

四月十四日　宗景

日笠助次郎殿

今度於青山の下及合戰、原助一郎被ニ討捕一候、粉骨無ニ比類一、然ば以ニ新知一の内三町分、於ニ日笠一田畠三段の通令ニ合力一候。何も一廉可ニ褒美一の條、可被抽忠儀事肝要候。恐々謹言。

四月十五日　次郎兵衛尉賴房　判（此次郎兵衛尉は、宗景が老臣なり。）

日笠助十郎殿

右感狀は日笠が親族、藤野村祠官近藤氏所藏して今猶存す。助十郎は牛介兄弟ならん。

吉備溫故秘錄卷之四十（人物二）終

吉備溫故秘錄 卷之四十一

大澤惟貞輯錄

人物 二 目錄

四、在所不知……………………………………………………（一五）

服部左衛門六郎。　楠根津日子。　難波六郎經俊。　難波五郎。
知間次郎親經。　中谷彌八。　中吉十郎。　藥師子八郎。
內藤彌二郎。　釋善意。　釋蓮照。　勝田次郎左衛門尉。

吉備温故秘録卷之四十一（人物二）目録終

吉備温故秘録　巻之四十一

大澤惟貞輯録

人物　二

一、邑久郡

藤井孫次郎　同惟政

藤井村の人なり。宅地の跡あり。里民殿屋敷と唱ふ。今畑となれり。元亨四年四月十九日、藤原惟政在判の和與狀、今に當村にあり。其和與狀の中に、備前國鹿忍庄下司藤井孫次郎惟景今は死去子息惟政とあり。又太平記に、藤井太郎といふ者あり。此惟政か、又別人にて同姓か、未詳。

黑田美濃職隆　同官兵衛孝高

數代當郡福岡村に居住、父子共に當村出生なり。中年の頃より美濃は播州へ立越え、御着の城主小寺藤兵衛所に奉公し、其時は只一僕の體なりしが、生質正直にして武道の心懸人に勝れ、其名高かりければ、次第に立身して頓て小寺家の老となり、子官兵衛も當村より播州へ行く、父と一所に小寺家に仕へける。美濃は、やがて同國姬路の城主となり、後は小寺より宛行し、知行の外に隣郷を切取、大身となりて御着の小寺を守護して有しが、後には小寺愚にて黑田を疎み、主從不和となり、美濃守は年おひ、隱居剃髮して宗圓と號しける。官兵衛家を繼けり。此官兵衛は、無双の勇士にして、世人の知る所なり。其子松千代丸といゝし、十二歲上方の信長公へ小寺より人質に奉り、官兵衛は有岡の荒木攝津守が方へ小寺の人質として奪れ、父子共に存命あやうかりしが、不思儀に難をのがれて、秀吉の播州征伐の時、官兵衛最初に味方に參り、其後年を經て軍功莫大なりしかば、大名となり、是も後剃髮して如水と稱し松千代丸は黑田筑前守長政と名乘、筑前の國を一圓に給り、今に其子孫さかへ、筑前の太宰府の邊に城を築き、是を

福岡と名付、居城あるも、美濃入道の出生せし所の住名を取られしといふ。

頓宮四郎左衛門

福岡の人なり。建武年中に尊氏方にて三石の城に籠ると見へたり。

太平記二十六 清氏叛逆條下に、備前の福岡の庄は、頓宮四郎左衛門尉が所領なり。然るを頓宮が軍忠中絶の刻、赤松律師是を申給る。後細川が手に屬して忠有しかば、細川是を贔負して安堵の御教書を申與ふ。然れ共、則祐は道譽が聟なれば、國を押へられ上裁をなられて、頓宮は所領に還住せずと云。又頓宮心替の條下 若狹國は細川相模守近年管領の國にて、頓宮四郎左衛門兼て在國したりければ、小濱に究竟の境を構へて、兵粮數萬石積置たり。相模守將軍と不和京都立退 此に落付て、城の構勢の程を見に掛合の合戰するとも、又城に籠て戰ふ共、一年二年の内には、輙く落ざれし物をと思はれける。中略。京都より討手として、尾張左衛門佐を指下され、細川と合戰ありける時に、城には頓宮四郎左衛門を殘し置、細川は五百騎にて討手の勢へ馳向ふ。四郎左衛門俄に心替りして、旗を揚城戸を打て寄手の勢を後より城へ引入ける間、相模守に相順兵共、可戰力盡はて、右往左往に落て行云々。

傳云。頓宮は先帝未笠置の城御座せし時、兒島備後守と一手に成て千種殿に屬し、六波羅退治の時は赤松圓心に屬し、建部の亂には細川定禪に屬して、軍忠なし。又直冬の西國に發(おこ)りし時、直冬に屬し將軍え敵せしに依て、尊氏本領を沒收す。其後、細川本文のごとく、本領安堵の御教書を被下しかども、則祐彼の領地を渡さず。されども、備中備前に有る自餘の所領には安堵してけり。しかるに細川の今度の亂出來しければ、京都より内々にて頓宮へ此度將軍へ忠を盡さば、本領安堵の外に、細川の領内にて三千貫を遣すべしとありければ、角無道の細川に與せんやとて將軍の御味方に參るべしと返答す。則御教書を被下て其上に備前國福岡の庄を則祐より渡すべきとの、則祐が自筆の狀有りければ、頓宮本文の如く旗をあげ寄手を城へ引入しとなり。さて、細川本國四國へ歸り落けり。

烏山左馬亟 或は左馬進ともいふ。

天神山麾下牛窓村の人と云。

天佐介　古墳の部に委し。

服部村に住す、又海佐介共時代詳ならず。

木鍋攝津守

土師村の住人のよし。木鍋八幡宮の社記に見へたり。時代不詳、

藤原貞吉　牛窓村の人とみへたり。

經國大典曰、丁亥年遣使來賀觀音現像書備備前州卯島津代官藤原眞吉。

按ずるに、明の成化三年丁亥は、日本の應仁元年にあたれり。卯島津といふは牛窓の事ならん。

藤原廣家

經國大典曰、戊子年遣使來賀觀世音像書備備前州小島津代官藤原廣家。

按ずるに、明の成化四年戊子は、日本の應仁二年に當れり。小島津といふ、牛窓の事ならんか。また兒島郡の内か未詳。

大富太郎範秀　舍弟二郎範仲

長沼村の產といふ。

和田四郎範家　同五郎範氏

和田村の人といふ。

射越五郎左衞門尉範貞

射越村の住人。

中西四郎範顯

北地村の人といふ。當村に今に中西といふ谷あり。

按ずるに、此人々は皆兒島三郎が一族にて、官軍は每度參りしと見へたり。

太平記巻七主上隱岐國より還幸なりて、船上に御座有と聞へしかば、國々の兵共の馳參る事引も不切。中略。備前には今木大富太郎幸範・和田備後二郎範長・知間二郎新經・藤井射越五郎左衞門尉範貞・小島中吉・美濃權介・和氣彌次郎季經・石生彥三郎馳參ると云々。

同巻十六高德熊山義兵を擧る條下に曰、敵共追散さんとて、今木太郎範秀・舍弟次郎範仲・中西四郎範顯・和田五郎範氏・和田四郎・松崎彥四郎範家主從十七騎にて敵二百騎が中にまつしぐらに懸入と云々。委は高德が傳を合せ見るべし。同巻十六和田四郎は、攝州にて兒島一族八十三騎討れし時、和田四郎一人助りし事見へたり。委は上に同じ。其後京都へ參りしか、同巻十六聖主又山門へ臨幸の條下に、今木新藏人範家といふあり。この和田四郎改名ならん。

同巻十七山門攻條下に、山徒金輪院の律師光澄が許より、今木の少納言隆賢と申ける同宿を使にて高豐前守に申けるは、新田殿の被支候四明山の下は、山上第一の難所にて候へば、輙て攻らん事難叶とこそ存候へ。能物馴て候はんずる西國の兵を四五百人、此隆賢に被相副、無動寺の方より忍び入り、文珠樓の邊四王院の傍にて、鬨を揚られ候はゞ、光澄與力の衆徒、東西兩塔の間に旗を擧、鬨を合て山門をば、時の間に攻おとし候べしとぞ申ける。あはれ山徒の中に、御方する者一人なりとも、出來ありかしと念願しけるところに、隆賢忍びやかに來り、夜討すべき樣を申ければ、高豐前守大に喜て、播磨・美作・備前・備中四箇國の中より、夜討に馴れたる五百餘人を勝て、六月十八日の夕闇に、四明の嶺へぞ上せける。隆賢多年の案內者なる上、敵の有處なき處、委しく見置たる事なれば、少も道に迷ふべきにてなかりけるに、天罰にてや有けん、俄に目くれ心迷ふて、終夜四明の麓を北南へ迷ひありきける程に、夜已に明かゝれば、紀淸兩黨に見付られて、中に被取籠ける間、後しろなる武士ども百餘人討れて谷底へ皆ころび落ぬ。隆賢一人は深手數箇所負て、腹を切らんとしけるが、上帶を解隙に、被組て生虜れにけり。大逆の張本なれば、やがて斬らるべかりしを、大將山徒の號に宥恕して、御方ある一族の中へ遣はされ、生て置んとも殺さんとも、意にまかすべしと被仰ければ、今木中務丞範顯畏て承り候とて、則使者の見ける前にて其首を刎て捨たりけると云々。

按ずるに、此今木中務丞範顯は、中西四郎範顯が改名したるならん。

佐井七郎

佐井田村の人なり。

孝子惣大夫

岡山紺屋町のこうかき何某播磨に移り居て、赤穂にて死けり。惣大夫母を養ふて孝なり。妻も亦よくつかふ。嘗て家貧し、母故郷なれば岡山に歸らんとて出ぬ。夫婦のものも、とりあへず手引負などして隨ひ行けり。食なければくふまねをのみして、母にすゝめける。糧たえ行つかれて福岡村實敎寺といふ寺にいりて、食をこひけり。院主是要といふ僧彼が孝行なる事をしりて、その飢を救ひ、寺の傍に宿し養ひける。冬深くなれば、母の衣の薄を悲しみ、夫婦ひそかに己が衣を母の身の上に加へけり。人是を感じて米一俵をとらせければ、衣を買ふて母にきせけり。母辭して婦に與ふ。婦も亦辭して此衣いたづらにありけるが、人又是を聞て衣をとらせ、始て母も衣をきけり。事跡詳に本朝孝子傳にみへたり。京師の儒藤井懶齋の賛に曰、

孝々子々極力事母不翅子々婦又是婦令名。達嘉賞是爰豈作未碑備人有口。

僧是要は、惣大夫夫婦の者孝行を感じ、飢をすくひ寺の傍しつらひて宿しあはれみけり。彼が産業の、こんやなるをとひて、此業をなさしめんとすれども、貧寺なればさせる貯もなし。折節人の得させたる銀十二三錢を皆與へて、近里の染ものなどとり集て染させけれども、たへ〴〵敷事なり。懇に心をつけ、彼もの共に一飯を分て養ひけり。終に上に達し、烈公是要が慈心の深きを感ぜられ、支米五斛を賜はりて、其德を賞し給ふ。其文に曰く、

夫大慈悲者諸佛之本心也。棄捨濟度者如來之德行也。布之名妙法覺之號妙覺修之謂淨業寫之爲妙典。于茲吾備州邑久郡福岡村實敎寺是要素有慈眼視衆生好布施而救苦厄嗚呼庶幾修大乘之妙法而行無緣之慈者乎。可謂眞學佛之徒也。是以頗(頃カ)雖有學于閭里然實知其人者鮮矣。惟天不蔽頂有乞者來而詳顯其誠予於是驚歎深感之故以米五斛毎歲供養于當住寺之慈心以奉行于天之明命者也。

承應四年正月十三日

片岡八郎

里民の說に、此八郎は建武の頃の人にて、片岡村の產なり。源の義經の臣片岡八郞經春の子孫といふ。和氣絹にも當村の產とあり。未詳とも、其事跡を爰に記しぬ。

太平記卷五大塔宮熊野落條下に、片岡七郎・矢田彥七二人を玉置庄司が許へ被遣て、此道を御通り有べし。道警固に木戶を開き、逆茂木を引のけさせよとぞ被仰ける。玉置庄司御使に出逢て、事の由を聞て無返事にて內へ入けるが、軈て若黨中間共に物具させよ、馬に鞍置事の體、躁しげに見へければ、二人の御使いや〳〵此事叶ふまじかりけり。さらばいそぎ走歸て此由申さんとて、足早に歸ければ、玉置が若黨共五六十人、取太刀計にて追かけたり。二人の者立留り、小松の二三本ありける陰より跳出て、眞前に進たる武者の馬の膝薙て刎落させ、返す太刀にて首打おとし、仰たる太刀を押直してそ立たりけるが、跡に續て追け(る)者共も、これを見て敢て近付者一人もなし。只、遠矢に射すくめければ、片岡八郞矢二筋被射付て、今は助り難と思ひければや、殿矢田殿我とても手負たれば、此にて討死せんずるを、御邊は急ぎ宮の御方へ走り參りて、此由を申て一まとも落し進らせよ、と再往强ていゝければ、矢田も一所にて打死せんと思ひけれども、げにも宮に告申さゞらんも、却て不忠なるべければ、無力只今討死する傍輩を見捨て歸ける。こゝろの中被推量哀なり。矢田遙に行延て跡を顧れば、片岡八郞はや被討ぬと見へて、首を太刀の鋒に貫て持たる人ありと云々。

佐井七郎

佐井田村の人といふ。元弘建武の頃官軍なりしが、備中福山の城攻の時討死す事は太平記に見ゆ。

二、上道郡

上道臣

本郡より出るよし、上道姓諸書に見ゆ。委は記事にあり。

巨勢金岡

里民の說に、本郡金岡庄より出たりといふ。西大寺村に金岡が墓、又金岡が筆すゝぎの井といふ所あり。

寸簸の塵に、里民の說據を知らず。拾遺集に、笠のかなをかありて、此人備前といふにより、畵工の巨勢金岡共名高ければ、笠の金岡を混じ畵工なりしと思ふより、筆すゝぎの水といひ出せしか覺束なし。

佐藤因幡守

篠岡村に宅地の跡といふ所あり。子孫善六といゝて、今にこの村にあり。

平井右兵衛尉家兼

後光信と改む、大永の頃より平井村に來りて、代々當村に居住す。宇喜多の頃より子孫民間に下りて、今邑久郡山田の庄に移り、又三郎といふ。

松崎彦四郎範家

太平記十六兒島三郎熊山擧旗の時、高德が內甲を突れて馬より倒に落にけるを、敵二騎落合て頸をとらんとしける所へ、高德が甥松崎彥四郎・和田四郎馳合て二人敵を追拂ひ、高德を馬に引乘て、本堂の椽にて下しけると云々。

松崎村に宅地の跡あり。其子孫民家に下りて、今に佐五兵衛といふ。

宍井太郎兵衛 後に、戸川家に仕といふ。

宍井（甘）村に宅地の跡あり。

三、兒島郡

海部羽島

日本紀敏達天皇十二年秋七月に、紀伊國造押勝と達率羅と百濟國在けるに、押勝は十月に歸けれども、日羅は百濟國王おしみて歸ざりければ、吉備の海部羽島を百濟國遣して日羅を召ければ、則日羅を連て、海部羽島兒島の屯(みや)

食(け)に歸り到るとあり。

佐々木三郎盛綱　佐々木信實 三郎の子なり。

當國の産にはあらねど、居住せしにより爰に記。三郎は源三秀義の三男なり。藤戸の先陣の功に依て兒島郡を賜り、當所に居ると見へたり。委敷は源平盛衰記に事跡あり。

東鑑曰、元暦元年十二月二十六日、佐々木三郎盛綱自馬渡備前國兒島郡、追左馬頭平行盛朝臣今日以御書、蒙御感之仰其詞曰、自昔雖有渡河水之類未聞以馬凌海浪之例盛綱振舞希代勝事也。

佐々木盛綱傳

秀綱生十六歳、奉二父命一詣伊豆北條常侍頼朝傍、仁安元年十月十七日夜、頼朝召二秀綱於前一手自執レ燭使二藤九郎盛長爲レ之加冠一以名二盛綱一。治承四年頼朝遣二將士一討二山木判官兼隆一、定綱兄弟皆往。獨留盛綱自衞既而師出久之不報頼朝慮戰不レ利、乃復遣二盛綱及加藤次景廉一、幷力擊破レ之有レ頃諸將歸獻二首級一、盛綱又取二兼隆家名甲一還上レ之是歳杉山之戰盛綱數先登有功。元暦元年盛綱從二源範頼一討二木曾義仲一及攻二平家於一谷一及二一谷城陷一平家奉帝走二讃岐八島一。範頼等既還レ京議復擧レ兵追レ之盛綱使三人走二鎌倉一以二健馬一爲レ請頼朝賜二之良馬一令三率致二關西一範頼軍至二室驛一平行盛率二五百騎兵一抵二備前兒島一築二壘海邊一以拒レ之範頼聞レ之進レ兵陣二藤戸渡口一、兩陣隔レ海相距二百歩平家兵連以レ扇招レ之令二來戰一、暮夜盛綱招二友(邑カ)人一以レ貨賂レ之問曰、海上有二可レ渉者一否、邑人曰、有乃指二其處一示レ之、盛綱曰、子試導レ我渉令二我審一レ之、邑人脱レ衣先渉盛綱從レ之、其淺者及二膝以上一深者亦不レ過レ濡レ髮、盛綱曰、水昏不可識子爲我表之邑人乃斬レ竹植二之海中一令二纔出一レ水乃還黎明平家兵又招レ之、盛綱介冑乘馬從二六騎兵一並レ轡雁行入レ海、範頼見レ之令レ衆曰、彼非二盛綱一乎、衆止レ之安能以レ馬渡レ海者徒死欲二何爲一止レ之、土肥・梶原・千葉・畠山皆曰、聞レ命矣、各呼二盛綱一曰、佐々木君勿レ渡レ海可レ渉乎恐溺死佐々木君勿レ渡盛綱若二耳不一レ聞絶レ海卒渡及レ岸、馳入二敵軍一六騎兵亦殊死戰、盛綱大呼二於敵一曰、今渡レ海先登者汝以爲レ誰、近江人佐々木三郎盛綱也。平家士豈有二與レ我相當者一耶斬レ我亦可レ獲レ我亦可レ獲レ我亦可乃進斬二數人一、源氏諸將見二盛綱先登一相謂曰、海果淺矣、盍渉乎、不レ可レ使二盛

綱爲レ敵所レ獲爭レ先涉莫二敢後者一、遂合レ兵擊二平家軍一破レ之、行盛遂復乘レ舟走二八島一、是日範賴一又涉レ海歸二藤戶陣一事聞二鎌倉一賴朝有二親筆褒書一、賜二盛綱一曰、自レ古渡レ河先登則有レ之未レ聞レ有二能騎馬渡海者一眞曠之異事也。卽以二兒島一賜二盛綱一、以旌其功云、文治五年賴朝自將征二藤泰衡一盛綱從至二陸奧一與二藤國衡兵一戰有レ功正治元年二世將軍賴家嗣レ位、不君々母北條氏召二盛綱一爲レ使諫二賴家一、建仁元年越後人城資盛謀反築城聚レ兵以守二鳥坂之險一國軍士攻レ之城固不レ可レ破、資盛姑曰二坂額一、有二勇力一善射死者甚多賴家令下盛綱趨至二越後一徵二隣境兵一討上レ之盛綱勒レ兵、詣二鳥坂城下一身當二矢石一急攻一日拔レ之、資盛逃亡捕二坂額一送二之鎌倉一初師命之下也。盛綱在二上野礒部邑一和田義盛遣レ使下奉二敎書一達中之盛綱上、盛綱適出遇二使於門一見敎書不二復入一門輒取二門旁所レ繫馬一乘之獨騎馳三日至二越後一、臣僕聞レ追レ之相次及二於道一皆曰、公不レ當二輕擧如一レ此、盛綱曰、不レ然吾聞天曆中平將門反、詔二藤忠文一爲二追討使一忠文方聞レ命不レ投レ箸趣レ朝既賜二節刀一不レ歸レ家出レ闕直馳二東道一吾嘗嘆二此事一以爲武臣之法當レ如レ此今日之擧卽平生之志也。聞者乃服。

佐々木信實傳

建久元年七月二十日、賴朝召二盛綱一與レ之博信實年十五侍二父傍一觀レ博工藤祐經後至抱移二信實一奪其坐一、信實怒下二庭階一取二塊石一投二祐經一傷二其額一血需二汙衫一賴朝大怒罷レ博信實出走盛綱起追レ之不レ及信實遂削レ髮爲レ僧亡去賴朝使レ盛綱索之莫レ知レ所レ往、盛綱因上請與二信實一絕二父子之恩一信實以レ此久廢不レ用、承久三年北條義時與二王室一有レ隙、使下信實以二副將軍一屬二北陸道大將軍北條朝時一趣上レ京、將レ發主母北條氏召二信實於簾下一、且泣且言令二老女駿河局一命二信實一曰、老婦始事二先公一時先公在レ外通レ問屢使二汝父盛綱爲一レ使以來追二想往事一猶二昨日一其後汝父從二先公於艱難之間一遂爲二幕府功臣一今也大難方興都鄙騷擾北條存亡在二此一擧一汝當往與二朝時一盡二力軍事一無辱汝父之名行至二越後一河匂八郎家賢據二加地願文山一爲レ京城守以距二鎌倉一信實擊破レ之此役諸將敗二王師一是爲レ始遂至レ京與二諸軍一會由是信實繼レ父著二名鎌倉一其子孫別者有二加地礒部東鄉飯浦倉田氏一。

加治源二郎左衛門

當郡の人なり。佐々木三郎盛綱が子孫にして、代々當郡に居住せり。飽浦三郎左衛門と一族なり。

太平記巻七伊東大和二郎赤松が恩を感じて、忽に武家與力の志を變じて、官軍合體をなしければ、先已が館の上なる三石山に城郭を構へ、軈て熊山へ取上りて義兵を揚たるに、備前の守護加治源次郎左衛門一戰に利を失ふて、兒島をさして落て行と有り。

此後も加地代々當郡に居けり。貞治の勅撰の歌人加地備前守時秀も同子孫なり。夫より遙に世を經て天文二十一年の冬、飽浦・加地の兩家兒島にて爭論の事出來て合戰に及び、終に加地戰負て舟に取乘り京都へ走り、今は當郡に其子孫なし。さて飽浦は獨其跡を治めて有しが、後は宇喜多家に仕て飽浦美作と云て四千石の地を領してありしが其後いかになりしか、又美作が父を美濃といつて、宗景の麾下なりしが、天神山落城後に宗景此美濃を頼みて、暫く兒島に隱れ居られしといふ說もあり。未詳。

石橋左衛門佐

日比村居住といひ傳ふ。同村福林寺などの一族といひ傳ふ。太平記十六備前國には、田井・飽浦・内藤・頓宮・松田・福輪寺の者ども、石橋左衛門佐を大將として、甲斐川・三石二箇所の城を構へて、舟路陸路をさゝへんとあり。

備後二郎範長　備後三郎高德 範長子也。

林村に宅地の跡といふ所あり。先祖より代々當郡三宅の鄉に居住すといへり。委しき事跡は紀事にあり。合せ見るべし。この子孫當國に多し。宇喜多家も此末葉なり。當時列侯の内三宅氏も高德の子孫なり。

和田四郎範家 高德弟也。

後に今木新藏人と改。

佐々木備中守持信 人皇五十九代宇多天皇十四代の孫なり。當郡に住す。

田井藏人太輔 持信の男なり。信高の兄。　田井新左衛門尉信高

田井村の人なり。宇多源氏備中守持氏が子孫なり。藏人は、新左衛門が兄なり。太平記、節度使下向の人數にて、義

貞卿に從ひ、其後越前にて討死す。太平記に顯然たり。新左衛門は武功度々あり、尊氏甚だこれを賞し給ひ、當所を領せしが、後には備中をも給はる被下、當郡の者共歸服して、今に此時の民新左衛門と云名を憚るといへり。信高は將軍方なり。

太平記十四 國國の住人、佐々木三郎左衛門尉信胤・同田井新左衛門尉信高等、細川卿律師定禪が語ひを得て、備中國に打越、福山の城に楯籠るとあり。建武二年十二月二十六日なり。

同十六 尊氏卿備前の兒島に着給ける時、京都より討手馳下らば、三石邊にて支よとて、尾張左衛門氏賴を、田井・飽浦・松田・內藤に討て留められたり。建武三年なり。

又同卷に、田井・飽浦・內藤・頓宮・松田・福林寺の者ども、石橋左衛門佐を大將として、甲斐川三石二箇所の城を構て、船路陸路を支へんとす。同上

飽浦三郎右衛門尉信胤

家譜に、宇多天皇八代の後胤、佐々木源三秀儀三男、三郎盛綱が四代の孫、左衛門二郎高信が三男、佐々木三郎左衛門信胤とあり。

傳に、人皇五十九代宇多天皇十一代の孫高島左衛門高信三男なり、號永田。

飽浦村の人なり。宇多源氏高島左衛門二郎高信が子なり。これも田井新左衛門と同じく、將軍尊氏方にて、備中福山城へもたてこもり、三石にても支へたり。後には薩摩守といふ。

太平記二十 佐々木信胤成宮方條下に、備前國の住人佐々木飽浦三郎左衛門尉信胤、早馬を打て、曆應三年四月 去月二十三日小豆島に押渡り、義兵を擧る所に、國中の忠有輩馳加りて、逆徒少々打順へ、京都運送の船路を差塞ぎて候なり。急ぎ近日大將御下向有べしよ、と告たりけり。中略。抑この信胤と申は、去る建武の亂の初に、細川卿律師定禪に與力して、備前備中の兩國を平げ、將軍の爲に忠功有しかば、武恩に飽て恨を含むべき事もなかりしに、何に依て今俄に宮方に成そと事の根元を尋ぬれば、此頃天下に禍をなす、例の傾城故とぞ申ける。其頃菊亭殿に御妻とて、眉目貌類なき其品賤しからで、なまめきたる女房あり。中略。今の世に肩を双ぶる人もなき高土佐守に通馴て、人しれず、中略年を送りける所に、土佐守伊勢國の守護に成りて下向しける時、中略。おさいを同じ様にて待しか共、今日よとて少

しうるさげなる氣色見へしかば、土佐守猶も思の色增して、伴ひ行かでは叶まじきとて、三日まで逗留して、兎角云恨みける程に、さらいとて夜半ばかりに輿さし寄せ、几帳指隱して扶け乘られぬ。土佐守限りなく嬉しくて、道に少しもやすらはず、軈て伊勢路に趣けり。また夜をこめて逢坂の岩かどふみならし、ゆふ付鳥に送られて、水の上なる粟津野の露ふけ行ば、鳰の海流の末の河となる。勢多の橋を打渡れば夜年の田上河の朝風に比良の峯わたし吹來りて、輿の簾を吹揚たり。出絹の內を見入たれば、年の程八十計なる古尼の、額には皺にいのみよりて、口には齒一つもなきが、腰二重にかゞめて乘りたりける。土佐守驚て是何樣、古狸か古狐の化たるにぞあらん、鼻をふすべよ蟇目にて射て見よと申ければ、尼泣々是はばけものにても候はず、菊高殿へ年來參通ふ者にて候を、御妻の局へ召されて、か樣にて京に住はびんよりは、我下て田舍へ行て、且らくも慰めかしと仰られ候間、さそふ水もがなと思ふうき身にて候得ば、嬉しき事に思て、咋日御局へ參りて候へば、留められ參らせて、妻戶に輿を寄たりしに、それに乘れと仰候者かは、何心もなく乘たる計にて候ぞと申ける。土佐守扨は此女房に出拔かれたる者なり。御御所に打入て奪ひとらずは、下るまじきものをとて、尼を勢田の橋詰に打捨て、空輿を舁返し、又京へぞ上りける。元來、思慮なき土佐守、菊亭殿へ推寄て、四方の門を差籠て殘る所なく捜しける。御所中の人々こは何なる事ぞとて、上下周章さはぐ事限なし。いかに求れ共なければ、此女房の住しあたりなる、局有ける女の童を、囚へて責問ければ、其女房は通ふ方多かりしかば、何くとも差ては知がたし。近來は、飽浦三郎衞門とかや云者にとぞ分て志深く、人目も憚らぬ樣に承り候しかと語りければ。土佐守彌腹を居へ兼て、軈て飽浦が宿所へ推寄せ、討んと議りけるを聞て、自科遁れがたきに依て、身を隱しかね、多年粉骨の忠功を捨て、宮方の旗をば擧けるなり。

又同（三十八巻）細川相模守討死條下に、備前飽浦權薩摩守信胤は、宮方になりて海上に押浮め、小笠原美濃守、相模守に同心して、渡海の路を差塞ぎけるとあり。

鹽津三河

粒江村に宅地の跡といふ所あり。毛利家の人といふ。跡事未詳。

高畠林齋

郡村に宅地の跡といふ所あり。何人といふ事を不知。

伊賀栗之介

東田井村に宅地跡といふ所有。何人といふ事不知。

孝女

小串村の窮民七郎兵衛といふ者の一女なり。少時より人の婢たり。久しくして家にかへる。父及び繼母ともに老て男子なし。族人等贅婿を擇ばんとす。女これにしたがはず、自分耕作辛苦して二親を養ひ、繼母大によろこぶ、況、父に於てをや。其事狀官に達し、太守これに賜ものしたまへり。事跡詳に、本朝孝子傳に見へたり。京師儒官藤井懶齋の賛に曰、

吉備之國兒島之濱一女窮稼矻々養親人説贅婿兩屑必辭功哉孝情非是潔身。

五流山伏 林村。天台宗、本寺聖護院〔寺領、九十三石〕

當山を新熊野といふ。建徳院・尊瀧院・傳法院・報恩院・太法院・吉祥院〔斷絶に住す〕以上これを五流といふ。長床宿老大先達なり。知蓮光院大先達・寶良院政所・覺城院・南瀧坊・常住院・本城院・青雲院・常樂院・大泉坊・千手院・正壽院・大善坊以上十院これを公卿(と)は云。

五流傳記曰、文武天皇三年役優婆塞伊豆大島へ配流せられ、高弟義學といふ僧、諸弟子共に三百餘人、害をさけんために、紀州熊野本宮の神輿を移し奉りて船に乘、海に浮んで四國九州島に漂泊する事三年、大寶三年に至て、備前國兒島郡柘榴濱〔今の下村をいふ〕に至り、福岡の村〔今の林村をいふ〕に鎭座なし奉る。中略。櫻井宮覺仁法親王、承久二年都の亂をさけて、當山に下りたまふ。其時尊瀧院の寺院久しく荒廢す。その地に庵室を構へ住給へり。この親王は三井圓滿院の門主にて、三井長吏熊野三山并熊野檢校に補せられてより、當山長床始て檢校に隨へり。同じ頃、冷泉宮頼仁親王も、

此島へ流されさせ給ふが、此親王の御子、覺仁親王の弟子に成給ひて、覺仁親王の跡を續給ふ。是を道乘僧正といふ僧正の御子六人を、五流の院に主たらしむ。是より皇孫の五流と稱す。子孫これを繼て他姓を以て五家を不繼、公卿もまた此種を繼て他姓をまじへず。賴仁親王より出たりと云々。

阿久良王　東郷太郎　加茂次郎　稗田三郎

迫生村神宮寺の寺記に、桓武天皇延曆二十三年十月、將軍田村麻呂、瑜伽山の鬼神退治のため、勅命を蒙り此所の八幡宮に祈り退治せり。此鬼を阿久良王といひ、眷屬の兒を東郷太郎・加茂二郎・稗田三郎といふ三人有。阿久良王は桓武天皇の御弟早良太子なり。中納言藤原種繼を射殺す罪によりて、淡路に流れ給ふに、路次にて薨ずと有。實は僞りにて、兒島へ來り名をかくして阿久良王といふ。三人の子は種繼を射殺せし、大伴竹良の嫡男、繼人が子なりといへり。

國史の按に、田村將軍西討の事諸書に不見、坂上苅田麻呂備前守たり。若これを田村將軍といふにやいぶかし。阿久良王の事、桓武の早良大學の事を附會するに似たり。皆詳なりがたしと有。

予按ずるに、當郡に飽浦村東郷（今の飛岡なり）加茂郷稗田村と云所あり。此所に居住の者、郡中を横行せしに依て、かく名付たるものか。其内阿久良王は張本と見へたり。東郷太郎が墓とて、今に東田井村にあり。又東郷太郎は三宅の一族といふ說あれ共、是は誤なり。東郷氏は佐々木の末なり。

畫工等春

本郡の產とはいへども、何村といふ事、いまだ詳らかならず。萬寶全書に曰、等春姓氏をしらず。備前の人なり。むかし周文備前に行し時、一の馬童ありて、天性馬をよくゑがく事を得たり。其畫馬の一脚を缺てゑがけり。周文見て其故をとふ。馬童がいはく、師もまた畫法をしるものならん。是則馬のいきほひなり。其妙こゝに有なりといふ。周文是を聞て奇なりとす。又、周文に從て京師にいたり、畫をまなび、はたして其枝をなせり。等春是なり。等春已に周文が妙所を得、よく等揚が（雪舟）所長をとれり。山水並に花鳥に長ぜり。

四、在所不知

服部左衛門六郎

東鑑九三十 建長八年八月十日、備前國住人服部左衛門六郎、可致御所中奉公の由、就望申之、於小内侍侍所先被尋、先々奉公證據の處、伊豫大夫判官義顯爲平氏追討使下向西海の頃父祖等可爲次將之旨廷尉送狀剩賜乘馬又感軍忠重被出賀章云々。

槁根津日子

古事記曰、神倭波禮毗古命、從阿岐國遷上幸、而於吉備之高島宮八年坐。故從其國上幸之時乘龜甲爲釣乍、打羽擧來人遇于速吸門。爾喚歸問之汝者誰也。答曰、僕者國神。又問、汝者知海道乎。答曰、能知。又問、從而仕奉乎。答曰。仕奉。故爾指度槁機引入其御船。即賜名號槁根津日子。此者倭國造等之祖也。

難波六郎經俊

盛衰記十一小松殿布引瀧爲遊覽御參あり。景氣實に面白し、山より落る岩波は糸を亂せるかと疑れ、嶺にたゝへたる淵水は、藍を染かとあやまたる。泉の妙美物、されど影涼しくぞ思召ける。小松殿被仰けるは、瀧壺覺束なし、底の深さを知や。此中に誰か剛の者の、しかと水練ある、と尋給ければ、備前國の住人難波六郎經俊進出て、中憶はしらず候。瀧壺の内に入て見て參らんと申。然るべしとて免されたり。經俊は紺の褒かさ備前作りの二尺八寸の太刀隨分秘藏したりけるを脇に狹て、髮を亂してつと入、四五丈もや入ぬらんとおもふ程に、底にいみじき御殿の、棟木の上に落立たりけるが、腰より上は水にあり、下には水もなし。穴不思議と思ひながら、さら／＼と軒へ走り下りたれば、水は遙に上あり、こは何とある事やらんと、胸打騷ぎけれ共、心をしめてよくみんと思ひて、軒より庭に飛下、東西南北見廻ば、四季の景色ぞ面白き。中略。暫立たれども、如何にとゝがむるものもなし。良立聞ば、ほのかに機織音のしければ、太刀取直し、聲を知るべに内へ入見れば、年三十計なるが、長八尺もあるらんと覺ゆる女なり。經俊

に目を懸ず、機を操て居たりける。難波六郎問けるは、これはいづくにて侍るぞ、いかなる人の栖ぞといへば、女答ていふ。是は布引の瀧壺の底龍宮城なり。あやしくも來るものかなと云て、又も云ざりけり。經俊淺間しとおもふて御所の上へ飛上り、楝木の上に立たれば、腰より上は水なりけり。力を入て躍たれば、水中に入、暫有て瀧壺へ浮いでけり。小松殿待得給ふて、いかにや〳〵と問たまへば、經俊ありの儘にぞかたりける。詞いまだ終らざりけるに、瀧のおもてに黑雲引覆、雷鳴あかりて、大雨降いなびかりして、目も開きがたし。經俊は腹卷に太刀を拔、小松殿に申けるは、我必ず雷の爲に失なはれぬと覺侍る。程近く御渡あらば、御あやまちもこそあらんか、少したちさらせたまひて、事の樣を御覽候得と申せば、實にさるべしとて、二町ばかりを隔て見給へば、黑雲經俊を引廻し、雷はたと鳴かとすれば、又雷の音にはあらで、はたと鳴おとしけり。やがて空は晴にけり。其後、小松殿人々相具し給ふて、近く寄て見給ければ、經俊は散々にさけきれて、うつふしに臥て死にけり。太刀血つきて、前に猫の足のごとくなる物を切落したり。係りければ、小松殿常に物語し給ひけるは、是程の大剛のものにても有けるを、思慮なく其身を亡したる事、我一期の不覺なりとぞ仰ける。

右子孫備前に多し。然れ共早世なれば、同姓の中の子孫か。

難波五郎

同十四師高流罪宣旨の條下に、難波五郎と有り。此人も當國の產か、未詳なれども、此に記す。

知間次郎親經

太平記七船上合戰條下に、備前には何某〳〵參ると有、連名の中に在。

中谷彌八

同卷九主上上皇御沈落條下に、主上四宮河原を過させ給ふ處に、中略。北なる山を見はたせば、野武士共と覺て五六百人が程、楯をつき鏃を支て待かけたり。是を見て面々、度を失ふてあきれたり。爰に備前國の住人中吉彌八、御幸の

御前に候けるが、敵近く馬を懸寄て、忝も一天の君關東へ臨幸なる處に、何者なればかやうの狼籍を仕るぞ、心ある者ならば、弓をふせ甲を脫て可奉通、禮儀を知らぬ奴原らならば、一々に召捕て頸切懸て可通といゝければ、野伏共から〳〵笑て、如何なる一天の君にても渡らせたまへ。御運既に盡て落させ給はんずるを、通し進らせんとは中まじ、輙く通度思召さば、御供の武士の馬。物具を皆捨させて、御心易落させ給べしと云もはてず、同音にどつと時を作に、中吉彌八是を聞て惡ひ奴原が振廻かな、いでほしがる物具とらせんと云儘に、若黨六騎、馬の鼻をならべて懸りたりけるに、慾心熾んなる野伏共、六騎の兵に懸立られて、蛛の子を散す如く、四角八方へぞ逃散ける。六騎の兵共六方へ分て、逃るを追事各數十町なり。彌八餘りに長追したりける程に、野伏二十餘人返し合て、是を中に取籠める。然れ共彌八少しもひるまず、其內の棟梁と見へたる敵に馳並てむずと組、馬二匹の間へどふと落て、四五丈計高き片岸の上より、上になり下になりころびけるが、共に組も放れずして、深田の中へころび落にけり。上なる敵中吉が擧樣に一刀さゝんと、已が腰刀を捜りけるに、ころぶ時拔てや失たりけん、鞘ばかり有て刀はなし。上なる敵中吉が胸板の上に乘かゝりて、髻の髮を摑んで頸を掻んとしける處に、中吉刀加（たゝはへ）に敵の小腕を丁と擦（にぎ）りすくめて、暫聞給へ、可申事あり。御邊今は我をな恐れ給ふぞ、刀があらばこそ刎返して勝負をもせめ、また、續て味方なければ、落重ぞ我を助くる人もあらじ。されば御邊の手に掛て頸を取て被出たり共、首實檢にも及まじ。高名にも成まじ。我は六波羅殿の雜色に六郞太郞といふ者にて候へば、見知りぬ人も候まじ。無用の下部の首取て罪を作り給はんより、我命をたひ候へ。其悅には六波羅殿の錢を隱して、六千貫被埋たるところを知て候へば、手引申して、御邊に所得せ奉らんと云ければ、誠とや思ひけん、拔たる刀を鞘にさし、下なる中吉を引起して命を助のみならず、樣々の引出物をし、酒なんどをすゝめて、京へ連れて上りたれば、彌八六波羅の燒跡へ行、正しく此に取埋たりしものを早人が堀て取たりけるぞや、德つけ奉らんと思ひたれば、耳のびくが薄く座しけると、察笑してこそ返しけれ。中吉が謀に道ひらけて、主上其日は篠原の宿に着せ給ふと有。

中吉十郞　藥師子八郞　丹　兒玉

此人々は六波羅にて、正慶二年千種殿京合戰の時に、丹波國の住人荻野彥六と足立三郞は、五百騎にて四條油小

路まで、責入りたりけるを、備前の國の住人藥師子八郎・中吉十郎・丹・兒玉が勢共七百餘騎、相支て戰けるが、二條の手被破ぬと見へければ、荻野・足立も諸ともに御方の負〆引返すと云々。

太平記九巻尊氏殿心遣して、大江山を越し給ふを見て、備前國の住人中吉十郎、攝津國の住人奴可四郎とは、兩陣の手合に依て、搦手の勢の中に有けるが、兩人色々の評議して、六波羅へ立歸り、尊氏殿心かはりを告たる事、太平記に委し。記事の部に記す。見合せ見るべし。

內藤彌二郎　頓宮六郎忠氏

太平記所々に、田井・飽浦・內藤・松田・福林寺の者共とあり。彌二郎始は官軍なりしが、後諸國朝敵蜂起の時、熊山にて俄に心替り、城中へ敵を引入朝敵となる。同巻、舟坂山案內者したる人なり。同十六巻聖主又臨幸山門の條下に、今木新藏人範家・頓宮六郎忠氏、是等を宗徒の侍とすとあり。按ずるに、此六郎も頓宮四郎左衞門が兄弟か、又は親類にてもあらんか、なれども其證なければ、爰に記す。後人これを證す。

釋善意

本朝高僧傳曰、釋善意不レ知ニ氏族一備前人也。登ニ比叡山一兒役僧房稟其之後學業擢レ名講論之場以ニ顯密推挽一寄西塔黑谷誦咒觀心苦修精練幼誦ニ金剛經以資一無上心常期ニ千日一廣ニ演法華一俊艾趨一陪仰ニ其道行一意常謂我心與レ佛同日羅化大治四年仲春小恙佛涅槃日果取ニ滅度一室內奇香數日酷烈貴賤競來結緣如ニ盛市一。

釋蓮照

同書曰、釋蓮照備前人久居ニ叡山一不レ嗜他學常持ニ法華一性極仁慈寒冬脫レ衣與ニ凍人一儉歲讓ニ食於餓者一好服ニ弊衣一體餧蚤虱又入汙池食ニ膚肉於蝸蛭一一時入レ山咬ニ身蚊虻一擧レ體大脹甚受苦惱友人見而曰、此脹處遺ニ蚊子一艾灸忽愈照曰若用ニ艾灸一多殺ニ蚊虻一今我至ニ於死一忍レ爲レ之乎受苦誦ニ法華一夢聖僧讚曰善哉沙門憐愍有情慈悲至レ深忍辱衣厚以手摩ニ塗痛處一夢覺痛止忽脹肉破蚊虻無數飛空而去。其瘡自合無レ痕厥後歷レ年得ニ瑞祥一而卒云。

勝田次郎左衞門尉

應仁記下巻に、三條殿をば、伊勢國と備前の勝田次郎左衞門尉と兩人の勢わづか五百計にて、相防べけれ共、敵猛勢なれば一と支もさゝへず。次郎左衞門は討れて、國は取てのきにけりとあり。

吉備温故秘錄　巻之四十一（人物二）終

吉備温故秘録　巻之四十二巻

闕本

史料編輯所本に本巻が闕けてゐる。岡山縣立圖書館本にも、池田家文庫にも、本巻を闕いでゐるので、乍遺憾、茲に闕本とすることゝした。

森田無適　識

吉備温故秘録

（墳墓）

吉備溫故秘錄　卷之四十三

大澤惟貞輯錄

墳墓

岡山

忠繼公龍峯寺殿御影堂　淸泰院寺内に在り。元和元年十一月廿三日、岡山に於て御逝去。

御法號　龍峯寺殿雲臺元祥大居士。

御家譜略曰、忠繼、播磨宰相輝政之次子也、母者征夷大將軍大相國家康公御女。)幼名藤松、後號二左衞門督一、生二于城州伏見一、慶長八年正月、賜二備前國一、于レ時五歲、於二伏見城一有二拜禮一、家康公賜二吉光脇指一、仰曰可レ准二我子一、秀忠公又賜二脇指一、同十三年於二秀忠公御前一、元服(十歲)賜二松平氏一、名三郎、敍從四位下侍從、賜忠一字。又拜領正宗御腰物。同十八年、以播州宍粟佐用赤穗三郡、加賜于備前國。同八月往江戸駿府有拜禮、秀忠公賜御腰物馬鷹。同十九年、築江戸城石壁。此冬大阪作亂、十月廿日出張、于時十六歲。十一月七日、陣于攝州大和田川渡川追擊敵、注進二條城、家康公御感不斜、不日進發、陣于住吉、忠繼進攻今橋、城中鐵炮如雨、忠秀公聞之賜鐵楯、立塞橋上頻射城中不堪拒、自燒橋、兩御所感其忠功、元和元年二月歸備前國、俄受病廿三日卒(十七歲)、號龍峯寺、自江戸駿府遣使賜賻銀數百枚。

左衞門督忠繼公は、東照宮の御娘、北條氏直の後室、國淸公へ再嫁ありて、其御腹に御誕生也。國淸公御逝去の後には、良正院殿と申せし由。大阪冬陣には、忠繼公十六歲にて御出陣也、歸陣の後、家中の士寄合て物語せし席に、壹人が云、此度殿は日比の御行儀に違ひ、出陣より初而萬事の指引下知の次第、兎角言べき樣もなく、感じ入たる事共也。夫に付て、今ならでは出言せぬが、仕寄場にて、寒氣の時分といひ、一入骨折たる事也とありて、手樽に酒を入れて給り、綿入の肌着を給り、此事他言するな、と仰せられたる御志厚き身に餘りて覺ゆる也。末賴母敷大將なりと言ければ、一座十人計の士共手を打て、我も其通り也、某も其如く也、扨は我一人への御會釋とのみおもひて、今迄口外せざりしが、皆々如斯の御氣配、十六歲の御齡には例なき事なり。無類の名將とならせ玉ふべしとか

んじたり。また、陣屋にて、具足を寢間に置に、明朝は必遂て有故、近習の者共怪しく思ひて、後には慥に心覺をしてためし見るに、翌朝は必遂て有、扨は、夜々人にしらさず着しておはしますにこそと言あへり、阿波の手へ夜討有之時、安養寺內藏と言者、忠繼公の本陣へ走り行たれば、早具足を着て坐して居らるゝ故、さても早く御具足を召たり、夜討は是へは參るまじきにと言たり、是も宵より直に着てこそ居られしならん、まことに、良將の器量に疑ひなかりしに、翌元和元年乙卯二月廿三日御逝去、惜むべき人也、この卒去ありし子細を、其比沙汰せしは、良正院殿繼子の興國公を憎みなき物として、國淸公の遺跡を、悉く忠繼公、並、御弟忠雄公へ進らせんとの企ありて備前岡山城中にて、興國公・忠繼公列座にて、良正院殿御對面の時、饅頭に毒を入て、興國公へ進らせらる。其給仕に出たる女房、痛敷事と思ひ、手の內に毒といふ字を書置て見せ申故、興國公心得給ひて食し給はず、忠繼公此企を悟り、興國公の前なる饅頭を奪ひて食せられければ、良正院殿の御顏色、見る內に赤くなり靑くなり、色々に變じたりといふ、是は二月五日也。夫より良正院殿は、憤りの餘り、毒の入たる饅頭を多く食して、其日、卒去なりとぞいふ。扨、忠繼公にも、病氣發して同月廿三日逝玉ふ。このふるまひも、尋常の人の及ばぬ事共也。大阪陣の前迄は、行跡あしく、中々大將の器量にはあるまじと沙汰せしも、興國公への憚りにて、態とせられたるやと思はるゝ也。其比までは、戰國の風俗押移りて、人の心虎狼に似たるも多かりしに、兄への禮儀かくの如く深かりしは感ずるに餘りある事也。十七歲にて、背五尺九寸、美男にておはしましたりとぞ、官餘錄に見えたり。

當寺、本は淸國寺提頭貝桃庵・伴松庵の二庵を一所にして法源院といひしが、萬治元年戊戌因州公光仲君の命に依て淸泰院と改め、今に至るまで因州の御菩提寺となり、御知行・御齋米等、每歲賜り、又御年忌等の節は、因州よりも御代參來れり。此時は藩臣野口彌平兵衛立合といふ。

野口が先祖は、北條氏直の舍弟十郎に仕て、八萩重右衛門といひ、其子幼少にて、伯父野口半左衛門に養育せられて長となりしゆへ、野口宗把といひしが、此宗把は忠繼公に仕へ、九十俵十一人の扶持を賜り、近習の法師武者と召れ、納戸奉行勤め、懇に召仕はれしが、忠繼公御卒去の後、御墓所へ引込遁世し、跡式は嫡子に命ぜられしが、いかなる故にや退去せしか、其後、次

男次兵衛召出され、百五十石賜ひ、又五十石加増ありて、今に因州に子孫殘れり、さて、宗把は長生して、慶安四年辛卯三月十三日、當所にて病死せり。宗把が三男野口彌平兵衛といふ者、正保四年正月九日、烈公に召出され、俸米を賜りしより、今に至るまで家世々宗把が子孫なるに因て、因州の使に出會とぞいふ。

宮内少輔　清泰院殿忠雄公御墓

同寺内に在り。寛永九年四月三日、於武江亭御逝去、同廿日岡山へ御歸葬。

御法名　清泰院殿仁秀良勇大居士と申す。

御家譜略曰　忠雄（池田三左衛門輝政之三子也、母者將軍源家康公之御女。）幼名勝五郎、生于播州姫路城、慶長十三年於秀忠公御前元服（七歲）、賜松平氏、名新次郎、任宮内少輔、賜御腰物御馬、同十五年賜淡路國（八歲）、四月爲拜禮往江戸駿府、家康公賜御脇指、秀忠公賜御腰物御馬。同十九年、大坂作亂、陣于今宮圍之、遣兵船于蒹島、使博浪淵、守將平子主膳出戰、横川次太輔擊捕平子、箕浦玄蕃取番船、入博浪淵三人賜御感狀、元和元年、大坂又起、忠雄出陣、同七月依忠繼無嗣拜領備前、此冬往駿府江戸爲拜禮、獻進物、同二年正月、任侍從、及暇賜御腰物馬鷹、同三年二月、往江戸、七月秀忠公上洛忠雄侯于山崎、同五年四月秀忠公上洛、于時福島正則、背制法除國、疑作亂、西國諸將與忠雄共受命、抑寄于廣嶋、福島家臣留守不及防戰退散、忠雄又上洛侯于山崎、同六年、築大坂石壁、自備前挽上大石、同七年三月、賜江戸福島屋敷並銀千枚呉服、及暇賜緋日守家刀馬鷹、同九年、家光公上洛、任征夷大將軍參內、忠雄乘輿扈從。寛永元年、又築大坂城櫻門石垣、一大石竪四間横八間。同三年兩御所上洛、九月行幸家光公二條亭、于時忠雄任參議爲騎馬扈從、同五年、又築大坂天王寺口石壁、同八年七月弟政綱卒無嗣、以領赤穂郡被下忠雄、于時輝澄輝興領地少忠雄、請願與二弟、秀忠公感其孝友、任忠雄旨、同九年正月、秀忠公薨、爲遺物賜當麻脇指銀子五千枚。同年四月三日、忠雄卒、三十一歲、號清泰院、翌四日以酒井讃岐守爲上使、賜賻銀五百枚。

殉死　加藤主膳墓

清泰院殿御墓の側に在り。主膳は、清泰公の寵臣なりしが、殉死しければ、御墓の側に葬りしなるべし。

兒小姓加藤主膳は、寵愛他に異なりし者なるが、一日清泰公振舞より歸り玉ひ、閨中にて御物語に、今日別而馳走ありしは不破伴作が色紙を床にかけられたりと宣ふ、やがて厠へ行給ひ歸りて戸を明かんとし玉へば、内より戸しめして明ず、爰明よ、とあれば不破伴作來りて明入申と云、清泰公色々に宣ひて後明たり、此事一世に忘れまじき面白さなりしと、後々まで宣ひしとぞ、忠雄公卒去の時、主膳は殉死せりと採聽宦餘錄に見へたり。

忠雄公御夫人之御墓

同寺内に在り。蜂須賀阿波守至鎭（よしげ）の息女なり、寛永九年壬申正月廿九日、岡山にて逝去なり。

御法號　芳春院殿妙圓日光大禪尼と申す。

蓮昌寺の境內に葬り、御墓ありしが、寛文年中不受不施宗門御改の時、蓮昌寺住僧日宗、御國追放せられしによつて、當寺へ御改葬ありしと云。

一說に、三番町瑞雲寺に在しといふ。是說誤れり。此御改葬は、寛文八年八月の事にて、奉行は寺內杢左衛門勤めければ、因州侯より白銀三枚杢左衛門へ賜ると、貞享二年、杢左衛門が書上の內に見へたり。

宮內少輔忠雄君うせ給ひし年、烈公大いに愁傷し玉ひ、悼の御歌を清泰院に納め玉ひ、今に所藏す。

前參議忠雄、三月末つかたより不例のよし也、卯月はじめの三日、おはりとり玉ひて、はかなき數に入玉ふ、いひてもあまりあるあたら良臣ぞかし、この人世におはせしときまじはりを父子のおもひになぞらへしに、殘りとゞまるうらみの程おもひやるべし、かくかなしみたえぬ心よりいでゝ、おろかなる言の葉をつゞり侍る。

從四位下源光政朝臣

うきにそふ涙ばかりをかゞみにて見しおもかげのなきぞかなしき

黑田素軒之墓　國清寺に在り。

京極丹後守高廣烈公の伯母聟なりに家を讓り、隱居して安智といふ。寛文六年父子不和丹後守甚不孝之由公聽に達し、五月三日御評定所にて仰せ渡さるゝは、京極丹後守・同近江守父子御改易、丹後守は南部大膳太夫、近江守は藤堂大學頭に預られ、父の入道安智、並、丹後守の弟信濃守の事は、何の仰もなし。同七日、丹後守の次男萬吉今とし四歲なるを、烈公に預らる。烈公は御道中播州明石まで歸り玉ふ所に、執政酒井雅樂頭より、右の段申遣されければ、同じ驛より湯淺源左衛門を御使として、上意の程恐れ入りたるよしを、執政まで申させ玉ふ。同月廿一日、京極萬吉迎として備前より山下又左衛門・野村惣左衛門・田中三甫徒者七人、足輕・小頭共拾壹人、小人七拾貳人、丹後宮津に赴き、萬吉を請取、同六月十五日、岡山に歸着す、內山下今土倉の裏門前なる小作事手受込の地也に屋敷を構へ住れけるが、其後赤坂郡牟佐村の大唐谷に移りて住居なり。延寶八年壬八月十七日、曹源公より關東に書出し玉ふは、

京極丹後守事、寛文六年五月領地被召上、南部大膳太夫へ御預被成候に付、丹後守子三人之內、黒田萬吉一人は、新太郎へ御預被成候旨、同月七日被仰渡、同六月備前へ引取申候、其節萬吉御歳當年十八歳に成申候、當體如何樣に仕差置可申哉、奉伺候事、右之趣江戸へ仰遣されければ、森本與惣兵衛、右之書を九月朔日、執政堀田備中守殿へ差出候、同二日堀田留守居役をめさる、與惣兵衛行ければ、今度嚴有院殿の御追福に依て、東叡山より願はれ、京極近江守を、今日御赦免あり、されば、萬吉事も心次第たるべしと昨日の伺書は、最早差出さるゝに不及とぞ申され候。其後、入道して素軒とあらため、元祿十五年七月朔、病で死去、時四十歳也。同十一日國淸寺俊鶚牟佐に行き、萬事申談じ、同十二日、牟佐より船にて柩くだり、森下口より國淸寺に到る途中は、國淸寺弟子貳人附添、寺の門前辻堅足輕は、日置猪右衛門より出す。門內徒目付兩人、足輕五人、小頭壹人（但何も羽折無）、日置猪右衛門・池田三郎左衛門・池田七郎兵衛・上坂藏人・池田杢・門田市郎兵衛・田中安左衛門・金森權兵衛等諸事を司る。俊鶚引導、渡僧二十五人、法名隣溪院殿松陰素軒居士、其墓同所籔の內貳間四方に築き、西向なり。同十六日、一七日の法事井上庄兵衛（京極の家來也）より執行す、公よりも施物ありて、檝法施餓鬼垂示也。此日も日置猪右衛門・池田三郎左衛門・池田七郎兵衛・上坂藏人・池田杢・門田市郎兵衛・田中安左衛門・金森權兵衛並素軒殿家來士分燒香す。同八月廿九日は、七七日に當り、又法事あり、此度は石黒後藤兵衛一人詰む。同十月朔日、祠堂金五十兩を附らる。同十二月十三日、井上庄兵衛子（半太夫）なり・木村庄右衛門（京極の家來也）小姓組になさる。是京極對馬守殿の賴によつて也。（萬吉殿當地へ被參候節、附添來りし者五人、上にて井上彦兵衛・木村半太夫三人は、小者女六人、內一人乳殘り、五人は下女なり。）

良正院殿御墓　正覺寺に在り。

征夷大將軍大相國源家康公の御女なり、忠繼公忠雄公の御母堂也。元和元乙卯二月五日、於京都御逝去、京師知恩院へ御送葬、左衛門督樣より、於當地正覺寺へ假荼毘之御送葬有之、御墓もありし由。（當寺に良正院殿御衣服・御輿・御屛風等付物として有之處に、其後當寺燒失之節に、殘らず烏有して、今は一物もなし。）

天球院殿御墓　蔭凉寺に在り。

護國公之御女、山崎左馬允家盛室也しが、後離別ありて、御家にお歸りありしが、寛永十一年丙子十二月廿七日御逝去、當寺内にて火葬して、御骨を京都妙心寺之内天球院と當寺とに納むといふ。

御法號　繁窓壽榮大姉。

池田飄庵公御墓　慶福寺に在り。

輝政公の御九男也。御病身にて御早世也。委しき事知れず。御法號、清德院殿慧山宗智大居士、寛永十七庚辰年七月廿二日、御卒去。

能勢修理太夫賴吉墓　五輪也。內田町之町家の裡に在り。元來妙勝寺之境內也。依レ之今に妙勝寺屋敷といふ。

兒島郡鹽生村本谷之城主能勢修理が子にして、此賴吉は、岡山へ來り住し出、初は松田方の麾下なりしが、其子修理家を繼ぐ、宇喜多家へ臣として仕ふ。明禪寺合戰の時、庄式部少輔を追討にせし人也。其外、所々に武功多し、次男は、岡山城主金光備前が養子となり、金光與次郎宗高と云。

金吾中納言秀秋卿墓　瑞雲寺に在り。俗稱葉塚といふ、慶長八癸卯年十月十八日、於二岡山城內一病死也。無二繼子一家絕ふ。

法名　瑞雲院殿秀巖日詮といふ。

此墓へ諸人參詣して、齒の痛みを治し玉へと立願し、癒ゆる時は其禮として、楊枝を墓前に備るといふ。

宇喜多和泉守直家墓　酒折宮社坊平福院に在り。天正元年二月十四日、行年五十三、於二岡山城內一病死也。

法名　涼雲星殿大居士といふ。

病死の節、戰國の事なれば卒去を深く隱し、其儘病中と稱して、城內へ假に埋め置きて、其後、當寺へ改葬し、堂を其うへに建、木像を安置す。像は直垂に烏帽子にて、無官の體なり、これを以てかんがふれば、太閤秀吉公の執奏にて、從五位下に叙せしといふは誤ならんか。



十二行目

水石塔 蔭涼寺に在り。

寛永十二年に、水野定之進といふ者、男色にて安宅權之亟といふ者を切殺し、面の皮を剝て立退、長崎へ行けり。其父を茂左衞門といふ。父は知らぬ事なれども、忰兼て制禁の男色を犯し、殊に相手を殺し、面の皮を剝きたる段罪かろからず、尋出さるゝ間は、父茂左衞門を土倉家へ預けられたり。此事長崎へ翌年聞へければ、父を罪におとし入、しらぬふりして過べきやと長崎より岡山へ歸りて、當寺へ行和尚に賴み、此趣言上しければ、父を忘れざる志にめんぜられ、茂左衞門は早くゆるされ、定之進は當寺にて切腹す。定之進に一人の僕あり、名を七助といふ、退去の時も、始終付從ひ、定之進切腹の時も、一所に死せんといひしを、苛樣々となだめて、思ひ止らせたり。夫より後奉公もせず、水汲となり、此賃錢を以て、主人定之進が石塔を建つ。故に今に是を水塔といふ。かれが忠義、類あらざること隱なく、曹源公より、褒美の物等賜り、後には山廻りとなれりといふ。

石碑 報恩寺に在り。

逆修の墓也。定て他の處にありしを後世此寺へ移したるならん。石面に左の如くあり。

磨逆修□者爲往生成就正覺所脩如件。

南無阿彌陀佛

貞和四年戊子八月廿六日時正中日　比丘尼淨西敬白

御野郡

神宮寺陵 北方村にあり。諸臣の塚にはあらず、天子か、后妃か、皇子等の陵といふべき方料なり。

按、日本紀天武天皇八年三月、吉備大宰石川王病薨ニ於吉備一、天皇聞レ之大哀、則降ニ大恩一贈ニ諸王二位一と有、大方此石川王の陵ならん。

是を今按ずるに、吉備津彦命の塚は、一の宮の上の山にある塚是なりといふ。其外考るに、景行天皇の皇子七十餘子、皆國郡に封じ、各其國にゆく、今時諸國の別といふ者、則其別王の苗裔なりと、日本紀に見へて、其中、妃八坂入媛の生る所七男六女あり、第十一なるを吉備兒彦皇子と申といふことも、同書に見へたり。此皇子吉備國に封ぜられ玉ふ故に、其名を吉備兒彦と申。又、其國に行とあれば、此國にましまし、此國にて皇子薨じ玉ふなるべし、推て是を察するに、此吉備兒彦皇子の陵の、此外に如斯の陵あるべきなし、大やうはたがはざらんか、是を神宮寺といふは、則、此北方村に、式内なる大鏃神社あり、此神社の神宮ありて、其境内にありし陵なる故に、神宮山とは言也、今は移して、其神社別此陵の上にあり、はじめは、北方の村の中にありし、今も其社のありし跡といふ所あり、此天鏃神社の祭神を行といふ事はしらねども、もし、此吉備兒彦皇子を祭り奉りし神なるにや。

古墳 笠井山の絶頂にあり。

方貳間ばかり石を積て塚とし、碑石なし、里人これを、笠村の墓といふ、笠村と言人詳ならず。寺僧の說に、笠朝臣金村の墓といふ、笠臣の始祖は、吉備國より出たる事、日本紀姓氏錄等に見へたり。委きは人物の部にあり。又、經塚ともいふしかれども何れが是なる事をしらず。

妹尾太夫兼康墓 津島村の内西坂の山にあり。塚六ツ並びて在り、北より二ツ目の塚をいふ。

寛文の比、或人あばきし事ありしに、其中に妹尾兼康と銘をほり付し鏡ありしによつて、兼康の塚といふ、慥に知れたり。其外、五つの塚は、誰々といふことは知れざれども、皆妹尾等の墓なるべし。下に考を記す、合せ見るべし。

多田入道頼定（イニ貞）**墓** 濱野村松壽寺院内にあり。

寺僧の說に、建武の亂に、天皇の御味方に參り、帝吉野に移らせ玉ふ後も、始終志を變へず、後に、赤松則祐當國之守護職となりて、將軍家に降らん事を頼定にすゝむといへども、是にしたがはずして康永二年八月十二日、終に、此處にて腹切て死す。法名道讃といふといへり。委敷事は、人物の部に書す。

近藤因幡墓　西河村にあり  高五尺屋根共巾壹尺壹寸厚八寸 

當村に、三代居住す。宅地の跡も、今に在り。委くは人物の部に記す。

繪師雪津墓　金山寺村に在り。

古墳　福井村の野中に在り。里民是を山伏塚といふ。

鼠塚　内田村に在り。今は侍屋敷と成、西川庭瀨口少し下。

僧行敎墓　河本村枝宮本の八幡宮の社地に在り。當社を行敎勸請せしに依て、死去は當國にあらざれ共、墓を建しならんか。

元亨釋書曰、釋行敎武内大臣之裔也、居ニ和州大安寺一、貞觀元年、詣ニ豐之宇佐八幡神祠一、一夏九旬晝讀ニ諸大乘經一、夜誦ニ密呪法一、歲已滿、夢大神曰、又受ニ法施一不レ欲レ離レ師、師廻ニ王城一、我又隨行、居ニ王城一則當レ護ニ皇祚一耳、敎漸著ニ山崎一、其夜又夢、又神由レ師見ニ我所一レ居俄覺、便起見ニ東南ニ男山鳩峯上現ニ火光一、凌晨至ニ光處一、實靈區也、敎便錄ニ二事一表奏、帝詔ニ橘一部一、准ニ宇佐祠規一、建ニ新宮一、世言敎祈見ニ大神本身一、於レ是彌陀觀音勢至三像、現ニ袈裟上一、因レ是殿内安ニ三像一。

松田權頭元隆墓　津島村にあり。

文明五年、富山の城に病死せしかば、津島村の福隆寺に葬る。松田代々日蓮宗を崇信しける故に、此寺を日蓮宗に改めて、元隆が法名妙善といふ故に、是を寺號として、妙善寺と改むとあり。又、一說には、妙善は元隆の母の法名共いふ。

土肥經平の考に、律師則祐の道號を妙善といふ、然れば元隆並に母の法名には稱すべからず、若是より以前に、則祐の爲に寺號を妙善と改けるにや、いかゞ覺束なしと有。

古墳　六ッ　上に記妹尾が墓也。

津島村の内西坂といふ所にありしが、天和二年四月廿日比の事なりし、同所の民源兵衞といふもの、家作の爲、壁

土を掘んとて古墳のほとりをうがち取ること凡三四十荷に及べり、塚の下に、長五尺、横一尺、深二三寸の石ありて、蓋を覆ふ、されば其地をば掘やめぬ。又、同月廿八日に至り、同村庄屋平次郎市場村庄屋七兵衛をかたらひ、件の墓を開き見れば管の様なるものゝおゝくあり、携歸て須知七郎左衛門に見せければ、七郎左衛門は、土着して同村に居る也。他の塚をもうがち見るべしとて、同五月十八日、七郎左衛門をはじめ、平次郎・七兵衛、奥坂の庄屋理左衛門等同道し、塚所に至り、奴僕に命じ掘けるが、長貳間横四尺ばかり、深四尺の石を掘出し、蓋をひらき見れば、破鏡三面、くろがねの長壹尺貳三寸ばかりのもの一つあり、くろがねのさびにや、赤き土のごとき物少し殘れり、されども、何といふ事を辨ぜざればめづらしき事とて、同十九日にも、四の塚をほりしに、皆石棺と覺しきものはなかりしとぞ。

按ずるに、管としるせるは、日本紀にいはゆる手纒にて、往古の手の飾なるべし、其世には、手に勾金を入て、是に鈴を付て手纒といふ、足の飾を同樣にして是を脚帶(アユヒ)といふ。古事記に、宮人のあゆひの小鈴とよみ、萬葉集に、君が足結をぬらす露哉とよめる、皆此ことなり。女も又玉をもて、手足を飾る、是をば手玉・足玉といふ、日本紀に所々見へたり、勾玉などとも唱へり、水晶・瑠璃・琥珀の類をもて作れる物にて、其形鷹の觜のごとくにして、本に小き穴あり。又、直なるもあり、是はまが玉といふべからねどもいづれ手足のかざりたることまがふべくもあらず、鏡は古しへ第一尊敬する器なれば、人死して棺中におさむる事、其世のならはしにや、たまたま古墳掘出せし内には、必古鏡あり、備中三坐村にてほり出せし、和銅年中に葬し、吉備公の御祖母の棺中にも、古鏡あり。又ちかき比、邑久郡梔(はち)村にてほり出す石棺中にも、古鏡二面あり。古鏡、背は魚文ありといふ、魚文の鏡は、最古きもの成よし。

津高郡

新大納言成親墓　一宮村本社の南なる神宮寺といふ寺の前にあり。

源平盛衰記に、備前備中の境なる有木の別所といふ所に送、模形の如く掘石を疊て奉納とあり。又、成親の子丹波少將成經、鬼界嶋より歸京の時、其配所其墓等を尋ねられし時の詞に曰、御墓は何處やらんと問玉へば、有木別所といふ山寺と申、是やこの備前備中の境なる、吉備の中山打過て、細谷川を分登たまへば、かの別所にて、何處の

程ぞと尋ればゞ、あれにはへる一村松の程と申ければ、少將は萠出る若草を分入て見玉へば、其驗もなければ、卒塔婆一本も見えず、げにたれかは立べきなれば、たゞ一村の松の本に、八重葎引塞苔深く土の少高かりける所をぞ、其驗とも思はれける。中略泣々舊苔を打拂つゝ、墓を築、釘貫し廻し、道すがら造られたりける卒都婆、墓の中に立玉ひぬ。又、參らん事も難レ有とて、墓前に蓬葺の道場しつらひて、僧を請て、少將と判官康頼入道と、相ともに七日七夜の不斷念佛申、卒都婆經一部書き、過去聖靈成等正覺とぞ祈玉ふ。中略判官入道哀に思入て、成親を有木の別所に送りたりけるに、そえて釘貫の柱に、

朽はてぬ其名はかりは有木にて身ははかなくも成親の卿

かくしるせしは、皆有木の別所にある墓にてのこと也。

吉部秘訓に曰、文治六年三月十六日、故成親卿の子息等、備前國に下向、其骨を取て改葬ありしと見へたり。此時改葬有し墓なるべし、此成經島より歸り、再任ありて、此六年に參議にも任ぜられければ、此國にも下向、改葬して法の如く墓をも築れしものと見へて、流人などの墓とは見へず、大納言たるべき人の墓也。又、異本平家物語に其配所の跡より、東へ十餘町計り行て墓ありしと云々。是は配所を有木別所として、夫より十餘町東と書たれば、此一宮村の事ならんか。

此成親卿は、中納言藤原家成卿の三男にて、今の河野家の先祖也、治承元年六月二日、備前國へ配流、同七月十三日難波にて薨ずと補任にみへ、平家物語には、八月十九日失ひ奉るとあり。

猪股小平六則綱墓　下牧村西大川に猪金の瀨といふ所有、其川岸に石塔あり。是を猪股小平六墓といふ。其故をしらず。

天正七年、作州猪山の城を、直家取返さんと、謀を評議ありて、此城には毛利家の熊谷信直が次男三□字欠兵部鹽屋豐後・同左介・猪股平六栖籠りけるが、直家より間者を城中へ入て、猪股に内通して、味方を近付、城中に引入べしと平六に約束しけるに、事顯れて平六を城中より追出して、城を堅固に守りけると云々。此平六が墓なるべし、古へ

小平六有に依て、後世混じて小の字を付候なるべし、平六は後直家に仕へて、備前にて死せる成べし。

首塚　小山村に有。又長門塚といふ、何の故といふ事をしらず。

中將塚　吉尾村に石塔あり、何の故といふことをしらず。

塚　今岡村の呼坂と言所にあり。

足利直義辛川市場にて、合戰の時、戰死の人を葬りし由。

宇野則武墓　花尻村に在り。

則武淸盛の惡行によりて、京師を去りて爰に來り住む、石淸水を移し、八幡宮を勸請すと言、同村八幡宮社記に見へたるは、尾上村の內車山城主宇野帶刀則瀧と云。山城男山邊の産にて、當社を勸請すと云、花尻村祠官花井求馬書出也。

塚　七十一　二　母谷。二　山條。二　野々口伯母山氏名山に在り。八　尾上。二十六　西辛川。五　辛川市場。十四　松尾。七　大窪。二　磯ケ部。二　池谷。二　横尾。

大覺上人墓　辛川市場村に在しが、元祿年中に、上道郡圓山寺內に引く。然れども、今に御跡參といふて、此所へ參詣多し。

吉備津彥命陵　一ノ宮村。有木谷南の山頂にあり。陵山と云。

虫明市內墓　**同左近內墓**　西辛川村に在り。

當村城主にして、宇喜多家に從ひしが、天正九年八月廿二日、兒島郡八濱村合戰の時、浮田與太郎と一所に、父子共打死せしを、戰後死骸を此處に取歸りて葬りしと云。此處を市內といふ由。委しくは城趾の部に記す、合せ見べし。

石原新太郎墓　和氣郡虎倉村城趾に在り。

此城は宇喜多の老臣長船越中守なりしが、秀家卿の代に、政道の事に付て、其身は岡山に出府し、妹聟の石原新太郎幷楢崎左京進を留守居とす。然るに、天正十五年一に十六年正月とあり石原方より、越中守家內を饗應のため、虎倉城に招

請す、越中守嫡子紀伊守は、石原と常に不會なれば行ず、其外は、虎倉城へ行けり、越中が弟源五郎圍碁を打つを、越中守見物してゐたる處を、櫓の狭間より、新太郎は鐵炮を以て越中守の眉間を撞て殺す。源五郎を初め、座中騒ぐ所を、新太郎が子（三四郎 新介）二人飛懸り、源五郎を切殺す、新太郎が妻（越中守が妹也）長刀を持て、座敷へ出、越中守いまだ死せずば、とゞめをさゝんと覘迫りけるが、頭を前後へ打貫れたるを見て、奥へ入り、櫓に登り、石原父子妻共、不殘櫓に火を懸て自害しける。新太郎の兄石原但馬、他出し城に居合さず、此事を聞とひとしく、即時に自害す。いかなる意趣や有けむ、此注進を岡山へ櫛のはを引が如し。紀伊守聞や否や、家來一族一騎がけに馳向ふ、然共其道六里に餘る難所なれば、其内に事濟ける。楢崎は城に居合せずと云々。石原の塚、此城跡に有り、楢崎が末は、今三納谷村に有り。

私に按に、此の如く石原が振廻中々一族の敵なれば、石原が墓を築べきものならず、定而石原一家自害の者共を、一所に埋めしものならんを、已後新太郎が墓といひしものか。

宇喜多塚　白石村に在と、和氣絹に見へたり。

宇喜多某といふこと詳ならず。今は此塚廢して無か、在所の民もしらずといふ。後人これをたゞせ。

赤坂郡

丹生民部墓　吉田村宮林の中に、石塔二ツあり。

津高郡庭瀬村の城主也。按ずるに、當村蓮光寺は、民部が建立の寺なる由、さすれば此處に葬りしものならん、一つは定て民部が妻の墓ならんか、民部は浮田直家に從ひしと見えたり。初めは松田の幕下なり。

遠藤河内　同　修理亮　同　内藏助　西中村の南に右一人の墓あり。松貳本、梅檀の木あり。

河内は、津高郡戸倉の城主也、後には宇喜多の號を賜りて、宇喜多河内と稱せしと見へたり。

湯原石山（せいさん）之助墓　惣分村の東に在り。

當村の城主湯原藤内と云者の弟也けるが、若き時に、諸國武者修行して名譽多き者のよしを、里民語り傳ふ。

石塔　多賀村之内宮地に有り。

里民の說に、那須與市宗高之墓といふ。備中古城記に、西江原村小菅城は、那須與市宗高、讃岐國矢島の浦にて、平家と合戰之時に、扇の的を射たる恩賞に、江原の庄を給はり、此城を開基し、其子孫、代々爰に居住すとあり。續武家盛衰記にも、那須與市扇の的を射たる恩賞に、備中國檜原を賜はりたるとあり。

此二記を以て考るに、與市の子孫當所へ來り住するに依りて、先祖與市の墓を建てこれを祭るものか、與市の子孫、代々與市といひしなれば、後の與市墓か未審、備前備中兩國共に、今に那須の子孫多し。

首塚　山津里村にあり。里民これを首畔、又は人くろ共いふ。

雲州尼子晴久、備前を切取んとて、七月上旬當所まで出張せしかば、浦上宗景の臣花房與左衞門當村と、町苅田村との境かまきか池の邊にて戰ひ、花房大に勝利を得、尼子勢を池へ大勢追込み、首級も多く討取し故、戰後其討取し死人を、一ツ所に埋めし由。其時宗景より花房へ感狀ありて、今に神田村の民家に所藏す。

大貳塚　中勢實村に在。何人といふ事をしらず、又、勅跡ともいふ。

七重石塔　馬屋村に在。高一丈ばかり也。

此處古へ國分寺有、天平年中に建られし經塚のよし。委しくは古跡の部に記せり。

星賀仙千代墓　周匝村一の谷といふ所に在り。

當村城主星賀藤内子也、當城落城の時、此一谷に隱れ居たるを敵はしらずして、大川向美作國飯岡村迄引退しが、同村の里民、川端へ洗濯に出居たる者共、いふ樣は城内より落し者共は、此向の一の谷へ隱れ居る由を告ければ、敵共又とりて歸り、一の谷へ馳行しが、折節仙千代はじめ毛氈など敷て、辨當遣ひ居たる處へ來りて、不殘討取たる由。其已後、此處に仙千代が死骸を埋め、印に石を築きし由なり。其後、いつの比よりか、當村の民共瘧疾の時は

此墓前へ行き歌を半分うたひて、瘧を治し給らば、其お禮に殘り半分を歌ひ可申、と立願すれば、立どころに病治する由。然れ共飯岡村の者共は、立願して不叶といふ。當村は、當軍中の民間傳へて參詣して立願する者多しといふ。又、近來里民此處に小祠を建て祭るといふ。

磐梨郡

和氣清麿卿墓 松木村に在り。高五尺計りの五輪也。所にて公家塚とも、清丸の塚とも云。

本姓磐別公にて、後に、藤野又和氣と改られければ、磐梨郡に墓の有も故有、延曆十八年二月二十一日薨ぜられし時、從三位民部卿にて、美作備前の國造たりし、其性大剛忠烈ならびなき人也。委は日本後記に見へたり。

小川御所墓 澤原村小川山自性院境内に石塔あり。

法名 妙善院常德院。

足利將軍慈照院義政公の御臺所、名富子、義尙公の母堂、裏松右少辨政光の女、京都小川の御所に住玉ふ、依て小川御前と稱す、小川御所は一條を下る油の小路、今に小川殿丁といふ、延德元年、江州曲里にて義尙公薨じ玉ひ、又、同二年に義政公薨じ玉ひ、義政公の養子義村の世となり、二三年ありて義村沒落、義澄うつりしより、富子は勢衰ふ、裏松家今は日野家と稱すも、早世なりしかば、裏松が家と共にこゝにさすらひ玉ひて、後に薨ぜられし由。

慈照院義政公墓 按に、富子の假にもふけしもの也。御所谷自性院の上谷にあり。

松田左近將監元成墓 大村出雲墓 彌上村の内、山の池といふ所に在り。

文明十六年、松田元成は、浦上と吉井川の東、天王原にて戰しが、松田打負て、金川へ引取らんとせしに、浦上勢頻りに追ければ、引返し戰けれども、深手淺手數ケ所負ければ、磐梨彌上村の山の池と云所にて自殺して失にけり。元松田家臣に、大村出雲と云者、尼子家へ使に行、今日歸るに、元成の自害を見て、これも同じく腹切て死にけり。元就の子元勝此由を聞て、爰に來りて、其死骸を葬り、一寺を此處に建て、立雲山大乘寺と云。大村をも、元成の墓の

側に葬る。大乘寺は、寛文年中廢して、元成が墓と出雲が墓とは、今に山の池に殘れり。

松田將監妻子墓 塔十三。可眞上村の内、西の方にあり。委くは不知也。

宇喜多土佐墓 田原上村の内古寺に有。

法名道縊。慶長十七年二月十五日と石塔に有。日蓮宗時正山妙應寺。

宇喜多土佐守石塔にて、高九尺・横二尺四寸の石塔、佐伯山村本久寺にあり、不審。

塚 十四　一 吉谷。二 田原下。一 可眞上。三 彌上。一 矢田部。五 宇屋。一 出生。

石塔 石蓮寺村に在り。

此處に古へ眞言宗平滿山石蓮寺といふ寺有。此寺跡に、眞石十三重の石塔、長三間一尺五寸、臺座九輪共今に存す經塚ならん。

浦上遠江守宗景内室之墓 當郡田原村川端土手の上に在り。印に松の木あり。

天神山落城の時、やう／＼一人落人となり、當村まで來りしが、甚だ饑に及びければ、或在家に行き食物を乞しに家主貧にして進るに物なく、折節麥の粉ありければ、これを進む、餘り饑にたえかねうれしやと、大口に喰ひければ忽ち咽につまり、むせかへり咳入て終に落命なり、跡にてよく／＼見れば宗景の内室なりけれども爲方なくて此處へ葬りけれども、世をはゞかりて、石碑をも建ず、たゞ印に松を其所に植しといふ。この事何も書たるものなけれども和泉村居住の秋山久三郎が物語りなり。

和氣郡

安達修理助墓 伊部村に有。

同村たい山の城主なりと云。

浦上村宗墓 木谷村に有。

法名　桃岳祐林と云。

享祿四年六月四日、攝州天王寺におゐて、村宗討死す。死骸を取歸り、木谷村へ葬る。嫡子與四郎政宗後掃部助と云二男與次郎宗景後遠江守と云其後兄弟不和に成る。

明石宗納墓 働村に有。並屋敷地の跡も有。人物之部に委し。

當郡曾根村の城主明石大和守景行が伯父也。

藤原末光墓 大股村に有。

里民の說に、流落の公家と云。

日笠彈正墓 日笠下村に有。浦上宗景の老臣。

延原八郎兵衞門墓 矢田村に有。宗景の家臣。

首塚 伊部村醫王山の麓に有。

同村茶磨岩の城戰の時に、戰死の者を埋めし首塚といふ。

塚 麻宇那村に有り。

塚の上に石碑有り。銘に新田庄麻宇那村とあり。疑らくは、古への村境の石表にてあるならん。

倉光三郎兼光塚 藤野村安養寺前に實成と云日蓮宗の寺あり。爰に塚あり、其上に三十番神堂を建つ。

里民の說に、倉光の墓と云。

按るに、源平盛衰記(三十三)に、備前國和氣の渡より、東に藤野寺と云古き御堂に居て、兼康申けるやう、倉光殿妹尾は、今は程近し、軈て打具し奉るべけれども、世間の忿しに斷も合期せん事難し、兼康先達而所の様をも見廻り、又親しき者共にも打觸て、斯る人こそ下向し給へとて、御饗をも用意せさせんと言ければ、倉光は、何様にもよき様に相計給へとて、爰に留る、兼

康はすこし負て先達て、草壁と云所に馳付て、使を方々へ出して、親き者四五人招寄せて、夜討せんとぞ出立ける、倉光爭て角と知べきなれば、今や〳〵と待處に、夜半計に兼康は十餘騎の勢にて、藤野寺に押寄て、倉光三郎を夜討にしてぞ歸りにけりと云々。倉光爰に討れたれば、定て此處に葬て墓もあるべきか、平家物語りに、倉光を殺せしは三石宿とあり、何れが是なる事をしらず。

耳塚　龍ケ鼻村の大川邊にあり。天神山落城の時、築し由。今は塚も形もなし。

墓　山津田村に有り。

明暦年中小谷と云所にて、武士一人腹切るよし、夫より今に其處を腹切谷と云、其人を埋めし墓也と云。

兒か塚　倉吉村龍山に石塔有り。何の塚と云事をしらず。

千人墓　同村に有り。據を知らず。仙人の塚といふならんか。

墓　田倉村に有り。塚の元と云、古の墓と云石塔也。

首塚　金谷村に有て、古へ戰死の者の首を埋めしよし。

墓

大内村高堂寺といふ。廢寺の跡に、石塔有、磨滅して見へがたし。里民之を尊氏將軍の墓といふ。據を知らず不審。

石川主殿墓　石川左近墓　兄弟といふ。野吉村の内下馬と云所に有り。

其場所二間に三間半程、土少小高き所也、毎歳當村安養寺より、七月十一日より、盆中回香あり、何人と云事を、不詳。尤同郡下原村の民家に石川の墓の事跡を記したる書を所藏すれ共、年號其外據とするに足らず、故に爰に不ㇾ記。

萬五郎墓　関谷新田村之内、田之中に有り。

寛文の比、伊部村の萬五郎と云しもの、當郡藤野村へ馬を率行く、藤野村にて博奕を擲て、馬迄取られたる時、馬をば是非共率歸るべしと云ければ、相手の者共、萬五郎を馬屋に縛り付て置しが、其夜萬五郎繩を解き、亭主を切

殺して歸らんと、亭主の寢所へ行しに、亭主目覺めければ、其まゝに萬五郎は逃去ければ、跡より大勢追懸く、依て當村の某といふものの方まで逃入たり。其時、追手の者共走り來り、是非萬五郎を出し候へ、左なきにおゐては燒打にせむと云により、無ㇾ是非ㇾ萬五郎を出ければ、此所にて切殺しけり。其死骸を埋めし印に植置たりし松を、今に萬五郎松と云傳る由。

石塔　三石村日光山光明寺の境内に在り。

いにしへ此處の城主の墓といふ、何人といふ事をしらず。考ふるに、伊東か浦上かの一族ならん。

飽浦三郎左衞門尉孝綱墓　加久井島に在り。

此孝綱は、太平記に出し飽浦三郎左衞門が曾孫なり、享德三年、山名宗全父子と、赤松彥五郎則尙と爭戰の時、孝綱も彥五郎則尙と、日比の因深かりければ、播州へ行き一味せしに、則尙戰負て、夫より孝綱伴ひて本領兒島へ退き、飽浦の城に籠るといへども、宗全猛勢を以て責しかば、赤松方力盡て城落ち、則尙は船に乘、高麗に渡り、彼國主に仕ふ由。孝綱は、加久井島にやうやう行て自殺しけり。事は康正元年五月十二日也と。委しきは江原家譜に見へたり。

古墳　藤野村にあり。墓面に備中辛川城主大森新四郎と鐫付たり。

明石掃部墓　小坂屋村に有り。

同村に掃部の宅地跡有り、掃部大坂をのがれ、行衞しれずといへども、生國なればゆかりをもとめて、當所に來り住み、身をかくし、爰にて死しけるにや。

野尻藤兵衞墓　蕃山村正樂寺に有り。左右太山と云所也。

熊澤了介の實父也、藤兵衞若年の比は、加藤左馬助に仕へ、其後、暇申山崎甲斐守に仕へて、百五拾石を賜り、又暇申し、山口修理に仕て貳百石賜り、修理死去の後、仕を辭し浪人なりしが、嶋原陣の刻、板倉內膳討死の跡に行、後の內膳より、鍋島の手へ屬、落城の初日、早々土井に走り登り、鐵炮左の腹を打ぬき、右の股中の步行不叶歸陣。藤

兵衛の子次郎は、幼少より熊澤喜三郎(了介母方の叔父也)が養子と成、寛永十一年、本藩に臣と成て仕へ、其後致仕して、業を藤樹先生に受て、正保二年、再び本藩に仕へしより、藤兵衛も岡山へ來りて居住せしが、延寶八年、岡山にて病死、行年九十一歲。當村は熊澤の采地なりし故に、爰に葬るといふ。

古墳 三石村眞言宗日光山光明寺の境内に、古き石塔あり寺僧の說に、此處の城主の石塔と言。何人と云事をしらず。若浦上家の墓ならんか。三石城には、浦上代々居城せし也。後の人の考へを待。

木村三郎兵衛墓 伊部村に有。木村長門守の弟と云。

天神山落城以後、當村に隱居し、病死せりと云。子孫藩臣となりて醫者となりしより、代々を經て今木村道意と云

浦上與次郎墓 備陽記に見へたり。川本村の内、村東に在。

與次郎(一に小松之亟と有)は、浦上遠江守宗景の嫡男なり、元龜の比、浦上宇喜多不和なりしが、一まづ和平になり、天正の初め、與次郎を直家聟として親みけるが、岡山城へ直家移りし後、聟與次郎を岡山へ招き、振舞の折から毒を與へ歸しければ、途中より病つき、天神山へ歸城已後、早々死去といひ傳ふ、しかれども未だ實否をわきまへず。

邑久郡

古墳 福岡村妙興寺に有り。里民赤松氏族の墓と云。

按ずるに、宇喜多興家(直家の父)、福岡村阿部善定の家に卒し、則當村に葬て、露月光珍と法名をいふ。疑らくは、此の興家の墓ならんか、外に所見なし。

宇喜多の墓 大ケ島村大雄山大賀島寺に有り。

當村砥石の城主宇喜多能家(興家の父也、直家の祖父。)の墓也。能家老後入道して、常珍と改む。天文三年六月晦日に、島村豐後守俄に砥石城を襲ふ、折節城中無勢、其上不意の事なれば、忽城を乘取られぬ。常珍は、老病に犯され、步行も叶ざれば、せん方なく自殺す。興家は愚なる上に、臆病にて、之を防ぐともせず、城を逃出ける。興家が嫡子八郎(直家の幼名也)は、

當年四歳なれば、乳母抱き漸く逃出て、福岡に落行ぬ。能家常珍の死骸を城のつゞきなる、大鹿島の山に納めけるとぞ。

宇喜多順歌墓 邑久郷村に有り。墓印に松一本あり。

按ずるに、當村江岸寺の城主宇喜多五郎左衛門が墓也。順歌は法名なるべし。文明の比の人也、西大寺中圓滿院所藏に、此五郎左衛門よりの寄進狀、今に存せり。

古墳 同村にあり。一本松といふ。又いつきともいふ。何の故といふことを知らず。小さき塚也。

宇喜多宗因墓 濱村に有り。

當村の城主也。

石塔五輪 長沼村に有り。田原藤太秀郷の墓といふ、未詳。

里民の說に、田原藤田秀郷江州勢多にて、百足を射殺せし恩賞に、當所を賜りしが、新田三町を墾せられしにより里民徳をしたひて、後世逆修に秀郷の墓を建し也と云。

後藤筑後守墓 西須惠村に有り。何人といふこと未詳。

馬場左近墓 鹿忍村に有り。

石原但馬守道高墓 康正元年。寺僧の說は應永十年三月廿七日といふ。　石原八郎墓 康正二年。寺の說は元年と有。

石原修理亮伊俊墓 永正七年。　此外石原一族十三人の古墳あり五輪也。牛窓村本蓮寺境内に在。

石原は當所の領主なりと云。

本蓮寺過去帳に、左の如くあり、爰に記す。

妙道尊儀 但馬守殿。應永十年三月廿七日。按、國史康正元年に作、此方是か。　正祐尊尼 但馬守殿室、應仁二年四月廿七日。　淨珍尊儀　妙實尊儀　俗寛尊儀

法運尊儀　　隆存尊儀　　秀祐尊儀　　增純尊儀　　妙利尊儀
俗經尊儀　　貞德尊儀但馬守殿父。　信功尊儀石原佐渡守。
右石原一統の諸靈　石原八郎位牌　忌日、康正元年四月廿八日。

馬塚　福里村の桂山の麓に在り。

盛衰記に、昔備前の國に海佐介といひけるは、兵の聞へ有ければ、西戎を鎭らせんが爲に、官軍を指そへられたりけるに、官軍は船にのりけれ共、佐介は馬にのりながら、先陣に進て、海上を渡る、程なく賊徒を責隨へて、又馬にのりながら海の面を歩ませて、本國に歸りけるが、備前の內海にて、海鹿といふ魚に馬を誤られたりけれ共、馬少しもひるまずして、佐介を陸地に置て、後馬死ける。其所に堂を建て、孝養しけり、馬塚とて今に在。

按ずるに、兒島郡宮の浦にあま塚と云あり。又、これを馬塚とも云。佐介が海を乘りて歸るとあれば、宮の浦此處に馬を埋めしやあるらん。又、本郡服部村に、圓山城といふ古城山あり、佐介が居たりし城と、里民いひ傳ふ。さすれば馬も福里に埋めしや、皆考べからず。又、馬塚の宮の浦をよしとし、福里のを天佐介が墓にて、あま塚ともいふよし、此說可ならんか。

古塚　乙子村。當村の城山の北表に、古き墓あり。

寸簸塵に曰、其處にも言傳事なければ、誰の墓なること未審。今按に、太平記建武三年五月に、和田備後守範家播州阿彌陀が宿にて討死せし時、葬䄃禮に取沙汰して、遺骨を故鄕へ送るとあれば、古鄕邑久郡和田にて被納葬し也。其時、和田の南に當りて、見るにも遠からぬ所なれば、此山の北表に葬、墓を立たるなるべし。近國に建武の比の古墓ともの殘れる五輪を見るに、其形同類なれば、範家の墓なるべきか、下さまの武士の墓とは見へず。

小笠原兵部少輔墓　土佐村に在り。鹿忍村大船上寶光寺境內には、文龜年中播州の人にて、當寺へ寺領百貳拾五石寄附せしと寺記に見えたり。

里老の說に、往古此邊海なりし時、土佐國の人、此沖にて船破損して死す。其死骸を埋めしといふ。此塚の上に、松と槇との大木生茂り、仍此所を土佐村といふ。

明石掃部墓　虫明村。

伊木家の采地、虫明に在り。今は同家の家臣森寺氏（寺澤）の宅地内なり。掃部大坂落城後、所々流浪し、時去りて本國なれば、當國へ歸り、此虫明村に居住して終りしと云。今に當村の屬村鶴見村の民間に、子孫殘れり。又、伊木家の臣にも子孫殘り、氏を改めて横山氏となる。

按ずるに、和氣郡小坂屋村にも、掃部が墓あり、何れが是なる事をしらず。

報恩大師墓　千手村弘法寺境内に有り。

永倉峯といふ處に在（又四十九峯とも云）。石碑もなく、たゞ石を積みて塚とし報恩大師の墓と古より里民寺僧共に語りし也

釋報恩は當國津高郡芳賀村の人也。延暦十四年大和國小島寺にて寂せり、然るに、當山に墓あるを考ふるに、當村千手山は、天平勝寶三年報恩この寺を再造して、當國四十八ケ寺の數に加へし也。故に、古は報恩山興法寺といひし也。延暦年中火災、其後弘法大師、この舊跡を見て又新に寺院を建けりと云、それより千手山弘法寺と改めしなり。報恩再興なるに因て、當山にも逆修の墓を設けしならん。

きみが塚　同村。

弘法寺院内、天狗谷と云。此谷下大池の少し上に、巾壹間に、長さ貳間餘り、高さ四尺ばかりの塚あり、これをきみが塚と云。

五輪　同寺仁王門の前に、一本の大松あり、其下に五輪の石塔あり。

報恩大師の弟子にて、當寺の住僧の墓のよし、寺僧の說なり。古き五輪なれども、はるか後に基きしものならん。

上道郡

帝子墓　湯迫村淨土寺の境内に有り。

御廟と云、何故といふ事を知らず。此墓何の人の墓と云ては未詳。

古墓の方料を定られし事、日本紀にも見へたるに、上臣の墓の方料は、此墓それにもまさりたる程なれば、上臣の墓なるべし。此上臣といふは、後の公卿をいふなるべき。然るに、國史補任等にて考ふるに、此國に墓有べき公卿

多くあらず、中に吉備大臣の塚は備中國に有り。和氣清丸卿のは磐梨に有り。其餘參議秋篠安仁卿弘仁十二年此國の任にて薨じ玉ふ。

今按ずるに、國の守ならば必此國の國府にありて薨じけるなるべし。湯迫村に此墓の有所、今國府市場村に隣なれば、其國府より此所へ葬たるなるべし、さらば秋篠安仁卿を葬りて、築きたる墓なるべきや。

首塚　中島村に有り。

永祿元年、三村家親宇喜多直家合戰の時、戰死のもの丶首を埋むといふ。又、當村落城の時首を埋むといふ。

中山備中守女墓　藤井村に有て、石塔あり。

宇喜多直家墓　補、備陽記に曰、直家母義の墓寺山村之内、本庄在所籔の内に在りと見へたり。

寺山村に石塔ありといへ共、據を知らず。

按ずるに、直家の墓、岡山の平福院へ葬りて、堂を建木像を安置して、今にあれば、直家の墓にあらざる事たしか也。定而宇喜多同姓の墓なるを、里民岦あやまりて、直家の墓といふなるべし。

金岡塚　西大寺村に在。塚の上に石塔有、豆勢金岡が塚といふ。

此人當國にありしといふ事、何の書にも見る所なし、不詳なれ共、里民の說を以て金岡塚と爰に記す。

岡崎常盛墓　中野村に有り。

宗心墓　中野村に有り。

畠山氏の末孫のよし云傳ふ。時代不知。

平井助之進母墓　平井村妙廣寺境内に有り。

平井助之進は、松平家の麾下にして、當村の城主也。

潮見塚　中野村に有り。

此塚、何といふ事をしらず。按ずるに、海潮の干滿を伺ふ處ならんか。

大覺上人墓 圓山寺内法華宗大光院に有り。

前は津高郡辛川市場村之内にありしを、元祿年中、此處に引く、逆修の墓也。

源爲朝墓 中尾村の內畠の中に有り。

里民爲朝の墓といへ共、何に據て如くいふや、未詳。

墓

百枝月村里民の說に、花山院の陵といへども、これは左にあらず。此墓の在所を、王子ケ鼻と云。是を以て考ふれば、昔皇子の此國へ流され玉ひて、この國に薨じ玉ひしを葬りしにや。又、經塚とも云、未詳。

塚 五十五。三 中川。五 海面。四 南方。五 北方。五 菊山。五 觀音寺。七 笹岡。二 草ケ部。十四 草ケ部。十四 沖谷。一 椸原。一 竹原。一 吉田。一 內ケ原

何の故といふ事をしらず。

首塚 玉峯院に在り。

是は妙禪寺合戰の時、三村方の兵士この邊りにて討死多し、其骸を穴をほり一所に埋めて、塚を築きしか。其後は首塚といひ習せしが、今は塚もなく、當寺門內に松の大木有、塚の有し處と云。

五輪 苅田村に有り。毘沙門と云傳ふ。

宇喜多直家母の墓

直家の母興家の妻なり。興家邑久郡福岡村の阿部善定の許にて、久々居住に付、善定が召使の女を興家にめあはせて、三子を生む、直家忠家春家これ也。此母死したる時、葦井川の西、新町の南一町ばかり隔りたる處に葬りて、墓有と直家記に見えたり。

中江太右衞門宜伯墓 平井山に有り。

藤樹先生の子也。藩中に來り仕ふ、寛文四年十一月十二日卒す、享年二十三、平井山に葬る。墓の銘あり爰に記す。岡山に來る時九歲也、至而幼少なる故、加世八兵衞・中川權大夫附來りて、花圃に住し、月俸を賜る、後祿二百石を賜る。

中江宜伯子墓銘

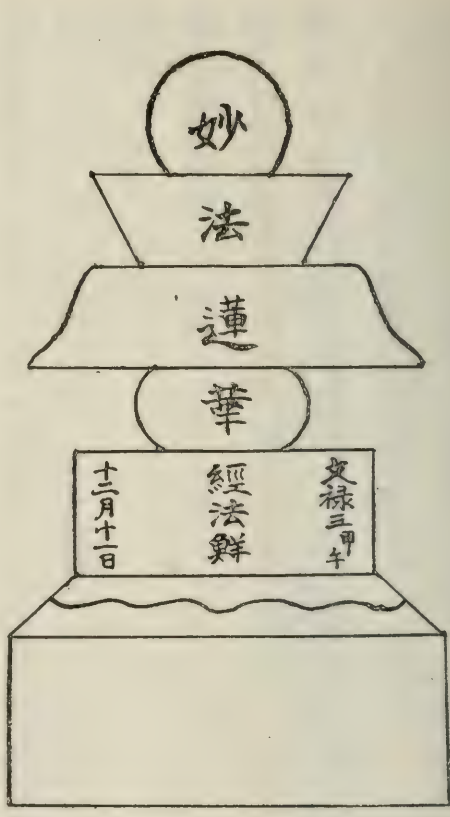
中江子少名虎、字太右衞門、諱宜伯、江州高島郡小川人、考與右衞、諱惟命、始仕二于西豫一、早有二解印之懷一、辭レ官歸レ鄕、高二尙其志一專以講レ學論レ道爲レ事、其教崇二德義一、勵二節行一、儘有レ游二其門一者、學徒或稱二藤樹先生一、嘗娶二高橋氏一、以二寬永壬午十一月廿三日一、産生二子於小川一、子幼有レ知(智)、資稟溫厚、擧止閑靜、不レ好二兒之嬉戲一、頗成人之風標、髫齓夙孤、累遭二閔凶一、事二祖母一恭謹、及レ長劇好二道學一、敦尙二行實一、讀史講經、日乾夕惕孳々無レ倦、深以纂前緒成考功爲志、其朴實寡默、愿愨謙抑、自有二以過一レ人者、庚寅之歲、筮仕二于備陽一二弟仲揃季孝竝皆成官資教悃到、友于尤篤、子平居危坐、終日無二怠惰偃一側容、接レ人持レ已、動以法度、履有二餘行一則馳レ馬試レ劍、講二肄軍礼一、可レ謂三能游二於藝一矣。寬文四年甲辰五月十二日、以レ疾卒于家、享年二十有三、未レ娶、無レ嗣。嗚呼痛哉、早夭卽世、胡不幸至、遂□(一字欠)於岡城東南平井山之麓、學士僚友會哭相弔、參レ酌表レ儀以禮二治葬一、因巧二其狀一、乃綴二其概一、刻二碣表墓一、且系以銘。銘曰、

惜哉若人、弱冠英特、志學奮然、忘寢與食、纘緒懋功、共爲子職、盡規存心、强有臣力、會文思思、講武翼翼、色溫柔剋、行敏言默、天奚嗇年、無成其德、平井之丘、遺此幽刻。

按ずるに、文中名虎とあるは、太右衞門の幼名を虎之介といひし也。故に虎の一字を書せしならん。

宇喜多墓 五輪也。堤の山寺内に在り。

世人これを中納言塚といふは誤なり。宇喜多直家の室にして、秀家卿の母ならん。秀家卿中納言なる故に、中納言の母と云しを、後世母の字を略したるに依、誤れるなるべし。當寺の過去帳に、浮田氏御前法鮮大姉、文祿三年甲午十二月十一日とあり。



此秀家卿の母は、邑久郡の產にて、高取備中守が所緣の者也。秀家卿の代には、大方殿といひし由。直家の妻は、中山備中の娘也。此法鮮は妻なりしが、秀家卿の實母なるに依て、大方殿と崇めしならんか。

榊原香庵老墓 門田村格岸寺後ろ台崇寺かまひの山に有り。

豐島石の石塔なれば、今は磨滅して文字見えず、石燈籠二基ありしも、臺ばかり殘り石柵も倒れ、草ぼう／＼と生ひ茂り、なげかはしき事ども也。此墓は養林寺より司之、每年榊原家より、養林寺へ金子二百疋づゝ寄附なり。

香庵老は榊原式部大夫康政の孫にて、同遠江守康勝の子也、幼名を平十郎といひしが、元和元年五月廿七日、父康勝死去也、平十郎此時幼少故、大須賀出羽守忠政康政の子の子忠次を養子として、榊原の家を嗣がせける。其後、平十郎は年經て、御旗本に召出されしが、二三年の程を經て、くやしき事におもひ、寛永十三年世をのがれ、入道して高野山にこもりありしが、正保元年烈公より公儀へお願ありて、備前へ迎へとり、合力米五百俵まいらせられ、赤坂郡牟佐村に住居ありしが、寛文二年七月廿九日、牟佐は遠方なれば、岡山に移居あるべしと仰遣され、早速岡山に來られ、伊庭主膳が跡屋敷今信州公の御屋敷なりを參らせ、こゝに住れにけり。同七年五月廿三日病死なり。法名は、覺林院殿玉堂一瓊大居士と云ふ、位牌は養林寺養林寺は福照院殿御建立、御父康政の追福の爲康政の法名養林院を寺號とせられしなり。に安置す。香庵の子八之助も、備前に居られしが、同年秋江戸へ召れ、御旗本に召出され、伊織勝直と云、勝直子を虎之助勝乘と云。本家式部大輔政

倫、早世子なく、この虎之助を養て家を繼しむ、是を榊原式部大輔政邦といふ。烈公の御母君は、榊原遠江守康勝の妹也、康勝之子香庵なれば、烈公の從母兄弟なるに依て、香庵備前へ御引取なり。

兒島郡

冷泉宮賴仁親王墓　木見村に有り。

後鳥羽院の皇子也、古へ廟堂有しに、今は石塔のみ殘れり。其所を若宮御靈殿と云、承久の亂、後鳥羽院隱岐國に遷幸なりて、宮とも國々へながされ玉ひ、賴仁親王は、此島へ流されさせ玉ふ、寶治元年丁未四月十二日、尊流院宅にて薨じ玉ひ、此處へ葬り、隱德光院と申奉ると、五流の傳記に見へたり。

東鑑曰、承久三年七月廿五日丁未、冷泉宮遷ニ于備前國豐岡庄小島一、佐々木太郎信美法師、受ニ武州命一、令下子息等奉中守ニ護之上云々。阿波宰相中將信成・右大辨光俊朝臣等赴ニ配所一云々。

櫻井宮覺仁法親王墓　林村權現の社地、池中の島に在り。

後鳥羽院の皇子にして、三井の圓滿院の座主熊野三山の檢校たり、承久の亂をさけて、此所へ來り玉ふ。弘長三年癸亥三月廿八日、尊瀧院にて薨じ玉ふ、境内に葬る。此墓を世俗櫻井墓と云。

石塔　林村藪中にあり。

後鳥羽院隱岐國にて崩御ましますㄹ後、仁治元年二月廿二日、後鳥羽院の御名塔廟堂一切經藏寺を建て、追善供養ありしといふ。

古墳墓　七ッ。

呼松村の沖に王島といふは、櫻井親王配流の地のよし云傳ふ、侍女の墳墓七ッ有と、廣江村醫王寺の寺僧の說なり。

戸川幽林墓　宇藤木村常山の麓に有り。

幽林は戸川肥後守にて、常山の城守なり。碑石に、慶長二丁酉九月初六日　南無妙法蓮華經防授居士墓守あり、幽林の位牌をも所持す。備中戸川家より今に每

歳米を賜る。近來位牌安置處を修理す、其時も戸川家より白銀を賜ふ。

宇喜多基家墓　大崎村の汀に碑有り。八濱との境なり。

河本與も(吾カ)兵衞墓　同所に有り。

基家の臣也、八濱合戰の時討死。河本對馬が子源重郎、八濱にて打死すと士帳に有。此與吾兵衞と同人か。河本は熊山の城主なり。

能勢修理墓　鹽生村に有り。此處をうたらま嶋と云。

當村本太城主の法名壽三といふ。

東郷太郎墓　東田井地村に有り。

三宅の一族と云、上に印の松とて今もあり。

四宮隱岐守墓　利生村刑部太郎山の頂に有。此山向日比の論山なり。

當村の城主也。

木食上人墓　大畠村の巖に碑の銘有り。

里民これを木食上人の墓と云。岩窟に住居して、常に鷲の雌雄などしたがふ。仍て此所を鷲羽山といひ、又鷲見鼻と云。下に考を記す、合せ見るべし。

尼が塚　馬塚ともいふ。宮浦村に有。

馬塚の方是ならんか、天佐介が内海にて馬を誤られたるとありて、其處に馬塚とて今にあり、と盛衰記にあれば、兒島なる馬塚にて、福里村のは天塚ならんか。

佐々木墓　波知村に有り、五輪あり。此墓の一段下に家臣の墓とて、五輪數多あり、不詳。

飯尾彥六左衞門常春墓　木目村の野中に有り、印に松有、眞僞をしらず。

萬寶全書墨跡に、飯尾彥六左衞門常房鳥養(かひ)流、金三兩とあり。

水澤和泉守墓　木見村にあり。

當村の城主なり、上月肥前守隆德の幕下也といふ。

經塚　藤戸天城の間にある經ヶ島に有り。

民間の說に、佐々木盛綱浦の男を殺し、其教（供）養の爲に、經を此處へ納めしよし。今に印の石塔有。

積塔

廣江村瑠璃山醫王寺の記に、當寺は後鳥羽院皇子櫻井親王尊重の地也、親王當寺に於て、後鳥羽院追福のため、寺のまへなる山に塔を建て、積塔と云。今の岩瀧山是なりと有り。

墓　三ヶ所　山村の內に有り。　里民の說に、田村將軍の鬼神退治ありし、鬼の墓と云傳ふ。

里民の說に、田村將軍の鬼神退治ありし、鬼の墓と云傳ふ。

木食上人の考

文德天皇齊衡元年六月甲寅朔乙巳、備前國貢二一伊蒲塞一、斷穀不レ食、有レ勅安二置神泉苑一、男女雲會、觀者架肩市里爲レ之空、數日之間、遍二於天下一、呼爲二聖人一、各々私願二伊蒲塞一、仍有許謗婦人之類莫不眩惑卒咽得月餘日、或曰伊蒲塞夜人定後、以水飯送數升米、天曉如厠、府人窺レ之、米糞如レ積、由レ是聲價應時減折、兒婦人猶謂二之米糞聖人一。

按ずるに、此伊蒲塞京師より又當國へ歸り、木食上人といふて、當郡に終り、其印に石塔を建たるならんか。

北斗星墓　高島に古へ有り。

北斗の列次に配て、島の內七ヶ所之墓を築き、北斗七星を祭りしが、其內廉貞・武曲との二の墓は、今に存せり。餘の五ッは陵遲して其跡しりがたしと、松林寺の緣起に有り。

田中榮道寫

野上瀧三校㊞

吉備溫故秘錄　卷之四十三終

吉備温故秘録

（古簡）


1
荒尾近江守
2
荒尾但馬守
3
武藏守
4
藤原正勝護師
5
松田權守元隆
6
松田權守元隆
7
島村宗語入道
8
浦上掃部亮宗隆
9
狩賀駿河守勝宗
10
村宗
11
佐衛門佐隆景
12
持氏
13
沙彌
14
丹後前司
15
直家
16
隆景
17
成羽越前守親成
18
井上又右衛門
春忠
19
浦上宗景
20
安国寺恵瓊
21
秀家
22
秀吉
23
七郎兵衛忠家
24
照直
25
秀家
26
秀家
27
忠継
28
宗景


29
稲葉内匠頭
30
杉原紀伊守
31
足利義氏
32
宗清
33
徳蔵彌五郎
34
頼朝
35
池田輿右衛門
36
富山又右衛門
37
北條武藏守泰時
38
秀家
39
秀秋
40
秀秋


41 宗景
42 則宗
43 杉原紀伊守
44 源尊氏
45 安部季成
46 荒尾遠江
47 番大膳
48 稲葉内匠頭
49 平岡石見守
50 稲葉内匠頭通政
51 安部助盛
52 直次
いちや
53 稲葉内匠頭
54 杉原紀伊守
55 信
信長
56 順慶
57 武蔵守
華押第一圖にある
武蔵守参照

吉備溫故秘錄　卷之四十四

大澤惟貞輯錄

古簡　附制札

神社

石關町。酒折宮所藏

禁制　酒下宮

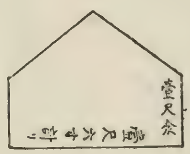
一、牛馬放飼之事付行客寄宿之事

一、落書之事

一、禽獸殺生之事

右條々若於違犯候者速可被加、御成敗候依、仰執達如件

慶長十年九月廿三日　荒尾遠江守 [華押]（卷頭花押一）



禁制　酒下宮

一、喧嘩口論之事

一、鞠并相撲之事

一、男女童踊之□（事字脫）

一、放牛馬事（之字脫）

一、殺生之事

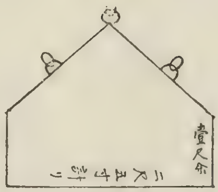
一、伐採竹木之事

一、落書之事

一、宮御番以名代勤事

一、社壇へ猥罷（事字脫）「私に曰、下地のまゝ斗。」

一、入札鐘之後社參者之外出入事



私曰、如圖三所に環あり、考るに番所に掛けたるものならんか。

一、鐵炮目當打事

右之條々、若於違犯之輩者、速可被加、御成敗者也仍御下知如件

慶長十九年七月十三日　荒尾但馬守［華押］（卷頭花押二）

下伊福村 枝三門　八幡宮所藏

定

一、於此八幡宮山竹木伐採事、付下草に至るまで、一本もかりとる間敷事。

一、牛馬一切入べからず、自然みだりに入ものこれあるにおゐては、見打に可取事。

右之條々堅令法度山はやし申べく候、自然みだりに出入におゐては、曲事に可申付候也。

慶長十年二月　日　芳賀五郎右衛門尉判

禁制

一、竹木伐採之事。

一、牛馬放飼之事。

右於相違輩に者て「此下板かげて文字不見」可爲曲事者也。

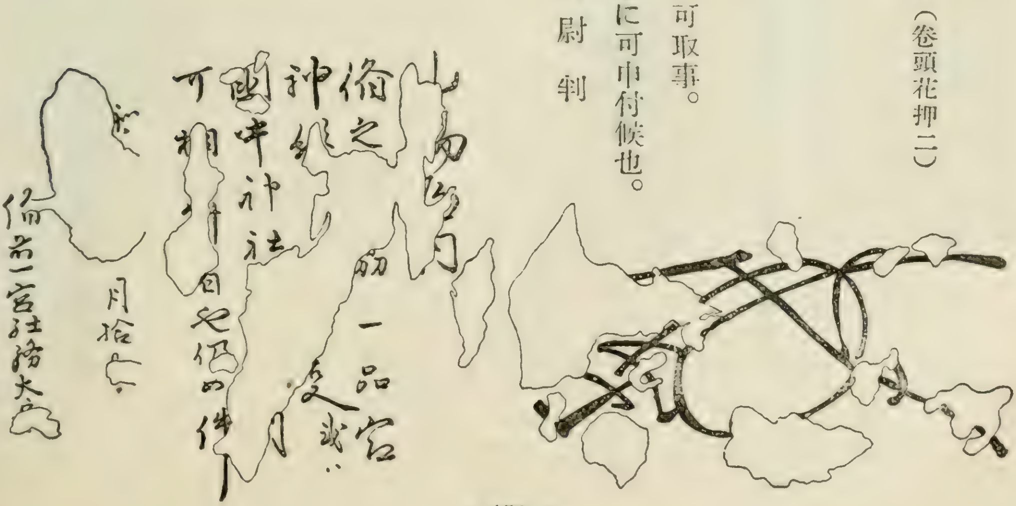
慶長十六年十一月　日　香西兵部少判

一品宮寶庫之藏 附 大森所藏

［華押］私曰、右大將頼朝公之華押也。賜大守五藤内左衛門種康下知狀也。年號月日虫喰不見。

山陽道內、備之前州一品宮神領遣社役之事、或は國事神社之事、如先例可相計者也、仍如件。

月日　備前一宮社務大守



（一品宮吉備津宮所藏）

義教

神領事可爲先代也

備前國一宮社務大守殿

備前國得道名之事

地頭大竹三郎御邊にこゝろざし承る人にて候よし、うけたまはり候あひだ、これより禮司令補候事をばとゞめ候也。地頭大竹三郎沙汰として、恒例臨時神事用途更、不可懈怠の由、可被仰付也。

四月六日　　武藏守［華押］（卷頭花押三）　私曰、北條武藏守泰時之花押也。

駿河二郎様

抑備前國當宮一品大明神、按此國之化現之暦數既垂一千七百餘年矣、人王拾代崇神聖主御宇、創業本朝之神社之日、當社爲權興也。爾來代々帝王下勅言、寄國中貢米官米、奉遂造宮此御時、正宮・本宮・拜殿・舞殿・樂屋・廳殿・淸涼殿・參籠所・不老門・百八廻廊・二階門・五十一之殿宇、七本花表、鏤金琢玉、西國旅行第一之壯觀也。仁明天皇承和十年十月二十四日、贈送再官位一品爵位矣。神威赫々靈驗益新焉、一條院長保六年十一月二日、大介大江朝臣清通奉勅言、此時御造營成候、其已後寛弘九年十月三日、大介藤原朝臣奉勅言、御事成候並、其已後御白河院之御時應德年中思呈候、其已後□（虫喰）御鳥羽院天永元年成就□（虫喰）並高倉院加應年中二悉御滿足云云。今度高氏當社へ御參宮之御時、神馬・御劍・寶財・種々求幣帛成臨時祭、一社同音歌萬年歡垂迹、以來守御綸言之旨八百八ケ度祭禮此諸々（無カ）懈怠之時、當國守護松田權守成朝被仰下候可被處、天下泰平祭禮此掟存知達候者、成天下朝敵人同前思可追罰之時可爲守護者也。於國中神子掃之頂高氏將軍御參宮之御時、右左之役者國前神子棹六百餘人御神樂參參庶子想領之淨候間、爲已後此□（無　虫喰）判相引□（虫喰）下候條々、此□□（無　虫喰）御下文候。仍早守先例可致沙汰社務太守者也。爲年々如件。鬼紙以來と申事は若屋鬼城より始事なりッテ

永久年中松田十郎之裔也

ウキトは天竺之鬼王なり。シミキトは大唐之鬼王なり。モテキとは日本の鬼王なり。此三王を調伏之法を行たてまつるが故に正月十三日の御ふしや其外弓法之事侍所へ御神より御符屬下候於於備前之社宮ほうりのつとさすかりや於上宮に中々志者可符屬之何も／＼可爲社宮下（智々（古簡））知々。

建武三年丙子五月廿三日　藤原正智護師　華押（卷頭花押四）

守護松田權守殿

松田權守

備前一宮明神へ

高氏將軍御社參の時、國中神人並神子棹六百餘到來、大神樂參候處、庶子想領之淨、不可然候。或は雖爲夫妻、或は雖爲兄弟、一宮敷郡に可居、住常神事無懈怠可相調、神子棹等、國中之可爲坐上畢守先例社務大守堅可加下知者也、爲後々年、仍狀如件。

建武三年六月廿日　權守　華押（卷頭花押五）

政所

私曰、松田權守者、當國津高郡宇垣郷金川、臥龍山王松城主也。政所者社務政所也。

國中神社并役人等之事、萬事如健例可被申付候爲後日如件。

文明二、六月二十日　松田權守元隆　華押（卷頭花押六）

私曰、松田權守元隆亦金川地主也。社務大守者、從四位下土佐守茂忠也。

備前一宮社務大守殿

〔本書如此添書あり〕備前一品宮社役懈怠の時、松田權守殿より、社務大森所への書物也。

御屋形様就御下向於一品吉備津宮奎太神事の時、國中神主其外諸役人等到來之刻、上東郡のさほ、和氣郡のみこに公事を申かけ、既にやかうになり、安國寺にてたいけつある節、津高郡のみやみこに、きちせうと申みこゑんきの御門よりの、御卷物二つ出に、みこいはいてんの屋くさほは、にわの役人其外の

役者あり、所一々次第に見へたりと云々。しかる上は、みこの理運たるべし。あるいは夫妻たりと云とも

あるいは兄弟たりと云とも、任先例、國中神社之事は、諸事其方のはからいたるべき者也。仍狀如件。

文明十四壬子九月二十一日　島村宗語入道 〔華押〕（卷頭花押七）

備前一宮社務大守殿

私曰、島村宗語入道者、邑久郡長沼城主也、御屋形曰赤松家也、長祿二年赤松政則之一族、間島氏奉弑（自天親王の誤）南帝依之賜加賀半國於政則、其後應仁年中、領備前播磨、權勢之餘爲家於屋形作、私號屋形也、宗語入道者赤松之幕下、而後隨浦上、觀阿彌父也、安國者曆應年中、每州創立一寺、號安國寺、當國上道郡安國寺是也。

備前一宮社役之事

一、國中在々長公事、駒足付滿役の事。

一、當國諸社之神主、并役人等每年六月二十八日、於神前に到來神事之事。

右如恒例可申付也。

文龜二、五月十二日　宗清 〔華押〕（卷頭花押三二）

社務大守殿

私曰、江見河原宗清者、備中州の武將也。家系居城不詳、社務大守者、伊豆守敏忠之事也。

一宮神領并國中社役等之事。如先例、其方可申付候、若無承引於輩者、比方へ可承候爲後日如件。

應安三、六月十三日　浦上掃部亮宗隆 〔華押〕（卷頭花押八）

私曰、浦上掃部亮宗隆者、浦上行景の末孫也、爲京都所司、其子則宗父務其職、社務大藤內諱守長。

備前吉備津宮社務大藤內殿

今月祭禮の事、如前々堅固に可奉存候、其外國中神事社役等も、無懈怠可下知者也。

天文二年六月二十三日　村宗 〔華押〕（卷頭花押一〇）

私曰、浦上村宗者、則宗之男也、領備前播磨美作之內、於攝州中津川戰死大森筑前守諱德基。

大森筑前殿

爲社領、備前國津高郡芳賀村之内百八拾石、并一宮敷地百石、神主屋敷貳拾石、都合三百石之事、令寄附、訖於神前、彌祈念不可有懈怠事專一候也。仍狀如件。

慶長六年六月五日　秀　秋　[華押]（卷頭花押三九）

私曰、羽柴中納言秀秋者、木下肥後守之二男也肥後守者太閤秀吉公之姉聟也、社務大守者筑前守幸秋也。

備前國一品宮社務　大守殿

（朱書附箋）吉備温故　一宮所藏　下倣此

備前

一宮

禁　制

各諸軍勢甲乙人等濫妨狼藉、并竹木採用之事、堅加制止、訖若背此旨於有違犯輩者、可處嚴科者也。仍制札如件。

天正六年三月二十六日　佐衛門佐　隆景　[華押]（卷頭花押一一）

私曰、天正六年四月尼子孫四郎勝久、同通久山中鹿之助等、受信長公之下知、籠播州佐用郡上月城、依之毛利家吉川駿河守元晴、小早川左衛門佐隆景・毛利治部太輔元清率五萬餘兵發向播州也。此地依爲軍勢往返之路、賜制札、拜以建先書の分たるべし。

備前國一宮神領、并社役事、一々申上候、萬事如恒例可被仰付旨に候、殊に先年御屋形於御下向之時、櫛橋豐後守書物令披露申候。次に島村入道證文事も同然に候間、國中神社の儀は如前々諸事被申付者也。仍狀如件。

天文四年四月十一日　狩賀駿河守　勝宗　[華押]（卷頭花押九）

備前一宮社務大守殿

私曰、狩賀駿河守勝宗者赤松家之長臣也、櫛橋豐後守者與浦上喜三郎、爲政則代官、居于邑久郡福岡城、知政事焉、社務大守者從五位伊豫守惟佐也。

行長、一作
頼盛

以上これを神物といふ。去年馳參播州去年二月六日、於神無山、致忠節之由、松田備前守信重所註申也。

尤神妙彌可抽戰功狀如件。

延文元年六月九日　尊氏（華押）

（卷頭花押三一）私曰、將軍足利尊氏公花押也。文和四年、於播州神南山、山名伊豆守時氏同師氏與足利義詮合戰之時、賜大森彌八郎維長感書也、松田備前守信重者、金川城主也。

大森彌八郎

河村城責落候自出候雖不始事、今度其方忠節無是非候。殊式部少輔振舞感悅至候巨細變首座可物語候。

謹言。

八月廿一日　持氏（華押）　（卷頭花押一二）

大森伊豆守殿

私曰、相州鎌倉管領持氏之感書也。河村城合戰之時、賜大森伊豆守行長、又、式部少輔者行長之族、所謂變首座者禪宗僧徒也、持氏者將軍尊氏公五代裔、而住鎌倉、稱御所云云。

先年於備後國屬山名彈正忠年へ致合戰之條、尤神妙之由所被仰下也、仍執達如件。

文明六年九月三日　沙彌（華押）（卷頭花押一三）私曰、布施下野守沙彌、松田丹後前司共傳記不詳、山名彈正忠者山名宗全

丹後前司（華押）（卷頭花押一四）之一族也、大森藤兵衛茂忠於備後國與山名彈正忠有戰功、依之蒙將軍家之命、從兩人賜感書也。

大森藤兵衛尉殿

去十三日至辛川、敵相動之條、懸合覃（およぶ）合戰刻抽粉骨剩令分捕之段、忠節無比類、必恩賞可相計者也。仍狀如件。

天三、三月十五日　直家（華押）

（卷頭花押一五）私曰、宇喜多直家與毛利家於津高郡辛川合戰之時、助七郎苦戰、直家依之賜感書也、助七郎諱號義臣。

藤右衛門事　大森助七郎殿

本書添書

天正三年三月十五日に、から川表敵いて候時、折節かけ合如此候、其使には山崎孫一郎殿御越し、御太刀代として草足三貫被

下候、則明る十六日に御禮に參候。宇喜多泉州直家の御判なり。

大守殿御宿所　　小早川隆景　私曰、上書亦如此。

爲在陣御祈念、被抽精誠、御卷數送給候、頂戴尤目出候、彌御祭祈可爲祝着候、猶追々期吉事候。恐々謹言。

五月三日　　隆　景［華押］

（卷頭花押一六）私曰、小早川佐衛門佐隆景、於播州上月城、與尼子孫四郎勝久對陣之時、大森義臣贈祈念之卷數、其謝書也、隆景者毛利元就卿之三男、而輝元之叔父也、上月城攻天正六年四月合戰始、同年五月廿九日落城。

備前一宮　大守殿御宿所

尙々御樽代三十疋送給候、喜悅の至候。かしこ。

於御神前御祈念之御卷數、并御樽代送給候、目出度頂戴候、彌御祈念奉願候、從是も百疋進覽候併表御初尾計候猶期來慶候。恐々謹言。

五月三日　　成羽越前守　親成［華押］

（卷頭花押一七）私曰、成羽越前守親成者、備中國成羽城主三村紀伊守息、同國上房郡松山城主三村修理進家親之徒也、家親亡後、爲毛利輝元之幕下、與吉川・小早川同在陣於播州之時、藤兵衛尉義臣、贈卷數并青銅三十疋、其謝書也。

備前一宮大森藤兵衛殿旨御返報

就當表在陣被還、御祈念御卷數被差越候、召申聞候、旁々御懇之儀本望に被存候、隨て對吾等、御卷數并三十疋送給候、至遠方御懇志令祝着候、猶吉事重疊可申述候。恐々謹言。

五月三日　　井上又右衛門　春忠［華押］

（卷頭花押一八）私曰、井上又右衛門春忠者、毛利元就卿同輝元卿二代之近臣也、春忠又與尼子對陣也、其時大森藤兵衛、贈卷數於吉川小早川兩將并春忠、其謝書也。

備前一宮神主大森殿御返報

（附紙）毛利の屋形の內奉行

當國一宮へ被除置田畠年貢錢の事、寺內村百姓衆難澁の由承候、則得御意候之處、早々催促被作堅固に可被仰付の由、被仰出候、其所催促無承引候者、直家御中間衆被差出被仰付候て可被參候由。恐々謹言。

十一月十日　　池田彌左衛門尉　家行［華押］

（卷頭花押參照）私曰、池田彌左衛門家行者、宇喜多直家之家臣也、務郡懸惣奉行職。

神主　大森藤兵衛尉殿御報

書狀令披見候、仍爲祈念卷數幷樽肴到來祝着の至候、頓て此表は可爲本望候、彌其他神慮祈念等可被入精候。恐々謹言。

四月八日　　筑前守　秀吉　［花押］

備前一宮神主大守殿

（卷頭花押二二）
私曰、天正十年豐臣秀吉公、備中國高松城水攻之時、神主左京大夫長治、獻懇祈之卷數幷樽肴之謝書也。

爲當陣祈念之卷數本望の至候、并樽肴遠路の所に一八祝着申候、猶神信所仰候、委は日笠可申入候。恐々謹言。

五月十日　　浦上宗景　［花押］

神主大森殿

（卷頭花押一九）
私曰、浦上宗景者、村宗之男而居當國和氣郡天神山城、其比於美作國、與山名氏對陣、因茲贈卷數樽肴之謝書也、日笠者宗景之長臣日笠大膳也、神主大森者藤兵衛尉重直也。

爲改年の御祝儀、御神前御精誠の卷數、并牛王油烟貳挺被掛御意候、斬然の至候、仍自是三十疋進入候、御祝儀計候、尙永日慶が可申承候。恐々謹言。

正月十四日　　安國寺　惠瓊　［花押］　（卷頭花押二〇）

備前一宮神主　大森藤兵衛尉殿御返報

添書に

曆應二年每國創一寺、以號安國寺、惟備後國安國寺存、惠瓊和尙者安藝國沼田郡金山城主武田刑部少輔信繁之子也、幼名武若丸、二歲之時父信繁被亡て、毛利元就卿に被養、乳母隱民家、後出家號頓藏主、以學才被愛于毛利輝元卿、領三萬石、天正十年夏、備中國高松城水攻之時、受羽柴秀吉公之密意、與毛利家調和平之義、因茲秀吉公、亦於伊豫國給三萬石寺領、都六萬石云云。

於備中國窪屋郡西庄の內、三拾石之事令寄進者也。

文祿三、九月十六日　秀　家 [華押]（卷頭花押二一）脫字アルカ

私曰、天正十年、高落城以後、太閤秀吉公歸陣、賜秀家於備中之內數郡、依之窪屋郡西庄之內三拾石加賜社領、秀家卿の折紙也、豐臣秀家者直家之子、而本氏宇喜多也。

備前國一宮大守殿

代官所目錄之覺

明知行分

一、貳百三拾石　作州大塀和。　同 一、四拾石　作州西塀和。　同 一、千石　備前赤坂郡仁堀內

同 一、百五拾石　同津高郡首。　同 一、三拾石　同辛川內大窪。

以上千四百五拾石

右代官申付候條、荒地等無之百姓不致逐電樣、可申付者也。

慶長二、五月十八日　秀　家 [華押]（卷頭花押二六）

私曰、中納言秀家卿之華押也、大守藤左衞門長範者、社務義臣之三男、長治之弟也、從童幼仕于宇喜多家、領三百石、務軍役及代官。

大守藤左衞門どのへ

添書に

作州大塀和兩村の事は、氏平に可尋候。仁堀にては甚兵衞に可尋候。大窪首は源六に可尋候。

但畠方夏分は、先代官并百姓相談にて可尋候。

知行目錄

一、六十九石五斗七升七合　備前上道郡草部內。　一、十九石六斗三升　備前邑久郡服部內。

一、十石八斗　美作英田郡川會內。

都合　百石

右爲加增成扶助訖、全令領知彌可抽奉公忠者也。

慶長三、七月二十三日　秀家（華押）（巻頭花押二五）

私曰、大森藤左衛門長範者、仕宇喜多家、領三萬石、又、慶長三年被加百石、其折紙也。又此後加恩五百石、都合九百石、討死於濃州關ケ原。

大森藤左衛門尉殿

今度備中撫川表出陣、爲見廻御越候處に、折節及合戰付て御手柄の程驚目候、誠御社家の儀して御心付の程不淺候、猶御恩賞の程重て、從直家可被相計候。恐々謹言。

五月二十一日　七郎兵衛□（下地ノマヽ）忠家（華押）（巻頭花押二三）

神主大森殿御定人殿へ

本書添書

是は、宇喜多七郎兵衛忠家の御折紙、備中撫川の貞家方搆を、直家御兄弟御取つめの時、音信に參候折ふし、合戰候つる時の狀也、故にへがたし。

爲社領備前國津高郡芳加(賀)村の內百八十石、並一宮敷地百石、神主屋敷二十石、都合三百石之事、令寄附訖於神前彌祈念不可有懈怠の事、專一候也。仍狀如件。

慶長六年六月五日　秀秋（華押）（巻頭花押四〇）

私曰、羽柴中納言秀秋者、木下肥後守之二男也肥後守者、太閤秀吉公之姨聟也、社務大守者筑後守幸秋也。

備前國一品宮社務大守殿

禁制　一宮

一、山林竹木伐採之事
一、鳥獸殺生之事
一、社邊牛馬放置事

右於違犯之輩者可被嚴科者也仍如件

慶長八年三月十九日　荒尾平左衛門判

爲一宮社領、津高郡宮内村則於藪地三百石令寄進畢、全可社納者也。

慶長九年十二月二日　　照　直　[華押]（卷頭花押二四）

社務大守

一宮從神主國中勸ぢん仕度の由候條、村々爲代官庄屋と心志次第（材角）（附箋にあり）可仕者也。

九月十八日　　荒尾遠江　[華押]（卷頭花押四六）

番　大膳　[華押]（卷頭花押四七）

代官　庄屋　下る

爲一宮領津高郡宮内村、則於藪地三百石令寄進畢、永可有社納者也。依如件。

慶長十八年十二月四日　　忠　繼　[華押]（卷頭花押二七）

備前一品宮社務大守

禁　制

一、山林竹木伐採事

一、鳥獸殺生之事

一、社邊牛馬放置事付鐵炮打事

右於違犯之輩者、可被處嚴科者也、依如件。

寛永四年三月十九日　　就　兵部大輔　判

和田壹岐守　判

和氣郡大田原村　八幡宮寶藏

赤松則祐願書

建武三丙子年、足利尊氏與源義貞等戰爾攝州豐島河原大自敗績、而遁退鎭西、爾時中國旗頭赤松入道圓心息權律師則祐、代入道之勞奉於尊氏雖掎角及數戰、然不能一得勝利矣、同有豐之前州、深抽丹誠、祈願爾宇佐八幡宮、則祐乃勤通夜。

願書云

敬白是行之戰代忝加神力擁護我師而已、彼强則速撰我領所播・備・作三國地、以新建神殿、數社拜畢。幾閱每歲爲儼記行幸之規式、無敢懈之長敬崇尊焉也、仍誓意如件。

既而神慮甚、感權律師之懇祈、以納受之翌日合戰頗拉猛勢、自足之後威風日熾、而西海群兇速屬麾下靡、或敢不崩其角者也、然後尊氏及奉武士旋上落(洛カ)矣、則祐因爲報其冥護、使神宮藤原朝臣實明來從、神功皇功靈璽所藏、爾齋笥之圓石並陣草履添、而於備前新田庄謹招寶闔、乃如嚴約造其宮社、爾木庄方八幡宮之側、建武四曆歲次丁丑十一月二日奉勸請之、卽是神田十町納其足一兩金鏃、八木及家臣亦各進弓數張矢幾筋、然以新田庄七村本庄・和氣・伊里・弓削・新庄・吉原・田戶之畑戶寄附之、其黎庶咸以爲氏子、每年祗行祭禮御幸之儀云云。

造立神社之際、律師設假屋設爾本庄、植松其傍名之松月丹艭功成而後、歸播州白旗城矣。

建武四年十一月二日

藤野村。祠官所藏

去十二日於日笠青山之下覃合戰候處、從後競懸財鑓脇之高名、無比匹恩賞必可相計。恐々謹言。

四月十四日　宗景　華押（卷頭花押二八）

日笠幸介殿

去十二日於日笠青山之下及合戰令分捕高名無比類、神妙之至恩賞必可相計候。恐々謹言。

四月十四日　宗景　華押（卷頭花押四一）

日笠助拾郎殿

今度於靑山の下及合戰、原助一郎被討捕候、粉骨無比類候、然は以新田知之内三町歩、お日笠田畠三段之通令合力候、何茂一廉可褒美の條、彌可被抽儀事肝要候。恐々謹言。

四月十五日　次郎兵衞尉　賴房

日笠助十郎殿

私曰、右三通之、感狀は、祠官近藤左大夫所持す左大夫は、助十郎孫の由「享保二年書上之寫也」貞雄私に按ずるに、次郎兵衞は、宗景の長臣なり、幸助・助十郎も次郎兵衞が同姓か、近藤が母方の祖父ならん。

邑久郡藤井村　安仁神社寶藏

邑久鄕內安仁社牲兗事、中吉左京遣申掠候間、不可渡候由、宇喜多方へ申下候其分可令存知候。　恐々謹言。

文明二、十一月二十日　則　宗　[華押]（卷頭花押四二）

島村彈正左衞門殿

牛窓村。八幡宮寶藏

爲社領備前國邑久郡牛窓村の內十石の事、被成御寄附候畢、彌於神前國家安全武運長久御祈念不可有懈怠之旨、被仰出候也。依如件。

慶長六年六月五日　稻葉內匠頭　[華押]（卷頭花押四八）

杉原紀伊守　[華押]（卷頭花押四三）

上寺村。八幡宮所藏

佐々木三郎藤戸の先陣の功に依て、賴朝公より同人へ給はる感書、當社に奉納せしが、其後本書は燒失して、今は寫しなりといふ。

按に、佐々木自分之感狀を、宮へ奉納せし事甚不審なり、初より寫しならんか、東鑑に感書之文有、これとは違ひあれども、東鑑は時記錄なれば、此とは又ちがひあるべき筈なり、然れども寫しなれども先づ爰に記す、其文に曰。

今月七日、平氏左馬頭行盛、五百餘騎軍兵を相随て、備前小嶋城に栖籠るの處に、盛綱藤戸の海を渡して行盛以下の者共を追討の事、まことに昔より河水を渡し事はあれど、未馬にて海を渡すの例をきかず、盛綱振舞希代の勝事とぞ覺へ候、委事は猶跡より可申也。

慶暦元年十二月二十六日　頼朝［華押］（卷頭花押三四）

佐々木三郎殿

上道郡久保村　八幡宮所藏

備前國涼和院、東西領家職事御沙汰落居の間所、奉寄進窪宮八幡宮也、甲任先例致其沙汰、彌可被致御祈禱精誠候。狀如件。

觀應二年十月八日　源［華押］（卷頭花押四四）　私曰、足利尊氏將軍花押也。

寄進申窪八幡宮燈油竿失畠事

合　参段者

右件竿失畠者、任先度自本家御寄進の旨進申處也、於彼燈油畠者、以田所得分於八幡宮寄進申上者、全以公方の岩符仁不可出者也、於若被燈曲子孫の中子細申候者、別の可被罪科召行者也、但爲天長地久御願圓滿且子孫繁昌人民快樂也、仍寄進狀如件。

貞和五年己丑六月十四日

嫡子　左兵衛尉　安部季成［華押］（卷頭花押四五）

田所　安部　助盛［華押］（卷頭花押五一）

くぼのみや木たけまへ〳〵より、せいたふにてきらせ候はぬまゝ、そのぶん心へしてよふくやうさいしやう殿へも、申ことはり申、そのため一筆申候。かしこ。

天正二十年八月十五日　いちや〔華押〕（巻頭花押五二）　私に云、此いちやは秀家卿の局と云。

くぼのみやかんぬしへ

禁制　地藏院

久保宮神主

一、當年軍勢濫妨狼藉之事
一、伐採山林竹木之事
一、陣取放火之事付不論族中懸事

右條々若有違犯の族者、可被處嚴科の旨被仰出者也。

慶長五年十月十四日　平岡石見守〔華押〕（巻頭花押四九）

禁制　𨑕宮

一、殺生之事
一、牛馬放飼之事
一、伐採竹木之事

右違犯の輩於有之者、可被處嚴科者也、仍下知如件。

慶長六年六月朔日　稻葉内匠頭通政〔華押〕（巻頭花押五〇）

爲社領備前國上東郡金岡村之內十石之事、被成御寄附候、屹彌於神前、國家安全武運長久之御祈念、不可有懈怠之旨被仰出候也、仍狀如件。

慶長六年六月五日　稻葉内匠頭〔華押〕（巻頭花押二九）
杉原紀伊守〔華押〕（巻頭花押三〇）

上道郡金岡村𨑕宮神主

中尾村。六社大明神祠官三宅平内所藏

六社大明神社領之事

一、高八石也　上東郡居都内

右内　四斗八升は　屋敷定
　　　七石五斗貳升は　田畠

右如書付の田畠の上中下を引合、六社大明神の神主に可相添、然ば代官高辻に引相殘、以可遂算用者也。

文祿四年十二月吉日　秀家（華押）（卷頭花押三八）

輕部惣左衛門どのへ

居都六社大明神社領帳書出之事

合

屋しき	四畝十分	四斗七升七合	北方の内四二郎
一、所田	八畝二十八分	九斗八升	藤いの三郎右衛門
一、同	一之六畝	一石七斗六升	鐵の新七郎
一、同	一之	一石一斗	作助次郎何七郎
一、同	四畝十二分	七斗九升二合	宿の宗五郎
一、同	四畝三分	四斗五升	くろがね與三郎
一、所畠	七畝	二斗一升	北方の内喜介
一、同	一畝	九升	北方の内同じ
一、同	一畝十五分	九升	北方の内同じ

一、同　一之　一石四斗　佐方の內中尾甚右衛門
一、同　五畝　三斗　北方の內平左衛門
一、畠　二畝　二升　同　同じ
一、同　七畝　二斗一升　同　同じ
一、同　二畝　一斗二升　北方の內中尾與左衛門
但、屋しきかけ
田畠辻八段三畝八歩也　分米七石九斗九升九合也

文祿四年明正月十三日　長紀內池田與右衛門 [華押]（卷頭花押三五）
中尾ノ神主頭　岡城內富山又右衛門 [華押]（卷頭花押三六）
富肥內德藏彌五郎 [華押]（卷頭花押三三）

吉井村。石津大明神祠官岡井越前所藏

石津宮及大破の條、分領中の義、隨分勸進候て可有再興、不可有油斷事簡要に候。恐々謹言。

四月十七日　直家

東覺院へ

爲社領備前國上東郡吉井村の內十石の事、被成御寄附候、彌於神前國家安全武運長久、御祈念不可有懈怠の旨、被仰出候也、仍狀如件。

慶長六年辛丑六月六日　稻葉內匠頭 [華押]（卷頭花押五三）
杉原紀伊守 [華押]（卷頭花押五四）

上東郡石津大明神神主

右依奉公勳功色々被成斟酌候得共、稻苅前の田二十代（依）永代於而寄進仕候、比上は於子孫別儀有間敷候。
恐々謹言。

永祿七年甲子正月二十三日　重康判

圓通寺へ下る　祖久

私曰。此圓通寺者、本郡八濱村禪宗實相山宗藏寺之末寺、金甲山圓通寺也、當村八幡宮之社僧也、然寛文年中寺者廢、而寺僧者還俗爲祠官、世家傳、此古簡重康者三好家之一族歟。

兒島郡波知村八幡宮祠官南部氏所藏なり

八濱村八幡宮古き棟札

大願主權律師增賢　大工名不見

上棟　八幡宮　應永三十四年歲次丁未十月二十七日　一統衆等敬白

御遷宮日十二月下旬

上棟　永正十二年歲次乙亥五月八日　瓦上棟同六月一日　大願主長秀

御遷宮渡二月二十四日　瓦師　大工加茂惣衛門　小工二人

御遷宮渡同七月二十七日

上棟　文明六年大歲甲午八　遷宮導師金剛寺長舜職衆十八口　大願主傳燈阿闍梨長舜他官下迄人數

御遷宮同八月十二日　□（一字欠）月三日　工四郎兵衛門三十九人　御奉加人四十餘人　鍛藤衛門　小工新九郎　小工一人

大工　藤原四郎左衛門重宗　小工十一人　元和丙辰年

奉當社上葺　供養導師金剛寺社僧本禪定坊幷大檀那荒(居)を丹州頭 小泉七左衛門 理衛門尉 孫兵衛尉 彌惣衛門尉
霜月十一旬

大工　藤原安四郎左衛門尉　二郎兵衛
理安公 清左衛門
八幡大菩薩奉棟上　大願主山下 祐德公 平兵衛
理衛門
棟梁　藤原源左衛門尉　重兵衛

于時天正十二年
金剛寺長雄敬白
丙戌七月吉日

棟札裏に
年行事 次郎兵衛 平兵衛 理右衛門・重兵衛

宮渡二月二十二日　大願主　濃州住加加(賀カ)
上棟　八幡宮　慶長十二年歲次丁未卯月二日　遷宮導師快乘曼荼羅　供導師秀雄　職衆六口 大工 安田新十郎 小工一人 敬白
御遷宮同卯月二日　上葺 本川宗兵衛尉、美郡淵本彌兵衛尉 本家一統衆等、鍛與衛門　奉加人理安公　小工一人

同郡小串村。　祠官筒井氏所藏

厥后無音之處、芳簡披見本望に候、殊錫瓶再提如書中見來祝着に候、每々恩情不知所謝候、就中貴慮之義連年無疎意事に候條、彌可及相談候、近日佐和山移城候節に、期音向委曲南餉助中殘之通可演說候。　恐々謹言。

六月七日　　　信　長［華押］（卷頭花押五五）

筒井順慶御坊

私に曰、祠官筒井氏先祖は、筒井新兵衛といふて、筒井順慶の妾腹の子也、播州印南郡魚崎村といふ所に、此妾の兄南石餉助と云者あり、彼の所へ順慶の妻は行て出生し、後當村へ移り、已來筒井氏を稱して祠官となり、信長公より順慶への書狀、幷、順慶より餉助への書狀今に所藏す。

爲音信雉子給候御懇の義悅着候、猶中音可申候。　恐々謹言。

十一月八日　　順　慶［華押］（巻頭花押五六）

南　石 遣し候

林村
十二所權現宮寶藏

備前國兒島の內波佐川庄の事、隨天平聖主之永勅、再令寄與長床か〔加〕午全任古往之旨趣、被復領候、累訴積欝令遠察候也。謹言。

九月十九日（私に曰、承元四年也。）　在　判　（私に曰、實朝將軍。）

五流中

備前兒島郡之內、波佐川庄之事、佐々木兵衛尉盛綱法師被寵地頭職候畢、以此旨可令披露長床給之由、鎌倉殿御消息候也、仍以報達如件。

承元四年九月十九日　散位中原在判

眞瀧坊法眼御房

長慶三年正月二十二日　後鳥羽院御影を奉納之時

雪ながら山とも霞むゆふべかな　宗祇
ゆく水遠く梅にほふ里　肖柏
河風に一むら柳春みえて　宗長
まもれ君その言葉の家の風道なきかたに吹まよふとも　宗祇

備前國兒島熊野十二所權現幷當知行神領三箇村　林庄・大打庄・曾原庄・事

一、敵味方亂妨狼藉の事　　一、社中へ新儀申掛事

一、右二ヶ村竹木伐採事　一、軍勢陣所の外平生不可寄宿事

一、從藝州用談外非分申懸事　以上

永祿十一、十月廿六日　毛利少輔太郎輝元在判

毛利陸奧守元就在判

私曰、聖護院道應親王、毛利家へ當山靜謐の下知を頼みたまふ時の制札也。

肥後國佗摩郡之內、井河尻庄之內御神領之事、如先例御執納可然候、堅固可申付候。恐惶謹言。

七月十七日　民部少輔親俊　私曰、民部少輔は、肥後國熊本城主鹿子木親俊也。

尊瀧院御同宿中

吉備溫故秘錄　卷之四十四（古篇一）終


鷹司兼平
閑齋
僧寳永
家康
左近衛權少將
兼大介木朝
目代
僧辨快
目代沙彌
目代 對馬守
頼朝
僧寳永
僧辨快
目代
案主 菅野
知家字惟宗
別當相模守
平朝臣
書博士
中原朝臣
散位
藤原朝臣
惣大判印代々
惣大判印代々
武藏守平朝臣
北條泰時
目代雅樂允
惣大判印代々
北條義時
平時盛
平重時
相模守重時
越後守時盛




76 左近将監
77 沙彌尚西
78 法眼定昇
79 比丘尼善阿
80 公文
81 目代
82 左兵衛尉
83 沙彌了宗
84 若狭守
85 豊後守
86 沙彌聖信
87 基景
88 須々木中行景
89 田原助右衛門平朝
90 大渕修理進行廣
91 寺尾右京進永能
92 須々木四郎盛行
93 森彌次郎
94 横瀬藤左衛門
95 原平衛門持家
96 伏見藤左衛門親朝
97 須々木新四郎信行
98 原龍兵衛政家
99 原六郎左衛門朝秀
100 原七郎左衛門長家
101 原孫三郎基宗
102 原弥九郎則陰
103 原藤兵衛行秀
104
105 岡崎四郎左衛門秀久
106 伏見藤右衛門能郷
107 友興
108
109 三郎兵衛秀家
110 則宗
111 宗助
112 伏見五郎四郎政能
113 秀家
吉秀



光家
光 家
綱家
綱 家
綱
吉
吉 綱
宗吉
宗 吉
直 照
光 景



四行目

吉備温故秘録　卷之四十五

大澤惟貞輯録

古簡　二

寺院　一

磨屋町。金光山岡山寺觀音坊所藏

岡山寺住僧尙秀申、爲隆愼法指己沽却、免田下地不宛給、比主得分昭（明カ）事記、副白書如此、所申無相違者、可止違亂、若又有子細、可明申候由、可被下知、別て同  仍執達如件。

[華押]（卷頭花押一）
私曰、此花押は鷹司家の元祖兼平公。

七月三十日　相□貞言

備前國御目代殿

磨屋町。藥師院寺中金剛寺所藏

須磨寺櫻

此華江南所無也、一枝於折盜之輩者、任天永紅葉之例、伐一枝者可剪一指。一義經之文、辨慶之印判。

私曰、當寺に弘法大師頭髪記あり、元來此記は、磐梨郡小川山常念寺に所持せしが、今は當寺にあり、然ども證とするにたらず、故にこゝに記さず。

須磨寺櫻

筆見せ候彼旨無類筆所持故難極候、併義公之文辨慶印判、御秘藏有之、尚重て可申承候。　恐惶謹言。

五月十一日　　閑　齋　[華押]（卷頭花押二）

私に曰、竪文にて上書如是。

吉祥院御同宿中　　東山如雲

仁王町。佛住山蓮昌寺所藏　元來は、御野郡津島村内奧坂の妙善寺にありしが此寺、寬文年中廢して、後蓮昌寺有藏せり。

福輪寺御堂上葺事日實被題申候、面々少佛事御志の人々しあいたがいに勸進にて、助成合力候はゞ、更一宇興行勝川たるべく、夫須達長者が精舍をつくり、何百の塔婆をたてし功德にもすぐれ候べきか、彼者長者也。又大王也。面々一紙半錢といふども御合力候はゞ、其功德莫大なるべく候、昔の貧女金錢をはくとなし、ふるき佛の御面像を綵色候へしかば、功德轉々して、大長者の家にむまれ、後には佛弟子となり、大迦葉尊者と申候へし也。面々御合力にて後上葺造營候はゞ、粗此功德にあいおなじく候。

十二月十八日　　大　覺

西國御門徒中

小原町。光清寺所藏

東照神君之御書

芳翰披見、祝着之至候、仍爲音信、大高檀紙送給候、喜悅候、委曲使僧申含候條、令省略候。　恐々謹言。

後九月二十一日　　御　名　[華押]（卷頭花押四）

光　清　寺

私に曰、貞享元年將軍家の臺命にて、參河記改正あるによつて、諸國にて所持したる神君の御書御感狀、其外、由緒等書出べしとの事也、是に依て當寺所藏の此御書を奉る。光淸寺書上の文をも爰に記し置。

此御書當時四代巳前順知と申住僧の時、權現様九州御下向の節、當寺御一宿被成候、其後爲御禮、使僧を以、大高檀紙一束差上上に付、其禮之御書御祐筆之手御判御直判也。本多中務殿より御念比の御添状も御座候由、此状は今程失せ候て、寺に無御座候。

扨御書に、此添書を、一所に關東へ奉られしに、本書は御入用になし、寺に秘藏すべしとて、返し賜りて今に所藏せり。

御野郡金山寺村。 銘金山觀音寺所藏

目代 [華押]（卷頭花押六）

件樹木伐事、任先例、早々令停止畢、坊□□（虫喰不見）如件。

金山寺住僧等（寺カ）解申請留守所裁事

請被殊蒙鴻慈 住（任カ）先司先々司之例裁免下給、院内林樹木、御野堺斬右在廳并百姓等申下御廳宣被擬功用子細之狀。 副進先々司御任御廳宣一通。

右謹撿案内金山寺者、是報恩大師建立、觀音靈驗地也。毎年毎月日々時々之佛神事行法等、亘多而奉祈聖朝國吏留守在廳、於松子鶴龜院內樹木偏爲佛院莊嚴神明嚴餝之新（料）也。全非住僧衣食依怙之新、而或致於猛惡或任盜心名功取仕之間、樹木使少減壬、僅所殘堂舍主邊計也。爰傳承之條在廳並百姓等、申下御廳宣金山林悉可切用云々。光祿（緑カ）貧道之極之上彌被致在廳於阿儻者、依何片時上意可勤行佛寺等仕哉、望請留守所、且爲佛法興隆、且爲御願成就、令禁新、林切取候輩紛者、將仰正道憲法之嚴、彌奉祈御一家繁盛之山仍注子細誠惶誠恐謹言。

仁安三年二月二十日　金山寺住僧等 上　僧快圓　僧相遲　僧嚴雲

件寺別當職、依請令停止之可被付寺家之状、依八條殿御萬之附下知如件。

[華押]（卷頭花押七）

備前國金山寺住僧寺解申請國裁事

請被特蒙國恩、住(任カ)先例被停別當職、以佛聖田一町如本付寺家、宛佛聖燈油料子細狀。

右謹撿案內、當寺者報恩大師建之、千手千眼靈地也。所謂淸水寺觀音同木異體之靈像也。因茲都鄙雖異十九種之利益、遍被山海雖遙三十三之化用旁及、就中淨行禪徒止住此處、顯密敎法繁昌、其地然間代之寄□(虫喰不見)恭敬無他、爰近古國宰造七佛藥師靈像擧安置(誤カ)此寺之尅、寄進二町免田宛備萬代佛聖、而今忽被補別當職之間仕新田一町容被被收公畢。慧燈何以挑之、供物何以備之、望請國裁早停新儀之別當職、如本爲寺僧之沙汰者、廣大御功德、爲息災延命之御願歟、仍勤狀以解。

壽永二年四月　日

僧實　永 [花押]（卷頭花押三）

僧辨　快 [花押]（卷頭花押八）

僧（此下虫はみ見へず）

左近衛權少將兼大介本朝 [花押]（卷頭花押七四）

作□雨□寺□間依請之(處々虫喰不見)

備前國金山寺僧等解申進□□□(虫喰不見)事

請被特蒙國恩、任先例當寺免田二町并末寺笠寺免田一町、爲燈油佛聖當舍造營寄寺家子細之狀。

副進證文一通

右當山者、是報恩大師建立、千手觀音靈場也。所謂淸水寺觀音同木異體、令容恩(即カ)大師手自所造靈像也。星霜年舊、利生日新、年々歲々之勤迎年、而無怠日々夜々之行送日、而有勲乎、少年學徒習對法、有宗之文理、老同年有長談即身頓證之奧旨、加之傳龍猛龍智秘法酌無畏、金剛末流之輩甚以盛哉、所以寄供香煙、鎭燃增上行法鈴音恒響室(堂カ)中、受中地國宰宮內卿藤原愚扶朝臣、偏恃觀音利生仰遺跡效驗、以件免田所被

寄免寺家也。其後近來成當職、依被宛松川加藍莊嚴、既及闕怠乎、就中當寺本堂以去治承二年二月不慮之外合燒失、住僧等悲歎不可稱計、元錄禪聖（徹カ）難堪新造雖然力義子寂勢、以同三年八月僅雖令立柱許未造功了望請件免田、限永代寄免寺家燈油佛供莊（サカ）佛前脩造脩理、被遂宿願者、奉祈聖朝國吏留守在廳御願圓滿之由、仍勤在狀以解。

元曆二年八月　日　　金山寺住僧等　上

留守所下　田所可早付寺家金山寺并笠寺佛聖田等事

右件兩寺不可補京下別當職、以被新田所出早可遂本寺修造佛事等之故也。被下國宣之間且一首（有カ）下知之狀如件以下。

（花押）（卷頭花押九）

文治元年八月二十一日　（花押）（卷頭花押一〇）

目代對馬守　（花押）（卷頭花押一一）

件田任先例可致沙汰上は、又有由緒者、可令言上子細の狀如件。

大介　（花押）（卷頭花押七五）

備前州金山寺住僧寺解申進申文事

請被特任代代數任寄免道理如元、免除當寺并同山笠寺佛聖燈油田三町子細之狀。副進代代免判證文三通

右謹檢案內當山者、是報恩大師建立、千手觀音靈場也。所謂清水寺觀音同木異體金峯（令カ）郎大師自作尊像、是霜年舊利生日新也。爰宮內卿藤原朝臣溫扶當州著住之吃（時カ）偏、特觀音利生歸千手應體、專仰藥師悲願顯七佛像、其後曆（歷カ）多年間忽成國領被補（補カ）他別當職、因茲每日佛聖廢於壇上每夜常燈怠於佛前、雖然住僧等年數

致每年每月之勤、乍愁修長日恒例之行、然間遠酬佛事法薫、遂顯觀音利生中地、宰事如元被寄免來處也。代々證文等明白也。御分之時兩人目代不致其違亂、然同御分之間、今春始於件寺佛聖田被成京都別當之條、大訴詔只在斯哉、望請停止新儀別當、如之爲寺家沙汰限永代被寄免佛聖、□(ニカ)道場常燈耀佛前者、彌奉祈金輪聖王體安穩之由、且奉祈國事留守御願圓滿之旨、仍勤在狀以解。

建久三年六月　日　　金山寺住僧等上

件寺別當職依請令付寺家□(虫喰不見)以其料田所當且備燈油佛性利、且可令修造破壞狀如件。

[華押]（卷頭花押一二）
私曰、將軍賴朝公華押と云傳。

備・前・國・金・山・寺・住・僧・寺・解・中・進・申・文・事・

請被殊任數任國判道理如元免除、爲當山本堂幷笠寺修理修造料、田三町子細愁之狀。副進代々國判等案文

右謹檢案內、夫當山者國中第一淸淨深山也。云道場者報恩大師建立也。言本尊者大悲千手也。是淸水寺觀音同木異體之尊也。則大師方便乃手自作之像也。師資結構星霜共年舊、彼此同利生日新也者、草創建立中(由カ)緒本願寄免、子細寺先々證文等、其旨明白也、自茲御分之時兩目代無違亂被免除畢、然於當御任、若被勘返者、嗚呼本堂于今半作也、造功難遂愁歎、尤(切カ)功也、就中當御任者、偏爲佛法興隆之政城利生之冥鑒、應時將顯哉、望請任先例、且爲令法文任件新田如元被免除者、速果遂造功宿願、將奉祈聖主天長地久、御願於國事留守御願累御願矣、兼遠延大悲千手利生遙改慈尊三會出也矣、仍錄在狀言上以解。

建久四年六月　日

金山寺住僧等上

僧實　永　[華押]（卷頭花押一三）

僧辨　快　[華押]（卷頭花押一四）

件去別當職被付候由、定所也可依先例之狀如件。

備前國金山寺住僧寺解申進申文事

請被殊任 代代國司御免判止當寺、京下別當職子細狀。

右謹案、事情件京下別當職、並領內之子細相副代々國司御免判言上先畢、而於五條大納言家御任以後之新免者、可被掛落之由、其沙汰出來當寺領若爲被御任以後之新免者、不可及、裁許之由、聊有豫儀云々、此條寺家之訴未申披之所致也、故鄉者當寺者千手觀音利生之砌、州貴賤歸依之所也、建立年舊靈驗日新、同茲承保之比國司憲輔御仕之時、歸依之至隨喜之餘、造立七佛藥師像、重又被奉安置當寺、之刎（刹カ）早施二町之水田、限期三會之曉自爾以降計國司者二十餘代也、計年紀者百餘箇年也、比條國中古老在廳官人已、下皆以所相知也、五條大納言御任者近年之事也、答爲被御任以後之新免者、其御任以後數代寄吏（字カ）、御時寺家爭可令領知哉、今進彼任以後之免判者、其以往代之國司之御時、偏有歸依敢天牢籠之間依無訴詔不申免判、隨今所進之證文等、雖爲大納言家御任以後之免判、當寺領宮內卿憲輔朝臣御任被寄進之由。代々國判各以龜鏡何及狐疑哉、若爲五條大納言家御任以後、新免代代國判之狀、豈可被裁比詞哉爲往古寺領之由、數代免判之狀並國中古老之所存、誠以焉也、然者領田寺本免之條、不及異儀又別當職事任代代裁判被止者、彌欲專一天下泰平國中國宰御繁昌之御祈禱矣、仍勤狀言上如件以解。

大法師覺有　　大法師寛有

承元四年八月　日　　大法師實圓　　大法師覺惠

大法師快圓

留守所下　可早及寺家沙汰金山寺免田事

右件寺自往昔所被寄進免田一丁九反三十九□（代カ）也、且證文等具也者、止京下別當職、以件料田所出、且備佛粧燈油、且可令修造堂舎之破壊也、相驚公文職致非力貫者、甚不穏便停止其妨偏爲寺家之沙汰、住僧等殊可致聖朝國吏、御祈禱之狀如件。

建曆三年十月二十六日

惣　ゝ　華押（卷頭花押一六）　華押（卷頭花押一九）

華押（卷頭花押一七）　華押（卷頭花押二〇）

華押（卷頭花押一八）　口代ゝ　華押（卷頭花押二一）

將軍家政所下　備前國金山觀音寺僧徒等

可令早停止、寺領四至內甲乙輩、狩獵并伐枯樹林事

右如寺解者甲乙之輩、分亂入山內或企狩獵、或伐枯樹林、更不拘制、法還及監惡之間、寺中不靜行法退轉云々、事若實者甚以罪業也、早於自今以後者、爲地頭之沙汰寺領四至內加禁制、可令安堵僧徒也、兼又至于違犯輩者、且告觸守護人、且可注進交名之狀所仰如件以下。

建保二年九月二十六日　案主菅野　華押（卷頭花押二二）

知家事惟宗　華押（卷頭花押二三）

令圖書少元（允カ）清原　華押（卷頭花押二四）

別當相模守平朝臣　華押（卷頭花押二五）

遠江守源朝臣　華押（卷頭花押參照）

武藏守平朝臣　華押（卷頭花押三二）

書博士中原朝臣　[illegible]（卷頭花押二六）

散　位　藤原朝臣　[華押]（卷頭花押二七）

留守所　奉免金山寺四至内田畠事

右當寺者、報恩大師之建立、觀自在尊之靈地也、星霜年積利生異他云々、然者尤可奉歸依事也、麥（爰カ）住僧等彼四至内近年閲□（虫喰不見）最少之田畠取付、此入應輸之地者、佛應難測之、住僧愁吟之基者、歟者以件田畠永爲馬上免、欲令宛甲當寺佛性燈油料矣、事不幾之上本自非指公役、勤濟地强不及國損歟、仍佛性燈油料可奉免如件。

惣大判印代々　[華押]（卷頭花押二八）

惣大判印代々　[華押]（卷頭花押二九）

建保三年十二月　日

惣大判印代々　[華押]（卷頭花押三〇）

惣大判印代々　[華押]（卷頭花押三一）

惣大判印代々　[華押]（卷頭花押三五）

目代雅樂允　[華押]（卷頭花押三四）

如申狀先尤不便、所詮任先例可被致沙汰之狀如件。

武藏守平　[華押]（卷頭花押三三）
私に曰、北條泰時。

將軍家御祈禱所　備前國金山寺住僧寺解申請國裁事

請被特任代代免判被停止、別當幷公文職如本付、寺家當寺佛料田貳町、又當山四至内最少分馬上免等子細愁狀。副進代々免判等案文

右謹案事情當山者、是報恩大師建立千手觀音現所也、故大師自之斤（斧カ）顯觀音靈像效驗越他利生殊勝、依之參詣之輩、必預利益促願之類定滿所願、然間近古國吏仰觀音悲願被寄進當山、於三町免田内一町者、末寺

笠寺分宛畢、其後代々國史被免來之處、此御時被成下別當職免田頭例之間、挑燈明於佛前不備供、是於檀上住僧等爲別當、亂妨忘安堵、思既可闕日夜之勤、尤無愁嘆限、何況末寺笠寺免田如元蒙御免畢、本寺金山之燈油田可被勘落哉、又當免田號公文職不蒙國裁、一町內三段押領仕條甚以不隱便、同欲被停止之輩四至內最少、馬上免者自本指非應輸地爲新開發、故前々國吏被免畢、然當御時爲鄕(師カ)司幷國本地主等、被勘落事此文住僧等所愁吟也、且燈油田馬上免、並公文停止代々免判案文等顯然也、可御還(マヽ)述候哉、就中當山者蒙可爲將軍家御祈禱之仰、既及數十年、進御卷數於關東于今無懈怠、然者住僧等當御時者、仰可蒙御憐愍之旨處判役古寄進免田仁被別當職、成下事文訴也、望法殿代々無判彼停止、京下之別當並公文職、件燈油一町九段卅五代(依)、又依前例之免、判並地主之放文之狀、寺內家少分馬上免等、如元可爲寺家沙汰由、蒙御裁許者仰憲法之貴彌奉祈。聖朝國吏殊將軍家御願圓滿之由、仍粗錄在狀言上如件以解。

貞應元年十月　日　　金山住僧等上

可令早任度々御下知旨停止備前國金山觀音寺寺領四至內武士幷甲乙人狩獵狼藉事

右當寺者、爲將軍家御祈禱所被停止、武士幷甲乙人亂入獵狩狼藉經年序畢、而令違犯之輩出來云々。事實者甚不當也、早守度々御成敗之旨可停止件等狼藉也、若猶背制法者、直可注進交名狀依仰下知如件。

貞應二年二月三日　　前陸奥守平 〔花押〕（卷頭花押三七）
私曰、北條義時。

將軍家御祈禱所、備前國金山觀壽寺住僧等申、二箇條事訴狀如此、所詮云守護代云地頭代、不可有自由、新儀任寺僧等所給之度々、關東御下知狀、不可有狼藉縱雖有子細、可言上事之狀如件。

貞永元年閏九月二十六日　　掃部助平 〔花押〕 時盛（卷頭花押三八）
駿河守平 〔花押〕 重時（卷頭花押三九）

備前國金山寺住僧等申、爲守護幷地頭等、寄事於左右令成路次往反□（煩カ）由事訴狀如此、何樣事哉、所申無相違者、可止□（煩カ）也、若又有殊子細者、可令辨申之狀如件、

仁治二年六月十一日　越後守 [華押] 時盛（卷頭花押四一）

相模守 [華押] 重時（卷頭花押四〇）

守護所代

菊万解申沽渡進金山田私領瓦書

合　貳段　宛直能米貳石。　在伊福郷高山里十一丁。

右件私領金山田、依有直物要用限永年、末延御名所沽渡進實（うり）也、但不可有他人之妨者也、仍爲後日沙汰證文以解、但本劵新劵以解。

寬元四年正月二十九日 [華押]（卷頭花押三六）

件直物如員請取畢（花押不見）

備前國金山觀音寺住僧等申爲三郎五郎左衞門尉佐信稱當寺領地主令張行申事

右如寺解者當寺者爲關東御祈禱所、如建保二年九月二十六日、關東御下文者、甲乙之輩令亂入、山内或企狩獵、或伐樹林、甚以罪業也、爲地頭之沙汰加禁制可安堵、僧徒至而違犯者、且告觸守護人且可注進交名云々、所詮如貞應三年二月三日同御下知者、右當寺者、爲將軍家御祈禱所被停止、武士幷甲乙人亂入狩獵狼藉、經年序畢、而令違犯之輩出來云々、事實者甚不當也、早守度々御成敗之旨、可停止件等狼藉也、若猶背制法者、直可注進交名云々、而佐信稱地主之由、或亂入寺中致地利得分監責追捕、坊舍押取資財、或奪取數多牛馬身代事、仍申下七箇度召文之所終以不參路於損物者雖令糺返之、且被行御下知違背之科、且

欲被停止向後謀計云々、老佐胤佐信等稱三野郡地主之由、於關東令對論、牧野左衛門尉茂綱之日、被召決兩有所被成下之、建長四年九月十日御教書云不帯御下文已下證文無知行證據之間掠給其替之條、罪科不輕、仍捨彼替所之者、召返之可宛給他人也云々、且所掠給之御下文者被召返之畢、其上何可及得分沙汰哉、於自今以後者任被御下知、御教書等狀可停止、當寺領大平井地主號、幷亂入狼藉儀之狀如件。

建長七年五月二十一日　左近將監平 [花押]（卷頭花押四二）私曰、長時。

（卷頭花押四三）

金山寺別當所下　可令早任證文等道理進退領知津島鄕楠本里坪末國名田子細事

右件名田者本主末國依申子細、當年作毛難點定兩方左決之日、爲助綱旁道理顯然也。仍無相違可進退領掌之狀如件。

弘長三年十一月　日

清原清三郎解申沽進所領水田瓦事

合一段　宛直錢壹貫百文。　在津島鄕楠本三十六坪　內但金山寺田也。

右件水田依有直物要用限永年小久成名に所沽渡進實也、本劵文は連劵之間不相（劍カ）令以不可有他人妨、依爲後日佐汰新劵文以解。

文永七年十二月二十六日　清原清三郎 [花押]（卷頭花押四四）

件直物如員請取事 [花押]（卷頭花押四五）

清原清三郎解申沽進所領水田瓦事

合壹段　宛直錢壹貫貳百文。　在津島鄕楠本里三十六坪。　內但金山寺田也。

右件水田依直物要用、限永年小久成名所沽渡進實也、本券文は連券之間不相□（副カ）令以不可有他人妨、仍爲
後日沙汰新券文以解。

文永八年三月十七日　清原清三郎　華押（卷頭花押四六）

件直物如員請取事　華押（卷頭花押四七）

可令早停止備前國金山觀音寺領四至內致武士并甲乙人等狩獵狼藉伐枯樹林事

右當寺者將軍家御祈禱之所、觀世音利生之砌也、依之武士并甲乙人、致狩獵狼藉伐枯樹事、可停止之旨、度々被成關東御下知狀之處、近年有違犯之輩云云、太自由也早可從停止、若不拘制法者、任度々御下知可注申交名之狀如件。

建治二年四月二十四日　左近將監平　華押（卷頭花押五二）

四至內致武士并甲乙人等狩獵狼藉伐枯樹木事

右當寺者、爲將軍家御祈禱所、之間武士并甲乙人致狩獵狼藉伐枯樹木事、可停止之旨、度々被成關東御下知狀之處、近年有違犯之輩云云、甚自由也、早可從停止、若不拘制法者、住（任カ）度々御下知可注申交名之狀如件。

弘安三年四月十七日　左近將監平朝臣　華押　時村（卷頭花押五三）

陸奥守平朝臣　華押　業時（卷頭花押五四）

留守所下　可早任御外題首（有カ）致沙汰金山寺領田兩鄕壹町玖段余事

右就、去四月日寺解被成下御下題併（マヽ）如狀有往古寄免條、無異儀歟、早任申請山京別當職、爲寺家沙汰、以彼兩鄕內壹町玖段余所、尤且備佛性燈油、且可奉成佛像於金色、向後不可者牢籠之狀所宜如件云云、者任

狀所施行如件。

弘安三年五月六日

惣大判官代 [華押]（卷頭花押四八）　惣大判官代 [華押]（卷頭花押四九）

惣大判官代 [華押]（卷頭花押五〇）　惣大判官代 [華押]（卷頭花押五一）

目代右衛門尉藤原 [華押]（卷頭花押五五）

一

[華押]（卷頭花押五八）
私に曰、鷹司家元祖兼平公。

當國金山寺住僧等申、寺免田公文職事、先夏貴得分於中在廳宗眞、可明申之由被仰下之處、于今不申散狀之條御邊清文分明之上は、無陳方之所致歟、於當免田は任代々寄附狀永被付寺家了然ば爭□公文可相決（文）候哉、且先々役（被）寄□（兼カ）之條所進之狀與（于カ）柄焉也、向後早停止、其職寺家一圓可致沙汰之狀、就國宣執達如件。

弘安七年七月二十四日　大學助能重

備前國御目代殿

金山寺住僧等申、寺免田公文職事向後停止、其職寺家一圓可致沙汰由、去七月二十四日國宣今月七日到來、任被仰下之旨所施行如件。

弘安七年八月七日　目代左衛門尉藤原 [華押]（卷頭花押五六）

金山寺住僧等申、寺免田百姓等年々有限之所、當未濟事、去月二十四日國宣如此申、任被仰下旨以廳下郡可致責渡、寺家之號公文得分之、抑留分被宣申以來を、同任國宣可被責渡、寺家之狀如件。

弘安七年八月七日 [華押]（卷頭花押五七）

小目代殿

華押（卷頭花押五九）

金山寺住僧等申、在廳宗眞稱損田分號公文分、抑留守領所當由、事訴狀具書如斯、於當田者任薫例被寄免畢公文職日被付、寺家之義宗眞右叙用、度々國宣寄事於左右、抑留若干所當之條々被國命違背之造（道〇）意之佛物已用之所犯不可不被滅、仍村宗眞凡（領）作之下地者爲寺家一圓（進止）金山、向後不可有牢籠樣、可令下知雖遂年抑留所當は守寺家住文相別使は別ニ所下郡速可被責渡之旨、國宣所候也、仍執達如件。

弘安十一年二月十八日　　掃部助　盛隆

備前國御目代殿

華押（卷頭花押六〇）

當國金山寺住僧等申、寺免田百姓等、年々有限之所、當未濟云々、太無其謂所詮、以廳下部速可致責渡、寺家之由、國宣所下也、仍執達如件。

七月二十四日　　大學助　能重

備前國口代殿

華押（卷頭花押六一）

金山寺住僧等申、當寺免田公文職事、訴狀具書如此、如狀者停止當職之條無子細哉、而宗眞上京別當之例號所職被得分歟、甚不可然但置と計得分村中相良宗眞所存者、可被注遣隨覈狀可有御計之由、國宣所以也、仍執達如件。

十月十三日　　大學助　能重

備前國御目代殿

華押（卷頭花押六二）

公文得分被抑留分役総中以來、先第一可致責渡寺家之由、同被仰下候也。

留守所下　可早任被仰下旨致沙汰公文職并下地等事

右國宣狀偁金山寺住僧等中、在廳宗眞偁損田分號公文分、抑留寺領所當田事附狀具書如此、於當田者任舊例被寄免畢、公文職同被付寺家茅處(ヵ)宗眞不叙用、度々國宣寄事於左右、抑留若干所當之條、被國命違背之造意之佛物、已用之可犯不可不被滅、仍宗眞領作之下地者、爲寺家一圓進止向後不可有牢(ヵ)籠之由、可被下知給分、年々抑留所當者、守寺家注文相別使者、於二品下部速可被責渡候旨、國宣所候也云々、仍所被執行如件。

弘安十一年二月二十三日　目代沙彌　[華押]（卷頭花押六六）

[華押]（卷頭花押六三）

金山寺免田內久成下地分一町二段肆十代事

合

伊福鄉高山里十四坪玖(九)段五代、加公文給(マヽ)二段定。　寺家分　五段二十五代　南寄　久成分　三段三十代　小寄

津島鄉楠木三十六坪三段三十五代同。　寺家分　二段十代　西寄　久成分　一段二十五代　東寄

右件免田以和與之儀、相互所配分也、然者於久成有者、自寺家方不可懸所當米至寺分者、久成又號名主不可相綺者也、但此內伊福鄉九段五代地頭給加藤並公事錢者、二家御沙汰落居之程、付下地相互可致其沙汰也、仍爲向後和與之狀如件。

正應二年三月十一日

行事能　源　[華押]（卷頭花押六四）

執當法眼　良忠（華押）（卷頭花押六五）
私に曰、實に此書付有。伏見院御宇の中署錄記日六にのす、大塔宮執當嚴法印良忠在判。

院主權少僧都俊（俊カ）增

久吉沽渡進水田事

合三段三十代者。　宛直錢十二貫文。　在伊福鄉高山里十四坪。　金山寺免田地主得分田也。

右件田者元久成名久吉相傳領也。而依有直物要用所令沽却、金山遍照院實也、向後全不可有他人之妨者也、但於地主職本證文等者、依爲連券不相副之、寺家和與狀者、所返別也、仍爲永代新券文以解之狀如件。

正安三年十一月十八日　久吉（華押）（卷頭花押六八）

件直物如員數請取畢（華押）（卷頭花押六八）

備前國金山寺引（マヽ）聾（マヽ）新田事

合二段者。　在弘西（北）鄉所方菅原里十二坪也。

右件田者、雖爲吉備津宮興法講免內地主得分田、任本主淨心任遺言之旨、於彿陀施入之爲金山寺引聾新田之由、寄進狀分明之上者、向後更不可致、地頭方違亂妨者也、仍爲後日下知如件。

德治二年二月六日　地頭沙彌（華押）（卷頭花押六九）

金山寺寄進　每年正月七箇日夜不斷千手供養法佛性燈油田事

合水田二段者。　在上道郡菅田里二十一坪。　惣社宮長日法華經免田也。

右當寺寄進志者、每年彼勤行雖爲丁寧、精勤爲無緣之興行之間、以（ワカ）麥勵無力以政有相傳私順田相副手繼狀等、可令寄進于當寺佛前也、於無主地至て盡未來際爲寺領、永不可有相違、然者一觀（現カ）現當所聞滿子孫繁昌□（殊カ）心中所願速疾滿足壽福增長現世安穩後生善處乃至法界衆生平等利益者、各以信心彼行法之時可有

祈請、仍爲後代捧寄進狀以解。

正和元年壬子十一月二十三日　平政有 花押（卷頭花押七〇）

矢部三郎殿　私曰、付紙也。

金山觀音事　奉寄進田地事

合一段　在牧石鄉上村田谷里十八坪。　彌重吉名二段十代内　東寄

右田地爲現當二世所願成就、當寺引聲（マヽ）新田限永代所奉寄進實也、雖爲子々孫々於致違亂妨仁者、可爲不孝之也、彼坪者別募地頭繪圖之間付、公私不可有御公事、仍爲向後龜鏡之狀如件。

正和二年三月十八日　丹治宗行 花押（卷頭花押七二）

須々木惣領　私曰、付紙。

金山寺寄進　每年正月七箇日夜不斷千手供養法佛性燈油田事

合一段者　在幡多鄉畠田里十九坪也。

右當寺寄進志者、每年彼勤行雖爲丁寧精勤爲無緣之興行之間、以委勵無力以政有相傳私領畠副手繼狀等所令寄進于當寺佛前也、於無主地至て盡未來際爲寺領、永不可有相違、然者二親現當所求圓滿子孫繁昌絆心中所願速疾滿足壽福增長現世安穩後生善處乃至法界衆生平等利益者、以各信心彼行法之時可有祈請、依爲後代捧寄進狀以解。

正和三年甲寅四月十一日　平政有 花押（卷頭花押七三）

禁制

備前國金山觀音寺

可令早停止寺領四至内武士幷甲乙人狩獵狼藉事

右當寺者、爲將軍家御祈禱所、關東六波羅代々被下御下知被止、守護地頭亂入狼藉畢、而近年甲乙人等動乘馬横行、寺中放鷹狩獵領內、或塞路次妨往反、或伐樹竹發鬪諍、因茲寺院不靜行法退轉云々、太不可然於自今以後者、因可停從止也、若有猶違犯之輩者、可注申交名之狀如件。

元亨三年二月十三日

左近將監平朝臣 [華押]（卷頭花押七一）

常葉駿河守範貞

陸奥守平朝臣 [華押] 推貞（範カ）（卷頭花押七五）

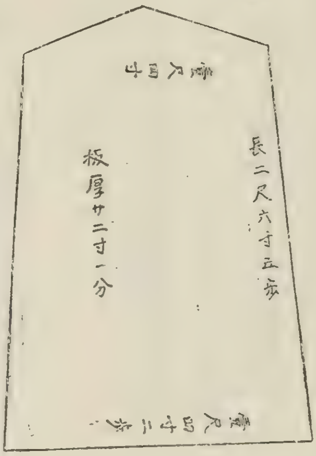
此制札の裏書

宗　入道眞行　判

奉行人

清　書　重基　舊

私に、曰右制札板寸尺此に圖す。



備前國金山觀音寺執當良具代良覺申、監妨所務由事、置所狀具書如斯、來月十日以前尼慈妙代、助房相共可被參決也、仍執達如件。

元德三年五月二十日

西六波羅南方時益　左近將監 [華押]（卷頭花押七六）

北方仲時　越後守 [華押]（卷頭花押一五六）

加治五郎三郎殿

寄進金山寺正月不斷千手供料田事

合一肥　在弘西鄉菅原十二坪、先寄進引聲田一具下地也。一宮興（興法）任講免地主得分四段內也。

右地主得分田寄進之世傳承每年正月七日七夜行法者、不冷座大悲咒者、不絕聲音勤行云々、爲無雙殊勝之御勤之間、且爲過去二親成佛得道且爲現在子孫息災增福永代令寄進者也、而此下地者、爲地主得分之間、無一塵之課役地也、向後末代親地之中、自然致違亂煩者、可爲不孝之重罪、仍而後日寄進之狀如件。

嘉曆三年戊辰六月二十日　沙彌尙西 華押（卷頭花押七七）

法眼定昇 華押（卷頭花押七八）

比丘尼善阿 華押（卷頭花押七九）

津島鄉金山寺免田地本破付事

合

楠本里三十六一町　燈油田。此外餘田無之。

右破付之狀如件。

曆應五年三月　日　公文 華押（卷頭花押八〇）

當國伊福鄉內、金山寺燈油免田事、自往古無地頭違亂之由申之、而寄事於左右致其煩云々、太以不可然、所詮令停止彼妨任先例、令寺家知行佛事等、可被勤行之狀如件。

正平六年十一月四日　日代 華押（卷頭花押八一）

禁制　備前國金山觀音寺

早可令停止寺領四至內甲乙人等亂入狼藉致狩獵伐取樹竹事

右當寺者、爲累代將軍家御願所上者、甲乙人等乘馬横行、門內致狩獵伐取樹竹事、固徒可令停止、若於違犯之輩、於來者直可注進交名之狀如件。

應安元年十一月　日　　左兵衛尉［花押］（卷頭花押八二）

定置　金山觀音寺事

右於當寺寺（者カ）孝謙天皇勅願寺將軍家之御祈禱所、本尊者是法恩大師御自作、千手千眼也、抑我等失所自當國へ下向以來號氏寺、然則幼少之時者、辨黑白之理非長大後者、懸祈禱於當山、而於現也息災安穩於祈伽藍、致末期成佛得道於奉憑本尊者也、爰及來世曉季（末カ）不知此子油（細カ）、子孫一族等幷不知案內之新參・中間・下部等、於寺內小法師原同東坊至て大平井之下人等、寄于事左右、爲市町路次當夫役、無是非之子細召遣事出來歟、此等子細可被停止、依之向後一族同領內之百姓、至于中間下部等、寺中之竹林山木於不可伐取、寺僧山里上下共加制止、可致守護、爲後之將來之禁、定置之狀如件。

應安三年三月十八日　　沙彌了宗［花押］（卷頭花押八三）

奉寄進備前國金山寺、々領散在代官職事相嗣代々、國宜同相續與證、幷須々木大貳公讓狀、爲父母孝養次子孫繁昌祈禱所、奉寄進當寺本尊也、全以不可有親類他人之中違亂妨、仍爲後日寄進狀如件。

應永十一年十月八日　　沙彌聖信［花押］（卷頭花押八六）

備前國牧石鄕內金山觀音寺執當職事、去文安二年被沙汰付、須々木大進公對寺家不致興隆、剩至佛供燈油及闕如之由、衆徒等一味歎申之、就去侍從公經算任代々支證之旨、如元爲當寺執當職、專興隆於公私御祈禱、無退轉可被致其沙汰者也、仍執達如件。

文安五年六月一日　　若狹守［花押］（卷頭花押八四）

五箇寺事任去三月十四日御奉書之旨、五箇年中諸役御免許之段、令存知訖(おはんぬ)、仍狀如件。

文明四、十月三日　基　景 [華押]（卷頭花押八七）

金山寺　私に曰、表上に 浦上六郎兵衞殿 御書案

禁制　金山寺

一、軍勢甲乙人亂入狼藉事　一、山林竹木剪採之事　一、諸勢兵粮等相懸事

右條々若於違背族者、堅可被處罪科者也、仍下知如件。

文明十五年十二月日　因播(幡)守

豐後守 [華押]（卷頭花押八五）

定掟之事　金山觀音寺

右當寺者、將軍家幷守護之御祈禱所也。抑我等先所々遣文に、寺家山林竹木等堅守護可申候、然則一族中鄕內諸侍百姓（已下中間・下部等）。於寺內同大平井に、山林竹木伐取諸狼藉之儀、堅令停止者也。若背此旨有輩者、則可至罪科者也。萬一此條々を違申候者、謹請言本尊千手觀音・鎭守山王權現・弓矢八幡大菩薩・大小神祇等、御罰可蒙候。於向後者許事も、無御等閑可申通候。然上は鄕內上分之村繁昌之御祈禱獎入候者也。仍運判之狀如件。

長享三年卯月日

須々木中行景 [華押]（卷頭花押八八）　大淵修理進行廣 [華押]（卷頭花押九〇）

田原助右衞門正朝 [華押]（卷頭花押八九）　寺尾右京進永能 [華押]（卷頭花押九一）

須々木四郎太郎盛行 [華押]（卷頭花押九二）　森彌次郎 [華押]（卷頭花押九三）

橫瀧藤左衞門 [華押]（卷頭花押九四）　須々木新四郎信行 [華押]（卷頭花押九七）

定掟之事

金山觀音寺

右當寺者、將軍家幷守護之御祈禱所也。抑我等先所々任置文に、寺家山竹木末堅守護可申候。然則一族中鄕內諸侍百姓已下中間・下部等、於寺內同大平井に、山林竹木伐取諸狼藉之儀、堅令停止者也。若背此之旨有輩ば、則可致罪科者也。萬一此條々まで違申候者。謹請言白。本當千手觀音鎭守山王權現・弓矢八幡大菩薩・大小神祇等、御罰可蒙候。於向後者、何事も無等閑可申通候。然上者鄕內上下之村繁昌之御祈禱奬入候也。仍連判之狀如件。

長亭三年卯月日

伏見藤左衛門親朝 華押（卷頭花押九六）　原龍兵衛政家 華押（卷頭花押九八）

同六郎左衛門朝秀 華押（卷頭參押九九）　同孫三郎基宗 華押（卷頭花押一〇一）

同彌九郎則蔭 華押（卷頭花押一〇二）　同藤兵衛行秀 華押（卷頭花押一〇三）

同三郎兵衛秀家 華押（卷頭花押一〇九）　同平右衛門持家 華押（卷頭花押九五）

伏見五郎四郎政能 華押（卷頭花押一〇八）　岡崎四郎左衛門秀久 華押（卷頭花押一〇五）

原七郎左衛門長家 華押（卷頭花押一〇〇）　伏見藤右衛門能鄕 華押（卷頭花押一〇六）

備前國金山寺境內之下牧村境相論事、差遣伏見備後守・雄島備中守等撿知之處、下牧村申非據條、任寺家理運浦上掃部助成敗之旨注進到來、早如舊規可被進候由也。仍執達如件。

明應六、六月十八日　友興 華押（卷頭花押一〇七）

則宗 華押（卷頭花押一一〇）

當寺衆徒御中

金山寺與下牧村堺相論事、文證依明鏡去十八日以御奉書寺家候、被仰付上者、任先規之旨可有領知之狀如件。

明應六、六月二十四日　宗　助　華押（卷頭花押一一一）

當寺衆徒御中

禁制　ひらせ（牧石）鄕內金山寺

一、軍勢亂妨狼藉之事　一放火之事　一、苅取田畠事付對地下人不謂族申懸事

右條々堅令停止事、若違犯之輩在之者、速可處嚴科者也。仍下知如件。

天正十年三月　日　筑前守　華押（卷頭花押一五二）

爲當表見廻銀子壹枚到來祝着しめ、乍去傳敎大師御廟造營之由、いかゞに候へ共銀子返進の當委細施藥院より被申候。謹言。

卯月十七日　秀　吉　華押（卷頭花押一一五）

遍照院

卷數幷靑銅百疋到來悅思食候、猶施藥院可申也。

九月八日　華押（卷頭花押一五四）

遍照院

爲祈禱配帙幷靑銅百疋到來悅覺候、猶施藥院可申也。

十二月九日　華押（卷頭花押一五五）

遍照院

諸山寺之事、如前之寺領等相違在間敷候、勤行無懈怠勤之、國家安全之祈念不可有油斷事肝要候、仍執達如件。

天正十六年八月二十七日　秀　家　[華押]（卷頭花押一〇四）

諸山寺中

禁制

金山觀音寺

一、寺內四至方至可任先規事　一、山林竹木伐取事　一、於山中殺生事

右條々固令停止訖、若有違犯之輩者、速可處嚴科者也仍下知如件。

天正十七年六月二十九日　秀家朝臣　[華押]（卷頭花押一一三）

以上

びぜんつだかのこをり、すげ村の內にて五十石。

文ろく三、九月十三日　又[華押]（卷頭花押一一四）

びぜんかな山のへんじやうゐん下る

於分國中立還候、寺僧社僧諸役令免許者也。

文祿四年十一月十六日　秀　家　[華押]（在判。同上故畧于此。）

金山遍照院

院家分高野帳　私曰、帳面上紙の書付。

南上樣爲御祈念料御寄進、下牧裝金山分山堺之內、御撿地帳之事。私曰、是より帳面。

一、所田　一反　一石一斗。　下牧の彌九郎　私曰、此中間に百四十二軒有之共大略同事なり。故に略之。
一、所田　三畝　三斗。　九郎衛門
以上
并高辻五十石也　南の　彦兵衛・助次郎・源二郎・二郎太郎・四郎兵衛。以上百姓數五人。
文祿五年十一月二十八日　富松重左衛門　[華押]（卷頭花押一一七）畢付紙十三枚
進上遍照院樣

禁制　銘金山觀音寺
一、喧嘩狼藉之事
一、山林竹木採用付牛馬放飼事
一、禽獸殺生之事
右於違犯之輩者、忽可被處嚴科旨、依仰執達如件。
慶長六年六月九日
伊藤雅樂頭　[華押]（卷頭花押一一五）
杉原紀伊守　[華押]（卷頭花押一一八）
私に曰、右二枚は板の制札なり。

掟
一、當寺境內諸役御免除事
一、山林竹木猥不可剪採事
一、鳥獸殺生并寺內牛馬不可入事
一、亂入狼藉押而不可宿取事
御朱印處堅可守制法者也
慶安三年三月　日

當寺御支證案文等送給しめ、則披見申候、只今雖無其沙汰候、惣別案文にては難有信用候、爲御意得申候次年始御禮等事、五ケ寺從先規卷數計にて御申之通承候、先例其分には可然候、就中近年寄事於左右、臨時課役等申談候由承候、雖爲何時於非分の儀は、夜註（詫カ）候は定て可被加御成敗候、随て爲御□（禮カ）料二百疋送

給候、箇様の御煩努に不可有之候、自然下及など申儀とて、如此御沙汰候哉、近比不謂に則此御使返遣の
候更以佐表白の儀候、併可被專公私御祈禱事肝要候、心事期後信候。　恐々謹言。

十二月二十三日　　則　伊　[華押]（卷頭花押一一九）

金山觀音寺御返報

東給候、金山寺佛性燈油田三反の間事、依代官不案內候、致下地殘の煩の由、返々驚存候、於向後は可止
出候煩の由、可申含代官候哉。　恐々謹言。

卯月二十日　　景　光　[華押]（卷頭花押一一六）

金山寺山林之事、職經制札の旨、自今無相違被作警固候。可然共付向後の所、若違犯之者共候はゞ、可爲
過者之姿御定の由候。尤存候別過錢等者、本堂之造營に可被作候。何角申鞏候はゞ、自此方堅可申付候
爲御心得令啓候。　恐々謹言。

九月二十三日　　中島大炊介行貫　[華押]（卷頭花押一二〇）

行事御坊御衆中參

御寺臨時課役等之事、先規御一行之筋目御列有間敷候由之條、可御心安候。　恐々謹言。

辰五月十九日　　竹原善右衞門家次　[華押]（卷頭花押一二五）

池田彌左衞門家行　[華押]（卷頭花押一二六）

金山行事之坊參

備前國銘金山觀音寺遍照院法度之事

一、天下安全之御祈禱幷國守之祈願不可懈怠事

一、爲東寺不可背本寺之命事

一、諸東寺之住持從本寺、相應之人可令入院事
一、前々宗旨酌法流、坊跡て他宗不可置事
一、一山之住持非常之者不可移置事
右前大相國樣、御當代以御直判申付者也。

寛永三丙寅九月二十八日　山門執行探題大僧正　天海　書判

私に曰、當寺の末寺、有住荷職遍照院より可相定旨、台德院殿御直判を以、被仰付旨慈眼大師之壁書也。

備前國金山寺法度

一、國中四拾八箇寺並隣國法間寺、如先眼例法不可爲闕如事。
一、諸末寺掟之儀、可守慈眼大師先制之首事。
一、當寺之本尊は無隱、爲靈佛之間、每歲一度致開帳可令諸人參詣事。
一、岡山三箇寺之內一坊、減罪可執行宗門之族、累年於他門之廟、所致葬儀非他法事。
一、社家方可守社僧之下知事。
右條々堅相守、此旨不可違背者也。

慶安三年三月二日　公海　書判

私に曰、東叡山第二世御門主、公海之掟書也。

備前國銘金山觀音寺遍照院掟

一、天下安全之御祈禱、並國主之祈願不可有懈怠事。
一、從往古爲密室之間傳法灌頂等、不可有退廢事。
一、備前・備中諸末寺之支配、彌可相守寛永三年九月二十八日、慶安三年三月二日御先判之旨事。
一、寺中末寺東叡山へ訴有之節、先添狀を以可出之、若越訴之輩於有之は可爲越度の旨、可申渡事。

一、寺領境內四至傍爾（ぼうじ）等御朱印之表、並治承四年緣記之通、不可相背事。
右之件々堅可相守之旨、一品宮御氣色之所也。仍下知如件。

元祿十四年辛巳歲七月二十三日　大圓覺院　常然　判
十住心院　上淵　判
十願王院　智周　判

私に曰、此掟者、輪王寺一品宮公、辨之御掟書也。

分國寺社領之事

令寄附訖（目錄別紙有之。）然上者、寺僧・社僧一同、爲國家安全之丹誠不可有怠慢、若於出家之行相、社家之振舞亂違之族者、慥被遂糺明、縱雖爲重代之社人、歸依之僧可被改之、自今以後閣遍照院以自余之人、雖企訴詔、聊不可承伏之、然則伽藍建立佛道修學社頭造營、神道法樂不可有油斷者也。仍狀如件。

慶長九年十二月二十日　照　直　華押（卷頭花押一二一）

遍照院

備前國三野郡金山寺境內、百八十六石六斗餘事

任先規寄附之訖、全可收納、並山林竹木諸役等免除如有來、彌不可有相違者、守此旨專佛法紹隆可抽國家安泰悃祈精誠之狀如件。

慶安元年八月十七日　華押（卷頭花押一二八）

備前國御野郡金山寺境內、百八十六石六斗餘事、并山林竹木諸役等免除、任慶安元年八月十七日先判之旨、進止永不可有相違者、專佛法紹隆可抽國家安泰之懇祈者也。仍如件。

寬文五年七月十一日　華押（卷頭花押一二九）

備前國御野郡金山寺境內、百八十六石六斗餘事、并山林竹木諸役等免除、任慶安元年八月十七日・寬文五

年七月十一日兩先判之旨、進止永不可有相違者、專佛法紹隆、可抽國家安泰之懇祈者也。仍如件。

貞享二年六月十一日　華押（卷頭花押一三〇）

備前國御野郡金山寺境內、百八十六石六斗餘事、幷山林竹木諸役等免除、依當家先判之例、永不可有相違者、專佛法紹隆、可抽國家安泰之懇祈之狀如件。

享保三年七月十一日　華押（卷頭花押一三一）

三野村。金剛寺遍照寺法界院所藏

法界寺寺領之事

一、高十石也　備前三野郡　牧石內

右內　六斗は屋敷定　九石四斗田畠

右如書付之田畠之上中下を引合、法界寺へ本願に可相渡、然者代官高辻引て、殘高辻以可遂算用者候也。

文祿四年十二月吉日　原宗  華押（卷頭花押一二三）

以上

三野郡法界寺爲寺領、以三野村之內高十石、被成御寄進候、彌無油斷御祈念專一候。恐々謹言。

慶長十年十二月二十一日　忝大膳亮景次　華押（卷頭花押一三二）

法界寺

以上

三野牧石村之法界院寺内にて、樹木並竹木伐採之儀、堅御停止に被成候、其御心得何方より申來候共、不可有御承引。　恐々謹言。

二月二十四日　　番久三郎景次　書判同上。

藥師坊御同宿中

寶永元年申七月、津高郡津島村之内さらいといふ所に、一人の六十六部路傍に死たり。何國の人と云事知れず、笈の中をみるに山縣家の系圖、并に右書翰蘭奢待等あり、當寺へ死人持たる品々を御預假葬之引導被仰付、其後たづね來る人もなく、右之品々法界院の所藏となる。此人山縣氏之末葉なるべし。無古簡は當國の事に預らざれば、こゝに記さず。只其年月名字計を記す。已上十五通。

十一月二十八日

毛利元就より渡邊左衛門大夫・同小三郎・山縣備後守への書狀　一通

永祿九年一月二十五日

輝元より山縣備後守への感狀　一通

天正十四年十二月十五日

輝元より渡邊左衛門大夫山縣備後守への書翰　一通

同月二十二日

治部大夫元春佐右衛門佐隆景より山縣本右衛門書狀　一通

秀吉公感狀を久野仁右衛門寫して奥書有狀山縣五郎兵衛當狀　一通

五月三日

天正十五年五月

秀吉公感狀山縣本右衛門當　一通

神君之御印有之書狀、小菅源四郎當　一通

慶長十年七月十三日

秀就宗瑞連判之書狀、渡邊飛彈守山縣喜安當　一通

五月十七日　　亥六月九日

吉川藏人書狀當なし　一通　　万年佐左衞門書狀、山縣勘兵衞當　一通

同日　　亥六月十一日壹通、六月十五日壹通

万年傳兵衞書狀同人當　一通　　松平伊豆守書狀、万年佐左衞門當　一通

六月十九日　　八日二十八日

佐野吉兵衞久滿書狀、本鄕庄三郎當　一通　　高橋長左衞門書狀、松村長右衞門當　一通

赤坂郡黑本村之枝瀧山　日蓮宗藥王山慶立寺所藏　私に曰、此慶立寺は古眞言宗なりしが、松田のすゝめによりて日蓮宗に改宗す。

（虫喰不見）□□□見御祈に（虫喰不見）□□□□□仁王講斷別所住僧（虫喰不見）□□□僧可令勤行（虫喰不見）□□□□位安倍賴廣謹辭別所

乃四至内開發畠地私（虫喰不見）□□□□□爲供米新令免除之狀如件。

寄進　國領別所字瀧山寄文事

合　　保力信　[筆押]（卷頭花押一三四）

在備前國赤坂郡周匝鄕内者　高野山内四至　東限字於々奴多乃御尾。西限瀧山。南限字杣尾。北限四柄峯。

右件所者賴廣之先祖相傳之所領也。雖然件四至内依無見作田畠、更所不能國提也。而今招居光緣僧辨海建立別所、並奉崇字魚見妙見御寶殿等、無懈怠爲其供僧奉從國司始至于保司、並人民百姓爲令奉祈息災延命恒受快樂所、欲令勤仕、長日仁王講誼也、仍爲國免之御判寄文以解。

承安三年十二月　日　　地主　散位安倍　[筆押]（卷頭花押一三五）

件別所免除御判顯然也。

文　　平　[筆押]（卷頭花押一三三）

備前國瀧山寺

依聖人西明寄進爲東宮御祈願所可致御祈禱事

右件寺仕寄進爲御祈願所、可令勤仕御祈之狀如件。

元久元年八月二十二日　從二位 [華押]（卷頭花押一三六）

私に曰、寺僧の説に、西明寺北條時頼諸國修行の時、當寺へも來り給ひて逗留し給ふといふ。此はんものも時頼の直筆といへども、是は大きなる誤なり。年號を考るに、元久元年は土御門院の御宇にして、鎌倉將軍頼經の代なり。時頼とは時代はるか前なり。從二位とあるは法性寺二位殿なり。西明といふ當寺の住職なり、下に記す。古簡一通を見て可知なり。

備前國周匝保內瀧山別所住僧西明謹辭奉寄進爲東宮御祈願所當保高野山內瀧山別所事

散位安倍賴廣謹辭 別所斷四至、同開發畠地利、爲供米祈令免除之狀如件。

四至 東限燒松谷。西限瀧山峯。南限松尾。北限四柄峯。

副進　木主賴廣寄文幷代々任證文等

右當寺者往古靈地建立、子細見于所進證文等、而件所（一字不見）士當保住人賴廣相傳之所顧也、爰依有當所領主賴廣宿緣、爲興隆佛法修造堂舍、以去承安年中搭四至爲別所、以其地利備佛精燈油所、宛置住侶（僧カ）之衣食也。然間西明修行諸國之次、不慮之外依罷入當山、被語留賴廣居住當寺經年序之間、西明持依奉信仰東宮御事以當寺可爲被御祈所之由、元久元年之比依申上故法性寺二位家、任申請爲東宮御祈願所畢。可致御祈禱之由被仰下畢。爭以于今御祈禱不致懈怠所奉祈請也者。本主願廣住寄文之狀重被仰下、欲備向後證

文矣、仍捧寄進之狀言上如件。謹解。

永元三年八月　日　　僧西　明上

件瀧山別所事、以地主賴廣之寄文僧。

寄進　國領別所字瀧山寄文事

保中信山 [華押]（卷頭花押一二七）

西明可寄進東宮御祈願所之由、訴申非無其謂歟、隨彼所者非指公益之丁、猪鹿之按・荊棘之地也、于被寄進强不及國損、仍在廳等加暑〔署〕判也。

惣判官代平　朝臣 [華押]（卷頭花押一三七）　惣判官代大中臣朝臣 [華押]（書判なし）

惣大判官代石野宿禰 [華押]（卷頭花押一三八）　惣大判官代弓削宿禰 [華押]（卷頭花押一三九）

惣大判官安信宿禰 [華押]（卷頭花押一四〇）　惣大判官代石野宿禰 [華押]（卷頭花押一四三）

惣大判官代石野宿禰 [華押]（卷頭花押一四一）　惣大判官代石野宿禰 [華押]（卷頭花押一四二）

[華押]（卷頭花押一四九・一五〇・一五一）

勘定　周匝保內瀧山別所雜事免田事

合伍町　　久松名

右件推事免田者爲一院御□〔マヽ〕禱所被別所寄進也。留氣可並別納也。時免判名也、仍任例申文所々勘定如件。

建保二年正月日　[華押] 未　軍　哉（卷頭花押一二四）

右免除魚見御旋二季亂亂仁王補所別所住僧爲四僧可令勤行仍(如脱カ)件。

周匝保瀧山寺事

右當寺者依相傳秀弘、帯代々免狀令進退領掌寺中事先例也。且其旨見于取帳遣方仍任實正沙汰人名主等加暑(署)判。

正應四年九月　日

安信末行 華押（卷頭花押一四四）　平政親 華押（卷頭花押一四五）

藤原景通 華押（卷頭花押一四六）　藤原影親 華押（卷頭花押一二二）

平充(基カ)平 華押（卷頭花押一四七）　沙彌仙證 華押（卷頭花押一四八）

瀧山寺事須申(帳カ)候爲住持全務且可被專寺家與行之狀如件。

應永三十五年三月十七日　性貞 華押 卷頭花押一五二）

慶壽喝食

（額）景隆寺

私曰、此額亦曰西明寺時頼之書、此說誤也。上總介者和氣郡天神山之城主、赤松上總介義則也。

上總介義則之書

吉備溫故秘錄卷之四十五（古簡二）終



20 諦觀令光
15 筑前守秀吉
9 宗景
1 2 13 104 105 106 秀家
21 秀家
16 宗器
10 池田與右衛門
6 能佐
3 地頭代
17 沙彌
11 富山又右衛門
22 掃部助
7 村宗
4 沙彌蓮性
18 沙彌
12 109 德藏源兵衛
23 八郎
19 宗葩
14 近江守国秀
8 政宗
5 左兵衛尉朝定



24 與七郎
25 預所沙彌
26 地頭藤原
27 藤原資親
28 藤原光久
29 藤原資政
30 有隆
31 寬有
32 覺智
33 了圓
34 道盛
35 澄明
36 有全
37 道覺
38 道圓
39 静圓
40 隆堅
41 永舜
42 道嚴
43 救圓
44 了堅
45 朗然
46 實舜
47 實賢
48 覺仁
49 聖賢
50 藤原範朝
51 52 53 54 55 左衛門尉政貞
56 左衛門尉藤原宗信
57 法眼良圓
60 高角
61 橘貞義
62 右衛門尉
53 左近將監源朝臣
64 幸生
65 浪豪
66 英賢
67 康全
68 圓重



99 兵重金
94 郎三金
89 時昌尉門衛左
84 貞時尉門衛左
79 泉幸
74 豪賓
69 覺廣
100 107 門衛右與田池
95 左藤砂
90 輔大部刑 政淵源
85 守斐甲
80 慶幸
75 嚴宗
70 康雄
101 家秀
96 左宗砂
91 彌沙
86 重時原藤
81 泰時原藤
76 生良
71 豪救
102 108 門衛右又山富
97
92 監將近左
87 重時原藤
82 專慶
77 辨賴
72 盛永
103 郎五彌藏德
98
93 賴正守後豐
88 阿觀弥沙
83 左衛門佐
78 賢賴
73 慶觀

吉備溫故秘録　巻之四十六

大澤惟貞輯録

古簡　三

寺院　二

和氣郡大内村　大瀧山福生寺西明院所藏

掟　おほたき

一、てつぱうはなつまじき事

一、も地なは(ほ)るまじき事

一、さかあみうつまじき事

一、うづらあみにてとるまじき事

一、わなさすまじき事

一、しよてふをむたてまじき事

以上

右かたくあ(ふ)やうしせしめ畢。しよてうをとり申事は、申にをよばず、たうくもちてありき候者も、又はいづれのとりをもちてありき候者も、かたくあひとゞめ候間、もしあひそむく者これあるにおいては、その身の事は申にをよばず、一るいまでもせいばいをくわへ、近村までもくせ事たるべき者也。

九月朔日　華押（巻頭花押一）

大瀧山寺領之事

右如書付之田畠之上中下を引合、大瀧山本願へ可相渡、然間代官高內引く、相殘以高辻可遂算用者也。
右內　二石は　屋敷定米
　　　四十八石は　田畠
一、高五十石也　　香登村

文祿四年十二月吉日　　　　　華押（卷頭花押二）

有松蓮窓

伊部村。小幡山長法寺所藏

香登庄內伊部村小幡山免田加畝米事

右可懸彼加畝米之由、申處先規不懸之由、百姓等數申之間依有其謂、令免除畢、於向後不可有子細者也。仍免狀如此。

正中甲子元年七月七日　　　地頭代　華押（卷頭花押三）

宛行香登御庄內長法寺免田事

合一町二十代者　　坪付別紙在之。

右免田者、如元別當實賢、任先例可有知行者也、仍爲後日之狀如件。

貞治二年歲次乙巳三月二十三日

須家御使　　沙彌蓮性　華押（卷頭花押四）

左兵衞尉　朝定　華押（卷頭花押五）

奉寄進田瓦之事

合四十代也　年貢米定斗四ッ斗也。

右件田瓦、爲御奉加所奉寄進在地明鏡也、但分米可有御納所者也。此寄進狀上は、一族親類不可有者亂者也。仍爲後日寄進狀如件。

永正十五年戊刀（寅）七月一日　公文鷹取彈正能佐 華押（卷頭花押六）

色節輩出入事一切令免除候也、仍下知如件。

永正十八、正月二十三日　村宗 華押（卷頭花押七）

小幡山當行事坊右京公

至寺內色節輩出入事、任村宗判形旨、一切令免除者也、仍下知如件。

天文十三、十一月十三日　政宗 華押（卷頭花押八）

小畑山行事寶藏坊

至寺內色節輩出入事、任村宗政宗御判形旨、一切令免除者也、仍下知如件。

永祿三、六月二十六日　宗景 華押（卷頭花押九）

小幡山行事坊

宇喜多宰相殿より寺領坊領案文

宰相殿上使衆。　花房湯甫公・宇喜多平十郎殿・足立菅十郎殿。

小幡山寺領 此內、一町二十代大內村有。　坊領 此內三町一段五代九步は正稅（稅）あり。

田、二町九段十五代　畠、貳段三十五代。　田、三町五段三十五代　畠、一町四段三十代。

公文分

田、五段三十代　米、六斗。香登前兩所有。

天正十六年十月　日

小幡山寺領帳之事

合

一、所田　四畝十二歩　七斗五升　大乘院。
一、所田　壹段一歩　一石三升四合　同分。
一、同田　五畝二十五歩　三斗五升　東光坊。
一、同畠　六畝二十歩　四斗六升七合　同分。
一、同　三畝五歩　四斗七升五合　同。
一、同田　一段　六斗　同。
一、同畠　一段二畝　三斗六升　同。
一、同同　一段二畝六歩　八斗六升五合　同。
一、同同　三畝二十四歩　六斗四升六合　中藏坊。
一、同田　九畝二歩　一石二斗七升九合　同分。
一、同畠　四畝八歩　二斗五升六合　同。
一、同同　七畝　四斗九升　同。
一、同同　六畝二十歩　六斗六升七合　同。
一、同同　六畝十九歩　五斗六升三合　光明院。
一、同同　六畝二十四歩　八斗八升四合　同分。
一、同田　一畝二十歩　二斗五升　同。
一、所田　二畝二十五歩　二斗一升一合　同分。
一、所畠　七畝　一斗四升　同。
一、同田　一反二畝　一石五斗六升　同。
一、同同　六畝十五歩　三斗九升　谷の坊。
一、同畠　二畝二十歩　一斗七合　同分。
一、同田　三畝二十五歩　四斗六升　同。
一、同同　四畝二十三歩　二斗八升六合　東坊。
一、同同　八畝二十五歩　一石三斗二升五合　同分。
一、同畠　六畝二十歩　四斗　同。
一、同同　五畝十五歩　六斗七升五合　北之坊。
一、同田　八畝二十五歩　七斗六合　同分。
一、同同　一段　七斗　實相坊。
一、同同　八畝五歩　八斗一升七合　同分。
一、同同　五畝二十四歩　九斗八升六合　同。
一、同畠　一反一畝十歩　七斗九升三合　西光院。
一、同畠　一段二畝十八歩　八斗八升二合　同分。

一、同田 二畝二十歩 四斗 同分。
一、同畠 一段 六斗 同。
一、同同 二段九畝十歩 一石七斗六升 寳藏坊。
一、同同 一段三畝 三斗九升 同分。
一、同田 七畝二十七歩 一石一斗八升五合 同。
一、屋敷 六畝五歩 六斗七升七合 大乘院。

一、同同 八畝五分 一石二斗二升五合 泉藏院。
一、同同 七畝 五升六合 同分。
一、同同 一畝二十五歩 一石一升 同。
一、同同 一段九畝 一石三斗三升 寳泉坊。
一、同畠 二十歩 二升 同分。
一、同 一段 一石一斗 寳藏坊。

以上 田數壹町五畝九歩。 分米十四石三斗二升一合也。
畠數二町二段二十八歩。 分米十三石九斗一合也。
屋敷一反六畝五歩。 分米一石七斗七升七合也。
右併二十九石九斗九升九合也。

文祿四分明二月二日

長船紀伊守內 池田與右衛門 [華押] (卷頭花押一〇)
岡越前守內 富山又右衛門 [華押] (卷頭花押一一)
富川肥後守內 德藏源兵衛 [華押] (卷頭花押一二)

小幡山寺領之事

一、高三十石也 和氣郡 伊部之內
右內 一石八斗は 屋敷定米
二十八石二斗は 田畠
右如書付之田畠之上中下を引合、小幡山本願へ可相渡、然間代官內引て相殘以高辻、可遂算用者也。

文祿四年十二月吉日 [華押] (卷頭花押一五)

岡本源左衛門 参る

浦伊部村　淨光山妙國寺所藏

きんせい

一、りうしやうねんぶつの事
一、らくがきの事
一、竹木きりとる事
一、牛馬をひ入事
一、せつしやうの事
右堅令停止訖、仍下知如件。

天正十四年丙戌　　　　[花押]（卷頭花押一五）

西片上村　御瀧山眞光寺所藏

當寺事依爲無緣臨時過役等事、正福任一行旨今以不可有煩之條、若相違儀候者、承堅可申付候。恐々謹言。

十月二十日　　　　近江守　國秀　[花押]（卷頭花押一四）

友延村。　眞言宗瑞石山香雲寺所藏

備前國新田庄新庄村內、拼香寺々敷并免田八段山林等、事永領不可有相違、被與行於寺家可有門葉相續、仍伏如件。

應永二十七年六月七日　　　宗　　器　[花押]（卷頭花押一六）

栁香寺敷地方至
東限谷前横大通
西限後山峰
南限山峰東尾崎
北限峰見尾荒神尾崎
右者敷方至如此、以此旨可被領知、狀如件。

應永二十七年十二月十二日

沙彌 華押（卷頭花押一七）

禁制　栁香寺山事

一、竹木を不可伐ㇾ事
一、不可放牛馬事
一、不可殺生事
右若此條々於違背輩者、可處罪科者也。仍制札狀如件。

應永二十七年十二月十二日

沙彌 華押（卷頭花押一八）

寄進　橘家能中山伊賀守

備前國新田庄新庄村香雲寺寄進狀事

合十五代者　在所 藥師堂西　四至 東北限路、西限大道 南は三角町田相副也

右彼下地者、雖多代々本知行、香雲寺相傳住持へ、末代令寄進處實也。且爲先祖菩提、且爲現世當來御祈禱、自分以後迄、子孫不可有相違者也。若於後日於背違亂族申輩は、任寄進狀旨、爲公方當時之御代官可被行御成敗者也。仍爲備後日、龜鏡寄進狀如件。

大永六年戊戌歲七月十九日

中山伊賀守 橘家能

香雲寺相傳住持進し

私曰、中山伊賀守橘家能者、本郡大中山村北山城主也、代々仕浦上家。

讓渡進　備前國新田庄新庄村香雲寺幷寺領田畠山林同小家其等事

右當寺者、先師一翁和尙御在世之時、於愚僧爲相傳處明鏡也。雖然爲本庵圖之間、從願成寺當住諦觀和尙料足三十貫文、領御扶持之間、依芳恩辱本住書、幷自廷用和尙御證明之狀一通、其外奉行等人之狀、相副數通悉皆所讓渡申實也。然間如元爲一翁和尙、中興開山可被以其旨執行候者也。仍爲後證龜鏡狀如件。

永享九年丁巳五月十一日　宗　葩　[華押]（卷頭花押一九）

進上　願成寺當住諦觀和尙座下

新田庄新庄村香雲寺之事

右彼寺者、於默老代々御判證文等、自宗藺〔蘭カ〕藏主方契約か、雖然有會都間方也。十三貫文に法度申處に有珍僧違亂申條、無謂次第にて候、殊に彼僧名御上者兎角子細申者、不可有品引[　]〔候カ〕以此旨、末代可有御知行候、仍て狀如件。

嘉吉二年十月十六日　諦觀令光　[華押]（卷頭花押二〇）

八塔寺村　天台宗八塔寺所藏

八塔寺者淸淨結界の地也、然ば寺僧等爲末代檻〔濫カ〕妨、奉寄進、鎌倉殿御祈禱所と云、自寺中四方一里之內、惡黨之輩或狩人杣人等、件於寺中、不可亂狼藉之狀、依仰執達如件。

元曆元年六月　平景時　判

八塔寺者淸淨結界地也、且爲鎌倉殿御祈禱所云、同玆自三列堺外、惡黨之狩獵人等、件於寺中、不可亂入狼藉之狀如件。

承久三年八月日　武藏守　判

八塔寺者爲清淨結界之地、爲鎌倉殿御祈禱所之間、甲乙人等不可亂入狼藉之由、承久三年八月被下懸札之處、院主圓能律師坊舍、去月十三日夜炎上之時、彼札御所雖令燒失於狀文者所相殘也、所詮自寺中於四方一里內、甲乙輩不可到狩獵并袖(柚採カ)株、若違犯之族出來者、可注申交名之狀下知如件。

正安四年十月十八日

左馬助平朝臣 判

中務大輔平朝臣 判

備前國藤野保地頭代左衞門尉淸信與美作國八塔寺衆徒等相論住僧等押領當保內事

右訴陳之趣枝葉雖多、所詮淸信則八塔寺者、被建立播磨・美作・備前三箇國辻、以來自三州之峯於四方一里村本者、爲修理被寄進當寺、被打懸札又有右大將家御寄進之旨、寺僧等稱申之間、可出彼狀之由、度々雖相觸寺僧等不承引、只於四方一里村木(本カ)者、可進退之由申之間、御寄進證據雖不分明、奉恐法威不及異論、至下知者地頭方可進退之條勿論也、次美作國河井領龜石去所者、依爲四方一里內自寺中、雖令採材木計至下知田畠者、爲地頭進退之條顯然也、當時者自往昔建立之跡數十町引下夫(手カ)年建立、當保內之最中有餘國之例、令押領當保內之條、無謂之由訴之、衆徒等亦當寺者爲道鏡法皇建立之靈場、已及六百歲、計其後爲關東御祈禱所、自當寺四方一里御寄進之條、右大將家以後代々御懸札具也、次美作國河井領爲傍例由事於彼龜石者、自往古懸札之外也、全不足准據、次當寺者、藤野保內云此條極虛誕也、爲美作國八塔者、之條留記狀顯然之由陳之、仍以訴陳狀雖被是非之間、仰澁谷三郎入道定願・松田三郎太郎盛經等、莅彼所尋究淵底、可令注進繪圖并申詞記之旨、被成下御教書畢、爰如定願去八月十三日注進狀者、備前國藤野保頭代淸信申美作國八塔寺衆徒等、押作當保領由、事任被下仰之旨、今月二日罷莅彼所之處稱田三郎太郎、所勞之由申之、子息太郎罷出候之間、爲尋承子細候訴論人共催促任候之處、衆徒等者雖出對候、藤野保地頭

不叙用候、就中如當保地頭、八月四日狀者彼論所、云水落、云江見道打札在所、尤先可檢見之由申之間、如被仰下候御教書者、備前國藤野保地頭與八塔寺衆徒等相論事候、而江見道打札在所者、美作國江見庄也、當地頭雜賀民部入道候同水落事、先彼所可檢見之條難存知候之由申之處、以藤野保地頭相親三郎太郎入道、先不檢見江見庄者、全不可出向之由申之、不出對候之間、不及遂其節候、此上者可爲何樣候哉、且爲御不審所下預候、御教書案三通、并義綱狀六通令進上候云云、如盛經同九月六日注進狀者、備前國藤野保地頭肥後六郎義綱、與美作國八塔寺衆徒等、堺相論事任去五月十二日、御教書之旨、令御使澁谷三郎入道、定願、相共莅彼論所、可令注進繪圖并兩方中詞候之處、先自水落并江見可檢見之由、地頭義綱令申候之間、就御教書旨、可莅彼論所之由、被仰下之上者、閣彼所令檢見他所候之條、違御教書依令返答候、不出對候之間、不遂其節候、且義綱書狀如此候、將又盛經所勞之間差遣子息太郎三郎朝經候云云、如義綱六月十六日狀者、八塔寺沙汰御使節事相尋、代官自京可申云云、如同二十五日狀者、就八塔寺沙汰事御入部事來月一日可有御入部之由蒙仰候、代官在京之間、來月二十七日可有入部云云、如七月二日狀案者、子細同前如二十一日狀者、付八塔寺沙汰入部間事、來二十七日御入部可候之由、雖令申候、來月四日可有御入部候、其間子息等以相親候、三郎太郎入道令申候云云、如同日狀者、子細同前如八月四日狀者、彼論所云水落云江見打札在所、尤先可有御檢見之由相存候、其故者、御教書仁、莅彼所尋究淵底繪圖并中詞、於可有御注進由、被仰下候之上者、訴人之所存不可相貽之由存候之處、不可御檢見之由蒙仰候、難治之次第候、可爲何樣候哉云云者、如定願盛經等注進狀者、義綱背使者數箇度、催促不出對之由、載之、此上者難遁違背之咎歟、然則被弃（棄）置義綱訴詔任衆徒所進、元暦元年六月承久三年八月懸札旨可致寺務也、且正安元年十月二十七日被成下知處、院主圓能律師住坊、同四年九月十二日之夜炎上之時、令燒失之旨、衆徒等令言上之間、召出事重所被成下也、仍下知如件。

嘉元二年九月二十日

越後守平朝臣　判

遠江守平朝臣 判

美作國八塔寺衆徒圓範與播磨國佐與（用）庄太田方給主小串三郎左衛門尉範行相論

押領當時預一里內由事

右就圓範之訴番一問答訴陳之間召決、而兩方引付座之處、圓範者則當寺者播磨。美作。備前三州峯、道鏡法皇建立之地也、而右大將家御代、元暦元年、以當寺中四方一里內、御寄附以來、爲將軍家御祈禱所、於四方一里內者、寺家進上之條、任元暦元年。承久三年。正安元年七月二十三日式部掃部助殿御擧狀、美作國江見庄。備前國藤野保。播磨國竹間庄、於三方者、寺務無相違者也、就之如去年七月二日、範行代行圓請文者、美作國八塔寺衆徒圓範申、播磨國佐用庄太田方、御代官背御懸札等旨、押領寺中一里內云云、此條無跡形不實候、其故者、當寺與太田方堺不相交之上者、爭可稱押領哉旨陳之者、如圓範所進嘉元二年九月二十日御下知狀者、任元暦。承久。正安懸札旨、可致寺務之由、令申行圓之上者、圓範可預裁許旨、所申非無其謂歟、然則任御懸札幷御下知等、於寺中一里內者、可致寺務之狀下知如件。

元亨三年七月四日　　左近將監平朝臣 判

八塔寺四方一里內、甲乙人可停止狩獵杣採亂入狼藉之由、元暦。承久。正安、關東六波羅懸札嚴重之處、近年不拖（拘カ）制法、甲乙雖致狩獵杣採及亂入狼藉云者、任代々懸札當寺四至一里內、彼輩可禁遏狩獵杣採亂入狼藉也、若有違犯族者、可注申交名之狀、執達如件。

嘉暦二年八月十日

相模守 判

修理大輔 判

八塔寺衆徒中

八塔寺者爲淸淨結界地、代々將軍家御祈禱所也、仍四方一里內可停止甲乙人等狩獵杣採以下狼藉之由、

度々被下知畢者、任先矩固可禁遏、若有違犯之族者、可注申交名之狀、依仰執達如件。

暦應三年六月十三日　武藏守判

衆徒中

私曰、御所御判有此所。

頓宮肥後彌三郎入道々意後家尼覺圓與八塔寺衆徒代祐重相論備前國藤野保三分一內田畠山林等事

右當保三分一內半分、地頭職者得安當大藏大夫長嗣法師之讓、賜外題安堵、覺圓知行無相違、而八塔寺院主以下寺僧等、元弘元年以來押領、領內大佐々谷以下田畠山林之條無謂、之中(マ、由カ)訴申之處、彼寺者右大將家御代、被成御祈願所、被立播磨・美作・備前三ケ國堺之間、於四方一里者、可致一圓寺務之由、代々懸札下知狀等明鏡也、隨而至論所切畑大佐々谷以下、田畠山林者、自當寺爲一里之內之間、寺家所令管領也、難申子細、加之覺圓祖父頓宮肥後六郎義綱、(イニ以被)彼里內田地致競望之處、嘉元二年九月二十日、六波羅被裁許畢、元亨三年又同國佐用庄太田方、給主小串三郎左衞門尉範行、押領當寺一里內田地之間、寺家就訴申同所領下知也、覺圓訴詔爲伺篇難及御沙汰之旨、陳之、就之番二問二答訴陳之間、爲召決內談度々雖加催促、覺圓代爲訴人無音、仍今年五月十日次奉行(間忠 安意)使者重觸遣之處、尙以難澁之上者、可被裁許云者、當寺四方一里內者、寺家可領掌之條、度々下知狀制札等炳焉也、就中覺圓祖父義綱以被一里內田地頭進止之由、雖令競望、被棄捐之預裁許處、覺圓爲義綱孫女、致同篇之訴詔之條、無謂之上背催促畢、旁不及異儀、然則覺圓訴詔非沙汰之限之狀、下知如件。

康永四年九月二十七日

左兵衞督源朝臣　私曰、御所御判有此。

美作國八塔寺衆徒等申當寺領方一里文書紛失事

右去月十七日不慮災火出來之時、當時并嘉暦元亨下知、暦應奉書、康永御下知等紛失云云、仍此條山名修理太夫義理・赤松上總介義則所注申也、此上者於寺領四方一里者、任先例領掌、不可有相違之狀、下知如件。

嘉慶二年六月十二日

美作國八塔寺衆徒等申、當寺領文書紛失事

任去十二日御下知可被全衆徒等所勞狀、依仰執達如件。

嘉慶二年六月二十四日　　左衛門佐　判

八塔寺寺領の事

一、高五十石也　　備前和氣郡

右內　三石は　屋敷定
　　　四十七石は　田畠

右如書付之田畠之上中下引合、八塔寺之本願に可相渡、然間爲替地、於備中國西庄田畠五十石差遣也。

文祿四年十二月吉日　　秀　家　[華押]（卷頭花押二一）

明石久三へ参

定

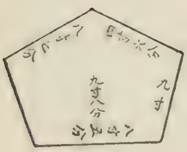
八塔寺

一、可被再興本堂造立佛像事

一、可被專勤行事

一、座方之輩不可有衆徒下知事

一、四方一里之內山留事



一、守護使不入事

右條々任先規掟之旨、其沙汰若於違犯之族者、交名注進可被處罪科也、仍如件。

永正十八年九月　日　　掃部助 [華押]（卷頭花押二二）

定•　　八塔寺

一、可被再興本堂造立佛像事

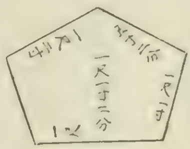
一、可被專勤行事

一、四方一里之内山留事

一、守護使不入事

右條々任先規掟之旨、可有其沙汰若於違犯之族者、就交名注進可被處罪科也、仍下知如件。

天正七年七月十九日　　與七郎 [華押]（卷頭花押二四）



定•　　八塔寺

一、可被再興本堂造立佛像事

一、可被專勤行事

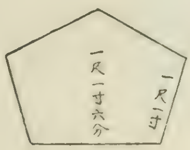
一、座方之諱不背衆徒下知事

一、四方一里之内山留事

一、守護使不入事

右條々任先規掟之旨、可有其沙汰、若於違犯之族者、就交名注進可被處罪科也、仍下知如件。

天正十年八月六日　　八郎 [華押]（卷頭花押二三）



私曰、右三枚之制札者、八塔寺村名主預之制札寸法如圖。


十一行目

吉野村。照光山安養寺所藏

奉寄進　安養寺塔婆免田畠等事

田　參町　　畠田外也

畠　參町陸段　　同

右田畠寄進元者、彼塔婆者奉爲故武藏前司入道殿御菩提、雖終修造之功、依無泣打免田畠彼御菩提修善也、勤雜合期也間、所令寄進有限之冨外田畠也、雖向後更不可有違亂煩倒之儀之狀如件。

寶治二年十一月日　　預所沙彌（華押）（卷頭花押二五）

奉寄進　安養寺塔婆免田畠等事

合　田畠陸町陸段內　田三町畠田外 三陸(町カ)段內

右寄進之旨者、寶治二年十一月日預所寄進狀、稱彼塔婆者、奉爲故武藏前司入道殿御菩提也と云者、於彼御報恩之忘者、地頭方採以甚深也、縱雖無預所之奉免、尤可有燈油佛座開田之處、適背彼免符之間、同以停止地頭方有限被加□、令寄進之狀如件。

正元二年九月日　　地頭藤原（華押）（卷頭花押二六）

奉寄進　安養寺法華經供料事

合　貳段者　在本庄村 乃樂名內君野

右彼田者爲由緒相傳私領也間、爲每月十七日法華經轉讀之供料仕先儀道念之遺命、所奉進如件。

弘安七年甲申十月十五日　　藤原資親（華押）（卷頭花押二七）

奉寄進　安養寺觀音堂每月十七日。法華讀誦供米事

右任先例奉寄進之狀如件。

合 二段者　伍斗代

弘安九年十月十七日　藤原光久 [華押]（卷頭花押二八）

奉寄進　安養寺法華供料因事

合 貳段は 在新田本庄君野

右田地依爲私領、爲毎月十七日讀誦法華經供料、田限永代所奉寄進如件。

永仁三年十月十五日　藤原資政 [華押]（卷頭花押二九）

夏一除之　三百文過怠□（虫喰）也若夏中不辨之者、加月別岺（歩カ）分可辨也。

一、看病事、父母・師長・親類等之看病不可免除之由、先度評定畢、但倘隨天事躰可有多分御計歟。

一、自身病者、非沙汰之限、但付遠住之輩、所勞之由被申時、多分之不審出來之時は可隨起請文也。

一、他行輩事、雖爲夏中、於五月之他行は、不可處罪科、於六月他行は、可處罪科也。若有子細者經衆中可有御計歟。

一、請用并熊野詣之輩事、一向不可免除之由評定畢。

一、如齋經之輩、稱離寺之由、且住里之後經一二月可結衆之由、望申事、若爲供僧職者、雖辨科怠之錢、倘お供僧職は、一季程は可改易之旨評定畢。

一、如齋經如在之輩、雖處過怠不致也、并寺中經廻事、其住房主定同以歟、自今已後は如然者、可懸其咎坊主者也。

一、驗競事、於加行衆者、不簡善惡隨臈次、可被遂驗競組、於有多分御免之人者、不及子細若任自用不被遂驗競者、錢百文罪科可行之、不入如齋經之人、驗競事罪科同之、雖爲加行衆、於詮臈は多分計也、供花衆事三

月之他行者不及子細、四月之他行并懈怠は二百文錢可辨之、委細之旨准如落經罪科可行之、但隨事尙可有斟酌之旨評定畢。

建治三年丁丑七月十二日　當夏一賢智別時評定也。

覺心在判　聖眞在判　永仁在判　良朝在判　實眞在判　良全在判　有斐在判　欠有在判
性圓同　信尊同　聖賢同　乘遍同　有慶同　教圓同　隆寛同　延全同
玄朝同　良命同　慶忠同　慶雲同　道圓同　信正同　了圓同　尊海同
道尊同　良慶同　寛仁同　賴貞同　寛舜同　雲海同　寛海同　道寛同
道海同　良圓同　永全同

安養寺衆徒僉議狀事

一、本供僧新供僧兼帶事、本師沒後之時一周忌之間、兩供僧兼帶之條、禪實房沒後之後、上願房之時定事。

一、燈油畠事、同時雖上願房已上之老僧有理覺房見上房、爲本供僧辭退之間、其﨟次當上願房故同心募畢、但若已上老僧可請取、本供僧人有之時は、燈油畠者、沒後可取之可上老僧云々。

一、神上大般若又以死去後已上取之事。

弘安五年六月五日　評定畢在判

禪實房 弘安四年十二月死去畢 仍上願房新本兩供僧兼帶別 同五年十二月三日

安養寺衆徒僉議狀

一、可停止里住之輩、或稱親類之跡或號有契狀、於寺付來免田畠并坊舍令致諍論事

一、可停止坊主死去之刻、以寺付來免田畠并坊舍、令讓里住之輩又令鮎(沽カ)却事

右之者淨性房離寺之刻、自里中致於諍論之間、且寬先例、且違御下知之旨、此則寺中破壞基也者、縱雖方望申之仁、衆徒等一同、不可劒用、若爲寺僧之或構兩舌、或致阿容、於背此狀は可及神罰、被進出寺中者也、仍狀如件。

正應二年三月十五日　衆徒等各連署在之略之

重僉議狀

一、驗競鬪事 夏一與次﨟人、可被遂之者也。

一、不中衆徒子細坊中に宿量(置カ)男女、擾(マヽ)人事永可停止也。

一、本供僧職仁兒同宿行人、無懈怠可被量(置カ)候若背此旨者、可被上供僧職也。

結衆分之輩無衆故之便之由、訴申罷出人衆事可停止、若於背此旨者、寺中於可追出、次行人不待夏一、令落墮者、夏一役可勤仕色々。

一、雖爲非結衆於立在家之輩者、其子可入結衆、背此旨者、其親に可宛衆役者也。

一、他行輩事、於五月之他行者、不可處罪科、於六月之他行者、可處罪科之由志度、雖被定之於入輩之輩、驗競之咎は、令免除畢、於如法經(淫カ)之咎は、可被十月之中辨濟之由、評定畢、若於此旨輩は、可止出仕者也。

一、可停止就寺中、免田畠等所當公事、幷大小事沙汰出來之時、乍(たちまち)爲寺僧不劒用諸衆計公所致訴訟事、且違御下知者歟、不輕罪科、於如此之輩は、令改易、彼免田畠等、於其身は可處寺科者也。

條々任先例改之、仍狀如件。

正和二年歲次癸丑七月七日

良舜　道盛 [華押]（卷頭花押三四）　隆堅 [華押]（卷頭花押四〇）

了堅 [華押]（卷頭花押四四）　敎忍　澄明 [華押]（卷頭花押三五）

永舜 華押（卷頭花押四一） 朗然 華押（卷頭花押四五） 有隆 華押（卷頭花押三〇）
有全 華押（卷頭花押三六） 道嚴 華押（卷頭花押四二） 實舜 華押（卷頭花押四六）
覺有 華押（卷頭花押三一） 良圓 覺嚴
實賢 華押（卷頭花押四七） 覺智 華押（卷頭花押三二） 道覺 華押（卷頭花押三七）
覺海 覺仁 華押（卷頭花押四八） 了圓 華押（卷頭花押三三）
道圓 華押（卷頭花押三八） 教圓 華押（卷頭花押四三） 聖賢 華押（卷頭花押四九）
一和尚大阿闍梨靜圓 華押（卷頭花押三九）

奉寄進 山王七社御燈油畠事

合一段者 右新田、御庄爲原日笠分小 依次名元五郎丸作北寄也。

右爲御燈油志者、原範朝現當二世所願成熟、依爲私領所奉寄進也、然ば不可有子孫類他之煩、仍て向後永代寄進之狀如件。

正和三年歲次甲刁十一月九日 藤原範朝 華押（卷頭花押五〇）

奉寄進 備前國新田庄安養寺千手堂每月十七日免田地事

合田二段者 乃樂名

右田地者、元爲被免田の處、近年被勘落間、令致其勤云、尤寺家所被申有其謂歟、仍爲勘落之名、雖相積年序、所詮爲公私御祈禱、如元所奉寄進也、仍爲信性法眼良圓之沙汰、每月無懈怠致其營み、可被抽御祈禱忠勤之狀、下知如件。

文保元年五月十九日 左兵衛尉政貞 華押（卷頭花押五一）

武藤殿 私に曰、上書。

禁制　安養寺

右於當寺者、爲武御祈禱所、寺領內山河殺生、固可令制禁之旨、代々御下知嚴重處、有違犯之輩由、衆徒訴訟在之、所詮自今以後任關東御下知旨、寺領山河中東限於山者藤野堺、於里河者自谷東限三町、南限今溝右河、西限西窪藥師寺大門、令殺生禁斷者也、若於違背輩者、不嫌甲乙人、可爲三貫文科代、見隱・聞隱輩、可處同罪也、仍爲向後永代禁制之狀如件。

文保元年歲次丁巳六月十九日　左兵衛尉藤原政貞　判同上

備前國新田庄　安養寺山王權現御寶前正月朔弊田事

右每年正月朔弊之新田、依不主置之乍致年始之講行、無其供物之條、頗御祈禱緩怠之基也云々、仍當庄眞重內、開發新田一段、永代所奉寄進也、爲信性法眼良圓之沙汰、每年無懈怠致其沙汰、可抽公私御祈禱の忠節の狀下知如件。

文保元年五月十九日　左兵衛尉政貞　華押（卷頭花押五二）

敬白　主願事山王權現御寶前

一、奉摺寫奉納大般若經一部六百卷。
一、奉摺寫奉納金光明最勝王經一部十卷。
一、奉摺寫奉納天台六十卷本疏。
一、奉寄進長日仁王講田下知事。
一、奉寄進每年十月十八日迎講供米事。

右志者、奉爲藤原政貞朝臣今度御下向、御所望幷年米御宿望、忽如意令成熟給、次下勺御相論、令成御得

理給者、以前段々御願三箇年中悉、可奉令果遂之狀、御願書如件。

文保元年六月　日　　僧良　俊　敬白

敬白　願書事、山王權現御寶前

一、奉轉讀大般若經十部。

一、奉講讀仁王經講三佰卷一萬座。

一、奉轉讀妙法蓮花經三佰三十三部。

右志者、奉爲藤原政貞朝臣御宿願、圓滿別僧良俊、所願成就所立申也。今所奉祈之所望悉令成就圓滿者、三箇年中上如件立願等、可奉果遂之狀如件。

文保元年六月　日　　僧良　俊　敬白

備前國新田庄安養寺南坊職并方上八幡宮大般若經免田地五段、當寺經免畠三段

十代事

右彼坊以下免田畠等者、本主本性法眼之跡、遺弟大貳房死去之後、依相續弟子既及十箇年爲無主地の間、長日御祈禱令退轉畢、然者則以彼坊地并免田畠所、被補當寺學頭職也、仍守光例令領。掌之云、所役等云御祈禱可被致忠勤之狀、下知如件。

文保元年六月九日　　左兵衛尉政貞　［花押］（卷頭花押五三）

安養寺

鎭守山王二季御祭料田伍段所當米、雖有御寄進、御祭不足之由被歎申間、彼伍段下地於奉寄進處也、於向後者、廻頭假（役カ）下地無懈怠可被勤、其（假カ）役者也、仍寄進之狀如件。

文保二年歲次戊午十月　日　左兵衛尉政貞［華押］（卷頭花押五四）

奉寄進　山王七社御燈油畠事

合一段者　孫次郎跡。元五郎丸作北寄也。在新田庄稔原日笠分小依次畠。

右爲每月九日夜、御燈油所令寄進也、仍爲向後龜鏡寄進之狀如件。

文保二年歲次戊午十一月八日

左兵衛尉藤原政貞［華押］（卷頭花押五五）

敬白　安養寺山王立中所願事

右奉立願趣者、因幡國若櫻鄉沙汰の事、如元所存かなゐて給へかし、誠以彼所望如思まゝの、令成就圓滿給候者、田一町山王可奉寄進候者也。仍立願之狀如件。

元應二年三月二日　左衛門尉藤原宗信［華押］（卷頭花押五六）

奉　山王社施入御初物米事

合拾斛者

右施入の意趣は、爲比丘尼、妙阿彌陀佛二世悉地成就圓滿也、所以入七珍萬寶於浮世因緣、尤淺拋一粒合勺於佛務果報太源、然則奉一字之寺庫、於造立奉拾斛辭閑於寄進、偏以爲社檀佛閣修理興隆也、仍衆徒一同令被一粒萬倍之構諸衆而々、可運造榮(營カ)造切々志者也、於件米者雖爲一粒、不可被仕人料私用、仍施入旨趣如件。

元亨元年辛酉十二月　日　施主法眼良圓［華押］（卷頭花押五七）

禁制　安養寺東西三町江河并北山林(限北辰峯)殺生事

右向後堅可加制禁、若有違犯の輩は、可有其咎之狀如件。

元亨二二年卯月日　　　御使沙彌

敬白　立申□□（虫喰不見）願書之事

右件願者、下司案主職以下名田畠等、無故他人掠給分懸、任理冥政貞、聊返給候物者、田地五段山王御社可奉寄進候、仍願書如件。

元亨二二年次月十二日　　　左兵衛政貞　華押（卷頭花押同前）

奉免　備前國新田庄安養寺山王權現御寶前

合　田地五段　坪者日笠村山重富名內也。已三斗代定、但除地頭得分定。

右田地五段限、永代一圓不踰所奉寄進也、爲寺家の沙汰、可被専神用之狀如件。

元亨二二年甲子十一月五日　　左兵衛尉藤原　華押（卷頭花押同前）

備前國新田庄內、安養寺衆徒等、依催促當國大將軍三石地頭伊東大和九郎宣祐、催促參御方致兵粮米沙汰、或致御祈禱之忠勤候、以此旨可有御披露候。恐惶謹言。

元弘三季七月十日　　　安養寺衆徒代高　角　華押（卷頭花押六〇）

進上　御奉行所

禁制

安養寺領殺生幷山林事四至堺者可任先例。

右背制止之旨、致殺生於伐取林木之輩は、可被行罪科之狀如件。

元弘三年八月二日　　　藤原廣榮

敬白　山王御寶前立申雨乞事

右立願者、一七日之中に雨降候は、任先規色々御神事可令勤仕候、仍願書之狀如件。

建武元年七月十一日　　橘貞義　華押（卷頭花押六一）

御卷數給候了、猶以被致御祈禱候、可有別忠也、仍執達如件。

建武三年三月二十五日　　右衛門尉　華押（卷頭花押六二）

安養寺衆徒御中

寄進　備前國藤野保內國衙分田地二町事

右所者、爲御祈禱料足所奉寄進當寺也、然ば早可被抽忠勤の狀、依仰執達如件。

建武三季四月十一日　　左近將監源朝臣　華押（卷頭花押六三）

備前國安養寺衆徒等申　欲早被寄附料所、於當寺彌御祈禱興行寺家子細事。

副進赤松入道吹擧狀案　今月十七日御祈禱并軍忠所見。

右當寺は爲信源上人草創之地、本地は彌陀觀音尊像利生之願、惟新鎭守は山王七社擁護之惠揚焉也、依之爲武家御祈禱所、代々御崇敬之砌也、爰衆徒等致種々勤行、奉祈將軍家御願成就の旨、剩從當國至京都度々御合戰抽忠勤畢、其段赤松入道吹擧狀分明也、謹備右就中自去年十二月二十九日以來、白國・他國軍勢日々令宿當寺之間、或以佛性燈油料足爲軍兵之儲、或以僧侶止住盗像懸人馬の粮、加之壞温屋爲柄破房舍爲薪、是故一寺忽衰微者也、雖然無愁寺家零落、偏抽祈精丹誠、不顧衆徒嚴力、專致合戰忠勞切畢、他爭不預忠賞哉、將又今月十七日午尅、嚴重靈瑞有之、社頭頻鳴動、猛風忽吹、而白旗三流現虛空、人皆所感也、旗者軍之標幟也、豈非祈精叶冥慮、御方給勝之瑞相乎、尤可有御歸依者也、然早庄寄料所、於當寺殊廻寺家、興行之謀爲御禱之忠組、言上如件。

建武三、六月六月　日

本堂
一、二天免一段。　御免
一、御堪落分免田注文
一、神上北辰宮馬上玖段□(虫喰)代 建保二年閏十一月日、寄進狀准有之依爲案文□□(虫喰)備近々正文紛失、注古免。
一、崇道馬上二十代 注古免、支證紛失。
本堂
一、二月常樂會田一段五代。
一、藤原若王子馬上免三十。
本堂
一、修正壇供田一段。
本堂
一、本願御忌日田一段。
山王
一、山王馬上一段。
山王
一、同勸請宮田五段 元亨四年寄進也。
一、田光寺免田一段二十五代。
一、新熊野御供田一段。
本堂
一、霜月大師供田一段。
右注進之狀如件。

建武五年五月　日

敬白　起請文事

右起請文元者、妃(苑カ)僧等可爲衆徒之旨、雖望申不可倍用者也、所詮彼仁等出仕永可令停止、將又雖後代如此之仁出來同可令停止、若於後の自余人の雖爲、口入不能劍用者也、於此事同意之上者、不可有別心者也、若此之條僞申者、奉始梵天帝尺(釋)・日月五星・二十八宿・堅牢地神・大辨才天・王城鎭守諸大明神・八幡三所・加茂下上・松尾・稻荷・祇園・春日・北野・平野・別當國一宮・一品聖靈・當庄鎭守・方上八幡大菩薩・神上東西・北辰妙見・當寺伽藍山王七社、御罰を同心衆之身中に、可罷蒙者也、仍起請如件。

曆應二年六月二十日

幸生 [華押] (卷頭花押六四)

康全 [華押] (卷頭花押六七)　實豪 [華押] (卷頭花押七四)　圓重 [華押] (卷頭花押六八)

賴辨 [華押]（卷頭花押七七）　敎豪 [華押]（卷頭花押七一）　賴賢 [華押]（卷頭花押七八）
永盛 [華押]（卷頭花押七二）　幸慶 [華押]（卷頭花押八〇）　慶尊 [華押]（卷頭花押八二）
觀慶 [華押]（卷頭花押七三）　浪豪 [華押]（卷頭花押六五）　宗嚴 [華押]（卷頭花押七五）
英賢 [華押]（卷頭花押六六）　良生 [華押]（卷頭花押七六）　廣覺 [華押]（卷頭花押六九）
幸泉 [華押]（卷頭花押七九）　雄康 [華押]（卷頭花押七〇）

奉寄進　田地事

合一段者　在所山田里三坪正得名、五段三十代內寄、東繩手別。

右寄進元者、安養寺毎年夏末、如法經爲一向無供の勤行、以上作所當米可被交僧膳科者也、且定量下地三十一者、永代全不可有失墜の儀、此則訪恩所菩提成、二世悉地兼、又爲子孫繁昌家中泰平也、仍寄進之狀如件。

康永元年壬午八月五日　　藤原時泰 [華押]（卷頭花押八一）

禁制　　備前國安養寺

右於當寺軍勢甲乙人等、不可致亂入狼藉、若無違犯之、殊可有其沙汰之狀如件。

觀應二年正月二十日　　左衛門佐 [華押]（卷頭花押八三）

注進　備前國新田庄安養寺免田坪付事

合　本御寄進十五町四段□（虫喰）代內、康曆元年御坪合、稻坪自谷南坪付取帳前。

稻坪南樋の爪
一、所　五代十八步　恒次。　同南六石 一、所　十五代　武岡。　同南 一、所　一段　重里。

同東上
一、所　十五代　永不友定。

同所東
一、所　四十五代　永不得吉。

同西上
一、所　十代　武岡。

同所
一、所　十五代十八步　行友。

同西山下河成
一、所　一段　平次郎入道。

同所二所合
一、所　十八步　貞安。

汗干山東鼻
一、所　四段三十代河成重里。

同所東
一、所　一段　內倉重久。

同所
一、所　二十五代　永不友貞。

同所
一、所　十代　告眞。

立石地小大明神中西山下
一、所　三十代　及貞。

同南
一、所　一段

同北
一、所　十五代　貞安。

同東絹笠山根
一、所　一段一段十代　永不後家給。

同南
一、所　一段十五代　平次郎入道。

同所
一、所　二十代　助久。

同東小池上辰巳
一、所　十五代　友貞。

同北西山下三所合
一、所　二十五代　貞安。

一、所　二十五代　貞安。

以上　一町六段二十五代十八步內　不河成七段二十代

右注進如斯於彼下地者、安養寺免田明白也、次於中山御寺領分者、一頭分公田八町を御寄進候し間、至彼下地者、各別名々坪付等、自本使節方、寶林寺別紙御注進候し上者、若御不審候者、使節方御坪合帳、并日錄等於被下出、可有御進覽候、仍注進之狀如件。

嘉慶二年十一月　日　　左衛門尉時眞（花押）（卷頭花押八四）

御代官藤原時重（花押）（卷頭花押八六）

目安　備前國新田庄安養寺衆徒等謹言上　欲蒙早被停止中山寺違亂當寺免田內立石絹笠間於田地無相違御𢦏（裁カ）許子細狀事。

副進一通　稲坪□（虫喰）谷內御坪合帳注進狀

右當寺は六根淨本願性堂上人嫡弟信源上人、草創、康保年中以來致晝夜勤行忠節、奉祈國家安全、然間於免田内は、自平家以往代々、御寄進狀之旨、無子細知行之仕候處、建武年中御實檢已後、稻坪立石薄山下地、被立替中之間、連々欲令數言上之剗結句、絹笠石間の免田一町六段余、自中山寺依被掠申、御使節三島雅樂助入道中國掃部助 莅彼在所有御給知、任康永年中御寄附之旨、如元雖欲打渡、無以許容預度々催促之條、不便次第也、而中山寺御寄進、康永元年以降四十余箇年、無子細相互知行仕候處、限當年被違亂、被成寺中、煩事難堪之儀無比類者哉、可然者糺上彼非法任先規預御憲法の御成敗候樣、爲被御家門繁昌、御祈禱忠勤、恐々粗言上如件。

嘉慶二、十一月十日

畏令申入候。

抑安養寺與中山就堺事、令衆徒企參上捧目安令數申候、於彼在所者、自往古安養寺免、無其□(虫喰)候、以此旨可有御披露。恐惶謹言。

十一月十三日　藤原時重 [華押]（卷頭花押八七）

進上御奉行所

奉寄進　安養寺每年千部經米事

合一石者

右寄附之趣者、沙彌觀阿爲二親菩提也、仍阿一期の後者、自身後生善處奉志の者也、然て彼施入米以一石之利分、每年無懈怠千部之法華讀誦、以廻向擬彼志之處也、仍爲後日寄進狀如件。

應永二十一年甲午十月二十九日　沙彌觀阿 [華押]（卷頭花押八八）

奉寄附　安養寺山王修造田瓦事

合　貳拾伍代者　六斗代　在所山田大領田。圓佛名同。

右田瓦寄進意趣者、爲天長地久御願祈別者、昌時心中願望成就、二親菩提後爲給分地績子之孫、限永代所寄附申也、仍爲後日狀如件。

應永二十四年丁酉九月二十日　左衛門尉昌時　華押（卷頭花押八九）

備前國新田庄日笠田出村內安養寺之畠三町內　五段山王五節供料。一町五段八講供料。

事本寄進の由、雖申之數年不知行之間不達信用、雖然捧寶林寺殿下知狀、及訴詔之間、且云彼成敗、且存敬信儀成始仍寄附之思、如元所令寄進之狀如件。

應永三十二年三月二十一日　刑部大輔源滿政　華押（卷頭花押九〇）

禁制　備前國新田庄安養寺

右軍勢甲乙人等、不可致亂入狼藉、若有違犯之輩者、可被處罪科之由也、仍執達如件。

嘉吉元年九月　日　沙彌　華押（卷頭花押九一）

甲斐守　華押（卷頭花押八五）

左近將監　華押（卷頭花押九二）

私曰、裏書如此。

細川治部少輔殿制札　赤松禮時七、嘉吉元年九月九日福岡にて是を取也、年行事與坊英秀。

口笠村諸免田畠下作人等事

合

二段　麥四斗四升　大豆二斗二升　本名主 守行名
四段內一段二十代　麥三斗八合　大豆一斗五升四合　本名主 地藏名
　一段三十代　麥三斗九升二合　大豆一斗七升六合　衞門四郎
　一段　麥二斗二升　大豆一斗一升　清阿三
　三段分秋蒔　大豆三斗三升
四拾代　麥一斗七升六合　大豆三斗三升　馬場殿 行景名
四段　二十五代　麥一斗一升　帶脇殿 恒元名
　三段卄五代內　麥六斗六升　山田殿
　二十五代二反分秋蒔　大豆二斗二升
三段內二段　麥四斗四升　大畠の掃部 安清名
　三十代　麥一斗三升二合　利行
　二十代　麥八升八台　本名主 左近
壹段　麥二斗二升　理得名
壹段　麥九斗九升　末清名
二段　麥四斗四升　大豆二斗二升　左近五郎同村 隨樂名

四十代　麥一斗七升六合　大豆八升八合　本名主 生子名
四段　一段　麥二斗二升　大豆一斗一升　平松殿 安富名
　三段　麥六斗六升
三段麥十代分　麥四斗八升　大豆三斗三升　石馬 追王名
四拾五代　麥一斗九升八合　大豆九升九合　地藏衞門四郎是は子也貞正名。
一段　麥二斗二升　大豆一斗一升　弘瀨三郎大夫 依清名
二十代　麥八升八合　大豆四升四合　貞依名
十三代十八步　麥七升七合　時元名
一段內廿五代　麥一斗一升　末廣名
　廿五代　麥一斗一升
二段　麥四斗四升　行成名
壹段　麥二斗二升　國末名
貳段三十五代　麥九斗九升四合　大豆二斗九升七合　神上大坊 尻懸得成名

一、田方　南坊

三斗代　一段三十代　塔免　神上松本之　福一
三斗代　四十代　同免　平松殿元神上初名坊分　安富
三斗代　二十五代　同免　神上大坊　得成
一文　勸請神免　安國

一文
奥山
五段　山王宮御寄進免
右大略注進如件。　　巳上
文安二年歳次乙丑八月　日

奉寄附　安養寺田地事
ヨリツキ五斗代　一段作色　公事六十五文　森の彦一丁
ワタツム四斗五代　一段作色　公事六十五文　性持の五郎三の方
ヨリツキ斗（ママ）斗代　一段作色　公事六十五文　宗村太の一町
合参段者
右色々所處附申實正也、但南方帝王第一宮、長祿元年乙丑十二月二日、井仁丹生ヤノ帶脇彌阿彌陀佛、同弟四郎衛門、妙珍禪定門、各々得三菩提佛果拂速六道迷着候也、仍爲末代奉寄附處如件。
應仁三年巳丑二月晦日　丹生屋豊後守　正頼　華押（巻頭花押九三）

安養寺人々正祿方之事　天正十七丑の六月二十二日
入田
一、所田三十代　米一斗四升　入田三又四郎入田作　作助右衛門　一、同田二十代　米四升　作五郎右衛門　私曰、中略す。
田畠數二町三十代　米四石三斗四升

坊領之事

宿井
一、田一反米一石　作中谷　私曰、中略す。
田畠數六町六段十五代十八歩　米四十九石四斗七升也。

畠方正穩之事

宿井　こんや
一、四十代　麥二斗 大づ一斗　作　源三　私曰、中略す。
田畠數　一町二段十五代　麥二石一斗七升五合 大づ一石六升七合　米六升 あぶら三合（米にして二升）

坊領之事

觀正やしき
一、四十代　麥二斗四升 大豆一斗六升　奥之坊
大門
一、壹反　但酒五十年分 米四升
一、十代　あぶら一合 米一合
田畠數　三町六段四十五代　麥十石六斗四升六合 大豆六石五升
米五升二合 油一升三合（米にして一斗三合）
右井田畠數十三町六段五代十八歩
右井米五十四石一斗五合
右井麥十二石八斗四升二合
右之大豆七石一斗三升七合
天正十七年丑の六月二十七日
金三郎［華押］（卷頭花押九四）

安養寺惣中上る

砂藤左 [華押]（巻頭花押九五）

砂宗左 [華押]（巻頭花押九六）

判数二十四[華押]（巻頭花押九七）紙数二十五まいつぎめ〳〵に有り。

社免寺之返

社免

一、取一反　米一石　西之坊

おしき田
一、〃一反　米六斗　辻之坊

宿井
一、〃四十　米八斗　作與二郎　槐坊

五月西
一、〃一反五〃米一石二斗　常住坊

一、〃四〃　米二升　地藏坊

一、〃畠一反　麦一斗 大豆二斗　同人

下馬ひらき
一、〃一反十〃百四十〆　山元坊

同所
一、〃十五〃　六十三〆　同人

一、米六升四合 麦三升二合 合代にして、槐坊より出正棴(税)、すぐに出検地、出歩。

一貫八十三〆加て。

〆　米錢并八貫六百二十五〆。

さな坪
一、〃一反　米九斗　山本坊

かにがいけ
一、〃廿五代　米七斗　同人

同所
一、〃十〃　米二斗　池之坊

一、〃十〃　米一斗四升　中谷坊

一、〃壹反　米八斗二升　池之坊

一、〃二十〃　麦三斗 大豆二斗　奥之坊

あふち
一、〃二十五〃　七十〆　作與二郎　同人

同所
一、〃二十〃　十四〆　藤左衛門

天正十八年三月八日　金重兵[華押]（卷頭花押九九）

安養寺惣寺中上る　[華押]（卷頭花押九八）

安養寺領之事

一、高五十石也　和氣郡　和氣内

右内　二石は　屋敷定米
　　　四十八石は　田畠

右如書付之、田畠之上中下を引合、安養寺本願へ可相渡、然者代官高内引を相殘、以高辻可遂算用者也。

文祿四年二月吉日　[華押]（卷頭花押一〇一）

金谷重兵衛どのへ

安養寺寺領帳之事

合

寺内 一、所畠　四畝　四斗　中谷坊

同所 一、〃畠　五畝十五分　三斗八升五合　同人

大内 一、〃畠　六畝　六斗　同人

寺内 一、〃畠　八畝十五分　八斗五升　東之坊

同所 一、〃畠　一反十五分　一石五升　同人

同所 一、〃畠　一反九畝　一石九斗　同人

同所 一、〃畠　一反一畝五分　一石七斗五升五合　同人

南之坊 一、〃畠　一反二畝十五分　一石六斗五升　西之坊

東泉坊 一、〃畠　一反六畝　一石六斗一升　池之坊

大内 一、〃畠　七畝　二斗一升　辻之坊

同所
一、〻畠　二畝廿五分　七升　池之坊
大内
一、〻畠　二畝　四升　奥之坊
同所
一、〻畠　二反　八斗五升　東之坊
一、〻畠　五畝　四斗五升　山本坊
一、〻畠　一反八畝　一石六斗二升　同人
同所
一、〻畠　五畝　四斗九升　知千坊
同所
一、〻畠　一反　二斗　知千坊
同所
一、〻畠　貳段　一石六斗八升　同人
一、〻畠　一段　九斗　圓住坊
同所
一、〻田　八畝十分　五斗八升三合　同人
同所
一、〻田　五畝五分　七斗四升四合　同人
中の谷
一、〻田　一反一畝五分　一石二斗三升二合　池之坊

同所
一、〻畠　三畝五分　九升八合　同人
同
一、〻畠　一反二畝　五斗二升　西之坊
同所
一、〻畠　六畝　五斗四升　同人
はし本
一、〻畠　一反八畝　一石六斗二升　同人
寺内
一、〻畠　九畝　八斗一升　桃坊
同所
一、〻畠　八畝　六斗九升四合　辻之坊
同所
一、〻畠　一反四畝九分　一石六斗三合　同人
同所
一、〻畠　五畝二十五分　四斗六升三合　同人
池田
一、〻田　七畝　九斗四斗(マヽ)九升　行事
外境
一、〻田　四畝十五分　六斗三升　圓住坊
しゆぐは
一、〻田　一反　一石四斗　中谷坊
同所
一、〻田　一反　一石二斗　圓住坊

高井	一、ゝ田	一反十五分	一石四斗一升	西之坊
同所	一、ゝ田	九畝二十分	一石三斗五升四合	山本坊
同所	一、ゝ田	五畝十五分	七斗七升	桃坊
同所	一、ゝ田	二畝	一斗	辻之坊
ゆやの本	一、ゝ田	一反五分	一石一升九合	おくの坊
ゆやの本	一、ゝ畠	三畝	一斗八升	池之坊
いなつぼ	一、ゝ田	九畝二十分	一石三斗五升四合	東之坊
千が地	一、ゝ田	一反四畝	一石八斗二升	奥之坊
入田	一、ゝ田	一反二畝十分	一石六斗三合	辻之坊
	一、ゝ屋敷	三畝	三斗三升九合	奥之坊
	一、ゝ屋敷	五畝	五斗五升五合	西之坊
道辻	一、ゝ田	三畝	三斗九升	常住坊
同所	一、ゝ田	三畝二十五分	五斗三升九合	辻之坊
ゆやの本	一、ゝ田	八畝	七斗二升	奥之坊
高井	一、ゝ田	七畝	九斗八升	おくの坊
ついし	一、ゝ畠	九畝五分	六斗六升五合	辻之坊
中村	一、ゝ畠	四畝二十分	三斗七升七合	山本坊
同所	一、ゝ田	二反二畝	一石二斗	中谷坊
寺内	一、ゝ畠	一畝	二升	池之坊
	一、ゝ屋敷		八斗	道屋敷
	一、ゝ屋敷	五畝	五斗五升	辻之坊
	一、ゝ屋敷	五畝	五斗五升	中谷坊

以上

田辻　壹町八段二畝十五歩。〆米二十一石九斗九升九合。

畠辻 三町一反六畝。〆米二十六石一合。

屋敷辻 壹段八畝。〆米一石九斗九升四合。

右丼而四十九石九斗九升四合也。

文祿四年分 明二月十一日

長船紀伊守内 池田與右衛門 華押（卷頭花押一〇〇）

岡越前守内 富山又右衛門 華押（卷頭花押一〇二）

富川肥後守内 德藏彌五郎 華押（卷頭花押一〇三）

勸•進•沙•門•敬•白• 請•特•蒙• 貴賤助成遂備前國和氣郡新田庄安養寺堂舍修造切狀。

夫以生死迷海之波洋々而、涯岸之方所難辨果德、妙臺之道遠々而、昇進之良緣無知若非佛陀之冥助者、爭遁苦域、偏可修者、取證之善巧啻可務者、菩提之資糧也。

抑當寺者、忝爲村上天皇御願、被移比叡山之作儀、信源上人建立之精舍也。本尊者釋迦•彌陀•藥師之三如來、常燈又奉移根本中堂內陣之眞火、鎭守者則日吉山王三七和光神也。於叡岳者、爲三佛三塔、各々本尊隔峯分谷、參詣不輙女人絕望、山王亦社壇連數故、順禮程遙也。此是三佛並座、而一見得脫之便新者哉、凡藥師者住十二大願一切衆生之業病悉消盡乃至證得無上菩提本誓甚深也、釋迦者發五百大願、爲一代之教主、群萠濟度之、大慈不容芥子隟彌陀者六八弘誓之大悲深廣、而蒼海譬猶淺依之稱超世々願主、就中鎭守權現日吉者、天照大神一躰、而約眞言門時者、稱天照依顯教時者號日吉、共是大日本國立領文尊名也。誰不仰之哉、然は撥遣之釋迦迎接之彌陀、除病文醫王同座文粧、更淨利生益物之德、向本尊觸垂迹、無兆頓悟之助緣、常行堂者小松平內府本願超立之虗閣也。以何爲踈哉尋彼山門常燈之濫觴、一燈者如來在世之古貧女所献火也、傳教大師傳持歸朝、而預置給地神中堂造畢刻、白土中煙立見之、取出所挑妙火也、猶一

炬者桓武天皇爲三世之願契、自手被奉佛前火也、此三者如次天地人三火云々、當堂取用之者也。爰依國中劇亂、修造懈怠、取佛躰漸潰雨露、常燈火久失、光影敷有餘者也。因玆今集衆志之懇露、欲満佛果之廣海、爲堂宇營造捧勸進之告文。馳走遠近處也。聞此志意趣輩者、不測多少、不論淺深、可有財產之奉加也。既所云貧女一燈超長者之萬燈、感應之佛意有其懇志、可傳于佛田、告給阿難、縱雖爲寸鐵尺木奉獻文貴賤者、現當安寧之心、願自然成就無疑、仍粗所述如件。

安養寺勸請山王權現可有御歸依事

右去年三月比、當國大將軍尾張左近將監殿、自兒島可奉致將軍家御祈禱之旨、被相觸文間、始同十一日七箇日間、一寺衆徒於山王御寶前、致種々勤行、抽御祈禱之處、同十七日相當結願日、於社頭白幡三流現、虛空云、往反之輩云、住民等各感見之、同二十日將監殿御入三石城之時、御逗留于當寺之間、件白幡者、山王三聖定被顯、御方可令乘勝給之瑞相歟之由、衆徒等令言上之處、爲當國守護幷加地新左衛門尉奉行被召尋、奇瑞感見之輩、殊有御信仰、彌可致懇祈之旨蒙仰畢、依之三石城郭無爲將軍家御上洛無事矣、而今依御方御忠、當店〔庄カ〕御官領之上者、尤可有御崇敬者也。

備前國新田庄內、安養寺衆徒、可有御祈禱之由、爲下賜綸旨、捧申狀以此旨可有御披露の候。　恐惶謹言。

七月七日　　　當給主金持金王丸

進上御奉行所

今度法事之砌、和氣郡淨土□□〔忠褒〕會合被押之由尤以信用候、各御連判之一通令披見、委曲得其意候、彼淨土門之衆は、以後度々被遂登城、種々存分雖被申候、更以其理不分明、還而其罪深而、私曲不淺候、殊先年被歸伏、唯天台袈裟衣等被改事、支證明鏡而、其證人莫大に候、各如御存於在々所々法事之砌は、被抛律之儀式、剛〔副カ〕天台の法衣之由候、雖然彼門法中雲泥遂被催淨論之思、被番相違之罪科、因明論二十三通、幷世

間相違之法度難遁候、殊更律家非背五篇七聚梵網經云、若五百戒內犯一戒、國中盜人被演、并鄰彼輩自立自彼之虛妄惡見之盜人罪科候、兼又彼宗而舍那止觀之徧兩宗邪法而、顯密之門徒嫌疑挌（様カ）候、抑眞言事弘法大師東寺御建立以降、一天穩四海安危納掌中、守國家事大部（都カ）眞言規模候、次天台事傳教大師比叡山御草創以來、王城守鬼門天子本命之爲道場、依之帝都之王臺無患鎭、日域擁護宗門候、然間舍那・止觀兩宗、專諸宗の爲棟梁、自餘諸宗何双肩哉、抑彼淨土門輩小乘以律之儀、則謗大乘深意、誠以諸經之要文先德解尺云給之玆是諸佛怨敵必然候、惣而淨土之罪科、不可勝計、仍此旨趣殿樣へ、雖被得御意候、猶々顯密諸山之御覺悟憔承屆候委細可得其意條、企腐毫畢、若又彼輩憑强緣之力僻公事雖申、儻我之各申談、可究淵底之條、是又不可有寬（宥カ）容の頗（煩カ）、日月爲一人其光不闇、賢君爲一人不曲其理哉、豫右之條々各存分道理歷然候之間、證據明白候、誠月光耀如副星光候、尙各申合、顯密諸山彌可申觸候、我々或雖若輩御尋披其源流之則水は大海山は從須彌山起と候歟、此方之瑕瑾候、之者彼宗の流儀は、禪律淨土、姿は先禪の事は、國家招換（摸）質（災イ）朝法教外別傳之建立、弘法不入外道天魔、彼句之類候、就之は明應・享祿之比、扶桑邪法退治畢、次淨土門之事源空從山門被擯出、并天下被追放、或時は佐土國被處遠路、又或時は四國被處流刑、誠以罪科不輕、其後彼法然、雖詫歸路一期之間、御宥免無之、然間田舍蹲居之刻、造選擇集諸經諸宗、捨閉閣拋之企惡立儀今更讀諸經嘲諸宗事、自立他破之惡徒黨候、既淨土觀經曰、唯除五逆誹謗正法云々、然處彼宗頻謗大乘、殆何以五濁亂滿而可度衆生乎、經文違犯之族、甚以其罪深重候、畑之禪律藍染衣掛落同律衣等、悉被剝捨、宜弘通顯密の法敎、左候はゞ諸山一同お納德者、芥子毛端之後（强カ）、不可有之歟、殊佛法斷絕之砌、再興之志、殊勝之事候、急度返答狀、委可示給候。　恐々謹言。

十二月五日

松尾坊　增　專

被若坊　祐　紳

一藏坊　玄　圓

市・倉・山・寺・領・之・事

一、高十五石也　和氣郡　日笠内

右内 九斗は 屋敷定米。 十四石一斗は 田畠。

右如書付の田畠之上中下を引合、市倉寺本願へ可相渡、然て爲替地於備中西庄、拾五石分差遣者也。

文祿四年十二月吉日　［華押］（卷頭花押二〇四）

花房志摩守どのへ

市・倉・山・寺・領・帳・之・事・

合

一、所田	六畝	六斗	寶藏坊
一、〃畠	一畝十五歩	一斗六升五合	同く
一、〃畠	二畝	一斗八升	三郎右衛門
一、〃田	二畝	二斗二升	同じ
一、〃同	一畝十五歩	九升	同じ
一、〃田	一反	九斗	北の坊
一、〃同	四畝一（マヽ）	二斗八升	同じ
一、〃田	一反	七斗	同じ
一、〃同	拾五歩	斗（マヽ）升五合	同じ
一、〃田	七畝	八斗四升	同じ
一、〃同	一畝	五斗	西藏坊
一、〃田	七畝	七斗七升	同じ
一、〃同	二畝	二斗	同じ
一、〃畠	二畝十五歩	二斗二升五合	安樂坊
一、〃同	二畝十五歩	二斗五升	同じ
一、〃畠	三畝十五歩	二斗八升	同じ
一、〃同	三畝	一斗五升	圓滿坊
一、〃同	四畝	三斗二升	東の坊
一、〃畠	一反一畝	七斗七升	圓滿坊
一、〃畠	二畝十五分	二斗	同じ

一、〻同	一畝十五分	一斗二升	同じ
一、〻同	一畝	九升	同じ
一、〻田	一反六畝	一石六斗	同じ
一、〻同	四畝	二斗四升	同じ
一、〻同	三畝十五歩	四斗二升	同じ
一、〻同	二畝	四升	上の坊
屋敷	一畝十五分	一斗六升五合	寶藏坊
屋敷	二畝二十分	二斗九升四合	安樂坊
屋敷	一畝	一斗一升	北の坊

一、〻同	二畝	一斗四升	同じ
一、〻同	一反二畝十五分	一石三斗七升五合	北の坊
一、〻畠	四畝	三斗四升	安樂坊
一、〻田	一反八畝	一石九斗八升	同じ
一、〻畠	二畝十五歩	二斗二升五合	圓滿坊
一、〻同	五畝	四升	同じ
屋敷	一畝	一斗一升	西藏坊
屋敷	一畝	一斗一升	圓滿坊
屋敷	一畝	一斗一升	上の坊

以上

田數八段五畝。白米八石四斗三升五合也。
畠數六段九畝十五歩。白米五石六斗六升也。
屋敷八畝五分。白米八斗九升九合也。
右併拾四石九斗九升四合也。

文祿四分明二月十二日

長船紀伊守内　池田與右衛門　華押（卷頭花押一〇七）
岡越前守内　富山又右衛門　華押（卷頭花押一〇八）
富川肥後守内　德藏源兵衛　華押（卷頭花押一〇九）

上田土村　杉澤山長樂寺之中理敎院所藏

杉澤山寺領之事

高二十石也　　和氣　田土内

右内　一石二斗は　屋敷定米。
　　　十八石八斗は　田畠。

右如書付之田畑の上中下引合、杉澤山本願へ可相渡、然者爲替知於備中西庄、二十石指遣者也。

文祿四年十二月吉日　　秀家　[華押]（卷頭花押一〇五）

延原彌吉どのへ

尾板市兵衛どのへ

杉澤山景題、於東西南北傍爾堺、如先々本願へ、望之通、山林竹木境内爲寄附令免許畢、全可有寺納者也。

慶長元年三月日　　[華押]（卷頭花押一〇六）

吉備溫故秘錄卷之四十六（古簡三）終



尊氏
西市正
平若法師丸
沙弥寶昌
宇喜多但馬守
宇喜多三郎左衛門
鹿忍片山太郎左衛門
宗則
政則
秀家
左衛門尉中原
沙彌道保
西光坊秀好
遠江守紀
郷兵衛豊秀
晴政
性尊大徳
大宮次郎左衛門
法忍坊仁誓
重能


67 74 75 88
稲葉内匠 政通
61
西大寺衆中
45
島津左京亮
60 64 91
中納言秀家
34
浦上六郎九衛門 景基
65
法印圓知
53 54 55
宗政
50
宗久
43 45
興友
42
宇喜多藏人佐 家久
38
69
觀音坊慶
63
宮路長矢衛
57
元宗
47
宗久
105
景基
40 41
宗助
79
修理亮宗吉
51 52
國秀
66
光藤 久作
68 71
杉原紀伊守
58
直家
59
浮田左衛門
48 56
村宗
104
宇喜多修理進 宗家


96 澤村大學吉
92 池田興右衛門
85 秀詮
70 能家
76 地頭平寶宗
93 德藏彌五郎
99 法印大權僧都
86 87 秀吉
80 宇喜多能家
72 沙弥道久
95 富山又左衛門
81 與次郎
77 中務入道玄高
103 權大僧都
89 杉原紀伊守
82 直家
78 中村清覺
98 執行法印大僧都
102 權律師
101 時實
100 權小僧都
83
73 沙彌實昌

吉備溫故秘錄　卷之四十七

大澤惟貞輯錄

古簡四

寺院三

邑久郡豐原庄千手山弘法寺所藏

制禁　千手寺領山林事

右寺院々餝(飾)、以山木爲宗、而千手寺者是爲當御庄御祈禱所也、尤可興隆乎、然則限東虎村山大道、南黑石山尾、西軸山、北永倉之峯、自今以後庄民等不可伐之、若於背旨之輩者、速に可行罪科之狀如件。

寛元二年二月日　豐原御庄宮沙彌　藤原沙彌

預所御代官沙彌

豐原御庄政所下千手山住僧所　可令早免除檢斷使等事

右當寺者報恩大師之建立地、觀音薩埵之靈驗所也、於當願寺奉始一院、致御庄領家預、可興福祈誓勤仕云々、因茲彼檢斷使等、於當院內者、不可入者也、雖然於盜犯敬(殺カ)害致細々以下沙汰者、令免除畢、仍六人等可存此旨之狀如件故下。

建長三年十一月日　政所　左馬允平 [華押]（卷頭花押一）

千手山弘法寺申條々　豐原御庄預所下千手山弘法寺

當寺內禁制條々事

一、禁制寺內殺生事。

一、停止寺內伐竹樹事。
一、檢斷以下使者、無左右、不可亂入寺中事。
一、可免除御油免、畠三段余新儀加地子事。
一、堂塔修理間、[欠]□箇鄉住人等、隨堪可奉加事。
右五箇條解狀一通遣之子細見狀、縡已善因也、任中
請可令下知給之由、可被仰下也、仍執達如件。
文永六年九月日
西市正 [華押]（卷頭花押二）
計へ
豐原御庄預所左衛門尉殿

一、殺生禁斷事。
一、伐取竹樹於里中事。
一、檢斷以下方々公使不可濫入事。
一、御油田畠三段余、新儀加地子事。
一、爲堂塔修理、六ケ鄉土民等、可令奉加事。
右條々任去九月日御下文制府徒觧旨永可令停止之、若誤有
令違犯之輩者、可據重科之旨、衆徒等兼而、可觸知
近邊住人狀、如件御庄屋人、宜承知莫違去、恐々。
文永六年十月日
左衛門尉中原 [華押]（卷頭花押三）

備前邑久鄉內千手山弘法寺、可爲御祈禱所由、被聞召畢、天下安全旨可祈申之由、可令下知給者、天氣如
山、仍執達如件。
九月五日
勘解由次官冬長
上る備前守殿へ

備前國邑久鄉內千手山弘法寺、可爲御祈禱所事、綸旨如此可被存知之由、國宣所催也、仍執達如件。
九月六日
前伊勢守邦主
院主御房

凶徒對治祈禱事。

進て殊可被致精誠之狀如件。

觀應元年十一月二十一日　　私曰、尊氏公の花押 華押（卷頭花押八）

千手山弘法寺院主

千手山弘法寺奉寄進如法經免畠事

合一段者　鳥居前平畠也。

所役者、在鹿忍御庄末弘名內山北也、在家仕丁十五人右元者、右祐圓大德任存生遺言之旨、奉寄進處實也、然雖爲後々末代之子孫、彼畠不可有違亂妨者也、仍爲後日寄進狀如件。

永德二年十二月二十日　　平若法師丸 華押（卷頭花押七）

性尊大德 華押（卷頭花押四）

奉寄進　弘法寺阿彌陀堂不斷燈油免田事

合二段者　長尾山西堀田。右、藤井村之內　長尾西息行田也。

右彼下地者、爲田井六郎知行分道保重代相傳之地也、爾間彼下地、千手山弘法寺阿彌陀堂、不斷燈明寄進申者也、然則雖盡（畫カ）未來際、不可有違變之儀者也、若違亂也背者出來者、於今世成白癩黑癩、於後世者、得無間阿鼻之業、長可不得浮者哉、仍不斷燈明田寄進狀之旨如件。

應永庚辰六月十五日　　沙彌道保 華押（卷頭花押五）

うらに、藤井隼人入道殿御寄進狀

寄進　千手山弘法寺鎭守白山權現免田事

合一段者 在所本郷八頭永吉名内

右意趣者、毎月朔日・十五日・十八日三箇日爲仁王經轉讀、所奉寄進也、仍狀如件。

應永二十九年卯月十四日　出雲守次織 [華押]（卷頭花押九）

當寺院主御坊中

奉寄進　弘法寺千部眞讀免田尾（瓦カ）事

合一段者 在片岡別宮天神後池尻八幡宮供僧給也、懃可有社役勤行也。

右件田尾雖有重代相傳之私領、爲權少僧都顯宗、御厉・二親・六親眷屬・法界衆生平等利益、放手限永年、奉寄進處以實也、嗚呼憑哉、若毎（答カ）年法花眞讀切力、觀音來迎給預彌勒極樂不退波引遊同佛蓮臺之本庄、雖然若有眞讀闕如者、以上田箇所之下地、於本主可申悔返者也、仍爲後日寄進之狀如件。

寶德二年庚午八月二十四日　大願寺千手住侶阿闍梨顯舜

奉寄進　千手山風呂之事

合一段者 分米六斗五升

右下地者、邑久郡光延名出田之年文等、可寺納有者也、若違亂煩申者出來候者、爲公方御成敗可有候、仍寄進狀如件。

文明九年歲丁酉閏正月十六日　沙彌寶呂 [華押]（卷頭花押一〇）

奉寄進　千手寺免田事

合二段者 在地カケサイ新田内、作人吉永次郎左衞門。

右奉寄進意趣者、如法經爲奉加領寄進申上者、盡未來歲不可有違候、然上者、同前御經施無懈怠所仰也、於類他不可有其煩候、萬一違亂者、爲公方可被處罪科者也、仍爲後日寄進狀如件。

大永六年丙戌四月八日　宇喜多三郎左衛門［華押］（卷頭花押一一）

行事御坊

奉寄進　田尾之事

合　一段者　在三宅田　四至　東、本坊田。南、北之坊田。西、類地。北、預地。

右田尾、依爲相傳私領、爲大京逆修菩提、之千手山弘法寺千部經位牌免、末代本支證相副所奉寄附以實正也、然上者於此下地、聊預他違亂妨不可有之者也、仍爲後日寄進狀如件。

享祿三庚寅三月七日　大京次郎左衛門［華押］（卷頭花押一三）

千手山年行事御坊參

奉寄進　千手山免料事

合　三佰文者　但幸彌分正懷也

右意趣者、現當二世之爲也、雖爲少分迚も正懷御納所候、令寄附訖、然上者、猶子孫不可有其煩者也、仍爲後日寄進狀如件。

天文九、三月十八日　宇喜多但馬守［華押］（卷頭花押一四）

行事御坊

奉寄進　新田尾事

合　一段二十五步　在坪羽野町繩副也　正懷書田なみ也

右件下地、雖爲先祖相傳私領、爲妙永菩提、千手山へ末代所寄進申以實也、此上は於親類他人中、違亂𪜈中者、垒以不可有之、自然兎角申者在之者、爲公方堅可有御成敗者也、仍爲後日寄進狀如件。

天文十八年己酉九月二十日　國成息西光坊秀好 [華押]（卷頭花押一二）

千手山院主行事坊參

禁制　千手山

一、伐採山林竹木事。　一、於寺内校生事。

一、懸矢錢兵粮事。

右條々堅令停止訖、若於違犯族者、忽可處罪過者也、仍下知如件。

永祿十二年十二月日　遠江守紀 [華押]（卷頭花押一五）

寄付狀　於千手山一七日、爲本尊法樂、授戒說談施物、都合米十石所。

右嘗吐法緣味從類正覺速決定證果無疑者也、因茲法財之二施寄寶前、報現當深緣顯者、必陰故於去世實聽者、一山同心添懇念、可預御回向者也、定觀在薩埵深厚慈愍、故定乖現當擁護給如件。

于時元龜二年辛未七月二十六日　法忍坊仁誓 [華押]（卷頭花押一六）

奉寄進　田尾之事

合一段十貫文　在所者千手大門邑

右件下地、雖爲先祖相傳私領、爲逆修、千手山へ、末代奉寄進申也、以實也、此上者於親類他人中違亂妨申者、垒以不可有之、自然兎角申者有之者、爲公方堅可有御成敗候者也、仍爲後日寄進如件。

天正三年乙亥十二月十八日　竈忍片山太郎左衞門 [華押]（卷頭花押六）

千手山院主行事坊參

奉寄進　田尾事

合一所世代者　在所者藤井村

右件下地、爲煙室凉岸禪定門菩提、觀音へ末代寄附申所實也、爲其本文書相副申候、但御公方者、安仁社瑠免田也、米二斗一升可有御納所候、其外諸公事等無之候、於此上親類他人中違亂妨申者、全有之間敷候仍爲後日沙汰寄進之狀、如件。

天正十三乙酉年六月九日　萬代鄕兵衛　豐秀　華押（卷頭花押二〇）

千手山御行事坊參

千手領之事

一、米錢辻　三百十八石八斗五升五合　先帳分

一、米錢辻　四百四十九石六斗一升五合　當御給地分

午八月六日　千手　行事

於備中國窪屋郡西庄之內　三十石之事

令寄進者也。

文祿三、九月十六日　秀　家　華押（卷頭花押一七）

備前國千壽山

千手山寺領之事

一、高百十石也　邑久郡邑久鄕內

右內二石五斗は　やしき定米
百七石五斗は　田畠

右如書付之、田畠之上中下を引合、千手山本願へ可相渡、然間代官高内引く相殘、以高辻可遂算用者也。

文祿四年十二月吉日　[華押]（卷頭花押一八）

浮田土佐守どのへ

千手山坊領配當之事

本坊　八石　東門坊　六石　圓藏坊　五石　中坊　五石　圓光坊　五石　竹本坊　六石

門之坊　六石　香藏坊　六石　密藏坊　七石　延壽坊　五石　善用坊　五石　戒覺坊　五石

持寶坊　六石　山本坊　五石　中圓坊　五石

已上　十五坊

御建立料　二十六石。都　百十石也。

文五、正月二十三日　　圓智

千手山

上寺村　日待山餘慶寺所藏

敬白　寄進狀之事

右子細者、當陣祈禱之事一段被執行候之條、備州邑久郡豐原庄內、御料所方以年貢之內、毎年五石宛分、永代奉寄進處實也、彌祈禱之事、可被致精誠之者也、仍寄進之狀如件。

文明十七年三月十五日　　美作守則宗

餘慶寺行事坊

上道郡西大寺村　私曰、此書原元今は無し、寺に藏するも寫なり。

西大寺、立始實龜九年九月、立畢正安元年正月二十二日巳尅雷電過天地大震動、其時炎上、如斯又立始る事、本尊同年八月十一日奉造始法樂身也、如本奉造立、次年自正月九日始至于二月八日、金堂本立板敷假葺す云々。

備前國金岡東庄元亨二年實撿田畠帳事金山岡西方傍爾事。

東角御前限後、南限海山陰、西限非禮道祖、北限高橋。

天下之御祈禱所、定院宣御教書並御書下數通成下、上は諸給之同心留遣亂、可爲御祈禱所也、若背彼畫圖之所違亂之輩有ば、公方堅罪科可有者也。

御判　私に曰、後醍醐帝之御判と云傳ふ。

私に曰、右圖の裏書の文如左。

定西大寺市公事、國方地頭方事。

市日は一家別酒二升宛地頭方出。

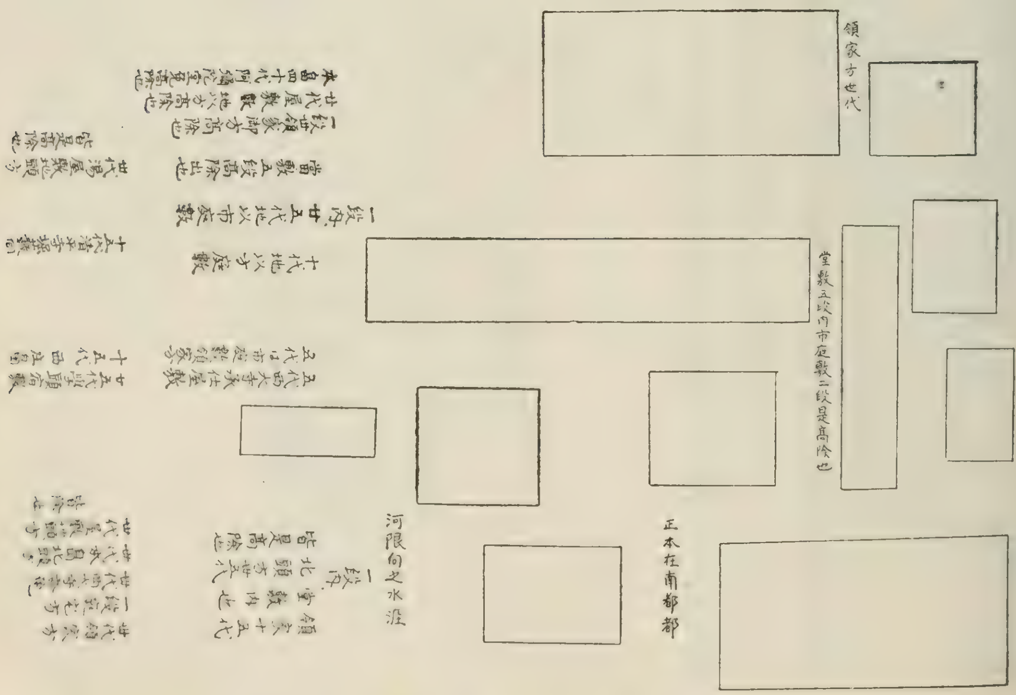
餅屋公事一家別一年百文宛。

鑄物座一年に百文宛。

賣買百文之内十文勝可有。

酒屋御公事一年一家別百文宛。

魚座は一年三百文、船艤別百文宛。



境内四至傍至寫

莚屋一年百文宛。　其外皆一座一年百文宛。　其外諸先主には賣買なし。
右以此旨可有沙汰者也。但彼市之成敗は地頭方と別當是をすべし。

往古境内四至傍至之寫　西大寺　観音院　私に曰、右圖の表は書如此あり。

禁制

右甲乙人等、伐境内竹木事堅令停止訖、若於違亂之輩者、速に可處嚴科者也、仍下知如件。

文正元年二月三日　讃岐守源朝臣　右京大夫成元之父持常か。

毎月十七日祈禱懺法之事

無退轉可有被沙汰候、委細は浦上美作守申付候、恐々謹言。

卯月三日　政則　華押（巻頭花押二一）

西大寺別當清平寺

西大寺毎月十七日御祈禱懺法數所之事

可然在所被寄出候、はんずる間、以段錢之內、毎年十貫文御寄進候、無相違可相渡候、次清平寺事、格別候子細に付、自除之引懸入まじく候間、□□分可被加扶持候、諸公事以下御免之折帋、去々年定給候之處、毎々被申込候之間、曲事候、於以後ては何事〔年カ〕被停止候、殊中間以下寺家人入部全狼藉共申候間、無勿體候堅可被成敗候、自然松田・遠江など申子細候とも、□分可被加〔思免カ〕異見候、尙々寺家無爲樣々に可申付候、恐々謹言。

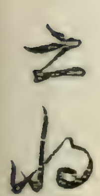
卯月十一日　則宗　華押（巻頭花押一九）

浦上六郎左衛門殿參

十七行目



十五行目



十六行目



今度當寺觀音堂、不慮放火候、不及是非候、分國中奉加候、相進造立肝要候、尙政宗可申、恐々謹言。

三月朔日　晴政 華押 （卷頭花押二七）

西大寺別當

於備州西大寺、每月十七日御祈禱懺法新事依無可然候在所、每年以段錢方內千疋宛、自往古被仰付候、縱雖爲國中大旱、嚴重可相渡付淸平寺へ末代之儀候條不可有無沙汰候、恐々謹言。

十二月十一日　則宗 華押 （卷頭花押二三）

浦上近江守殿

島村越中入道殿

備前國金岡東庄諸御寺牛濟井藤太給國松名一分三島跡等事

爲今度合戰御祈禱料所、備前金岡西大寺被寄進訖、早任下知、可全所務之邑也、仍執達如件。

應仁元九月十八日

付紙 阿閉彈正忠　重能 華押 （卷頭花押二四）

付紙 浦上殿　則宗 華押 （卷頭花押二五）

西大寺住持元秀禪師

備州金岡本庄諸御寺牛濟井藤太給國松名一分三島跡等事

今度被指、枝爲御祈禱懺法新（料ヵ）所、當國金岡西大寺被寄進畢、於此度は一段之上は、知行分早任下知、可被□渡從雜言色也、仍執達如件。

應仁元、九月十八日　重能 華押 （卷頭花押二二）

十八日


則　宗 [華押]（巻頭花押二六）

松田遠江入道殿

當寺懺法料所、備州所々之事、任去九月十八日、御奉書之旨、所渡付狀如件。

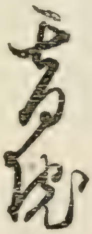
應仁元、十一月二十四日　遠江藤榮 [華押]（巻頭花押九〇）

西大寺別當御坊

爲御屋形樣御祈禱、每月十七日懺法領事、每年以反錢之內、十貫入奉寄進所也、然者嚴密可有□□由候也
仍執達如件。

應仁三、二月二十八日　重　能 [華押]（巻頭花押二八）

則　宗 [華押]（巻頭花押二九）

六行目


西大寺別當御坊

爲御屋形樣御祈禱、當國於西大寺每月十七日懺法事被仰付候、然間每年以反錢之內、十貫入事可有下行
由候也、以執達如件。

應仁三、二月二十八日　重　能 [華押]（巻頭花押三一）

則　宗 [華押]（巻頭花押一〇六）

松田遠江入道殿

浦上六郎左衛門殿

十八行目


備前金岡庄藤田給并國松名一分等三島跡事

自去々年爲西大寺祈禱懺法料所、被寄進處□本主三島渡付之一爲事□□□□同人子細爭哉、其節不懷所

詮早任下知、可被沙汰、渡寺家雜掌子於有遲怠ば、一段可被處嚴科之由候也、仍執達如件。

應仁三、卯月十三日　　重　能　華押（卷頭花押三一）

則　宗　華押（卷頭花押三二）

浦上六郎左衛門殿

松田遠江入道殿

爲御屋形樣御祈禱領、毎年段錢方十貫文事、任去二月二十八日御奉書旨、渡付申處也、仍狀如件。

應仁三、卯月二十二日　　浦上六郎左衛門基景　華押（卷頭花押三四）

西大寺別當淸平寺

備州金岡本庄之內、國松名一分三島跡事

爲御祈禱料所西大寺御寄進上は、早可被停止其綺旨可被加下知、林藏人仕らせ候也、仍執達如件。

應仁三、十二月九日　　重　能　華押（卷頭花押三五）

則　宗　華押（卷頭花押三六）

松田遠江入道殿

備州金岡庄藤田給、並國松名一分等三島跡事

西大寺御寄進之儀、浦上源六競望之子細何事哉、自然雖兵粮料所申給、既一度御寄進之上は、止彼妨可被仰渡寺家雜掌由候也、仍執達如件。

文明二、卯月七日　　重　能　華押（卷頭花押三七）

則　宗　華押（卷頭花押三三）

浦上六郎左衛門殿
松田遠江入道殿

備州金岡庄藤田給、幷三島跡國松名一分事

去月七日、任御奉書旨、浦上源六競望西大寺爲御寄進上は、嚴察可被渡付者也、此分可有相知狀如件。

文明二、五月七日　基景 [華押]（卷頭花押一〇五）

島村彈正左衛門殿

金岡庄三島跡國松名事

任去四月七日御奉書並文月七日御渡狀之旨、所渡付西大寺雜掌中、可有存知之狀如件。

文明二、五月十九日　名判不見

宇喜多修理進殿

金岡本庄之內三島跡等事

任御奉書幷御渡狀之旨、所渡付申狀如件。

文明二、五月二十二日　宇喜多修理進宗家 [華押]（卷頭花押一〇四）

西大寺別當淸平寺侍者御中

金岡庄三島跡國松名事

任去四月七日御奉書幷文月七日渡狀之旨、所渡付西大寺雜掌中可有存知之狀如件。

文明二、文月十九日　[華押]（卷頭花押三八）

宇喜多修理進殿

西大寺駒公事、淸平寺披[被]官十三人事、可除置[官カ]聊不可有如在候。恐々謹言。

文明八、十一月二十八日　則　宗　華押（卷頭花押三九）

久□[欠]次兵衛殿

四行目



金岡西庄公文之內、西大寺市場敷事、造營令寄進訖、然上は可停止、代官綺者也、仍狀如件。

延德四、七月二十五日　浦上三郎四郎宗助　華押（卷頭花押四〇）

西大寺別當御房

金岡西庄公文內、西大寺市庭敷事

爲造營令寄進上は可停止、綺者也、仍狀如件。

正德四、七月二十五日　宗　助　華押（卷頭花押四一）

宇喜多二郎三郎殿

奉寄進

金岡東庄領家之內、西大寺市場敷並諸公事人足等至爲燈油免、所令寄附之狀、如件。

正德四、七月二十五日　宇喜多藏人佐久家　華押（卷頭花押四二）

西大寺別當御房

於備前國西大寺御屋形樣御祈禱（每月十七日懺法御施物等）料事

可奉寄進、在所之程、先當國段錢方內十貫文、每年可致追濟候、彌可被抽懇丹之由候也、仍執達如件。

明應五年十二月十一日　友　興　華押（卷頭花押四三）

則　宗　華押（卷頭花押四四）

當寺別當坊等芳侍者

下行御要脚事

合十貫文者

右備州西大寺本堂造立御奉加也、以作州西郡段錢內被渡付、清平寺帶受取之狀、可被遂算用之由也。恐々謹言。

文龜元、十月十一日　友　興　華押（卷頭花押四五）

則　宗　華押（卷頭花押四六）

中村左衛門大夫殿

大河原三郎殿

清平寺住持職事

仙桂遺言之旨、聊不可有相違候、并瑞雲寺・万願寺本末已下、古美作守並近江守、一行全寺務彌公私可被抽御祈禱者也、仍狀如件。

永正十四、九月二十六日　宗　久　華押（卷頭花押四七）

瑞潮喝食

清平寺住持職事

先住仙桂遺言に候然上は可被專修理勤行者也、仍狀如件。

十七行目



永正十四、十月九日　　村　宗 華押（卷頭花押四八）

瑞潮喝食

當國今次保并南北條公文分事

永正十五年戊寅任請文旨、可被仰付候、委細山口與三右衛門可申入候。恐々謹言。

永正十五戊寅四月十三日　　島津左京亮衛

泰忠 華押（卷頭花押四九）

清平寺参

當所市場家屋敷、如先々不可有相違、萬一於違亂之輩者、可加成敗、此旨可有存知候也、仍狀如件。

永正十六、四月二十七日　　宗　久 華押（卷頭花押五〇）

清平寺納所

西大寺市場屋敷內、當寺領住居御家來諸公事等、寄進令免除之訖、然上は、可被抽祈禱之精誠之由也、仍狀如件。

天文二、七月十二日　　國　秀 華押（卷頭花押五一）

清平寺

當寺領內（金岡西庄百姓等、以東庄引懸（マヽ）諸公事、相除口、并屋敷百姓、依惡行闕所時。）彼屋敷分事

更不准自餘可被致寺家進退、然上は可被抽國家安全之勤行精誠者也、仍狀如件。

天文七、十一月晦日　　國　秀 華押（卷頭花押五二）

清平寺

當寺領、金岡庄內西大寺市場敷事

任先々下知之旨、諸役令免除上は可被專勤行造營者也、仍狀如件。

天文十四、六月二十八日　政宗［華押］（卷頭花押五三）

清平寺住持

當寺事不混自余候條、臨時課役幷至寺內雜人等、狼藉之儀免除之旨、對六郎左衛門基景、則宗證狀在之上は、一切不可有其煩之自然猥族之者、依交名住進所在候、申付候、尚島津左京且（廻）用可被申。恐々謹言。

二月二十日　「付箋に天文二十三とあり」　政宗［華押］（卷頭花押五四）

清平寺侍者御中

瑞雲寺滿願寺諸末寺等之事

往古以來被移置之旨、村宗一行之上は、寺納不可有相違候也。恐々謹言。

天文二十三、二月二十日　政宗［華押］（卷頭花押五五）

清平寺住持隣侍者

西大寺塔婆用木事

於所々申付可有再興之狀、如件。

三月七日　村宗［華押］（卷頭花押五六）

別當坊

八行目


爲御意申入候、寺領之御折紙被遣に付申分候はゞ、此度可被仰上候也、御意に候、於御出(書カ)は慥成事物持参可被成候。　恐惶謹言。

十月二十六日　　元　宗　華押（卷頭花押五七）

觀音坊様

西大寺普請之事、被仰出付、當清平寺御家來へ仕候得と被仰、昨日より御催促之由候、彼御家來衆之儀、先々不仕候、當春我等御使者仕御懇之御捻共候處、無程下より、如此人は勝手に存候、殊更さいこく衆などへ、爲禮申上被遣候、其段早々使衆へ、以仰返事様々、我等より貴所へ申候へと、被仰被申事に、ゆへなき事を申懸、左様候へば、向後も□成〳〵の計こそ見(召)候て、かたく可被仰付候、當春直家御捻被參候、其案文進じ可有御覧候。　恐々謹言。

八月二十日　「上は書に弘治三年とあり」

延　家　在判　私に曰、原本紛失、今寺に藏するも寫故に、在判とあり。

備藤殿

竹原殿御宿所

尚々貴所御折紙、我等相とゞめ不懸御目候、懸御目候はゞ曲事と被仰候、上とゞめ申候。

當城普請之儀、本村百姓中に申付候處、御家來中へ申懸候由、言語同斷曲事に候、御寺之儀は自先々、諸公事高除候條、一切被仰付間敷候、於向後も爲諸公姓等、猥成儀申懸候共、以此旨不可有承引候。　恐々謹言。

弘治、二月二十日　　宇喜多三郎左衛門尉　直家　華押（卷頭花押五八）

清平寺參　尊下

此書讀がたし本のまゝ寫す。

態申入候、西大寺へ御座候時は、御やどに可被作せん貴僧御屋敷之内、御茶屋敷被仰候、然てゝ連日御日を被懸候間爲寺領其許にて、二十石被成御寄進候、忝との御請狀、頓て可被指上候、則御一行進候間、□哈カ可有御請取候お隋どの等罷下候て直可申入候。恐惶謹言。

卯月十七日　　浮田左左衛門［華押］（卷頭花押五九）

西大寺圓藏坊

就祈禱之儀、御札卷數洗米拜受候、彌無油斷祈念晝夜可被相勤事、肝要候、猶期後喜之時候。謹言。

十一月二日　　中納言秀家［華押］（卷頭花押六〇）

西大寺寺中

御切紙前之米受取申事

合十石也

文祿四年十月二十六日　　西大寺々衆中［華押］（卷頭花押六一）

伊藤四郎右衛門殿參

於分國中立置候、寺僧・社僧・諸役、令免許者也。

文祿四年十一月十六日　　秀家　判是なし故に畧于此。

金山遍照院

西大寺寺領之事

一、高五十石也　上東郡　西大寺

右內 二石は 屋敷定米。
　　 四十八石は 田畠。

右如書付之田畠也、上中下を引、西大寺本願へ可相渡、然者代官高內引く相殘、以高辻可遂算用者也。

文祿四年十二月吉日　　秀家 [華押]（卷頭花押六二）

長田右衛門丞どのへ

於備前國上東郡西大寺內、二十石爲寺領、令寄進畢、全可有執納者也。

慶四、四月十五日　　秀家 [華押]（卷頭花押六四）

西大寺圓藏坊

觀音堂屋敷地子之儀、四石六斗餘佐渡殿へ申候へば、御免除候條、其御心得尤候。恐々謹言。

慶長五年十二月二十五日　　宮路長兵衛 [華押]（卷頭花押六三）

觀音坊

禁制　　西大寺

一、殺生之事。　一、牛馬牧〔放カ〕飼之事。　一、伐採竹木事。

右違亂之輩、於在之者、可被處嚴科者也、仍て下知如件。

慶長六年六月朔日　　稻葉內匠通政 [華押]（卷頭花押六七）

爲寺領備前國上東郡西大寺村之內、五十石之事、被成御寄進候訖、彌國家安全武運〔長カ〕久御祈念不可有懈怠之旨、被仰出候也、仍狀如件。

慶長六年六月五日　　稻葉內匠頭 [華押]（卷頭花押七四）

杉原紀伊守 [華押]（卷頭花押七一）

態々申入候、仍て御祈念彌以、可被抽精誠候、鳥目千疋並兩種樽一荷、令進入候、猶此使可申候。恐々謹言。

卯月九日　　　　稻葉内匠通政 ［華押］（卷頭花押七五）
　　　　　　　　杉原紀伊守重政 ［華押］（卷頭花押六八）

西大寺觀音坊

中納言樣より、その御觀音へ百石被參候、平兵衞殿・小傳二殿兩所、前より可有御請取候、其元建立之儀は、追て談合申何事も相調候て、能候はん樣理をすまし可申候。恐々謹言、

卯月十九日　　　　法印圓知 ［華押］（卷頭花押六五）

以上

西大寺觀音坊上

中納言樣より御觀音へ、百石被進之候、目出度奉存候、可然樣に被仰上候て、可被下候。恐惶謹言。

卯月二十二日　　　　西大寺觀音坊慶 ［華押］（卷頭花押六九）

以上

遍照院御尊報

御懇之尊書令拜見候、如御意先刻は被成御越候處に、拙子籠にて無馳走之至、口惜存候、隨て中納言樣より觀音へ、百石之切手、備前一宮へ之切手と一紙にまいり候間、爰元奉行衆大山へ被參候間、罷歸候はゞ其時被聞合候て、御請取可被成候、委細は使僧へ申渡候間、不能具に候。恐々謹言。

四月二十三日　　　　光藤久作 ［華押］（卷頭花押六六）

觀音坊樣御返報

西大寺中 圓滿院所藏 圓滿院、古號成光寺。

奉寄進成光寺田畠事

合 敷地三段 內作田一段在之 爲往古寄進之地、領家地預御方、西帳明鏡也。

一、所捌町 土居內陸段。溝敷二十代か(加)ゝつ(定カ)み北方分。
一、ゝ肆段 海面里二十七坪、二段十五代。同二十五坪、十五代。鹽屋里十坪、一段二十代。
一、ゝ一段三十五代 金岡東庄南方地頭方、鹽屋里十三坪本庄恒名內。
新畠 一、ゝ二段四十代 半和里十四坪
一、ゝ梅江田一段五代 但彼兩所共加納方地頭御領也。
一、ゝ宮須垣內一段二十代 所當御公事、任先規可致其沙汰。
一、ゝ坊舍付資財雜具等。

右奉爲天長地久御願、圓滿庄家安穩御祈禱致精誠、殊代々地頭御方、任御寄進狀旨、可奉訪幽靈等、後菩提、且當寺本尊阿彌陀三尊御座上、二季彼岸、七月十五日來迎、致勤行、可資法界之群類追善盡未來際、奉寄進之者、住持僧侶之外、更不可有他妨、若號圓慶之類屬、於致競望之輩者、爲佛陀怨敵可被行罪科、仍寄進之狀如件。

觀應二年辛卯十二月十九日 權少僧都 圓慶

寄進 備前國金岡東庄成光寺燈油田事

合 一段者 在鹽屋里十坪元折方。

右寄進意趣者、爲天下安全且檀那二世悉地成就祈禱精誠、限永代一圓不揄成光寺燈油所寄進、於向後、彼免不可有違亂妨者也、依後日寄進狀如件。

貞治五年九月十五日 地頭平實宗 [花押] (卷頭花押七六)

奉重寄進　成光寺免等事

合

北方御方成光寺燈油畠

一、所　二段肆十代者　半和里十四坪、但新畠也。觀應元年四月十六日、藤原清里御判。

南方當寺燈油田

一、〃　一段三十五代　金岡東庄、南方地頭方、鹽屋里十三坪、本庄利恒名在之。觀應二年五月二十日、地頭藤原知蓮御判。

南方當寺來迎免

一、〃　一段　分年貢井加藤米鹽屋里二十三坪、本庄國寺名内也。觀應三年六月二十六日、地頭藤原知蓮御判。

南方當寺燈油田

一、〃　一段者　鹽屋里十五坪有之。貞治五年九月十五日、地頭平實宗御判。

南方同權現御戸開

一、〃　二段五代内　八丁田爲加藤公事錢等。村田鹽屋里九坪反五俵加藤公事錢等。

南方田舛名内

一、〃　二十代　竹星三十四坪有之。應安四年五月十六日、沙彌靜慧御判。

一、〃　三段肆十代　蒲池行之。以此年貢來迎佛裝束等料也。

南方權現燈油

一、〃　肆段者　地頭御方久安名内、荒鍬西小堤端在之。觀應元年十二月十五日、地頭藤原知蓮御判。

南方荒鍬權現油田

一、〃　一段二十代者　竹星里二十二坪、國寺名内也。應安四年五月八日、地頭平實宗御判。

一、〃　肆十俵　濱成海而里十九坪有之。應安四年十二月十三日、沙彌清源御判。

當寺來迎免

一、一段　三十代内　不四十代算失四十代、淺越庄内。窪宮神主名内也。文和二年二月十八日、實俊御判。

右法印圓慶意趣は、觀應二年辛卯十二月十九、于時權少僧都、任公方御寄進狀之旨、成光寺又當寺中奉崇權現御社也、就其守公方御寄進之趣、無懈怠可令勤行者也、子細先立之狀見候の間、不及重而巨細、仍寄進狀對裏所記置也、仍爲龜鏡之狀如件。

應安五年庚子六月十七日　　法印圓慶

寄進　備前國金岡東庄成光寺權現燈油田事

合 三段十代者 在海面里二十三坪。地頭加納一圓下知也。

右寄進意趣は、天下安全、且檀那二世悉地成就祈禱精誠、限永代一圓不輸權現燈油所寄進也、於向後彼免不可違亂妨者也、仍爲後日寄進狀如件。

永和元年十一月十五日　　地頭沙彌道久 華押 （卷頭花押七二）

奉寄進 備前國金岡東庄北方地頭職內免畠事

合 二十五代者 鹽屋里十五坪 但、所事（段カ）錢百文宛にて除之。

右彼畠寄進趣者、爲公私御祈禱、且當所務無爲寄進申者也、然萬雜御公事段錢以下之除支配等、此旨領主上原殿へ、令披露候上は、於米代に、不可有違亂之儀、仍寄付狀如件。

永享十年八月　日

御代官芝原中務入道 玄高 華押 （卷頭花押七七）

奉寄免 金岡東庄南方地頭御方新畠事

合 一段者 但、樋爪四段內、東のよりに在之。

右件下地者、現當二世悉地、爲成就之名主職、成光寺永代所寄進也、若於彼下地、親類他人之中違亂輩出來候者、時公方御成敗あるべき者也、仍爲後日寄進之狀如件。

文安二年十二月二十四日　　中村清覺 華押 （卷頭花押七八）

奉寄進 金岡東庄成光寺來迎免名主職之事

合 三段肆十代者

右下地之正税者、寺家分名主織地利分事、沙彌寶昌並妙意爲後生菩提、所寄進申實也、若親類他人中に、不可有違亂煩候、於子孫に煩之儀申之者、可爲不孝に候、又は爲公方可被處御罪科、仍爲後日に状如件。

文明元年己丑五月十六日　宇喜多五郎左衛門入道

沙彌寶昌 [華押]（卷頭花押七三）

寄進申權現免田之事

合一段者　但、四斗五升代也。

右免田は、如先々寄進申候也、彌々御祈禱無懈怠、可有御仍言肝要候。仍狀如件。

永正八年辛未九月吉日　修理亮宗吉 [華押]（卷頭花押七九）

西大寺淨光院へ下

奉寄進金岡領家村田下地之事

合三十五代打　在所大堤有之。

右寄進申下地意趣は、爲妙蓮禪尼茶湯領と、末代寄進所實也、公方正税は領家村田四斗五升代奉（本カ）額候、公事加藤は下歩半公事半か□也、此上に聊諸公事等無之候、若同名一家中に、違亂の輩出來候はゞ、爲地下公方堅可有御成敗者也、仍狀如件。

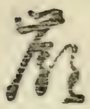
永正十六年己卯二月十一日

宇喜多平左衛門能家 [華押]（卷頭花押七〇）

西大寺成光寺參

永代沽渡申金岡東庄下分畠之事

十四行目



合三十代者　宛直錢二貫八百文。

四至限　東は石を、南は安部方屋敷。西は宇喜多七郎五郎殿、北は内山方田を。

右件之畠は、依有要用、永代限沽渡申處實也、但公方は下分へ、四□（百カ）文可有納所候、若親類他仁之中に、違亂之者出來候ば、爲地下公方、堅可有御成敗者、依沽券之狀如件。

大永三季癸未十一月五日　宇喜多平左衛門　能家　[華押]（卷頭花押八〇）

成光寺侍從公上る

南方村。眞言宗室山滿願寺所藏

條々　室山

一、濫妨狼藉之事　一、竹木剪荒事　一、爲下々課役申族事

右此旨、堅可令停止、若違犯輩者、可令成敗候也、仍下知如件。

永祿三、十一月　日　與次郎　[華押]（卷頭花押八一）

禁制　室山寺

右山林竹木伐取事

右於違犯輩、可處罪科者也、仍下知如件。

永祿十一年七月十六日　[華押]（卷頭花押參照八三）直家書判也。

禁制　室山寺

一、從前林來山內へ、牛馬入申間敷事。　一、同山內竹木剪取申間敷事。

右之旨、相背輩於有之者、曲事可申付者也。

慶長十年八月吉日　　服部源兵衛　判

築地山常樂寺所藏

築地山並多田屋敷、其外郷內之竹敵取廻之城用可取候之條、剪採者在之者、忽可加成敗者也。仍下知如件。

天正十年卯月　日　　筑前守［花押］（卷頭花押八六）

掟　　筑地山

一、山林竹木切捕事。

一、牛馬放之事。

一、草苅柴苅之事。

右之旨、築地山林之內、堅停止被仰付候、若御法度之旨、相背輩於有之者、曲事に可被仰付者也。

慶長十二年正月吉日　　中村主殿下代　大森孫次郎

從來二十一日、於西大寺、千部經執行候、御經衆十人二十日未明御到來、然者、導師所へ御沙汰候。　恐々謹言。

二月九日　　［花押］（卷頭花押八三）

築地山御同宿中

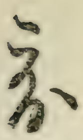
鍛村　青雲山安國寺地藏院所藏

今度高麗出陣之願狀、叶神慮、無事異令皆陣一は、喜悅此節に候、依之願狀之通、社領五十五貫東西五十二町、末世歷代雖國主地頭替候、□是寄附者也、仍而狀如斯。

天正十九年八月　日　　秀吉［花押］（卷頭花押八七）

於稻荷社官少將へ

十五行目



眞谷村。眞言宗八花山如法寺所藏

備州金岡庄如法寺間之事

一、伐採山林竹木事　一、山河殺生等事　一、於境内放牛馬事

右條々、堅禁遏、若有違犯之輩、忽可處嚴科者也、仍狀如件。

永祿九年五月　日　三郎右衛門尉 判

禁制　廣谷寺

一、山林竹木伐採事　一、牛馬放飼事　一、鳥獸殺生之事

右於相背者、可被處嚴科者也。

寛永六年十二月日　兵部壹岐

志摩内匠

ひろたに山林きり候事、かたく御きんせいの上は、もし落葉にても、ひろひとるものあらば、見あひに御成敗あるべき者也。

寛永六年十二月　日

門前村。瓶井山禪光寺安住院所藏

禁制　瓶井山玉井宮

一、山林竹木伐採事。付落葉掻取事。　一、牛馬放飼事。　一、石芝之事。

右於違犯輩は、忽可處嚴科者也、仍下知如件。

天正十八年正月二十八日　秀家 華押（卷頭花押九一）

瓶井寺寺領之事

一、高八十石也　　上道郡　國富村。

右內　二石は　屋敷定米
　　　七十八石は　田畠

右如書付之、田畠之上中下を引合、瓶井寺本願へ可相渡、然間代官高內を引く相殘、以高辻可遂算用者也。

文祿四年十二月吉日　　秀　家（花押）（卷頭花押八四）

廣戸平八どの

爲寺領、備前國上道郡國富村之內、八十石之事、被成御寄進候訖、彌國家安全武運長久、御祈念不可有懈怠之旨、被仰出候也、仍狀如件。

慶長六年六月五日　　稲葉內匠頭（花押）（卷頭花押八八）

杉原紀伊守（花押）（卷頭花押八九）

瓶井寺

於備前國上道郡國富村之內、二十石爲寺領加增遣之、全可被收納者也。

慶長七年二月十四日　　秀　詮（花押）（卷頭花押八五）

脇田村。　脇田山安養寺常行院所藏

脇田寺領之事

一、高五十石也　　上道郡內

內　二石は　屋敷定米
　　四十八石は　田畠

右書付之、田畠之上中下を引合、脇田寺本願へ可相渡、然者代官高內引く相殘、以高辻可遂算用者也。

文祿四年十二月吉日　　（花押）（卷頭花押九七）

浮田左京亮どのへ

私に曰、此帳不全半より末と見ゆ。

一、ゝ同　一畝　一升　同人の
一、ゝ同　十五歩　五合　同人　一
一、ゝ同　二畝　二升　四郎三郎　一
一、ゝ同　三畝半　三升五合　三郎左衛門　一
山田　三畝半　一斗五升　同人　一
一、ゝ同　二畝　二升　二郎四郎　一
一、ゝ同　一畝十分　一升三合　孫十郎　一
此田八合觀音坊に入
一、ゝ同　一畝半　一升五合　助十郎　一
一、ゝ同　四畝半　七斗八升五合　同人　一
一、ゝ同　三畝半　一斗七升五合　三郎左衛門　一
一、ゝ同　二畝　二斗六升　助左衛門　一
觀音坊・非本坊に入
一、ゝ同　二畝半　三斗二升五合　五郎三郎　一
一、ゝ同　十五歩　六升五合　文七郎　一
一、ゝ同　一畝二十歩　一斗八升八合　左衛門二郎〇
一、ゝ同　二畝二十歩　三斗四升八合　四郎右衛門ゝ
一、ゝ同　一畝半　一斗升五合　孫十郎　一
一、ゝ同　一畝半　一斗九升五合　二郎四郎　一

一、ゝ同　四畝半　四升九合　助右衛門　一
一、ゝ同　二畝　二升　助十郎　一
一、ゝ同　四畝　四升　九郎二郎　一
一、ゝ同　十五歩　五合　新左衛門　一
一、ゝ同　一畝　三升　孫三郎　一
一、ゝ同　三畝半　三升五合　助左衛門　一
一、ゝ同　一段　六斗　五郎三郎　一
一、ゝ同　五畝二十分　八升五合　多門坊　一
一、ゝ畠　二畝半　三斗二升五合　同人　つ
一、ゝ同　十步　四升五合　左衛門二郎　一
一、ゝ同　二畝　二斗六升　助左衛門　一
一、ゝ畠　三畝　三斗九升　助十郎〇
一、ゝ田　二畝　二斗六升　二郎四郎　一
一、ゝ同　二畝　二斗六升　彦十郎　一
一、ゝ同　一畝半　一斗九升五合　孫三郎　一
一、ゝ同　一畝二十歩　二斗一升八合　三郎左衛門　一

一、〻同　二畝半　三斗二升五合　五郎三郎　一
一、〻同　八畝　一石二斗　倉西の助左衛門　○
一、〻同　四畝二十歩　七斗　助左衛門　○
一、〻同　七畝十歩　一石一斗　與四郎　一
一、〻同　六畝二十四歩　一石二升　新左衛門　一
一、〻同　六畝　九斗　彌七郎　一
一、〻同　六畝半　九斗七升五合　助左衛門　一
一、〻同　六畝　一斗八升　三郎左衛門　一

一、〻同　八畝　一石二斗　助左衛門　一
一、〻田　五畝四歩　七斗七升　孫三郎　○
一、〻同　四畝十二歩　六斗二升　神四郎　一
一、〻同　八畝七歩　一石二斗三升八合　三郎左衛門　一
一、〻同　九畝十歩　一石四斗　手元ノ與六　一
一、〻同　七畝　一石五升　彌十郎　一
一、〻畠　一畝二十四歩　一斗二升七合　與三兵衛　一

以上

屋敷　一段五畝十歩　分米　一石九斗九升六合也
田辻　一町八段三畝二十一歩　分米　二十五石三斗七合也
畠辻　三畝（町）七段九畝七歩　分米　二十二石七斗九升三合也
惣並　田畠屋敷分米四十九石九升六合也

文祿四年分　明正月十二日

長紀内　池田與右衛門　署押（卷頭花押九二）
岡越内　富山又右衛門　署押（卷頭花押九五）
富肥内　德藏彌五郎　署押（卷頭花押九三）

澤田山。恩德寺西方院所藏

澤田寺寺領之事

一、高三十石也　上道郡澤田村内イ

右内　一石八斗は　屋敷定米
　　　二十八石二斗は　田畠

右如書付、田畠上中下を引合、澤田寺本願可相渡、然間、代官高内引く、相殘高辻を以、可遂算用者也。

文祿四年十二月吉日　秀　家　〔花押〕（卷頭花押九四）

浮田彌三兵衞どのへ

八濱村。兩兒山金剛寺所藏

奉寄進　天神免畠之事

合一段　本畠神主元在所本河。又十代本畠御戸開免在所むまがゑり。

右件免畠は、依京都御寄進申處也、於末代可爲公方御祈禱候、仍寄付之狀如件。

文安五年三月二十五日　波知濱政所之宅　時　實　〔花押〕（卷頭花押一〇一）

金剛寺（虫喰不見）□□□□□□□□□□□□□□□□□□□御禮（虫喰不見）□□□□□□□□□滿足此事に候。銘々に可申入候得共、かゝ子衆忩上せ候故、如此候、何も重て可申述（進カ）候至以上。我等儀一昨二十一日、至小□□（欠字）、今日着船候、扨々永々在々へ所々各樣、色々（細カ）御馳走、諸事御心安申承候て、別て過當之至不過之候、其段書紙とも御禮不得申候、我々事も下着候て、如前々の家をも被申付候て有付申事に候。



（虫喰不見）□□被成出敷候、尚期後便の可申入候、恐惶謹言。

九月二十四日　澤村大學吉　〔花押〕（卷頭花押九六）

澤村は、細川家の浪人にて、當郡八濱村金剛寺に來り住せり。宮の坊とは、金剛寺の事なり。

同村　實相山宗藏寺所藏



七行目

波智濱之衛相庵に付候地之事、心花いん殿之御はん候上は、せんしのごとく、し付らるべく候、爲後日狀如件。

文安五年月十三日　　細川右京亮　久信

石川殿

田一反　いけ田内

畠一反十代　本とねきうの下地なり。

□に毎年七月三日、御まの公用之内、五百文とらせらるべし、ふんしんのいふんにて候、無懈怠るべく候仍きしん處如件。

享德元年　　右京亮　常伯

瑜伽山蓮臺寺所藏

奉免　瑜伽寺領山木幷樹竹之事　私曰、懸札長一尺二寸、巾八寸の板一枚。

四至　東限　經尾谷。　西限　石塔之坂口。
南限　水穴谷北坂口。　北限　黑谷永久山半腹。

右弘安元年任被定置旨、打懸札重所奉免如件。

正安元年己亥十月十五日

執行法印大僧都 [華押]（卷頭花押九八）　法印權大僧都　（花押なし）

夏一法印權大僧都　（花押なし）　法印權大僧都 [華押]（卷頭花押九九）

權大僧都 [華押]（卷頭花押一〇三）　權大僧都　（花押なし）

權小僧都 [華押]（卷頭花押一〇〇）　權律師　（卷頭花押一〇二）

□木助 私曰、木の字の上に華畫あり、更に見へず、榮の字にてもあらんか。

隆有　隆禪　隆遍　親遍 私曰、此五人の名は、板の裏にあり。

寄進　法泉寺 本云、淸性寺、移藤戸德塚改之。（イニ法）

備前國日笠村內湯屋谷堂敷、本之號長福寺同畠山林並押領使給、同名加地子次、一山重留中方田畠、加地子次比丘尼明行寄進田畠、次安留名內、田地三十五代性明作分等注文前紙在之事。

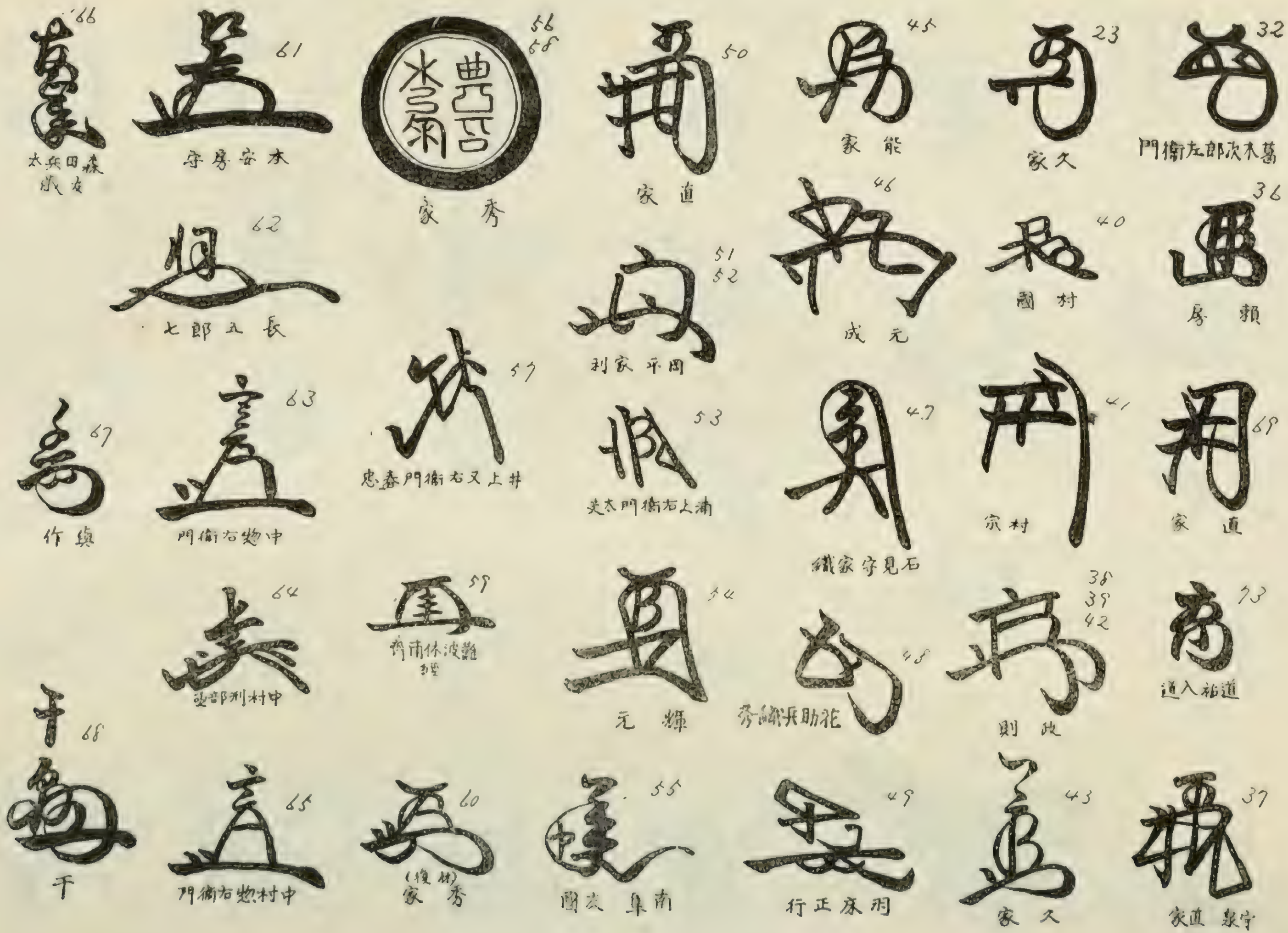
右任下地注文之旨、所令寄附也、永代當寺住持領掌、不可有相違之狀如件。

康曆二年五月八日　源將範　在判

吉備溫故秘錄卷之四十七（古簡四）終



1 連行
2 家直
3 家直
4 久晴
5
6 隆久
7 家秀
8 助宗 助部掃
9 益陸
10
11
12 親家
13
14 元輝
15 久晴
16 能島 十善竹
17 守前豊野海
18
19 郎三門衛左
20 盛家 郎太彌村大
21 伊賀太郎左衛門尉秀屋
22 盛田吉
72 守中越船長
24 郎四藤村中
25 久
27 左進大
31 氏尊
26 28 29 30 34 35 70 71
景宗



32 葛木次郎左衛門
23 久家
45 能家
50 直家
56 68 秀家
61 木安房守
66 森田兵太 友成
36 頼房
40 村國
46 元成
51 52 岡平家利
62 長五郎七
69 直家
41 村宗
47 石見守家織
53 浦上右衛門太夫
57 井上又右衛門春忠
63 中惣右衛門
67 與作
73 道祐入道
38 39 42 政則
48 花助兵衛秀
54 輝元
59 艶波休甫斎
64 中村刑部丞
37 守泉 直家
43 久家
49 羽床正行
55 南阜
60 秀家
65 中村惣右衛門
68 千

吉備温故秘錄　卷之四十八

大澤惟貞輯錄

古簡　五

民家　上

御野郡高柳村　民家に所藏　淺沼の末孫仁大夫といふ持傳ふ。

〆　淺沼又兵衛尉殿　中左馬

去二十八日夜於仕寄、御忠義無比類候、爲其於馬矢鄕內五段進候、向後御心懸肝要候、尙五郞兵衛口上可被申候、恐々謹言。

五月二十日　行連　華押（卷頭花押一）

私曰、淺沼又兵衛不知何人也、中左馬者當村北之丸城主、中村左馬介行連也。

去十八日於鯛山表に天神山衆及合戰、則時切崩、於鑓下分捕、高名無比類、必恩賞可相計者也、仍狀如件。

天正二年四月二十二日　直家　華押（卷頭花押二）

淺沼又兵衛殿

去二十二日於今保表、抽粉骨分捕高名忠節無比類、本恩賞可相計者也、仍狀如件。

卯月二十五日　直家　華押（卷頭花押三）

淺沼又兵衛殿

河原村　伴左衛門所藏　此古文書は、赤坂郡西中村多左衛門が家に藏しけるが、此家衰微し、故ありて、今は伴右衛門が許に在り。

以上

態申觸候、仍御參内に付て、立がみの馬入候間、服部孫三・板波山介申次第、見せ可申候、自然機に入らば一日可借る候、爲其令申候也。

卯月十六日

華押（卷頭花押七）

但組中まで

岡越前守どのへ　富川肥後守どのへ　長舟紀伊守どのへ
明石掃部助どのへ　花房志摩守どのへ　岡釆女正どのへ
浮田平太どのへ　岡本權之丞どのへ　浮田河内守どのへ
長舟吉兵衛どのへ　服部權兵衛どのへ　中吉平太どのへ
角南隼人どのへ　浮田六郎右衛門どのへ　前田與右衛門どのへ
村田七右衛門どのへ　宍甘四郎左衛門どのへ　烏山左馬亮どのへ

河原村　民家所藏　長崎の末葉とて、善八といふ民、今に所持。

就御知行被下候儀、祖父太左衛門入道召出、致糺明落居之上者、親父如修理亮之時、知行被下、無相違可被申付候、祖父別而於福岡衆中通注文封裏進じ候、以此旨可有領知者也、恐々謹言。

二月二十一日　掃部助　宗助　華押（卷頭花押八）

長崎平左衛門殿

先日倉淵於在番者、可爲祝着と申べき入城候哉、羽宗方へ働之由候間、留守用心等肝要に、委細牛尾遠江守可申候、恐々謹言。

二月十二日　晴　久　華押（卷頭花押四）

長崎與七郎殿　　難波三郎左衛門殿
難波與一兵衛尉殿　　松田太左衛門殿　進し

津高郡平岡村　民家所藏

去十日於天摩（滿）口、赤木衆罷出候處、卽組付及一戰、赤木彌十郎打取候事、無比類候、爲褒美卽彌十郎跡職遣申候、仍感狀如件。

四月二日　　久　隆　判下と同じ

片上與一兵衛殿

私曰、平岡村名主與一兵衛は、片山與一兵衛が曾孫也と、備陽記に見へたり（享保之頃）。今は傳兵衛といふ。
久隆者、本郡虎倉之城主、伊賀左衛門尉久隆也、與一兵衛者、久隆之家臣也。

今度金川松田方城忍取、片山八郎左衛門打取候事、無比類候、爲褒美自直家はぢかた（土師方）の内、吉田村被遣候郎請取人を入可申候、仍感狀如件。

八月十一日　　久　隆　華押（巻頭花押六）

片山與一兵衛殿

今度佐井田城、藝州衆被詰候處、爲後巻備作罷出及一戰、庄井越前守同替一番鑓突、卽越越前守頭打取候事、無比類候、爲褒美馬鞍鐙長光刀遣申候、仍感狀如件。

九月十六日　　久　隆　判同斷

片山與一兵衛殿

私に、此傳兵衛が家に言傳ふる、宇喜多直家沼城より、當郡虎倉城の伊賀左衛門久隆、同與三郎のもとへ使を遣して、父子を

まねきよせ言けるは、我松田左近將監をほろぼさんと思ふ。足下松田を打取なば、賞は望にまかすべしとあれば、伊賀忽心がはりして、永祿十一年七月五日、金川の城を襲ふ。久隆の家臣片山與一兵衞、松田の家士片山八郎左衞門を討取、功によりて此感狀ありといふ。

同言傳ふに、永祿十二年秋、毛利六郎左衞門元淸、兵一萬人を引率して、備中佐井田城をせむ、城主植木下總守秀長、直家に屬する故に、援兵を乞ひければ、直家備作兩國の兵を率ひて、毛利勢を討つ、此時與一兵衞、毛利勢の長井越前を討取しに付、久隆より感狀なり。

小森村　民家所藏　菱川が子孫、當時又次郎といふ。

河內村助元名半分、同村國時名四分一、弟の法師爲給恩申付候、隨而從先規有限諸公事、幷臨時之課役等速可有其沙汰候、仍狀如件。

明應柒（七）、八月二十七日　[華押]（卷頭花押五）

荒川神五郎殿

河內村之內鹿守名之主職之事、如前々預置候諸納所等、諸公事臨時課役慥可有其沙汰者也、仍執狀如件。

文龜元、卯月十六日　[華押]（卷頭花押一〇）

荒川神五郎殿

今度於荷尾及合戰、心地能高名無比類候、彌々御忠節肝要候、仍御感狀如件。

大永四年三月十九日　陸　盆　[華押]（卷頭花押九）

菱川與次殿

河內村之內、あり松名四分一、爲給所宛行所也、隨而從先規有松之諸公事、幷臨時課役、慥可有其沙汰者

也、仍狀如件。

大永四、十二月二十四日　　　　　華押（卷頭花押一三）

菱川五郎殿

河内村之内、國光名四郎へ、輕元四分一、重成之内すよう地分四分一、横部分四分一、遠名四分一、何も此方爲給所宛行所也、別而屆忠肝要候、隨而從先規、有限臨時之課役等、慥に可有其沙汰者也、仍狀如件。

天文五年十二月二十一日　　　　　華押（卷頭花押一一）

菱川與兵衞殿

今度作州月田村、尾鈴之合戰別而之手碎、於鎗下大谷久助彼討捕、剩左足之被太刀疵れ、重々粉骨之至無比類候、仍太刀一腰進之候、向後尙以可被屢戰功事肝要候、猶竹井宗左衞門可申述候、恐々謹言。

永祿四年六月七日　　　　家　親　華押（卷頭花押一二）

菱川右京亮殿

尙以爲褒美に、銀子三枚遣し候以上。

今度高城難義之節、馳籠忠義之段、無比類候、作州之義於任存分は、一所可遣候、委細隆景下野守可被申候、恐々謹言。

卯月十九日　　　　輝　元　華押（卷頭花押一四）

菱川源四郎殿

其表籠屋堅固被相踐、粉骨之由神妙之至、彌忠義可爲肝要者也。謹言。

十一月八日　　　　晴　久　華押（卷頭花押一五）

菱川與之尉殿

今度我等及難堪候之處、早速御懸入之段、近比御頼敷儀難存忘候、乍恐御本陣へも御忠義之旨可申候、於向後も何廉互可申談候條、此度不能具悉。恐々謹言。

壬　三月二十七日　　竹善十　爲能　華押（卷頭花押一六）

菱　源参

下畑村　民家所藏　九右衛門といふ。

末代ゆづり渡申各内之事

一、水内山共外田地則光名之內、一々兩人へゆづり申候。山々四至。東は限みねを、西は限山本青木を、南は限ほそ尾を、北は限一本松、付野富開出來次第、一に半分宛退進可有者也。右件兩人へ、末代ゆづり申者也、仍如件。

文明三年正月吉日　　海野豐前守　華押（卷頭花押一七）

海野四郎左衛門殿　同五郎兵衛殿参

爲簀村　民家所藏　當時淸八といふ。

杉板　あは　ね
もて　さらは　うめ
ふけ　いかて　け
るい　せむ　む
たま　とか
の　我

此家に持傳ふ寶劔あり什物部に記す

此家に語り傳ふる所は、人皇百六代後奈良院御宸筆也。此歌の由來は、此帝の御時、丹波國山の內郡坪井村より、勝姫と申人、宮づかへに出しに、みかどの御寵にあづかり、はらめる事あり。いかなる故か、內裏の住居なりがたく進下し玉ふに、みかど名殘おしみ給ひて、右の御製に、御劔一振をそへて、勝姫に給ふ。扨、勝姫は、備中松山の城主三村家親のもとへ來り、爰にて王子御誕生あり。御名を勝法子（師）丸と申き。御年七歲の時に、松山の城陷りければ、山縣新介といふ郞等、守り奉りて所々御漂流の後、爲簀村に御卜居ありて、勝法子丸の御名をあらため、入澤庄左衛門と名乘給ふ。此勝左衛門は、今の淸八の先祖也。私に考ふるに、此說不審也。御奈良院崩御は、弘治三年五月五日也。松山落城は、天正三年也。此間年數十九年なり。然るに勝法子丸七歲の時とあり。何ぞの間違ひ歟。

六行目



十四行目



一說には、後水尾の院の寵姬を、水谷伊勢守に給りしによりて、備中松山城へ連歸り、其後、出生ありけるが男子なりければ、水谷を名乘てありけるが、元祿年中、水谷家斷絕已後、此爲替村へ來り住し由、皇孫ともいひ、又、水谷の子孫ともいふ。何か是非をしらず。

野々口村 民家所藏 當村、官右衞門といふ、大村子孫也。

宛行重松名之內宗友畠之事

合 一段二十袋(代官) 大新田 □大領一圓定

右彼畠者、元名主依無正體、致勘落申付候、且名本名主其外任有望方、相當之御年貢無懈怠、若於末代相違有べからざる者也。仍宛狀如件。

文明十年戊戌五月十九日 華押(卷頭花押一八)

中間四郎衞門所

宇垣鄕德光名內畠之事

野々口小山下

一所、二段分請五百反

合 一まい

一所、二反分麥二斗五升六合 分□一斗六升

右下地事所充行實也、然共有樣御年貢以下嚴重に致納所可抱者也、仍後日狀件如。

文明十八、三月日 華押(卷頭花押一九)

左衞門三郎

宇垣鄕之內助弘名田畠事

合　五十貫文長

右此名之事は、依有子細、限永代金川之藏新右衛門尉之御渡所實也、若此名分者、已後違亂煩申者あるまじく、萬一天下一同之御德政行々共、永代渡申上候、其煩不可有候、仍爲後日沙汰文書如件。

文明十九未卯月二十日　大村彌太郎家盛 [華押]（卷頭花押二〇）

藏新右衛門尉殿

十四行目



宛行申進候宗向延末屋敷事

合　請代五十文キ　但毎年春納也

右御請代無御沙汰候はゞ、末代無相違宛行可申候まゝ、仍爲後日宛狀如件。

明應二、閏卯月十三日　伊賀太郎左衛門尉秀屋 [華押]（卷頭花押二一）

大村藤太郎殿

十六行目



伊福郷奥林村畠之事

合

先年當出雲殿、源左衛門方所御屋との時、中村新右衛門方案内者召、三箇所御所務候、彌十郎殿二ヶ所御うり、此在所五ヶ所□□共余に畠不審之儀候はず候。

右出雲守殿召候、古帳にて御生け(計)の時當出雲殿御分には、まるてん彌十郎殿御分ひきてん神左衛門殿、御分てんかゝり候はず候、此間兵衛太郎事、此間御尋御座候、此五箇所内に土あ(マ)見か(マ)り哉御わけ□□落居見え候まゝ候先年より、兵衛太郎分三十代、御所務候はゞ本帳にて可被仰下候、恐々。

永正十年酉十一月二十六日　道祐入道 [華押]（卷頭花押七三）

吉田盛 [華押]（卷頭花押二二）

二行目



永代沽渡申田瓦之事

合二十代□（在所カ） 正錢二貫百文也

右代田瓦依有正物用要候、大村神左衛門殿、永代沽渡申所實也、於此外親類他人中、違亂申者有間敷候、同公方は□□正税一處也、此外一粒一錢無退物候、永代沽券依如件。

永正十八年辛巳二月三十日中村藤四郎［花押］（巻頭花押二四）

大村神左衛門殿

ひろせ田神左衛門方江分方之事



一段（歩・分）ノ八斗 葭 大分計 三郎右衛門

五左衛門方

四ノ 四十五代ト八斗 人見八郎計 兵衛門か衆八（乞続合）

又五郎方

井斗五〆 一久（段カ）〆七斗 かゝりしいへ禰慶（餘カ） □□□□



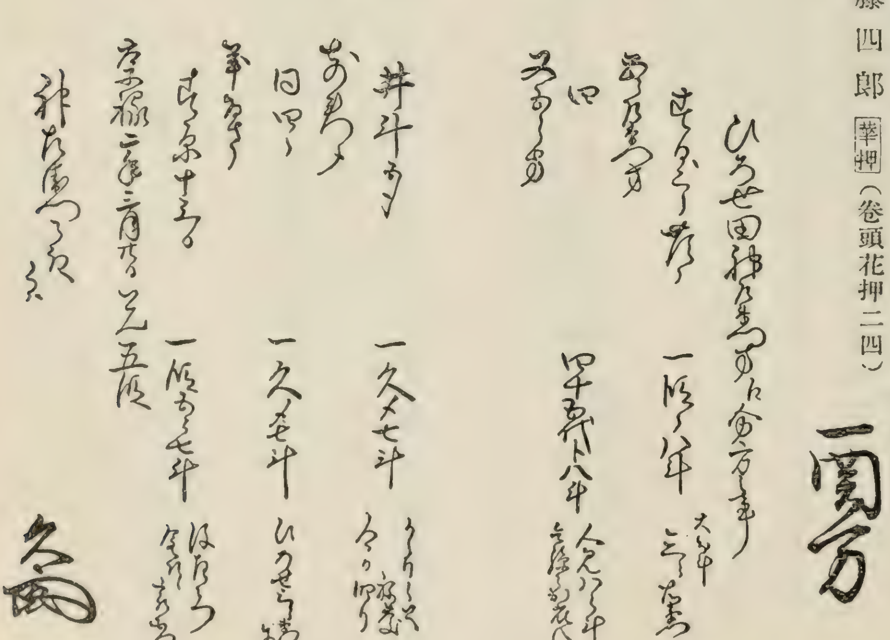
同四ノ 一久〆七斗 ひろせ三郎衛門□



葦簡

原十三（荷カ） 一段五ク七斗 後左衛門（役カ） 金次郎最衛門

四行目



享祿二年三月二十日　　以上五段　　久（花押）（巻頭花押二五）

神左衛門殿参

一〇

※

來札披讀令祝着候

一、其國佛法繁榮、依之千部經申候、帳（張イ）内之御珍重候。

一、寶積（寺カ）而無分別、依之火左御存知（分イ）之由、其得其意候、委細家盛へうた樣申候條、可然御披見申候。

一、方々御守事、只今無寸隙候間、期牛王僧下向之時候。

一、林陽並眞降參詣、或今當十三日御堂へうた出仕候、隨之請取事立正に相衆候へば、只今出此方相濟之仕候間、可被心易候。

一、作州之是好並三位事、上洛候之間、可被出仕候。

一、洛中靜謐世出繁昌候間、御出たるべし、對顏之刻毎篇當寺之事精入候、功德並我等心底等之儀申候、誰鎮畏入候はゞ奉承候。

三月十五日

衆其外大名衆、御出合御談合被成、本唐並朝鮮一圓左樣候、本唐之儀は毎年之御顧に相答、其上に日本之みやこに在京仕、分て朝鮮之儀は八ケ國之内三ケ國、てうせん先王に御出し被成候、殘る五ケ國日本御しんたい分に候、本唐てうせん人質、年内に御みやこ迄被着來、正月二日ふざんかいへ、攝津守殿御同道にて御渡海にて、さて／＼かやうにもきたいすみへそうかなと、各けてんきもをつぶし御大慶の程可有御推量候。

一、宰相左樣御いせい之事、日本にて大公樣を、あかめ申もちゐ候よりも、ましと可思召候。

一、此方兵粮萬自由候間、可御心安候。

一、日典上人様御遠行の由承候、實儀にて候哉さて〱不及是非候、各も同前候、御力落とは申ながら、とりわけ、世安公御心中程令察候。

一、右申分に相すみ候間、來年は可有御歸張候間、目出度懸御目御物語可申候。

一、去十月に各より折かみ取還候、其時分我等疾れ氣にて、不申入候て、定て各より懇に可被申候へ共申入候、たはら五郎左衛門まちぶせに相申越度仕候、九月十七日にて候、其外うすて共打候者、餘多つれ申候みな〱何事なく候、小坂へ與二郎事は、當夏懇申置候、きく哉、是は七月十一日にて法名道春と申候、其外各かんぢやう（灌頂）さむらひ（候）し。

一、日損・水損・かぜ承候、無心元候、猶追々御吉事可申上候、恐惶謹言。

文祿元壬辰十二月十八日　大葚左元　華押（卷頭花押二七）

圓頓院さま　圓乘院さま　宗古様　世安公さま　與吉殿
笹榮さま　同六右　林新右　同八郎左　同葚介殿
右二郎三　きし與三右　小三太　八彌三　吉源介殿　右衛門殿無何事候
大久作様　同□□　きし與三　高源左　各申上る



御要脚錢支配之事

合五字八　吉尾、野々口

御大物の儀に付、重て上使迄、御下あるべき由に至様、そいねも御大儀たるべく間所へ、御要脚被仰出候來る十六日に可有到來候、別無より尤候て催促奉るべく候。

赤坂郡御田村の　民所藏

今度雲州衆、政宗相談、至當城押寄雖儀之刻、晝夜盡粉骨條、忽敵退散祝着候、必恩賞可相計候、恐々謹言。

七月十七日　宗景 ——（卷頭花押二六）

花房與左衛門尉殿

私曰、元祿之比、神田村名主重左衛門者、與左衛門孫也依之此感狀以下六通所持せし由、元祿年書中上に見へたり。天文二十二年也。雲州衆者、尼子晴久也、與左衛門討取尼子勢、依之自宗景賜感書也、政宗者宗景之兄也、兄弟不和、依之尼子家と相談にて、此戰有と見へたり。

山崎與三右衛門尉結智分事、相計候訖然上者、彌可抽奉公忠者也、仍狀如件。

永十、七月二十二日　宗　景　華押（卷頭花押二八）

花房與左衛門殿

仁堀庄之內平尾源五郎分事、令扶持訖然上者、彌可抽奉公忠者也、仍狀如件。

天文二十二、二月八日　宗　景　判同斷ゆへ畧す

花房次郎四郎殿

邑久鄉內蓮華寺分事、相計訖、但有限於正穩者、如先規可致其沙汰、然上者、彌可抽奉公忠也、仍狀如件。

永祿十二年七月二十七日　宗　景　華押（卷頭花押二九）

花房與左衛門殿

條々

一、鳥取北方之內、高屋道場分之事。

一、同末延名彌品名之事。但可為闕所之。

一、同下與三郎分之事。

以上

右此前相計訖、然上者、彌可抽忠節事肝要候也、仍狀如件。

天正二、十月二十三日　宗　景 [華押]（巻頭花押三〇）

花房與左衛門殿

猶以土見山道岡へ、兩三人曖被申付相濟申候間、樣子可御心易候、以上。

今度政宗と出入有之付て、爲御見舞使者被差上候、御心付之段祝着之至候、政素並土岐見松山岡道阿彌岡野江雪□紙を以、色々理被申候間、相濟し申候、何も下國之節、萬々可申述候、猶、林丹波かたより可申候、恐々謹言。

八月十二日　岡山中納言　秀詮

七行



花房帶刀殿

戸有村　民家所藏　幾次郎といふ

[華押]（巻頭花押三一）　私曰、將軍尊氏公之華押也と云。又義詮將軍とも云。

備前國鳥取庄内開發葛木時末於子孫掟之事

合

一、山口方　あふひ谷より、北谷口大河より一丁計入て、山そひよりのぼり、なみうちぎは一丁、大鹿の南たどロまでは仁保也。一丁計より空河面は、皆山口也。かのをと口より上のなみうちぎは一丁北、たど口迄河上、是又一丁より空河面皆山に、但此たど口よりおくへ四五丁の間に、谷より東西のひらに、二道が畑三丁より、此内にふるの栗林少々有是は河上、此外皆山口たり、なか尾・大尾鹿・すみのたは・伊太堺まで

山口、此たど口より上は、河面計は矢原堺まで河上、但大蘭村、大進乾境所昌林仁保也、又妙見西そいに光眞畑三反余有河上也、平岡・輕部堺限南、からうすの比・小さこ・はか山定てかちち山、峯すみかまのたは限山口也。又大川より西中牧よどし山の峯限山邑也。爲庶子、讓・山口・仁保內別置也。

一、仁保方　あふひ谷・小さこの上に、すみかまの南はか山の峯限、南鍋谷の道より北たうげの尾と、八幡峯道を限、東苅田山輕部堺限。

一、中村鍋谷道より南に大谷有山、高月堺をし、たわ尾を限、上牧・下牧の峯、原は河より西のなみうちぎはを限、東は神田山可眞堺限。

右任先祖時末、壽永二年三月十日掟之旨、至子々孫々可領知如件。

貞治三年二月三日　葛木次郎左衛門 [華押]（卷頭花押三二）

沙彌雲了

備前國赤坂郡之內山口村・斗有村山之出入之事

先年如入來、柴山之儀、中分無是被仰出旨候條、自今以後、右兩村申分有間敷候、柴之趣、可預御披露候、仍而後日之狀、如件。

慶六、四月十六日　山口村　宗左衛門 判
斗有村　勘二郎 判

杉原紀伊守様
伊藤雅樂頭様 御使衆中

赤坂郡新庄村 民家に所藏

今度於作州國鉾構、被抽粉骨之段神妙候、御恩賞事遂上聞追て可申談候恐々謹言。

十月二日　　　　宗　景 [華押]（巻頭花押三三）

松田彦次郎殿

鐵砲玉藥之事、心得申進可給候、可渡申候、よき敵承候はゞ、つゝなく今可差籠候。

今朝敵至其構際相働之處、堅固被申付、殊即座に追崩、數輩討取之段、御忠節に候、彌賴存候、恐々謹言。

七月二十日　　　浦上宗景 [華押]（巻頭花押三五）

松田彦次郎殿 進し候

先度於北庄表、敵被討果之由候、御忠儀候、彌御心懸肝要候、尙藏人方可被申候、恐々謹言。

七月二十一日　　浦上與次郎宗景 [華押]（巻頭花押三四）

松田彦次郎殿 御所

尙々有姿（躰）眞直に御返事簡要に候、此外不申候。

難波左衛門次郎方家來、富田江左衛門御給所、於貞名之內、新免一段之事、從貴所直に被宛置候條、江左衛門早々可作進退旨、服部三郎右衛門へ被申難有被申候事には、正税之儀者、貴所へ納所申來候、下地之儀は久相抱、有限加地子等有之由被申候、万存分相紛候間、尋申候、日前之一金（色カ）共に御進退之下地に候而、只今も直に富田子共に、貴所御宛候哉、但し又正税計被仰付加地子分は難左被申候付、通方も難被下にて富田致候哉、箇樣之儀は、有樣簡要に候條服三と御智音も、又難左御智音も不入候、有體正直に御返事可被仰越候、恐々謹言。

二月二十日　　　宇三直家 [華押]（巻頭花押六九）

松田彦次郎殿 御番所

私曰、宇三は、直家初の名、三郎左衛門と云、此時は大方邑久郡乙子の城主ならん。

先日者鉛之事御心遣頼存通申候、印に五斤貴所より被懸御意候由候、畏存候、乍去左様に候得ば、重て御調憑申候事も難成候間、還而迷惑仕候、何も爲御禮此者令進候、頓可申入奉存候、手前取籠之無沙汰候、將（はたまた）二金州より御取候正褟之事、代官衆難澁候由、最前承候間、今度岡山へ參候時申理候、無別可進候由、彼代官申候間、被成貴意切々可被仰付候、倘此者可申上候、恐々謹言。

十日朔日　　日次頼房［華押］（卷頭花押三六）　私曰、日次は、日笠次郎兵衛也。

松彦 御宿所上る

今度籠城被相屆忠節條、作州吉井分事申談、訖然上は彌可被抽粉骨者也、仍狀如件。

天正三、五月十八日　　宗景［華押］（卷頭花押七〇）

松田久兵衛尉殿

今度籠城被相屆之條、石村左衛門大夫分之事申談訖、然上者彌可被抽忠義事肝要候也、仍狀如件。

天正三、五月二十八日　　宗景［華押］（卷頭花押七一）

松田久兵衛尉殿　私曰、久兵衛は彦次郎子也。

宮分松田久兵分へ入之事

一、燈油田所　一反　作 池之坊
一、霜月十五日田ゝ　一反　作 同人
一、八幡修理田ゝ　一反　作 かみや與太郎
一、原の後ゝ　四十歩　作 今は助三郎 岡三郎右衛門
一、延弘名閑ゝ　一反　作 彦三郎
一、正月籠田ゝ　四十歩　作 池ノ坊
一、谷尻別當給ゝ　廿五歩　作 同人
一、原の後禰宜給ゝ　一反　作 同人
一、天神のはなゝ　一反　作 同人
一、九月田ゝ　二段内　一反三十歩へ入　とら人廻作

已上　九段三十五歩

いの十一月十五日　　　長船越中守　華押（巻頭花押七二）

松茸一籠被還(進カ)御意候、此方珍物と申御懇志之程、不打置可致賞翫候、就中藝州衆至神邊笠岡間、去月中旬比着陣し、因茲境目と申付故、不得寸隙、近日無沙汰候、於心底は不存疎意候、與七郎殿向事も無御入由、大慶存候、萬端從十念可申候條、不克愚筆恐々謹言。

九月三日　　　　宇泉直家　華押（巻頭花押三七）

當不見

伊田村　民家所藏

一見候畢　華押（巻頭花押三八）

難波十郎兵衛行豊　謹言上

軍忠狀

一、長祿年中御出頃、最前企參洛、翌年春宇野上野入道、備州新田庄被差下之時、屬彼手馳下、同六月十九日於三石合戰、行豊討始仕、山名相模守、被官軍大將足立彥左衞門尉須討捕、訖依其軍利庄内悉入御手歟、御感狀并上野入道證狀等、去々年備御一覽畢、忠儀不可有其隱事。

一、就斯波義敏與義廉家督相論之儀、洛中暫不穩之時、最前企參洛、於本願寺日夜勤御番、翌年五月二十六日山名右衞門督入道御退治之始、於一條大宮合戰、抽粉骨御感狀拜領之事。

一、同六月八日、於一條佛心寺前合戰并二十五日於武衞、構合戰等抽粉骨事。

一、同年五月、播磨國雖入御手、備州事於福岡小鴨大和守構用害、依國中相踏御退治、急度難叶之間、行豊於京都、浦上美作守相續、愚兄掃部助并同名等、可致計略之由申下之處、小鴨一族被官等、爲山名修理大夫

調談、美作國打越之時、掃部助并同名、於路次懸合、宗者十余人討捕之、依其利國中、御被官衆同心差寄、小鴨館追散之刻、鹿田背依軍功落居由申、掠守護職競望之處、愚兄掃部助・沼田越中入道、國合戰次第、一々注進之條、以其狀、浦上美作守依申披、細川京兆被退治、彼等競望畢、忠儀非一事。

一、於三條殿燒跡、細川京兆御勢、與大內勢合戰之時、行豐令合力粉骨之條、可有御感之由、京兆以使者、被申入事。

一、有馬總州御退治之時、抽粉骨、御感之御書頂戴事。

一、於醍醐・山崎兩御陣、抽粉骨、御感之御書頂戴之事。

一、應仁四年正月二十四日於美作國、鶯淵山合戰之時、愚兄九郎右衞門尉・同掃部助子兩人・同名三人・悴者四人・其外中間等以上十余人令討死、御感御書雖令頂戴、其子于今無其恩事。

一、行豐於備前、雖令小所拜領、浦上美作散合及兩度、最小所之儀無其隱歟、剩不應所務之時、直在之堪忍事、委託預御恩賞者、彌可專忠儀、先以軍忠之儀下給御判、爲備子孫之龜鑑、粗書上如件。

文明十三年四月七日

進上　御奉行所

上總事爲上意、被仰出候際申越處、嚴密致其沙汰候、神妙之至候、於恩賞は可相計、恐々謹言。

十一月九日　　政則 [華押]（卷頭花押三九）

難波十郎兵衞殿

就御知行分之儀委細承候、於此儀は、何之仁訴訟被申候共、於我々不可存別儀候、其子細は祖父因幡守殿依大忠松泉院殿樣御書并御一見狀御頂戴與申、殊御親父御討死の上は、旁以不可有相違候、爲御意得事分申候、恐々謹言。

四月二十七日　久　家　[華押]（巻頭花押二三）

難波豐前殿 御返報　私に曰、難波豐前殿御返報　宇喜多三河守久家

從最前被相届高嶺、至當城候勘恩忠節神妙候達本意之志、御恩賞事存分可申沙汰候、恐々謹言。

十月十三日　村　國　[華押]（巻頭花押四〇）

難波彌四郎殿

備州居都庄上村半濟分之事、箕田左京亮難有申子細、難波十郎兵衛尉年來忠節志候間、如近年爲兵粮料所申付候、此分可有存知候也、恐々謹言。

十月二日　政　則　[華押]（巻頭花押四二）

松田遠江入道

鳥取庄葛木珍敷在名田畠之事

爲兵粮料所、難波十郎兵衛尉預置候處に、號本主違亂之由、歎申候、既就遲參設收候上は、太無謂候、又々退押妨十郎兵衛尉代々、可被沙汰渡候、尙々在所堪恩之事候、可被有候、遲々恐々謹言。

壬十二月五日　政　則 無判

浦上六郎左衛門殿

松田遠江入道殿

爲御音信、半樽・二ツ肴被懸御意、御懇情之至本望至極に候、切々以書狀可申入候得共、以外取亂之故、無其儀候、猶近々可申入候。

六月六日　久　家　[華押]（巻頭花押四三）

私に、上書に　難波豐前殿 御返報

吉岡庄南方田所職事、爲兵粮料、可有進退候也、仍狀如件。

永正十六、十一月十六日　村　宗　[華押]（卷頭花押四一）

難波田次郎殿

此方雑□□□□□□□（虫損）三郎左衛門方へ申可參□□□（虫損）たのみ／＼申事に候、恐々謹言。

四月二十三日　村　宗　判同斷

難波四郎左衛門殿

抱分寺本名之事、難波次郎右衛門□□（虫損）雖違亂、任相傳道理、領知不可有相違候也、恐々謹言。

大永元、十月十五日　能　家　[華押]（卷頭花押四四）

就瑞泉寺分之儀、御折紙拜見申候、善兵衛殿不及案內候故、申候由承、於此半不可然候、又貴所今日被作漉返之由、近比御動驚入候、此方へ承候者、在樣異見可申候處、被招事儀、太不可然候、能々御分別肝要候恐々謹言。

三月二十三日　宇喜多和泉守能家　[華押]（卷頭花押四五）

難波四郎左衛門殿　御返報

建部郷宮地內給分、下作役又給候、與に加墨居判形進候、次郎右衛門分一段之事は、大夫殿と可被申合候也、恐々謹言。

三月十八日　元　成　[華押]（卷頭花押四六）

難波右馬吉殿

預御折紙候拜見申候、仍而□□（虫喰）下地之事承候、先日申可然存、日々可令申候へ共、播州□□（虫喰）福岡などへ□（虫喰）□不能一二（とかく）候、恐々謹言。

三月十七日　　浦上右衛門大夫（花押）（巻頭花押五三）

難波助右衛門殿

當所女子分田畠年貢、諸濟物等之事、□□（虫喰）可致其沙汰候、難波田之代白然於難澁之族は、可背罰料□□□（虫喰）□□□□□□□□。

天文十一、十月十三日　　石見守家織（花押）（巻頭花押四七）

態令申如此表、不慮之弓箭成行候、然共我等相殘□□（虫喰）□伐者何も可爲堅固候條、□□□□□（虫喰）次なまり御座候はゞ、何程成共所望申度候、ありのまゝ不給候、替りの儀は金成共、銀成共、被持せ可遣候、還り候ては別なし、可爲入魂候祝着可申候必々賴存候、恐々謹言。

三月二日　　花助兵織秀（花押）（巻頭花押四八）

難三

先度申遣候處、不能返事候、言語道斷曲事に候、難田跡織之事、難三息へ被仰付候條、各早候へば被出候、於油斷は對我等、可爲緩怠候、恐々謹言。

十二月十六日　　羽床正行（花押）（巻頭花押四九）

横山平左衛門殿

先度於佐井田面、被疵候由、御心遣候故候、早御平喩（癒カ）候歟、無心許候、時分柄無油斷候、養生簡要に、爲共一筆令啓候、恐々謹言。

二二

九月二十三日　宇泉直家 [華押]（卷頭花押五〇）

難波與右衛門殿 御宿所

今度は於佐井田、心馳行候、御勤無比類候、殊被疵由候を、如何候哉、無御心元存候、雖不及申候、無ぅ油斷御やう生肝要に存候、致歸陣候は、御心懸之程能々直家へ可申理候、猶重て可申承候條、此度不參候、恐々謹言。

九月十一日　岡平家利 [華押]（卷頭花押五一）

難與右 御宿所

御手如何候哉、無心元存候、御養生簡要存候、直家よりも無御心元之由にて、書狀被進候、我等所迄可有心得よし、披露可申候、何も從是以使て、御音信可申候、恐々謹言。

九月二十三日　岡平家利 [華押]（卷頭花押五二）

難與右 御宿所

今度は無比類御働之由、其刻島へ使に罷渡御音信にも、不參相似無沙汰候、御高名御美敷候、被薄手之由無御心許候、御養生簡要候、何も參見舞可申候、恐々謹言。

八月十三日　南隼友國 [華押]（卷頭花押五五）

難與右 參御宿所

只今は早々御出本望候、殊はな一枝送給候、祝着申候、天氣之事御見合候はゞ可承候、猶期面候、恐々謹言。

正月二十四日　輝元 [華押]（卷頭花押五四）

〆　菅（下の字切れて見へず）參

御狀并御樽一荷二ねり送給候、御懇之儀恐悅至極候、如仰三郎九郎殿御下向候條、珍敷儀も御座候かと、下之者は存候處、龍口御籠城の體安[案]之外に候、三修此表可有出張樣々、金川邊沙汰候歟、不審に存候、備中國に歷々此方一同之要害數多候處に、左樣の儀さへ手に余り候體にて、何とて當國之望罷可成哉と存候、伯州より此間歸陣之由に候條、沼元構被取結候て、定て後巻可有之候間、以一戰備中當國弓矢相澄分にて被取結候へ共、被見捨要害へ進候上は、自地分別之前に候間、不能申候、猶被聞召事候はゞ被仰知候恐々謹言。

八月二十八日　　宇三直家

難　　三　御返報

爲元政御伽被申付候、備中衆之儀悉被相催候條、御左右次第可被打越候、猶重疊可得尊慮候、恐々謹言。

十二月二日　　井上又右衞門春忠 [華押]（卷頭花押五七）

尙々於油斷は可爲曲事者也。

態申遣候、兒島へ鷹指渡候、重八郎右衞門罷越、せこ[候]百人堅可申付候、少油斷仕間敷候者也。

[華押]（卷頭花押五八）

八郎右衞門どの

去□[虫喰]□□□□□□□□□□□□□□合戰刻、抽粉骨、剩令分捕之段、忠節無比類、如恩賞可相計者仍狀如件。

三月十五日　　名、花押とも虫はみ不見。

難　已下虫はみ不見。

尙々御奉公の事、此度專一と奉存候條、いよ〳〵油斷申まじく候、是又一切御持遣有之間敷候、七藏同前之事に

候、次難次御事、爰元にて彼是別而、御懇意に候へば、中々力落申候、其元子共に御目懸り候て、家のたち申やう
伏孫介被成御言傳、御書委細致頂戴候、其元各無事に御座候由、先以目出度大慶奉存候、此表之樣子先度
に可被作候、越後殿へ、跡之事かく別有間敷由にて候、萬々此方の儀、又五郎に申遣し候條急に而書中不具候、
如申上候、大唐より御詫言申付候而御扱に相調、則唐之御使者召連、石沼・大形・增右・小攝・名護屋へ被
ひごへ都より頻候て參候處に、日本へ罷歸度と色々申候まゝ、又五郎相そへのぼせ申候、別にせいを入申者無
參候、定而此比御左右可有之候はん、左樣に候者、各御歸陣に而可有御坐候、上下悦申も愚は、今程も兵
御座候條、此者上せ申候、又與七事はや直り申候、將又唐人の事先度□□□□□(虫喰)舟をのぼせ可申と存候へ共、
御坐候、金海と申所山城山へ被作御普請、半にて御扱之樣子に御坐候へば、朝鮮の城は、入不申事に相聞
舟せまく候て、其まゝ此元におき申候、此地に而普請ほとさせ人入り申候間、此方にて仕申候、猶此者に委申入
申候、是は若御人數御殘候ては存、各逗留御普請、爰元の樣子委細申上度候へ共、急舟の由に候之條、
候。以上。
不能其儀候、猶此者樣子申含候、恐惶謹言。

月日虫喰不見　　かんゑもん

宗吉樣

平岡新庄東方領、此間虫喰自當所務、我々申付此間虫喰所付此以下虫喰、差出張進入候此下虫喰。

六月二十六日　　名虫喰不見。花押同斷不見

難波四郎左衛門殿

知行目錄

一、百石　備中都宇郡　早島

右爲加増成扶助訖、全令領知、彌可抽奉公忠者也。

慶四、二月六日　　[華押]（巻頭花押五六）

難波助右衛門どのへ

今度我々身上儀に付而、不類一命山中へ被罷越、其以後方々難堪所、付そい奉公の義誠以滿足の至不淺候、我々身上成立候はゞ其方事一かとの身體に可相計候、今度奉公珍重無忘却候、向後も我々身上の儀、諸事無斷其心遣肝要候、謹言。

五月朔日　　[華押]（巻頭花押六〇）

難波助右衛門殿

なを／＼従是一兩度、其以書、狀を申候へども定相屆き候や、終に此方へは書狀も不到來候、貴所只今の在所、

幸便條令申候、良久相隔、扨々ゆかしくも存候、此元今日迄は無別條候間、先以可御心安候尤切々以書、

都とほどへだゝり候由に候、因是ひんきも可爲無案故と存事とて、さて／＼數年の難堪とも、可有御推量、なに

狀成とも申度內存候、雖不淺便宜近々に無之故、不任、心底候、勿論忠恩の程、朝夕聊以無忘却、尙ゑんゆ

と云して、一命被成御赦免候て、今一度及面ともかなと存念迄に候かしこ。

ふまで申候間、可被相傳候、恐々謹言。

五月十三日　　休　　復

私に曰、上書に
難助右參　休

私に曰、右二通之狀は、秀家關ケ原落去以後、流浪の中に、島津家を頼み、薩摩へ隱して、暫らく逗留の中、同所より難波助右衛門へ來りし狀なり。又休復とは、宇喜多秀家の替名の由。

ひさしくおとづれも候はず候、ひかしにもなに事も候はず候、こゝろやすく候はゞ、この文ははや／＼

しもに御いりときやらん、こしらへとも、そもじ御いりところしらず候て、爲參候ず、いつもこゝろにはおもひ候へども、そのかいも候はず候のなりのおもふしは、そもじもこゝもとへ、御いり候はんやと、存爲參候へば、おもいきり候て、御いでも候はず候、まづまづ、いのちかたずけ候て、こを一人もうけたると存爲參候、おやこ三人ながらなに事も候はず候かしこ。

まつちよ

私に曰、此文は秀家の内室の文の由、此包紙に一首、書付あり。

なんばすけへもん殿

いくたびもしらのいのちにかわるべし、ふた心こそなかきはしなれ。

返々この方、何のさたもござなく候爲參候、めづらしきさたうけ給たく候て、かしこ。

一日はいろ〳〵こゝろつかひ候へば、てまへなに事も候はず候よし、きゝ爲參候、まんぞく申候、そこもとよろこびもいまだにて候や、うけ給りたく候、いまのすきにちと〳〵このかたへこされ候はゞ、よろづ申うけ給りたく候、われわれもこのすへには、そやらこし候はんまゝ、そのうちかならず御こし爲參候、なにも〳〵おもふほどは申され候はず候、申たくよき御事申うけ給り爲參候、くれ〳〵ほんださもし殿、御のぼり候はゞ、そもじへとく申候て、たんから申せと、御申候事などまゝ、いづれもかすもしにて申候べく候よろこびども候て、ひま候はんと、きされ候へしこそ、から（唐人）このかた（方）のしんろうのほど、申つくしがたく候、いよ〳〵何事も〳〵だんがう申候べく候、かしこ。

上書に　ゑん

私に曰、此文も秀家の室なり。

なんばすけへもん殿

先日は御出候處、早々申承御殘多候、久々にて御下候事之間、緩々可有御逗留候、打續殊外之温氣候、將に是式に候へ共、帷子二幷御息へ一ツ進候、恐々謹言。

本安房守  通言カ 【華押】（巻頭花押六一）

難波助右衛門様 御中

文のとをり、すなはち御めにかけ申候、はるばるの所をよくぞ〳〵御みまひに、人を御あげ候て、ことにみごとの、ふじとのり、二ふくろ御上候、日ろう申候、大かたならぬごきげん、めづらしくむかしを覺しめしいだし、一しほにて、まんぞくなされ候との御事にて候、われわれかたより、よく〳〵こゝろへして御禮申候へと仰られ候こそは、きとくに御みまひ、御まんぞくにおぼしめし候、ひさ〳〵の御らう人の事に候へば、なにの御こゝろづけあそばし候御事も候はで、御はづかしくおぼしめされ候、さやう候へば、しまへもこのはるふねにいり、御ゐんしんなどもなされ候、御三人様ながら、御そくさい様に御入候よし申候まゝ、御心やすく候事の候はね、又ゆはくふね此下虫はみ不見。

かせん様にて申

なんばすけゑもん殿 申べく候

たしかなるかそうきこへ申爲參候まゝ、つたへして御そう申爲參候、めでたく〳〵御しやめんの御事を申やうにと、いわゐ申候、返〳〵みやのり御あけして御きげんの御事にて候、めでたくかしこくうしき御事は、中むらきやふ殿より、御申爲參候、かしこ。

尙々銀子相殘所を、はるは大略其元へ可參候間、其刻富山にて、御子息様へ成とも可遣候處に、へんゆうに申上

貴札拜見忝奉存候、然ば相殘銀子之事、被仰越候、誠いつもの事に候へども、御さいそ(く)申かけずとも、可

候、只今にてめいわく申候、しかれども……以下虫喰

進處候へとも、相替不申候、仕合あしくゆへ、いつとても手前被成延引申候、百日の通別唯今渡可進候よし、日本神愛岩〔宕カ〕八幡天道銀子無御坐候、付は先一枚進申、御はづかしく候へども、完元其様子小八郎御物語可被申候間、書中具に申入候、兎角御床希、若此地に越し候事は有是間敷候哉、あはれ懸御目度候旨小八郎に申付候、恐惶謹言。

十一月十一日　　中村惣右衛門　花押虫はみ

難助右殿

以上

先日は始て參、緩々と得尊意、殊に御懇情中々難謝候、罷歸候時など、然し御いとまをも申上候はず、中々千萬御殘多存候、重て氣相よき時分にかならず參、緩々と可得貴意候、いづれも島より以書狀可申上候、恐々謹言。

六、十二日　　長五郎七　〔花押〕（巻頭花押六二）

難助右様

難三郎右様　御中

何々御限〔根カ〕に委待入候　已上。

今朝は被成御出候へ共、早々御歸殘多奉存候、今曉此方にて咄可申存候へ共、數寄に功そ〔な〕く萬唯今中は仕候、少夜更候共、此方へ御出被成、御咄可被下候、明日も御逗留候はゞ、今夕は相延可申候、無沙汰のやう申被成候まゝ、以連狀申入候。

一、角太様へ申入候、助右殿明日は滯留に仕候、また被參候事は成かね候間、是非〳〵明日は可成御留候、加縫殿所へ、數々罷越不被仰、明不申候助右殿明日御歸候はゞ、夜更候共此方にて咄可申候、明日御逗留候

はゞ、今夕は延可申、夜更候共一番仕度候、恐々謹言。

十一月二十四日　　中村惣右衛門 [華押]（巻頭花押六三）

難助右殿
菅角太様 人々御中

急早々申入候以上

大工三人めし遣申候、先度いそき候まゝ、以書状申可居申候間、此状惣右衛門所へ、御届頼申候、猶追々
可申入候、恐言。

後十月朔日　　中村刑部丞 [華押]（巻頭花押六四）

難波助右様 人々御中

尊書拜見忝奉存候、如仰拙子儀、八月俄に江戸御使罷越、五六日以前に罷歸候、永之逗留仕候而、迷惑申
候、然ば今度庄三郎殿祝言、一段首尾能相調候由、扨々目出度奉存候、角太も別而滿足之由被申候、內々
如申入候、惣方共に被懸御目に候、大調に而拙子一人と大慶存事候、尤早々以參、上成とも御祝儀申度候
へ共、此頃江戸より罷歸候付而、手前取紛、乍存知無沙汰申候、何樣與風致□□可申承候、恐々謹言。

十一月八日　　中村惣右衛門 [華押]（巻頭花押六五）

十三行目

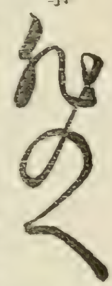


難波助右衛門様 御中

尙々市右衛門儀申に、無是非仕合成候、重次郎殿なにとぞ、仕度と存事も、何事も重
て可得御意候、とかくめでたく〳〵以上。

手前取紛早々及御報候　以上。

遠路爲御見舞人御越候事。

備前様被成御満足候事、藤戸のり上申候事もてかふ茶きんなど御めしの候事。

一、昨十四日に不慮の火事出來也、町侍家・我等家はじめ城中不殘燒申候へば、被推量候事。

一、備前様生(紳カ)初下候までも、無事候條、御氣遣有間敷候、委曲は使の者可申入候、恐々謹言。

卯月五日　　中村刑部丞

難助右様　貴報

其方事先年於江北柴田合戰の刻、一番鑓仕時、爲御褒美御知行一廉被成御加増居、不可勝計、殊更今度順天・蔚山兩城可引入之由、其以後於朝鮮、數度番船切捕無比類之段、連判雖仕候、不致加判、神妙の覺悟御感不斜候、□□手前御代官所有次第、三万七千石爲御加増被下候、本知六万二千石、都合十万石、内一万石無役九万石の軍役可仕候、國持に臆病の者有之ば、御闕所尙以國主に可被仰付候、如此上は、命を全仕可致忠節、自然無不調法、聊爾之勤不仕、無越知度樣覺悟可仕候、猶德善院淺野彈正少弼・増田右衞門尉・長束大藏太輔可申者也。　八行目

慶長三年五月三日　　姓名・花押ともなし。按るに寫しならん。

加藤左馬助どの



尙々委元儀御油斷有間敷候、鮓の儀急待申候。

先度は御折紙拜見申候、其元表など、一段能御座候由承、安堵申候、彌淨蓮談合にて可然候、御内様彼是御調申候、助殿一方手前請候可由心得申候、おそく成不申入候、將又、すしの儀遲候へば、入不申候間、少宛成共急で可被遣候はゞ可然候、何事も云儘事計申候、左候へ共今迄は調申候間、彌念を入候て可然候、淨蓮老の事は心付候て、其元へ御上候はん時は、馬人の儀申付候へかし、恐々謹言。

卯月二十九日　　森田兵太　友歳　[華押]（巻頭花押六六）

猶村銀左衛門殿

尙以森左門音信何より□□□（被承候カ）御禮可申上候　以上。

御狀幷すげの宮御まほ（もカ）り送被下候、遠路御造作誠以有難存候、先々今度は國かわり御座候間、御互に無御心元存候處、其許も別儀無之由、珍重存候、七月之比監物散々相煩候て、可相果と存候處、すきに取直して去朔日、やまとへ被參候、皆々伏見無事候、今程小吉もならに居被申候、是又可御心安候、先度以書狀申候へるに、今相とゞき不申と存候事に候、就中見事牛房十把、大根二十本送被下候、被祝着申候、何も爰元滯留申、態以飛脚御賴可申入候、次怨閑さ東國より來春は御上り候哉、承度存候、於駿河縣御目候尙自是可申入候、恐惶謹言。

九月二十二日　　干　[華押]（巻頭花押六八）

國行坊　貴報

尙々御疾歟、御養生かんやうに存候、此表にて相應の御用可蒙仰候以上。

幸便候條一筆申入候、御氣相如何に候哉、承度存候、不及申候へ共、態々御養生簡要存候、我等事爰許罷着、万事仕合可然候間、可被御心易候、貴所樣御懇の志候段、難忘候、將亦御親父さま御意の通、懇々孫樣へ申理候條、可御心易候、此等趣御傳達奉願存候、就夫、御大士樣へも御傳言旨申度候、能々被御理候て、可被下候、恐惶謹言。

五月二十二日　　與　作　[華押]（巻頭花押六七）

猶宗吉樣　參人々御中

度々御傳言候、今朝御禮進候由、可爲左樣候、併助右殿へは御ちそう可然候、されども、ざいこおとこにてな、大

重て御細書忝存候、唯今下候はゞ、以書狀申入候、早々可參候處に、昨日も少女房儀相煩候、付て今朝是こんのあぢなどこそ可被存候、とうせいりやうりは、しられまじく候まゝ、なはでも御ふるまい爲參候、此よし庵へ可被參を相待申候、ぜあんに相候てから、内膳殿ゆめのあいしに候、不叶用の儀候まゝ、其よりすぐ助右殿に被仰候て、可被下候、ひさしくあい不申、さいごものさだめてちゞけ、いなものにて候はんと、見ぬさ御參候て、可得御意候、此方へ御出被成候事、かならずく御無用に候、唯今拙子も罷出候まゝ、隙明緩きからおかしく候由、助右に被仰可給候、頼入候かしく。々と其にて可待御意候。

中村惣右衛門

菅角太様

宇喜多中納言秀家公、濃州青野合戰に討負、同國山中に隱れ御坐候時、難波助右衛門秀經御迎に參、道行あらく書付

一、濃州青野合戰其隱れなき事。

北國・西國悉敗軍の時、秀家公は同國伊吹山へ退給ふ。其時士七人御供仕、其侍名疵と覺不候。芦田作内生國美作、進藤三左衛門・伊勢足守・木下肥後殿家中、杉原丹下殿祖父也、新參成共御主の御奉公、能勤め方々難堪所付そひ御奉公仕由也。芦田作内は御無心不入候ゆへ、御手巾を被遣、谷底へ水取に被遣、其間に御退被爲成由也。森田小傳治此人は名を覺申候、殘る四人は覺不申候、扨御宰藝つよく御座候て、御難儀の時、輿風被出思召、脇差を一腰被遣、是を面に見知り有物に預置、後日に御公儀へ指上候得と被仰付濃州の馬頭小宿に片め成鍛冶に預け置申候、其後公儀へ上り申候哉、御宰藝少しは□に成申候由也、此脇差は鳥飼國次と申候て、別て御秘藏也、先年太閤樣御在世の時、日本の諸大名達大阪の時、脇をうつと

いふ事、はやり申候付、諸大名衆互に指替被成候、權現様御替可被成由被仰候得共、秀家公御承引無之、
御立腹被爲成、御中不和に成申候よし也、石田治部少輔頻に、奨申候故、明石掃部達て御異見仕るに付、
關ヶ原の御人數に御成り候由、承及申候、其後右の六人侍共に、御暇被下、御身計、濃州小家の百姓を御
頼被爲成候へば、百姓頼母敷芋穴に隱置、朝夕の御食を、夜る／＼指上申候よし也、其間の御難儀、難盡
筆紙中にも、御代官山に鳩木に留り居申を、ねらひに上り申候、其山に秀家公隱忍び御坐候時、彼鳥を御
代官鐵砲にて討取申候へば、仕合よく鳩に中り申候ゆへ、早速山より下り申候、其跡に緩々と御退被爲
成候由也、彼百姓秀家公に御奉公仕事、筆紙に難盡候、其已後京都の御袋方圓入院様へ御注進申候、御迎
に參侍三人、本田四兵衞是は加州へ參申候、津島七右衞門は於伏見に、何咎は不知籠者ゆへ、助右衞門は
泉州堺の伊庭町に居申候、淨悦産れ申候故、住吉の氏子也。淨悦には胎内より懸り申候とて笑申候、無左
候はゞ、遠島の御供可仕、懷胎ゆへ御赦免の由也。堺より京都へ被召上、濃州の御書の御書付を御見替被
爲成、御迎に參候、鹿の皮買に罷成り參り候、難波三介是は後に岡山紺屋町にて醫者に罷成、其呂と申候
難波小一郎は高麗陣・朝鮮陣の時、十三歳にて召連、參候得ば達者にて、濃州山家路雪ふかく及難義の所
をば、於（負カ）爲或は踏見へざる時は、何筋道にして通り、第一かわ屋に御座被爲成所無之、何原の砂を握り御
坐被爲成の由也、道すがら御難義筆盡しがたく、馬に乘り御通りの時、成羽の三村紀伊守見知り、備前宇
喜多中納言殿御通りと申由也。難堪所付そひ、漸京都へ御供仕候、御袋方圓入院様へ、渡し申候御文二通
所持仕候、其内に本多左もじ殿と御座候御文あり、それは本田佐渡守殿次男也、於江戸十七歳の時喧嘩
にて、相手を切、備前宇喜多殿を頼、御抱置知行一万石被遣、本田左兵衞殿と申候、其砌は御袋様へ切々
御見舞被成候、有時濃州山家に宇喜多殿御隱れ御坐候由、證人出來及御難義處、宇喜多殿にては無之、本
田左兵衞と申候、然尙其證人在之かと、御代官御吟味に付、俄に江戸へ早飛脚を被遣、右の本田佐渡守殿
へ、近日御代官美濃山中百姓を召連被參候、其首をよく御あしらひ被成被下候へと、被仰遣候に付、如案

百姓を代官召連被參候、佐渡守殿白砂へ下り、百姓の手を取、御座敷へ被召上、其方影にて子をひとりもふけたるとて、別て御馳走被成候得ば、御代官肝をつぶし申候。佐渡守殿御存生にて候はゞ、宇喜多殿自然御赦免在の事も、可有之に、佐渡守殿御死去、其上嫡男上野殿、其後に遠島之故、御赦免の沙汰無之候。上野殿へは配所よりも御書參候由也。道中難義之內、明石にて船より御上り候時、海へ御落被爲成、御着物ぬれ、御機嫌あしくなり、人見知り候得ば惡とて、實の家人のごとく、刀にそりかけて、散々しかり申候得ば、武藏坊が判官殿をしかり申候尤と、被仰御笑被爲成候由也。如右之秀經堺にて、小一郎寢處をかこひ、ゆる／＼と休息被爲成候由承り畢。其後薩摩の島津館へ御下り、緩々と御休息被遊、牛根と申在所禪寺御住宅のよしなり、彼僧宮古忘れの菊を一枝、御慰に指上候得ば、當坐に。

うたゝねの夢もうしねの里にさへ宮古忘れの菊はさきけり

と御詠歌被遊よしなり。薩摩にて島津も緩々と御滯留被爲遊候得と、留申され候得共、秀家公年久き家を我等絕し申事い屋に思召、無理に御上り候由也。薩摩より秀經方へ御書を被下、御名を休復と御改被爲成、今において所持事。

一、泉州堺にて、秀家公秀經にも御感之御書頂戴に、今所持仕事。三助小市郎にも御書頂戴仕候、小市郎は城谷の祖父也。

一、本田佐渡守殿、秀家公駿河久野に、御座被爲成候と、駿河へ御下り、ゆる／＼と御滯留被遊候由也。其外關東にても緩々と御座被成、方々御廻り、其已後遠島八丈島へ流罪の由也。

一、本田安房守殿は右左兵衞殿と申候、加州も御越被成、知行五万三千石と、刀かけて七万石余、御取候て一老なり。

一、關ケ原陣、委細は關原記にあり。

一、我等御計之時、加賀の金澤へ、親子づれにて參。中村刑部。一色主膳兩人案內にて、備前御後室樣へ御臺

所迄、御見廻に參候。此御後室様を加州にては、備前様と申候、則備前の御城主也。加賀の前田又左衛門利家公の御息女、前田肥前殿御姉子様なり。右の兩人同道仕、御臺所へ上り申候。利休切之竹之花生て（よカ）、ぼう兼常の包丁兩種持參仕、御臺所罷出候得ば、御座所へ被爲食、寄御盃を被爲下。親子ともに殊の外、御褒美被爲成、彼兩種御手に持せられ、御落涙被爲遊候得ば、右之案內仕られ候、一色主膳被申候、尙此御花生は御家の御重物、目出度御道具にて、先年朝鮮にても、火事の時穴藏に御座候、此度年久敷御家に戻申事、一入目出度御道具と悦被申候。秀經所にても、京都之被賣代付仕候得ども、御重之御道具を、代替渡世も送り申事、天罸おそれ賣不申候。兼常包丁等も棒桶の中に兼常と銘御座候、大はゞ成、能脇指にて候。扨古の御事ども御尋被爲成、持參の道具女の持せられ、御用に不立御道具なり。八朔に御登城被爲成候間、世悴を御目見へ致させ、はる〲備前より御見廻に參、此御道具持參仕候とて御上け被爲成、御奬被爲成候はゞ、自余のもの賴申とは違ひ可申候間、滯留仕候得と、御直に御意被爲成下候得ば、若輩者公男（衆カ）不存罷戻り申候、於今殘念不過之候。本田安兵衛殿何れへと、御暇乞不仕罷戻り申候。本田安房守様より、越前福井迄飛脚被下、御禮の書簡今に所持仕り候事。

一、武州様、從播州備州に御坐被爲成、御在世之時、備中松山より備前へ御戻り、岡府下の町に居住仕刻、本知にて居申候はゞ、御抱可被爲成候、御意御座候得共、二度御主君取申間敷と、御坐候と存居申、內意御坐候と御取次迄申候故、御抱不被成候。

一、備前松平宰相様御治世の時、因州より横井養元を被召寄、太平記の評判可被爲聞召とて、岡府へ召寄られ、數日滯留致され候間の御咄に、養元生國成共、備前侍は古來より、勝れたる武士無之、終聞召不及と御意の時。左様にも無御座、定て御國のはづれに居可申候、大略赤坂郡歟と聞申候と、養元被申候得ば。御鼻紙に御自筆にて御書付被遊、御穿鑿被爲成候。其時分赤坂郡村上孫右衛門と申仁、被仕に付、孫右衛門を被召寄、其方構之內か様なる牢人有之歟と、御尋被爲成候得共、聢と聞不申候と返事被申つゝ、御城

より下り申時道にて思ひ出し、大略伊田村に居申、難波助右衛門にて有之と存候得共、立歸重て申上も難成御坐候ゆへ、不申上、其後も從御公儀頻に御尋御座候て、氣遣仕候處に、臼井兵太輔殿內證御聞せ被成、安堵仕候。然ば鹿狩の時、金川御茶屋にて、御目見致させ候得と御意に付、御目見仕候。御大名は御目早く頭を地に付、御面體を拜み申候よし。御意被爲成御笑の由承候。其時分六旬余り七旬にかゝり申候時分にて候。宰相樣御在世にて候得ば、備前に居住可仕と存、加州をも掛落同事に仕候。彌不仕合にて宰相樣於江戸御夫婦ながら、御疱瘡にて御他界ゆへ、如斯乞食の體に罷成、口惜く存候得共不及是非候。其外加州の備前樣御文是有は、翌年の春加州へ御禮の爲、飛脚遣し申時御返事の上、其方不知事にて候ゆへ、大方聞傳我等所存書置也。仍而如件。

元祿三庚午菊月日

難波休甫齊經　判（卷頭花押五九）

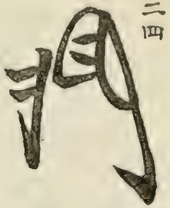
難波助右衛門殿

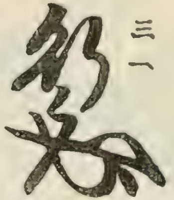
私に曰、右の外書狀ども數多有之と云ども、餘り後學にも不成故、爰に不寫。

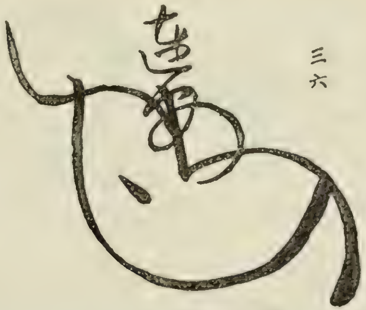
吉備溫故秘錄卷之四十八（古簡五）終



一、二、二七、二八、二九
宗景
九
職貞
一五
一七
廣家
二、三八、四〇、
直家
一二、一三
如水
一九
一一
信景
四五、八、二〇、三〇、四一
一四
筑前守
藤原惟政
筑前守
二二
豊前守 久經
六七、
秀家
一〇
直家
一六
二一
政村

二四

政宗

三一

中島左近亮行

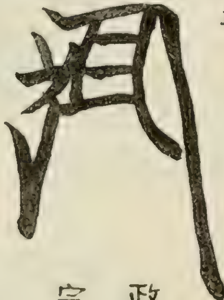
三六

富肥後守

四三、四六、

隆德

四七

之康

二五

政宗

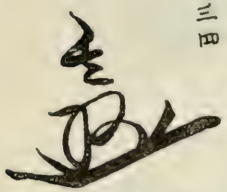
三三

香宗

三七

林藏主廣林

四四


三四

虫明三八

四二


三五

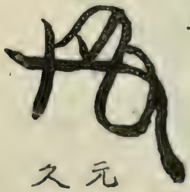
島村彌三郎盛貫

三九

直家

三二

宗景

四五

元久

吉備溫故秘錄 卷之四十九

大澤惟貞輯錄

古簡 六

民家 下

般梨郡壬生村 民家所藏

今度籠城相屆忠義不淺之條、以弓削庄段錢之內三十貫文、令扶持、訖然上者、彌可抽奉公者也。仍狀如件。

天正三、五月二十八日　　宗景 華押（卷頭花押一）

竹內一郞大夫殿

去十二日、於日笠靑山之下覃合戰、射鑓肠剩へ疵之段、粉骨無比類、恩賞如可相計候、恐々謹言。

四月十四日　　宗景 華押（卷頭花押二）

竹內九兵衞殿

日次　私曰、日次は、日笠次郞兵衞賴房也。

〆 竹九 御宿所

御感狀調直進じ候、頭疵彌御平癒候哉、時分柄に候間、無油斷御養生肝要〳〵、何も用之儀候はゞ、少も無隔心可被仰越候〳〵、參見舞申度候へ共、我等も咲氣候て、無沙汰申候〳〵、かしこ。

尙々御氣分共よく候哉、無心元存候〳〵、かしこ。

釣井村 民家所藏 元次郞

知行方目錄

一、貳百石六升八合　美作大庭郡古見田原村內

一、百石　備前邑久郡　西村之內

一、五拾石　美作英多郡　山香村之內

合　三百五十石

右令扶持（助イ）訖、全可領知者也。

慶長七年九月三日　秀詮

黑八右衛門どのへ

和氣郡西片上村民所藏　享保の留に、小國六郎左衛門とあり、今は夫衛といふ者藏。

片上浦伊部堺目相論之事、兩方共雖有存分、之各令撿知相定上は、互無異儀、可被成其心得事、簡要に候。

一、嶺者、限尻無尾、嶺は限各尻、南は浦伊部可有進退、北は片上可有進退。

一、自海南之山を、浦伊部と可有進退。

右此旨令違犯忽可有御成敗者也。

永祿十一年六月朔日

太田原與三左衛門　長時　服部備後守　久家

岡本太左衛門　氏秀　日笠次郎兵衛　賴房

明石飛驒守　行雄　延原彈正忠　景能

警固舟之事遠路相調之條、諸公事令免許畢、可存知其旨者也、仍狀如件。

七月十七日　直家 華押（巻頭花押三）

片上年寄中

禁制　備前片上

一、當年軍勢亂妨狼藉之事。　一、放火之事。　一、田畠刈取對地下人不謂族申懸事。

右條々堅令停止畢、若違犯之輩在之者、速に可處嚴科者也、仍下知如件。

天正十年三月日　筑前守 華押（巻頭花押四）

浦伊部村 伊八所藏

禁制

一、當年軍勢亂妨狼藉之事。　一、放火之事。　一、田畠刈取對地下人不謂族申懸事。

右條々堅令停止、訖若違犯之輩在之者、速に可處嚴科者也、仍下知如件。

天正十年三月日　華押（巻頭花押五）

以上

岡山に唯今有之やしき、異儀有べからず、又猶國中諸役令赦免候也。

文祿三年四月六日　秀家 華押（巻頭花押六）

伊部法悅

態申進候、法悅家うり度之由申候間、此一人之義は、家うり買をばゆるし可申間、御國中不可有異儀候也

八月六日　秀家 華押（巻頭花押七）

町奉行 浮田荒兵衛殿

十三行目





右板制札圖

同村民　孫九郎所藏

當所伊部村之事、陣執召除候、然上は彼在所に出入一切令停止、訖若違犯之族、於在之者、速可處嚴科者也、仍如件。

天正十年三月日

筑前守　[華押]（卷頭花押八）

日笠村民　猪八郎所藏

重弘屋敷之上山事、百疋分にて落居候、如前々可相抱者也、東西をかね迄限候也、於以後日いらん有間敷候、仍狀如件。

天文元、十二月六日

同所職　貞　[華押]（卷頭花押九）

重弘彦次郎殿

永代御渡し申年貢之事

右此年貢依有娶川、限永代御渡し申實正也。然る處に左馬助同前に山番迄□之仕候て、迷惑之刻に候條、動計之分五百文に御渡し申候相夕、四升之分毎年可有沙汰也、於此上に別儀有間敷候、仍御劵狀如件。

弘法二年十一月二十三日

重弘上る

日笠神左衛門助三郎

昨日十二日、至永野城山下、敵取懸候處、及防戰於鑓下分捕、誠無比類、必恩賞可相計者也、仍狀如件。

三月十三日

直家　[華押]（卷頭花押一〇）

橋本四郎太郎殿

木倉村 民家所藏

市倉山寺領之事

高十五石也　和氣郡　日笠內

右內九斗は屋敷定米
十四石一斗は田畠

右如書付之、田畠之上中下を引合、市倉寺本願へ可相渡、然る間爲替地、於備中西庄、十五石分差遣者也。

文祿四年十二月吉日　秀家［華押］（卷頭花押參照）

花房志摩守どのへ

尺所村之 民家所藏

新田庄內商賣馬三ケ國中鹽公事、卒分料駒足等諸公事免許事御代之被定置訖、殊更今度錯亂中、各忠儀在之、旁以不可有其煩之由也、仍執達如件。

大永元年十二月朔日　村宗

所々役人衆御中

尙々かたな事、いそぎ〳〵、可被差上候 以上。

態飛脚被指下候、仍明石秘藏之刀、延壽太郎に哉らんを、早々可被指旨、從拙者可申下通御意候、其故は、御振舞之事、京都にては相延候へ共、若大阪にて可振舞之由、被仰出候者、關白樣へ御進物之御太刀・かたな、其外色々入申自余之事は、此方御約束も成る事候は御こし物種々約束申候へ共、可然無之候、身など相尋候ても、仕立候事五十日三十日には出來不申間、右之刀被指上、此時之筈に御あはせ候はゞ、可然之旨被仰候事に候、此折紙參着候はゞ、則仰理候て、明石之內たしかなる仁に、御もたせ可被指上候、此方にて本阿彌などに見せ候はゞ、御進物に成候程の事は、談合可申候、如此申候ても、大阪にて御振舞無

之候へば、入不申候、關白樣御成候へば、御進物の根子花又能被古恨候間、委能不申候、大阪にて御振舞候て、貴所なども可有御上京と、内々可有其御心得候、爲ニ先度も申候おうへの事仕候はで、不相叶由御房など奉存候、其段も尤候間、此方にてはや初申候銀子之事、早々可被指上候、而の番屋と、下臺所とは、被作候はで不相叶候、三ツ家に、銀子二十貫匁ほどは御指上候て可然候、恐々謹言。

八月七日　貞親

岡　豐參

金谷村　市十郎所藏

今度於立石表、手柄神妙之至候、爲褒美田東郡内に、今以三百石宛行之、全令領知、彌忠節可仕者也。

慶長五年九月十八日　如水（華押）（卷頭花押一二）

波加新兵衛どのへ

巳下

平野小左衛門妻子、武道具改召置、殘荷物無異儀、出可申者也。

十月十五日　如水（華押）（卷頭花押一三）

道具所奉行（預カ）門番中

邑久郡藤井村　民家所藏

和與

備前國鹿忍庄下司、藤井孫次郎惟景、今者死去、子息惟政與同國豐原庄雜掌相論、大山千手藤井鵠浦等事、

右當論所者、去正應永仁番三問二答之訴陳、及關東御注進被御沙汰、永仁年中雜掌預御下知畢、惟景又依申立覆勘、正安三四年可被進雜掌、於關東之由就被進御教書、於六波羅殿以度々御文被觸申、領家御使之間、去年元亨三十二月十日、參向關東、可明申之旨、雜掌就捧請文及注進之御沙汰畢、雖然爲和與之儀四箇

二行目 

所内、藤井村四至東限、柳口煎田濱、但除千手寺寺領。南限、溝谷長尾大進。西限、庄戸江但除野串山。北限、阿知鹿忍大道。鵤浦東限、松喰。南限、途中。西限、宮浦。北限、峯道。於彼二箇所者一箇不□避給惟政畢、於殘大山千手二箇所者、可爲本所進止、將又於海上以下得分等者、各致半分之沙汰成水魚之思、不可有違、越之儀若背此旨、致違亂之所見、令出來者、可被申行罪科者也、仍爲向後龜鏡和與狀如件。

元亨四年四月十九日　藤原惟政 [花押]（卷頭花押一四）

片岡村 民家所藏

備前國片岡別宮下

民部丞範季申、爲致令□（虫喰）忠勤令馳參、以此旨可有御披露候、恐惶謹言。

元和三年五月十日　民部丞範季 [花押]（敬言カ）（卷頭花押一六）

進上御奉行所



下邑久郡片岡

[花押]（卷頭花押一五）

このあひだ、おち人しきり也。からめてまいらするでう（條）、かへすがへすしんへうへうなり。抑きたうのこらは、かんざきへ參べし、所のうちひがしはえしかにまつよひかしはもりてよくしらこすちしとけなき事いてきたりもとより、とがなりあなかしく。

八月十一日　よしつね　此よしつねの字、憶に見へず。

右之一通は、片岡八郎常春へ、源義經より給りし書札なり、義經自筆世に稀なりとて、烈公の御代、京師古筆究所に御見せ、其上表裝に被仰付候由、備陽記に見へたり。

貞享の比まで、常春の子孫ありて、孫九郎といふて、此村に居けるが、今家絶ふ、夫より以後預り人度々代れり、此孫九郎在世迄は極貧なりといへども、村中の上下とも草履をぬぎて彼門内へ入るといへり、其禮拝せらるゝ事、是を以て知るべし。和氣等もこれに同じ。

備前國豊原郷庄内　邑久郡大山四ヶ所　同千三百二町内　佛神御領名之九十三町付畢

合

一、所　八段十代　内山三反 残畠　寛元
一、ゝ　一町三反　内山一丁 残畠　貞則
一、ゝ　三反　内二反山元則松 一反野畠　成貞
ナガレ尾
一、ゝ　山五段　井重任　爲道
一、ゝ　山二十代　宗元
一、ゝ　山二十代　北西　助眞
一、ゝ　山五段　元時正　助眞
一、ゝ　山二反　末正
一、ゝ　山二反　末正
一、ゝ　山五反　吉富
一、ゝ　二十反　惟永
一、ゝ　三十反　近成
一、ゝ　二反　東西　守貞
一、ゝ　一反　西坂下　助友
一、ゝ　二十　元貞
一、ゝ　一反　内田十五代　末時
一、ゝ　三反　赤坂　末時
一、ゝ　三十反　友末
一、ゝ　一反　元則松　吉成

一、所　一反　野畠　爲道
一、ゝ　二町　内一丁大明神 一丁　永吉
一、ゝ　山六段　元吉畠　爲道
一、ゝ　山二十代　弘光
一、ゝ　二十代　永吉
一、ゝ　三段五代　元惟　爲道
一、ゝ　五反　光貞
一、ゝ　一反　近成
一、ゝ　一反　近成
一、ゝ　一町　光末
一、ゝ　一反　光貞
一、ゝ　一町　白坂　吉富
一、ゝ　三反　吉成
一、ゝ　二反　永吉
一、ゝ　一反　末正
一、ゝ　十代　近成
一、ゝ　十代　時正
一、ゝ　一反　吉富
一、ゝ　五反　内辻村野畠二反三十　吉富

一、所　一反　野畠三反　完元
一、〻　三十反　首元（是カ）
一、〻　三十反　成久
一、〻　一町　八幡御願　成久
一、〻　一反　内井成久二十代 山在所スワモウ　永吉
一、〻　二反　國重

中山村東おもて

一、〻　二反　重末
一、〻　一反　内三十代永吉 二十代末時　末時
一、〻　三反　内二十代則松 野畠三十代　吉富
一、〻　一反　恒成
一、〻　五反　北西　成國
一、〻　一町　南西　永吉
一、〻　一町　吉富
一、〻　三十代　國成
一、〻　五段　吉延
一、〻　三反　行枝 平三郎
一、〻　一反　成重 近光
一、〻　一反　行善
一、〻　五段　市三郎 行枝
一、〻　二反　行乃

一、所　一町　クロサキ 友末
一、〻　三十反　内十五代　末經
一、〻　一反　キヨノ村 友末
一、〻　六反　成久
一、〻　二十反　在所岩藏 成久
一、〻　十反　末成
一、〻　反二十反　重吉
一、〻　三反　内一反近正　吉成
一、〻　三反　□（細カ）次
一、〻　五反　北西　成國
一、〻　六反　元永吉　成久
一、〻　六反　クカハナ　永吉
一、〻　三十代　成久
一、〻　四反　内田一反二十代　永吉
一、〻　二十代　成久
一、〻　四反　近光
一、〻　一町　若山 吉富
一、〻　一反　成重
一、〻　五反　藤光
一、〻　三十四丁　弘法寺山

一、ゝ一町　在所柵口（柳イ）　覺谷藤光
一、ゝ一丁　在所南寄　吉富
一、ゝ五段　成重
一、ゝ三十代　吉延
一、ゝ二町　南西　下司名
一、ゝ五段　彌次山
一、ゝ二十代　爲延
一、ゝ三反　南西　是重
一、ゝ三反　吉永
一、ゝ三十代　東成
一、ゝ六反　永吉
一、ゝ三十代　彌次
一、ゝ三反　末利
一、ゝ六反　彌次
一、ゝ六反　彌次
一、ゝ五反　常門山
一、ゝ五反　彌次
一、ゝ一反　彌吉
一、ゝ一町　安吉
一、ゝ二十八反　正武

一、ゝ一町　大船山
一、ゝ三反　内南寄　成行
一、ゝ二町　政所
一、ゝ二十五代　野々串　永吉
一、ゝ一町　元下司　權現山
一、ゝ三町　當國二宮　御領山
一、ゝ一段　末包
一、ゝ三反　國安
一、ゝ一町　天神免
一、ゝ一町　在所カマハ村　彌次
一、ゝ五反　八幡御領
一、ゝ五反　光元
一、ゝ五反　吉永
一、ゝ三反　重松
一、ゝ五反　成元
一、ゝ一丁　彌永
一、ゝ一反　國色
一、ゝ五段　彌吉
一、ゝ一丁　松吉
一、ゝ一丁　拾末

山田

一、所　三反　得貞　一、所　二十代　眞吉
一、〃一丁　恒光　一、〃一丁三反　吉末
一、〃一丁　恒光　一、〃一丁三反　吉末
一、〃五反　光延　一、〃三反　重清
一、〃三反　野畠　五反　山　三反　有貞　一、〃十代　利安
一、〃三反　重延定

四至　限東　道同原、靈見かたを、ゑもきがはなを、牛窓向島山はのぞく。　南　かましままめざきを。
西　あつは山かげ三丁、そのよは國領、かんざき上のそきみつかを。　北　式部山御坂かさまつ妙見、圓張谷よこをさか公文名四を建久六年八月日大山名々の山さしつ。

貞治元年三月日　信景　華押（卷頭花押一一）

沙汰時自本所寫下畢　私に曰、紙の繼目共裏に信景の書判あり。

禁制　福岡

福岡村名主預

一、軍勢亂妨狼藉之事。　一、陣取放火之事。
一、苅取田畠戰地下人不謂族申懸事。
右條々堅令停止畢、若違犯之輩在之者、速可處嚴科者也、仍下知如件。

天正十年三月日　筑前守　華押（卷頭花押一九）

服部村　久左衞門所藏

先度繩之事申遣候處、早速馳走候て、相越令祝着候、此表儀すぐも、塚の城乗崩一人も不殘討果候并かわやの城水の手迄責詰、昨日落居候、同昨日かもの城端城乗破、悉令放火候、然ば何の城成共、可取巻候は

ゞ、繩の事は二百束、馳走して相越候は、可爲祝着候、爲其申遣候、謹言。

五月三日　　秀　吉［華押］（卷頭花押二〇）

兒島之内郡年寄中

長船村　清藏所藏

改年之御祝儀珍重、猶以不可際限候、仍御太刀一腰・馬一疋進入候、併表御慶候、猶期永日候、恐々謹言。

正月十二日　　廣　家［華押］（卷頭花押一七）

長船越中守殿御宿中

長船村　吉兵衞所藏

態申遣候、石治部殿上より、飛脚數多可被下候間、其方事吉井渡りに、晝夜付居申候、夕部牛窓迄御通り被成候へども、長船吉兵衞・戸川肥後守被仰付候由にて、其元よりさしてとめ、今日より十六七日まで慥成る者付置、晝夜念可入候、若不審之使可罷下と申者有之においては、其方ひねりを出し、可成とも可指とめ、恐々謹言。

七月十四日　　吉兵衞　宣行

長舟助八殿

尙々油斷仕間敷候　以上。

山田庄　又三郎所藏

今度備州之儀、不慮出來候處、無別儀罷退之段、忠節無比類候、此刻彌粉骨肝要候、別而恩賞可相計候、恐々謹言。

十二月十六日　　政　村 華押（巻頭花押二一）

平位右兵衛殿

今度御忠義、無比類候條、平井與三右衛門御方へ、同藤八方跡職相計申候、善兵衛方事は子細候間、追而信濃守可談合申候、恐々謹言。

天文二十一、八月朔日　　豐前守久經 華押（巻頭花押二二）

平井右兵衛尉殿

同名與三右衛門は、事別て可抽忠義由候條、先達本意依所存、令領掌候、今度父子三人牢に相届段、不可存忘候、此砌御條於堪忍は、彌可爲大忠候、仍吉岡南方の内惣堂寺分事相計、訖然上は、猶以右節（忠カ）肝要候也、仍狀如件。

天文二十二、十月二十六日　　政　宗 華押（巻頭花押二五）

平位右兵衛殿

就今度尼子亂入事、國中之輩依別心、税所豐前守申談、至中島被罷退候條、忠義無比類、此時彌可被相届候段簡要候、恐々謹言。

十月十二日　　政　宗 華押（巻頭花押二四）

平井右兵衛尉殿

同　與三殿

同　與太郎殿

今度如懇望、税所信濃守相談、於抽忠義は、最前申付知行事、進止不可有相違、別而粉骨肝要候也、仍狀如件。

天文二十三、二月二十八日　政宗（華押）（卷頭花押二五）

平井右兵衛殿

今度彌延備前守攝、被入城、殊於攻口粉骨之條、忠節神妙〳〵、恩賞必可申沙汰候也、恐々謹言。

四月十四日　虎　備

平井右兵衛殿

右山田庄又三郎が家の系圖に傳ふる所は、六孫王經基十一代之孫平井七郎重綱より、七代之孫平井加賀守秀名、其孫左京亮氏重、其子右兵衛尉宗兼が子左兵衛氏兼也、此氏兼が四代之孫三郎衛實信が時より、代々山田庄に住し、子孫平井と名乘り今に至と云。

上道郡門田村　民家所藏　享保之比、馬場傳六郎といふ者所持、此馬場本邑久郡壬德村より、親孫市代々當村に來りしと備陽記にあり。

備前國宇治鄕領家公文所廳官納所勘解由下之

右鄕內田畠實檢之目錄、速可任進萬一構私曲者、忽彼職可改易云々、旨趣宜承知如件。

大治二年亥三月二十日　惣大判官代義澄

攝政太政大臣　隆房

納所彈正長治之傳、子孫新家守積傳之

爲音信、燒物鉢五つ送爲參候、御心入之段令祝着候、每度の御懇志共候、猶黑田官兵衛可申候、恐々謹言。

八月二十七日　羽筑秀吉（華押）（卷頭花押二〇）

鷹取備中守殿　御宿所

私曰、鷹取備中と云は、孫市が曾祖父也。備中守は邑久郡西須惠村之城主也。

河本入道抱分事、今度相屆條、令扶持候、然上は彌可抽奉公忠者也、仍狀如件。

天文二十一、三月九日　宗　景 華押（卷頭花押二七）

物理保内宮地分事、如先々地利本役共相計訖、然上は、可抽奉公忠者也、仍狀如此。

難波田兵衛殿

永祿三、十二月十九日　宗　景 華押（卷頭花押二八）

難波田兵衛尉殿

私曰、田兵衛は、孫市丹方の曾祖父也。

西大寺村　民家所藏

私に曰、中野村に、岡崎が子孫とて、岡崎九大夫といふ者ありしが、先年江戸留守に、妹聟西大寺村庄大夫といふ者、岡崎が所へ來居住しけるに依て、庄大夫が子久兵衛といふ者、喜之助が具足幷感狀等預居たる處に、いか成故にか、西大寺村醫師宗碩と云者所持せしが、當時は淸吉といふ者所藏す。

今度高麗國合戰節、度々手合剩敵一人討捕、粉骨遠近事感悅也、依之證文指下候、仍如件。

天正二十歲壬辰七月十二日　華押（卷頭花押三〇）

岡崎喜之助殿

私曰、喜之助は岡崎四郎之末孫、岡崎常感と云者の子也、中野村の住人也、宇喜多家に仕へ、朝鮮征伐の時、秀家卿に從て渡海し、彼地にて度々功名あり、依て豐臣秀吉公より感狀を給はりしと見へたり。

西大寺村　民家所藏

此書簡いにしへは、邑久郡包松村の醫師馬場道賀所持す、故ありて、馬場が家斷絕しける所、緣あるに依て、中屋萬次郎といふ者預りしが、今は此家のものに成る。

備州扇脊郷內、小次か名領家正稅相加幷吉岡庄南方內篠野分、包松郷內加地子三分事共、以令扶持訖、無懈怠奉公可相勤者也、仍狀如件。

元龜三、二月二十三日　宗　景 [華押]（卷頭花押二九）

馬場源丞殿

猶御公用之儀於相濟ば、何れよりも少も出入是有間敷候かしこ。

豆田鄉內我等御給所、島村殿買地分八貫文に預り申候間、每年夏四貫文、秋四貫文、合八貫文之分、日を水になし御沙汰可有之、爲其兩方檢取かはし申候、若於御油斷、何時成共此方より可申付候、此上は諸公事は無之と、何へも正、私も無之候、恐々謹言。

元龜四年三月二十三日　中島左近亮　行 [華押]（卷頭花押三一）

馬場源丞殿 上る

條々

一、福岡庄南方內河本左兵衛尉當知分事。　一、今屋內喜介等居分事但可爲闕所也。

一、笠賀鄉庄分事。　一、草部鄉內宮地分之事。

右此前相計訖、然上は、彌可抽奉公忠者也、仍狀如件。

天正二、十月六日　宗　景 [華押]（卷頭花押三二）

馬場源丞殿

笠賀鄉內法心名事相計訖、然上は、彌可抽奉公忠者也、仍狀如件。

天正三、五月十七日　宗　景 判同前畧于此

馬場源丞殿

豆田鄉內島村買地分之事、於公用者、守近年之例、可令領知者也、仍狀如件。

天正三、五月十七日　宗　景 判同斷畧于此

馬場源丞殿

物理保之內散田香山分事、爲闕所相計訖、然上は田畠散在方事、以武元長左衛門時堅可申付者也、仍狀如件。

二月十六日　宗　景　判同斷畧予此

馬場源丞殿

爲笠賀之內法心名替地、吉岡之內惣堂相計畢、然上は彌可抽忠節を肝要也、仍狀如件。

天正八、正月二十六日　香　宗　[華押]（卷頭花押三三）

馬場源丞殿

條々

一、中村彌八跡職、肩脊郷內吉弘名是吉名之事、但有限於地頭、正稅共可沙汰事。

一、豐在守看坊職一町一反幷惣郷十三石小城物之事。

一、吉岡內岩同質地、加地子分之事。

以上

右此旨爲闕所相計訖、然上は、彌可抽奉公忠者也、仍狀如件。

四月二十一日　宗　景　判同前

馬場源允殿

長々牢籠相屆、殊於幸島、辛勞忠節不淺入國之節を、早々罷出彌可抽奉公を肝要也、恐々謹言。

十二月十六日　宗　景　判同前

馬場源丞殿

福岡之內津島治部分、幷南長沼內半濟分之事所務等、早々申付可被申候、不可有油斷候、恐々謹言。

七月二十七日　宗　景　判同前

表書に
馬場源丞殿　宗景

吉備温故秘錄　一七

今度於河内國、平島通路蔭、以多人數取包候之處、依一身之覺悟、數人相扶被鑓疵之段、粉骨之至候、彌心還簡要候、恐々謹言。

九月二十八日　宗　景　判同前

表書に
馬場源亟殿　宗景

西大寺村　湊屋次吉所藏　字喜多秀家書

頻來看月敢志多　勿閉籠放白鷗。

金殿當頭紫閣重　僊人掌上玉芙蓉　太平天子朝元日　五色雲車駕六龍。

煙のいと近く、時々たちくるを、これや蜑(あま)の、鹽やくならんとおぼし、わたるはこし路の山に柴といふ物ふすぶるなりけり。

萬事無心一釣竿　三公不換此江山。

のどけき野宮にわけいり給ふより、いと物あわれなり。秋の花みなかとろえつゝ、淺茅のはらも、かれかれなく虫のねに、まつ風すごく、吹あわせて、其こととでもきゝわかれぬほとり、物の音どもたえ〳〵きこえたる、いとゑんなり。

遶搪點滴如琴筑　支枕幽齋聽始奇　憶在錦城歌吹海　七年夜雨不曾知。

我せこに、みせばやとおもふ梅花、それともみえず雪のふれゝば。

白髮重來一夢中　青山不改舊時容　烏啼月落寒山寺　欹枕猶聽半夜鐘。

同村　湊屋林吉所藏　同筆

扇面なり
月落烏啼霜滿天　江村漁火對愁眠　胡蘇城外寒山寺　夜半鐘聲到客船。

同村　湊屋總兵衛所藏　同筆

梅の花それともみえず久堅の、あすまる雪のなべてふれゝば。

八幡大菩薩
天照皇大神宮
春日大明神

右湊屋三家所藏之書來由如左

芳烈公之御時、西大寺湊屋何某が、寶船は難風にあひて、八丈島へ漂流して、やう／＼人家を尋出し揚陸し、ある家に至りければ、一人の老翁あり、白無垢を着て几によりて、物など書居たり、此翁船子を見て、何所より來る者ぞと問ふ、船子日本備前國と答ふ、翁備前にては何といふ所ぞと又問ふ、船子答ふ、西大寺といふ所なり、其時、翁備前國を今は誰か領せる、船子今は松平新太郎と申御人こそ領し給ふといひければ、何松平といふは、數々ありて辨へがたし、本姓をいふべしとあれば、船子池田とこそ承るといへば、さればとよ、定て夫は古新が孫か曾孫にてあるべしといゝ、其後、此詩歌を贈られければ、舟子は如何成御人にて、御名をば何と申候哉と、尋ければ、絶て(强イ)答へず、歸りて噺しなば言に人は知りて有べしとありければ、舟子共、其詩歌を懐にして歸りぬ。扨、歸船之已後、此詩歌共を人に見せ、島の物語をせしかば、必定これは秀家にてこそあらんと申けり、夫より、此詩歌を湊屋に所藏す。

長原村　醫師長原元古所藏

財鄕内大和坊分之事、屋敷相加二十一石余之事、爲加給相計者也、仍狀如件。

天正十八、二月二十八日　秀　家　花押は上に有、之故に爰に畧す。

長原菅(勝カ)作どのへ

虫明左右衛門へ、知行百貫遣し候、奉公専用也。

天正二十一年二月二十三日　秀　家 [華押] 同前

長原菅作どのへ

於備中國都宇郡八尾、同百石之事、爲加増令扶助訖、全令領知、彌可抽奉公忠者也。

慶長五年八月四日　秀　家 [華押] 同前

長原菅作どのへ

尙々御役目の義平三殿へ被仰付候はゞ、無御油斷役目等被仰付と、可然存候 已上。

菅作殿御下向之節、一書令啓上候、仍而權六殿御子供衆、不慮に被相果候由、扨々御力落無申量候、就夫、跡目之義菅作殿難渡入肥州候、得御意候得ば、先平三殿に役目等被仰付候由、先々彌々にて大慶に存事候、則領知存の義申候て、岡□（前カ）八へ書狀にて申入候、若得申候被申分などて、早々被得下候へば、肥州直書致候て可進候、此已後の義をも、何れ共御役目の義相續候樣に、御才覺尤に存候、委は菅作殿可被仰上候、不能多筆は、恐々謹言。

八月二十八日　虫明三八 [華押]（卷頭花押三四）

則心樣 御人々御中

吉井村 民家所藏　此古簡、いにしへ、同村吉祥寺の所藏なりしが、此寺寛永年中退轉せしより、甚十郎が家に藏して今に至る。

備前國福岡庄吉祥寺領

限東 榎木谷。　限西 嵯峨鼻峯。　限北 大内峯。　限南 河。

右以四至内除權現社領、限領定爲當寺領所奉寄進也、永代不可有相違之狀、如件。

康安二年五月二十日　　權律師　在判

私曰、所藏も寫にて、如此在判とばかり書記なり、權律師は赤松則祐ならん。

當寺山堺事、任寺家支記旨、限東は榎木谷、限西は嵯峨鼻、御進退不可有相違者也、仍狀如件。

天文二十、一月六日　　島村彌三郎　盛貫　[華押]（卷頭花押三五）

吉祥寺　納所禪師

以上

大内村吉井村山境出入之事、しの木（ヵ）谷井下は谷川を、さかひにきりして可然見及候間、此旨に可相定候、爲其一事如此候也、謹言。

文祿三年午の八月十三日　　富肥後守　[華押]（卷頭花押三六）

吉井村百姓中

大内村百姓中

其村大内山境目之義付文證事、申來候、證文之義數通雖有之大事物に候間、案文二三通指下候、以此旨可申理候、千七八百年程に成候年號間と、此案文無承引候は、双方の者此方へ可指上候、數通之證文見せ可申、只今差下候、證文も能々□□□（虫喰）ら下候、程なく此旨へ可越候、不可有油斷、恐々謹言。

二月五日　　林藏主　廣林　[華押]（卷頭花押三七）

吉井村百姓中

南方村　民家所藏　享保之書、上に太兵衞とあり、太兵衞爲に、孫六は曾祖父なり。

於敵通路、頭一討取之由、神妙之至、必恩賞可相計者也、仍狀如件。

十一月二十八日　直家　[華押]（卷頭花押三八）

上紙にも
岡本孫六殿　　直家　とあり

岡本孫六殿

草ケ部村 民家所藏 大庄屋三郎兵衛と享保之書上にあり

今朝敵動之處、懸合分捕之段、忠節無比類、必可褒美候、恐々謹言。

七月二十八日

直家 華押 (卷頭花押三九)

石原六郎次郎殿

敵取出候處、懸合及防戰得勝利之段、忠節無比類、必恩賞可相計者也、仍狀如件。

天正二年七月十九日

直家 華押 (卷頭花押四〇)

正持庵

禁制

一、軍勢亂妨狼藉之事。 一、放火之事。

一、苅取田畠事付戰地下人不謂族可懸事。

右條々堅令停止畢、若違犯之輩在之者、速處嚴科者也

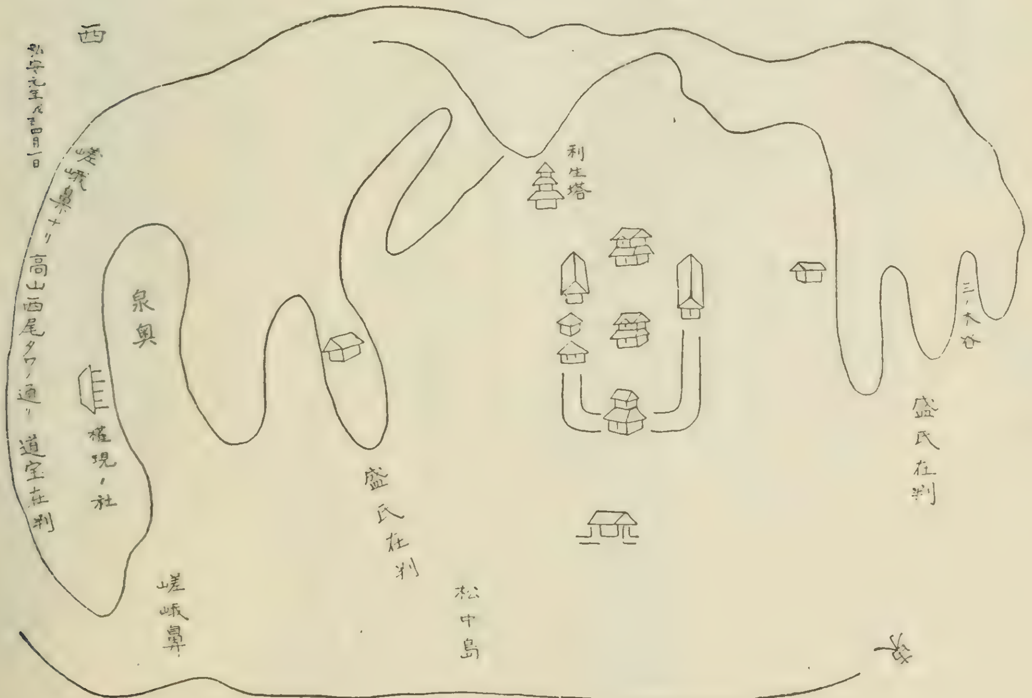
仍下知如件。

天正十年三月日

筑前守 華押 (卷頭花押四一)

前頁「林藏主廣林」の次にあり

二二



原寸之五分二縮寫

味野村 民家所藏　享保之留に、佐五兵衞とあり、宇利氏の子孫なりといふ。

備前國兒島郡内通は、新庄公文、職事所預置也、早守先例可致沙汰之狀、如件。

應永十二年二月二十二日　[華押]（卷頭花押四四）

宇利三郎入道殿

今度於片島表合戰、無比類候、則別太刀下合力可申者也、恐々謹言。

永祿二、四月一日　元久　[華押]（卷頭花押四五）

宇利新介殿 進し

當國牢人等、今月二十三日令正張所之取陣、同二十四日於河島之城及合戰、數輩討死言語同斷儀に、不過（追々）時日馳參、被致忠節候者神妙候、委細尙高畠備中守可申也、謹言。

九月二十五日　[華押]（卷頭花押四二）

宇利七郎左衞門尉殿

兒島郡木見村 民家所藏　先祖木村喜八へ、上月肥前守隆德よりの、かん狀今に所藏

籠城相屆段神妙、川口五反可遣候、彌々忠義肝要候也。

天正二、二月十四日　隆德　[華押]（卷頭花押四三）

私曰、隆德は本郡川吉村、常山城主上月肥前守隆德也。天正八年與毛利家戰、於當地而大敗、依之自殺す。

喜八殿

去二十八日高名之段、殊北村長二郎討捕之段、無比類條二反遣候、彌忠節肝要候也。

天正三、三月二十三日　隆德　[華押]（卷頭花押四六）

木村喜八どの

兒島郡八濱村 屋井場論所の古證文 同村名主所藏

御料所豐岡海波佐川、致契約差屋井事不可叶旨、先年於阿州御成敗之處、今度依齋藤式部帳斷又差新屋井之間、自波智濱、拔取之處、號其返報掉木を過分伐取之間、迷惑之由波智濱之百姓等數申立候、言語道斷次第也、所詮任以前御下知之旨、屋井村可拔取之旨、可被申付候由也、仍執達如件。

延德三、九月二日　之康 花押 （卷頭花押四七）

□成　丹後入道殿

備陽記

私曰、之康は三好修理大夫長慶之弟、豐前守之康入道實休也、永祿五年三月五日戰死、於和泉國久米田也。

考るに、本文延德三年より、永祿五年迄は七十三年になれり。長壽と見ても年序餘り長し。別の之康か、又は年號の書違ひか、未是非を知らず。

吉備溫故秘錄卷之四十九（古備六）終



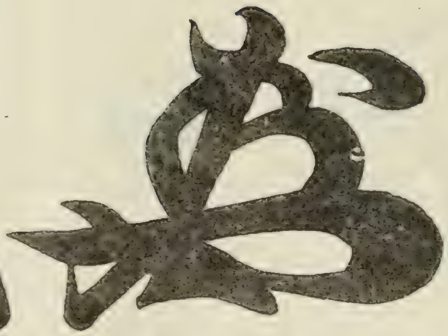
村宗
秀秋
小早川隆景
左衛門佐隆景
武田信玄
宗景
秀詮
義貞
治部太輔
元清
秀吉
春忠
政元
清次景治
直家
直家
筑前守
國秀
隆景
清右行宗
石川左衛門尉
久智
藤原兼有
義兵

三三



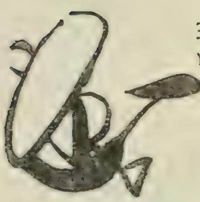
足利直義

二二、二七、四〇、四四、四六、



秀家

三四



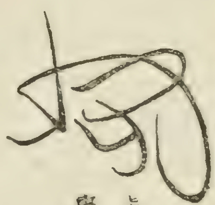
右衛門督
日野資明

四二、



家康

四一、四五、



眞覺

吉備溫故秘錄　卷之五十

大澤惟貞輯錄

古簡七

武家附商家

下方覺兵衛所藏

知行方目錄

一、七十七石七斗三升六合　備前津高郡白石・花尻・久米村內
一、百六十石　美作西々條郡古川村內
一、百二十石　同郡別所森原村內
一、百七十五石三斗七升四合　同郡ゐかな新庄村內
一、六十一石四斗七升　同兒島大藪村內
一、五百十三石四斗三升　同郡せと村內
一、九十二石　眞島郡かやべ村內

合千二百石

右令扶持畢、全可領知者也。

慶長七年九月三日　秀詮（花押）（卷頭花押一）

下方覺兵衛どのへ

安倍傳左衛門所藏

知行方目錄

一、百石　備前津高郡から川村內
一、五百石　美作勝南郡勝田村之內

合　六百石

右令扶持訖、全可領知者也。

慶長七年九月三日　秀　詮　[華押]（卷頭花押二）

宮地半藏どのへ

河田杢右衛門所藏

知•行•方•目•錄•

一、二百石　備前國和氣郡三石むら内

一、百十二石四斗　美作久米南條郡中島村内

一、二百三十七石六斗　同郡北庄村内

一、百五十石　同眞島郡本庄村内

合　七百石

右令扶助訖、全可領知者也。

慶長七年九月三日　秀　詮　[華押]（卷頭花押三）

栗生吉兵衛どのへ

山内仲次所藏岡

今朝敵至其構際、相働之處、堅固被申付、殊に卽座に追崩數輩討取之段、御忠節之至、彌賴存候、恐々謹言

八月二十日　宗　景　[華押]（卷頭花押四）

松田彥右衛門殿

田代次郎所藏

知•行•方•目•錄•

十六行目



一、四百五十石　美作國久米北條郡久米庄村之内　一、二百石　備前和氣郡奥吉原村之内
合　六百五十石
右令扶助訖、全可領知者也。

慶長五年霜月十一日　秀秋　[華押]（卷頭花押一〇）

宍甘宗三所藏

依今度當城、繼恩儀備州朝、越内（とりの尾死小／津下村未數）各事爲給分相計。彌過堪忍、可致忠節事肝要候也、恐々謹言。

文明十三、七月十七日　政元　[華押]（卷頭花押五）

宍甘與三左衛門尉殿

去月二十九日、於中道寺合戰事、雖爲身方無勢、父七郎左衛門尉各相談、最前懸合、打太刀隨分之敵、數輩討捕之、剩自身內下人討死之條、忠節無比類、恩賞必可相計候、恐々謹言。

六月十三日　村宗　[華押]（卷頭花押六）

今多道祖壽殿

今度於至沼城、雲州衆取懸候處、則遂入城晝夜粉骨段、忠節無比類候、必恩賞可相計候也、恐々謹言。

八月十二日　宗景　[華押]（卷頭花押七）

宍甘與三左衛門殿

今度小早川動大軍、攻向之處、僅小城楯籠、堅固相□之故、敵失謀計、無程令退散之段、忠肝異于他、神妙之至、感悅不斜、向直家可申候也、恐々謹言。

十一月二十八日　宗景　[華押]（卷頭花押八）

宍甘與三左衛門尉殿

原與三大夫所藏

去四日於佐井田表、及合戰、敵陣切崩討捕宗徒之者之段、忠節無比類、必恩賞可相計者也、仍狀如件。

元龜二年九月十一日　直家 華押（卷頭花押九）

原二郎九郎殿

河野彌平太所藏

知行方目錄

一、百四十石　備前國三野郡宮保村內　一、二百十石　美作西々條郡院庄村內

合三百五十石

右令扶助訖、全可領知者也。

慶長七年九月三日　秀詮 華押（卷頭花押一一）

川野又右衞門どのへ

馬場次郎四郎所藏

豐原庄年貢錢內、十貫文事、馬場新左衞門渡付之、追て可遂算用者也、恐々謹言。

大永六、十一月二十一日　村宗 華押（卷頭花押一二）

馬場新左衞門どのへ

今度於三星山下、及合戰、徑鑓令粉骨之段、無比類、恩賞必追て可相叶（計カ）候、恐々謹言。

五月二十八日　宗景 華押（卷頭花押八）

馬場二郎四郎殿

南長沼之内、半濟半納之事、當時預け申残て下地荒候ぬ様に、御心遣肝要に候、烏取之内預け申下地之事別人に可申付候、恐々謹言。

二月三日　直家

馬場二郎四郎殿参

豐原之内我等收領三郷分之事、從來年合力申候、然上は別て可被抽奉公、忠事肝要に候、恐々謹言。

辰十二月十三日　直家 華押（卷頭花押一四）

馬場次郎四郎殿

去十日蟹日被及合戰於鑵脇敵一人被射臥、剰引道刻後陣輩合戰躰被見懸被返之由、志之程神妙に候、必可有褒美候也、仍状如件。

五月十五日　直家 華押（卷頭花押一五）

馬場重介殿

中島三季之助所藏

彼一儀中太別て短息之由候、誠祝着の至に候、彌入眼之様、調可爲肝要之通、能々中太可被申屆事專要候猶井又右所可申候、恐々謹言。

三月三日　隆景 華押（卷頭花押一六）

清水長左衛門尉殿参

今度庄方敵心被仕候、旁親類共、悉河西へ罷退候處に、旁無二之以覺悟、其構親類ども先引仕、庄方人數悉被打出、堅固に被相抱に付て、弓矢任存分大慶迄（至カ）候、就は名字中跡式無殘、令扶持候、向後彌忠節肝要

候、猶委細は禰屋七郎兵衞尉可申候、恐々謹言。

五月三日　　久　智 [華押]（巻頭花押一七）　私曰、石川左衞門尉なり。

中島新左衞門尉殿参

坪泉への御狀得其心候、無御油斷被仰越の段、祝着申候、彌境目之趣可被聞合、無御緩可承候、其城之義、近日一人差出し可申談候、恐々謹言。

五月十一日　　治部大輔　元清 [華押]（巻頭花押一八）　毛利元就の五男也、穗井田備中守と改む、宰相秀元の父也

中島大炊助殿

尙々、普請之趣見分候て、卽至雄高山可申上候〱。

其元普請可見合之由、重疊承候條、此者指出候趣、可被仰談候、隨而先日は坪泉迄、重々御懇之儀自出候、境目之趣、彌無油斷、被立聞節之可預御注進候、尙相含口上候條、不能多筆候、恐々謹言。

五月十四日　　治太　元清 [華押]（巻頭花押一九）

中島大炊助殿参

爲相談輝元陣所迄下向之條、彼是爰元之趣、元淸幷坪泉に申遣候間、切々被相談、何篇に付合可承事、可爲祝着候、前々之儀は、長左衞門罷居候間、萬事打還任置樣に候處、於于今は、是等躰之儀を落申候、源三郎若事候條、毎事境目之儀、被聞合可有注進事、可爲肝要候、宗治心懸之趣、淵底存之事候條、兩人へ申、猶坪泉任口上候、恐々謹言。

七月二日　　隆　景 [華押]（巻頭花押二〇）

附紙に、清水月淸入道嫡男

清水右衞門尉殿

中島大炊助殿

附紙に、此狀高山城陥る後、毛利領内仕置仕候時釆る。

私に曰、此以下本書も皆寫なり。

就今度上勢罷下、高松城へ淸水同前に被相籠、其上自分構に、兄弟九右衛門被殘置、堅固に被相抱、無二之覺悟無比類候、彌向後忠節賴存候、就其形部卿（刑カ）不相殘令扶持候、猶委細鵜飼新右衛門可申候、恐々謹言

八月十三日　小早川隆景 花押（卷頭花押二一）

附紙に、高松落城之後、刑部卿十ケ村一萬三千石餘加增給候。

中島大炊助殿

今度三村方逆意付て、松山城可被詰覺悟にて罷上候之處に、旁才覺以頓に一着仕中國之弓矢任本意、大慶迄候、旁氣遣之段、令祝着候、就は松山領以知行、千貫目令扶持候、向後彌忠節肝要候、委細井上又右衛門尉可申候、恐々謹言。

九月十一日　左衛門佐隆景 花押（卷頭花押四七）

中島大炊助殿参

直家方より內通之儀、於可爲納得に者、本望之至也、仍筆達如件。

二月二十二日　信長 判

中島新左衛門殿

幸山衆之事、何之城在番等をも不被仰付候、當城幷庭妹邊、其外境目之御城に被罷居衆中之事は、尤可然候、大少身共に在所々に可被罷居衆、悉被相觸、山南之衆中をば東庄被打出在陣にて、彼在所をも被相鎭又於自然之儀は、何之城に被成とも、被聽付候樣可被仰付候、中とをりの衆をば、佐野殿・彌屋殿・舟木殿などの構へ被罷籠、旁以時々之用をも被仰談候樣、可有御裁制之由候、御家來衆の事は不及申候、御國衆之儀さへ、少々御耳も無之方の被成御辛勞候間、其御心得某元御家人衆一人も不殘彌申候樣もより／＼へ被差出在陣させられ候て、時々の御用をも被承候樣、御裁判專一候、猶栗小二可被申候、恐々謹言。

十月二十日　井上又左衛門　春忠

清水長左衛門殿

今度羽柴筑前守押下候節は、其方於高松籠城、清水同意に氣遣、數度之戰功、無二之忠節無比類覺悟候、一手之者共捽之段聞届候、誠心譽之至候長左衛門不居候間、國境之樣子隆景方へ可被申越候、恐々謹言。

七月四日　輝　元

中島大炊助殿

今日は普請衆被仰付候、誠御懇之至喜悅候、各終日苦身候、猶從是可申候、恐々謹言。

五月二日　治部太輔　元清

中島大炊助殿　御返報

其方角之儀、無油斷令短息、別而馳走之由、元清幷高山之者共申越、令祝着候、彌何篇無緩御心掛肝要候、猶坪泉可申候、恐々謹言。

九月二十七日　左衛門佐　隆景　華押（卷頭花押四七）

中島大炊助殿

如仰近日は申隔候、扨て御眼氣之由候、不令存知無音候、涯（渡カ）分可被加療治事肝心候、隨て鬼身城長井申結儀候哉、然ば鬼身衆重々仕懸之條、可相破門存之處、從吉田沼田、被加下知、長井理運に可被申付由候條堪忍候、此節於吉田被相澄之由候條、急度可爲落着候、早々御懇に蒙仰祝着候委細期後面候、恐々謹言。

七月二十六日　治部太輔　元清

中島大炊助殿

中大内儀等、誠入魂之儀に候、不相替馳走祝着之段、内證可被申候、清水長左不被居候條、何篇方角之儀共、毎事聞合被申越候様に、可被相達候、恐々謹言。

五月十三日　　隆景

桂宮内　坪和泉参

附紙に、輝元之家從。

去正月二十六日大明勢、都近邊へ寄來刻、爲先手、人數差出及合戰之處、井上五郎兵衛尉、同意以覺悟、大明勢切崩、討捕に付得勝利候、一手共に令粉骨、無比類働神妙之至候、仍狀如件。

文祿二、六月七日　　隆景

中島治右衛門尉殿

私に曰、此已下の古翰は禰屋七郎兵衛所藏なり、七郎兵衛妻は中島大炊助が妹なり、七郎兵衛が子を與七郎といふ、此與七郎が妻に、大炊助が娘を嫁す、大炊助が子を治右衛門といふて、朝鮮陣に功あり、此治右衛門に子なかりしかば、與七郎子を養て子とす、是を中島太郎左衛門といふ、此由緒にて禰屋家斷絶の後は、此古翰類中島家預りけるといふ。

（此處虫喰）□□□□□□□□□□□故候哉、彌向後□□□□□□□（此處虫喰）之儀各無心奉公可被事肝要存候、備州御逗留間可致在陣を、諸事無分別御存分に被引候而、昨夕罷歸候、所々不慮之時分に候間、一は要害用心彼此迷惑候て歸陣候、自然備州より御尋越候は、思案候而可有返事儀、專要々々候、今度各辛勞之衆へ、此由可被仰候、爲其彌八郎進じ候、一人も無越度被引退候事、千萬難申盡候、恐々謹言。

十一月八日　　久次

禰屋七郎兵衛殿

幾度申候ても、今度前後之御心遣中にも、申も疎之至候、以御計略、留守中之事、無異儀之段申ても餘有次第候、併一入感申候、必々不計參御禮可申候、相續候て、與七郎殿奉公神妙、是又本望に候、先一筆令啓

候、謹言。

六月二十三日　久　智

禰屋七郎兵衛殿

昨日旁以存分之、龍口城一形御持上下之覺無申計候、雖于今不始候、御心懸之至、賴母敷存候、先以使者申候、恐々謹言。

五月十一日　久　智

禰屋與七郎殿

今度は至龍口城、敵及行既二三ノ丸迄伐入候處、藥師寺殿・與七郎殿、以御粉骨被伐退、剩可然衆數人被討捕之由、一味中面目之至大慶不過之候、最前之衆御油斷不紛候、外聞不可然候、仍岡樵右十一此方へ被罷越、一昨日十七歸路候、直に可被參旨候、ツ(津)山南御知行、御公物員數、萬艘可被相證之條、自某も別に使は添可申由候迚、於旨趣は申明候間、御兩所迄可申之覺之儀、無左と御請被成候を捺可被申、内證と聞へ候、於員數之樣躰は、被仰理堅固、御請被成候而可然候、直とも此旨申候、猶以御披露專一候、急候て具に不申入候、恐々謹言。

五月十九日　家　親　私曰、紀伊守三村修理亮。

禰屋七郎兵衛殿　土屋四郎左衛門殿

今度元資元親被申付候、鳥越林可召返候、余人には替地之儀雖不遣候、此度七郎兵衛父子、於備前表忠節無比類に、爲替知國府三郎兵衛跡式申付候、向後別而奉公仕候樣に爲各禰屋鶴壽、所々可被申理候、謹言

八月三日　久　式　私曰、石川源左衛門。

岡安藝殿　中島次郎右衛門殿　土屋四郎左衛門殿

江口源介殿　大野石見殿

其表長々辛勞無申計候、替之儀申付候間、可有歸陣候、仍須々木方之儀、不思儀之雜徒に付及心遣候、就使三村越前相添、淸水長左事頓に差返し候、何と成共、無事に可被相調之由申事候、則可爲落着候間、其氣遣不可有候、於趣御歸之時、可申承候、恐々謹言。

五月二十一日　左衛門佐　隆景

禰屋七郎兵衛殿

今度上之儀俄申出候而、一入御辛勞に候、此者被仰合河扁御心懸可爲祝着候、殊普請等別而賴存候、猶手島東市助可申候、恐々謹言。

五月二十六日　隆景

禰屋七郎兵衛殿　日幡八郎左衛門殿　頓宮次郎左衛門殿

其境之趣、爲可承合、此者共進じ候、於時宜き淸水長左所へ申遣候、各被仰談御馳走肝要候、內郡表へ歷々人數差出候條、可御心安、猶兩人可申候、恐々謹言。

九月十一日　小早川　隆景

禰屋七郎兵衛殿

明後二十二日輝元御陣替被成に彌定候、三山迄可被成御打越由候、內郡表御行之間、地下中搦以下堅固可被仰付候事肝要候、仍內郡表程遠に付而、從爰元繩持せ候事、難成由候間、佐野方構に預け置候、繩之內十束近比召御造作、河西之河原六郎右衛門尉方迄被差上候而、可被進候、自此表指上候事不成候間、申事に候、別而賴申候、恐々謹言。

十一月二十日　井上又右衛門　春忠

禰屋七郎兵衛殿

今度服部之內、和田深町敵夜討懸候處、地下人無油斷故、手前堅固にて肝心候、彌無緩可被申聞候、恐々謹言。

九月十二日　　隆　景

禰屋七郎兵衞殿

先度至西山、敵夜討懸之刻被懸合、被追崩之由、誠心懸之至、無比類候、彌夜掛等、其外無緩御馳走專一に候、猶此者可申候、恐々謹言。

九月七日　　隆　景

禰屋七郎兵衞殿

今度冠山城、不慮之落去不及是非候、然ば貴所之御事、以御手柄無恙御伐退之段、尤肝要に候、何も以御使者可被仰出候、御手口如何候哉承度候、猶重而可承候、恐々謹言。

卯月二十七日　　井上又右衞門　春忠

禰屋七郎兵衞殿　參人々

如仰今度冠城之儀、不慮之落去不及是非候、御方樣之儀、以御手柄被伐拔之段、無比類存候、自是社可申入之處、蒙仰忝存候、疵數ケ所と存候處、無御痛之由肝要候、何も御出頭之節可申承候、恐々謹言。

卯月二十八日　　鵜飼新右衞門　元辰

禰屋七郎兵衞殿　參人々御中

今度冠山城、不慮之落去不及是非候、各無言覺悟候處、如此被成下惜次第に候、御方之儀無恙被伐退可然候、殊被蒙疵之由候、頓可申之處、彼是取亂、無音心中の兆疎意候、此節分際之馳走、可爲祝着候、猶此者可申候、恐々謹言。

五月九日　　　　小早川隆景

爾屋七郎兵衛殿

今度御兄弟之孫市郎殿、須々木御同然に、至高松御越候、然間貴方御存分可有之と被仰候而、孫太郎同然に、可有御在陣之返信被仰候、從御本陣前之姿に、須々木方秋山罷歸候へと被仰出候、左候處に、孫市郎殿へ御存分候へば、御本陣之御下知を被相背候樣に、可被思召候條、於此節は如此以前御分別専一に候、御心得如此御座候、恐々謹言。

六月朔日　　　　三村越前　親成

爾屋七郎兵衛殿　參御宿所

先刻以使者如申入、今度須々木秋山覺悟に付て七郎兵衛殿御存分尤候、雖然自本陣如前々と被仰出候處を、御存分間敷候へば、御本陣之御機嫌不宜候之條、先此如間之須々木殿足弱衆返し被申候て可然候、御存分にて候、大に可不然候、七郎兵衛殿へも可申斷候、於其段は可御心安候、爲其一筆申入候、恐々謹言。

六月一日　　　　成羽越前

岡與左衛門殿　　牧野次郎兵衛殿　私曰、二人共爾屋家臣。

如御意雖不申通候、御恩札拜見本望、仍上下御和平之儀に付而、至岡山蜂須加我等或罷下然ば、其御國之儀河切姿に候、就其御身上之事具蒙仰候、尤存候、然共一先之儀は藝州被成御屆候て可然候、於以來之處は、隨分相應之儀馳走可申候、御家來之事は其まゝも可被爲置、御一分御荷物已下之事火急候、御取越之儀難成候はゞ、御屋内に其儘御置候て、しづ〳〵と御取越可被成候、其間は拙者奉行を付置、聊無相違樣に機遣可仕候、猶御使者へ申渡候、恐々謹言。

十二月二十日　　　　黑田官兵衛尉　孝高

禰屋七郎兵衛尉殿

禰屋七郎兵衛尉事、坪和息女令離別之由、誠無二之覺悟祝着候、入魂之段無忘却之道、能々可被申渡候、恐々謹言。

五月十七日　隆景

清水長左衛門殿　井上又右衛門尉殿

御使札忝存候、作州相究一昨日罷出候、然ば兒島可相渡由、從隆景被仰候間、彼島請取次第罷上候、上邊御用之儀候ば、可被仰越候、不可有疎意候、隨而爲御音信百疋每度御懇忝存候、猶御使者へ申渡候、恐々謹言。

三月二十一日　黑田官兵衛尉　孝高

禰屋七郎兵衛尉殿

高畠清之進所藏

備前國兒島中段錢段別百文口目錢可在之事、任例相懸候、來月十日以前着候樣、可有進上之由候也、仍執達如件。

文安元、七月二十日　眞覺 [花押]（卷頭花押四一）

山田對馬入道殿　高畠和泉入道殿

高畠與一左衛門所藏 兒島郡小串村に住す

兒島中御風呂料の事、云未進、云當年分連々催促之處、尙以無沙汰之間、重而令下向、堅被加催促、今月中悉京着之樣、可有進上候、若尙於無沙汰之輩は、別而可被加譴責之由也、仍執達如件。

註、商家とあるは、武家所藏に對する商家所藏の意也。（無適）

康正二、九月五日　眞　覺　［華押］（卷頭花押四五）

山田對馬入道殿　高畠和泉入道殿

商家

定。

一、なつしちは、五月五日をかぎりうけ申べき事。あきしちは、十二月七日をかぎりうけ申べき事。

一、火事にあひも、しちもつ有は、おきぬしのそんたるべき事。

一、ねずみきり、あるいは、うせしち等これあらば、もと一ばいにて、わきまへべき事。

一、しちもつぬすまれ候事、町中ろけんしたるべきにをひては、をきぬしのそんたるべき事。

右旨あひそむくものをば、可成敗者也。

文祿四、正月二十二日　［華押］（卷頭花押四六）

私に曰、此掟書は今町會所に所藏。

西大寺町　丸尾屋新兵衛所藏

鹽屋次郎左衛門尉討罸之事、被仰出候間、可相心得候、猶以抽忠勤可申者也、仍執達如件。

建武元、八月日　楠兵衛尉正成

伊賀入道どのへ

紙屋町　製藥屋九右衛門所藏　私に曰、此古文書、元は西大寺町山口や與左衛門といふ者、所持せしが此山口屋家衰へて後、緣家たるに依て、當時製藥屋所藏す

底䞐（そこにへ）到來祝着候、從藝州歷々被差上、逗留刻珍物一入本望候、委細竹善可被申條留筆候、恐々謹言。

七月三日　直家　［華押］（卷頭花押二六）

山口與三衛左門殿

下之町 惣代萬介所藏

去る四日佐井田表合戰之時、敵陣切崩過半相殘戰候半、討捕宗徒之者之段、忠節無比類候、如恩賞可相計者也、仍狀如件。

元龜二年九月十一日　直家

河口左馬進殿

去る三日、於鳥取高尾山表、天神山衆及合戰抽粉骨之段神妙に候、如恩賞可相計候、感狀如件。

天正二年六月五日　直家

河口左馬進殿

上之町 福岡屋彌十郎所藏 せしが、當時行方不知。

態申入候、其方御代官所於宮保之內、二百石坂折宮へ、被成奉納候はゞ、早々神主社僧中へ、可有御引渡候、猶浮太郎左、浮河州へ申入候、恐々謹言。

三月十六日　中村次郎兵衛尉

池田助左衛門殿 道夕御宿所

濱田町 醫師山口丈三所藏 丈三が家絕て、弟新五郎といふ者、早水藤左衛門と改名して、備後福山へ行きしが、其節携去るといふ。

當構之兵粮差籠度候間、人足四五人幷船之事、可被申付候、賴入候、恐々謹言。

閏六月四日　國秀 [華押]（卷頭花押二三）

山口小二郎殿

備陽記曰、國秀は赤松國秀なりとあり、私曰是說非なり。和氣郡片上村、戶田松山城主浦上近江守國秀也、此山口小二郎、亦片上村富民ならん一說國秀は浦上政宗宗景之弟なり

禁制

備前内 西大寺

一、當年之軍勢亂妨狼藉之事。　一、放火之事。

一、田畠苅取對地下人不謂族申懸事。

右條々堅令停止畢、若違犯之輩在之者、速可處嚴科者也、仍下知如件。

天正十年三月日　　筑前守　華押（卷頭花押二四）

庶幾持せ給候、祝着候、近日怖候と申、懇切之至、彼是以一入可令賞翫候、猶期面顏之時候、恐々謹言。

七月十六日　　直家　華押（卷頭花押三一）

山口與三左衛門殿

今度西大衆、色々造作機遣無申計候、雜掌一段結構出來して大慶候、枚景御機嫌能萬仕合、可然滿足此事候、西大寺へ可差遣使者覺悟之印、旁以申止候旨任其儀候、能々心得候旨可被申事、肝要候、猶八右衛門申聞候條、擱筆候、恐々謹言。

八月三日　　直家　華押（卷頭花押四八）

尾上町　山崎屋彦右衛門所藏　と享保之留にあり。

岡山普請町替に付而、屋敷之事申上通一段感覺候、中島におゐて望次第やしき可遣候者也。

文祿二年八月二十一日　　秀家　華押（卷頭花押二二）

半入

紺屋町　海津屋十郎右衛門所藏　享保の留にあり。

父田兵衛尉（討イ）事長左衛門、討相届立用之段、誠忠儀之至無比類候、爲其賞同名與右衛門諸職之事遣置候、彌

馳走可爲肝要之狀如件。

天正十一年七月十日　隆景

清水田右衛門尉殿

今度至高松、羽柴罷懸候處、數日籠城、殊其方父田兵衛尉事、長左衛門討同前相果候段、無比類之由不及言語候、忠儀之至連々不可忘却候、猶井上又右衛門尉可申聞候、謹言。

天正十年六月十三日　隆景 華押（巻頭花押二八）

清水田右衛門尉殿

今度高松成行不及是非次第候、御親父之儀、宗治同前無二之御覺悟似而中も疎候、頓可申入處に、無十方取亂延引申候、彼是宗治御親父被申置仔細候之間、寺安方迄可有御出候、御暇請之紙面兩人被書置候、連共、各事はき被取ふしき躰にて、紙面取落申候、將に訪共、爰許にて宗治同前申付候へ共、爲香錢米二俵持せ申候、御朧氣之儀幾度申候ても不及是非候、猶御伐まち申候、恐々謹言。

六月八日　清次景治 華押（巻頭花押二九）　清右行宗 華押（巻頭花押三〇）

難波田右衛門尉殿 上る

清水與右衛門諸職之事、對同名田右衛門被遣之候、田數等無殘可被引渡候、恐々謹言。

七月十二日　井上又右衛門春忠 華押（巻頭花押三二）

行友市丸殿　岡崎宗右衛門殿　小倉宗信

八田部郷之内 清水與右衛門先給 田畠坪付之事

水をちのはな
一、所田四十代分　四斗八升

高御
一、所田一反二十五之分　九斗

水をちの北
一、所田 二十代分 一斗六升

同所
一、所田 三十代分 二斗四升

きつねはし
一、所田 一段分 五斗

白川の町
一、所田 四十代分 四斗

城のにし
一、所田 二之分 八斗

高柳
一、所田 十五代分 一斗五升

談儀所の前
一、所田 一之三十代分

同所
一、所田 十五代分 一斗八升

くつのきう
一、所田 一反三十代分 八斗八升

大道の北
一、所田 四十代分 四斗八升

かないとの前
一、所田 一之分 五斗

高かき
一、所田 一之三十代分 七斗二升

うすいの下
一、所田 十代分 八升

以上 田數 一町四段二十五代 分米 七石二斗七升

かいた刑部郷の内
一、所田 四十代分 三斗八升 右の外八田部々畠 上尻村、宗六

一、畠 一町三反二十五代 一、分錢 二貫九百六十五文目

御帳、爰計無御座候、聽て罷上候條、引渡可申候。

右惣貫目十貫六百十五文目歟。

天正十一年癸未八月十二日 河内備後守
行友市丸 判

清水田右衛門殿

八田部郷之内清水與右衛門先給畠方坪付之事

ほうのきう
一、所 四十五代　分錢 百八十文
小河のにし
一、所 十五代　分錢 九十文
かわら畠
一、所 一之　分錢 二百文
水おち
一、所 二十代　分錢 二百文
打原田の上
一、所 一之　分錢 二百文
同所
一、所 一之　分錢 百文
同所
一、所 二十代　分錢 八十
中嶋からけ
一、所 一反二十代　分錢 二百八十
十ふき屋敷
一、所 四十代　分錢 三百二十文

河原畠
一、所 十五代　分錢 四十五文
やふき屋敷
一、所 十代　分錢 八十文
同所
一、所 一之十代　分錢 百二十文
同所
一、所 二十代　分錢 二百文
こんけん原
一、所 一之三十代　分錢 五百六十文
ゑぼしかた
一、所 一反四十　分錢 百八十文
同所
一、所 二十五代　分錢 百文
キノ後
一、所 十五代　分錢 三十

以上　畠數 一町三段二十五代　はら村の孫四郎　分錢 二貫九百六十五文目

河内備後守

天正十一年癸未九月十四日　行友東市丸

清水田右衛門殿

藤野町 土佐屋乘易所藏 と亭保之留にあり。

御状令拜見候、鄕治表之事、動とは候へ共、尤昨日は未動なく候や。

一、従泉三吉申越候、尼子方萬一上ロし被罷出候儀、事實も都治表之事、さのみめづらしき事はあるまじく候や、たゞし又尼子自身石州罷出候程之事候ば、川むかひに候ほどに、加勢等も大儀候、彌三日五日之内可見候〳〵、重々御左右之趣可承候。

一、昨日晩じ候て申入候、一日下衆權現山へ取こ郷人候、是は山がら殊外わるく候を、如此仕候上は、要害にて有間敷候、此方より申付候山へ、可件（作カ）取ため、ふんとに仕候まで存し候、申城へ築もしか〳〵なき事百敵取寄候も、當日に後巻仕候はでは、不叶儀まで參らせ候〳〵、然間今一陣被傳出取寄候も、夜中をいわず、父子共罷出、あふ口々に、合戰可仕候〳〵。

一、昨日も如申候、此時は御方之事も、石州も、永安も、何もかも入間敷候、年寄も童もうちふるひ候て、めしつれられ御出候て、安否めさるべきまで參らせ候〳〵、さして下衆悉於彼表、打果候へば、何方も以其儀可勝候〳〵、下衆だに悉討取候へば、大平まで參らせ候〳〵。

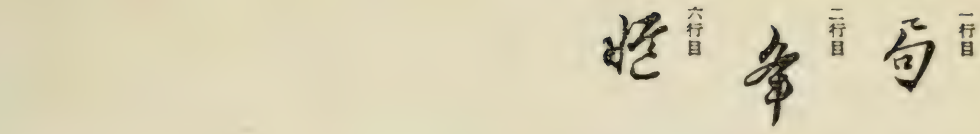
一、都治表爲加勢、今田殿御出候由候、餘にそ忽に御加勢之事、我々申候て、近比せうし（笑止）候ちも石州之事くつろぎも候ば、誰々にも今田殿などの事は、御かいし候へば、可然候〳〵、連々覺悟之前、防州・雲州を敵にうけ候て、この事如此手ふさがり候ずるとは拜覺事候、みな〳〵御方さま連、隆景も、元㚢にも、はたと方々手をふさげ、人數あつまらず、事千萬せうしまで參らせ候〳〵〳〵、雖然其段も何もかも、入間敷候山里表之儀、 度此弓矢之善惡まで參らせ候〳〵〳〵、恐々謹言。

八月晦日　　元就

元春　參御返報

當田上領内賀野百姓等申分

新田義貞謹言上欲蒙任當年損亡實不使御藏所當辨備愁子細事。


一行目　二行目　六行目

右件損亡者、七月大風并大洪水、八月上旬大霜降下、并損失無其隱當季不熟者、但□平均、殊賀野上の、深山樹木蔭也、□可鶬鵃半哉、領然者哉、不蒙御裁所者、百姓等逃散可有之者也、不入籠山野者、活命□絶、如何早不被遂御檢見者、百姓等之難儀不可有者也、被□人文謁御檢見擔、恐々言上如件。

正慶元季九月日

右之趣承候　[花押]（卷頭花押三三）

御狀は定□射進上候や重恐々。

御札被下畏拜見仕候事、明日は日中に立候間不申候處、夜陰之御使恐入候、仰次第可申遣候、又爰聞夜川なき子□□上候、諸事上に猶御使者入候、恐々謹言。

六月十六日　義貞也といふ。

阿波國富吉庄、西方地頭淺原三郎五郎兼有申、卯月二十日、淡路國々司、高倉少將已下之軍勢等馳向、播磨國大倉谷宿南濱之處、致散々合戰、自船被上迄、北山追懸の條、同所合戰之仁、小笠原孫太郎・有田孫二郎、及見分、然則爲後證、可賜御判候、以此旨可有御披露候、恐々謹言。

建武三年卯月二十一日　藤原兼有　[花押]（卷頭花押三九）

進上　御奉行所

山科小野庄與當寺所司、相論寺邊田地事。任文殿勘狀、寺家進止不可有相違之由、可有御下知者。院宣如此、以此旨可令洩啓、勸修寺長吏宮給、仍執達如件。

曆應四年十一月九日　右衞門督　[花押]（卷頭花押三四）日野資明也。

大納言法印御房

東條凶徒退治事、早可令發向之狀如件。

貞和三年十一月二十八日　華押（卷頭花押三五）足利直義之花押と云。

平賀三郎殿

九州蜂起事、直冬稱御意、相語士卒之由、有其聞の間、爲誅伐は所下着兵庫也、早相催一族不日可馳參候、備後國之狀如件。

觀應元年十一月八日　華押（卷頭花押三六）

河野對馬入道殿

禁制　神祇官

一、竹木剪伐事

一、繫飼牛馬事

右條々堅令禁過訖、若有違犯族者、可處嚴科者也、仍下知如件。

永正五年七月二十五日　左京大夫多々良　華押（卷頭花押三七）

華押（卷頭花押四三）　私に曰、武田信玄之朱印といふ。

禰津紀伊守子、同名監物子立河玄蕃弟、爲人質其地在城候、向後爲代可勤軍役之旨、兩三人御所訴詔申候之間、被爲返候之者也、仍如件。

永祿十三年庚午三月四日　土屋右門衞尉奉之

深志在城衆

二日市町　小松屋寶次郎所藏

作州高田一養事、岡山在城可仕之旨申承候、無異議罷越候やうに可被申付候也。

文祿三、十一月十五日　秀　家 花押（卷頭花押四〇）

角南太郎右衞門どのへ

去比鷹師差下候處、隨次中地馳走令悅喜候、今度も中河市助下候間、其許往還指南任入候、仍無上二斤遣之候也。

七月二十七日　神君御名 花押（卷頭花押四二）

近藤出羽守殿

下片上町　伊部屋善次郎所藏

未申通候所、御內存旨被仰越尤候、卽御朱印被成下候、彌有御才覺、御忠節肝要存候、此方之儀如在存間敷候、近日播州へ可罷越候之條、則其表可相働候、其刻可申承候、隨て太刀一腰馬一疋到來、令祝着候、芳期後音之時候、恐々謹言。

正月十日　秀　吉 花押（卷頭花押三八）

庄駿河守殿 御返報

私に曰、文中御朱印とあるは、信長公の御朱印なるべし、其表へ働とあるは、毛利退治の事なるべし。庄駿河守は、備中小田郡猿懸山の城主庄豐前守が孫か、其父□□（大字）元祐、實は三村家親の子にして、備前妙禪寺合戰之時打死せり。播州へ可罷越といふ文は、此時秀吉播州姬路在城なればなり。

下片上町　竹田屋十郎右衞門　といふ者、先祖に秀家卿朝鮮國より、書付給りし由、今に所藏。

條々

一、あましの內、さぶらいのほか、商賣人一人も不可住事。

十二行目上

十二行目下


一、しやうばい人之事、よき家をつくり候はゞ、新町をはじめ、いづれの屋敷にかぎらず、あしき家を、こぼさせ可遣、但二かひづくりたるべき事。

一、大河に橋を可懸のあひだ、川東へなり共、心まかせにや敷どりすべし、請錢の事いづれの給人、雖爲進退、一段可爲貫別事。

已上

右於令歸陣者、則可改之間、其內可用意者也。

五月二日 [華押]（卷頭花押二七）

上片上町 久志屋善次郎所藏

口上

分國中、さけつくり候事、おか山の外にては、令停止も、酒作度ものは、岡山へ可罷出候、於岡山つくらせ可申候、然ば來八月中に、岡山へ致在宅候樣可申付候、斯樣相そむくもの於有之は、其在所を取候、給人又は代官可爲曲事、其者の儀は一るいともに、可遂成敗候、其方不斷申付候邑(道)野一□(宍カ)候□(斯カ)杣後儀てよの口より聞付候はゞ、其方身上はて。

文四、五月八日 秀家 [華押]（卷頭花押四四）

伏見新介殿

森下町。浪人進藤喜兵衞所藏

今度於高麗奉公依抽、爲加恩五石地遣候全可有知行候、謹言。

十一月二日 馬伏四郎右衞門元次

任賞

文祿三年正月四日　　次　實

馬伏四郞右衛門殿

立花敬勝寫

伊藤儀兵衛校㊞

吉備溫故秘錄　卷之五十（古簡七）終

昭和六年七月一日印刷
昭和六年七月五日發行

非賣品

吉備群書集成

吉備群書集成刊行會

編纂兼發行者　森田敬太郎
東京府荏原郡目黑町上目黑三五〇番地

印刷者　鈴木清三
東京市神田區表猿樂町一番地

印刷所　昭文社
東京市麴町區三番町六八番地

發行所　東京府荏原郡目黑町上目黑三百五十番地
吉備群書集成刊行會
振替口座東京五五八二七

吉備群書集成刊行會